



不許複製

大正十三年十月二日印刷
大正十三年十月五日発行

漢文叢書
文章軌範・東萊博議

編輯者 塚本哲三
東京府下大久保町西大久保二百三十六番地

発行者
印刷者 三浦理
東京市神田区錦町一丁目十九番地

印刷所 有朋堂印刷部
東京市神田区錦町三丁目九番地

発行所 有朋堂書店
東京市神田区錦町一丁目十九番地

大正十三年十月二日印刷
大正十三年十月五日發行

漢文叢書
文章軌範、東萊博議

東京府下大久保町西大久保二百三十六番地
編輯者　塚本哲三

東京市神田區錦町一丁目十九番地
發行兼印刷者　三浦理

東京市神田區錦町三丁目九番地
印刷所　有朋堂印刷部

東京市神田區錦町一丁目十九番地
發行所　有朋堂書店

其中者。孔子之樂也。曰不改其樂者。顏子之樂也。然而飯也。飲也。股肱也。非孔子之樂。特樂在其中而已。簞也。瓢也。陋巷也。非顏子之樂。特不改其樂而已。意者孔顏之樂。果窅然而無物耶。彼所謂樂在其中者。在之一辭。必有所居也。彼所謂不改其樂者。其之一辭。必有所指也。居何所居。指何所指。吾黨盍其繹之。

東萊博議 終

馳騖而忘反。權寵之樂勃如也。詞華之樂驕如也。聲色之樂昏如也。敗遊之樂蕩如也。是皆陋人之所樂。君子之所哀。哀之者。豈預憂其禍至哉。鴟鴉嗜鼠。卽且甘帶。何等臭腐。而忻慕耽惑。以身償而不悔。是固逵者之所嗤憐也。歸父譽魯樂之時。固已可悲矣。奚必悲其將亡哉。吾嘗聞孔顏之樂矣。蓋樂其樂。而未嘗倚於一物也。曰樂在

るぞ、而も未だ嘗て一物にも倚らざるなり。樂(一七)其中に在りと曰ふ者は孔子の樂なり。其樂(一八)を改めずと曰ふ者は、顏子の樂なり。然も飯(一九)や飲や股肱や、孔子の樂に非ず、特に樂其中に在るのみ。簞(二〇)や瓢や陋巷や、顏子の樂には非ず、特に其樂を改めざるのみ。意ふに孔顏の樂は、果して窅然(二一)として物無らんや、彼の所謂樂其中に在りとは、在の一辭必ず居る(二二)所有らん。彼の所謂其樂を改めずとは、其の一辭必ず指す所有らん。居は何の居る所ぞ、指は何の指す所ぞ、吾黨盍ぞ共に之を繹ねざる。

(一) 熊掌と牛の心臓と共に美味と稱せらる (二) 輕細雲霧の如き織物の飾り多きなり (三) 惑溺して止まず (四) 指して期日を示す (五) 名教の樂を指す (六) 馳せ騁る (七) 權勢寵愛を得る樂 (八) 文章詞華の樂 (九) 精神を暗からしむるなり (一〇) 心とろけて迷ひ去る (一一) 惡鳥の類 (一二) むかでは蛇を好む (一三) 喜び慕ひ耽り惑ふ (一四) 身を失ふも之を得んとするを謂ふ (一五) 君子正人 (一六) 孔子顏淵 (一七) 論語述而篇 (一八) 亦論語に出づ (一九) 疏食を食ひ水を飲み肱を曲げて云々とあるに依る (二〇) 一簞の食一瓢の飲陋巷に在れども云々とあるに依る (二一) 遙に奧深き貌 (二二) 樂の在る所を尋ねば必ず存する所あるべし

日飯二稻粱一。未二嘗以告一レ人。一得二熊蹯牛心之饋一。則譽二其珍一。歳衣二布帛一。未二嘗以告一レ人。一得二霧縠文錦之服一。則譽二其美一。吾是以知下歸父之言二魯樂一。必棄レ常而嗜上レ利也。棄レ常嗜レ利。乾沒不レ已。雖レ非二晏氏一。固可三指期而俟二其亡一矣。至樂之地。人皆有レ之。惟不レ能レ有二其樂一。而樂移二於物一。故

日に稻粱を飯するは、未だ嘗て以て人に告げず。一たび熊蹯牛心の(一)饋を得れば、則ち其珍を譽む。歳に布帛を衣れども、未だ嘗て以て人に告げず。一たび霧(二)縠文錦の服を得れば、則ち其美を譽む。吾是を以て、歸父の魯の樂を言ふは、必ず常を棄てて利を嗜むものなるを知りぬ。常を棄てて利を嗜み、(三)乾沒已まざれば晏氏に非ずと雖も、固に指期(四)して其亡を俟つべし。(五)至樂の地は人皆之れ有り、惟其樂を有する能はずして、樂物に移る。故に馳騖(六)して反るを忘るゝのみ。權寵(七)の樂は勃如たり、(八)詞華の樂は驕如たり、聲色の樂は(九)昏如たり、畋遊の樂は蕩如た(一〇)り。是れ皆陋人の樂む所にして、君子の哀しむ所たり。之を哀しむ者は、豈預め其禍の至るを憂へんや。(一一)鴟鴉は鼠を嗜んで、(一二)即且は帶を甘しとす。何等の臭腐にして、而も(一三)忻慕耽惑、(一四)身を以て償うて悔いざるぞ。是れ固に(一五)達者の甚だ憐む所たり。歸父が魯樂を譽むるの時は、固に已に悲むべし、奚ぞ必ずしも其の將に亡びんとするを悲しまんや。吾嘗て(一六)孔顏の樂を聞けり。盍ぞ其樂を樂まざ

而懷者。情之正也。儀之琴。居北而音南。舄之吟。身楚而聲越。是固情之不可解。而仁人君子之所許也。因去國之悲。然後懷在國之樂。曷有居其國而知其樂者乎。獸在阱則思壙。當其走壙。未嘗知壙之樂也。鳥在籠則思林。當其棲林。未嘗知林之樂也。歸父方居魯。而喋喋以魯樂告人。自非不安其常而嗜其利。何自而知其樂哉。岱之山。洙之水。五父之衢。大庭之庫。城闕井邑。物產土俗。呱而育焉。聱而嬉焉。弁而遊焉。固非驟見而忽聞。胡爲而誇語於人哉。

壙を思ふも、其の壙を走るに當つては、未だ嘗て壙の樂を知らざるなり。鳥の(八)籠に在るや則ち林を思ふも、其の林に棲むに當つては、未だ嘗て林の樂を知らざるなり。歸父方に魯に居るに、(九)喋喋として魯の樂を以て人に告ぐ。其常に安んじ(一〇)て其利を嗜まざるに非ざるよりは、何によつてか其樂を知らんや。岱の山・洙の(一一)水・五父の衢、大庭の庫、城闕井邑、物產土俗、呱して育し、聱して嬉み、弁し(一三)て遊ぶ。固に驟に見(一二)忽に聞くには非ず。胡爲れぞ誇つて人に語らんや。

(一) 自己の故郷 (二) 孟子に孔子の魯を去るや遲々として行く云々と (三) 思慕の情 (四) 出處參照 (五) 楚の鍾儀晉にて琴を彈ずるに南音を操りき (六) 越人莊舄楚に仕へしが吟聲は越なりき (七) 陷穽なり (八) 廣野を指す (九) 多辯の貌 (一〇) 分に安んじて利慾を好まず (一一) 泰山洙水五父の大道は皆魯に在り (一二) 魯城内の府庫 (一三) 呱々の聲を擧げし小兒の時より髮を垂れ冠を着くるまですべて魯の國に在りの義

舊國舊都。望レ之悵然。遲遲其行者。亦聖人去二父母國一之道也。夫思者。聖愚之所レ共。公孫歸父懷二於魯一。曷以獨爲二晏氏一之所レ譏。曰。去レ國

（出處）宣公の十四年、公孫歸父は齊侯に穀に會し、晏桓子に見えて、之と魯の樂を言ふ。桓子は高宣子に告げて曰く、子家は其れ亡びんか、魯を懷へり。懷へば必ず貪り、貪れば必ず人を謀り、人を謀れば人も亦己を謀る。一國之を謀らば、何を以てか亡びざらんと。十八年、歸父齊に奔りぬ。

〔評註〕歸父魯に居て魯の樂みを譽む。必ず是れ齊に奔りて利を嗜まん。晏子に非ずと雖も、固に指期して其亡を俟つべし。

(一)舊國舊都、之を望んで悵然、(二)遲遲として其れ行く者は、亦聖人父母の國を去るの道なり。夫れ思は聖愚の共にする所たり。(三)公孫歸父が魯を懷ふは、曷ぞ以て獨り晏氏が爲めに之れ譏らると。(四)曰く、國を去りて懷ふ者は情の正なり、(五)儀の琴、北に居て音南し、(六)舃が吟、身は楚にして聲は越なり。是れ固に情の解くべからずして、仁人君子の許す所なり。國を去るの悲に因りて、然る後に國に在るの樂を懷ふ。曷ぞ其國に居て其樂みを知る者有らんや。(七)獸の阱に在るや則ち

惟恐₌其或改₋。處レ心積レ慮。可レ謂レ忍矣。此吾所レ謂事是而心非者也。論者安可下信₌其事₋。而略₌其心₋上哉。人苟心不レ在₌於善₋。凡所レ遇之事。曲固曲也。直亦曲也。邪固邪也。正亦邪也。仲舒孫弘。同以₌春秋₋而事₌武帝₋者也。劉向谷永。同奏₌諫疏₋而正₌成帝₋者也。然世皆內₌仲舒₋而外レ弘。右レ向而左レ永何邪。弘之春秋。人所₌以羞レ道レ之者。心累₌其書₋也。永之諫疏。人之所₌以喜レ攻レ之者。心累₌其言₋也。井辱₌秣陵₋。泉貪₌交廣₋。果誰爲₌之累₋者。井邪。泉邪。人邪。

も亦邪ならん。仲舒・孫弘(四)は、同じく春秋(五)を以て武帝に事ふる者なり。劉向谷(六)永は、同じく、諫疏(七)を奏して成帝を正す者なり。然るに世は皆仲舒を內れて弘を外にし、向を右にして永を左にするは何ぞや。弘の春秋は、人の之を道ふを羞づる所以の者は、心其書を累すればなり。永の諫疏は、人の之を攻むるを喜ぶ所以の者は、心其言を累すればなり。井(八)は秣陵に辱しめられ、泉(九)は交廣に貪らる。果して誰か之が累を爲す者ぞ、井か泉か人か。

(一) 論語顏淵篇に見ゆ　(二) 惡を增長せしむ　(三) 苦心焦慮して研究せるを指す　(四) 漢の董仲舒と公孫弘と　(五) 歷史に詳しきを以て召さる　(六) 漢の劉向と谷永と　(七) 諫諍し章疏す　(八) 金陵の地に井あり陳の後主其寵姬と投身す世人辱井と呼ぶ　(九) 交廣州に泉あり之を飲めば慾心盛となる世に貪泉と名づく

公孫歸父、魯の樂を言ふ

之策是也。人觀二其前一。莫レ不下非二晉侯一而是中荀林父上。人觀二其後一。莫レ不下非二晉大夫一而是中伯宗上。孰知二子策雖レ是。而心則非乎。圍レ懷之役。林父堅忍。以待二其衰一。是固理之正也。至下於所二以設一レ謀者上。則曰。使下疾二其民一以盈中其貫上。將レ可レ殪也。嗚呼。是誠何心哉。酆舒之事。伯宗奮厲欲レ討二其罪一。是亦理之正也。至下於所二以設一レ謀者上。則曰。後之人。或者將下敬奉二德義一以事二神人一。而申中固其命上。若レ之何待レ之。嗚呼。是誠何心哉。

（一）行爲は惡にして精神善なるもの　（二）堯の時の惡臣共工驩兜　（三）盜跖と莊蹻と共に古の大盜なり　（四）漢の許伯と史高と共に外戚の勢力家　（五）宋代の人物なる袁粲と劉秉と　（六）國境　（七）潞子の夫人　（八）つよく忍耐す　（九）驕侈を縱まゝにせしむ　（一〇）後の酆舒の人　（一一）再び其國の運命を永固にするか知れ難し

聞三君子成二人之美一矣。未レ聞レ成二人之惡一也。聞三君子懼二人之亂一矣。未レ聞レ懼二人之治一也。今林父則養二人之惡一。惟恐二其不一レ盈。伯宗則幸二人之亂一。

君子は人の美を成すを聞く、未だ人の惡を成すを聞かざるなり。君子は人の亂を（一）懼るゝを聞く、未だ人の治を懼るゝを聞かざるなり。今林父は則ち人の惡を養つ（二）て、惟其の盈たざらんことを恐れ、伯宗は則ち人の亂を幸として、惟其或は改めんことを恐る。（三）心を處し慮を積むこと、忍べりと謂ふべし。此れ吾所謂事是にして心非なる者なり。論者安ぞ其事を信じて其心を略すべけんや。人苟も心善に在らざれば、凡そ遇ふ所の事、曲は固に曲、直も亦曲、邪は固より邪、正

屠二袁劉一者必非レ忠。見二其事一則其心固不レ問而可レ知也。事非心是。理所レ無レ有。抑天下有二事是而心非者一乎。曰。有。赤狄伐レ晉。圍レ懷之際。勢方强也。晉侯欲レ犯二其疆一。荀林父欲レ待二其衰一。林父之策是也。赤狄酆舒殺二伯姬一之際。惡已暴也。晉大夫欲レ縱二其暴一。伯宗欲レ討二其罪一。伯宗

りや。曰く有り。赤狄晉を伐ちて懷を圍むの際は、勢方に强し。晉侯其疆(六)を犯さんと欲するに、荀林父は其衰を待たんと欲しき。林父の策は是なり。赤狄酆舒が伯姬を殺すの際は、惡已に暴なり。晉の大夫は其暴を縱さんと欲するに、伯宗は其罪(七)を討ぜんと欲しき。伯宗の策是なり。人其前を觀ては、晉侯を非として荀林父を是とせざる莫く、人其後を觀ては、晉の大夫を非として伯宗を是とせざる莫し。孰か知らん、二子の策是なりと雖も、而も心は則ち非なることを。懷を圍むの役、林父は堅忍(八)して以て其衰を待ちぬ。是れ固に理の正なり。謀を設くる所以の者に至つては、則ち曰く、其民を疾ましめて以て其貫(九)を盈たしめば、將に殪すべからんとすと。嗚呼是れ誠に何の心ぞや。酆舒の事は、伯宗奮厲して其罪を討たんと欲しき。是れ亦理の正なり。謀を設くる所以の者に至りては、則ち曰く、後(一〇)の人、或者は將に敬んで德義を奉じて以て神人に事へて、申ねて其命を固うせんとす、之を若何ぞ之を待たんと。嗚呼、是れ誠に何の心ぞや。(一一)

世未レ有二事非而心是者一。嚮二共驩一者必非レ信。朋二跖蹻一者必非レ廉。入二許吏一者必非レ正。

十五年、潞子嬰兒の夫人は、晉の景公の姊なり。酆舒政を爲して之を殺し、潞子の目を傷る。晉侯將に之を伐たんとす。諸大夫皆曰く、不可なり、酆舒に三儁才有り、後の人を待つに如かずと。伯宗曰く、必ず之を伐て、狄に五罪有り、儁才多しと雖も何ぞ補はん云々。後の人或者は、將に敬んで德義を奉じて以て神人に事へ、申ねて其命を固めんとす、之を若何ぞ之を待たん。有罪を討ぜずして曰く、將に後を待たんとすと。後に辭有つて討ぜば、乃ち不可なるなからんやと。

〔評註〕林父伯宗の狄を謀る所以の者は、未だ是ならずと爲さず。而も林父は乃ち人の惡を成さんと欲し、伯宗は乃ち人の亂を幸せんと欲す。事は是なりと雖も、心は則ち非なり。

世未だ事非(一)にして心是なる者は有らず。共驩(二)を嚮む者は、必ず信に非ず、跖蹻(三)に朋する者は、必ず廉に非ず、許史(四)に入る者は、必ず正に非ず、袁劉(五)を屠る者は、必ず忠に非ず。其事を見れば則ち其心固より問はずして知るべきなり。事非に心是なるは、理の有る無き所たり。抑ゝ天下に、事是にして心非なる者有

在二箴尹一本無二加損一。向若借二箴尹一身之死一。以塞二萬世謀レ利計レ功者之口上。身雖レ沒而道則彰矣。今適會二楚子之寬宥一。箴尹之心有レ如二白水一。固不レ待レ辨。彼紛紛謀レ利計レ功之徒。以レ己度二箴尹一者。殆深可レ憐也。吾嘗深求二其故一矣。楚子之宥二箴尹一也。非レ嘉二其復命一也。蓋思二子文之治一レ楚也。箴尹之宥。繫三於爲二子文之後一。不レ繫二於復命一也。然則箴尹之歸レ死。豈求レ生之計耶。吾故發レ之。以折二謀レ利計レ功者之說一。

る者の說を折く。

(一) 君命を棄つる亡命者を誰か受け納れん (二) 明白正直 (三) 在天の神に對するなり、諸は於に同じ (四) 一毫にても萬一を僥倖する心 (五) 增減 (六) 以下當時假に箴尹が死刑に就きしならんには天下後世膽劍の小人の口を塞ぎしなるべしとの意 (七) 左傳僖公二十四年の條に見ゆ、誓約の慣用語なり (八) 若敖氏、箴尹等の祖なり (九) 意外の結果に過ぎざる意 (一〇) 發明研究す

荀林父伯宗

(出處) 宣公の六年、赤狄晉を伐ち、懷及び邢邱を圍む。晉侯之を伐たんと欲す。中行桓子曰く、其民を疾ましめ以て其貫を盈たさしめば、將に殪すべからんとすと。

せ。尤可レ逃乎。由二其言一以觀二其心一。明粹端直。固可下對二越在天一而無上レ愧。使レ有二一毫覬倖之心間一レ之。則心聲所レ發。必有下不レ可レ掩者上矣。箴尹知レ有レ君而不レ知レ有レ己。知レ就レ義而不レ知レ就レ生。雖レ不レ免二於司敗之戮一。必以三死得二其所一爲レ幸。固瞑目而無レ憾也。豈預期二楚子之宥一哉。死與二不死一。

愧づる無るべし。(四)一毫覬倖の心の之を間する有らしめば、則ち心聲の發する所、必ず掩ふべからざる者有らん。箴尹は君有るを知るも己有るを知らず、義に就くを知るも生に就くを知らず。司敗の戮に免れずと雖も、必ず死に其所を得るを以て幸となし、固より瞑目して憾無しとせん。豈預め楚子の宥を則せんや。死と不死とは、箴尹に在つては本加損無し。(五)向に若し箴尹一身の死を借つて、以て萬世利を謀り功を計る者の口を塞がば、身は沒すと雖も道は則ち彰ならん。(六)今は適〻楚子の寛宥に會へるのみ。箴尹の心は、(七)白水の若きこと有らん、固に辨ずるを待たざるなり。彼紛紛として利を謀り功を計るの徒は、己を以て箴尹を度る者のみ、殆ど深く憐むべきなり。吾嘗て深く其故を求むるに、楚子の箴尹を宥すや、其復命を嘉するに非ざるなり、(八)蓋し子文の楚を治めしを思へばなり。箴尹の宥は、子文の後たるに繫つて、復命に繫らざるなり。然らば則ち箴尹の死に歸するは、(九)豈生を求むるの計ならんや。吾故に之を發して、(一〇)以て利を謀り功を計

也。箴尹克黄實其餘裔。適出使於齊。幸而漏網。是宜委質諸侯。以逃其死。策無先於此者矣。箴尹獨以君命爲重。明知死地而直赴之。非稱知義命。一視死生者。豈能之乎。謀利計功者猶曰。死地乃生地也。犯死以復君命。君必以爲輕其死而重吾命。殆將赦之以勸事君。是陽以死結君。而陰取生之利也。嗚呼是説也。乃謀利計功者之心。初非箴尹之心也。人如箴尹。尙可以世之鼠肝蛙腹揣量之乎。

死を犯して以て君命を復せば、君必ず以爲はん、其死を輕しとして吾命を重んず(八)と。殆ど將に之を赦して以て君に事ふるを勸めんとす(九)。是れ陽に死を以て君に結(一〇)んで、陰に生の利を取るなりと。嗚呼、是の説や、乃ち利を謀り功を計る者の心にして、初より箴尹の心には非ざるなり。人、箴尹が如きは、尙ほ世の鼠肝蛙腹を(一一)以て之を斟量すべけんや。(一二)

(一)漢の董仲舒の語　(二)眞精神　(三)事迹　(四)明白の貌　(五)克黄の官名　(六)贄なり、出て仕ふる者の執る物　(七)義理と天命とを知悉す　(八)復命す　(九)君に事ふる人臣の模範とす　(一〇)信用をつなぐ　(一一)一本此以下の一句なし　(一二)小人奸者の推測し得べきところにあらず

箴尹之言曰。棄君之命。獨誰受之。君天

箴尹が言に曰く、君の命を棄つれば、獨り誰か之を受けん(一)、君は天なり、天は逃るべけんやと。其言に由りて以て其心を觀るに、(二)明粹端直、固に(三)在天に對越して

正二其義一不レ謀二其利一。明二其道一不レ計二其功一。此吾儒之本指也。自二謀レ利計レ功之說行一。雖下古人之事。峻厲卓絕。表表然出二於常情俗慮之外一者上。莫レ不下以二是心一量上之。其爲レ害豈淺淺哉。楚之滅二若敖氏一

せしめ、改め命じて生と曰びき。

〔評註〕箴尹は死を犯して以て君命を復せり。義命に審なる者に非ずんば能はざるなり。或者は猶ほ謂ふ、箴尹の死に歸るや、正に以て生を求むるの計爲りと。此れ乃ち後生の利を謀り功を謀る有の心にして、箴尹が心には非ざるなり。

(一)其義を正して其利を謀らず、其道を明にして其功を計らざるは、此れ吾儒の本指なり。(二)利を謀り功を計るの說行はれてより、古人の事の、(三)峻厲卓絕、(四)表表然として常情俗慮の外に出づる者と雖も、是の心を以て之を量らざるは莫し。其の害爲る豈淺淺ならんや。楚の若敖氏を滅するや、(五)箴尹克黃は實に其餘裔なるに、適ゝ出でて齊に使し、幸にして網に漏れたり。是れ宜しく(六)質を諸侯に委して、以て其死を逃るべし。策は此より先なる者無し。箴尹獨り君命を以て重しと爲し、明に死地を知つて直に之に赴きぬ。(七)審に義命を知り、死生を一視する者に非ずんば、豈之を能くせんや。利を謀り功を計る者猶ほ曰ふ、死地は乃ち生地なり、

文華而後德政。問其禦冠。則先辨說而後甲兵。問其交際隣邦。則先洲對而後信義。內觀其實。日薄日蹙。外觀其辭。日新日巧。典冊絢麗。尙如在成康之闕。形勢陵遲。固已若夏商之季矣。下逮戰國呑噬之際。猶用滿之餘策。虛張九九八十一萬之數。以譎齊。左欺右紿。自矜得計。一旦秦兵東出。辨不能屈。說不能下。綴長喙。噤無所施。稽首歸罪。甘爲俘虜。始知浮語虛詞。果有時而不可恃也。晩矣哉。故曰。王孫滿却楚之功。不足償其怠周之罪。

にもよく行はる 〔一一〕 飾り多く花やかなる事をのみ尙ぶ 〔一二〕 往復の辭令 〔一三〕 書冊記錄の美事なる事 〔一四〕 漸次衰微せるなり 〔一五〕 夏殷の末期桀紂の世に似たり 〔一六〕 戰國策周策に見ゆ、一鼎に九萬人を要す、故に九鼎八十一萬の人夫あるべし 〔一七〕 徐言の貌なり、長き喙も役に立たぬ義 〔一八〕 叩頭して罪を謝す

楚の箴尹克黄

（出處） 宣公四年、楚は若敖氏を滅す。令尹子文の孫箴尹克黄、齊に使して還り、宋に及ぶとき亂を聞く。其人曰く、以て入るべからずと。箴尹曰く、君の命を棄てば、誰か獨り之を受けん、君は天なり、天は逃るべけんやと。遂に歸つて復命し、自ら司敗に拘はる。王は子文が楚國を治めしを思うて曰く、子文後無くば、何を以てか善を勸めんと。其所に復

捨。欲下以二腥膻一汙中漫之上。侈然有二改レ玉改レ歩之意一。禍變孰大二於此一。使下王公卿士一。怵惕祗畏懷中覆亡之虞上。則后稷公劉之澤。猶有レ望也。適王孫滿之說偶行。其君臣相與高レ枕。遂謂。吾舌尚存。寇至何畏。狃二其禍一而恃二其幸一。開レ之者非レ滿歟。自レ是之後。相襲成レ俗。問二其治レ國。則先二

て德政を後にし、其の寇を禦ぐを問へば、則ち辨說を先として甲兵を後にし、其の隣邦に交際するを問へば、則ち酬對(一二)を先として信義を後にす。内其實を觀るに、日に薄く日に頽れ、外其辭を觀れば、日に新に日に巧に、(一三)典冊の絢麗は、尙ほ成康の間に在るが如きも、形勢の陵遲(一四)せるは、固に已に夏商の季(一五)の若し。下つかた戰國呑噬の際に逮んで、猶ほ滿の餘策を用ひ、虛しく九九八十一萬(一六)の數を張つて以て齊を誑り、左欺右紿して自ら計を得るを矜りぬ。一旦秦兵東出するや、辨も屈する能はず、說も下す能はず。緩頰長喙(一七)、噤して施す所無く、稽首(一八)して罪に歸し、俘虜たるを甘んぜり、始めて俘語虛詞の、果して時有りてか恃むべからざるを知るとも、晩いかな。故に曰く、王孫滿楚を却くるの功は、其の周を怠らするの罪を償ふに足らずと。

(一) 上も下もゆるび媟しめり　(二) 周の厲王は遂に出奔して死し幽王は犬戎の爲に驪山下に殺さる　(三) 厲王をそしる板の詩と周室壞亂を傷む蕩の詩と　(四) ぬすみ怠る　(五) 戒愼の貌　(六) 一本鎭字無し　(七) 野蠻にして腥き汚れ者の身を以て汚し穢さんとす　(八) 王公侯伯は執る玉同じからず、武は足跡なり　(九) 周の祖君　(一〇) 偶然

也。喜在二今日一。而憂在二他日一也。天下之禍不レ可レ狃。而幸不レ可レ恃。問レ鼎大變也。國幾亡而祀幾絕。王孫滿持二辨口一以禦レ之。所二以楚子退聽一者亦幸焉耳。周人遂以爲。强楚之凶殘如レ是。尙畏二吾文告一。而不二敢前一。異日復有下跳二梁譏訽一者上。政煩二一辯士一足矣。是狃二寇難一爲レ常。而眞以二三寸舌一爲レ可レ恃也

由二東遷一以來。周之君臣上恬下熙。奄奄略無二立志一。身不レ見二驪彘之釁一。口不レ誦二板蕩之詩一。玩二於晏安一。浸以媮墮。君子猶意。儻遇二禍變一。庶幾儆懼改二前之爲一。今三代所レ傳之大寶鎭、蠻夷跋扈。乃敢睥睨蕩

東還より以來、周の君臣上恬下熙(一)、奄奄として略ゝ立志無く、身は驪彘の釁を見ず、口は板蕩(三)の詩を誦せず。晏安を玩んで浸以て媮墮(四)せり。君子猶ほ意へらく、儻し禍變に遇はば、庶幾くは儆懼(五)して前の爲を改めんと。今三代傳ふる所の大寶鎭(六)、蠻夷跋扈して乃ち敢て睥睨蕩搖し、腥羶(七)を以て之を汙漫せんと欲して、侈然として玉(八)を改め歩を改むるの意有り。禍變孰か此より大ならんや。王公卿士をして、怵惕として祗み畏れ、覆亡の虞を懷はしめば、則ち后稷(九)公劉の業猶ほ望む有らん。適ゝ王孫滿の說偶行(一〇)して、其君臣相與に枕を高うし、遂に謂ふ、吾舌尙ほ存す、寇至るも何ぞ畏れんと。其禍に狃れて其幸を恃みぬ。之を開く者は滿に非ずや。是より後、相襲うて俗を成しぬ。其の國を治るを問へば、則ち文華(一一)を先にし

兵周郊。問二九鼎之輕重一。其勢岌岌若レ岱華嵩岳將レ覆而未レ壓。王孫滿獨善爲レ說辭一。引レ天援レ神。折二其狂僭一。使三楚人卷レ甲韜レ戈。逡巡自卻一。文昭武穆。鐘簴不レ移。瀍水雒都。城闕無レ改。其再造周室一之功。實在二社稷一。是故衆人之所二同喜一也。夫何憂。憂レ之云者。非レ憂二其一時之功一

む。文昭武穆、鐘(七)簴移らず、瀍水雒都、城闕改むる無し。其周室を再造するの功、實(六)に社(八)稷に在り。是故に衆人の同じく喜ぶ所たり。夫れ何をか憂へん。之を憂ふと云ふ者は、其一時の功を憂ふるに非ざるなり。喜今日に在りて、憂他日に在ればなり。天下の禍は狃(九)るべからず、而も幸は恃むべからず。鼎を問ふは大變なり、國殆ど亡びて祀殆ど絕ゆ。王孫滿辨口を持して以て之を禦ぐに、楚子が退聽(一〇)せし所以の者は、亦幸のみ。周人遂に以爲らく、強楚の凶燄是の如きすら、尙ほ吾文告(一一)を畏れて敢て前まず。異日復畿甸(一二)に跳梁する者有らば、政に一辯士を煩さば足らんと。是れ寇難に狃れて常と爲し、而して眞に三寸の舌を以て恃むべしと爲すなり。

(一) 封は大、大なる豚や長蛇の如き勢 (二) 五百人を旅とし五旅を師とす、觀は告なり (三) 周室傳國の寶器たる九個の大鼎 (四) 大山嶽なり、その轉覆して物を壓せんとするが如き貌 (五) 氣違ひじみたる僭上の心 (六) 周の宗廟は王季を中にし、文王を左、武王を右とせり、昭は左穆は右の祀なり (七) 鐘を懸くる龍頭の類 (八) 社稷に大功有り (九) 馴れ得たりとて狃るべからず (一〇) 退いて其言に聽きし所以 (一一) 文書の通告 (一二) 王都附近の稱

一夫而抗二強敵一。一言而排二大難一。此衆人之所レ喜。而識者之所レ憂也。楚爲二封豕長蛇一。荐食二上國一。陳レ師鞠レ旅。觀二

楚子鼎を問ふ

（出處）宣公三年、楚子は陸渾の戎を伐ち、遂に雒に至つて、兵を周の疆に觀す。定王は王孫滿をして楚子を勞せしむ。楚子鼎の大小輕重を問ふに、對へて曰く、德に在りて鼎に在らず云々。周德衰ふと雖も、天命未だ改らず、鼎の輕重は未だ問ふべからず。

（評註）王孫滿、口辨を以て彊楚を折く。衆人の喜ぶ所にして識者の憂ふる所なり。初に楚を抑くるの功を述べ、後に周を怠するの罪を責む。先揚後抑の體を得たり。

一夫にして强敵に抗し、一言にして大難を排するは、此れ衆人の喜ぶ所にして、識者の憂ふる所たり。楚は封豕長蛇を爲し、荐りに上國を食み、師を陳し旅を鞠して、兵を周郊に觀し、九鼎の輕重を問ふ。其勢炎炎として、岱華・嵩岳の將に覆はんとして未だ壓さざるが若し。王孫滿獨り善く說辭を爲し、天を引き神を援き、其狂僭を折き、楚人をして甲を卷き戈を韜にし、逡巡して自ら卻かし

考。莫レ知二其端一。是殆發レ我而納二之於禍一也。牛羊犬豕。醉二於豢養一。身日腯而死日近。椒亦人爾。乃坐受二仇敵之豢養一。侈增貫盈。自負二刀几一亦愚矣。向使レ不レ過二趙盾一。豈至二此極一乎。曰。意在二於善一。凡所レ過者皆養二吾善一之物也。意在二於惡一。凡所レ過者皆養二吾惡一之物也。豈必遇レ盾哉。雨露也。梧檟得レ之以養二其柯條一。荊棘得レ之以養二其芒刺一。造物者曷嘗有レ心下厚二梧檟之材一。而稔中荊棘之毒上歟。咸其自養而未レ有二養レ之者一也。椒苟意二於善一。則盾雖三示レ弱而養二其惡一。未丁必不丙逆觀二其詐一。悚然儆懼而啓乙改レ過之門甲矣。盾本將三以養二其惡一。椒反資以養二其善一。殆惟恐二遇レ盾之不乙蚤也。

しも盾に遇はんや。一の雨露のみ、梧檟之を得れば以て其柯條を養ひ、荊棘之を得れば以て其芒刺を養ふ。造物者(八)曷ぞ梧檟の材を厚うして、(九)荊刺の毒を稔すに心有らんや。咸其自ら養ふのみ、未だ之を養ふ者は有らざるなり。椒苟も善に意あらば、則ち盾は弱を示して其惡を養ふと雖も、未だ必ずしも逆め其詐を觀て、(一〇)悚然儆懼して、過を改むるの門を啓かずばあらじ。盾本將に以て其惡を養はんとするに、(一一)椒は反つて資つて以て其善を養はば、殆ど(一二)惟盾に遇ふの蚤からざるを恐れんのみ。

(一) 旗を卷き收め車を引き返す (二) 道理を觀察す (三) 領土の義 (四) 端緒なり (五) 我を導いて禍中に陷らしむ (六) 飼養する義 (七) 奢侈の心を充足せしめて自ら庖丁と俎板に載せらる (八) 靑桐や梓の木 (九) 枝や梢 (一〇) 荊棘の惡を增長せしむ (一一) 恐懼敬愼す (一二) 趙盾に會することを遲しとせんとの義

悍婢。冥頑狠戾。閫室之人畏二避之一。出而嘗市。人則必奮レ臂與レ之鬬。蓋其威行二於家一。而不レ行二於市一。此殆易レ曉也。椒之跋扈。不レ過三能使二楚人畏一レ之爾。一出二楚境一。則相視如二道路人一。何爲遽下レ之哉。

況以二堂堂之晉一。一旦相遇。卷レ旆改レ轅。未レ戰而卻。逡巡若レ有レ所レ懼者一。此理之不レ當レ然也。理不レ當レ然而然。其必有レ所二以然一矣。椒於レ此曷不三深致二其觀一乎。謂二晉封略不一レ如レ楚。則否。謂二晉謀臣不一レ如レ楚。則否。謂二晉兵甲不一レ如レ楚。則否。反覆推

況んや堂堂の晉を以て、一旦相遇うて、旆を卷き轅を改め、未だ戰はずして卻き、逡巡して懼るゝ所有る者の若きは、此れ理の當に然るべからざるなり。理當に然るべからずして然るは、其れ必ず然る所以有らん。椒此に於て曷ぞ深く其觀を致さざるぞ。晉の封略は楚に如かずと謂ふか、則ち否。晉の謀臣は楚に如かずと謂ふか、則ち否。晉の兵甲は楚に如かずと謂ふか、則ち否。反覆推考するは、其端を知る莫し。是れ殆ど我を養つて之を禍に納るゝなり。牛羊犬豕は豢養に醉うて、身日に脂えて死日に近し。椒も亦人のみ。乃ち坐して仇敵の豢養を受け、侈增貫盈、自ら刀几を負ふ、亦愚なるかな。向に趙盾に遇はざらしめば、豈此極に至らんや。曰く、意善に在れば、凡そ遇ふ所の者は皆吾善を養ふの物なり、意惡に在れば、凡そ遇ふ所の者は、皆吾惡を養ふの物なり。豈必ず

其凶。溺心縱欲。蓋有陷於死亡而不悟者矣。至於拔足紛華。寓目昭曠。彼以順至。我以逆觀。停筯於大食之時。覆觴於劇飲之際。惟天下之至明者能之。鬬椒汰侈於楚。師救鄭。晉趙盾乃退師示怯。以順適其意。而益其疾。椒謂趙盾眞畏己者。憑恃其强。肆爲悖逆。親集矢於其君之車。以覆其宗。盾投之以順。而椒不觀之以逆。殆非盾之能誤椒。蓋椒之不能察盾也。然盾之爲謀。於難察之中。猶有可察者焉。豪奴

めて、以て其宗を覆しぬ。盾之に投ずるに順を以てするに、椒は之を觀るに逆を以てせず。殆ど盾が能く椒を誤まるには非ず、蓋し椒の盾を察する能はざるなり。然も盾の謀を爲すや、察し難きの中に於て、猶ほ察すべき者有り。豪奴悍婢の(一〇)冥頑狠戾なる、(一一)闔室の人之を畏避するも、出でて市に詈れば、人則ち必ず(一二)臂を奮つて之と鬪はん。蓋し其威家に行はれて、市に行はれず。此れ殆ど曉し易きなり。椒の跋扈は、能く楚人をして之を畏れしむるに過ぎざるのみ。一たび楚の境を出でば、則ち相視ること道路の人の如けん、何爲れぞ遽に之に下らんや。

(一) 反面より觀察する義 (二) 黄金美納美玉絹帛等の物品 (三) 土を捲いて吹く風 (四) 花やかなる場所 (五) 廣大明白の境界 (六) 箸に同じ (七) 奢侈を恣にす (八) 其意を滿足せしむるを指す (九) 晉軍の矢楚王の車に集る (一〇) 頑固にして道理にもとり背く (一一) 全家の人 (一二) 勇ましく爭ふ貌

物以順至者。必以逆觀。天下之禍。不生於逆而生於順。劍楯戈戟。未必能敗敵。而金絹玉帛。每足以滅人之國。霜雪霾霧。未必能生疾。而聲色畋遊。每足以殞人之軀。久矣。夫順之生禍也。物方順吾意。而吾又以順觀之。則見其吉而不見

を以てせず。其惡を養成して其家を覆せし所以なり。

物の順を以て至る者は、必ず逆を以て觀る。天下の禍は逆に生せずして順に生ず。劍楯戈戟は、未だ必ずしも能く敵を敗らずして、金絹玉帛は、每に以て人の國を滅すに足れり。霜雪霾霧は、未だ必ずしも能く疾を生ぜずして聲色畋遊は、每に以て人の軀を殞すに足れり。久しいかな夫の順の禍を生ずるや。物方に吾意に順なるに、吾又順を以て之を觀るときは、則ち其吉を見て其凶を見ず。心を溺らし欲を縱にして、蓋し死亡に陷るも而も悟らざる者有り。足を紛華に拔き、目を昭曠に寓し、彼順を以て至るに、我は逆を以て觀、節を大食の時に停め、觴を劇飲の際に覆すに至つては、惟天下の至明なる者之を能くせん。鬪椒は楚に汰侈し、師を帥ゐて鄭を救ふに、晉の趙盾は乃ち師を退けて怯を示し、以て其意に順適して其疾を益す。椒は趙盾は眞に己を畏るゝ者なりと謂ひ、其强を憑恃して、肆に悖逆を爲し、親しく矢を其君の車に集

能レ撫二羊斟於未レ交レ兵之前一哉。此吾所三以論二元之待レ斟蓋厚而非レ薄也。然元亦不レ能レ無レ罪焉。日與レ斟周旋。不レ知二其肺腑一。猶以二君子一待レ之。一罪也。簞食豆羹見二於色一之人。乃與共載。二罪也。情意未レ孚。而遽忘二彼我一。以示レ無レ間。三罪也。明不レ足二以燭一レ姦。誠不レ足二以動一レ物。何適而不レ逢レ禍哉。惜乎。華元有二君子之資一而未二嘗學一也。

楚の鬭椒

（出處）宣公三年、晉は鄭を侵す。楚の鬭椒は鄭を救ふ。曰く、能く諸侯を欲して其難を惡まんやと。遂に鄭に次して以て晉師を待つ。趙盾が曰く、彼の宗は楚に競つて、殆ど將に斃れんとす、姑く其疾を益さんと。乃ち之を去りぬ。四年、子越將に王師を章澨に攻めんとす。楚子は若敖氏と皐滸に戰つて、遂に若敖氏を滅しき。

〔評註〕物の順を以て至る者は、常に逆を以て觀るべし。鬭椒が楚に汰侈なるに、趙盾は師を退けて怯を示し、以て其意に順適す。盾投ずるに順を以てするに、椒は之を觀るに逆

與。驅ㇾ車趨ㇾ敵。投二華元於死地一。元待ㇾ之以二君子之心一。斟報ㇾ之以二小人之行一。非下特負ㇾ元。乃負ㇾ國也上。議者或謂。元御ㇾ下寡ㇾ恩。以起二羊斟之怒一。吾觀二元之爲ㇾ人。樂易慈祥之氣。溫然可ㇾ挹。其免二於囚虜一而歸。再與ㇾ斟遇。猶慰解勉勞。若下恐ㇾ傷二其意一者上。彼尚能恕二於既爲ㇾ變之後一。豈不ㇾ

之に報ずるに小人の行を以てせり。特に之に負くのみに非ず、乃ち國に負くなり。義者或は謂ふ、元は下を御するに恩寡し、以て羊斟の怒を起せりと。吾元の人と爲りを觀るに、樂易慈祥(一)の氣、溫然挹むべし。其の囚虜(二)に免れて歸り、再び斟を遇ふや、猶ほ慰解勉勞し、其意を傷るを恐るゝ者の若くなりき。彼尚ほ能く既に變を(三)爲す後に恕しぬ、豈羊斟を未だ兵を交へざるの前に撫する能はざらんや。此れ吾の、元が斟を待するは、蓋し厚くして薄きに非ざるを論ずる所以なり。然も元も亦罪無きこと能はず。日に斟を周旋(四)するに、其肺肝を知らず、猶ほ君子を以て之を待つ、一の罪なり。簞食豆羹(五)も色に見はるゝの人を、乃ち與に共に載す、二の罪なり。情意未だ孚あらずして、遽に彼我を忘れて(六)以て間無きを示す、三の罪なり。明は以て姦を燭すに足らず、誠は以て物を動すに足らずんば、何くに適くとしてか禍に逢はざらんや。惜しいかな華元、君子の資有つて未だ嘗て學ばざるなり。

(一) 和樂平易慈愛の心深し (二) 囚俘より逃れ歸りし時を指す (三) 羊斟が敵に馳せしを指す (四) 起居を俱にする意 (五) 一箱の食物一器の羹汁 (六) 彼と我との區別

相與。至ニ於無レ間。則用レ之不レ憚。置レ之不レ惱。予レ之不レ辭。奪レ之不レ怨。曠然相ニ期於形骸之外一。夫豈以ニ薄物細故一。而遽爲ニ向背一哉。華元殺レ羊食レ士。而其御羊斟不レ與。人皆以爲。待ニ羊斟一之薄。吾獨以爲。待ニ羊斟一之厚焉。元之意。豈不レ以下斟爲ニ吾御一幾年矣。左執レ鞭右奉レ轡。旦則偕出。暮則偕入。險夷寒暑。升降馳驟。無レ不レ與レ吾俱。相悉已深。相信已熟。今日饗レ士。吾肘腋同體之人。豈料ニ一杯羹一。以爲ニ輕重一。姑及ニ疏者遠者一可上也。羊雖レ不レ及。然親厚之意。固已踰ニ百牢一而豐ニ五鼎一矣。

す。今日の士を饗する、吾肘腋同體(九)の人は、豈一杯の羹を料つて以て輕重を爲さんや。姑く疏者遠者に及ぼして可なりと以へるにあらずや。羊は及ばずと雖も(一〇)、然も親厚の意固より已に百牢(一一)に踰えて五鼎より豊なり。

(一) 厚き待遇をなすも精神却つて薄き義 (二) 盃の酒、器の肉 (三) 疏濶の者に手厚し (四) 禮の備らざるを責む (五) 相互に少しの隔も無きなり (六) 廣く空しき貌 (七) 菲薄なる物質と細些なる事故と (八) お互の氣質を知り悉す (九) 肘ともなり腋ともなる同體の如き人物 (一〇) 羊羹なり (一一) 牛羊豕を一牢とす盛饌の義、五鼎は五個の鼎中の肉

斟不レ知レ享ニ其意一。而徒欲レ享ニ其食一。忿戾勃

斟は其意を享くるを知らずして、徒に其食を享けんと欲し、忿戾勃興、車を驅りて敵に趨り、華元を死地に投じぬ。元は之を待つに君子の心を以てするに、斟は

天下之情。固有下厚レ之而薄。薄レ之而厚者上。不レ可レ不レ察也。子弟與二郷人一皆在レ席。觴酒豆肉。必先二郷人一而後二子弟一。豈人情固厚二於疎一而薄二於親一乎。蓋疎則相責。親則相怨。其待二郷人一。物至而情不レ至。所レ謂厚之而薄者也。其待二子弟一。物不レ至而情至。所レ謂薄之而厚者也。凡人情

天下の情、固に(一)之を厚うして薄く、之を薄うして厚き者有り、察せざるべからざるなり。子弟と郷人と皆席に在れば、(二)觴酒豆肉必ず郷人を先として子弟を後にす。豈人情固に疎に(三)厚くして親に薄からんや。蓋し疎なれば則ち相責め、(四)親しければ則ち相怨す。其の郷人を待つや、物至るも情至らず、所謂厚うして薄き者なり。其の子弟を待つや、物至らずして情至る、所謂薄うして厚き者なり。凡そ人情の相與(五)する、間無きに至れば、則ち之を用ふるも懌びず、之を置くも慍らず、之を予ふれば辭せず、之を奪へども怨みず。(六)曠然として形骸の外に相期す。夫れ豈薄物細故(七)を以てして、遽に向背を爲さんや。華元が羊を殺して士に食ましむるに、其御羊斟は與らず。人皆以爲らく、羊斟を待すること薄しと。吾獨り以爲らく、羊斟を待すること厚しと。元之が意、豈斟が吾御爲ると幾年ぞ、左に鞭を執り右に轡を報じ、旦には則ち偕に出で、暮には則ち偕に入り、險夷寒暑升降馳驟、吾と倶にせざるは無く、(八)相悉すること已に深く、相信ずること已に熟

無レ策。愚矣哉。

宋の華元羊斟

（出處）宣公二年、鄭は宋を伐つ、華元御たり。宋師敗績し、華元を囚ふ。將に戰はんとせし時、華元は羊を殺して士に食ましむるに、其御羊斟に與らざりき。戰ふに及んで曰く、疇昔の羊は子政を爲せり、今日の事は我政を爲さんと。與に鄭の師に入りき。故に敗れぬ。

華元の逃れ歸るや、叔牂に見えて曰く、子が馬然せりと。牂曰く、馬に非ざるなり、其れ人なりと。

〔評註〕華元が羊を殺して士に食はしむるに、其御に及ばざりしは、蓋し厚く羊斟を待するのみ、之を薄うするに非ざるなり。豈羊斟が其意を察せずして、反つて車を驅つて之を死地に納るゝを料らんや。

榴焉。則怨。畋焉遊焉。則怨。臺焉囿焉。則怨。至二於身沒之後。鈇鉞繁。桁榴朽。畋遊弛。臺囿荒一。前日之怨。杳然空然墮二於渺茫一。不レ見二蹤跡一。冰泮則水流。塵盡則鑑徹。怨去則思來。則民始怵惕悽慘。追二惟疇昔君臣之義一。見二其遺嗣一。惻怛興レ憐。故姦宄乘レ之。猶足レ疑二鼓擎聽一。此眞民之本心哉。惜乎。怨在二身前一。思在二身後一。昭公親當二今日之怨一。而不レ及レ待二後日之思一。此所下以履二危亡一而莫レ救歟。抑不レ知。民心本未三嘗忘二昭公一。特奪二於殘虐一。不レ暇レ思耳。使三昭公奮發悔悟。改二前之爲一。則民將レ移下其身後之思於身前上。向之鵁鶄。皆鸞鳳也。向之堇葛。皆參朮也。向之碪鑕。皆几席也。向之仇敵。皆姻婭也。遷レ善之門。翻レ手可レ闢。適レ治之路。舉レ足可レ登。乃延レ頸待レ斃。自謂レ

民は將に其身後の思を身前に移さんとす。向の鵁鶄は(一六)皆鸞鳳なり、向の堇葛は(一七)皆參朮なり、向の碪鑕は皆几席なり、(一八)向の仇敵は皆姻婭なり(一九)。善に遷るの門、手を翻して闢くべく、治に適くの路、足を舉て登るべし。乃ち頸を延いて斃るゝを待つて、自ら策無しと謂ふは、愚なるかな。

(一) 手足を措くに同じ (二) 誘導す (三) 三四年 (四) 其子に向つて濺げる人民の同情 (五) 忘れ得ざる心 (六) 膠や漆を以て固着するには非ず (七) 刑罰の具を指す (八) 足械手械の類榴は械中の横木なり (九) 田獵遊樂をなす (一〇) 高臺園囿を造る (一一) 暗く空しく遙かなる彼方に落ち去る (一二) 君を思慕する心 (一三) 過去の義 (一四) 奸惡の徒なり、外に在るを姦とし内に在るを宄とす (一五) 衆人の心を疑はしむるなり、鼓一に誤に作る (一六) 惡鳥も變じて好美の鳥となる (一七) 毒藥も變じて醇良の藥となる (一八) 壓制刑罰の道具も變じて人を安んずる机席となる (一九) 親類緣者なり、壻の父を姻とし兩壻相謂つて婭となす

爲レ亂。雖レ不レ克レ成。然搖二民心一蕩二國勢一。凡三數年而後已。使三宋人果憾二昭公一。安能至レ此。彼昭公又何以得二此於民一哉。君天也。民之於レ君。固有下不レ可レ解二於心一者上。昭公雖二無道一。然嘗託在二君位一矣。君民之間。蓋有下不二膠漆一而自固者上。前日之怨。豈民之本心哉。鈇焉鉞焉。則怨。桁焉

るぞ。君は天なり、民の君に於る、固に心に解(五)くべからざる者有り。昭公無道なりと雖も、然も嘗て託して君位に在り。君民の間は、蓋し膠(六)漆せずして自ら固き者有り。前日の怨は豈民の本心ならんや。(七)鈇し鉞すれば則ち怨み、桁(八)し揩すれば則ち怨み、畋(九)し遊すれば則ち怨み、臺(一〇)し囿すれば則ち怨む。身沒するの後、鈇鉞弊れ桁揩朽ち、畋遊弛び臺囿荒るゝに至れば、前日の怨、窅然(一一)窆然として渺茫に墮ち、蹤跡を見ず。冰泮くれば則ち水流れ、塵盡れば則ち鑑徹し、怨去れば則ち思來る。則ち民始めて怵惕悽慘して、疇(一三)昔君臣の義を追惟し、其遺嗣を見て惻怛(一二)して憐を興す。故に姦(一四)宄之に乘じ、猶ほ羣(一五)聽を疑鼓するに足れり。此れ眞に民の本心なり。惜いかな怨は身前に在り、思ふとは身後に在り。昭公親しく今日の怨に當つて、後日の思を待つに及ばず、此れ危亡を履みて救ふ莫りし所以なり。抑ゝ知らず、民心は本未だ嘗て昭公を忘れず、特に殘虐に奪はれて思ふに暇あらざりしのみ、昭公をして奮發悔悟して、前の爲を改めしめば、則ち

是非善惡之辯。至二於子孫一而後定。宋昭公之無道。其子孫豈有レ措足之地一哉。武氏道二昭公子一

（出處） 文公十六年、宋人其君杵臼を弑す。君無道なればなり。十八年、宋の武氏、昭公の子を道いて、將に司城須を奉じて以て亂を作さんとす。宋公母弟須及び昭公の子を殺して、遂に武穆の族を出す。宣公の三年、武氏の族、曹師を以て宋を伐つ。

（評註） 宋の昭公、無道を以て弑せられて、武氏の族は昭公の子を道いて亂を爲し、猶ほ數年にして後に定りし者は何ぞや。蓋し君を怨む者は、民の已むを得ざればなり。君を愛する者は、乃ち民の本心なり。怨心既に息んで、君を思ふの心復た生ず。故に其遺嗣を見ては、惻怛して憐を興し、奸究之に乘ず。亦以て亂を爲すに足れり。

是非善惡の辯は、子孫に至つて後に定る。宋昭公の無道なる、其子孫は豈足(一)を措くの地有らんや。武氏昭公の子を道いて亂を爲す。成す克はずと雖も、然も民心を搖し國勢を蕩すこと、凡そ三(三)數年(二)にして後に已みぬ。宋人をして果して昭公を憾みしめば、安んぞ能く此に至らん。彼昭公は、又何を以てか(四)此を民に得た

之。外則盛稱二文子之功一以誅レ之。一脅一誑。捭闔翕制。眞季氏徒也。然克之辭。浮麗夸靡。學者或咀二其華一而忘二其實一。吾請摘二其妄一以示レ之。克首稱。先大夫臧文仲。敎二行父事レ君之禮一。行父奉以周旋。弗二敢失墜一。見下無二禮於其君一者上。誅レ之如下鷹鸇之逐中鳥雀上也。嗚呼。行父尙記二文仲之敎一乎。前日襄仲之難。嗣子受レ弑。無二禮於君一。孰大二於是一。行父乃恬若二不レ見者一。文仲之敎何在也。不レ鷹二鸇於襄仲一。而鷹二鸇於莒僕一。可レ憐哉。克之謬妄甚衆。姑發二其一一以告二學者一。使レ無レ惑焉。

なる者を見れば、之を誅すること鷹鸇(九)の鳥雀を逐ふが如しと。嗚呼行父尙ほ文仲の敎を記(一〇)するか。前日襄仲の難に、嗣子弑を受く。君に無禮なると、孰か是より大ならん。行父は乃ち恬として見ざる者の若くす、文仲の敎何に在るぞや。襄仲に鷹鸇ならずして、莒僕に鷹鸇なり、憐むべきかな。克の謬妄(一一)は甚だ衆し、姑く其一を發して以て學者に告げ、惑ふこと無らしむるのみ。

(一) 魯に於ける莒の僕なり　(二) 額上に汗出づ　(三) 隱せる罪をあてこする　(四) 或は開き或は閉ぢ巧に自由を束縛す　(五) 華美に雄麗なり　(六) 花やかなる點を味ふ　(七) 第一に稱說す　(八) 史克の字　(九) 鷹やとびの類　(一〇) 記憶　(一一) 謬り妄りなること

宋の昭公の子武氏の族

者上。其爲レ計。可レ謂三高出二古人之右一矣。既而宣公果惑二於史克之對一。終莫二能詰一。一時上下。皆爲レ所レ眩。若嘉二其直一。人誦二其忠一。而不レ知三國命已移二於冥冥之中一。更二千百載一。觀者猶以レ斥二莒僕一爲二文子之美一。莫レ有下辨二其爲二竊レ權之始一者上。吁死諸葛可三以走二生仲達一。死姚崇可三以中二生張說一。孰謂。既死之文子。餘二斯遺謫一。尚能欺二千百歲之後一乎。

づるに同じ　(八) 國家の權力　(九) 排斥す　(一〇) 三國蜀の諸葛亮軍中に死す、司馬懿之を追ひしが既にして疑ひ遂に引き去りぬ　(一一) 世說に出づ、「中」一に「算」に作る　(一二) 後世に殘せる詐謀

吾詳考二史克之言一。歷數二莒僕之罪一。言雖レ指レ僕。而意譏二宣公一。宣公負二篡弑之惡一。實魯之僕耳。聞二克之言一。其顙能無レ泚乎。克內則陰中二宣公之隱一以脅レ

吾詳に史克の對を考へ、歷く莒僕の罪を數ふるに、言は僕を指すと雖も、而も意は宣公を譏るなり。宣公は篡弑の惡を負へり、實に魯(一)の僕のみ。克の言を聞かば、其顙(二)能く泚する無らんや。克內には則ち陰に宣公の隱(三)に中てて以て之を脅し、外には則ち盛に文子の功を稱して以て之を誑く。一脅一誑、捭闔箝(四)制す、眞に季氏の徒なり。然も克の辭は浮麗夸(五)靡、學者或は其華を咀(六)うて其實を忘る。吾請ふ其妄を摘んで以て之を示さん。克首(七)として稱す、先大夫臧文仲、行(八)父に君に事ふるの禮を敎ふ、行父奉じて以し周旋し、敢て失墜せず。其君に無禮

宣以謂。君苟怒ㇾ我耶。則吾固可三自附二於忠憤愛ㇾ君之徒一。君苟聽ㇾ我耶。則譽之大柄自ㇾ是歸ㇾ我矣。退不ㇾ失ㇾ譽。進不ㇾ失ㇾ權。君有二從違一。我無二增損一。其自爲ㇾ計乃如ㇾ此。自ㇾ古之盜ㇾ權者。皆覬ㇾ成而惡ㇾ敗。蓋成則受二大福一。敗則蹈二大禍一。未ㇾ有ㇾ如下文子之計。不幸不ㇾ成。猶不ㇾ失二蹇諤之稱一

と乃ち此の如し。古よりの權を盜む者は、皆成を覬うて敗を惡む。蓋し成れば則ち大福を受け、敗るれば則ち大禍を蹈む。(五)未だ文子の計、不幸にして成らざるも、猶ほ蹇諤(六)の稱を失はざる者の如きは有らざるなり。其の計を爲すや、高く古人の右に出づ(七)と謂ふべし。既にして、宣公果して史克の對に惑うて、終に能く詰ること莫く、一時上下とも皆爲に眩せられ、君は其直を嘉し、人は其忠を誦して、國命(八)の已に冥冥の中に移りしを知らず。千百載を更へて、觀る者猶ほ莒僕を斥けしを以て、文子の美と爲して、其の權を竊むの始爲るを辨ふる者有る莫し。(九)吁死せる諸葛は以て生ける仲達を走らしむべし。(一一)死せる姚崇は以て生ける張說を(一〇)中つべし。孰か謂ふ、既に死せるの文子、斯の遺謀(一二)を餘して、尚ほ能く千百歲の後を欺くと。

㊀ 史克を指す　㊁ 國家に忠心を存する所以を以て闡明せんと決心するの意　㊂ 大政上の權柄　㊃ 贊成するもせざるも　㊄ 成功を希望して失敗を嫌ひ惡む　㊅ 侃々諤々正面より君主を諫爭するなり　㊆ 古人の上に出

之所司也。人臣豈能一旦徒手而奪之哉。必有隙焉。然後能乘之。必有名焉。然後能假之。必有術焉。然後能攘之。宣公纂立。大臣未附。國人未信。其權未有所屬。此千載一時之大隙也。故因莒僕之事。借其名。闕其術。默收一國之權於掌中。而人不悟。甚矣文子之險且譎也。

掌中に默收するに、人は悟らず。甚しいかな文子の險(七)且つ譎なること。

(一)魯の大夫季孫氏 (二)素手なり (三)相當の名義 (四)襄仲の力により太子を殺して立ちし人 (五)大なる隙間 (六)秘密にす (七)陰險にして不正なり

莒僕弑君竊寶。宣公不能納之。而又欲封之。是固羣臣之所當爭也。文子託去惡之名。改君命。而使司寇斥僕於境外。以嘗試宣公。

莒僕の君を弑して寶を竊むや、宣公は惟に之を納るゝのみならず、又之を封ぜんと欲す。是れ固に羣臣の當に爭ふべき所なり。文子の惡を去るの名に託して、君命を改めて、司寇(一)をして僕を境外に斥けしめ、以て宣公を嘗試む。意に以謂らく、君苟も我を怒らば、則ち吾は固に自ら忠憤(二)君を愛するの徒に附くべし。君苟も我を聽さんか、則ち魯の大柄(三)は是れより我に歸せん。退いても譽を失はず、進んでは權を失はず、君に從違(七)有るも我に增損無しと。其自ら計を爲すこ

魯道衰而權移二於季氏一。議者徒見二其專レ權之禍一。而不レ見二其竊レ權之由一。吾讀二左氏書一。至下季文子出二莒僕一之事上。然後知下季氏竊レ權之始。蓋在上レ此也。權君

有る者を見ば、之に事ふること孝子の父母を養ふ如くせよ、其君に無禮なる者を見ば、之を誅すること鷹鸇の鳥雀を逐ふ如くせよと。

〔評註〕 奸臣の權を竊むや、必ず其由有り。文子は莒僕の事を借りて、以て陰に其君を試み默して魯の大柄を收む。其險にして譎なる亦甚しいかな。且つ太史克は、襄仲に鷹鸇ならずして、莒僕に鷹鸇なりき。言は近似すと雖も、實は繆妄なり。

魯道衰へて權季氏(一)に移り。議者徒に其の權を專にするの禍を見て、其の權を竊むの由を見ず。吾左氏の書を讀み、季文子が莒僕を出すの事に至り、然して後に季氏權を竊むの始、蓋し此に在ることを知りぬ。權は君の司る所なり、人臣豈能く一旦(二)徒手にして之を奪はんや。必ず隙有つて、然して後に能く之に乘じ、必ず名有あつて然る後に能く之を假り、必ず術有つて、然る後に能く之を攬む。宣(四)公簒立(三)して大臣未だ附かず、國人未だ信ぜず、其權未だ屬する所有らず、此れ千載一時の大隙(五)なり。故に莒僕の事に因り、其名を借りて其術を閲(六)し、一國の權を

其材雖二出レ人千百等一。然履二魯地一。啜二魯泉一。食二魯粟一。苟不三名レ之以二魯人一。豈九夷八蠻之人乎。一爲二君子一而背二郷閭一。蔑二名教一。不下以二魯人一自命上。是外二父兄一而恥二與同一レ類也。夫豈君子之所二敢安一哉。吾益見二左氏之妄一也。

㊀論語に見ゆ、君子者無くば彼人模範を取るべき無からんとの意 ㊁無知蒙昧の貌 ㊂蠻夷に同じ ㊃五家を比とし五北を閭とす ㊄安んじて行ひ言ふべき所にあらず

季文子莒の僕を出す

(出處) 文公十八年、公薨ず。襄仲は太子惡及び視を殺して宣公を立てき。

莒の紀公、大子僕を生み、又季佗を生む。季佗を愛して僕を黜け、且つ多く無禮を國に行ふ。僕は國人に因りて以て紀公を弑し、其寶玉を以て來奔し、諸を宣公に納る。公命じて之に邑を與へて曰く、今日必ず授けよと。季文子は司寇をして諸を境より出さしめて曰く、今日必ず達せよと。公其故を問ふ。季文子大史克をして對へしめて曰く、先大夫臧文仲、行父に君に事ふるの禮を敎へき。行父奉じて以て周旋し、敢て失隊せず。曰く、其君に禮

人者。誰非二爾之黨友一乎。誰非二爾之姻戚一乎。誰非二爾之師長一乎。一出レ言而盡置二於庸鄙之域一。倨傲暴慢之氣。勃然可レ掬。歸レ之以二不孫不弟之名一。吾意左氏不レ能レ辭也。

昔吾夫子。亦嘗稱レ魯矣。曰。魯無二君子一。斯焉取レ斯。是夫子一言而待レ魯爲二君子一。左氏一言而待レ魯爲二小人一。人心之不レ同如レ是哉。或謂。左氏之言二魯人一。特蚩蚩之流耳。至二於宏達博雅之君子一。敢名レ之以二魯人一哉。曰。閎達博雅之君子。

昔は吾が夫子、亦嘗て魯を稱して曰く、魯に君子無くば、斯れ焉くに斯を取らんと。(二)是れ夫子、一言にして魯を待して君子と爲すなり。左氏は一言にして魯を待して小人と爲す。人心の同じからざる是の如きか。或ひと謂ふ、左氏の魯人と言ふは特に蚩蚩の流のみ。宏達博雅の君子に至つては、敢て之に名づくるに魯人を以てせんやと。曰く、閎達博雅の君子は、其材人に出づること千百等なりと雖も、然も魯の地を履み魯の泉を啜り、魯の粟を食まば苟も之に名づくるに魯人を以てせざらんや。豈九夷八蠻の人ならんや。一たび君子と爲つて、而も鄕閭(四)に背き、名教を蔑(三)にし、魯人を以て自ら命ぜざるは、是れ父兄を外にして、與に類を同じうするを恥づるなり。夫れ豈君子の敢て安(五)んずる所ならんや。吾は益〻左氏の妄なるを見るのみ。

心狭量。大棄二之於罷冗無能之地一乎。左氏世傳以爲二魯史一。則魯其父母之邦也。其載下宋稱來聘。無レ故揚二其先人之惡一。以辭レ宴。乃繫レ之曰。魯人以爲レ敏。左氏之意。豈不下以二稱之辭令一。魯人之所レ誇。而非中君子之所上レ貴乎。稱之言。少知二禮義一者。皆知レ賤也。雖二當時二三浮薄輩。妄相矜衒一。然曲阜龜蒙七百里之封。寧無下一人知二其非一者上。今概稱二魯人以爲レ敏。果哉左氏之論也。概稱二魯人以爲レ敏。是謂三魯空國無二君子一。抑不レ思。所レ謂魯

知れり。當時二三浮薄の輩、妄に相矜衒す(九)と雖も、然も曲阜龜蒙(一〇)七百里の封、寧ろ一人の其非を知る者無らんや。今は概して魯人以て敏と爲すと稱す。果なる(一一)かな左氏の論や。概して魯人以て敏と爲すと稱せるは、是れ魯は空國(一二)、君子無しと謂ふなり。抑々思はず、所謂魯人なる者は、誰か爾の黨友(一三)に非ざらんや。誰か爾の姻戚に非ざらんや。誰か爾の師長に非ざらんや。一たび言を出して、盡く庸(一四)鄙の域に置く。倨傲暴慢の氣、勃然として掬すべし。之に歸するに不孫(一五)不弟の名を以てすとも、吾意ふに左氏は辭する能はざらんと。

(一)謙遜退讓の爲に然るには非ず　(二)宴は善なり、書經に見ゆ　(三)詩經に見ゆ、彝は常なり　(四)天地の化育
(五)明暗二方面を貫通する活用　(六)左傳の著者左丘明は魯の史官なりきといふ　(七)宋の華耦　(八)辯口辭說
(九)眩惑して喜悅す　(一〇)曲阜地方七百里は周公の封ぜられし魯の地なり、龜蒙は山名　(一一)果斷なる義　(一二)國中一人の君子無きの義　(一三)一に僚友に作る　(一四)平凡卑野の地　(一五)孫は遜に通ず

君子之立レ言。待二天下一甚尊。期二天下一甚重。識雖レ在二一世之先一。而心嘗處二一世之後一。非三自託二於謙退一也。降レ衷在レ天。秉レ彝在レ民。凡具二耳目鼻口一。號爲レ人者。罔レ不レ備下參二贊化育一之神。經二緯幽明一之用上。吾其敢以二淺

〔評註〕 華耦故無く其先人の惡を揚げて以て宴を辭す。少しく禮義を知る者は、皆之を賤むを知る。而るに左氏槩して魯人以て敏と爲すと稱す、是れ魯は空國にして君子者無しと謂ふなり。果して何ぞ魯を待つの薄きや。

君子の言を立つる、天下を待する甚だ尊くして、天下を期する甚だ重し。識は一世の先に在りと雖も、而も心に嘗に一世の後に處る。自ら謙退(一)に託するに非ざるなり。(二)衷を降すこと天に在り、(三)彝を秉ること民に在り、凡そ耳目鼻口を具へ、號して人と爲す者は、化育を參贊するの神、(四)幽明を經緯するの用を備へざるは罔し、吾其れ敢て淺心狹量を以て、大いに之を罷冗(五)無能の地に棄てんや。左氏は世傳へて以て魯史(六)と爲るときは、則ち魯は其父母の邦なるに、其の宋耦(七)來聘し、故無くして其先人の惡を揚げ、以て宴を辭するや、乃ち之に繫けて曰く、魯人以て敏と爲すと載す。左氏の意、豈耦の辭令(八)を以て、魯人の誇る所にして、君子の貴ぶ所に非ずとするならずや。耦の言は、少しく禮義を知る者は皆賤むことを

身一。陽處父雖三能致二寗贏於一朝一。而不レ能留二寗贏於數日一。孰優孰劣。必有二能辨レ之者一。吾嘗考二寗贏之言一。然後知乙處父所下以易レ使二人喜一。易レ使二人厭一者。抑有レ由也。盍處父之剛。盡發二之於外一而中無レ所レ留。溢二於聲音一。浮二於笑貌一。形二於步趨一。平生神氣露無レ餘。外溢二震厲一而中無レ所レ畜。外雖二暢茂一。而中無レ所レ根。其始見也。其美易レ見。其德易レ親。所三以易レ使二人喜一也。其既見也。索レ之易レ窮。探レ之易レ盡。所三以易レ使二人厭一也。發レ之爲二春華一。曾不レ能下斂レ之爲中秋實上。玩二虛華一而忘二實味一。是豈爲レ腹而不レ爲レ目者。所二肯留一哉。此寗贏所下以乍喜乍厭。而不上レ辭二往來之煩一也。

(一) 勝れたる書籍の意、書は當に體に作るべきか (二) 卑近の首 (三) 玩味せざれば分らぬ道理は玩味の後に棄つる能はずとの意 (四) 二水の名孔子の居附近を流る (五) 孔子家語參照、挾むは得意とするなり (六) 一日の中に變化改悟せしむる能はず (七) 草履を穿ち長柄の笠をさす (八) 理由 (九) 精神氣象外に發現す (一〇) 強く厲しき外面 (一一) 老子に聖人は腹の爲にして目の爲にせず云々と (一二) 往復の面倒を厭はず

宋の華耦宴を辭す

(出處) 文公十五年、宋の華耦來り盟ふ。公之と宴す。辭して曰く、君の先臣督、罪を宋の殤公に得て、名は諸侯の策に在り。臣其祀を承く。其れ敢て君を辱めんや。請ふ命を亞旅に承けんと。魯人以て敏と爲す。

昔夫子。設敎於洙泗之間。子貢初見。挾其智而傲之。子路初見。挾其勇而陵之。以夫子之聖。猶不能動物悟人於一日之淺也。彼陽處父何人耶。甯嬴一遇諸途。躡屩擔簦。從之如不及。其移人之速。若過於夫子矣。然夫子雖不能。服由賜於一見。而能役由賜於終

る夫子にも過ぎたるが若し。然も夫子は由賜を一見に服すると能はずと雖も、而も能く由賜を終身に役せり。陽處父は能く甯嬴を一朝に致すと雖も、而も甯嬴を數日に留る能はざりき。孰か優、孰か劣、必ず能く之を辨ずる者有らん。吾嘗て甯嬴が言を考へて、然る後に處父が人を喜ばしめ易く、人を厭はしめ易き所以の者、抑々由有る(八)を知りぬ。蓋し處父の剛は盡く之を外に發して、中に留る所無く、聲音に溢れ、笑貌に浮び、步趨に形る。平生の神氣(九)發露して餘無く、外は震厲(一〇)すと雖も、而も中は畜ふ所無く、外は暢茂すと雖も、而も中は根す所無し。其始見や其美見え易く、其德親み易し、人をして喜ばしめ易き所以なり。其既に見るや、之を索めて窮め易く、之を探つて盡し易し、人をして厭はしめ易き所以なり。之を發して春華を爲すも嘗て之を斂めて秋實を爲す能はず、虛華を玩んで實味を忘る。是れ豈腹の爲にして目の爲にせざる者の、肯て留る所ならんや。此れ甯嬴が乍ち喜び(一一)乍ち厭うて、往來(一二)の煩を辭せざりし所以なり。

至書無二悦レ人之淺效一。而有二化レ人之深功一。至樂無二娯レ人之近音一。而有二感レ人之餘韻一。凡天下之理。不レ能レ窺二於未レ得レ味之前一。必不レ能レ捨二於既得レ味之後一也。

其妻之を問ふ。嬴が曰く、剛を以てなり、天は剛徳爲るも、猶ほ時を干さず、況んや人に在るをや。且つ華にして實ならざるは怨の聚る所なり、犯して怨を聚めば、以て身を定むべからず。余懼くは其利を得ずして其難に離らんことを。是を以て之を去りぬと。

〔評註〕 陽處父の剛は盡く外に發して、復た餘無し。故に能く人を感ずるに速なりと雖も、而も人を留るに久しきこと能はず。

(一)至書は人を悦ばしむるの淺效無くして、人を化するの深功有り。至樂は人を娯ましむるの(二)近音無くして、人を感ぜしむるの餘韻有り。凡そ天下の理、(三)未だ味を得ざるの前に窺ふ能はざるものは、必ず既に味を得るの後に捨つる能はざるなり。昔夫子の教を洙泗(四)の間に設くるや、(五)子貢初見して、其智を挾んで之に傲り、子路初見して、其勇を挾んで之を陵ぎぬ。夫子の聖を以てすら、猶ほ物を動し人を悟すこと(六)一日の速にする能はず。彼陽處父は何人ぞや。寗嬴一たび諸に途に遇ふや、(七)屩を躡み簦を擔うて、之に從ふこと及ばざるが如し。其の人を移すの速な

文武成康之際一。廟陳二四代之鼎彝一。府藏二百世之典籍一。朝有二世臣一。野有二世農一。肆有二世工一。市有二世賈一。雖二蕞爾小國一。不レ知下幾人之力。幾日之功。扶持保衞。而至中於斯上也。一旦忽爲二彊暴一之所二凌滅一。繋二其君一而俘二其臣一。墟二其宮一而遷二其社一。列二其木一而堙二其井一。此豈小故也哉。而當時之君。視レ之恬然。此無レ他。惟處二於危亂之中一。而不レ知二懼之可一レ懼也。秦穆公於二江之滅一。獨怵然戒。惕然悟。避レ朝貶レ食。不レ勝二其憂一。非レ出二於危亂之外一。豈能深見二可レ懼之眞一者乎。穆公信能推二此懼心一而充レ之。視二天下之諸侯。國一滅。則心一警。心一警。則政一新。固可下離二危亡之門一。而卜中治安之基上矣。豈止二西戎之霸一耶。

止西戎の霸のみならんや。

一 利害損益の外に立つとき始めて之を知る　二 廣大の貌　三 酒宴酣にして互に怒罵を逞しうするとき　四 突き拂ひ爭ひ奪ふ　五 天子の德澤　六 一々列擧す　七 國を成せば補助する者ある義　八 堯舜の世に封ぜられて繁榮す　九 十分に灌漑せられ潤澤にせらる　一〇 祭器の類　一一 先祖代々の臣下　一二 微小なる貌　一三 しのぎ犯され奪ひ去らる　一四 土地神を祀れる神社を移しかふ、國を滅す也　一五 小事件に非ず　一六 恐懼戒愼の貌　一七 推し廣め擴充す　一八 左傳文公三年に秦伯晉を伐ち遂に西戎に霸たり云々と

陽處父

（出處）文公五年、晉の陽處父衞に聘す。反つて甯を過ぐ。甯嬴之に從ひ、溫に及んで還る。

席上之人不レ知レ懼。而席外之人爲レ之懼。身遊二乎吉凶禍福之塗一。心戰二乎搶攘爭奪之境一。未レ有下知二懼之爲一レ懼者上也。春秋之世。王澤既竭。反レ道敗レ德。亂レ倫悖レ理。不レ可二概擧一。至レ如二滅レ國之禍一。尤所レ謂慘烈而可レ懼者。國二於天地一有二與立一焉。封二殖於唐虞一。長二育於夏商一。既二灌潤三澤於

すの禍の如きに至つては、尤も所謂慘烈にして懼るべき者なり。天地に國して與に立つ有り、唐虞(八)に封殖し、夏商に長育し、文武成康の際(九)に既に灌潤澤し、廟(七)に四代の鼎彝(一〇)を陳ね、府に百世の典籍を藏め、朝に世臣(一一)有り、野に世農有り、肆に世工有り、市に世賈有り、蕞爾(一二)たる小國と雖も、幾人の力幾日の功、扶持保衛して斯に至れるかを知らざるなり。一旦忽ち彊暴の爲に之れ淩滅(一三)せられ、其君を繋して其臣を俘にし、其宮を墟にして其社(一四)を遷し、其木を刊つて其井を堙む。此れ豈小故ならんや。而も當時の君は、之を視て恬然たり。此れ他無し、惟危亂の中に處(一五)して、懼の懼とすべきを知らざるなり。秦の穆公、江の滅するに於て、獨り怵(一六)然として戒め、惕然として悟り、朝を避け食を貶して、其憂に勝へず。危亂の外に出づるに非ずんば、豈能く深く懼るべきの眞を見る者ならんや。穆公信に能く此懼心を推(一七)して之を充て、天下の諸侯を視ば、國一たび滅すれば、則ち心一驚し、心一驚すれば則ち政一新せん。固に危亡の門を離れて、治安の基をトすべし。豈(一八)

之譬一也。

天下之可レ懼者。惟出二乎利害之外一。乃能知レ之。風濤浩蕩。舟中之人不レ知レ懼。而舟外之人爲レ之懼。酣醉怒罵。

楚人江を滅す

（出處）文公四年、楚人江を滅す。秦伯之が爲に服を降して出で次し、擧せず。大夫諫む。公曰く、同盟滅ぶ、救ふ能はずと雖も、敢て矜まざらんや、吾ち自ら懼ると。

〔評註〕國を滅すの禍は天下の大變なり。時君之れ懼れずして、秦穆自ら悞る。蓋し危亂の外に出でて、乃ち能く眞に大事の懼るべき者有るを知れるなり。

天下の懼るべき者は、惟利害(一)の外に出でて乃ち能く之を知る。風濤の浩蕩(二)たる、舟中の人は懼るゝを知らずして、舟外の人之が爲に懼れ、酣醉怒罵(三)は、席上の人懼るゝを知らずして、席外の人之が爲に懼る。身吉凶禍福の塗に遊び、心搶攘(四)爭奪の境に戰いて、未だ懼の懼爲るを知る者は有らざるなり。春秋の世、王澤(五)既に竭き、道に反し德を敗り、倫を亂り理に悖ること、概擧(六)すべからず。國を滅

矛。不レ爲レ讎レ齊。顏回之後至。不レ爲レ懼レ匡。曾子之避レ寇。不レ爲レ畏レ越。子思之守レ國。不レ爲レ厚レ衞。皆止二其所下止而已矣。狼瞫前日爲レ右。死レ敵可也。既不レ爲レ右。固可二以止一。今乃無レ職而侵二在レ職者之憂一。輕進而死二於敵一。則是心不レ止二於事一。而思レ出二其位一矣。雖下所レ成之功。壯偉勁厲。外爲中人之所上レ譽。而一心之間。實忿懟怨恨之所レ集也。當二瞫赴レ敵之時一。忿懟怨恨。交衝競起。含レ毒而沒。雖レ得二千百年之虛譽一。豈救二其心之擾一哉。我實淸淵。人以レ我爲二汙渠一。於レ我何損。我實丘垤。人以レ我爲二華岱一。於レ我何加。君子當レ觀下其在レ我者如何上耳。人之毀譽何有焉。九原可レ作。吾意。狼瞫樂レ聞二吾之言一。未二必不上レ過二於左氏

を含んで沒せり。千百年の虛譽を得と雖も、豈其心の擾(一六)を救はんや。我實に淸(一七)淵ならば、人我を以て汙渠(一八)と爲すとも、我に於て何をか損せん。我實に丘垤ならば、人我を以て華岱(一九)と爲すとも、我に於て何をか加へん。君子は當に其の我に在る者如何を觀るべきのみ。人の毀譽何か有らんや。九原(二〇)作すべくんば、吾意ふに狼瞫は吾の言を聞くを樂むと、未だ必ずしも左氏の譽に過ぎずんばあらざるなり。

(一) 坊間本「一氏」に作るは非 (二) 上位に在る人を犯さんと欲する心 (三) 中庸の道を得たるには非ず (四) 煩擾瑣雜の貌 (五) 一に怒に作る、赦さんことを求むるなり (六) 君子は思ふこと其位を出でずとの義 (七) 左傳哀公十三年の條に、冉有が矛を齊師に用ひし事あり孔子之を義とせり (八) 論語に子匡に畏あり顏淵後れ至るとあり (九) 曾子武城に居るや越人來り寇す曾子之を避く (一〇) 子思衞を守りし事あり (一一) 公車の右乘り (一二) 一心の內部 (一三) いかりうらむる心 (一四) 一本進に作る (一五) 怨恨を含みしを指す (一六) 擾亂 (一七) 淸らかなる淵 (一八) きたなき溝 (一九) 華山泰山に同じ (二〇) 泉下なり地下より瞫を起し來り得べくばの意

氏之所ㇾ譽也。然瞫烈士也。回二犯ㇾ上之氣一。而爲二徇ㇾ國之勇一。雖ㇾ非二中節一。要非三常人之所二能望一也。以二瞫之烈一。豈僕僕乞ㇾ憐而求二人之譽一者邪。瞫雖ㇾ往矣。吾想其心。必願ㇾ受二人之責一而不ㇾ願ㇾ受二人之譽一也。請得而備責ㇾ之。人心當ㇾ知ㇾ所ㇾ止。非ㇾ可ㇾ出二其位一也。惟各止二其位一。故冉有之用ㇾ

國に徇ふの勇と爲す。中節(三)には非ずと雖も、要するに常人の能く望む所に非ざるなり。瞫の烈を以て、豈僕僕(四)として憐を乞うて、人の譽(五)を求る者ならんや。瞫往くと雖も、吾想ふに其心必ず人の責を受くるを願うて、人の譽を受けんことを願はざらん。請ふ得て備に之を責めん。人心は當に止る所を知るべし。(六)其位を出づべきに非ざるなり。惟各〻其位に止る。故に冉有(七)の矛を用ふるは、齊に讎する爲ならず、顏回(八)の後れ至るは、匡を懼るゝ爲ならず、曾子(九)の寇を避くる、は、越を畏るゝ爲ならず、子思(一〇)の國を守るは、衛を厚うする爲ならず、皆其の止る所に止るのみ。狼瞫前日に右(一一)と爲らば、敵に死して可なり。既に右と爲らず、固に以て止むべし。今は乃ち職無くして、職に在る者の憂を侵す。輕進して敵に死するは、則ち是の心、事に止らずして、思ふこと其位を出づるなり。成す所の功は壯偉勁厲、外、人の譽る所と爲れりと雖も、而も一心(一二)の間は、實に忿懟怨(一三)恨の集る所たり、瞫が敵に赴くの時に當つて、忿懟怨恨交〻衝き競ひ起り(一四)、毒(一五)

狼瞫之死。左

狼瞫秦の師に死す

（出處）文公二年、晉侯秦師と彭衙に戰ふ。秦の師敗績す。殽に戰ふの明日、晉の襄公は秦の囚を縛し、萊駒をして戈を以て之を斬らしむ。囚呼ぶ。萊駒戈を失す。狼瞫戈を取つて以て囚を斬る。之を擒して以て公の乘に從ふに、遂に以て右と爲せり。箕の役に先軫之を黜く。狼瞫怒る。其友曰く、盍ぞ之に死せざる。瞫曰く、吾未だ死所を獲ず云々、子姑く之を待てと。彭衙の役に及び、其屬を以て[illegible]に馳せて死しぬ。晉の師之に從ひ、大いに秦の師を敗る。君子謂ふ、狼瞫是に於てか君子なりと。

（評註）狼瞫は左氏の讚る所なり。然り瞫は烈士なり。吾將に擧を輾じて責と爲し、其位を出づるの罪を論ぜんとす。想ふに瞫の心は、必ず人の責を聞くを願うて、人の譽を聞くことを願はざらん。

狼瞫の死は(一)左氏の譽むる所なり、然り瞫は烈士なり。(二)上を犯すの氣を阻げて、

操柄猶未盡失。使其移比干之戮於崇侯。移崇侯之寵於比干。朝散鹿臺之財。暮發鉅橋之粟。烏知其不聽天永命。編名六七君之列乎。至於匡王。楞然見空名於六服之上。禮樂政刑。擧不在己。雖欲自奮。其道何由。是將僨之商。猶有起復之望。未墜之周。已如既隕之時也。左支廢右支綴。奄奄餘息。綿百世而閲千齡。樂乎哉。周過其歷之言。吾斯之未能信。

を發せしめば、烏んぞ其の(五)天の永命を聽き、名を(六)六七君の列に編まざるを知らんや。匡王に至つては、(七)楞然として空名を(八)六服の上に見し、禮樂政刑擧己に在らず。自ら奮はんと欲すと雖も、其道何にか由らん。是れ將に僨れんとするの商は、猶ほ起復の望有り、未だ墜ちざるの周は、已に既に隕つるの時の如きなり。(九)左支廢し右支綴く、奄奄たる餘息、百世に綿り千齡を閲すとも、樂しからんや。(一〇)周は其歷に過ぐとの言、吾は斯を之れ未だ信ずる能はず。

(一) 論語に上智と下愚とは移らずとあり　(二) 天下の權柄を握るなり　(三) 忠臣比干は誅せられ、奸臣崇侯虎は寵愛せられたり　(四) 鉅橋と共に紂の府庫の所在地　(五) 天に永遠の運命を祈り得るなり　(六) 孟子に湯より武丁まで賢聖の君六七作る云々と　(七) 虛大の貌　(八) 國の中央部首府の附近なり、尚書註に侯甸男采衞及び畿内とあり　(九) 左の支へ柱　(一〇) 周の國運は其天に受けたる歷數より長かりしとの言

周之積微甚二於商季一。何爲當レ亡而不レ亡。晉侯之小心。不レ及二文王一。何爲可レ取而不レ取。蓋嘗思二其故一矣。紂之季年。雖三三分失二其二一。然威令尚行二境内一。凶虐尚能及レ人。故民不レ堪二其暴一。而共亡レ之。晩周之微。門内小訟猶不レ得レ専。雖レ欲二淫侈一。誰聽二其指克一。雖レ欲二凶酷一。誰受二其指令一。其起其仆。近不レ係二斯民之休戚一。遠不レ係二諸侯之強弱一。晉雖二陽尊貌敬一。不レ過下以二邾莒一過上レ之耳。何嫌何疑。而遂欲レ墟レ之哉。故周非レ不レ亡。無レ可レ亡也。晉非レ不レ取。不レ足レ取也。

るに過ぎざるのみ。何を嫌ひ何を疑つてか、遂に之を墟にせんと欲せんや。故に周は亡びざるに非ず、亡ぶべき無きなり。晉は取らざるに非ず、取るに足らざればなりと。

(一)裁判 (二)殷の慰臣なり、二人朝廷の内にて相忿り争ふときはの義 (三)愛する所の者 (四)雕文を黥ける天子の服 (五)鬱鬱の貌 (六)細心緻密なること (七)残暴凶逆の行よく天下の人を恐れしめき (八)聚斂に同じ (九)人民の喜憂 (一〇)共に其時代の弱小國 (一一)攻亡して空しき城跡となす

大抵能害レ人者。必能利レ人。能殺レ人者。必能生レ人。紂雖二下愚不一レ移。然

大抵能く人を害する者は、必ず能く人を利し、能く人を殺す者は、必ず能く人を生す。紂は下愚移らずと雖も、然も操柄猶ほ未だ盡く失はず、其をして比干の戮を崇侯に移し、崇侯を寵を比干に移し、朝に鹿臺の財を散じ、暮に鉅橋の粟

商危之。向若飛廉惡來內相忿競。棄紂而即文。紂雖無道。亦未必能堪也。匡王怡然坐視。不惟不駭。反使人於晉。助所厚者之訟。惴惴然恐其不伸。巍然被袞。號稱天子。顧乃企足矯首。待晉之予奪。以爲輕重。何其衰也。是周之危過於商。而匡王之無恥甚於紂也。

も、亦未だ必ずしも堪ふる能はざらん。匡王怡然として坐視し、惟に駭かざるのみならず、反つて人をして晉に使せしめ、(三)厚うする所の者の訟を助け、惴惴然として其の伸びざるを恐れ、巍然として(四)袞を被りて天子と號稱し、顧つて乃ち(五)足を企て首を矯め、晉の予奪を待つて以て輕重を爲す。何ぞ其衰へたるや。是れ周の危は商に過ぎて、匡王の恥無きは紂よりも甚しきなり。周の頽敝は商の季よりも甚し、何爲れぞ當に亡ぶべくして亡びざるや、晉侯の(六)小心は文王に及ばざるに何爲れぞ取るべくして取らざるや。蓋し嘗て其故を思ふ。紂の季年、三分して其二を失ふと雖も、然も威令は尚ほ境內に行はれ、(七)凶虐は尚ほ能く人に及ぶ。故に民は其暴に堪へずして共に之を亡せるなり。晩周の微は、門內の小訟すら猶ほ專にするを得ず、淫侈ならんと欲すと雖も、誰か其(八)掊克を聽さん。凶酷ならんと欲すと雖も、誰か其指令を受けん。其起其仆、近きも(九)斯民の休戚に係はらず、遠きも諸侯の强弱に係はらず。晉は陽に尊び貌に敬すと雖も、(一〇)邾莒を以て之を遇す

趨二豐鎬一。彼紂雖佩二强於酒池肉林間一。直寄生焉爾。吾嘗持レ是以觀二後世隆替之由一。權在則昌。權去則亡。未レ有下失レ權而國不レ隨レ之者上也。周道既降。孱主僕臣。不レ能レ主二方夏之柄一。儕二於列國一。至二正王之世一。則殆甚焉。周公大臣也。王孫蘇小臣也。二臣有レ訟。不レ之レ王而之レ晉。若二天下一者。尙將下照二臨萬國一。大明二淑慝一。外薄二海隅一。咸得中其職上。今至レ不レ能レ尸二塂卮之訟一。則國之置レ王。將何用乎。

淑慝(一六)を明にし、外は海隅に薄るまで、咸く其職を得しめんとするに、今は塂卮(一七)の訟を尸るすら能はざるに至らば、則ち國の王を置く、將何ぞ用ひん(一八)や。

(一) 二國名なり、境を爭うて文王に訟へんとし周の境に入りし事あり (二) 殷の王畿 (三) 約束もせざるに (四) 堯の子丹朱 (五) 舜の子商均 (六) 訴訟を持出す事多き方即ち衆望多き人なり (七) 殷の都名 (八) 周の都名 (九) 傲然と威張る貌 (一〇) 假に其位に寄り坐す (一一) 隆盛と衰頽と (一二) 懦弱の主なり、主一に王に作る僕臣は劣惡の臣ト (一三) 中國の政權を掌り保つこと能はず (一四) 仲間入す (一五) 坊間本凡て「正王」に作る非也 (一六) 善と惡と (一七) 堂前階下の訴訟を主るなり (一八) 何の役にも立たぬ義

虞芮介然遠國。其質二成於周一。議者尙爲レ

虞芮は介然たる遠國なるも、其の成(二)を周に質するや、議者尙ほ商の爲に之を危めり。向に若し飛廉(一)・惡來内に相忿競し、紂を棄てて文に卽かば、紂は無道なりと雖

昔者文王聽二虞芮之訟一而商道始衰。聽レ訟非二文王之心一也。文王不下與二虞芮一期上而虞芮自至。故議者。以二二國之嚮背一。筮二商周之興亡一也。舜避レ朱禹避レ均。未下嘗不中視二獄訟之所上レ歸以爲中決上。虞芮之訟爭レ田。近捨二朝歌一。而遠

實は亡せるなり、然も晉の取るべくして取らざる者は、則ち周の微弱にして、小國に下僭して取るべき者無きを以てなり。

昔者文王、虞芮(一)の訟を聽いて、商(二)道始めて衰ふ。訟を聽くは文王の心に非ざるなり。文王は虞芮と期せずして(三)虞芮自ら至りぬ。故に議者は、二國の嚮背を以て、商周の興亡を筮しぬ。舜の朱を(四)避け、禹の均を(五)避くる、未だ嘗て獄訟の歸する所を視て、以て決を爲さずんばあらず。虞芮の訟へて田を爭ふや、近く(六)朝歌を捨てて、遠く豐鎬(七)(八)に趨けり。彼紂は酒池肉林(九)の間に倔強すと雖も、直に寄生するのみ。吾嘗て是を持して以て後世隆替(一一)の由を觀るに、權在れば則ち昌え、(一〇)權去れば則ち亡ぶ。未だ權を失つて、國之に隨はざる者は有らざるなり。周道既に降へ、孱主僕臣(一二)、夏の柄を主方する能はずして、列國に僭す(一四)。匡王の世に至つては、則ち殆ど甚し(一三)。周公は大臣なり、王孫蘇は小臣なり。二臣訟(一五)有るに、王に之かずして晉に之く。天下に君たる者は、尙ほ將に萬國に照臨して、大いに

兄踏於前而不悛。弟仆於後而不止。挫愈奮。敗愈張。非獲宗絶祀。蕩無炊火。未有晏然不爲諸華之害者也。貔虎之猛。形實驅之。犬馬之馴。形實束之。長狄族類。豈皆好爲暴哉。一受其形。雖欲已而不能自已也。心爲君。則形爲臣。形爲君。則心爲臣。同是貌也。仲尼聖而陽貨狂。同是目也。大舜仁而項羽暴。賦其形者。非有異。特制其形者不同耳。小心翼翼徽柔懿恭。忘其十尺之高者。是亦西夷之人也。議者勿謂狄無人。

(一) 長狄緣斯出處を見るべし (二) 遺り餘れる者無し (三) 其一族種類皆昔の儘に存す (四) 形體を受くること (五) 毛製の絨氈の類 (六) 乳汁乳酪 (七) 抵抗して衡を爭ふ (八) 泰山華山をも土塊の如く思ふ (九) 蟻垤の如しとなす (一〇) 先祖を祀る子孫の無きまでに血統を斷絶す (一一) 一切食事の火を擧ぐる者無きに至らざれば中國を侵害することを止めずとなり (一二) 貔は豹の屬 (一三) 魯の大夫なり、其貌孔子に似たり (一四) 項羽は舜と同じく重瞳なり (一五) 舜と孔子とは心を以て形を制し、陽貨項羽は之に反す (一六) 常に柔和にして恭敬なり (一七) 文王は西夷の人なりき、孟子に見ゆ

周公王孫蘇、晉に訟ふ

(出處) 文公十四年、周公將に王孫蘇と晉に訟へんとす。王は王孫蘇に叛いて、尹氏と聃啓とをして、周公を晉に訟へしめき。晉の趙宣子、王室を平げて之を復しぬ。

(評註) 周の二臣訟有るに、王に之かずして晉に之く。是れ周の大權已に失へり。存すと雖も

暴ニ蔑上國一。毎レ出輒敗。種殲族殄。雖レ有ニ子遺一。豈非ニ形爲ニ之累一邪。東夷西戎。南蠻北狄。自レ古及レ今。其族類自若也。使下長狄賦レ形與ニ四夷一等上。彼必安ニ其氈毳一。甘ニ其湩酪一。未下必敢與ニ上國一抗衡上。詎至ニ此極一邪。惟其偉岸自伐。故飛揚跋扈。陵ニ跨中國一。塊ニ視秦晉一。埵ニ視城郭一。蟻ニ視甲兵一。

ず其氈毳(五)に安んじ、其湩酪(六)を甘しとして、未だ必ずしも敢て上國と抗衡(七)せじ。詎ぞ此極に至らんや。惟其れ偉岸自ら伐る、故に飛揚跋扈して中國を陵跨し、秦(八)華を塊視し、城郭を埵視(九)し、甲兵を蟻視し、兄前に踣るゝも悛めず、弟後に仆るゝも止めず、挫けて愈々奮ひ敗れて愈々張り(一〇)、宗を覆して祀を絶ち、蕩(一一)として炊火無きに非ずんば、未だ晏然として諸華の害を爲さざる者有らざるなり。貔(一二)虎の猛も形實に之を驅り、犬馬の馴も形實に之を束ぬ。長狄の族類、豈皆好んで暴を爲さんや。一たび其形を受けて、已まんと欲すと雖も自ら已むこと能はざるのみ。心君たれば則ち形は臣たり。形君たれば則ち心は臣たり。同じく是れ貌なり、仲尼は聖にして陽貨(一三)は狂。同じく是れ目なり、大舜は仁にして項羽(一四)は暴。其形を賦する者に異有るに非ず、特に其形(一五)を制する者同じからざるのみ。小心翼翼徽柔(一六)懿恭、其十尺の高を忘るゝ者は、是れ亦西夷(一七)の人なり。議する者狄に人無しと謂ふこと勿れ。

久自寧。蟪蛄不以短自憂。私天地之形。以爲己有。固已得罪于鑪錘。況敢恃之以爲暴耶。衣不勝而成霸晉之功者。無所恃也。貌不稱而擅佐漢之謀者。無所恃也。形不長而專伐蔡之勛者。無所恃也。以是知。無恃者存。有恃者亡。尪羸幺麼。未必非福。魁梧壯偉。未必非殃。有形不能使。而反見使於形。可不爲大哀邪。

(一) 夏禹王頃に會稽に住せし巨人なり、禹王諸侯と會して之を誅す (二) 後漢光武の時王莽の配下たりし身長一丈大いさ十圍の男なり、昆陽にて殺されたり (三) 同一の機巧もて萬物を作る (四) 瓦のしたぢを坏とす、冶は爐にて燒くなり、陶は卽ち窯 (五) 濶豐 (六) 土地肥沃廣平の地の人は色白くして瘦す (七) 平坦濕潤の地の人は肉豐にして脊短し (八) 毛多くして美なり (九) 莊子に見えたる大魚大鳥 (一〇) 極めて小なる鳥と虫と (一一) 莊子に見ゆ、五百歲を以て春とし五百歲を以て秋とす (一二) 蜉の類極めて短命なり (一三) 萬物を創造する造化 (一四) 晉の趙文子は衣服の重さにも勝へざる人なりき (一五) 漢の張良は狀貌婦人の如くなりき (一六) 唐の裴度は容貌揚らず而も吳元濟を破るの勳を專にしたり (一七) 弱疲細小の義 (一八) 形體なり

長狄之種。其軀幹絕異於人。是亦偶得一氣之偏者耳。自緣斯以來。負其軀幹。

長狄の種は、其軀幹人に絶異なり、是れ亦偶〻一氣の偏を得る者のみ。(一)緣斯より以來、其軀幹を負うて上國を暴蔑し、出づる每に輒ち敗れ、種殲き族殄び、(二)孑遺有る靡し、豈形之が累を爲せるに非ずや。東夷西戎南蠻北狄、古より今に及ぶまで、其(三)族類自若たり。長狄をして、(四)形を賦すること四夷と等しからしめば、彼必

亘無窮。身大十圍。不レ能レ免ニ昆陽之敗一。久矣形之不レ足レ恃也。造化一機。坯冶一陶。陰翕陽張。萬形並賦。遇ニ川澤一則黑而津。遇ニ墳衍一則皙而椿。遇ニ原隰一則豐而痺。遇ニ山林一則毛而方。予ニ其形一者無ニ愛憎一。受ニ其形一者。無ニ恩怨一。是故鵾鵬不ニ以レ大自夸一。蜩鷽不ニ以レ小自慊一。冥靈不ニ以レ

造化は(三)一機、(四)坯冶は一陶、陰翕ひ陽張り、萬形並び賦し、川澤に遇へば則ち黑くして(五)津、(六)墳衍に遇へば則ち皙にして椿、(七)原隰に遇へば則ち豐にして痺、山林に遇へば則ち(八)毛にして方なり。其形を予ふる者に愛憎無く、其形を受くる者に恩怨無し。是故に(九)鵾鵬は大を以て自ら夸らず、(一〇)蜩鷽は小を以て自ら慊せず、(一一)冥靈は久を以て自ら喜ばず、(一二)蟪蛄は短を以て自ら憂へず。天地の形を私して、以て己が有と爲す。固に已に罪を(一三)鑪錘に得。況んや敢て之を恃んで以て暴を爲すをや。(一四)衣勝へずして、晉を覇たらしむるの功を成す者は、恃む所無ければなり。(一五)貌稱はずして漢を佐くるの謀を擅にする者は、恃む所無ればなり。(一六)形長からずして蔡を伐つの勛を專にする者は、恃む所無ればなり。是を以て知る、恃むところ無き者は存し、恃むところ有る者は亡ぶるを。(一七)尩羸么麼は、未だ必ずしも福に非ざるにあらず、魁梧壯偉は、未だ必ずしも殃に非ざるにあらず。(一八)形有るも使ふ能はずして、反つて形に使はる、大哀と爲ざるべけんや。

長哉。宜其甘心而不顧也。吾故表而出之。以爲挾外物者之戒。

長狄

（出處）文公十一年、鄋瞞齊を侵し、遂に我を伐つ。冬十月、狄を鹹に敗り、長狄僑如を獲たり。初め宋の武公の世、鄋瞞宋を伐つ、司徒皇父師を帥ゐて之を禦ぎ、以て狄を長丘に敗り、長狄緣斯を獲たり。晉の路を滅すや、僑如の弟焚如を獲たり。齊の襄公の二年、鄋瞞齊を伐つ。齊の王子成父、其弟榮如を獲たり。衞人は其季弟簡如を獲たり。鄋瞞是より遂に亡びぬ。

（評註）長狄は形を以て之が累を爲す。飛揚跋扈して中國を陵跨す。其類を殄滅するに至らざれば止まざるなり。

（一）防風氏、身九畝に横たはれども、會稽の誅を免るゝ能はず、（二）巨無霸、身大いさ十圍なりしも、昆陽の敗を免るゝ能はず。久しいかな形の恃むに足らざるや。

防風氏。身横九畝。不能免於會稽之誅。

强楚之大譽(甲)乎。無畏始知(丁)前日之虚名適所(丙)以招(乙)今日之實禍。惶惑而言曰。鄭昭宋聾。晉使不㆑害。我則必死。哀鳴至㆑此。向之直辭勁氣安在邪。始則曰㆓敢愛㆑死以亂㆒㆑官。今則曰㆓我則必死㆒。始一何壯。今一何怯邪。無㆑事則爲㆓不㆑畏㆒㆑死之言㆒。有㆑事則爲㆓畏㆑死之語㆒。眞情本態。至㆑是盡露矣。名之不㆑可㆓苟得㆒如㆑是哉。自㆑古以來。挾㆑外以爲㆑重者失㆓其所㆒㆑挾。未㆑有㆓不㆑危者㆒也。無畏之所㆑挾者楚耳。一旦身出㆓方城之外㆒。宋人豈懼㆓夫楚之無

て死を愛して以て官を亂らんやと曰ひ、今は則ち我は則ち必ず死せんと曰ふ。始(五)は一に何ぞ壯に、今は一に何ぞ怯なるや。事無ければ則ち死を畏れざるの言を爲し、事有れば則ち死を畏るゝの語を爲す。眞情本態、是に至つて盡く露る。名の苟も得べからざる是の如きか。古より以來、外(六)を挾んで以て重と爲す者は、其の挾む所を失へば、未だ危からざる者は有らざるなり。無畏が挾む所の者は楚のみ。一旦身方城(七)の外に出づれば、宋人豈夫の楚の無畏を懼れんや。宜なり、其甘心(八)して顧みざること。吾故に表して之を出し、以て外物を挾む者の戒と爲す。

(一) 宋を通過するも道路借用を申し出でざらしむ　(二) 身を捨てゝ困難を犯す　(三) 至大なる聲譽　(四) 鄭は明かなるも宋は暗し　(五) 一死を惜んで官職を廢せずとの義　(六) 外部の事物を借りて自己の重きを爲す者　(七) 楚の境界なる方城山の以外の地　(八) 無畏を殺して心を滿足せしめたる事

人知ニ涉佗之直一。而不レ知三其借ニ晉之威一也。沒ニ大子之車一。人知ニ江充之直一。而不レ知三其借ニ漢之威一也。戮ニ宋公之僕一。人知ニ無畏之直一。而不レ知三其借ニ楚之威一也。無畏借ニ楚之威一以爲ニ己名一。無ニ毫末之勞一。而有ニ郤山之譽一。使三如レ是而無ニ後憂一。則誠不レ如レ詐。直不レ如レ曲。君子不レ如ニ小人一矣。

を僞せり。毫末の勞無くして、郤山の譽(六)有り。是の如くにして後の憂無らしめば、則ち誠は詐に如かず、直は曲に如かず、君子は小人に如かざるなり。

(一)顔色を正しうし語を盛んにす　(二)無畏を以て強く正しき人物とせられし　(三)爲し難き外見あるも實は爲し易きために行ひしを指す　(四)左傳定公八年の條參照　(五)漢書に江充は太子の家の使を法に下し、事見えたり　(六)山の如き巨大なる名譽

抑不レ知。人既以レ直期レ之。亦必以レ直使レ之。楚子異日遣レ使。過レ宋而不レ假レ道。置ニ他人一而推ニ無畏一。豈不レ以丁直辭勁氣。固可丙以横レ身犯レ難。而張乙

抑〻知らず、人既に直を以て之を期すれば、亦必ず直を以て之を使ふことを。楚子異日使を遣して、宋を過ぎて道(一)を假らざらしむるに、他人を置いて無畏を推せるは、豈直辭勁氣、固に以て(二)身を横へ難を犯して、強楚(三)の大聲を張るべきを以てにあらずや。無畏始めて、前日の虛名は適に今日の實禍を招く所以なるを知り、惶惑して言つて曰く、鄭(四)は昭に宋は聾く、晉の使は害あらざるも、我は則ち必ず死せんと。哀鳴此に至る、向の直辭勁氣は安くに在りや。始は則ち敢

而位則臣也。論二其實一。則以レ楚加レ宋。以レ強凌レ弱。人之所二甚易一。論二其迹一。則以レ卑犯レ尊。以レ弱挈レ強。人之所二甚難一。居二甚易之地一。而坐得二至難之名一。人情誰不レ樂レ此哉。此無畏。所下以因二其餌一而竊中其名上也。必嘗揮レ金發レ粟。然後人許二其豪一。必嘗赴レ敵突レ圍。然後人許二其勇一。今無畏。挾二六千里之楚一。而折二一小國之君一。前無二權勢之可一レ懼。後無二憂患之可一レ虞。從容談笑。而冒下不レ畏二強禦一之名上。天下之所レ謂幸者。有レ過二於此一乎。

過ぐる有らんや。

(一)傀偉　(二)形式は似るも實質は然らず　(三)くるしめ辱しむ　(四)事迹　(五)至難の事を爲し得たりとの虚名　(六)豪華なる有樣　(七)小一に與に作る　(八)強き者を畏れざるの名譽

想無畏。正色莊語以答二或人之問一必謂。名固可二以レ幸取一。人固可二以レ名欺一。雖二吾君一亦將下以二勁正一見上レ期。孰知二吾之有一レ所レ挾哉。捘二衞侯之腕一。

想ふに無畏は、(一)正色莊語して以て或人の問に答へて、必ず謂はん、名は固に幸を以て取るべく、人固に名を以て欺くべし。吾君と雖も、亦將に(二)勁正を以て期せられんとす、孰か吾の(三)挾む所有るを知らんやと。(四)衞侯の腕を捘るや、人涉佗が直を知つて、其の晉の威を借るを知らざるなり。(五)太子の車を沒するや、人江充が直を知つて、其の漢の威を借るを知らざるなり。宋公の僕を戮する、人無畏が直を知つて、其の楚の威を借るを知らざるなり。無畏は楚の威を借つて、以て己が名

而中實不レ然者。幸ニ其似一而竊ニ其名一。非レ不レ可三以欺ニ一時一。然他日。人卽ニ其似一而求ニ其眞一。則情見實吐。無レ不ニ立敗一。名果可ニ以レ幸取一耶。然則受名之始。乃受責之始也。孟諸之役。文之無畏。席ニ彊楚之威一而窘ニ辱宋公一。本無ニ足レ稱者一。然宋公。國雖レ弱而位則君也。文之無畏。國雖レ強

日人其似に卽いて其眞を求むれば、則ち情見れ實吐き、立に敗れざるは無し。名果して幸を以て取るべけんや。然らば則ち名を受くるの始は、乃ち責を受くるの始なり。孟諸の役、文之無畏は彊楚の威に席りて、宋公を窘辱(二)せるも、本稱するに足る者無し。然も宋公、國弱しと雖も、而も位は則ち君たり。文之無畏は國強しと雖も、而も位は則ち臣なり。其實を論ずれば、則ち楚を以て宋に加へ、強を以て弱を淩ぐ。人の甚だ易き所にして、其迹(四)を論ずれば、則ち卑を以て尊を犯し、弱を以て強を撃つ、人の甚だ難しとする所たり。甚だ易きの地に居て、坐ながら至難(五)の名を得るは、人情誰か此を樂まざらんや。此れ無畏が其似に因つて其名を竊みて所以なり。必ず嘗て金を揮ひ粟を發して、然る後に人其豪(六)を許し、必ず嘗て敵に赴き圍を突いて、然る後に人其勇を許す。今は無畏、六千里の楚を挾んで、一小國(七)の君を折く。前に權勢の懼るべき無く、後に憂患の慮るべき無し。從容談笑して強禦(八)を畏れざるの名を冒す、天下の所謂幸なる者、此に

宣公の十四年、楚子は申舟をして齊に聘せしめて曰く、道を宋に假ること無れと。亦公子馮を晉に聘せしめて、道を鄭に假らざらしむ。申舟は孟諸の役を以て宋に惡まる。曰く、鄭は明に宋は聾し、晉の使は害あらざるも、我は則ち必ず死せんと。宋に及ぶ、宋人之を止む。華元曰く、我を過ぎて道を假らざるは、我を鄙とするなり、我を鄙とするは亡するなり。其使者を殺さば必ず我を伐たん、我を伐つも亦亡のみ、亡は一なりと。乃ち之を殺しぬ。

〔評註〕名は幸に得べからざるを謂ふ。無畏は幸を以て彊禦を畏れざるの名を得たり。一旦楚子之をして齊に聘せしめて、道を宋に假らざるや、即ち哀鳴して憐を乞ひ、眞情始めて露る。始めて知るの虚名は、今日の實禍を招けることを知りぬ。名は其れ幸を以て取るべけんや。

名不レ可ニ以レ幸取一也。天下之事。固有ニ外似

名は幸を以て取るべからざるなり。天下の事、固に外似て中實は然らざる者有り、其似を幸として其名を竊むは、以て一時を欺くべからざるに非ざるも、然も他

十年之先一也。孰謂ニ近者難レ掩而遠者易一レ欺邪。吾嘗深味下范山晉君不レ在二諸侯一之一語上。深有レ感焉。晉主二夏盟一。自レ文至レ靈三君矣。靈公即位之始。其拊二循諸侯一。必不三敢遽改二先世之舊一。玉帛瑞節。猶二文襄一也。芻粟牲牢。猶二文襄一也。物采辭令。盟約要束。猶二文襄一也。惟其心不レ在二諸侯一。故幣雖レ厚。而人自見二其薄一。禮雖レ備。而人自見二其略一。儀雖レ華。而人自見二其瘁一。令雖レ嚴。而人自見二其慢一。吁范山其妙二於觀一レ國哉。

意に非ずとの意　(八)中國諸侯の盟主　(九)文公襄公靈公　(一〇)撫順に同じ　(一一)諸侯は玉、諸侯の世子附庸は帛を執る、瑞節は信を傳ふる圭玉なり　(一二)林草米粟犠牲の類

文之無畏

(出處)　文公十年、陳侯鄭伯楚子に息に會し、遂に蔡侯と厥貉に次し、將に以て宋を伐たんとす。乃ち楚子を逆へ、遂に道して以て孟諸に田す。文之無畏は左司馬爲り、命ぜられて夙に駕して燧を載す。宋公命に違ふ。無畏其僕を抶つて以て徇ふ。或ひと子舟に謂つて曰く、國君は戮すべからずと。子舟曰く、官に當つて行ふ、何の強か之れ有らん、敢て死を愛して以て官を亂らんやと。

乎。亦有ㇾ所ㇾ蔽焉耳。嬖幸者。靈公恩賞之所ㇾ及也。故蔽ニ於愛一而不ㇾ知。卿大夫者。靈公政令之所ㇾ及也。故蔽ニ於尊一而不ㇾ知。列ニ於齊盟一者。靈公兵威之所ㇾ及也。故蔽ニ於長一而不ㇾ知。惟范山立ニ楚之朝一。食ニ楚之祿一。非下晉國恩賞政令兵威之所中可ㇾ及。故揆ニ之趙盾隨會之諫一。反在ニ於

の恩賞政令兵威の及ぶべき所に非ず、故に之を趙盾隨會の諫(六)に揆ると、反つて十年の先に在りき。孰か近き者は掩ひ難うして、遠き者は欺き易しと謂ふぞ。吾嘗て深く范山が晉君諸侯に在らず(七)の一語を味うて、深く感ずるところ有り。晉の夏盟を主ること、文より靈に至るまで三君なり。靈公卽位の始、其の諸侯を拊循(八)するや、必ず敢て遽に先世の舊を改めじ、玉帛瑞節(九)は、猶ほ文襄のごとけん、芻粟牲牢(一〇)は、猶ほ文襄のごとけん。物采辭令盟約要束(一一)も、猶ほ文襄のごとけん。惟其心諸侯に在らず、故に幣は厚しと雖も而も人自ら其薄きを見、禮は備ると雖も、而も人自ら其略を見、儀は華なりと雖も、而も人自ら其瘁るゝを見、令嚴なりと雖も、而も人自ら其慢を見るのみ。吁范山は其れ國を觀るに妙なるかな。

(一) 卽位に同じ、先王の事を嗣ぐ意　(二) 吉凶の前兆なり　(三) 衆人は蔽はるゝ所あるのみ　(四) 寵愛を受くる者
(五) 齊は一の義、同盟なり　(六) 晉の靈公無道なり、趙盾隨會しば〳〵之を諫む　(七) 晉君の心は諸侯を統一するの

圖乎。吾知二其說一矣。以レ地以レ勢。則近者詳。而遠者略。以レ情以レ理。則近者疏。而遠者明。問二官府之政於鈴下馬走一。甲是乙非。迄無二定說一。至下於大山之隈。絕澗之曲。農夫樵父。相與畫レ地。而議中長吏之能否上。若レ辨二黑白一。若レ數二一二一。彼豈嘗識二刺史之屏一。而望二縣令之舄一哉。蓋愛憎絕二於耳目之前一。毀譽公二於郊野之外一。近者之蔽。固不レ如二遠者之明一也。

の明に如かざるなり。

㈠暴虐無道なりし失政を指す ㈡當時の名臣 ㈢當時史官の記錄 ㈣朝聘入覲す ㈤怨みそしる ㈥適に遠き貌 ㈦楚の北境に在る方城山と漢水との間に挾り居る ㈧粗雜 ㈨政廳所在地を鈴下とす、その地の車夫馬丁等の走卒なり ㈩長官の能不能 ⑪明瞭なる義 ⑫刺史坐上の屏風 ⑬履物

靈公不レ君。其二於始一而成二於終一。當二其嗣レ服之初一。雖レ無二萌芽之可一レ尋。豈無二兆眹之可一レ卜。舉レ世不レ知。而范山獨知レ之。豈山之智。獨踰二於衆人一

靈公の君たらざる、始に基して終に成る。其の服を嗣ぐの初に當つては、萌芽の尋ぬべき無しと雖も、豈兆眹の卜すべき無らんや。世を舉つて知らざるに、范山獨り之を知る、豈山の智、獨り衆人に踰るか。亦蔽はるゝ所有るのみ。嬖幸の者は、靈公の恩賞の及ぶ所なり、故に愛に蔽はれて知らず。卿大夫は、靈公政令の及ぶ所なり、故に尊に蔽はれて知らず。齊盟に列する者は、靈公兵威の及ぶ所なり、故に畏に蔽はれて知らず。惟范山は、楚の朝に立ち楚の祿を食む、晉國

晉靈公即位之初。其失德未レ有レ聞ニ於人一也。內而欒郤胥原。日陪日侍。傳不レ載ニ其諷諫之辭一。外而宋衞陳鄭。時聘時覲。傳不レ載ニ其怨誹之語一。彼范山者。邈然介ニ居方城漢水之間一。果何自而知ニ靈公之可レ輕。北方之可レ

〔評註〕人を觀るの道、近き者は蔽れて遠き者は明なり。故に晉靈の諸侯に在らざる、世を擧げて未だ知らざるに、楚の范山は獨り先づ之を知れり。

晉の靈公即位の初、其失(二)德は未だ人に聞ゆる有らざるなり。內にしては欒郤胥(一)原、日に陪し日に侍るも、(三)傳に其諷諫の辭を載せず。外にしては宋衞陳鄭、(四)時に聘し時に覲ふも、傳に其(五)怨誹の語を載せず。彼范山は、(六)邈然として(七)方城漢水の間に介居するに、果して何によりてか靈公の輕んずべく、北方の圖るべきを知るぞ。吾其說を知れり。地を以てし勢を以てすれば、則ち近き者詳にして遠き者は略に、情を以てし理を以てすれば、則ち近き者は蔽れて遠き者明なり。官(八)府の政を鈴(九)下の馬走に問ふに、甲是乙非、迄に定說無きも、大山の隈絕澗の曲、農夫樵父、相與に地を畫して、(一〇)長吏の能否を議するに至つては、黑白を辨ずるが若く、一二を數ふるが若し。彼豈嘗て刺史の(一二)屛を識つて、縣令の(一三)舄を望まんや。蓋し(一一)愛憎耳目の前に絕え、毀譽郊野の外に公なるのみ。近き者の蔽は、固に遠き者

謂二意諸之賢一。獨不レ知耶。其所二以徘徊躊躇。不レ能二翻然高擧一者。蓋懷下其父去レ官。則族無レ所レ庇之言上。顧レ位苟レ祿。日復一日。其意以爲。無レ難。則忍レ恥以庇レ宗。有レ難。則捐レ身以副レ恥。以二後之節一。贖二前之非一。後世君子。要必有下哀二吾之用心一者上。殊不レ知。君子不レ忍三一日置二其身於可レ愧之地一。今日爲レ善。尚恐二他日爲一レ惡。詎有下身居二可レ愧之中一。預指二他日之節一。以贖中今日之非上乎。他日之節未レ至。今日之非方增。斯時也。斯心也。君子乎。小人乎。此吾所下以爲二意諸一懼上也。此吾所乙以不下爲二意諸一懼上。而爲二吾身一懼甲也。

の心や、君子か小人か。此れ吾が意諸が爲に懼るゝ所以なり。此れ吾が意諸が爲に懼れずして、而して吾身の爲に懼るゝ所以なり。

㊀ 昭公の田獵に從うて死せしを指す ㊁ 司空に同じ、武公の諱を避くるなり ㊂ 隙間を覘うて以上の諸奸一時に發せんとす ㊃ 調和救護 ㊄ 君の弑せられし後に殉死するなり ㊅ 弑逆の準備 ㊆ ぐづ〳〵として思ひ切りなきなり ㊇ 家族一同 ㊈ 一族を養ひ護らん ㊉ 後日に節義を立てゝ前日の非を贖はん ⑪ 今日の非心の漸く長ずる時を指す

楚の范山、北方を圖らんと請ふ

（出處） 文公九年、范山は楚子に言して曰く、晉君少うして諸侯に在らず。北方圖るべしと。楚子狼淵に師して以て鄭を伐つ。鄭は楚と平ぎぬ。

公族。官則司城。坐視二昭公之失レ道。襄夫人之蓄レ怒。公子鮑之陰謀。凶德參會。待レ釁而發。上則不レ聞レ有二正救之諫一。中則不レ聞レ有二調護之功一。下則不レ聞レ有二擊斷之勇一。見レ亂而始去。去何晚也。見レ弒而始死。死何補也。想夫亂機之將レ兆。弒械之將レ成。通二國之內外一舉知レ之矣。嘗

ら視て、上には則ち正救の諫有るを聞かず、中には則ち調護(四)の功有るを聞かず、下には則ち擊斷の勇有るを聞かず、亂を見て始めて去る、知ること何ぞ晩きや。(五)弒を見て始めて死するは、死すとも何ぞ補はんや。想ふに夫の亂機の將に兆せんとする、(六)弒械の將に成らんとする、國の內外を道じて擧之を知らん。嘗て意諸が賢にして獨り知らずと謂はんや。其の(七)徘徊濡滯、翻然として高く擧る能はざりし所以の者は、蓋し其父官を去れば、則ち(八)族は庇ふ所無きの言を懷ひ、位を顧み祿を苟もして、日復一日、其意に以爲らく、難無くば則ち恥を忍んで以て宗を庇はん、難有らば則ち身を捐てて以て恥を刷がん。後の節を以て前の非を贖(九)はば、後世の君子、要するに必ず吾の用心を哀む者有らんと。(一〇)殊に知らず、君子は一日も其身を愧づべきの地に置くに忍びざることを。今日善を爲す、尙ほ他日に惡を爲さんことを恐る。詎ぞ身愧づべきの中に居りて、豫め他日の節を指して、以て今日の非を贖ふこと有らんや。他日の節は未だ至らず、今日の非は方に增す。(一一)斯の時や斯

則出奔。終則致死。大浸滔天。而砥柱不移。風雨如晦。而雞鳴不已。凜然亂臣賊子之大閑也。當是時。奔走於君夫人之宮者。冠蓋相望。受施於公子鮑之室者。肩袂相屬。至於安受昭公之賜。棄珍襲寶。散而之四方者。又不知其幾人也。不追議此。而惟意諸之是責。吾不知。與逆徒何親。與公室何讎乎。與小人何厚。與君子何薄乎。讎公室而親逆徒。厚小人而薄君子。雖鄉黨自好者。猶恥爲之。未有名爲學者。而反不恥者也。然立論之際。先則譽意諸之忠。後則責意諸之過。變譽爲責。夫豈得已哉。蓋將假意諸既往之過。爲吾身將來之戒也。

忠を譽め、後には則ち意諸の過を責め、譽を變じて責を爲すは、夫れ豈已むを得んや。蓋し將に意諸既往の過を假りて、吾身將來の戒を爲さんとすればなり。

(一)待遇　(二)自己を良くする事　(三)他人を品評題議して高下を別つなり　(四)他人を褒貶與奪して其識略行爲の公私を分つ　(五)孔門の子貢名は端木賜　(六)大洪水にて天を浸すが如くなるも砥柱の山は動かず　(七)暗黒なり　(八)横範の義唐書に節義は天下の大閑とあり　(九)前後相續き立つ有様　(一〇)昭公の賜物を受けながら其危難を平氣に見て逃れ去るなり　(一一)爲意諸を指す　(一二)村里に於て得意なる小人物

意諸效節之去。義當去也。意諸從田之死。義當死也。然意諸。親則

意諸が節を效して去るは、義も當に去るべし。意諸が田に從ふの死は、義も當に死すべし。然も意諸、親は則ち公族、官は則ち司城なり。(一)坐して昭公の道を失ひ、襄夫人の怒を蓄ひ、公子鮑の陰謀凶德參り會し、(二)釁を待つて發する

主於自爲。而非爲人也。品題之高下。所以驗我識之高下。與奪之公私。所以驗吾心之公私。發於言者。畧而不盡。則藏於心者。必有昏而不明者。矣。吾夫子譏賜也之方人。而自操春秋褒貶之筆。豈遽忘前語哉。待人與論人。固自有體也。宋襄夫人之亂。蕩意諸始

ば、則ち心に藏する者、必ず昏うして明ならざる者有り。吾夫子は、賜(五)が人を方ぶるを譏つて、而も自ら春秋褒貶の筆を操りき。豈遽に前語を忘れんや。人を待つと人を論ずると、固に自ら體有ればなり。宋襄夫人の亂に、蕩意諸始は則ち出奔し、終は則ち死を致す。(六)大浸天に滔るも、而も砥柱移らず、風雨晦(七)の如きも、而も鷄鳴いて已まず。凜然として亂臣賊子の大閑(八)たり。是時に當つて、君夫人の宮に奔走する者は、冠蓋(九)相望み、施を公子鮑の室に受くる者、肩袂相屬す。昭公の賜(一〇)を安受し、珍を橐にし寶を囊にし、散じて四方に之く者に至つては、又其幾人なるを知らざるなり。此を追譏せずして、惟意諸をのみ之れ是を責む。吾知らず、逆徒と何ぞ親しく、公室(一一)と何の讎あるかを。小人と何ぞ厚く、君子と何ぞ薄きかを。公室を讎にして逆徒に親み、小人に厚うして君子に薄きは、鄕黨(一二)自ら好する者と雖も、猶ほ之を爲すことを恥づ。未だ學を爲すを名とする者にして、反つて恥ぢざる者は有らざるなり、然も立論の際は、先づ則ち意諸の

待レ人欲レ寛。論レ人欲レ盡。論レ人者。借二人之短一以攻二我之短一。借二人之失一以攻二我之失一。言

十六年、昭公無道なり、國人公子鮑を奉じて、以て夫人に因る。夫人將に公をして孟諸に田して之を殺さしめんとす。公之を知り、盡く寶を以て左右に賜ちて行かしむ。夫人司城に謂つて公を去らしむ。對へて曰く、之に臣として其難を逃れば、後君を若何せんと。冬宋の襄公將に孟諸に田せんとし、未だ至らざるに、夫人は甸を帥ゐて攻めて之を殺さしむ。蕩意諸之に死す。

〔主意〕 蕩意諸の節に死せしは、議すべき者無し。然も吾將に意諸の事を假つて、以て吾身の戒と爲さんとす。所以に其短を極論して少くも恕せず。主意先づ意諸の忠を稱して、後に意諸が短を責む。先揚後抑の體爲り。

(一)人を待するは寬を欲し、人を論ずるは盡を欲す。人を論ずる者は、人の短を借りて以て我の短を攻め、人の失を借りて以て我の失を攻む。言は(二)自ら爲るに主として、人の爲にするに非ざるなり。(三)品題の高下は、我識の高下を驗する所以、(四)與奪の公私は、吾心の公私を驗する所以なり。言に發する者、略にして盡さざれ

今者之解。私情之解耳。乃若胸中之天。則向無怨而今無解也。不然。豈惠伯立談之頃。所能回邪。奬廩捐階之虐。治棲入宮之侮。百世之後。讀其書者。猶爲舜切齒。而舜之恩意。源源不絶者。非以德報怨也。以弟待象。而不以象待象也。以天觀象。而不以人觀象也。蓋鬱陶思舜。乃象之天。彼傲而害舜者。特象之人耳。舜之胸中純乎天。故見象之天。而不見象之人也。使惠伯立於舜之朝。將化於舜之天。而不自知耳。雖有喙三尺。焉攸用。

惠伯をして舜の朝に立たしめば、將に舜の天に化して自ら知らざらんとす。喙(一三)三尺有りと雖も、焉んぞ用ふる攸あらん。

㊀人爲の結合　㊁時の間も離るゝことなし　㊂增加減損　㊃雨ふりと曇天と　㊄大空の本體　㊅怨恨結びしことなく從つて怨を解くべきにも非ず　㊆少頃の時間　㊇孟子萬章篇に見ゆ、舜を苦しめし其父母の仕業なり　㊈同前　(一〇)連りて絶えざる貌　(一一)象を待遇するに弟を以てす　(一二)心むすぼれて樂まざる貌。孟子萬章篇參照　(一三)三尺の長きくちばし

宋の蕩意諸

（出處）文公八年、宋の襄夫人、昭公の黨を殺す。司城蕩意諸來奔し、節を府人に效して出づ。

合者。無二時而離一。兄弟之屬天也。人怨不レ足二以害一レ之。襄仲之怨二穆伯一。以レ人觀レ之固大矣。重矣。以レ天觀レ之。則兄弟之親。與レ生俱生而不レ可レ離。豈以二恩怨一而加損哉。兩暘變二於前一。而太虛之眞體。未二嘗動一也。恩怨交二於前一。而兄弟之眞情。未二嘗動一也。襄仲向者之怨。私情之怨耳。

し。兄弟の屬は天なり、人怨以て之を害するに足らず。襄仲の穆伯を怨むる、人を以て之を觀るときは固に大なり、重し。天を以て之を觀れば、則ち兄弟の親は生と俱に生じて離るべからず。豈恩怨を以て加損(三)せんや。(四)兩暘前に變ずるも、而も(五)太虛の眞體は未だ嘗て動かざるなり。恩怨前に交るも、而も兄弟の眞情は、未だ嘗て動かざるなり。襄仲が向の怨は、私情の怨のみ、今の解は私情の解のみ。乃ち胸中の天の若きは、則ち向に(六)怨無くして今解く無きなり。然らずんば豈惠伯(七)立談の頃の能く回す所ならんや。(八)廩を焚き階を捐つるの虐、(九)棲を治め宮に入るの侮、百世の後、其書を讀む者、猶ほ舜の爲に切齒す。而も舜の恩意源源(一〇)絶えざる者は、德を以て怨に報いしには非ざるなり。(一一)弟を以て象を待つて、象を以て象を待たざるなり。天を以て象を觀て、人を以て象を觀ざるなり。蓋し(一二)鬱陶として舜を思ふは、乃ち象の天なり。彼の傲りて舜を害ふ者は、特に象の人のみ。舜の胸中は純乎として天なり、故に象の天を見て、而して象の人を見ざるなり。

二者皆未レ爲二定論一也。專二於報レ怨者。鞅睢之徒耳。專二於忘レ怨者。老莊之徒耳。吾聖人未二嘗修レ怨。亦未二嘗忘レ怨。權二其小大輕重一而中持レ衡焉。未下嘗倚二一偏一而主中一説上也。穆伯爲二襄仲一聘二婦於莒一。中道而奪レ之。夫豈細怨也哉。而惠伯區二區其間一。委曲調護。始釋二其憾一。終全二其恩一。彼非レ不レ知二輕重小大之所レ在也。蓋穆伯之於二襄仲一兄弟也。怨之大小輕重。在二他人一可レ言耳。兄弟之間。豈較二小大輕重一之地哉。

怨を修めず、亦未だ嘗て怨を忘れず、其小大輕重を權つて中に(五)衡を持す。未だ嘗て一偏に倚つて一説を主とせざるなり。穆伯は襄仲が爲に婦を莒に聘し、中道にして之を奪ふ、夫れ豈細怨ならんや。而るに惠伯は其間に區區として(六)委曲調護し、始めて其憾を釋いて、終に其恩を全うしぬ。彼輕重大小の在る所を知らざるには非ず。蓋し穆伯の襄仲に(七)於るは兄弟なり。怨の大小輕重は、他人に在つて言ふべきのみ。兄弟の間は、豈小大輕重を較する地ならんや。

(一)怨を修めて可なりやと問ふ　(二)動かすべからざる定論　(三)商鞅范雎、共に秦の強臣たりき　(四)老子莊子の徒　(五)はかりなり、均衡に同じ　(六)奔走して彼是と周旋盡力す　(七)兄弟の恩情を全うす

以レ人合者。有二時而離一。以レ天

(二)人を以て合ふ者は、時として離るゝ有り、天を以て合ふ者は、(三)時として離るゝ無

問二修レ怨於君子一。必以爲レ非。
問二修レ怨於小人一。則以爲レ是。

美なり、自ら爲に之を娶る。仲之を攻んと請ふ、公將に之を許さんとす。叔仲惠伯諫めて曰く、云々と。仲として之を舍かしめ、公孫敖には之を反さしめ、復兄弟爲ること初の如し。八年穆伯莒に奔り、己氏に從ふ。晉人文伯を立つ。十四年文伯卒す、惠叔を立つ。穆伯重く賂はんと請ひ、以て復るを求む、之を許す。將に來らんとして齊に卒す。十五年、齊人公孫敖が喪を歸る。襄仲哭する勿らんと欲す。惠伯曰く、云々と。襄仲說び、兄弟を帥ゐて以て之に哭しき。

〔評註〕兄弟の屬は天なり。怨を較するの地に非ざるなり。人襄仲の穆伯に於る、昔は怨んで今は解けるを知つて、胸中の天は則ち怨も無く人も無きことを知らざるなり。然らずんば、叔仲惠伯有りと雖も、豈能く其怨を立談の間に解かんや。

怨を修めんと君子に問へば、必ず以て非と爲し、怨を修めんと小人に問へば、則ち以て是と爲す。二者は皆未だ定論爲らざるなり。怨を報ゆるに專なる者は鞅睢が徒のみ。怨を忘るゝに專なる者は、老莊が徒のみ。吾聖人は、未だ嘗て

學之旨。庸可レ毀邪。非也。觀レ書者。要レ當二忘レ言而得一レ意。大學之意。在三於無二諸己一。而不レ在三於非二諸人一也。欲下學者將レ非レ人之時。常思中無二諸己一之戒上。不レ欲丙學者持下無二諸己一之論上。用爲乙非レ人之資甲也。故先曰レ無二諸己一。次曰レ非二諸人一。其意主三於攻二己過一。而不レ主三於攻二人過一明矣。吾恐說レ經者。以レ文害レ辭。故力辨レ之。以告二吾黨之士一云。

なり。其意は己が過を攻むるを主として、人の過を攻むるを主とせざると明けし、吾恐くは經を說く者の、文を以て(四)辭を害せんことを。故に力めて之を辨じて、以て吾黨(五)の士に告ぐと云ふ。

㈠ 氣違じみたる人物　㈡ 路上通行の人　㈢ 己の身に惡なくして始めて他人の惡を正すべき義　㈣ 文義に拘泥して文の精神を誤解するなり　㈤ 志を同じくして聖道を學ぶ者

穆伯襄仲

（出處）文公七年、穆伯は公孫敖なり、莒に娶る、戴己と曰ふ、文伯を生む、名は穀。其娣聲己は惠叔を生む、名は難。戴己卒す。又莒に聘す。莒人聲己を以て辭す。則ち襄仲が爲に聘す。穆伯莒に如き涖み盟ひ、且つ仲が爲に逆ふ。鄢陵に及び、城に登つて之を見るに

於父也。子必因責人而始敬父。則父得子之敬寡矣。臣必因責人而始朝君。則君得臣之朝寡矣。又況子之敬父。自敬汝父耳。於人何有。臣之朝君。自朝汝君耳。亦於人何有。使晉襄之事周。春秋朝覲。史不絕書。亦晨省昏定之常耳。猶不足以自高。況欲市陟周之庭。遂傲然自足。鳴鐘擊鼓。凌責他人之無禮。安得不納孔達之侮哉。

世有妄人嘗拜其父者。他日執塗人而責之曰。我嘗拜父。汝何爲不拜我。天下未有不笑其狂者。晉襄之責衞。非此類邪。雖然。無諸己而後非諸人。大學之道也。晉襄先朝王而後責衞。似有合於大

世に妄人の嘗て其父を拜する者有り、他日塗人を執へて之を責めて曰く、我嘗て父を拜せり、汝何爲れぞ我を拜せざると。天下未だ其狂を笑はざる者は有らじ。晉襄の衞を責るは、此の類に非ずや。然りと雖も、諸を己に無くして、而して後に諸を人に非るは、大學の道なり。晉襄先づ王に朝して後に衞を責むるは、大學の旨に合ふ有るに似たり、庸ぞ毀るべけんや。非なり。書を觀る者は、當に言を忘れて意を得べきを要す。大學の意は、諸を己に無くするに在つて、諸を人に非るに在らざるなり。學者將に人を非らんとするの時、常に諸を己に無くするの戒を思はんと欲して、學者が諸を己に無くするの論を持して、用て人を非るの資と爲すを欲せざるなり。故に先づ諸を己に無くすと曰ひ、次に諸を人に非ると曰ふ

卽レ位。而朝二王於温一。人皆善二其尊一レ周也。及レ考二其朝一レ王之由一。蓋將レ討二衞之不一レ朝。故身先朝レ周以責レ之。然則尊レ王之善、豈襄公之本心哉。特因レ衞而發耳。向若衞侯之車。先叩二於晉關一。則吾知二晉襄之旆。未三必入二於周境一矣。彼因レ人而有レ善者。果足二以爲一レ善邪。臣之於レ君。猶二子之

て以て善と爲るに足らんや。臣の君に於る、猶ほ子の父に於るがごとし。子必ず人を責るに因つて始めて父を敬せば、則ち父は子の敬を得ること寡からん。臣必ず人を責むるに因つて始めて君に朝せば、則ち君は臣の朝を得ること寡からん。又況んや子の父を敬するをや、自ら汝の父を敬するのみ、人に於て何か有らん(七)。臣の君に朝する、自ら汝の君に朝するのみ。亦人に於て何か有らん。晉襄の周に事ふる、春秋に朝覲し(八)、史は書を絶たざらしむとも(九)、亦晨省昏定(一〇)の常のみ。猶ほ以て自ら高しとするに足らず。況んや甫めて周の庭(一一)を陟り、遽に傲然として自足し、鐘を鳴し鼓を撃つて、他人の無禮(一二)を凌責せんと欲するをや。安んぞ孔達の侮を納れざるを得んや。

(一) 嫫母は黄帝の時の醜婦なり、鏡もと心なし醜に遇うて醜を寫すのみ　(二) 泰山華山共に支那五岳の中の高山たり　(三) 周王時に温に在り　(四) 理由　(五) 衞侯晉に往くことあらんにはの義　(六) 人を責めんとしての僞善にして本心の善ならざるを指す　(七) 他人に無關係なり　(八) 周禮に見ゆ、春を朝とし秋を覲とす　(九) 歴史官の記錄世々絶えず　(一〇) 曲禮參照、夕に定めて晨に省みるなり　(一一) 周の朝廷に出づるなり　(一二) 犯し凌ぎて責め立つるなり

因レ人而有レ過者。君子不レ謂ニ之過一。因レ人而有レ善者。君子不レ謂ニ之善一。因レ人而過。猶下鑑遇ニ嫫母一而醜上。本非ニ鑑之醜一也。因レ人而善。猶下木託ニ泰華一而高上。本非ニ木之高一也。爲レ善由レ己。而由レ人乎哉。晉襄公

ぶを知る。然も衞侯の己に朝せざるに因りて、乃ち始めて王に朝するのみ、豈眞に君を尊ぶを知る者ならんや。假に衞侯をして先づ來つて晉に朝せしめば、則ち晉襄必ず復王に溫に朝せざらんと。

人に因つて過有る者は、君子は之を過と謂はず、人に因つて善有る者は、君子は之を善と謂はず。人に因つて過つは、猶ほ(一)鑑の嫫母に遇うて醜なるがごとし。本鑑の醜なるに非ざるなり。人に因つて善なるは、猶ほ木の(二)泰華に託して高きがごとし、本木の高きに非ざるなり。善を爲すは己に由る、人に由らんや。晉の襄公、位に卽いて王に溫に朝す。人皆其の周を尊ぶを善とす、其の王に朝するの(四)由を考ふるに及べば、(三)蓋し將に衞の朝せざるを討ぜんとす、故に、身先づ周に朝して以て之を責むるのみ。然らば則ち王を尊ぶの善は、豈襄公の本心ならんや。特に衞に因つて發するのみ。向に若し衞侯の車、(五)先づ晉闕を叩かば、則ち吾知る、晉襄の旆未だ必ずしも周の境に入らざるを。彼の(六)人に因つて善有る者は、果し

之術。誾誾侃侃。即孔門相ニ言語一之術。翼如襜如。即孔門相ニ歩趨一之術。勃如愉如。即孔門相ニ顏色一之術。曾子傳レ此以相レ人。故發而爲下動ニ容貌一之論上。子思傳レ此以相レ人。故發而爲下動ニ乎四體一之論上。孟子傳レ此以相レ人。故發而爲ニ眸子瞭眊之論一。苟荀卿得ニ孔門之相書一。將ニ心醉服膺之不レ暇。何暇レ非ニ他人之相書一邪。

相書を非るの暇あらんや。

㈠ 強細の義 ㈡ 孔子家語困誓篇參照 ㈢ 論語郷黨篇に見ゆ、容の舒を申々とし色樂める者を夭々とす ㈣ 和悅剛直の貌 ㈤ 服裝の端正整頓せる貌 ㈥ 色を變ずるを勃如とし、和樂を愉如とす ㈦ 論語に容貌を動かして暴慢に遠かる云々とあり ㈧ 中庸に至誠の道前知すべし四體に動き云々と ㈨ 瞳の明不明なり孟子に出づ

晉侯王に朝して衞を伐つ

〔出處〕 文公元年、晉の文公の季年、諸侯晉に朝す。襄公既に祥し、諸侯に告げて衞を伐たしむ。先且居が曰く、尤に效ふは禍なり、請ふ君は王に朝せよ、臣は師に從はんと。晉侯王に溫に朝す、先且居、胥臣は衞を伐ちぬ。

〔評註〕 謂ふ、人に因りて善有る者は、之を善と謂ふを得ず。晉襄は王に朝して以て周を尊

謂。天下之曲技小術。雖然而不レ可二纏數一。如二蜩蟬蠅蛆一。自鳴自止。未レ不レ足レ爲二吾道之輕重一。苟獨取二其一一而辯焉。則天下必以爲。是術也。至下勞聖人一與上之辯上。必其道可下與二聖人一抗。殆將レ有二陷溺而從上レ之矣。是反爲二吾道一增二一異端一也。天下未下嘗以二異端一待中相術上。荀卿強斥以爲二異端一而與レ之辯。無レ故而爲二吾道一增二一異端一。非二荀卿之罪一邪。

吾嘗觀三孔子周二遊於天下一。鄙夫陋人。每以二區區相術一而窺レ之。有レ曰下顙類レ堯也。項類二皐陶一也。肩類中子産上也。孔子與二門弟子一聞レ之。不レ過レ付二之一笑一耳。乃若吾夫子之門。自有二相書一。申申夭夭。即孔門相二容貌一

吾嘗て孔子の天下に周遊するを觀るに、鄙夫陋人、每に區區の相術を以て之を窺へり。(一)顙は堯に類せり、項は皐陶に類せり、肩は(二)子産に類せりと曰へるすら有り。孔子門弟子と之を聞きて、之を一笑に付せしに過ぎず。乃若吾夫子の門には自ら相書有り、(三)申申夭夭は即ち孔門容貌を相するの術、(四)誾誾侃侃は即ち孔門言語を相するの術、(五)翼如襜如は即ち孔門歩趨を相するの術、(六)勃如愉如は即ち孔門顏色を相するの術なり。曾子此を傳へて以て人を相せり。故に發して(七)容貌を動すの論と爲りぬ。子思此を傳へて以て人を相す、故に發して(八)四體に動くの論と爲りぬ。孟子此を傳へて以て人を相す、故に發して(九)眸子瞭眊の論と爲りぬ。苟も荀卿、孔門の相書を得ば、將に心醉服膺之れ暇あらざらんとす。何ぞ他人の

相而預言ニ人之禍一也。子文及叔向母。見ニ越椒伯石之始生一。言ニ其必滅ニ若敖氏一。一言ニ其必喪ニ羊舌氏一。是以相而預言ニ人之禍一也。數十年之後。福焉而福。禍焉而禍。無ニ一不ニ合。誇ニ於口一者有レ之。筆ニ於書一者有レ之。孔子未ニ嘗過而問一焉豈孔子衞レ道之心。反緩ニ於荀卿一邪。孔子以

も合せざるは無く、口に誇る者之れ有り、書に筆する者之れ有り。孔子は未だ嘗て過ぎて(七)問はず。豈孔子道を衞るの心、反つて荀卿より緩きか。孔子以謂らく、天下の曲技小術(八)、雜然として縷數(九)すべからざること、蜩蟬鼃黽(一〇)の自ら鳴き自ら止むが如し、本吾道の輕重を爲すに足らず。苟も獨り其一を取つて辯ぜば、則ち天下必ず以爲はん、是の術や、聖人を勞(一一)して之と辯ずるに至る、必ず其道、聖人と抗すべしと。殆ど將に陷溺(一二)して之に從ふ有らんとす。是れ反つて吾道の爲に一異端(一三)を増すなりと。天下本未だ嘗て異端を以て相術を待たざるに、荀卿は强て斥して以て異端と爲し、之と辯じ、故無くして吾道の爲に一異端を増せり。荀卿の罪に非ずや。

(一) 散見の義　(二) 子を養はんの意　(三) 後始末をつく　(四) 子良子文等の族姓　(五) 叔向本姓は羊舌氏　(六) 福と豫言せしは福、禍と言ひしは禍なりき　(七) 晉楚を通過して之を不問に付す　(八) 邪惡なる小技小術　(九) 一つ一つ數へ上ぐ　(一〇) 蟬と蛙となり、黽は青蛙に似て腹大なりとぞ　(一一) 骨を折らす　(一二) 邪曲の小道に心醉し沈溺するなり　(一三) 道徳の學に非ざる邪説

鵬於羊角扶搖之上一。敢有二一毫爭レ衡之心一乎。荀卿譊譊與二相師一辨。連レ簡累レ牘而不レ已。是書一出。相師之氣。可二以百倍一。以謂。我何人也。彼何人也。今彼乃明レ目張レ膽。袪二其辯一而與レ我爭二曲直一。若二恐レ不レ勝者一。是必我之道。可二以與レ彼抗一也。由レ是卜祝之流。相勸相勉。相形之術。遂蔓二延於天下一矣。然則荀卿之於二相術一。將二以排一レ之。適以助レ之。非相之篇。吾恐レ未レ免レ爲二是相之篇一也。

(一) 二者の勢力が相匹敵するなり (二) 士の臣を皂とし更に賤しきを隷といふ (三) 賞之人 (四) トは占ひ者祝は神に仕ふる者 (五) 優れたる義 (六) 荀子に見ゆ參照すべし (七) 自尊の氣風を缺く (八) 人相などを觀る術 (九) 卑賤にして平凡にむだ言多きなり (一〇) 神巫、醫師、俳優、音樂師 (一一) 莊子逍遙遊篇に出づ、鷃は小鳥なり鵬は大山の如き巨鳥、扶搖は旋風なり、羊角は旋回して上る貌 (一二) 喋々に同じ (一三) 黽勉に努力する貌 (一四) 相匹敵するに足る

自二孔子一以前。相術固已概二見於世一矣。若三周叔服之相二公孫敖之二子一。一言二其必食一レ子。一言二其必收一レ子。是以レ

孔子より以前、相術固に已に世に概見せり、周の叔服が、公孫敖の二子を相しが若き、一には其の必ず子を食ましめんを言ひ、一には其の必ず子を收めんを言ふ。是れ相を以て預め人の福を言ふなり。子文及び叔向が母の、越椒伯石が始生を見るや、其必ず若敖氏を滅せんことを言ひ、一は其必ず羊舌氏を喪さんを言ひき。是れ相を以て預め人の禍を言ふなり。數十年の後、福として福、禍として禍、一

親屈二公卿之貴一。而與二皂隷一訟。親屈二巨室之富一。而與二窶人一訟。親屈二儒者之重一。而與二卜祝一訟。勝レ之不レ武。不レ勝爲レ笑。適以自卑而已矣。荀卿以二大儒一而著二非相之篇一。下與二卜祝一較。何其不二自愛一也。彼挾二相術一以苟二衣食一者。卑冗凡賤。厠二迹於巫醫優伶之間一。仰視二儒者一。如三斥鷃望二

者の重き屈して、卜祝（四）と訟ふとも、之に勝つも武（五）ならず、勝たざれば笑と爲り、適に以て自ら卑うするのみならん。荀卿は大儒を以て非相（六）の篇を著し、下のかた卜祝と較せり、何ぞ其の自ら愛（七）せざるや。彼相術（八）を挾んで以て衣食を苟もする者は、卑冗凡賤（九）、迹を巫醫優伶（一〇）の間に厠へ、仰いで儒者を視ること、斥鷃（一一）の大鵬を羊角扶搖の上に望むが如し、敢て一毫も衡を爭ふの心有らんや。荀卿は譊譊（一二）として相師と辨じ、簡を連ね牘を累ねて已まず。是の書一出して、相師の氣以て百倍すべし。以謂らく、我何人ぞや、彼何人ぞや、今彼乃ち目（一三）を明にし膽を張り、其辯を極めて我と曲直を爭ひ、勝たざるを恐るゝ者の若し。是れ必ず我の道、以て彼と抗（一四）すべきなりと。是より卜祝の流、相勸め相勉めて、相形の術遂に天下に蔓延しぬ。然らば則ち荀卿の相術に於る、將に以て之を排せんとして、適〻以て之を助けしのみ。非相の篇は、吾未だ是相の篇爲るを免れざるを恐る。

勢相敵而後訟。未レ有下非二其敵一而訟者上也。

必ず魯國に後有らんと。

宣公四年、初め楚の司馬子良、子越椒を生む。子文曰く、必ず之を殺せ、是の子や、熊虎の狀豺狼の聲なり、殺さずんば必ず若敖氏を滅せんと。

昭公二十八年、初め叔向は申公巫臣氏に娶り、伯石を生む。始め生るゝや、姑は之を視て堂に及び、其聲を聞いて還つて曰く、是れ豺狼の聲なり、狼子は野心あり、是に非ずんば羊舌氏を喪す莫けんと。

〔評註〕孔門の相術は自ら傳書有り、其流遠し。荀卿は其傳を得ずして之を排せしが、適く以て之を助けしのみ。篇中に孔子を擡出し、一歩も敢て荀卿に推倒せず。何ぞ況んや卑冗の相術、讖に似讖に似、名理を以て游戲と爲るが如きに至るをや。小術を論ずる、合に滑稽を以て治法と爲すべし。

(一)勢相敵して後に訟ふ、未だ其敵に非ずして訟ふる者は有らざるなり。親ら公卿の貴を屈して、(二)邑隷と訟へ、親ら巨室の富を屈して、(三)窶人と訟へ、親ら儒

ず、悔力の勁き者に至つては、惟善く心を治むる者のみ能く之を持すと爲す。軫をして果して能く其悔を持せしめば、則ち舒泰恬愉(六)の地、自ら眞樂有らん。何ぞ輕々しく其身を殺すに至らんや。惜いかな軫が其悔を持する能はざりしこと。

㊀地名出處參照 ㊁かぶとを脫ぎ ㊂私欲に克つて禮に返るなり、論語に見ゆ ㊃溝壑山野の間に自ら首くゝる ㊄風力つよき時は上手の船頭のみ巧に舟を保持す ㊅のび〳〵と落つきて平和樂易なる貌

用二是力於血氣一。身爲二元帥一。總二三軍之重一。輕棄二其身一。身死無レ名。驕レ敵遺レ笑。殆與下自經二於溝壑一者上等耳。先軫意在二於改レ過。而反至二於生レ過。失不レ在二於悔。而在二於不レ能レ持二其悔一也。風之無レ力者。不レ能レ同レ舟。至二於風力之勁者一。惟善操レ舟者。爲二能持レ之。悔之無レ力者。不レ能レ遷レ善。至二於悔力之勁者一。惟善治レ心者。爲二能持レ之。使三軫果能持二其悔一。則舒泰恬愉之地。自有二眞樂一。何至二輕殺二其身一哉。惜乎軫之不レ能レ持二其悔一也。

相術

(出處) 文公元年、王內史叔服をして、來つて葬に會せしむ。公孫敖は其能く人を相するを聞き、其二子を見しむ。叔服曰く、穀や子に食はしめん、難や子を收めん。穀や豐下なり、

自愧者。退縮羞赧。必入於自棄矣。自怨者。鬱積繳繞。入於必自懟矣。自矜者憂憤感激。必入於自殘矣。是悔固可以生善。亦可以生不善也。萬斛之舟。非過大風則不回。苟無以持之。由風而反溺者多矣。一念之悔。其勁烈蓋甚於風焉。烏可不知所以持之邪。

吾觀先軫之死。未嘗不嘉其悔。而又傷其無以自持也。軫以不顧而唾。無禮於君。及箕之役。深悔前過。免冑而死於狄師。一念之勁烈如此。使有以持之。固可以一日而收克己復禮之功矣。惟其無以持之。不用是力於禮義。而

吾先軫の死を觀て、未だ嘗て其悔を嘉して、而も又其の以て自ら持する無きを傷まずんばあらず。軫は顧ずして唾くは、君に無禮なるを以て、箕(一)の役に及んで、深く前過を悔い、冑(二)を免して狄の師に死せり。一念の勁烈此の如し、以て之を持する有らしめば、固に一日にして克己復禮(三)の功を收むべし。惟其れ以て之を持する無く、是の力を禮義に用ひずして、是の力を血氣に用ひ、身元帥と爲り、三軍の重を總べながら、輕々しく其身を棄て、身死して名無く、敵を驕らし笑を遺し、殆ど自ら溝壑(四)に經る者と等しきのみ。先軫が意は、過を改むるに在るに、反つて過を生ずるに至りぬ。失は悔に在らずして、其悔を持する能はざりしに在るなり。風の力無き者は舟を回す能はず、風力(五)の勁き者に至つては、惟善く舟を操る者のみ、能く之を持すと爲す。悔の力無き者は、善に遷る能は

凡人之過。狠者遂レ之。詐者文レ之。愚者蔽レ之。吝者執レ之。誇者諱レ之。怠者安レ之。孰能盡出二數果之外一。而悔心獨發者乎。然是悔也。未レ發。則憂二其難一レ發。既發則憂二其難一レ持。悔心初發。自厭自愧。自怨自咎。戚然不レ能三以一日安一。苟無三以持一レ之。則自厭者。苟且弛縱。必入二於自肆一矣。

み、怠者は之を安んず。孰か能く盡く數果の外に出でて、悔心獨り發する者ぞ。然も是悔や、未だ發せざれば則ち其發し難き(三)を憂へ、既に發すれば則ち其持し難きを憂ふ。悔心初めて發し、自ら厭ひ自ら愧ぢ、自ら怨み自ら咎め、(四)戚然として以て一日も安んずる能はず。苟も以て之を持する無ければ、則ち自ら厭ふ者は、苟且弛縱、(五)必ず自肆に入るのみ。自ら愧づる者は退縮羞赧、(六)必ず自棄に入り、自ら怨むる者は鬱積繳繞、(七)必ず自懟に入り、自ら咎る者は憂憤感激、(八)必ず自殘に入る。是れ悔は固に以て善を生ずべく、亦以て不善を生ずべし。萬斛の舟は、(九)大風に遇ふに非ざれば則ち回らず、苟も以て之を持する(一〇)無ければ、風に由つて反つて溺るゝ者多からん。一念の悔は、其勁烈蓋し風よりも甚し。烏んぞ之を持する所以を知らざるべけんや。

(一) 保持し難し　(二) 強情にして道理にもとる者　(三) 以上の事情外　(四) 憂懼の貌、一に焦然に作る　(五) 自ら放縱にして弛ぶ　(六) 退き縮んで羞づる結果自暴自棄に陥る　(七) 怨む心の積り纏るなり、懟は恨なり　(八) 自ら傷害す　(九) 一萬石をも積むべき大船　(一〇) 轉覆せざるやうに保持す

至難レ發者悔心也。至難レ持者亦悔心也。

巻之四

先軫狄の師に死す

（出處）僖公三十三年、晉は秦の師を殽に敗り、百里孟明視、西乞術、白乙丙を獲て以て歸る。文嬴三帥を請ふ、之を許す。先軫朝して秦の囚を問ふに、公曰く、夫人之を請ひ、吾之を舍せりと。先軫怒つて曰く、云々と。顧みずして唾はきぬ。狄晉を伐つて箕に及ぶ。先軫曰く、匹夫志を君に逞しうせるに討ずる無し、敢て自ら討ぜざらんやと。冑を免して狄の師に入りて死す。狄人其元を歸るに、面生けるが如くなりき。

〔評註〕悔心は發し難く、尤も持し難し。先軫は其の君に無禮なりしを悔い、狄を伐つの役に、輕々しく其身を棄て、敵を驕らし國を辱しめき。蓋し悔心有つて持する能はざるなり。

至つて發し難き者は悔心なり、至つて（二）持し難き者も亦悔心なり。凡そ人の過、（一）狠者は之を遂げ、詐者は之を文り、愚者は之を蔽ひ、吝者は之を執り、誇者は之を諱

在レ明レ善。

動上晉乎。文仲。于レ衞則割二我之所上レ有。棄レ之而不レ惜。於レ曹。則奪二彼之所上レ有。受レ之而不レ疑。是非二恩レ衞而讎上レ曹也。本心易レ失。而利心易レ汙也。吁可レ畏哉。雖レ然。太公之就レ封。道宿行遲。逆旅人曰。客寢甚安。殆非二就レ國者一也。太公聞レ之。夜衣而行。黎明至レ國。則萊侯。既與レ之爭二營邱一矣。太公聽二逆旅之言一。其心亦未レ免レ趨二於利一歟。非也。君子固不二以レ利自浼一。亦不二以レ利自嫌一也。一國之重。有二民人一焉。有二社稷一焉。吾其可下以避二趨レ利之小嫌一而濡滯逗撓。使中爲二姦寇一之所上レ伺乎。故太公之不レ可レ遲。猶二文仲之不上レ可レ速也。然受レ封分レ地之事。逆旅重館之言。同異是非。間不レ容レ髮。若レ之何而辨レ之。曰。

りしか。非なり。君子固に利を以て自ら浼(一〇)されず、亦利を以て自ら嫌(一一)はざるなり。一國の重、民人有り社稷有り。吾其れ以て利に趨くの小嫌を避けて、濡滯(一二)逗撓、姦寇の爲に伺はれしむべけんや。故に太公の遲うすべからざるは、猶ほ文仲の速なるべからざるがごとし。然も封を受け地を分つの事は、逆旅・重館の言、同異是非間髮を容れず。之を若何か之を辨ぜん。曰く、善を明にするに在るのみ。

(一)晉の文公衞侯を執へて京師に歸り酖せしが死せず臧文仲僖公に勸めて復せしめんとす (二)以下臧文仲が僖公に勸めし語の略なり (三)晉をして「我も衞を棄てゝ魯を怨むべきにあらず」と言はしむべしとなり (四)其義亦晉を動かすに足る善なり (五)魯が晉に入れし玉を指す (六)太公望始めて齊に封ぜらるゝや官館の人の諷刺を聞けること史記齊世家に出づ (七)夜中に衣を改む (八)萊は夷の名なり (九)萊侯は周の未だ濟はざるに乘じて劫掠せんとせるなり (一〇)汚に同じ (一一)嫌疑に頓着せず (一二)愚図々々して急行せざるなり

前日魯侯之請レ復ニ衛侯ー。文仲嘗爲ニ謀主ー矣。諸侯有レ患。諸侯恤レ之。所ニ以訓ヒ民也。君盍下請ニ衛君ー以示ニ親於諸侯ー。且以動モ晉。夫晉新得ニ諸侯ー。使下亦曰中魯不レ棄ニ其親ー。其亦不モ可ニ以惡ー。於レ是納ニ玉於晉ー。以免ニ衛侯ー。曹衛一體也。免ニ衛之難ー。其義既足ニ以動ヒ晉。辭ニ曹之田ー。其義反不レ足ニ以

前日魯侯の衛侯を復せんと請ふや、文仲嘗て謀主たり。(二)諸侯患有れば諸侯之を恤む(一)、民に訓ふる所以なり。君盍ぞ衛君を請うて以て親を諸侯に示し、且つ以て晉を動かさざる。夫れ晉新に諸侯を得たり。亦魯は其親を棄てず、(三)其れ亦以て惡むべからずと曰はしめよと。是に於て玉を晉に納れて、以て衛侯を免れしめき。曹衛は一體なり、衛の難を免れしむるは、其義既に以て晉を動すに足るも、曹の田を辭するは、(四)其義反つて以て晉を動すに足らざらんや。文仲衛に于ては、則ち(五)我の有する所を割き、之を棄てて惜まず。曹に於ては則ち彼の有する所を奪ひ、之を受けて疑はず。是れ衛に恩して曹に讎するには非ざるなり、本心失ひ易うして、利心昏み易ければなり。吁畏るべきかな。然りと雖も、(六)太公の封に就くや、道に宿して行くこと遲し。逆旅の人曰く、客寢ぬる甚だ安し、殆ど國に就く者に非ざるなりと。太公之を聞いて、(七)夜衣して行き、黎明國に至れば、則ち(八)萊侯既に之と(九)營邱を爭へり。太公逆旅の言を聽くや、其心亦未だ利に趨くを免れざ

見哀於石君。石君家破。不能有以安也。而受其財物。此爲石君之禍。萬氏反當以爲祀邪。魯與曹。同出姫姓。並列諸侯。其恩義信誓之重。非若顯章一時之私交也。魯坐視曹之翦覆。不惟不能辭其地。又奔走而趨。以曹之禍爲魯之福。魯謂文仲之賢。不如萬章乎。使文仲。綏轡徐驅。以致吾不忍之意。雖後諸侯之期。不傳尺土以歸。吾親親之義固已盡矣。今冒利競進。雖得地之多。吾恐文仲之所喪者。多於地也。

すに當らんかと。魯と曹とは同じく姫姓に出で、諸侯に並列せり。其恩義信誓の重き、顯章一時の私交の若きに非ざるなり。(三)魯は坐して曹の翦覆(四)を視、惟に其地を辭する能はざるのみならず、又奔走して趨るは、曹の禍を以て魯の福と爲すなり。卽ち文仲の賢にして、一萬章にだも如かずと謂はんや。文仲をして轡を綏うし、(五)徐に驅つて以て吾忍びざるの意(六)を致さしめば、諸侯の期に後れて、尺土(七)を傳へずして以て歸ると雖も、吾親を親とするの義(八)固に已に盡きん。今は利を冒して競ひ進む、地を得ること多しと雖も、吾恐くは文仲が喪ふ所の者地より多からんことを。

(一) 漢の萬章は當時の宦官石顯と交友たりき (二) 賊害 (三) 周の姓は姫、魯と曹と共に周の同族たり (四) 翦覆せられ覆亡す (五) 手綱を緩めて徐行す (六) 同姓曹の滅亡を見るに忍びずとなり (七) 尺寸の土地をも得る能はずして歸國す (八) 親戚に親しむの義理

披二裂其地一。諸侯不レ能レ救則已矣。乃乘二其危一。而共取二其利一。是誠何心哉。臧文仲。所二以遲遲其行一者。亦恨惟而不レ安歟。異哉重館人之言也。曰晉新得二諸侯一。必親二其共一。不二速行一。將レ無レ及也。重館之人所謂共。其諸異二乎聖人之所謂共一歟。信如二是說一。則狡商庸賈。趨レ利如二風雨一者。皆重館人之所謂共也。彼逡巡推揖。恥レ於レ冒レ利之君子。格以二重館人之言一。皆不共之大者也。其說陋甚。孰謂二臧文仲之賢。而反爲レ所レ動乎。

共は、其れ諸れ聖人の所謂共に異なるか。信に是說の如くば、則ち狡商庸賈(八)の利に趨ること風雨の如き者は、皆重館人の所謂共ならん。彼逡巡推揖(九)、利を冒すを恥づるの君子、格すに重館人の言を以てせば、皆不共の大なる者ならん。其說陋(一〇)なること甚し。孰か臧文仲の賢にして、反つて爲に動かさると謂はんや。

(一) 利を見ては人に讓りて後に居る (二) 晉國の危難 (三) 徐行の貌 (四) 心に愧づるなり (五) 不思議なる哉といひて其實不都合を責むる也、重館は地名 (六) 晉に事ふること恭謹なる國 (七) 地を分つに及ばずして土地を得る能はざらん (八) 狡猾にして奸を營む商人 (九) 遲く緩に推讓して禮を正しうす (一〇) 陋劣

昔萬章與二石顯一善。顯免レ官。留二物數百萬一與レ章。章不レ受曰。吾以二布衣一

昔は萬章(一)と石顯と善し。顯の官を免ずるや、物數百萬を留めて章に與ふ。章受けずして曰く、吾布衣(二)を以て石君に哀しまる、石君家破れ、以て安んずる有る能はざるに、而るに其財物を受くるは、此れ石君の禍の爲に、萬氏反つて以て福と爲

利則居レ後。害則居レ先。此君子處ニ利害一之常法也。是故。見レ利而先。謂ニ之貪一。見レ利而後。謂ニ之廉一。見レ害而先。謂ニ之義一。見レ害而後。謂ニ之怯一。晉文私有レ討ニ於曹一。

に宿するに、重館の人告げて曰く、晉新に諸侯を得たり、必ず其共に親まん、速に行かずんば、將に及ぶ無からんとすと。之に從ひぬ。

〔評註〕晉曹は兄弟の國なり、晉は私意を以て曹を討じて其地を分つに、魯は救ふこと能はず。文仲は反つて重館人の言を能いて、先を爭うて其地を取りぬ。是れ誠に何の心ぞや。吾恐る、文仲の喪ふ所は、地より多からんことを。

(一)利は則ち後に居り、害は則ち先に居る。此れ君子利害に處するの常法なり。是の故に、利を見て先づ之を貪と謂ひ、利を見て後るゝ之を廉と謂ひ、害を見て先づ之を義と謂ひ、害を見て後るゝ之を怯と謂ふ。晉文私に曹を討つ有り、其地を披裂するに、諸侯救ふ能はずんば則ち已む、乃ち其危に乘じて、共に其利を取るは、是れ誠に何の心ぞや。臧文仲の遲遲として其れ行ける所以の者は、亦怔忪として安からざりしか。異なるかな重館人の言や。曰く、晉新に諸侯を得たり、必ず其共に親まん。速に行かずんば、將に及ぶ無からんとすと。重館の人の所謂

言の出づる所は、則ち非なり、言を治めて氣を治めざれば、正禮大義有りと雖も、反つて忿戾の爲に敗られ、以て紛を解くに足らずして、反つて以て禍を速〔一〇〕く。豈甚だ惜むべからざらんや。

(一) 君子の發すべき正しき言語　(二) 周公東征して大誥を作る、書經に見ゆ　(三) 漢を簒ひし奸臣なり、亦大誥を作れり　(四) 枝幹に同じ　(五) 發現す　(六) 善惡の差天地の相違あり　(七) 楚の始祖なり、祝融十二世の孫を鬻熊とす文王に事へき　(八) 文王の子唐叔は衞の祖なり、后稷は周の先祖なり　(九) 亦周の祖なり　(一〇) 招に同じ

也者滑㆓乎柯幹之中㆒。而浮㆓乎柯幹之外㆒者也。惟言亦然。溫厚之氣加焉。凡勁暴粗厲之言。皆變而爲㆓溫厚㆒。忿戾之氣加焉。凡易直平恕之言。皆變而爲㆓忿戾㆒。一言不㆑移。而善惡霄壤。是孰使㆓之然㆒哉。氣可㆓以奪㆒㆑言。而言不㆑可㆓以奪㆒㆑氣也。故君子之學。治㆑氣而不㆑治㆑言。夔子之對㆓楚問㆒正也。其邀㆓楚怒㆒而見㆑滅者。以㆓氣之忿㆒而奪㆓言之正㆒也。夔不㆑祀㆔祝融與㆓鬻熊㆒禮也。衞祖㆓康叔㆒。不㆔敢祀㆓后稷㆒。魯祖㆓周公㆒。不㆔敢祀㆓公劉㆒。非㆑所㆓以爲㆒㆑罪也。此固先儒之所㆓以論㆒也。然夔子言之則是。而言之所㆑出則非。治㆑言而不㆑治㆑氣。雖㆑有㆓正禮大義㆒。反爲㆓忿戾㆒之所㆑敗。不㆑足㆓以解㆒㆑紛。而反以速㆑禍。豈不㆓甚可㆒㆑惜哉。

臧文仲、曹の田を分つ

(出處) 僖公三十一年、濟西の田を取る、曹の地を分つなり。臧文仲をして往かしむ。重館

見二其正一。以二小人之言一。借二君子之口一發レ之。則天下見二其正一而不レ見二其邪一。是故大誥之篇。入二於王莽之筆一。則爲二姦說一。是非レ變二其言一也。氣變。則言隨レ之變也。於レ此有レ木焉。柯幹未二嘗改一也。春氣至。則枯者榮。衰者盛。陳者新。悴者澤。秋氣至。則榮者枯。盛者衰。新者陳。澤者悴。氣

を變ずるに非ざるなり。氣變ずれば則ち言も之に隨つて變ずるなり。此に木有り、(四)柯幹未だ嘗て改めざるなり、春氣至れば則ち枯れたる者榮え、衰へたる者盛に陳き者新に、悴けたる者澤ふ。秋氣至れば則ち榮えたる者枯れ、盛なる者衰へ、新しき者陳び、澤へる者悴く。氣は柯幹の中に潛んで、柯幹の外に浮ぶ者(五)なり。惟言も亦然り、溫厚の氣加つて、凡そ勁悍粗厲の言、皆變じて溫厚と爲る。急戾の氣加つて、凡て易直平恕の言、皆變して忿戾となる。一言移さずして、(六)善惡霄壤なり。是れ孰か之を然らしむるぞ。氣以て言を奪ふべくして、言以て氣を奪ふべからざればなり。故に君子の學は、氣を治めて言を治めず、夔子が楚の問に對ふるは正なり。其の楚の怒を邀へて滅さし者は、氣の忿を以て言の正を奪へばなり。(七)夔の祝融と鬻熊とを祀らざるは禮なり。(八)衛は康叔を祖として、敢て后稷を祀らず。魯は周公を祖として、敢て公劉を祀らず。(九)罪爲る所以に非ざるなり。此れ固に先儒の論ずる所以なり。然も夔子之を言ふは、則ち是なれども、

喜一乎。想子臧意。方回二於睢陽之野一。而鄭伯之顔。已解二於溱洧之濱一矣。心之相通。胡越無レ間。況父子間邪。

楚、夔を滅す

（出處）僖公二十六年、夔子祝融と鬻熊とを祀らず。楚人之を讓む。對へて曰く、我先王熊摯疾有り、鬼神救はずして自ら夔に竄る、吾是れを以て楚を失へり、又何ぞ祀らんと。秋楚は夔を滅しぬ。

〔評註〕謂ふ、夔子が敢て祝融の鬻熊とを祀らざるは禮なり。楚特に此を假りて以て兵を興すの端と爲すに、夔子又忿戾の辭を以て之に答へき。亡を取りし所以なりと。

以二君子之言一。借二小人之口一發レ之。則天下見二其邪一而不レ

君子(一)の言を以て、小人の口を借りて之を發すれば、則ち天下は其邪を見て其正を見ず。小人の言を以て、君子の口を借りて之を發すれば、則ち天下は其正を見て其邪を見ず。是故に大誥(二)の篇も、王莽(三)の筆に入れば則ち姦說と爲る。是れ其言

感在レ人而不レ在レ笛。悲在レ人而不レ在レ鈴。怒在レ人而不レ在レ冠也。嗚呼。鄭伯之怒二子臧一。根二於一念一。雖下事在二十年之前一。而身居中數百里之外上。終不レ能レ免。吾以レ是知二怒之不上レ可レ藏也。然則子臧。雖レ欲二遷レ善改一レ過。而鄭伯之怒。已根二於胸中一。能保三其不二遇レ物而發一邪。曰。鄭伯何爲而怒也。以二子臧一而怒也。過在二子臧一。而怒在二鄭伯一。吾是以知二人心固相通而無レ間也。子臧之過。既可三以動二鄭伯之怒一。則子臧之改。獨不レ可三以動二鄭伯之

ぬ。然らば則ち子臧、善に遷り過を改めんと欲すと雖も、鄭伯の怒は已に胸中に根す、能く其の物に遇うて發せざるを保せんや(五)。曰く、鄭伯何爲れぞ怒れる、子臧を以て怒るのみ。過は子臧に在つて、怒は鄭伯に在り、吾是を以て、人心固に相通じて間無き(六)を知りぬ。子臧の過は、既に以て鄭伯の怒を動すべくば、則ち子臧の改は、獨り以て鄭伯の喜を動すべからざらんや。想ふに子臧の意、方(七)に睢陽の野に回つて、鄭伯の顏已に(八)溱洧の濱に解けん。心の相通ずる、胡越(九)も間無し。況んや父子の間をや。

(一) 孔門の子路好みて雄雞の冠を被る (二) 貂の毛にて飾れる冠は前漢の世に流行したり (三) 晉の向秀隣笛に感じて思舊賦を作る (四) 楊貴妃死後明皇斜谷を過ぎて雨霖曲を作る (五) 必ずすべしと也 (六) 彼此相通じて間隔なし (七) 宋の睢陽にて子臧が過を改むるならばとの義 (八) 鄭の溱水洧水の辭にて鄭伯の怒は解け去るべし (九) 北方の胡人と南方の越人即ち如何に疎遠の間も少しも差別なし

冠而發耳。鄭伯殺二子臧一之根。固已萌下於明二附子華一之時上矣。以二國君一而二誅一亡公子一。如二孤豚腐鼠一。何所二不可一。乃淹遲而不レ發者。非レ有レ所レ待也。時移地移。鄭伯固已忘二其怒一也。怒雖レ忘。而怒之根不レ忘。未二與レ物遇一之時。固伏匿而不レ可レ見。及二鷸冠之傳一。忽動二其根一。前日之積忿宿憾。一旦如レ新。非レ翦二滅其身一。不レ足三以逞二其毒一。此所二以罪之小而怒之大一也。

判　㈣怒るべき筋にはあらず　㈤喜怒の理に合せざるを指す　㈥過去の憤懣が冠の事によりて勃發せるのみ　㈦子華の同類たりし時　㈧他に出奔せる公子　㈨久しく遲延す　㈠〇自己の有する害毒を十分に發揮する能はず

不レ然。則冠鷄未二必不一レ附二於孔門一。貂蟬未二必不一レ貴二於漢室一。聚レ鷸爲レ冠。豈有二可レ怒之實一邪。鄭人之笛。懷レ舊者感レ之。斜谷之鈴。溺レ愛者悲レ之。

然らずんば、則ち冠鷄(一)未だ必ずしも孔門に附せずんばあらず、貂蟬(二)未だ必ずしも漢室に貴からずんばあらず。鷸を聚めて冠を爲るは、豈怒るべきの實有らんや。鄰人の笛(三)は、舊を懷ふ者之を感じ、斜谷の鈴(四)は、愛に溺るゝ者之を悲む。感は人に在つて笛に在らず、悲は人に在つて鈴に在らず、怒は人に在つて冠に在らざるなり。嗚呼鄭伯の子臧を怒るは、一念に根す。事は十年の前に在り、身は數百里の外に居ると雖も、終に免るゝ能はず。吾是を以て怒の藏すべからざるを知り

子臧。出奔宋境。坐鷸冠而死。寓見殺之時。去子華之誅。殆將二十年。而宋鄭之封疆、亦不啻數百里也。況鷸冠之侈。得之道路之傳。其在鄭伯。初無損益。聞之非所怒也。怒之非所殺也。今一聞鷸冠之侈。必置之死地。何喜怒之不類邪。蓋鄭伯之怒。本不在冠也。特遇

も亦啻に數百里のみならざるなり。況んや鷸冠の侈は、之を道路の傳に得るのみ。(三)其の鄭伯に在る、初より損益無く、之を聞くも、(四)怒る所に非ざるなり、之を怒るも殺す所に非ざるなり。今一たび鷸冠の侈を聞くや、必ず之を死地に置く。何ぞ喜(五)怒の類せざるや。蓋し鄭伯の怒は本冠に在らざるなり。(六)特に冠に遇うて發するのみ。鄭伯の子臧を殺すの根は、固に已に子華に明附せしの時に萌せり。國君を以て(八)一亡公子を面誅するは、孤豚腐鼠の如けん。(七)何の不可なる所あらん。乃ち淹遲して發せざりし者は、待つ所有りしに非ざるなり。時移り地移り、鄭伯固に已(九)に其怒を忘れしなり。怒は忘ると雖も、怒の根は忘れず、未だ物と遇はざるの時、固に伏匿して見るべからざるも、鷸冠の傳に及んで、忽ち其根を動し、前日の積忿宿憾、一旦に新なるが如く、其身を剪滅するに非ざれば、以て其毒を(一〇)逞しうするに足らず。此れ罪の小にして怒の大なりし所以なり。

(一) 他國をして自國の大臣を誅せしめて自己が權を得んとせしを指す　(二) 鷸の羽もて製した冠　(三) 世間の評

爲。不レ如三多與二之邑一。隧之於二繁纓一。不二亦大一乎。襄王重レ隧而輕レ邑。適合二夫子之訓一。夫子是。則襄王亦是。襄王非。則夫子亦非。必居レ一二於此一矣。曰。不レ類。仲叔于奚內臣也。雖三多與二之邑一。猶衞地也。晉文公外臣也。朝受レ圖而夕設レ版矣。是不レ同。

鄭の子臧聚鷸冠を好む

（出處）僖公二十四年、鄭の子華の弟子臧宋に出奔す。聚鷸冠を好めり。鄭伯聞いて之を惡み、盜をして之を陳宋の間に殺さしむ。君子曰く、服の衷はざるは身の災なりと。

〔評註〕謂ふ、子臧は子華に明附し、鄭伯の爲に惡まる。相去る十年の久しく數百里の遠きを以てすと雖も、一たび鷸冠の侈を聞くや、遂に從つて之を殺しぬ。蓋し鄭伯が子臧を怒るの根は、胷中に藏せらる。特に冠に因つて發せしのみと。根の字是れ一篇の血脈なり。

物之有二是根一者。遇レ物必發。鄭世子華。以レ賣レ國誅。其弟

物の是根を有する者は、物に遇へば必ず發す。鄭の世子華は、(一)國を賣るを以て誅せられ、其弟子臧、宋の境に出奔して、(二)鷸冠に坐せられて死にぬ。殺されし時に當つては、子華の誅を去ること、殆ど將に十年ならんとし、宋鄭の封疆

以自肥。亦猶下奪二織於陳蔡之間一攫中金於原督之室上。其亦不仁甚矣。晉文獨非二周之苗裔一邪。坐視二宗國之危蹙一。不レ能二附益一。反從而漁二奪之一。是而可レ忍。孰不レ可レ忍。議者反屑屑然。論二其伐レ原之信。問レ守之非一。何其捨レ本而求レ末也。雖レ然。仲叔于奚有レ功二于衛一。賞二之繁纓一。夫子以

を視て附益(五)する能はず、反つて從つて之を漁奪す。是にして忍ぶべくんば、孰か忍ぶべからざらん。議者反つて屑屑然として其の原を伐つの信と、守を問ふの非とを論ず、何ぞ其の本を捨て末を求むるや。然りと雖(六)も仲叔于奚は衛に功有り、之に繁纓(八)を賞するに、夫子は以爲らく、多く之に邑を與ふるに如かずと。隧の繁纓に於る、亦大ならずや。襄王の隧を重んじて邑を輕うせるは、適〻夫子の訓に合へり。夫子是(九)ならば則ち襄王も亦是、襄王非ならば則ち夫子も亦非、必ず此に一に居らん。曰く、類せず(一〇)。仲叔于奚は内臣(一一)なり、多く之に邑を與ふと雖も、猶ほ衛の地なり。晉の文公は外臣なり、朝に圖(一二)を受けて夕に版を設く。是れ同じからざるなりと。

(一) 衰頽の義 (二) 平氣なる義 (三) 晉の始祖は唐叔虞なり即ち武王の子成王の弟なり (四) 本家たる周の危亡に瀕して縮小する時 (五) 土地を附益して其勢を強うせしむ (六) 左傳に是に於て原を伐つて信を示すとあり (七) 文章軌範柳子厚の守原議參照 (八) 成公二年新築の戰に于奚は孫桓子を救ふ衛侯邑を賞するに受けずして馬飾の繁纓を請へり (九) 繁纓と比較せられざる程重大なり (一〇) 似ても似つかず (一一) 衛國の内臣 (一二) 土地の圖籍なり版は人別帳即ち戸籍

襄王の時に至つては、亡に鄰せる(一三)に、又頻に數邑を晉に捐つ、是れ糧(一四)を陳蔡の間に棄て、金を原督の室に揮ふなり。(一五)果して何を以て堪へんや。

(一)周の王子帶狄を召して宗國を亂る晉の文公兵を以て其難を平ぐ　(二)隧道を穿つて葬るは天子の禮なり　(三)自ら功を賞するなり　(四)隧は王者の典章なり　(五)世々之を守るべし　(六)王居の附近　(七)禮儀の文飾　(八)肩や背を切り開く　(九)恐懼戒愼の貌　(一〇)土地を侵し削らるべきにあらず　(一一)莊公十一年周の惠王は虎牢以東を鄭に與ふ　(一二)同年王は虢公に酒泉邨を賜へり　(一三)滅亡に瀕せる　(一四)孔子が陳蔡の間に厄あるに糧を棄つるが如き状態　(一五)孔門の原憲と曾子と共に其家貧なるに金を得て之を棄て去るが如き情狀

章也。襄王惜ニ禮文ー。不ニ以與ヒ晉。自謂。能守ニ王章ー。抑不レ知。割レ地自削。則畿甸之王章既不レ全矣。惜ニ其一ー而墮ニ其一ー。烏在ニ其能守ニ王章ー邪。形勢猶レ身也。德猶レ氣也。拔ニ其肩背ー斷ニ其手足ー。自謂ニ能守ヒ氣者。吾不レ信也。嗚呼。周自下平王捐ニ岐豐ー以封ヒ秦。既失ニ周之半ー矣。以ニ破裂不レ全之周ー。兢兢自保。猶恐レ難レ立。豈容ニ復有ヒ所ニ侵削ー邪。奈何子孫猶不レ知レ惜。今日割ニ虎牢ー畀レ鄭。明日割ニ酒泉ー畀レ虢。文武境土。歲朘月耗。至ニ襄王之時ー。鄰ニ於亡ー矣。又頻捐ニ數邑於晉ー。是棄ニ糧於陳蔡之間ー。揮ニ金於原督之室ー。果何以堪乎。周之湮替至レ此。見レ之者。皆爲レ之憫惻。晉文乃忍ニ於此時ー。多取ニ其地ー

周の湮替此に至る、之を見る者皆之が爲に憫惻するに、晉文は乃ち此時に忍びて、(二)多く其地を取つて以て自ら肥し、亦猶ほ糧を陳蔡の間に奪ひ、金を原督の室に攫むがごとし、其亦不仁も甚し。晉文は獨り周の苗裔に非ずや、坐ながら宗國の危蹙(三)(四)

王弗レ許曰。王章也。未レ有二代德一而有二二王一。亦叔父之所レ惡也。與二之陽樊溫原攢茅之田一。襄王之意以謂。吾周之爲レ周。在レ德而不レ在二形勢一。典章文物之制。子孫當二世守一レ之。不レ可二一毫假一レ人。至二於區區土壤一。吾何愛而以犯二强國之怒一邪。抑不レ知。隧固王章也。千里之畿甸亦王

と。之に陽樊・溫原・攢茅の田を與へき。襄王の意に以謂らく、吾周の周爲る德に在つて形勢に在らず、典章文物の制は、子孫當に之を世守(五)すべし。一毫も人に假すべからず。區區の土壤に至つては、吾何ぞ愛して以て强國の怒を犯さんやと。抑〻知らず、隧は固に王章なるも、千里の畿甸(六)も亦王章なり。襄王は禮文(七)を惜んで以て晉に與へず。自ら謂へらく、能く五章を守ると。抑〻知らず、地を割いて自ら削れば、則ち畿甸の王章既に全からざるを。其一を惜んで其一を墮す、烏んぞ其能く王章を守るに在らんや。形勢は猶ほ身のごとく、德は猶ほ氣のごとし。(八)其肩背を披き其手足を斷ち、自ら能く氣を守ると謂ふ者は、吾信ぜざるなり。嗚呼周は、平王の岐豐を捐てて以て秦を封じてより、既に周の半を失へり。破裂全からざるの周を以て、(九)兢兢として自ら保つも、猶ほ立ち難からんことを恐る、豈復た侵削(一〇)する所有るを容さんや。奈何ぞ子孫猶ほ惜むことを知らず、今日虎牢(一二)を割きて鄭に畀へ、明日酒泉(一一)を割いて虢に畀ふ。文武の境土は歲に朘り月に耗り、

形勢與レ徳。夫豈二物邪。形勢猶レ身也。徳猶レ氣也。人未レ有下恃二氣之充一。而置二身於易レ死之地一者上。亦未レ有下恃二徳之盛一。而置二國於易レ亡之地一者上。王者之興。其徳必有三以先二天下一。其形勢亦必有三以先二天下一。文武成康之徳。天下莫レ如也。岐周豐鎬之形勢。天下亦莫レ如也。隆二其徳一而殺二其形勢一。烏得レ爲二王者之道一邪。陋矣哉。敬之論也。是論也。非二特敬爲一レ然。雖二周之子孫一。莫レ不二皆然一。

の充を恃んで、身を死し易きの地に置く者は有らず、亦未だ徳の盛を恃んで、國を亡び易きの地に置く者は有らず。王者の興る、其徳必ず以て天下に先つこと有り、其形勢亦必ず以て天下に先つ有らんと。文武成康の徳は、天下如くもの莫く、岐周・豐・鎬の形勢は、天下亦如くもの莫し。其徳を隆にして其形勢を殺がば、(二)烏ぞ王者の道爲るを得んや。陋しいかな敬の論や。是の論や特に敬のみ然りと爲るに非ざるなり。周の子孫と雖も、皆然らざるは莫きなり。

(一) 氣の充つるを恃む　(二) 共に周初の都邑の名なり　(三) 徳を隆盛にし却つて形勢を減小する意

晉文公既定二子帶之難一。請レ隧以自寵。襄

晉の文公既に(一)子帶の難を定め、(二)隧を請うて以て(三)自ら寵せんとす。襄王許さずして曰く、(四)王の章なり、未だ(五)代徳有らざるに二王有るは、亦叔父の惡む所ならん

敬。吾獨謂。敬所ㇾ見者。特平王之周耳。曷嘗見二文武成康之周一哉。敬之所ㇾ謂秦。乃文武成康之周也。文武成康之世。岐豐乃周之都。如二敬所ㇾ謂被ㇾ山帶ㇾ河四塞以爲ㇾ固者。蓋皆周之形勢。當二是時一。安得ㇾ有二所ㇾ謂秦一邪。迨ㇾ至二平王東遷一。輕捐二岐豐之地一以封ㇾ秦。遂成二秦之强一。是秦非二能自强一也。得二周之形勢一。而强也。秦得二周之形勢一。以二無道一行ㇾ之。猶足下以雄二視諸侯一。幷中呑天下上。況文武成康。本二之於盛德一。輔ㇾ之以二形勢一。其孰能禦ㇾ之邪。是天下形勢之强者。莫二周若一也。敬何所ㇾ見。而遽以ㇾ弱名ㇾ周邪。

道を以て之を行ふも、猶ほ以て諸侯に雄視し、天下を幷呑するに足りき。況んや文武成康は、之を盛德に本け、之を輔くるに形勢を以てす。其れ孰か能く之を禦がんや。是れ天下形勢の强き者は、周に若くは莫きなり。敬は何の見る所ありて、遽に弱を以て周に名づけしぞ。

㈠ 形勢の强弱を原因なりとす ㈡ 漢の高祖の時の人なり、後に劉姓を賜はる ㈢ 洛に同じ ㈣ 險阻の中に在れば子孫恃んで以て驕奢し終に國を亡ぶとの意 ㈤ 所謂關中の地を狀す ㈥ 天然の府庫 ㈦ 平王東遷して洛に居る ㈧ 周文王武王成王康王時代の周の地は卽ち後世の秦地なり ㈨ 輕々しく ㈩ 秦は頗に無道を行ひぬ

敬論二周之形勢一既謬。其論二周之德一益謬。

敬は周の形勢を論じて旣に謬る、其の周の德を論ずるは益〻謬れり。形勢を德とは、夫れ豈一物ならんや。形勢は猶ほ身のごとく、德は猶ほ氣のごとし。人未だ氣に

言二周秦之强弱一者。必歸二之形勢一。其說蓋始二於婁敬一。敬之言曰。周公營二成周一都レ雒。以爲。有レ德易二以興一。無レ德易二以亡一。不レ欲三阻レ險令二後世驕奢以虐一レ民也。及二周之衰一。天下莫レ朝。周不レ能レ制。非二德薄一。形勢弱也。秦地被レ山帶レ河。四塞以爲レ固。此所レ謂天府。論二周秦之形勢一者。皆宗二於

周秦の强弱を言ふ者は、必ず之を形勢(一)に歸す。其説蓋し婁敬(二)に始る。敬が言に曰く、周公成周を營み、雒(三)に都す。以爲らく、德有れば以て興り易く、德無ければ以て亡び易し、險(四)を阻てて後世をして驕奢にして以て氏を虐せしむることを欲せずと。周の衰ふるに及んで、天下朝する莫きも、周は制する能はざりき。德の薄きに非ず、形勢弱ければなり。秦の地は山を被り河を帶び(五)、四塞して以て固と爲す。此れ所謂天府(六)なりきと。周秦の形勢を論ずる者は、皆敬を宗とす。吾獨り謂へらく、敬が見る所の者は、特に平王の周(七)のみ。曷ぞ嘗て文武成康の周を見んや。敬の所謂秦とは、乃ち文武成康の周なり。文武成康の世、岐豐は乃ち周の都にして、敬の所謂山を被河を帶び(八)、四塞して以て固と爲すが如き者は、蓋し皆周の形勢なり。是時に當つて、安んぞ所謂秦有るを得んや。平王の東遷に至るに迨んで、輕く岐豐(九)の地を捐てて、以て秦を封じ、遂に秦の强を成しぬ。是れ秦能く自ら强なりしに非ず、周の形勢を得て强かりしなり。秦は周の形勢を得、(一〇)無

（出處）僖公二十五年、晉侯王に朝す。王醴を饗し、之に宥を命ず。隧を請ふ、許さず。曰く、王の章なり、未だ代德有らずして二王有るは亦叔父の惡む所ならんと。之に陽樊溫原攢茅の田を與ふ。晉侯原を圍む、三日の糧を命ず。原降らず、命じて之を去らしむ。諜出でて曰へ、原將に降らんとすと。軍吏曰く、請ふ之を待てと。公曰く、信は國の寶なり、民の庇はるゝ所なり、原を得とも信を失はば、何を以てか之を庇はんと。三舍を退くころ原降りぬ、晉侯原の守を寺人勃鞮に問ふ。對へて曰く、昔は趙衰壺飧を以て徑に從ひ、餒うれども食はざりきと。故に原に處らしめき。

（評註）謂ふ、形勢は猶ほ身のごとく、德は猶ほ氣の如し。未だ身存せずして氣能く獨り存する者は有らず。婁敬謂ふ、周の衰は將の薄に非ず、乃ち形勢の弱なりと。固に妄論爲り。襄王は晉文の隧を請ふを許さず、寧ろ地を割いて以て之に與へき。意に謂ふ、恃むべきは德に在つて形勢に在らずと。則ち是れ身を守る能はずして、徒に氣を守らんと欲するのみ是理無きなりと。此篇の議論精當、以て德に在つて險に在らざるの說を破すべし。

者。禮至之不幸。是擧ニ衛國一之嘲哳。不レ如ニ左氏一字之辱一也。禮至之辱。雖ニ他人代レ之。汗レ顏泚レ顙。然至曷嘗自以爲レ辱哉。想其顯書深刻之時。未ニ必不一レ願ニ君子之紀錄一也。以レ辱爲レ榮。其無レ愧而不レ知レ恥。蓋不レ足ニ多責一。吾竊怪。戰國秦漢以來用レ兵者。反覆狙詐。大率皆禮至之比。不ニ特其人自矜ニ其功一。而作レ史者。亦從而夸ニ美頌ニ歎之一。以誇ニ示來世一。甚矣。風俗之日薄也。春秋之時。有ニ一禮至一。人固已指爲ニ異物一。特書レ之以爲ニ笑端一。孰知下後世爲ニ禮至一者。將中千百而未上レ已耶。又孰知ニ後世執レ筆而記レ之者。亦禮至之徒一耶。甚矣。風俗之日薄也。

や。春秋の時、一の禮至有るすら、人固に已に指して異物を爲し、特に之を書して以て笑端と爲せり。孰か後盛の禮至爲る者、將に千百(一一)にして未だ已まざらんとするを知らんや。又孰か後世筆を執つて之を記する者、亦禮至の徒なることを知らんや。甚しいかな風俗の日に薄きこと。

(一) 左傳に記載せらるゝ事無かりせば (二) そしり責む (三) 町中の人に恥辱を受くるなり (四) 一明夜くれば其事實傳はらず (五) 荊竹などにて織りたる門とその潜り穴となり卑陋の家屋を指す (六) 伯樂善く馬を相す即ち駑馬は顧みられざるなり (七) 名匠の名なり樗櫟の如き惡木は棄てゝ顧みず、莊子に見ゆ (八) 額に汗出づ (九) 後世君子が其事蹟を筆錄せんことを願ひしならんとの意 (一〇) 詭計詐謀に同じ (一一) 千百人

周、晉に陽樊溫攢茅の田を與ふ

使二幸而不レ爲二左氏所一レ載。則銘亡而惡亦亡矣。豈至二於今日一。猶爲二人詆訶一而不レ已耶。見レ辱二於市人一。越レ宿而已忘。見レ辱二君子一。萬世而不レ泯。君子所下以筆二誅口三伐於筆門圭竇之間一。而老奸巨猾。心喪膽落上者。恃二此權一也。遇二伯樂一者。驚駘之不幸。遇二匠石一者。樗櫟之不幸。遇二左氏一

幸にして(一)左氏の載する所と爲らざらしめば、則ち銘亡して惡も亦亡せん、豈今日に至るまで、猶ほ人の爲に詆訶(二)せられて已まざらんや。(三)市人に辱めらるゝは、(四)宿を越えて已に忘る、君子に辱めらるゝは、萬世にして泯びず。君子の(五)筆門圭竇の間に筆誅口伐して、老奸巨猾の心喪膽落する所以の者は、此權を恃めばなり。(六)伯樂に遇ふ者は駑駘の不幸なり、(七)匠石に遇ふ者は樗櫟の不幸なり、左氏に遇へる者は禮至の不幸なり。是れ衞國を擧ぐるの嘲哂は、左氏の一字の辱にも如かざるなり。禮至の辱は、他人之に代り、顏に汗し(八)額に泚すと雖も、然も至は曷ぞ嘗て自ら以て辱と爲んや。想ふに其れ顯に書し深く刻むの時、(九)未だ必ずしも君子の紀錄を願はずんばあらじ。辱を以て榮と爲す、其の愧無くして恥を知らざる、蓋し多く責るに足らじ。吾竊に怪む、戰國秦漢以來、兵を用ふる者は、(一〇)反覆狙詐、大率ね皆禮至の比なり。特に其人自ら其功に矜るのみならず、史を作る者も亦從つて之を咨美頌歎し、以て來世に誇示す。甚しいかな風俗の日に薄き

儕禮至行ㇾ險僥倖。戕ㇾ人而滅㆓之國㆒。恬不ㇾ知ㇾ恥。反勒㆓其功於銘㆒。以章示㆓後世㆒。人皆以。禮至之惡。因㆓金石㆒而遺㆓臭萬年㆒也。抑不ㇾ知。禮至之惡。雖㆘因㆓金石㆒而傳㆖。不㆘因㆓金石㆒而遠㆖。自ㇾ今而求㆓禮至之所ㇾ銘者㆒。鼎邪。鐘邪。敦邪。鍘邪。而已滅已沒。化爲㆓飛塵㆒。蕩爲㆓太虛㆒。無㆓絲髮之存㆒矣。器物不ㇾ存。則銘不ㇾ存。銘不ㇾ存。則惡不ㇾ存。然禮至之惡。播在㆓人口㆒。初不㆘隨ㇾ物而朽㆖。吾是以知㆘禮至之所㆓以遺ㇾ臭者。非㆓金石㆒也。君子之論㆖也。

反つて其功を銘に勒して、以て章に後世に示す。人皆以ふ、禮至の惡、金石に因つて臭を(三)萬年に遺すと。抑〻知らず、禮至の惡は金石に因つて傳はると雖も、金石に因つて遠(四)からざることを。今よりして禮至の銘ぜし所の者を求むるに、鼎か鐘か敦か鍘(五)か。而も已に滅び已に沒し、化して飛塵と爲り、蕩(六)して太虛と爲り、絲髮だも存する無し。器物存せざれば則ち銘存せず、銘存せずんば則ち惡存せず。然も禮至の惡は播いて人口に在り、初より物に隨つて朽ちざるなり。吾是を以て禮至の臭を遺せし所以の者は、金石に非ざるなり、君子の論なることを知りぬ。

(一) 兄弟相詐りて邪に仕へしを指す　(二) 平氣の貌　(三) 晉の桓溫が語中に見ゆ　(四) 遠く永久に傳はるにあらず　(五) 敦は禮器鍘は三足鼎　(六) 洗ふが如く亡佚するなり

時而鎖。石有レ時而泐。其所レ託者。未二必眞可一レ恃也。一得二其託一。不レ銷不レ泐。視二古今一如二旦暮一者。果何物也。曰。君子之論是也。天下不レ見二湯之盤一。而能誦二日新之銘一者。託二於大學一也。天下不レ見二周之量一。而能誦二文思之銘一者。託二於周官一也。是則銘託二於湯盤一者。反不レ如下託二於大學一之堅上。銘託二於周量一者。反不レ如下託二於周官一之固上。君子之論。其可レ恃。豈金石比耶。

是なり。天下湯(五)の盤を見ずして、能く日新(六)の銘を誦む者は、大學に託すればなり。天下周の量を見ずして、能く文思(七)の銘を誦する者は、周官に託すればなり。是れ則ち銘の湯盤に託するは、反つて大學に託するの堅きに如かず、銘の周量に託するは、反つて周官に託するの固に如かざるなり。君子の論は、其の恃むべきこと、豈金石の比ならんや。

(一) 金石の至堅にして朽ちざるを謂ふなり (二) 依託するなり、碑銘の類を指す (三) 石の腠理より破裂すること悠久の年代を見ること一朝一夕の如くす (五) 湯王の盤に銘あり、大學に見ゆ (六) 盤銘に苟も日に新にして日々に新に云々とあるを指す (四) (七) 周の斗量の銘に時文思索允に其妙に臻る云々と周禮の考工記に出づ

善託二於君子之論一。固不レ朽。惡託二於君子之論一。亦不レ朽。

善を君子の論に託するや固に朽ちず、惡を君子の論に託するも、亦朽ちず。衞の禮至は險を行ひて僥倖し、人を賊つて之の國を滅し、恬として恥るを知らず、

物莫レ壽ニ於金石一。言ニ於千載之上一。而傳ニ於百載之下一者。皆託ニ金石一以不レ朽。然金有レ

衞の禮至銘を爲る

（出處）僖公二十四年、衞人將に邢を伐たんとす。禮至曰く、其守を得ざれば、國得べからざるなり、我請ふ昆弟仕へんと。乃ち往いて仕を得たり。二十五年、衞人邢を伐つ。二禮は國子に從つて城を巡り、掖して以て外に赴き、之を殺し、遂に邢を滅しぬ。禮至は銘を爲つて曰く、余掖して國子を殺せり、余を敢て止る莫れと。

〔詳註〕禮至が詐を行つて以て同姓を滅す、其惡大なり。然も禮至が惡は、諸を器に銘するを以て泯びざるには非ず、實に左氏の傳に載するを以て泯びざるを謂ふ。

物は金石（一）より壽なるは莫し。千載の上に言つて、千載の下に傳ふる者は、皆金石に託（二）して以て朽ちず。然も金は時有りてか銷し、石は時有りてか泐く（三）。其の託する所の者、未だ必ずしも眞に恃むべからざるなり。一たび其託を得れば、銷せず泐せず、古今（四）を視ること旦暮の如くなる者は、果して何物ぞや。曰く、君子の論

之賦レ詩。詩因ニ於事一。不ニ遷レ事以就一レ詩。事寓ニ以詩一。不ニ遷レ詩以就一レ事。意傳ニ於肯綮毫釐之中一。跡異ニ於牝牡元黄之外一。斷レ章取レ義。而可ニ以レ神遇一。不レ可ニ以レ言求一。區區陋儒之義例訓詁、至レ是皆敗。春秋之時。善用レ詩者蓋如レ此。火ニ於秦一。雜ニ於漢一。別レ之以ニ齊魯一。汨レ之以ニ讖緯一。亂レ之以ニ五際一。狹レ之以ニ專門一。銖銖而析レ之。寸寸而較レ之。豈復有レ詩。噫安得ニ春秋賦レ詩之說一。語レ之。

就さず。事は以て詩に寓するのみ。詩を遷して以て事を就さず。意は肯綮毫釐の中に傳はり跡は牝牡元黄の外に異なり。章を斷ち義を取り、神を以て遇すべくして、言を以て求むべからず。區區たる陋儒の義例訓詁、是に至つて皆敗る。春秋の時、善く詩を用ふる者は、蓋し此の如し。秦に火あり、漢に雜あり、之を別つに齊魯を以てし、之を汨すに讖緯を以てし、之を亂るに五際を以てし、之を狹うするに專門を以てし、銖銖にして之を析ち、寸寸にして之を較ぶ。豈復詩有らんや。噫安ぞ春秋詩を賦するの說を得て之に語げんや。

㊀ 今日の事柄によりて古人の詩の内容を就すに非ず ㊁ 肝腎細微の處 ㊂ 馬を相するに其牝牡と毛色とを外に置て却て其眞を知る義、外觀を超越すと也 ㊃ 秦始皇書を焚く ㊄ 漢儒皆專門を以て家に名づく ㊅ 齊詩魯詩の區分 ㊆ 未來を論ずる一種の學問 ㊇ 前漢の轅固が傳に詩に五際あり云々と陰陽を論ずるなり ㊈ 微小の量目

而匹夫匹婦。權悲勞佚。喜怒舒慘。動於天機。不能已而自泄其鳴於詩謠歌詠之間。於是釋然喜曰。天理之未鑿者。賴有此存。是固匹夫匹婦。胸中之全經也。遍取而列諸書易禮樂春秋之間。幷數而謂之六經。羈臣賤妾之辭。與堯舜禹湯文武之格言大訓。並列而無所輕重。聖人之意。將擧匹夫匹婦胸中之全經。以救天下破裂不全之經。使學者知所謂詩者。本發乎閭巷草野之間。非可格以義例而局以訓詁也。一吟一諷。聲轉機回。虛徐容與。至理自遇。片言有味。而五經皆氷釋矣。是聖人欲以詩之平易而救五經之支離也。孰知。後世反以五經之支離。而變詩之平易乎。

を以てし、局するに訓詁を以てすべきに非ざるを知らしむ。一吟一諷、聲(八)轉じ機回り、虛徐容與、至理自ら遇ひ、片言も味有り、而して五經皆氷釋す。是れ聖人の詩の平易を以て、五經の支離(九)を救はんと欲せしなり。誰か知らん、後世反つて(一〇)五經の支離を以て、詩の平易を變ずるを。

(一) 書經は堯舜禹湯文武の事迹を書せり (二) 伏犧文王孔子は共に易を修成したり (三) 儀則典章 (四) 義例訓詁の弊を指すなり (五) 以上詩經の成りし理由を辨ず (六) 他國にさすらひ臣事する者や微賤の婦女など (七) 義例により分類し註釋を試みる能はざるなり (八) 聲音轉回天機變動す (九) 亂れ離るゝなり (一〇) 五經の義例により強ひて詩經にも義例訓詁を試みしを指すなり

蓋嘗觀春秋

蓋し嘗て春秋の詩を賦せしを観るに、詩は事に因るのみ。(一)事を遷して以て詩を

正矣。日用飲食之間。無非至理。惟吾迫而求之。則隨得隨失。硏精極思。日入於鑿。曾不知。是理交發於吾前。而吾自不遇。是非不用力之罪。乃用力之罪也。天下之學者。皆知不用力之害。而不知用力之害。苟知力之不足恃。盡黜其力。而至於無所用力之地。則幾矣。

二帝三王之書。犧文孔子之易。禮之儀章。樂之節奏。春秋之褒貶。皆所以形天下之理也。天下之人。不以理視經。而以經視經。剖剔離析。彫繢疏鑿之變多。而天下無全經矣。聖人有憂焉。汎觀天壤之間。鳥鳴於春。蟲鳴於秋。

(一)二帝三王の書、犧文(二)孔子の易、禮の儀章(三)、樂の節奏、春秋の褒貶は、皆天下の理を形す所以なり。天下の人、理を以て經を視ずして、經を以て經を視、剖剔離析彫繢疏鑿の變多くして、天下に全經無し。聖人憂ふること有り、汎く天壤(四)の間を觀るに、鳥は春に鳴き、蟲は秋に鳴き、而して匹夫匹婦の懽悲勞佚喜怒舒慘は天機に動き、已む能はずして自ら其鳴を詩謠歌詠の間に泄す。是に於て釋然として喜んで曰く、天理の未だ鑿せられざる者、頼に此存する有り、是れ固に匹夫匹婦胸中の全經なりと。遽に取つて諸を書易禮樂春秋の間に列し、幷せ數へて之を六經(五)と謂ふ。(六)羈臣賤妾の辭、堯舜禹湯文武の格言大訓と、並び列して輕重する所無し。聖人の意、將に匹夫匹婦胸中の全經を擧げて、以て天下破裂全からざるの經を救ひ、學者をして所謂詩とは本閭巷草野の間に發して、(七)格すに義例

至理所在。可以心遇。而不可以力求。斷編殘簡。呻吟諷誦。越宿已有遺忘。至於塗歌里詠。偶入吾耳。則雖終身而不廢。天下之理。固眩於求而眞於遇也。理有觸於吾心。無意而相遭。無約而相會。油然自生。雖吾不能以語人。況可以力求乎。一涉於求。雖有見非其

至理の在る所は、心を以て遇すべく、力を以て求むべからず。斷編殘簡、呻吟諷誦、(一)宿を越ゆれば已に遺忘する有り。(二)塗歌里詠に至りては、偶〻吾耳に入るす〻、則ち身を終ふと雖も廢せず。天下の理、固に求むるに眩して、遇ふに眞なるなり。(四)理の吾心に觸るゝ有れば、意無くして相遇ひ、約無くして相會し、油然として(五)自生し、吾と雖も以て人に語る能はず、況んや力を以て求むべけんや。一たび求に涉れば、見る有りと雖も其正に非ず。日用飲食の間、至理に非ざる無し、惟吾迫つて之を求むれば、則ち隨つて得て隨つて失ふ。精を研き思を極め、日に鑿に入り、(六)嘗て知らず、是の理交〻吾前に發して、吾自ら遇はざることを。是れ力を用ひざるの罪に非ず、乃ち力を用ふるの罪なり。天下の學者、皆力を用ひざるの害を知るも、力を用ふる害を知らず。苟も力の恃むに足らざるを知り、盡く其力を黜けて、力を用ふる所無きの地に至らば、則ち幾からん。

(一)殊更に事迹文字などの上について其理を求むべからず　(二)一夜　(三)路上里巷の歌詠　(四)殊更に求むる者は眩惑す　(五)盛んなる貌　(六)穿鑿に過ぐるなり

我之所レ有。而我有二重耳之所レ無。有無之相形。人將二不レ待レ招而至一矣。此猶爲二懷公一而言。非二論之至一也。德之休明。桂海冰天荒區絶域、將二奉レ琛重レ譯而皆來臣一。何至下與二一亡公子一爭中數僕役上哉。陋矣。懷公之褊也。懷公肆二其褊心一。不レ知レ反レ己。徒殺レ人以逞。使下在レ外者。絶二向レ我之意一。而堅中事レ讎之志上。計無下失二於此一者上矣。雖三重耳老安二於外一。彼毛偃。挾二不レ戴レ天之讎一。思レ欲二一逞一。豈容三重耳之安二於外一乎。是則納二重耳於晉一者、非二秦伯一也。非二狐趙一也。懷公也。

に著るゝなり　〔六〕南方の桂林と北方の氷海の如く遙に隔絶せる遠方の蠻夷　〔七〕寶玉を貢奉し通譯を重ねて來朝す　〔八〕心狭小なる義　〔九〕狐突を指す　〔一〇〕狐毛等は懷公を父の仇と思ふに至るの意　〔一一〕狐毛と狐偃となり　禮記に父の讐は共に天を戴かずとあり　〔一二〕重耳國に還るを欲せずとも二臣等必ず之を國に送らんとするの意

賦詩

〔出處〕凡そ數十條、皆左傳載する所詩を賦するの事なり。今文多きを以て復錄せず。

〔評註〕謂ふ、詩は人心の天機に出づ、義例訓詁を以て求むべきに非ず。此れ人心の不經なり。春秋に君臣事に因つて詩を賦し、章を斷つて義を取り、神を以て遇して、言を以て求むべからず。善く詩を用ふる者と謂ふべしと。此篇の發明理趣有り、蓋し深く詩中の意味を得るなり。

德。有三以勝二其憂一也。其棄レ榮而就レ辱者。必重耳之德。有三以勝二其辱一也。其棄レ安而就レ危者。必重耳之德。有三以勝二其危一也。況吾以二晉國之大一。而增二修其德一。則人之從レ我者。既有二道德之樂一。又有二名位之樂一。既有二道德之榮一。又有二名位之榮一。既有二道德之安一。又有二名位之安一。重耳無二

位の樂有り、既に道德の榮有り、又名位の榮有り、既に道德の安有り、又名位の安有り、重耳は我の有する所無くして、我は重耳の無き所を有つ。有無の相(三)形する、人將に招を待たずして至らんとすと。此れ猶は懷公の爲にして言ふのみ、論の至(四)には非ず。德の休明(五)は、桂海(六)冰天荒區絕域も、將に(七)琛を奉じ譯を重ねて皆來り臣たらんとす、何ぞ下つかた一亡公子と數僕役を爭ふに至らんや。陋しいかな懷公の褊(八)なること。懷公其褊心を肆にして己に反するを知らず、徒に人(九)を殺して以て逞しうし、外(一〇)に在る者をして、我に向ふの意を絕ち、讎に事ふるの志を堅うせしむ。計此より失する者無し。重耳老いて外に安んずと雖も、彼毛(一一)偃は天を戴かざるの讎を挾んで、一たび逞しうせんと欲せんことを思はば、豈重耳の外(一二)に安んずるを容さんや。是れ則ち重耳を晉に納れし者は、秦伯に非ず、狐趙に非ず、懷公なり。

(一) 艱難辛苦に喩ふ　(二) 大名を享け高位を受く　(三) 發現する義　(四) 此上もなき最上の議論　(五) よく光り明

其辱一者上矣。風羈雨絏。過レ都歷レ邑。人有下所レ不レ堪二其勞一者上矣。使下其舍二重耳一而從中懷公上。則閭里歡迎。姻族畢至。擊レ鮮釃レ酒。舒二發故情一。此天下之至樂也。高軒華轂。豹飾羔裘。前趨後陪。光生二徒馭一。此天下之至榮也。堂宇靚深。自レ公退食。體胖心廣。四顧無レ慮。此天下之至安也。懷公盍二亦以レ人觀一レ己乎。從レ彼者。憂如レ是。辱如レ是。勞如レ是。而狐趙猶。乃就レ之而不レ辭。從レ我者。樂如レ是。榮如レ是。安如レ是。而狐趙猶。乃棄レ之而不レ顧。則德之優劣厚薄。不レ待レ言而可レ見矣。

りて去らしむるに重耳怒りて戈を以て屢々逐ひき (一〇) 羈絏共に馬に用ふるなはの類 (一一) 鮮肉 (一二) 故舊の情誼 (一三) 高大の車華美の車輪豹皮の飾つきたる羔皮の裘 (一四) 奴僕馭者 (一五) 辭に同じ (一六) 公廷より我家に退いて奉養を辭す (一七) 懷公と重耳との德を比較せるなり

懷公盍二亦因レ此自反曰一。樂也。榮也。安也。人之所二同嗜一也。狐趙之徒。所三以崎嶇從二重耳一者。豈與レ人異レ情哉。其棄レ樂而就レ憂者。必重耳之

懷公盍ぞ亦此より自ら反して曰はざる、樂や榮や安や、人の同じく嗜む所なり。狐趙の徒、崎嶇(二二)として重耳に從ふ所以の者は、豈人と情を異にせんや。其の樂を棄てて憂に就ける者は、必ず重耳の德、以て其憂に勝る有ればなり。其の榮を棄てて辱に就ける者は、必ず重耳の德、以て其辱に勝る有ればなり。其安を棄てゝ危に就ける者は、必ず重耳の德、以て其危に勝る有ればなり。況や吾、晉國の大を以て其德を增修せば、則ち人の我に從ふ者、既に道德の樂有り、又名(二三)

人之善一見二己之惡一。因二人之惡一見二己之善一。觀執切二於此一者乎。晉懷公。不レ知三己之無二以致一レ人。徒責二人之不一レ從レ己。殆未三嘗以レ人而觀二己也。懷公晉國之君。彼重耳特一亡公子耳。狐趙之徒。出從二重耳一。陷レ狄困レ衞。逃レ齊脫レ楚。人有下不レ堪二其憂一者上矣。乞レ食投レ塊。觀レ浴操レ戈。人有下不レ堪二

食(七)を乞ひ、塊を投じ、浴(八)を觀、戈(九)を採る、人は其辱に堪へざる者有り。風に羈(一〇)し雨に紲し、都を過ぎ邑を歷、人は其勞に堪へざる者有り。其をして重耳を舍てて懷公に從はしめば、則ち閭里歡び迎へ、姻族畢く至り、鮮(一二)を擊ち酒を釃して、故情(一一)を舒發せん。此れ天下の至樂なり。高軒(一三)華轂豹飾羔裘、前に趨り後に陪し、光は徒馭(一四)に生ぜん。此れ天下の至榮なり。堂宇(一五)靚深、公より退食(一六)し、體胖に心廣く、四顧虞無けん。此れ天下の至安なり。懷公盍ぞ亦人を以て己を觀ざるぞ。彼に從ふ者は、憂是の如く、辱是の如く、勞是の如し。而るに狐趙の輩は、乃ち之に就いて辭せず。我に從ふ者は、樂是の如く、榮是の如く、安是の如し。而るに狐趙の輩、乃ち之を棄てて顧みず。則ち德の優劣(一七)厚薄は、言を待たずして見るべきなり。

㊀ 通患に同じ ㊁ 毛は秋に至りて最も銳小なり故に細微に譬ふ ㊂ 所謂内省なり ㊃ 人のふり見て我ふりを直す義 ㊄ 狐偃趙衰等を指す ㊅ 重耳曾て難を避けて諸國に流寓せり ㊆ 重耳の衞の五鹿を過ぐるや食を野人に乞ふに土塊を投與したり ㊇ 曹君は重耳の駢脅を見んとし入浴の際に迫りき ㊈ 齊に安居するや趙衰謀

明二於觀一レ人。暗二於觀一レ己。此天下之公患也。見二秋毫之末一者。不レ能三自見二其睫一。擧二千鈞之重一者。不レ能三自擧二其身一。甚矣。己之難レ觀也。人皆知二以レ己觀一レ己之難一。而不レ知二以レ人觀一レ己之易一。因二

之を殺す。卜偃曰く、民は德を見ずして唯戮を是れ聞く、其れ何の後か之れ有らんと。

〔評註〕謂ふ、諸臣の重耳に從へる者は、艱難困辱彼の如く、晉國に居る者は、富貴安榮此の如し。今寧ろ彼に從つて己に從はざるは、是れ己の德以て人を致すに足らざればなり。懷公人を以て己を觀る能はずして、人を殺して以て逞しうす。其れ可ならんやと。

人を觀るに明に、己を觀るに暗し。此れ天下の公患なり。(一)秋毫の末を見る者も、自ら其睫を見る能はず、千鈞の重を擧ぐる者も、(二)自ら其身を擧ぐる能はず。甚しいかな己の觀難きや。人皆己(三)を以て己を觀るの難を知つて、人を以て己を觀るの易を知らず、人の善に因つて己の惡を見、人の惡に因つて己の善を見ば、(四)觀ること孰か此より切なる者ぞ。晉の懷公は、己の以て人を致すこと無きを知らずして、徒に人の己に從はざるを責む。殆ど未だ嘗て人(五)を以て己を觀ざるなり。懷公は晉國の君なり、彼重耳は特に一亡公子のみ。(六)狐趙の徒、出でて重耳に從ひ、狄に陷り衛に困み、齊に逃れ楚に脫る、人は其憂に堪へざる者有り。

其不レ靖。反加ニ屠戮ー。是功者。身之賊也。以ニ是位ー而嘗ニ是功ー。不レ問ニ能否ー。使レ播ニ其惡於民ー。是功者。民之賊也。既立ニ大功ー。自謂レ居ニ危疑不レ賞之地ー。而奸謀始出。是功者。國之賊也。一有ニ大功ー。則爲ニ身之不幸。位之不幸。國之不幸ー。孰敢以ニ功業ー自奮耶。詩曰。誰生ニ厲階ー。至レ今爲レ梗。

㈠ 得臣を令尹とせば國を安んぜんと謂ひしを指す ㈡ 公卿大夫の如き爵位 ㈢ 不足を感ずる者 ㈣ 不足の爲に怨望するを指す ㈤ 功有れば卽ち身殺さるゝを謂ふ ㈥ 君既に有功の臣を疑ひ功臣又其君の己を賞せざるを恨む義 ㈦ 詩經大雅桑柔の篇、厲階は危亂の階段なり、梗は塞なり障碍なり

晉の懷公狐突を殺す

(出處) 僖公の二十三年、懷公命ずらく、亡人に從ふ無れ、期を期して至らずば赦すこと無けんと。狐突の子毛及び偃、重耳に從つて秦に在り、召さず。懷公狐突を執へて曰く、子來らば則ち免れんと。對へて曰く、子の能く仕ふるや、父は之に忠を敎ふ、古の制なり。名を策し質を委して貳あるは乃ち辟なり。今臣の子、名の重耳に在ること年數有り。若し又之を召さば、之に貳を敎ふるなり。父子に貳を敎へば、何を以てか君に事へんと。乃ち

克之忿。與位倶長。狃羣之勝。忿不思難。至欲質齊侯之母。得臣之慾、得子文之位而盛。郤克之忿。得武子之位而伸。君子不能救人之忿慾。則已矣。安可假其資而成其惡乎。

雖然。武子猶未足責也。彼子文靖國之語。一何悖耶。凡人爵不足以酬功。慊之者固多矣。若遽作不靖、危其國家。自非盜賊小人。未必皆有是心也。子文之言。何概以盜賊小人待天下耶、斯言一出。人臣之立大功。人君或懼功。人君或懼

然りと雖も、武子は猶ほ責むるに足らざるなり、彼子文國(一)を靖んずるの語は、一に何ぞ悖れるや。凡そ人(二)爵は以て功に酬ゆるに足らず。之を慊(三)する者固に多し。若し遽に靖(四)からざるを作して其國家を危うせんは、盜賊小人に非ざるよりは、未だ必ずしも皆是心有らざるなり。子文の言、何ぞ概して盜賊小人を以て天下を待つや。斯の言一たび出でて、人臣の大功を立つる、人君或は其の靖からざるを懼れて、反つて其の是非を問はず、其惡を民に播かしめば、是れ功は身(五)の賊ならん。是位を以て是功に答へ、能否を問はず、反つて戮を加へば、是れ功は民の賊ならん。既に大功を立てて自ら危(六)疑賞せざるの地に居るを謂ひ、奸謀始めて出でば、是れ功は國の賊ならん。一たび大功有らば、則ち身の不幸、位の不幸、國の不幸爲らん。孰か敢て功業を以て自ら奮はんや。詩に曰く、誰(七)か厲階を生じて、今に至るまで梗を爲すと。

年之社稷。亦豈二三臣逞忿之具歟。楚非レ道二兩令尹一也。幸而一成得臣有レ功耳。如之數人者並立二大功一。吾不レ知。子文復何以與レ之。晉之行人。見レ辱者多矣。解揚之見レ執二於宋一。韓起羊舌肸之見レ挫二於楚一。如與二郤克一並二發於時一。則晉師亦將下東馳西逐。盡報二諸臣之怨一。而後已上歟。甚矣。子文武子之不レ思也。將三以飽二其慾一。適以滋二其慾一。將三以散二其忿一。適以張二其忿一。使下得臣之慾。與レ位俱長。嗜レ勝不レ止。迄至中城濮之敗上。使下郤

羊舌肸の楚に挫かるゝ、如し郤克と時に並發せば、則ち晉の師も亦東に馳せ西に逐うて、盡く諸臣の怨を報じて後に已まんとすか。甚しいかな子文・武子の思はざるや。將に以て其慾を飽かしめんとして、適ゝ以て其慾を滋くし、將に以て其忿を散ぜんとして、適ゝ以て其忿を張る。得臣の慾をして、位と俱に長じ、勝を嗜んで止まず、迄に城濮(五)の敗に至らしめ、郤克の忿をして、位と俱に長じ、鞌(六)の勝に狃れて、忿に難を思はず、齊侯(七)の母を質にせんと慾するに至らしむ。得臣の慾は子文の位を得て盛に、郤克の忿は武子の位を得て伸びぬ。君子、人の忿慾を救ふ能はずんば則ち已む、安んぞ其資(八)を假して其惡を成さしむべけんや。

(一) 令尹の官は二無し　(二) 諸侯に使する外交官　(三) 宣公十五年楚の宋を圍むや晉揚をして宋を諭し楚に降る無からしむるに揚は楚に執へられき　(四) 昭公五年二人楚に使す楚子之を辱しむ　(五) 左傳參照　(六) 晉齊の戰なり左傳に委し　(七) 齊侯の母は卽ち克を笑ひし婦人なり　(八) 忿慾を果すべき資料

將行而駐。手將舉而礙。有谿壑貪惏之慾。鬱勃炮燔之忿。莫不限於權位之巨防而止。止則回。回則自趨於善矣。天下之馳騖於忿慾而不知反也。先王固未嘗與之爭也。嚴吾權位之巨防。使忿慾者容於無資。志衰力怠。道窮途絕。倀倀然而無所歸。雖吾不使之趨於善。而彼自不得不趨於善。然則權位者。眞先王閉忿慾之巨防也歟。惜乎。先王以是爲忿慾之防。後世乃以是爲忿慾之資。何其反也。

むるのみ (四)權勢地位 (五)大いなる堤防なり (六)局促拘泥す (七)慾の大なるを谿壑の慾・し貪つて厭くなきを貪惏とす (八)熱烈熾盛燒くが如く炙るが如き忿恨 (九)之に還り來る (一〇)資も亦慾なり (一一)忿狂して行く所を知らざる貌

楚成得臣有功於陳。子文推令尹之位。以塞其慾。晉郤克既辱於齊。范武子授郤克以政。使逞其忿。噫令尹豈賞功之物。而晉數百

楚の成得臣は陳に功有り、子文、令尹の位を推して以て其慾を塞ぐ。晉の郤克は既に齊に辱しめらる、范武子郤克に授くるに政を以てして、其忿を逞しうせしむ。噫令尹は豈功を賞するの物にして、晉數百年の社稷、亦豈一二臣忿を逞しうするの具ならんや。楚は兩令尹を置くに非ざるなり、幸にして一の成得臣功有りしのみ。如之數人の者並(一二)に大功を立てば、吾知らず、子文は復何を以てか之に與へん。晉の(一三)行人の辱めらるゝ者は多し、(一四)解揚の宋に執へられ、(一五)韓起・

止。忿者。得レ報則止。嗚呼爲ニ是説一者。是畏ニ火之怒。而投レ薪以滅レ之。祇益ニ其熾一也。夫薪者。火之資也。權位者。忿慾之資也。假ニ其資一而望ニ其止一。天下寧有レ是哉。先王尊ニ權位一。以示ニ天下一。所三以嚴ニ萬世之巨防一也。何人而無レ慾。何人而無レ忿。忿慾之興。局ニ於無レ權無ヒ位而不レ得レ展。足

らんや。先王權位を尊くして以て天下に示すは、萬世の巨防(五)を嚴にする所以なり。何人か慾無からん、何人か忿無からん。忿慾の興るや、權無く位無きに局(六)して展ぶるを得ず、足將に行かんとして駐り、手將に舉げんとして礙る。(七)谿壑貪惏の慾、(八)鬱勃炮燔の忿有りとも、權位の巨防に限られて止らずといふこと莫く、止れば(九)則ち回り、回れば則ち自ら善に趨く。天下の忿慾に馳騖(一〇)して反ることを知らざるや、先王固に未だ嘗て之と爭はざるなり。吾權位の巨防を嚴にして、忿慾の者をして資無きに窘しみ、志衰へ力怠り、道窮り途絶え、悵悵然(一一)として歸する所無からしむれば、吾之をして善に趨かしめずと雖も、而も彼自ら善に趨かざるを得ざるなり。然らば則ち權位とは、眞に先王忿慾を閉ぐの巨防なるか。惜いかな先王是を以て忿慾の防と爲せるに、後世は乃ち是を以て忿慾の資と爲す。何ぞ其反するや。

(一) 非常に多くしてこれで滿ちたといふ事のないもの　(二) 易に懲忿窒慾の語あ／　(三) 徒に其氣勢を盛ならし

多而不可滿者慾也。銳而不可極者忿也。治慾之法。有窒而無開。治忿之法。有懲而無肆。或者曰。饑止於食。渴止於飲。慾者。得求則

んとす、郤子をして其志を逞しうせしめん、庶くは豸くこと有らんと。乃ち老して郤獻子政を爲す。

〔評註〕人の忿慾は涯無し、國の權位は限有り。先王權位を以て忿慾の巨防と爲せり。今子文は令尹の位を推して、以て得臣が慾を塞ぎ、范武子は晉國の政を授けて、以て郤克の忿を逞しうせしむ。是れ授くるに資を以てして、其惡を成さしむるなり。忿慾の二字、二事を斷ずる甚だ的當、移易すべからず。

(一)多くして滿すべからざる者は慾なり、銳くして極むべからざる者は忿なり。慾を治するの法は、(二)窒ぐ有つて開く無く、忿を治むるの法は、懲す有つて肆にする無し。或者の曰く、饑は食に止り、渴は飲むに止る。慾する者は求を得て則ち止り、忿る者は報を得て則ち止むと。嗚呼是說を爲す者は、是火の怒を畏れて、薪を投じて以て之を滅するなり、(三)祇に其熾を益すのみ。夫れ薪とは火の資なり、(四)權位とは忿慾の資なり。其資を假つて其止を望むとも、天下寧ぞ是れ有

不レ能レ使二之逸一。牛羊倉廩。不レ能レ使二之耆一。蓋居爲レ舜所レ移。而舜未二嘗爲レ居所一レ移也。噫當二僖公之時一。有下能誦二舜之事一。以起中僖公之病上。庶其有レ瘳乎。

成得臣、郤獻子

（出處）僖公の二十三年、楚の成得臣、師を帥ゐて陳を伐ち、遂に焦夷を取り、頓に城いて還る。子文以て之が功と爲し、令尹爲らしむ。叔伯が曰く、子國を若何せんと。對へて曰く、吾は以て國を靖んぜん。夫れ大功有りて貴任無くば、其人能く靖んずる者幾か有らんと。

宣公の十七年、晉侯は郤克をして會を齊に徵さしむ。齊の頃公、婦人に帷して之を觀しむ。郤克登るに、婦人房に笑ふ。獻子怒り出で、誓つて曰く、此を報ぜざる所あらば、能く河を涉ること無けんと。獻子至り、齊を伐たんと請ふ。范武子將に老せんとし、文子を召して曰く、吾之を聞く、喜怒に類を以てする者は鮮し、易ふる者は實に多しと。余將に老せ

公易ㇾ地而居ニ齊晉一。則將ㇾ變ㇾ畏爲ㇾ驕。易ㇾ地而居ニ介莒一。則將ㇾ變ㇾ驕爲ㇾ畏。吾是以知。尊ニ大國一者。非ニ僖公一也。魯也。忽ニ小國一者。非ニ僖公一也。亦魯也。僖公不ニ以ㇾ己爲ㇾ己。而以ㇾ魯爲ㇾ己。故大ニ於魯一者。吾亦大ㇾ之。小ニ於魯一者。吾亦小ㇾ之。豈非ニ爲ㇾ居之所ㇾ移乎。昔者舜。自ニ側微一而登ニ至尊一。木石不ㇾ能ㇾ使ニ之愚一。鹿豕不ㇾ能ㇾ使ニ之野一。耕稼不ㇾ能ㇾ使ニ之勞一。陶漁不ㇾ能ㇾ使ニ之辱一。袗衣鼓琴。

なり、魯なり。小國を忽にする者は僖公に非ざるなり、亦魯なることを。僖公己を以て己と爲さずして、魯を以て己と爲す。故に魯より大なる者は、吾亦之を大なりとし、魯より小なる者は、吾亦之を小なりとす。豈居の爲に移されしに非ずや。昔は舜は側微(二)より至尊(三)に登りしも、木石も之をして愚ならしむる能はず、鹿豕も之をして野(四)ならしむる能はず、耕稼(五)も之をして勞せしむる能はず、陶(六)漁も之をして辱あらしむる能はず、袗衣鼓琴(七)も之をして逸ならしむる能はず、羊倉廩も之をして奢ならしむる能はざりき。蓋し居は舜の爲に移されて、舜は未だ嘗て居の爲に移されざりしなり。曩僖公の時に當つて、能く舜の事を誦して、以て僖公の病を起すもの有らば、庶くは其れ瘳ゆる有りしか。

(一) 正し諫めて　(二) 卑賤微小の義　(三) この語皆孟子に出づ　(四) 卑野　(五) 田圃の耕作稼穡　(六) 河濱に陶器を燒き雷澤に漁せり　(七) 畫ける衣を着して琴を彈ぜし得意の時

然。自處二於衆人之上一。是亦一僖公也。奔二走於葵丘之會一。周二章於踐土之盟一。惴然眇然。自處二於衆人之下一。是亦一僖公也。彼一僖公耳。昨勇今怯。朝盛夕衰。何其多變而無二特操一耶。殆非二專僖公之罪一。其居使二之然一也。僖公所レ居者魯。以レ魯而臨二介莒一。則自レ大視レ細。心不レ期レ驕而驕。以レ魯而望二齊晉一。則自レ細視レ大。心不レ期レ畏而畏。既見二大國之可一レ尊。必見二小國之可一レ忽。斯其所三以禍生レ所レ忽。而召二魚門之辱一歟。

國の尊ぶべきを見れば、必ず小國の忽にすべきを見る。斯れ其の禍忽にする所に生じて、魚門の辱を召きし所以なりと。（一〇）

㊀ 小弱卑賤なりとす ㊁ 僖公元年莒子の弟の俘虜となれるを納れたり ㊂ 二十九年介國の君葛盧來朝す ㊃ 嶜然は尊大軒然は誇負の貌 ㊄ 九年齊の桓公と葵丘に盟ふ ㊅ 廿八年晉文侯と踐土に盟ふ ㊆ 恐懼して自ら小とする貌 ㊇ 特殊の操守 ㊈ 驕傲を期せざるも自然に驕傲なり ㊉ 出處參照

文仲之諫忠矣。惜其能箴二僖公之病一。而未レ知二僖公受レ病之原一也。僖公受レ病之原安在哉。使三僖

文仲の諫は忠なり、惜むらくは其の能く僖公の病を箴して、而も未だ僖公病を受くるの原を知らざること。僖公病を受くるの原安くに在りや。僖公をして地に易へて齊晉に居らしめば、則ち將畏を變じて驕を爲し、地を易へて介莒に居らしめば、則ち將驕を變じて畏と爲さん。吾是を以て知りぬ、大國を尊む者は僖公に非ざる

大勝レ小。强勝レ弱。多勝レ寡。兵家之定論也。魯與レ邾未レ交レ兵之前。人皆意二魯之必勝一矣。而僖公卑レ邾不レ設レ備。卒以取レ敗。是魯無レ魯。而邾有レ邾也。以レ有對レ無。勝安得レ不レ在レ邾。敗安得レ不レ在レ魯乎。吾嘗論。僖公之爲レ君。納二莒拏之俘一。受二葛盧之朝一。營然軒

を以て邾を待つ、故に備を設けずして敗を取れるなり。

大は小に勝ち、强は弱に勝ち、多は寡に勝つ、兵家の定論なり。魯と邾と未だ兵を交へざるの前は、人皆魯の必勝を意へり。而るに僖公は邾を卑（一）として備を設けず、卒に以て敗を取りぬ。是れ魯は魯を無みして、邾は邾有るなり。有を以て無に對す、勝安ぞ邾に在らざるを得んや、敗安ぞ魯に在らざるを得んや。吾嘗て論ずらく、僖公の君爲る、莒拏（二）の俘を納れ、葛盧（三）の朝を受け、營然軒然（四）として自ら衆人の上に處る、是れ亦一僖公なり。葵丘（五）の會に奔走し、踐土（六）の盟に周章し、惴然眇然（七）として自ら衆人の下に處る。是れ亦一僖公なり。彼一僖公のみ。昨は勇に今は怯に、朝は盛に夕は衰ふ。何ぞ其多く變じて特操（八）無きや。殆ど専ら僖公の罪のみに非ずして、其居之を然らしむるなり。僖公居る所の者は魯なり、魯を以て介莒に臨むは、則ち大より細を視るなり。心驕（九）を期せずして驕なり。魯を以て齊晉を望むは、則ち細より大を視るなり。心畏を期せずして畏る。既に大

父子夫婦之間。顧不二兩全一乎。嗚呼嬴氏果知レ出レ此。則可三以成二父之志一。可二以解二夫之禍一。可三以盡二婦之道一。可三以全二己之節一。可三以續二惠公廢絕之祀一。可三以解二秦伯戎狄之訊一。一舉而數利得。使二嬴氏少致レ思焉。則何憚而不レ出二於此一也。思之苟。生二於情之疎一。情之疎。生二於義之薄一。土薄則無二豐殖一。雲薄則無二甘霖一。鐘薄則無二震聲一。味薄則無二珍膳一。未レ有下薄二其誠於先一。而厚二其謀於後一者上也。然則嬴氏之不レ能レ謀。豈在二於子圉逃レ秦之時一哉。

たりとの譏を受けたるを指す (一三) 思慮の淺薄なること (一四) 土地薄ければ美大なる植物無し (一五) 大聲 (一六) 平時より既に然りしなりとの意

魯、邾を卑として備を設けず

〔出處〕僖公二十二年、邾人須句を以ての故に師を出す。公邾を卑として備を設けずして之を禦ぐ。臧文仲曰く、國小なる無し、易るべからず、備無くば、衆と雖も恃むべからず。蜂蠆すら毒有り、而ると況んや國をやと。聽かず、升陘に戰うて、我師敗績す。邾人公の胄を獲て、諸を魚門に懸けき。

〔評註〕僖公は居の爲に移さる。上大國を視ては則ち畏れ、下小國を視ては則ち驕る。驕心

而蔑ニ棄敝邑一。若ニ二國一何。寡君有ニ社稷之事一。不レ得レ以ニ身服ニ役。使ニ賤妾得レ侍ニ巾櫛一。子介ニ有他志一。是寡君不レ得レ事レ子也。妾將レ復ニ於寡君一。嬴氏苟能爲ニ此言一。則子圉憚ニ嬴氏之告一。必不三敢興ニ逃遁之謀一。嬴氏席ニ秦伯之勢一。必不レ至レ爲ニ子圉之害一。秦伯顧ニ嬴氏之愛一。必不レ入ニ重耳之策一。

策を入れじ。父子夫婦の間、顧ふに兩全ならざらんや。嗚呼嬴氏、果して此に出づるを知らば、則ち以て父の志を成すべく、以て夫の禍を解くべく、以て婦の道を盡すべく、以て己の節を全うすべく(一〇)、以て惠公廢絶の祀を續ぐべく(一一)、以て秦伯戎狄の訊を解くべく(一二)、一擧して數利得ん。嬴氏をして少しく思を致さしめば、則ち何を憚つてか此に出でざらん。思の苟(一三)は情の疎に生じ、情の疎は義の薄に生ず。土薄ければ(一四)則ち豐殖無く、雲薄ければ則ち甘霖無く、鐘薄ければ則ち震聲(一五)無く、味薄ければ則ち珍膳無し。未だ其誠を先に薄うして、其謀を後に厚うする者は有らざるなり。然らば則ち嬴氏の謀る能はざりしは、豈子圉(一六)の秦を逃れしの時に在らんや。

(一) 夫婦兩全すべからざる場合 (二) 久しく留り居る意 (三) 二三年間の不愉快を辛抱せず (四) 輕侮して、棄て去る (五) 君の側に居て其役に從ふを得ずとの意 (六) 巾をとり櫛をとりて御用を果さしむ (七) 挾み持つ (八) 子圉が重耳に殺されしを謂ふなり (九) 重耳を晉に入るゝの策をなさざらん (一〇) 二夫に見えしが如き醜無からん (一一) 子圉在れば晉惠公の祀絶えざるを謂ふ (一二) 秦は戎狄なり故に子を教ふること正しからず一女二夫に見え

皆不爲之反覆訂議、遽告之宜歸。以順其意。又不與之俱。以脫其身。又自詭不泄。以解其疑。意之所主。特欲自爲僥倖苟免之計。苟免固賤行也。然世人之苟免者。猶曰。姑以免吾身焉。父子一體也。夫婦一體也。害於彼。則傷於此矣。義不足以全子圉。又何足以全其身哉。此嬴氏所以始欲苟免。而終不免於二變之辱也。

昔之烈女。不幸而處不可兩全之地。固有殺身以致吾義者矣。況子圉之事。未至於不可兩全耶。使嬴氏當子圉之謀歸。易辭以對曰。子淹恤於秦者非他。所以合秦晉之交也。今不忍數年之不燕。

昔の烈女、不幸にして兩全(一)なるべからざるの地に處すれば、固に身を殺して以て吾義を致す者有り。況んや子圉の事は、未だ兩全すべからざるに至らざるをや。嬴氏をして、子圉の歸を謀るに當つて、辭を易へて以て對へしめて曰く、子の秦に淹恤(二)する者は他に非ず、秦晉の交を合する所以なり。今は數年(三)の不燕を忍びずして、敝邑を蔑棄(四)せば、二國を若何せん。寡君社稷の事有り、身を以て役(五)に服するを得ず、賤妾をして巾櫛(六)に侍するを得しむ。子他志を介有(七)せば、是れ寡君子に事ふるを得ざるなり。妾將に寡君に復さんとすと。嬴氏苟も能く此言を爲さば、則ち子圉は嬴氏の告を憚り、必ず敢て逃遁の謀を興さじ。嬴氏は秦伯の勢に席りて、必ず(八)子圉の害を爲すに至らじ。秦伯は嬴氏の愛を顧みて、必ず重耳(九)の

內無所隱。故其情眞。外無所飾。故其語眞。以眞遇眞。懇款惻怛。往往得利害之眞焉。彼家人婦子之智。非果踰於他人也。智者之略。固不如愚者之詳也。故家人婦子之謀。智慮有所不及。聰明有所不逮。則付之無可奈何而已。豈肯僥倖。苟免而懷不盡。如塗人之爲耶。異哉。嬴氏之于子圉。何其親則同室。而情則塗人也。當子圉逃秦而歸。

して、情は則ち塗人なるや。子圉の秦を逃れて歸るに當つて、嘗て之が爲に反覆訂議せず、遽に之に宜しく歸るべしと告げて、以て其意に順ひ、又之と倶にせずして以て其身を脫し、又自ら泄さずと謂つて以て其疑を解く。意の主とする所、特に自ら僥倖苟免の計を爲さんと欲するのみ。苟も免るゝは、固に賤行なり、然も世人の苟も免るゝ者は、猶ほ曰ふ、姑く以て吾身(一一)を免れんと。父子は一體なり、夫婦は一體なり。(一二)彼に害あれば則ち此に傷けらる。義以て子圉を全うするに足らずんば、又何ぞ以て其身を全うするに足らんや。此れ嬴氏の始め苟免を欲して、終に二(一三)變の辱を免れざりし所以なり。

(一) 行路の人と相談す (二) 粗略なり (三) 疑惑を叩き問ふ (四) 夫婦父子の分と義理と (五) 盛衰喜憂 (六) 飾に同じ (七) 丁寧誠實愛憫深厚なり (八) 智慮聰明も及ばざる所あるに至れば、この上に何とも致し方なしとなすのみ (九) 苟免を求めて考慮を盡さゞるなり (一〇) 夫婦 (一一) 我が身一つの害は免れんと (一二) 夫の害を受くるは即ち妻の害なり (一三) 初め子圉に仕へ後に文公重耳に嫁せり

謀二於塗一者。不レ若レ謀二於鄰一。謀二於鄰一者。不レ若レ謀二於家一。非二遠愚而近智者一。愛淺者。其慮略。愛深者。其慮詳。理也。亦勢也四海九州之人。卒然相遇問焉而不レ對。叩然而不レ應者。則有レ之矣。家人婦子。則不レ然。同二分義一。均二休戚一。

子に從つて歸るは君命を棄つるなり。敢て從はず、亦敢て言はずと。遂に逃れ歸りぬ。

〔評註〕 嬴が自ら苟免の計を爲すのみにして、子圉が爲に忠謀せざりしを責む。

(一)塗に謀る者は鄰に謀るに若かず、鄰に謀る者は家に謀るに若かず。遠は愚にして、近は智なるには非ず、愛淺き者は其慮略(二)に、愛深き者は其慮詳しきは、理なり亦勢なり。四海九州の人、卒然として相遇ふに、問へども對へず、(三)叩けども然も應ぜざる者は則ち之れ有り。家人婦子は則ち然らず、分義(四)を同じうし、休戚(五)を均しうす。内は隱す所無し、故に其情眞なり。外は飾(六)る所無し、故に其語眞なり。眞を以て眞に遇ひ、懇欵(七)惻怛、往往利害の眞を得。彼の家人婦子の智は、果して他人に踰ゆるには非ず、智者の略は、固に愚者の詳に如かざるのみ。故に家人婦子の謀は、智慮(八)も及ばざる所有り、聰明も逮ばざる所有れば、則ち之を奈何ともすべき無きに付するのみ。豈肯て僥倖、苟(九)も免れて懷盡さざること、塗人の爲の如くならんや。異なるかな嬴氏の子圉に于る、何ぞ其親は則ち同室(一〇)に

此其戒乎。吾以爲。猶未レ盡也、善惡無二定位一。華夷無二定名一。一渝二禮義一。應レ時戎狄。彼被髮野祭之時。固已爲レ戎矣。待二百年一而始爲レ戎乎。陸渾未レ遷之前。戎二狄其心一者也。陸渾既遷之後。戎二狄其形一者也。人徒以三秦晉之遷二陸渾一。爲二亂レ華之始一。不レ知二伊洛之爲レ戎久矣。豈待下旣二襲其服一。穹二盧其居一。侏中離其語上。然後謂二之戎一哉。十九年。北海之濱。未三嘗改二蘇武之漢一也。彼承乾。未レ離二唐宮一而已突厥矣。天下之可レ大者。莫レ大二於心之夷狄一。而要荒之夷狄次レ之。

（一）不要の土地　（二）陸渾を伊洛の間に徙す　（三）何の氣もなく自然に陸渾を伊川に遷りし義　（四）昔は伊川にありて秦晉にはあらず　（五）道具なり資格の義　（六）易に禮を知るは其れ神か云々と　（七）定りたることなし　（八）中華と云ひ夷狄と云ふも定りたる名には非ず　（九）毛織物なり蠻夷の衣服　（一〇）天幕張の居室　（一一）夷狄の言語　（一二）漢の蘇武匈奴に使して北海上に幽囚せられ十九年間還ることを得ざりしが終に漢の節を改めざりき　（一三）唐の太宗の太子承乾宮中に在りて音樂言語專ら突厥を學びたり　（一四）要服荒服共に極遠方の夷狄なり

子圉逃れ歸る

〔出處〕　僖公二十二年、晉の太子圉、秦に質と爲り、將に逃れ歸らんとし、嬴氏に謂つて曰く、子と歸らんかと。對へて曰く、子は晉の太子にして、秦に辱めらる。子が歸を欲するも亦宜ならずや。寡君の婢子をして巾櫛を執るに侍せしむるは、以て子を固せんとなり。

亦必居於此而不之他焉。是豈嘗擇而處之哉。風聲氣習自相感召。默而趍之。潛而驅之。蓋有不能自已者矣。是故秦晉非能徙。不得不徙。陸渾非能居。不得不居。罪在此而不在彼。使在我無召戎之具。彼胡爲而來哉。嗚呼辛有可謂知幾矣。然其言曰。不及百年

晉は能く徙せるに非ず、徙さざるを得ざるなり、陸渾は能く居るに非ず、居らざるを得ざるなり。罪(四)は此に在つて彼に在らず、我に在つて戎を召くの具(五)無からしめば、彼胡爲れぞ來らんや。嗚呼辛有(六)は幾を知ると謂つべし。然も其言に曰く、百年に及ばずして此れ其れ戎たらんかと。吾以爲らく、猶ほ未だ盡さずと。善惡(七)は定位無く、華夷(八)は定名無し。一たび禮義を渝へば、時に應じて戎狄たらん。彼の被髮野祭の時、固に已に戎爲り、百年を待つて始めて戎爲らんや。陸渾未だ遷らざるの前は、其心を戎狄にせる者なり、陸渾既に遷るの後は、其形を戎狄にせる者なり。人徒に秦晉の陸渾を遷せしを以て、華を亂るの始と爲して、伊洛の戎爲ること久しきを知らず。豈其服を氈毳(九)にし、其居を穹廬(一〇)にし、其語を侏離(一一)にするを待つて、然して後に之を戎なりと謂はんや。(一二)十九年北海の濱、未だ嘗て蘇武の漢を改めざるなり。彼の承乾(一三)は未だ唐宮を離れざるに、已に突厥なり。天下の大とすべき者は、心の夷狄より大なるは莫し。要荒(一四)の夷狄は之に次ぐ。

而俯二視夷狄一。不レ知二其幾千百等一。政使二風俗頽壞一。何至三遽淪二於夷狄一乎。辛有一見二被レ髮之祭一。預期二爲レ戎於百年之前一。而秦晉之遷二陸渾一。果不レ出二其所一レ料。抑有レ由矣。曠二百世一而相通者心也。跨二百里一而相合者氣也。伊洛之民。雖レ居二聲明文物之地一。然被髮野祭。意之所レ向。已在二於太荒絕漠之外一矣。故以レ心感レ心。以レ氣動レ氣。安得レ不レ爲二陸渾之遷一哉。旣爲二沮澤一。潦水自歸。旣爲二羶肉一。蠅蟻自集。旣爲二夷俗一。戎狄自至。辛有所三以能預二期於百年之前一者。非レ有二他術一也。

百年の前に期せし所以の者は、他術有るに非ざるなり。(一七)

(一) 相感應して呼招するなり (二) 地は變異なるも住居の人物は中華の人とも謂ふべきもの (三) 后稷の孫なり、周の始祖にして西戎豳の地に居る (四) 急遽少時の謂なり (五) 五代晉の石敬塘契丹の援を借りて天子となる出帝に至り契丹の怒を買うて虜にせらる (六) 卽ち契丹の將軍なり (七) 中心地に在りて其土地を割するは伊水と洛水との二川なり (八) やぶれくづる (九) 夷淪して夷狄と同格となる (一〇) 先見の通りになりしを謂ふ (一一) 蓋し先見の理由有り (一二) 夷狄の地を指す (一三) 淺濕低卑の地 (一四) 雨のたまり水 (一五) 臭を生ずる生肉 (一六) けらありの蟲 (一七) 物類の相感召せるに過ぎざるを指す

閒田隙地。散在二九州一者尙多也。秦晉必徙二於此一而不レ之レ他焉。陸渾

(一)閒田隙地、散じて九州に在る者尙ほ多し、秦晉必ず此に徙して他に之かしめず、陸渾亦必ず此に居て他に之かず。是豈嘗て擇んで之に處らんや、風聲氣習自ら相感召し、默して之に趨き、潛して之に驅る。蓋し自ら已む能はざる者有るなり。是故に秦

公劉之治レ豳也。以レ華召レ華。不レ旋レ踵而有二文武之興王一。地華而人夷者。晉帝之納レ款也。以レ夷召レ夷。不レ旋レ踵而有二耶律之俘虜一。物物相召。未二嘗不一レ以二其類一也。中二天下一而盡レ壞者。是爲二伊洛一。萬國莫レ先レ焉。天地之所レ合也。四時之所レ交也。風雨之所レ會也。陰陽之所レ和也。自二伊洛一

者は、晉帝の款を納るゝなり、夷を以て夷を召び、踵を旋らさずして耶律(六)の俘虜有り。(五)物物相召ぶこと、未だ嘗て其類を以てせずんばあらざるなり。天下に中し(七)て壤を畫る者は、是を伊洛と爲す。萬國焉より先なるは莫し。天地の合する所、四時の交る所、風雨の會する所、陰陽の和する所なり。伊洛よりして夷狄を俯し視るに、其幾千百等なるを知らず、政に風俗をして隳壞(八)せしむとも、何ぞ遽に夷狄に淪む(九)に至らんや。辛有一たび髮を被るの祭を見て、預め戎と爲ることを百年の前に期す。而も秦晉の陸渾を遷せるは、果して其の料る所を出でず。(一〇)抑〻(一一)由有り。百世を曠しうして相通ずる者は心なり、百里を跨いで相合する者は氣なり、伊洛の民は、聲明文物の地に居ると雖も、然も被髮野祭、意の向ふ所、已に太荒(一二)絕漠の外に在り。故に心を以て心を感じ、氣を以て氣を動す、安んぞ陸渾の遷と爲らざるを得んや。既に沮澤(一三)と爲れば、潦水(一四)自ら歸し、既に羶肉(一五)と爲れば、螻蟻(一六)自ら集り、既に夷狄と爲れば、戎狄自ら至る。辛有の能く預め

得レ不二被レ髮纓レ冠。而亟救レ之耶。嗚呼文武周公既沈數百年。而一女子之所レ見。猶非三周時諸侯之所二能及一。吾是以知三周之所二以盛一。君子蓋爲レ之歎息焉。

物之相召者。捷二於風雨一。地夷而人華者。

秦晉、陸渾の戎を遷す

（出處）僖公二十二年、初め平王の東遷するや、辛有は伊川に適き、髮を被つて野に祭る者を見て曰く、百年に及ばずして、此は其れ戎ならんか、其禮先づ亡びたりと。秋秦と晉と、陸渾の戎を伊川に遷しぬ。

〔評註〕辛有は伊川の髮を被り野祭せしを見て、豫め戎を遷すの事を百年の前に料りぬ。幾を知ると謂ふべし。然も被髮野祭の時に當つては、其地は華なりと雖も、人は即ち夷なり。豈陸渾既に遷るを待つて、後に夷なりと爲んや。

物の相召く(一)者は風雨より捷し。(二)地夷にして人華なる者は、(三)公劉の豳を治むるなり。華を以て華を召び、(四)蹕を旋らさずして文武の興王有り。地華にして人夷なる

子一。知レ之者代不レ乏レ人。至二周禍之說一。則春秋二百四十二年之間。諸侯皆不レ能レ知。知レ之者成風一人而已。平王之東。降二於列國一。異レ政殊レ俗。各私二其私一。曰三天禍二晉國一者。晉人自言也。未レ聞三在レ晉而言二周禍一也。曰三天禍二鄭國一者。鄭人自言也。未レ聞三在レ鄭而言二周禍一也。成風請レ救二須句一。必以下邾既滅二須句一。勢將レ逼レ魯。實魯之禍上。遽幾動二僖公之聽一。今乃置レ魯而言レ周何耶。成風之意。則有レ在矣。通二天下一皆周也。魯非二魯之魯一。乃周之魯也。須句非二須句之須句一。乃周之須句也。邾爲二不道一。翦二滅周之須句一。則爲二周之魯一者。安

は乃ち魯を置いて周と言へるは何ぞや。成風の意は則ち在ること有り。天下を通じて皆周なり、魯は魯のみの魯に非ず、乃ち周の魯なり、須句は須句の須句に非ず、乃ち周の須句なり。邾不道を爲し、周の須句を翦滅すれば、則ち周の魯たる者、安ぞ髮を被り冠に纓して、(一一)亟に之を救はざるを得んやと。嗚呼文武周公既に沒して數百年、一女子の見る所すら、猶ほ周時諸侯の能く及ぶ所に非ず。吾是を以て、周の盛なる所以を知りぬ。君子(一二)蓋し之が爲に歎息す。

(一)魯の夫人なり、須句より歸嫁せし人なり　(二)親み昵む　(三)明德の祭禮を尊び弱小なる國家を保護す　(四)邾は蠻夷の國なり　(五)遽幾僅少の時間　(六)こまかに尋ね搜すなり、細一に紬に作る抽に同じ　(七)魯閔公元年に見ゆ　(八)魯昭公二年の條に出づ　(九)周の平王犬戎の難を避けて東都に遷る周室是より諸侯同樣の姿となりぬ　(一〇)精神とする理由は自然と存在せり　(一一)髮を束ね纓を結ぶの暇なきを謂ふ　(一二)君子も亦之を嘆美し、感動すとなり

成風請レ救二須句一。特以二親昵一而發。蓋人情之常。不レ足二深道一。然其言曰。崇二明祀一。保二小寡一。周禮也。蠻夷猾レ夏。周禍也。成風以二一女子一。而造次發レ言不レ捨二周室一。非下文武周公之遺化潛中二其心一。陰致中其意上。詎能至レ是乎。遠矣周澤之長也。吾嘗細二繹成風周禮之說一。如二仲孫湫韓宣

成風の須句を救はんと請ふや、特に親昵を以て發す、蓋し人情の常なり、深く道ふに足らず。然も其言に曰く、明祀を崇び小寡を保つは周禮なり、蠻夷の夏を猾るは周禍なりと。成風は一女子を以て、造次に言を發して周室を捨てず。文武周公の遺化潛に其心に中り、陰に其意を致すに非ずんば、詎ぞ能く是に至らんや。遠いかな周澤の長きこと。吾嘗て成風周禮の說を細繹するに、仲孫湫・韓宣子の如き、之を知る者代々人に乏しからざるも、周禍の說に至つては、則ち春秋二百四十二年の間、諸侯皆知ること能はず、之を知る者は成風一人のみ。平王の東して列國に降つてより、政を異にし俗を殊にし、各々其私を私し、天晉國に禍すと曰ふ者は、晉人自ら言ふのみ、未だ晉に在つて周の禍と言ふを聞かざるなり。天鄭國に禍すと曰ふ者は、鄭人自ら言ふのみ、未だ鄭に在りて周の禍を言ふを聞かざるなり。成風の須句を救ふを請ふや、必ず邾既に須句を滅し、勢將に魯に逼らんとす、實に魯の禍なるを以てせば、庶幾は僖公の聽を動かさんに、今

也。出於田夫野父之口者。治之餘也。習其教。漸其俗。思其治。嚮望懷想。而不能自已。亦其勢之當然。乃若所謂婦人女子者。其視先王之道。果何物耶。蓋嘗觀詩之變風。往往多出於婦人女子之手。綠衣莊姜之詩也。泉水衛女之詩也。柏舟共姜之詩也。載馳許穆夫人之詩也。其辭忠厚雅馴。憂而不傷。勁而不怒。藹然文武周公之遺澤在焉。是孰開之。而孰誘之耶。吾是以。知文武周公之所化。固有默行乎禮教風俗政治之外者矣。不然則。婦人女子。豈告語之所可及。防範之所可率哉。成周之澤。至於使婦人女子。不能妄。則文武周公之用功深矣。是豈一朝一夕之故哉。

衛女の詩なり、柏舟(七)は共姜の詩なり、載馳(八)は許の穆夫人の詩なり。其辭は忠厚雅馴、憂へて傷まず、勁うして怒らず、藹然として文武周公の遺澤在り。是れ孰か之を開いて孰か之を誘くぞ。吾是を以て、文武周公の化、固に禮教風俗政治の外に默行する者有るを知りぬ。然らずんば則ち婦人女子、豈告語(九)の及ぶべき所、防範(一〇)の率るべき所ならんや。成周の澤、婦人女子をして妄る能はざらしむるに至るときは、則ち文武周公の功を用ふるや深し。是れ豈一朝一夕の故ならんや。

(一) 德澤 (二) 風俗の餘澤 (三) 果して何如ぞやの義 (四) 詩經の二南を正風とし邶風以下を變とす (五) 衛莊公の淫亂を憂へし詩なり (六) 衛の女諸侯に嫁し父母死するの後歸寧せんと欲して得ずこの詩を作る (七) 衛の世子共伯夭す其妻共姜義を守つて再嫁せずこの詩を作る (八) 衛の宣姜の女許侯の夫人となる衛の亡ぶるや歸り救はんとして能はず即ち詩を作りて其意を示せり (九) 號令告誡の類 (一〇) 法律規則など

先王之澤。入レ人之深。雖レ至二於世降道散一。猶相與誦説歌詠而不レ衰。出二於學士大夫之談一者。教之餘也。出二於故家遺老之傳一者。俗之餘

小康を保つは周禮なり。蠻夷夏を猾るは周の禍なり。若し須句を封ぜば、是れ皡濟を崇んで祀を修め禍を紓ぶるなりと。

〔評註〕謂ふ、文武の澤人に入るの深き、成風は一女子を以てすと雖も、言を發して周室を捨てず。禮には周の禮と曰ひ、禍には周の禍と曰ふ。周禮の説は人或は之を知る。邾人の須句を滅するや、須句の禍と曰はず、魯の禍と曰はずして、周の禍と曰ふ。春秋の時、此説を知る者は成風一人のみと。

先王の澤、(一)人に入るの深き、世降り道散ずるに至ると雖も、猶ほ相與に誦説歌詠して衰へず。學士大夫の談に出づる者は教の餘なり、故家遺老の傳に出づる者は俗の餘なり、田夫野父の口に出づる者は治の餘なり。其教に習ひ其俗に漸し、(二)其治を思ひ、嚮望懷想して自ら已むこと能はず、亦其勢の當然なり。乃ち所謂婦人女子なる者の若きも、其の先王の道を視ること、(三)果して何物ぞや。蓋し嘗て詩の(四)變風を觀るに、往往多く婦人女子の手に出づ。(五)綠衣は莊姜の詩なり、(六)泉水は

也。人心之悔卽天意之悔也。人事之修卽天道之修也。無レ動非レ天。而反爲レ無レ預ニ於天一。可レ不レ謂ニ大息一耶。善。觀レ天者。觀ニ其精一。不ニ善觀レ天者。觀ニ其形一。成王之方疑ニ周公一。其天固嘗蔽也。及下雷電以風。成王肅然祇懼與ニ召公太公一共啓ニ金縢之書一。始信中周公之勤勞上。是成王胸中之天。已回ニ於執レ書以泣之時一矣。豈必待ニ天雨反レ風。禾則盡起一。然後知ニ天意之回一耶。待ニ天雨反レ風。而知ニ天意一者。周人之知レ天也。非ニ召公太公之爲レ知也。

て天意を知る者は、周人の天を知るなり(一三)、召公太公の知爲るに非ざるなり。

(一) 上に在るの天を指す　(二) 天外に天なし卽ち極大の義　(三) 亂る、貌　(四) 悉く皆天なり　(五) 長大息の吁歎息の義、一本謂を爲に作る　(六) 一本理に作る　(七) 周公王室に忠なるに流言あり公將に孺子に利あらざらんとす云々と成王疑ふ　(八) 成王周公を疑ふとき秋大いに熟せしも天雷震して禾盡く倒れき　(九) 召公奭　(一〇) 書經參照　(一一) 金縢の書に周公の忠を書せり成王書を執つて感泣せり　(一二) 成王の悟るや天復風を反して禾盡く起きたり　(一三) 天の形を見るのみなる一般平凡の周人

成風、須句を封ぜんと請ふ

(出處) 僖公の二十一年、任宿須句顓臾は風姓なり、實に太皡と有濟の祀とを司る。邾人の須句を滅すや、子來奔す、成風に因るなり。成風之が爲め公に言つて曰く、明祀を崇び

抑不レ知。天大無レ外。人或順或違。或向或背。徒爲二紛紛一。實未下嘗有中出二於天之外一者上也。順中有レ天。違中有レ天。向中有レ天。背中有レ天。果何適而非レ天耶。左氏謂。修二旱備一。無レ預二於天一。抑不レ知。文仲之諫。自レ何而發。僖公之悔。自レ何而生。旱備之修。自レ何而出。人言之發卽天理之發

に(三)紛紛を爲せども、實に未だ嘗て天の外に出づる者は有らざるなり。順中にも天有り。違中にも天有り。向中にも天有り、背中にも天有り、果して何に適くとして天に非ざらんや。左氏に謂ふ、旱備を修めよ、天に預る無しと。抑ゝ知らず、文(四)仲の諫は何くよりして發し、僖公の悔は何くよりして生じ、旱備の修は何くよりして出でしかを。人言の發は卽ち天理の發なり、人心の悔は卽ち天意の悔なり、人事の修は卽ち天道の修なり。動くとして天に非ざるは無きに、反つて天に預る無しと爲す、(五)大息と謂はざるべけんや。善く天を觀る者は(六)其精を觀、善く天を觀ざる者は其形を觀る。(七)成王の方に周公を疑ふは、其の天固に嘗て蔽はるれば なり。(八)雷電以て風ふき、成王肅然として祗み懼れ、(九)召公と太公と、共に(一〇)金縢の書を啓き、始めて周公の勤勞を信ずるに及んで、是れ成王胸中の天、已に(一一)書を執つて以て泣くの時に回るなり。豈必ず(一二)天雨ふり風を反し、不則ち盡く起くるを待つて、然して後に天意の回れるを知らんや。天雨ふり風を反すを待つて、而し

參一也。當二是時一。天亂而湯治。以二秦之暴一而天稔。天與レ秦未二嘗相參一也。當二是時一。天治而秦亂。天自旱レ之。湯自養レ之。天自稔レ之。秦自暴レ之。天與レ人曷嘗相預耶。自二世俗之說行一。天人始離而不レ合矣。晉僖遇レ旱而欲レ焚二巫尫一。其陋已甚。猶從二文仲之諫一。亟修二旱備一。是哉。饑而不レ害。詳考二左氏所レ載。殆未レ免二世俗之見一也。左氏之意以謂。旱在レ天。備在レ人。泉枯石燥。土焦金流。人固無二如レ天何一。修レ城節レ費。務レ穡勸レ分。天亦無二如レ人何一。饑者天之所爲也。不レ害者人之所爲也。

り。左氏の意に以謂らく、旱は天に在り、備は人に在り、泉枯れ石燥き、土焦れ金流る、人固に天を如何ともする無し。城を修め費を節し、穡を務め分を勸むれば、天亦人を如何ともする無し。饑は天の所爲なり、害あらざるは人の所爲なりと。

(一) 我生を天に受けて天理備る卽ち天人同一にして人敢て天を疎外する能はず (二) 天人を區別するを指す (三) 循環運行 (四) 豐作と飢饉と時候の流行病と (五) 天を指す (六) 殷湯の時七年の旱ありき (七) 交和して一體とならず (八) 左傳昭公元年に見ゆ (九) 德を養ふを力む (一〇) 暴逆にして傷ひ亂る (一一) 巫女なり、尫は脊病の人にして其面天に向ふ天其病を哀みて雨を下さずとの迷信にて之を焚かんとす (一二) 幸に同じ

果如二是說一。則所レ見者。不レ過二覆レ物之天一耳。

果して是の說の如くんば、則ち見る所の者は、物を覆ふの天に過ぎざるのみ。抑々知らず、天の大は外無し、(二)人或は順ひ或は違ひ、(三)或は向ひ或は背き、徒

天者人之所レ不レ能レ外也。世之論レ天者。何其小耶。日月星辰之運。則付二之天一。災祥妖孽之變。則付二之天一。豐歉疫癘之數。則付二之天一。若レ是者皆非三人之所二能爲一。吾知下崇二吾德一修二吾政上而已。彼蒼蒼者吾烏知レ之哉。以二湯之時一而天旱。天與レ湯未二嘗相

修は天に預かる無しと謂ふとも、可ならんや。

天は人の外にする能はざる所なり。世の天を論ずる者は、何ぞ其れ小なるや。日(一)月星辰の運は則ち之を天に付し、災祥妖孽の變は則ち之を天に付し、豐歉疫癘の數は則ち之を天に付す。是の若き者は、皆人の能く爲す所に非ず、吾は吾德を崇うして吾政を修むるを知るのみ、彼の蒼蒼たる者は、吾烏んぞ之を知らんや。湯の時を以てして天旱す、天湯と未だ嘗て相參らざるなり。是の時に當り、天亂れて湯治まる。秦の暴を以てして天稔る、天秦と未だ嘗て相參はらざるなり。是の時に當り、天治まつて秦亂る。天自ら之を旱し、湯自ら之を養ひ、天自ら之を稔し、秦自ら之を暴す。天と人と曷ぞ嘗て相預らんやと。世俗の說行はれてより、天人始めて離れて合はず。魯僖旱に遇うて巫尫を焚かんと欲するは、其陋已に甚し。賴に文仲の諫に從つて、亟に旱備を修め、是の歲饑ゑて而も害あらざりき。詳に左氏の載する所を考ふるに、殆ど未だ世俗の見を免れざるな

羊子。以二宋襄之戰一爲三文王不二是過一。嗚呼宋襄何足三以知二文王一。若二子魚一乃眞知二文王一者也。子魚諫二宋襄伐上曹曰。文王聞二崇德亂一。而伐レ之。軍三旬而不レ降。退修レ敎而復伐レ之。因レ壘而降。其言藹然而不レ傷。退然而不レ伐。妙得二文王之本心一。至二于泓之戰一。諫二宋襄一之辭。發揚激烈奮起勁悍。驟與二前日一異。若下與二文王一不中相似上。與レ變推移。不レ主二故常一。此眞學二文王一者也。知三子魚之善學二文王一。則知四宋襄之不三善學二文王一乎。

魯饑ゑて而も害あらず

（出處）僖公二十一年、夏大いに旱す。公は巫尫を焚かんと欲す。臧文仲曰く、旱の備に非ざるなり。城郭を修め、食を貶し用を省き、穡を務め分を勸むるは、此れ其務なり。巫尫何ぞ爲ん。天之を殺さんと欲せば、則ち生する勿きに如かんや。若し能く旱を爲さば、之を焚かば滋ゝ甚しからんと。公之に從ふ。是歳や饑ゑて而を害あらざりき。

（評註）左氏の意に謂ふ、旱は天に在り、備は人に在りと。是れ天人を判つて之を二とするなり。殊に知らず、天は人の外にする能はざる所なるを。旱は固に天なるも、臧文仲が諫めし所以、僖公の從ひし所以、旱備の修むる所以、往くとして天に非ざるは無し。而るに人事の

適遺二之禽一耳。吾恐帝王之兵不レ如レ是之拙一也。古之誓レ師者曰。殄二殲乃讎一。曰。取二彼凶殘一。凜然未レ嘗有二毫髮貸一其所レ見者一。惟弗レ迓二克奔一而已。奔而歸レ我。是以弗レ擊。苟推レ鋒而與レ之爭二一旦之命一。胡爲而縱レ之哉。是縱レ降者帝王之兵縱レ敵者宋襄之兵也。烏可レ置二之一域一耶。公

べけんや。公羊子(一一)は、宋襄の戰を以て、文王も是に過ぎずと爲す。嗚呼宋襄、何ぞ以て文王を知るに足らんや。子魚の若きは乃ち眞に文王を知る者なり。子魚は宋襄が曹を伐つを諫めて曰く、文王は崇(一二)の德亂るゝを聞いて之を伐ちしが、軍三旬まで降らざるや、退いて敎を修めて復之を伐ちしに、壘(一三)に因りて降りぬと。其言薰然(一四)として傷らず、退然(一五)として伐らず、妙に王の本心を得たり。泓の戰に至つて、宋襄を諫むるの辭は、發揚(一六)激烈奮迅勁悍、驟に前日と異にして、文王と相似ざるが若く、變(一七)と推移して故常を主とせず。此れ眞に文王を學ぶ者なり。子魚の善く文王を學ぶを知らば、則ち宋襄の善く文王を學ばざるを知るべし。

(一) 帝王の德に服從せば (二) 野猪の如く突進奔走する貌 (三) 禮儀を以て謙遜從容す (四) 敵人に擒せられんのみ (五) 書經泰誓篇を見よ (六) 紂を滅しつくせよ (七) 凶暴にして民を殘害する者を攻取せよ (八) 走り降る類の者は赦して殺さず (九) 我軍を指す (一〇) 同一の場所 (一一) 春秋の公羊傳の作者公羊高 (一二) 國名 (一三) 前の時の壘に因り兵を益す事なかりしも敵は降りぬ (一四) 和易にして妙味あり (一五) 謙遜の貌 (一六) 強く發現して激烈なるを謂ふ (一七) 時に隨ひ事に從つて變易し一に拘泥せず

帝王之兵制。遠在二千百年之外一。斷編遺簡。若レ滅若レ沒。若レ存若レ亡。是豈宋襄之所二能知一乎。觀下其料二今事一之疎上。卽可レ見下其談二古道一之謬上。雖二未レ交レ鋒之前一。固知二其必敗一也。說者乃以二宋襄之敗一。爲二古道之累一。是猶丁見三讀者之誤二評角宮一。遂欲丙幷乙廢大樂上。豈不二過甚一矣哉。

或者又謂。宋襄無二帝王之德一而欲レ效二帝王之兵一。所二以致一レ敗。亦非也。使三帝王之世。人皆服二其德一。則固不レ待二于用一レ兵矣。德不レ能レ服。是以有レ兵。則兵者生二於人之所一レ不レ服也。彼既不レ服矣。豨縱豕突。亦何所レ不レ至。我乃欲二從揖遜以待一レ之。

或者は又謂ふ、宋襄は帝王の德無くして、帝王の兵に效はんと欲す、敗を致せる所以なりと。亦非なり。帝王の世にして、人(一)皆其德に服せしめば、則ち固に兵を用ふるを待たじ。德も服する能はず、是を以て兵有り。則ち兵は人の服せざる所に生ずるなり。彼既に服せずんば、豨(二)縱豕突も亦何の至らざる所あらん。我は乃ち從つて揖遜して以て之を待たんと欲するは、適(四)に之に禽を遺るのみ。吾恐くは帝王の兵(三)は、是の如く之れ拙ならざらんと。古(五)の師に誓ふ者は曰く、乃(六)の讎を殄殲せよと。曰く、彼(七)凶殘を取れと。凜然として未だ嘗て毫髮も其の兇る所の者を貸すこと有らず。惟克く奔(八)るを逆ふるのみ、奔つて我に歸す、是を以て擊たず。苟も鋒を推して之(九)と一旦の命を爭はば、胡爲れぞ之を縱さんや。是れ降を縱す者は帝王の兵にして、敵を縱す者は宋襄の兵なり。烏んぞ之を一(一〇)域に置く

強。今乃不量宋之力。偃然自爲盟主。欲屈強楚之君于會。其愚而不能料事。一矣。齊威之霸。宋襄耳目所接也。宋襄自視。信義與齊威孰愈。壤地與齊威孰愈。兵甲與齊威孰愈。齊威九合諸侯。終不能屈致楚子。而宋襄乃驟欲致之。其愚而不能料事。二矣。孟之見執。幾不免虎口。僅而縱釋。曾未閲時。遽忘前日之辱。尚敢稱兵與楚爭鄭。其愚而不能料事三矣。是三者。皆匹夫匹婦之所共曉。宋襄尚不能知。況所謂

り。其愚にして事を料る能はざる、三なり。是三者は、皆匹夫匹婦の共に曉る所、宋襄尚ほ知る能はず。況んや所謂帝王の兵制は、遠きと千百年の外に在りて、斷編遺簡、滅する若く沒する若く、存する若く亡する若きをや。是れ豈宋襄の能く知る所ならんや。其の今事を料るの疎なるを觀て、即ち其の古道(一五)を談ずるの謬なるを見るべし。未だ鋒を交へざるの前と雖も、固に其必敗を知る。說く者は、乃ち宋襄の敗を以て古道の累(一六)と爲すも、是れ猶ほ聵者の角宮を誤評するを見て、遂(一八)に大樂を幷せ廢せんと欲するがごときのみ。豈過(一七)の甚しきならずや。

(一) 黃帝蚩尤と涿鹿の野に戰ふ (二) 周武王は殷紂と牧野に戰へり (三) 詩書易禮樂春秋 (四) 戰の効果明かならざるに非ず (五) 自ら任ず (六) 輕卒なる判斷を笑ふ意 (七) 偃蹇に同じ、驕傲の貌 (八) 齊の桓公が諸侯の霸たりし事實 (九) 耳に聞き目に視る (一〇) 土地 (一一) 九は糾に通ず (一二) 楚王を屈從せしむる能はず (一三) 孟の會を指す、出處參照 (一四) 擧に同じ (一五) 帝王の師を談ぜしを指す (一六) さまだけ、迷惑 (一七) つんぼなり、聾が宮商角徵羽の樂音を評する類 (一八) 古樂

牧野一。擧二帝王之兵一。更二數十戰一。由二六經一而至二諸子一。談二帝王之兵一。踰二數萬言一。效非レ不レ明。而說非レ不レ詳也。及下宋襄公爲二泓之役一。而以二帝王之兵一自許。反至中喪敗上。後世指二其一戰之失一。盡疑二帝王之兵一。爲レ不レ可レ信。果哉說之遽也。宋襄君二于宋一。豈不レ知二宋之弱一。迫二于楚一。豈不レ知二楚之

て諸子に至るまで、帝王の兵を談せしは數萬言を踰ゆ。(四)效明ならざるに非ず、說詳ならざるに非ず。宋の襄公が泓の役を爲し、帝王の兵を以て(五)自ら許し、反つて喪敗に至るに及んで、後世其一戰の失を指して、盡く帝王の兵を疑うて、信ずべからずと爲す。(六)果なるかな說の遽なること。宋襄は宋に君として、豈宋の弱を知らざらんや。楚に迫るに、豈楚の强を知らざらんや。今は乃ち宋の力を量らずして、(七)偃然として自ら盟主と爲り、强楚の君を會に屈せんと欲す。其愚にして事を料る能はざる、一なり。(八)齊威の霸は、宋襄(九)耳目の接する所たり。宋襄自ら視るに、信義は齊威と孰か愈れる、(一〇)壤地は齊威と孰か愈れる、兵甲は齊威と孰か愈れるぞ。齊威は諸侯を(一一)九合せしすら、(一二)終に楚子を屈致する能はざりしに、而るに宋襄は乃ち驟に之を致さんと欲す。其愚にして事を料る能はざる、二なり。孟の執へられしや、幾ど虎口を免れず、僅にして縱ち釋し、曾ち未だ時を(一三)閲せざるに、遽に前日の辱を忘れて、尙ほ敢て兵を(一四)稱げて楚と鄭を爭へ

由二豕鹿一而至二

と。是に于て楚は宋公を執へて、以て宋を伐ちぬ。
二十二年、宋公は鄭を伐つ。子魚曰く、所謂禍は此に在りと。秋楚人宋を伐つて以て鄭を救ふ。宋公は楚人と泓に戰ふ。宋人既に列を成せるに、楚は未だ既く濟らず。司馬曰く、彼は衆く我は寡し、其の未だ既く濟らざるに及んで、請ふ之を擊たんと。公曰く、不可なりと。既に濟るも未だ列を成さず。又以て告す。公曰く、不可なりと。既に陳して後之を擊つに、宋の師敗績し、公は股を傷け、門官殲きぬ。國人皆公を咎む。公曰く、君子は傷を重ねず、二毛を禽せず。古の軍を爲すや、阻隘を以てせず。寡人は亡國の餘なりと雖も、列を成さざるには鼓うたずと。子魚曰く、君は未だ戰を知らずと云々。
二十三年宋の襄公卒す。泓に傷けるが故なり。
〔評註〕謂ふ、宋襄の愚倘ほ目前の事を料る能はず、況んや能く帝王の兵を知らんや。論者謂ふ、宋襄は帝王の兵を以て敗を取りぬと。豈過たずやと。
(一)豕鹿よりして(二)牧野に至るまで、帝王の兵を擧げしは數十戰を更へ、(三)六經よりし

敢輕動焉。所憂固在於己。而不在於人也。養已充。爲已成。修已備。有所不動。動無敵矣。苟以齷齪自保爲量力。則人將自安於弱。而終於弱矣。自安於愚。而終於愚矣。隳天下之力者。非量力之論歟。

て、弱に終らん。自ら愚に安んじて、愚に終らん。天下の力を隳す者は、力を量るの論に非ずや。

㊀隳し敗る　㊁兵書の詞に見ゆ　㊂國力を養ふこと充分ならず　㊃國事を爲して未だ成し遂げず　㊄政を修めて未だ修らず　㊅濫りに動かざれども苟も動けば　㊆急迫狹量の貌

宋公楚人泓に戰ふ

（出處）僖公二十年、宋の襄公は諸侯を合せんと欲す。臧文仲之を聞いて曰く、欲を以て人に從ふは則ち可なり、人を以て欲に從へば、濟ること鮮しと。二十一年、宋人鹿上の盟を爲して、以て諸侯を楚に求む。楚人之を許す。公子目夷曰く、小國盟を爭ふは禍なりと。秋諸侯は宋公に盂に會す。子魚曰く、禍は其れ此に在らんか

則隨雖二自守一。不レ能レ禁二楚之呑噬一。存亡之權、固由レ楚而不レ由レ隨也。左氏能詬二善敗由レ己之言一而止耳。孰知二善敗由レ己之理一乎。天下之事。未レ有二不レ由レ己者一。善者己也。極二其善一則爲二堯舜禹湯一者亦己也。敗者己也。極二其敗一則爲二桀紂幽厲一者己也。前無二禦者一。欲レ聖則聖。後無二挽者一。欲レ狂則狂。隨侯果知二此理一。則位二天地一育二萬物一。無レ不レ由レ己。況區區之楚。何足レ畏乎。

約に従ふ　(五)境域に間隙有り　(六)政事を執る當局者　(七)善となるも敗るゝも皆自己より出づの義　(八)善を代す者は我なり　(九)敗に至る者も己なり　(一〇)周の幽王厲王　(一一)前途を妨害する者無し　(一二)背後より引張る者なし　(一三)天地と同位に居る

左氏謂レ畏レ楚。爲レ量レ力。不レ知二適所一レ墮二人之力一也。古人之所謂量レ力者。蓋有レ說矣。養而未レ充也。爲而未レ成也。修而未レ備也。於レ是量レ力。而未二

左氏は楚を畏るゝを謂つて、力を量ると爲すも、適ゝ人の力を墮す所なるを知らざるなり。古人の所謂(三)力を量るといふ者は、蓋し說有り。養うて未だ充たず、(四)爲して未だ成らず、(五)修めて未だ備はらざるなり。是に於て、力を量つて未だ敢て輕ゝしく動かず。憂ふる所、固に己に在つて人に在らざるなり。養已に充ち、爲すこと已に成り、修むること已に備らば、(六)動かざる所有り、動けば敵無し。苟も(七)齷齪として自保するを以て、力を量ると爲さば、則ち人將自ら弱に安んじ

出二於隨一矣。所三以制レ隨而使二之不レ動者。非レ楚乎。是其不レ動者。名由二於我一。而實由二於人一也。有二宗廟一。有二社稷一。有二民人一。而寄二存亡之命於他國一。惴惴自保。惟幸レ不レ見レ侵。陋矣。漢陽諸姬。楚實盡レ之。彼豈皆先犯レ楚者哉。隨雖三量レ力自守。恪二遵信約一。疆場有レ釁。楚之執事。豈其顧レ盟。然

有り、社稷有り民人有り、而して、存亡の命を他國に寄せ、惴惴として自ら保ち、惟侵されざるを幸とするは、陋しいかな。(二)漢陽の諸姬は、楚實に之を盡せり。(三)彼豈皆先づ楚を犯す者ならんや。隨は力を量つて自ら守り、(四)信約を恪遵すと雖も、(五)疆場釁有らば、楚の執事、(六)豈其れ盟を顧みんや。然らば則ち隨は自ら守ると雖も楚の呑噬を禁ずる能はざらん。存亡の權は、固楚に由つて隨に由らざるなり。左氏能く善敗(七)己に由るの言を誦して止むのみ。孰か善敗己に由るの理を知らんや。天下の事、未だ己に由らざる者は有らず。(八)善は己なり、其善を極むれば則ち堯舜禹湯爲る者も亦己なり。(九)敗は己なり、其敗を極むれば、則ち桀紂幽厲爲(一〇)る者も亦己なり。(一一)前に禦ぐ者無し、聖を欲すれば則ち聖たり。(一二)後に挽く者無し、狂を欲すれば則ち狂たり。隨侯果して此理を知らば、則ち(一三)天地に位し萬物を育するも、己に由らざるは無けん。況んや區區の楚、何ぞ畏るゝに足らんや。

(一) 既に國を保つ必ずこの二者あり　(二) 漢水沿岸の周の同姓國たり、周の姓は姬氏　(三) 呑滅す　(四) 盟を守り

誰敢侮レ之哉。以ニ隨之陋一而鄰ニ於楚一。以ニ隨之君臣一。而與ニ楚成子文一抗。其強弱愚智判然矣。隨非ニ惟不レ知ニ自量一。乃不三自量ニ其力一。怒レ臂當レ轍。以踏ニ禍敗一。左氏以レ不レ量レ力譏レ之。允矣。其言曰。隨之見レ伐。不レ量レ力也。量レ力而動。其過鮮矣。善敗由レ己。而由レ人乎哉。左氏之意。以謂。楚雖ニ強暴一。終不三敢無レ故加ニ兵於隨一。使下隨自知ニ力不一レ如レ楚。甘ニ處退怯一。則禍何由至哉。伐レ隨者楚也。召レ楚者隨也。是隨之敗。由レ己而不レ由レ人也。見レ伐者雖レ在レ人。無ニ致レ伐之端一者。顧不レ在レ我乎。

めば、則ち禍は何に由つて至らんや。隨を伐つ者は楚なり、楚を召ぶ者は隨なり。是れ隨の敗は己に由りて、人に由らざるなり。伐たるゝ者は人に在りと雖も、伐を致すの端無き者は、顧ふに我に在らざらんやと。(一〇)

(一) 侵るべきの強兵 (二) 一年中 (三) 陋しく微小なり (四) 成王と子文なり、子文は闘穀於菟に同じ (五) 莊子に蟷螂其臂を怒らして車轍に當ると、小弱を以て猥りに強大に抗するを謂ふ (六) 當に同じ (七) 善きか敗るゝか (八) 理由 (九) 退讓し恐怖す (一〇) 伐たるべき端緒を現はさゞる謂

嗚呼信如ニ是說一。乃所レ謂由レ人而不レ由レ己也。畏レ楚而不ニ敢先動一者。固

嗚呼信に是說の如くば、乃ち所謂人に由つて、己に由らざるなり。楚を畏れて敢て先づ動かざる者は、固に隨に出づ、隨を制して、之をして動かざらしめし所以の者は楚に非ずや。是れ其の動かざる者、名は我に由つて、實は人に由るなり。宗廟(一)

君子憂二我之弱一。而不レ憂二敵之強一。憂二我之愚一。而不レ憂二敵之智一。弱者強之對也。我苟不レ弱。則天下無二強兵一。智者愚之對也。我苟不レ愚。則天下無二智術一。後之爲レ國者。終歲憂二敵之強一。而未三嘗一日憂二我之弱一。終歲憂二敵之智一。而未三嘗一日憂二我之愚一。使下其移二憂レ敵之心一而自憂上。則

君子は我の弱を憂へて、敵の強を憂へず、我の愚を憂へて、敵の智を憂へず。弱は強の對なり。我苟も弱からずんば、則ち天下(一)強兵無からん。智は愚の對なり、我苟も愚ならずんば、則ち天下に智術無けん。後の國を爲むる者は、終歲敵の強を憂へて、未だ嘗て一日も我の弱を憂へず、(二)終歲敵の智を憂へて、未だ嘗て一日も我の愚を憂へず。其をして敵を憂ふるの心を移して自ら憂へしめば、則ち誰か敢て之を侮らんや。隨の(三)陋を以て楚に鄰り、隨の君臣を以て(四)楚の成と子文とに抗するは、其強弱愚智判然たり。隨は惟自ら憂ふるを知らざるのみに非ず、乃ち自ら其力を量らず、(五)臂を怒らして轍に當り、以て禍敗を蹈むなり。左氏力を量らざるを以て之を譏る、(六)允れり。其言に曰く、隨の伐たるゝは力を量らざればなり。力を量つて動かば、其過鮮からん、(七)善敗は己に由るのみ、人に由らんやと。左氏の意に以謂らく、楚は強暴なりと雖も、終に敢て(八)故無くして兵を隨に加へじ。隨をして自ら力の楚に如かざるを知つて、(九)退怯に處るに甘んじし

之利一。則大經大法。殄滅無レ遺。人之類滅久矣。雖レ有二欲レ速之心一。何所レ用哉。然則後世共詆薄。以爲二遲鈍迂闊一者。乃其所二恃以生一者也。無二賢者一。則不肖者不レ能二獨立一。無二智者一。則愚者不レ能二獨存一。彼其相戕相賊。歲消月鑠。而戴髮含齒之屬。終不レ可レ盡者。意其中必有レ所レ恃也。所レ恃者。果專在二於聖人一乎。曰。否。

る 〔一〇〕生活す 〔一一〕世亂れ人爭うて人類の數日に月に滅盡す 〔一二〕人間の義なり、列子に見ゆ 〔一三〕世賢人扶持の功あるを暗示す

隨楚に叛く

〔出處〕 僖公二十年、隨は漢東諸侯を以て楚に叛く。楚の鬭穀於菟、師を帥ゐて隨を伐ち、成を取つて還る。君子曰く、隨の伐たるゝは力を量らざればなり。力を量つて動けば、其過鮮し。善敗は己に由るのみ、人に由らんやと。

〔評註〕 左氏が力を量らずとの一語を摘出して、以て論を立つ。謂ふ、隨は自ら其國を彊うする能はず、假使力を量つて自ら保つとも、豈能く楚の呑噬を禁ぜんや。是れ則ち力を量るの一語は、反つて天下の力を墮す所以なりと。

粟者。以㆓農夫陰爲㆑之耕㆒也。如使㆘天下盡厭㆓耕織㆒。焚㆓其機㆒。斧㆗其耒㆖。則雖㆑有㆓巧術㆒。何從而取㆓粟帛㆒。皆將㆘凍㆓於家㆒。而餒㆗於塗㆖矣。彼僥倖而收㆓功利㆒。豈眞其力哉。亦聖人之遺澤。三綱五常之猶未㆑亡者。陰有㆔以扶㆓持之㆒也。向若聖人。皆效㆓後世之欲㆑速。鑿㆓其根㆒。涸㆓其源㆒。以爭㆓旦暮

とす。彼僥倖にして功利を收むるは、豈眞に其力ならんや。亦聖人の遺澤(三)、三綱五常(四)の猶ほ未だ亡びざる者、陰に以て之を扶持する有ればなり。向に若し聖人皆後生の速を欲するに效うて(五)、其根を鑿らし(六)其源を涸して、以て旦暮(七)の利を爭はゞ、則ち大經大法(八)は殄滅して遺す無く、人の類滅せんこと久しからん。速を欲するの心有りと雖も、何の用ふる所あらん。然らば則ち後生の共に詆薄(九)して以て遲鈍迂闊と爲す者は、乃ち其の恃んで以て生くる所の者なり(一〇)。賢者無ければ則ち不肖者は獨立する能はず、智者無ければ則ち愚者は獨り存する能はず。彼其相戕ひ相賊し、歳に消し月に鑠するも、而も戴髮含齒(一二)の屬、終に盡すべからざる者は、意ふに(一一)其中必ず恃む所有らん。恃む所の者は、果して專ら聖人に在るか。曰く、否(一三)。

(一) 耒はすきなり　(二) 路上に飢死す　(三) 殘せる德のおかげ　(四) 君臣父子夫婦を三綱とす、五常は仁義禮智信なり　(五) 效に同じ　(六) 掘まするなり　(七) 朝夕に同じ、一時の小利を指す　(八) 三綱五常の類　(九) そしり輕

之勢。不レ勝二其遲一矣。見下坐二賈區一者。得中粟於一日之間。上則回視二農夫終歲之勞。不レ勝二其遲一矣。功利之說興。變詐之風起。棄レ本徇レ末。競收二富强之效於立談之餘。反顧二王道。豈不二甚遲而可一レ厭哉。是宜。子魚舉二文王之事。而終不レ能レ止二宋襄之師一也。儒者之論曰。蠶而帛。農而粟。身而治。正也。不レ以レ蠶。不レ以レ農。不レ以レ身。雖レ得レ利如レ不レ正何。嗚呼小人之情。惟利是嗜。既衣二其帛一。何恤二乎不レ蠶之名一。既食二其粟一。何恤二乎不レ農之名一。既享二其治一。何恤二乎不レ身之名一。爲二是論一者。豈足三以抵二小人之心一哉。盍レ反二其本一矣。

(一) 他に利を収むる速かなるものあるを見出さざれば我道の濶きに氣付かず　(二) 蠶卵紙を水にひたす　(三) 絲をくり出す　(四) 草を刈り除く　(五) 大學に出づ　(六) 階段を登るが如く一段をも忽にする能はざる義　(七) 町中市場の入口に諸藝人等の帛を得る情態を指す　(八) 市中の商人　(九) 成功利益を尚ぶの說　(一〇) 人を僞り權變を弄する風　(一一) 王道の本を棄てゝ覇功の末に從ふ　(一二) 出處參照　(一三) 身を修むるより治國平天下に至るなり　(一四) 蠶を養はずとの譏を顧みざるなり　(一五) 治功の利を受く　(一六) 止むるなり

天下之所三以有二僥倖而得一レ帛者。以二蠶婦陰爲レ之織一也。天下之所三以有二僥倖而得一レ

天下の僥倖にして帛を得ること有る所以の者は、蠶婦の陰に之が爲に織るを以てなり。天下の僥倖にして粟を得る有る所以の者は、農夫の陰に之が爲に耕すを以てなり。如し天下をして盡く耕織を厭ひ、其機を焚き其耒を斧にせしめば、則ち巧術有りと雖も、何に從つてか粟帛を取らん。皆將に家に凍えて塗に餒ゑん

遲也。耕焉而穜。穜焉而耘。耘焉而穫。穫焉而舂。歷終歲而後得粟。凡農者。皆以爲同然。不聞厭其遲也。身修而後家齊。家齊而後國治。國治而後天下平。一階一級。豈可妄躐哉。由三代以前。亦未聞有厭其遲者也。見倚市門者。得帛於一笑之頃。則回視蠶婦數月

遲を厭ふ者有るを聞かざるなり。(七)市門に倚る者の、帛を一笑の頃に得るを見れば、則ち回つて蠶婦數月の勞を視て、其遲に勝へずとし、(八)賈區に坐する者の、粟を一日の間に得るを見れば、則ち回つて農夫終歲の勞を視て、其遲に勝へずとす。(九)功利の說興り、(一〇)變詐の風起り、本を棄て末に徇ひ、競うて富强の效を立談の餘に收む。反つて王道を顧みるに、(一一)豈甚だ遲うして厭ふべからざらんや。是れ宜なり、(一二)子魚の文王の事を擧げて、終に宋襄の師を止る能はざりしこと。儒者の論に曰く、蠶して帛し、農して粟し、身にして治るは正なり、蠶を以てせず農を以てせず、身を以てせずして利を得と雖も、(一三)正しからざるを如何せんと。嗚呼小人の情は、惟利を是れ嗜む。既に其帛を衣れば、(一四)何ぞ蠶せざるの名を恤へん。既に其粟を食はば、(一五)何ぞ農せざるの名を恤へん。既に其治を享くれば、何ぞ身せざるの名を恤へんと。是の論を爲す者は、豈以て小人の心を扼る(一六)に足らんや。盍ぞ其本に反らざるぞ。

天下之情。不レ見二其速一。未レ有下見二其遲一者上也。浴焉而食。食焉而繭。繭焉而繅。繅焉而織。歷二數月一。而後得レ帛。凡蠶者。皆以爲二同然一。不レ聞レ厭二其

王は祟の徳亂るゝを聞いて之を伐ち、軍する三旬なるも降らず。退いて教を修めて復之を伐ちしに、壘に因りて降りぬ。今は君の徳、無乃猶ほ闕くる所有らん。而るに以て人を伐つ之を若何。盍ぞ姑く内に德を省みざる、闕無くして後に動けと。

〔評註〕 謂ふ、王道は本速成の効無し、春秋以來、伯者始めて僥倖を以て旦夕の功を收めき。宋襄公は王道の遲鈍を厭うて、竊に効はんと欲す。故に子魚は文王の事を擧げて、以て諫めて能く其曹を伐つの師を止めき。

天下の情、(一)其速を見ざれば、未だ其遲を見る者は有らざるなり。(二)浴して食み、食んで繭し、繭を繅り、繅りて織り、數月を歷て後に帛を得。(三)凡そ蠶者は皆以て同じく然りと爲し、其遲きを厭ふを聞かず。耕して種ゑ、種ゑて耘り、(四)耘つて穫り、穫りて舂つき、終歲を歷て後に粟を得。凡そ農者は皆以て同じく然りと爲し、其遲きを厭ふを聞かざるなり。(五)身修つて後家齊ひ、家齊ひて後國治り、國治りて後天下平かなり。(六)一階一級だも豈妄に躐ゆべけんや。三代より以前、亦未だ其

之性也。私已深。畏神甚。淪惑其心至此極也。一時之君子。又從而譏之。曷若求其爲暴之原。而滌之乎。天下之理。有通。有塞。其通耶。八荒之外六合之内。幽明物我不見其間。孰非吾仁。其塞耶。雖汲汲以愛人利物爲念。然毫芒之差。藩籬限焉。發於其心害於其事。發於其事害於其政。民有不得其死者矣。一念之毒。流金鑠石。一念之駛。奔電走霆。雖未嘗以兵殺人。實以心殺人。雖未嘗用人以祭社之神。實用人以祭心之神也。其視宋襄邾。何以大相過乎。通者仁之門也。塞者暴之門也。是故欲仁者不于其仁。于其通。去暴者。不於其暴。於其塞。

門なり。是の故に仁を欲する者は其仁に于てせず、其通に于てし、暴を去る者は其暴に於てせず、其塞に於てするなり。

㊀妄りに他を欺き奇怪なる説を傳ふ　㊁神怪鬼幻の變を指す　㊂妖幻奇怪なる祭祀などを指す　㊃人を殺して其血を塗り人を屠りて肉を解く類　㊄自己の慾心深し　㊅沈めまどはす　㊆當代の賢人子魚臧武仲申繻字の徒なり　㊇八方を八荒とし上下四方を六合とす　㊈僅少毫髮程の差異が隔ての垣根となる　㊉武器　⑪出處に見ゆ、土地の神を社とす

宋人曹を圍む

（出處）僖公の十九年、宋人曹を圍む、服せざるを討ずるなり。子魚宋公に言つて曰く、文

己之間一焉。遂以爲。苟便二於身一。何恥二乎媚一レ神。苟媚二於神一。何恤二乎害一レ人。以レ妄傳レ妄。以レ僞傳レ僞。然後淫誣妖誕之說興。然後焄蒿悽愴之妖作。然後陰詭側僻之祀起。然後釁塗劙剔之亂生。如二宋襄楚靈季平子之事一。蓋有二戎狄禽獸之所レ不レ忍レ爲者一。非三天獨賦以二酷戾狠逆

焄蒿悽愴の妖作り、然して後に陰詭側僻の祀起り、然して後に(四)釁塗劙剔の亂生ず。(一)宋襄・楚靈・季平子の事の如きは、蓋し戎狄禽獸の爲すに忍びざる所の者有り。天獨り賦するに酷戾狠逆の性を以てするに非ざるなり、(五)己に私する深く、神を畏るゝ甚しく、其心を淪惑して、此の極に至れるなり。(六)一時の君子、又從つて之を譏る。曷ぞ其の暴を爲すの原を求めて之を滌ぐに若かんや。(七)天下の理、通有り塞有り。其通や、(八)八荒の外六合の內、幽明物我其間を見ず、孰か吾仁に非ざらんや。其塞や、汲汲として人を愛し物を利するを以て念と爲すと雖も、然も(九)毫芒の差、藩離限る。其心に發して其事に害あり。其事に發して其政に害あり。民其死を得ざる者有り。一念の毒は金を流し石を鑠し、一念の駛き、電を奔らし霆を走らす。未だ嘗て兵を以て人を殺さずと雖も、實に心を以て人を殺す。未だ嘗て人を用ひて以て(一〇)社の神を祭らずと雖も、實は人を用ひて以て心の神を祭るなり。其の宋襄(一一)輩に視ぶるに、何を以てか大いに相過ぎんや。通は仁の門なり、塞は暴の

喜。怒同一怒。怒觸ニ於心一。則幽明物我不レ約而皆怒。判而爲ニ慘舒休戚愛憎哀樂之情一。別而爲ニ盈虛予奪是非損益之理一。散而爲ニ禍福利害安危死生之變一。彼動則此應。彼發則此知。未ニ嘗有レ間也。昔之仁人。所ニ以視レ民如レ傷者。豈以ニ冥冥之不レ可レ欺。昭昭之不レ可レ犯哉。幽明物我通爲ニ一體一。不レ見ニ其有ニ可レ傷之地一也。既傷ニ於民一。亦傷ニ於身一。既傷ニ於身一。復傷ニ於神一。噫知レ此者。其知ニ仁之方一乎。

不仁則不レ覺。不レ覺則不レ合。幽明不レ合。而有ニ人與レ神之間一焉。物我不レ合。而有ニ人與レ

るを以てならんや。幽明物我通じて一體と爲り、其の傷くべきの地有るを見ざればなり。既に民に傷けば、(七)亦身に傷き、既に身を傷けば、復神に傷く。噫此を知る者は、其れ仁の方を知れるか。

(一) 天地萬物本同一體たり故に一視して間隔無ければ則ち仁となる (二) 鬼神と人間と他と我と (三) 我と特殊の約束なくとも喜悦す (四) いたみのびよろこびうれへ愛し憎みかなしみたのしむ (五) 孟子に曰く、文王は民を視ること傷くが如しと (六) 鬼神なり、昭々は天地 (七) 民即ち我身なるを謂ふ

不仁なれば則ち覺らず、覺らざれば則ち合はず。幽明合せずして、人と神との間有り。物我合はずして、人と己との間あり。遂に以爲く、苟も身に便ならば、何ぞ神に媚ぶるを恥ぢんや。苟も神に媚びば、何ぞ人を害するを恤へんやと。妄を以て妄に傳へ、僞を以て僞に傳へ、然して後に(一)淫誣妖誕の說興り、然して後に

無ㇾ間則仁。有ㇾ間則暴。無ㇾ間則天下皆吾體。烏得而不ㇾ仁。有ㇾ間則獨私二其身一。烏得而不ㇾ暴。幽明也。物我也。混混同ㇾ流而無ㇾ間者也。喜同一喜。喜觸二於心一。則幽明物我不ㇾ約而皆

が曰く、不祥なり、五牲は用を相爲さず、況んや諸侯を用ひんや、王必ず之を悔いんと。

〔評註〕間無きは則ち仁、間有るは則ち暴。幽明物我、本同一體のみ。宋襄・季孫・楚靈の徒、此理を知らず、幽明物我を視て間有りと爲し、是に于て己に偏にして神に媚び、神に媚びて人を殺し、殘忍暴虐の爲に淪む。

（一）間無ければ則ち仁、間有れば則ち暴。間無ければ則ち天下は皆吾體のみ、烏んぞ得て仁ならざらん。間有れば則ち獨り其身を私す、烏んぞ得て暴ならざらん。（二）幽明や物我や、混混として流を同じうして間無き者なり。喜は同一喜、喜心に觸るれば、則ち幽明物我約せずして皆喜ぶ。怒は同一怒、怒心に觸るれば、則ち幽明物我約せずして皆怒る。（三）判れて（四）慘舒休戚愛憎哀樂の情と爲り、別れて盈虛予奪是非損益の理となり、散じて禍福利害安危死生の變となる。彼動けば則ち此應じ、彼發すれば則ち此知る、未だ嘗て間有らざるなり。昔の仁人の、（五）民を視て傷くが如くなりし所以の者は、豈（六）冥冥の欺くべからず、昭昭の犯すべからざ

人欲中。未嘗須臾離也。欲心方熾。而慊心遽生。孰導之而孰發之乎。嗚呼梁伯一念之慊。此改過之門也。此復禮之基也。此堯舜禹湯文武之路也。使聖人迎其善端。推而大之。沛然若決江河。莫之能禦。奈何一慊方生。而遽繼以詐。自起自仆。良心安得而獨勝乎。是知。與生俱生者謂之良心。毀之而不能消。背之而不能遠。有以繼之則爲君子。無以繼之則爲小人。繼與不繼。而君子小人分焉。故學者不憂良心之不生。而憂良心之不繼。

㈠土木の事　㈡あき足らず思ふなり　㈢大げさに言ひふらす　㈣自然に發せるを謂ふ、自然は乃ち本然の天なり　㈤念の善き端緒　㈥自ら良心を發動しながら自ら之を敗棄す　㈦繼いて長養す

人を用ひて神を祀る

（出處）僖公の十九年、宋公は邾の文公をして鄫子を次睢の社に用ひしむ。子魚曰く、古は六畜用を相爲さず、小事に大牲を用ひず、而るを況んや敢て人を用ふるをや。祭祀は以て人の爲にす。民は神の主なり、人を用ひば其れ誰か之を饗けんと。昭公十年、季平子は莒を伐ち郠を取り俘を獻ず。始めて人を亳社に用ふ。臧武仲曰く、周公其れ魯の祭を饗けざらんかと。十一年、楚子は蔡を滅し、隱太子を岡山に用ふ。申無宇

自以爲是乎。其自以爲非乎。如自以爲是。必不待三罔民以某寇將至也。必不待三罔民以秦將襲我也。惟其心慊以爲非。恐民之不我從。故虛張外寇以脅之耳。嗜版築而不已者。心之私也。慊版築而不安者。心之正也。詐固非良心。慊獨非良心乎。以是知天理常在

を嗜んで已まざる者は、心の私のみ。版築に慊ずして安んぜざる者は、心の正なり。詐は固に良心に非ず、慊獨り良心に非ざらんや。是を以て、天理は常に人欲の中に在りて、未だ嘗て須臾も離れざるを知る。欲心方に熾にして、慊心遽に生ず。(四)孰か之を導いて孰か之を發するぞ。嗚呼梁伯一念の慊は、此れ過を改むるの門なり。此れ禮に復るの基なり。此れ堯舜禹湯文武の路なり。聖人をして其善端(五)を迎へて、推して之を大にせしめば、沛然として江河を決するが若く、之を能く禦ぐ莫けん。奈何ぞ一慊方に生ずるに、遽に繼ぐに詐を以てし、自ら起(六)し自ら仆す、良心安んか得て獨り勝たんや。是に知る、生と倶に生ずる者は之を良心と謂ふ。之を毀つも消す能はず、之に背くも遠ざくる能はず。以て(七)之に繼ぐ有れば、則ち君子と爲り、以て之に繼ぐ無ければ、則ち小人と爲る。繼ぐと繼がざるとにして、君子小人分るゝを。故に學者は、良心の生ぜざるを憂へず、而して良心の繼がざるを憂ふるなり。

於紂之口一哉。無二適而無一レ道。人皆知二跖之託辭一也。然道之一言。胡爲而忽出二於跖之口一哉。紂身與レ天違。而口忽言レ天。跖身與レ道違。而口忽言レ道。噫不レ如レ是。何以知二是理之果不一レ可レ忘歟。梁伯溺二於土功一。罔レ民致レ寇。自速二滅亡一。其罪固然矣。吾獨於二罪之中一而知二天理之所一レ在焉。人皆以レ罔レ民。爲二梁伯之詐心一。吾獨以爲二梁伯之良心一。

れてかたよれるなり ㊄ 時としては發動すること有り ㊅ 書經西伯戡黎篇に見ゆ、紂が祖伊の諫を拒ぎし言辭なり ㊆ 莊子胠篋篇に見ゆ、盗跖が語なり ㊇ 是等の言によりて初めて天理の亡びざるを知るとの趣 ㊈ 城普請を指す、罔は欺なり、出處參照

世之論二良心一者。歸二之仁一。歸二之義一。歸二之禮智信一。未レ有下敢以レ詐爲二良心一者上也。名レ詐以二良心一。豈有レ說乎。曰。詐非二良心一也。所二以詐一者良心也。梁伯之版築。其

世の良心を論ずる者は、之を仁に歸し之を義に歸し、之を禮智信に歸す。未だ敢て詐を以て良心と爲る者は有らざるなり。詐を名づくるに良心を以てするは、豈說有りや。曰く、詐は良心に非ず、詐る所以の者は良心なり。梁伯の版築㈠は、其れ自ら以て是と爲すか、其れ自ら以て非と爲すか。如し自ら以て是と爲さば、必ず民を罔するに某寇將に至らんとするを以てするを待たじ、必ず民を罔するに、秦の將に我を襲はんとするを以てするを待たじ。惟其心慊㈡として以て非と爲し、民の我に從はざるを恐る。故に虚しく外寇を張つて㈢以て之を脅すのみ。版築

泯者。天理也。登二唐虞之朝一者。擧レ目皆德政。陪二洙泗之席一者。入レ耳皆德音。縱橫交錯。無レ非二此理一。左顧右盼。應接不レ暇。果何自而窺二天理之眞在一哉。至三於居二橫逆淫詖之中一。天理間發。豈非二是理之眞在一歟。我生不レ有二命在レ天。人皆知二紂之託辭一也。然天之一言。胡爲而忽出二

(一)洙泗の席に陪する者は耳に入るは、皆德音。縱橫交錯、此理に非ざるは無く、左顧右盼、應接暇あらず。果して何によりて天理の眞に在るを窺はんや。(三)橫逆淫詖の中に居るに至れば、天理間發す、豈是れ理の眞に在るに非ずや。我生は命の天に在る有らざらんやとは、人皆紂の託辭なるを知る。然も天の一言、胡爲れぞ忽ち紂の口に出でしや。(七)適くとして道無きは無しとは、人皆跖の託辭なるを知る。然も道の一言は、胡爲れぞ忽ち跖の口に出でしぞ。紂の身は天と違うて、口は忽ち天を言ひ、跖の身は道と違うて、口は忽ち道を言ふ。(八)噫是の如くならずんば、何を以てか是理の果して忘るべからざるを知らんや。梁伯に土功に溺れ、民を罔して寇を致し、自ら滅亡を速けるは、其罪固に然り。吾獨り罪の中に於て天理の在る所を知る。人皆民を罔せしを以て梁伯の詐心と爲せども、吾獨り以て梁伯の良心と爲す。

(一) 帝堯陶唐氏帝舜有虞氏　(二) 二水の名、孔子の居所附近に在り　(三) 天理の在否を確むるを得ず　(四) [illegible]り亂

公靈公。張二大其事一。甚二己之辱一。而起二民之怒一。其動レ民之本。既雜而不レ純矣。故衞國之民。天機雖レ動。人機亦隨。馴二致其患一。公孫彌牟反竊二是機一以拒二出公一。非下動二其機一者不上レ端。詎至レ是耶。以レ人蔽レ天猶可也。以レ人亂レ天不可也。蔽者其天尚存。方開レ之以レ天。而遽投レ之以レ人。本原汩亂。吾不レ知二其何時而能去一也。

梁亡ぶ

（出處）僖公の十九年、初め梁伯土功を好む。亟〻城いて處らず。民罷れて堪へず、則ち曰く、某の寇將に至らんとすと。乃ち公宮に講じて曰く、秦將に我を襲はんとすと。民懼れて潰ゆ。秦遂に梁を取りぬ。

（評註）天理は常に人欲の中に在り。梁伯の土功を好むが如きは、民を罷らして從はず、乃ち虚しく外寇を張りて以て之を脅す。蓋し其心自ら以て是と爲ぜるなり。欲心方に熾にして、慊心遽に生ず。是れ豈天理の眞に在るに非ざらんや。

天下の泯ぶべからざる者は天理なり。（一）唐虞の朝に登る者は、目を擧ぐれば皆德政

天下之不レ容

終能叛レ晉。是非レ樂ニ於自屈一也。不レ屈ニ己於此一則無三以發ニ機於彼一也。又公固賢主。若ニ靈公。豈素撫ニ循其民一者耶。民之所ニ以舉レ力拒ヒ晉者。非レ爲ニ靈公一也。靈公之言。適動ニ其愛レ君之機一。而不レ能レ已也。雖レ然。動ニ天之機一者。不レ可ニ雜レ之以ヒ人。狄侵晉侮。非レ有ニ陝郊之危奉天之急一也。而文

君を愛するの機を動して已む能はざりしなり。然りと雖も、天の機を動す者は、之に雜ふるに人(四)を以てすべからず。狄の侵し晉の侮るは、陝郊(五)の危と奉天の急と有るに非ざるなり。而るに文公靈公は、其事を張大(六)にし、己の辱を甚しうして、民の怒を起しぬ。其の民を動すの本、既に雜にして純ならず、故に衞國の民は、天機動くと雖も、人機も亦隨ひ、其忠を馴致し、公孫彌牟(七)は反つて是機を竊んで以て出公を拒げり。其機を動す者の端しからざりしに非んば、誰ぞ是に至らんや。人(八)を以て天を蔽ふは猶ほ可なり、人を以て天を亂すは不可なり。蔽ふ者は其天尚ほ存す。方(九)に之を開くに天を以てして、遽に之に投ずるに人を以てすれば、本原汨亂せん。吾其何の時にか能く去(一〇)るべきを知らざるなり。

(一)位を避けて自ら屈するなり　(二)撫育し順從ならしむ　(三)平日の恩に報いんと欲せしには非ず　(四)人僞なり、小智を指す　(五)代宗吐蕃を恐れ陝州に出奔し德宗朱泚の亂を以て奉天に出奔す　(六)大げさに云ひふらす　(七)哀公二十六年衞の出公無道なり國人之を逐へり　(八)人欲を以て天理を蔽ふこと　(九)天理と稱して之を開きながら俄に人僞を加ふる時は天理亂れ破る　(一〇)弊害を除去す

擊二其牿一決二其濤一。固有下破二百年之人僞於一息之間一者上矣。唐之代德何如君也。昏庸猜虐。民困二其暴一。固已不下復知上レ有二君臣之義一也。及下在二播遷流離之中一。用二柳伉陸贄之言一。貶損自責。以感中發天下君臣之機上。眞機既生。森不レ可レ禦。向日之抑塞。向日之殘酷。向日之橫斂。向日之征徭。後機一衝。前怨咸息。愛レ君之外擧無二餘念一。疾レ首痛レ心。爭レ先赴レ敵。不レ越レ月踰レ時而歸二二君於故都一。祀レ唐配レ天。不レ失二舊物一。暫動二其機一。效已若レ此。況其機素明者耶。

懲小智　(一〇)唐の代宗と德宗と　(一一)逃れ移り他方にさすらふること　(一二)代宗に上書したる人、陸贄は德宗の爲に制書を草せし人　(一三)租賦役使の類　(一四)代宗德宗共に長安に歸りぬ　(一五)天を祀るの禮に配し舊物を失はざるなり

衞國之君。兩用二此機一。文公以二邢狄之侵一。避レ位而激二其民一。動二是機於前一。而終能滅レ邢。靈公以二晉之侮一。亦避レ位而激二其民一。動二是機於後一。而

衞國の君は、兩び此機を用ひぬ。文公は邢狄の侵を以て、位を避けて其の民を激し、是機を前に動して、終に能く邢を滅しぬ。靈公は晉の侮を以て、亦位を避けて其民を激し、是機を後に動して、終に能く晉に叛きぬ。是れ(一)自ら屈するを樂むには非ず、己を此に屈せざれば、則ち以て機を彼に發する無ければなり。文公は固に賢主なるも、靈公の若きは、豈素より其民を撫循(二)する者ならんや。民の力を竭して晉を拒ぐ所以の者は、靈公の爲(三)にするには非ず、靈公の言、適に其の

耶。兄弟之愛天也。鬩閲之時。其機伏而不見。初未嘗亡也。一旦遇塗人之侮以動吾之機。是機一發。豈薄忿細怨所能過耶。君臣也。父子也。夫婦也。兄弟也。朋友也。五者天下之大機也。私欲梏之。小智蕃之。封繫固密。其機若不可復還也。或叩焉或觸焉。其機立應。

り、私欲之を梏し、(六)小智之を蕃し、(七)封繫固密、其機復還るべからざるか若きも、(八)或は叩き或は觸るれば、其機立に應じ、其梏を解き其蕃を決り、固に百年の(九)人僞を一息の間に破る者有り。(一〇)唐の代徳は何如なる君ぞ、昏庸猜虐、民は其暴に困み、固より已に復君臣の義有るを知らざりき。(一一)播遷流離の中に在りて、柳伉陸贄の言を用ひ、貶損自責して以て天下君臣の機を感發し、眞機既に生じ、(一二)森として禦ぐべからざるに及んでは、向日の抑塞、向日の殘酷、向日の橫斂、向日の征(一三)徭、後機一たび衝いて前怨咸息み、君を愛するの外擧餘念無く、首を疾ましめ心を痛め、先を爭うて敵に赴き、月を越え時を踰えずして、(一四)君を故都に歸し、唐を祀りて天に(一五)配し、舊物を失はざりき。暫く其機を動すすら、效已に此の如し、況んや其機素より明なる者をや。

(一)人倫眞理の發動なりとの義　(二)詩經小雅常棣の篇　(三)爭ひせめぐ時　(四)道路の人　(五)僅少なる忿怒や些細なる怨恨　(六)手かせ　(七)封じつなぐことの固く緻密なる義　(八)偶然事に遇うて之に觸れ接はる　(九)私

天下之物。有㆓置レ之則不レ可レ見。動レ之則不レ可レ禦者㆒。殆非㆔人力之所㆓能爲㆒也。機之發㆓於天㆒者然也。兄弟鬩㆓於牆㆒。而外禦㆓其侮㆒。是心安從生。

げ、且つ曰く、寡人社稷を辱かしむ、其れ改めて嗣を卜せよ、寡人從はんと。大夫曰く、是れ衞の禍なり、豈君の過ならんやと。公國人を朝せしめて王孫賈をして問はしめて曰く、若し衞晉に叛くに、晉五たび我を伐たば、病むこと何如と。皆曰く、五たび我を伐つも、猶ほ以て能く戰ふべしと。乃ち晉に叛く。晉人改盟を請へども、許さざりき。

〔評註〕衞の賢君、位を避けて民を激し、能く邢を滅し晉に叛きし者は、君臣の機。一たび感觸有れば、則ち禦ぐべからざるを以ての故なり。

天下の物、之を置くときは則ち見るべからず、之を動すときは則ち禦ぐべからざる者有り、殆ど人力の能く爲す所に非ざるなり。(一)機の天に發する者然り。(二)兄弟牆を鬩げども、外其侮を禦ぐとは、是の心安くより生ずるか。兄弟の愛は天なり、(三)鬩閲の時、其機伏して見えざるも、初より未だ嘗て亡びざるなり。一旦(四)塗人の辱に遇うて、以て吾の機を動かせば、是機一發、豈薄忿細怨の能く遏むる所ならんや。君臣や父子や夫婦や兄弟や朋友や、五つの者は天下の大機な

雖レ不レ欲レ滿。而不三自知二其滿一矣。我不レ爲レ沼。何憂二乎十日之霖一。我不レ爲レ巵。何憂二乎千釀之醴一。威公棄不二以レ霸自期一。則下二視霸功一。亦蚊蝱之過レ前耳。吾以レ是。知二自期之不一レ可レ小也。進レ霸而至二於王一。極二天下之所レ期無下在二其上一者上。其亦可二以息一乎。曰。王道果可レ息。則堯之兢兢。舜之業業。湯之汲汲。何爲者耶。

衛侯位を遜りて民を激す

（出處）僖公の十八年、邢人狄人、衛を伐つて菟圃を圍む。衛侯國を以て、父兄子弟及び朝衆に讓つて曰く、苟も能く之を治めば、燬は請ふ從はんと。衆可かずして後に訾婁に師するに、狄の師還りぬ。

定公の八年、晉師將に衛侯に鄟澤に盟はんとす。趙簡子曰く、羣臣誰か敢て衛君に盟はん者ぞと。渉佗成何曰く、我能く之に盟はんと。衛人牛耳を執らんと請ふ。成何曰く、衛は吾溫原なり、焉んぞ諸侯に視ふるを得んと。將に歃らんとす。渉佗は衛君の手を捘して椀に及ぶ。衛侯怒る。晉に叛かんと欲し、郊に次る。大夫故を問ふ。公晉の詬を以て之に語

而浸盡。蓋未滿則有増。既滿則招損而已。尚安能復増乎。甚矣人心之不可滿也。威公非不知滿之可戒也。所期既滿。其心不得不滿也。使威公所自期者不止於霸。亘肯至霸而滿哉。威公之罪。在於自期之時。而不在於既滿之時也。雨暴而沼溢。酒暴而巵翻。沼之所受有常限。巵之所容有常量。人之所期有常願。踰其限。過其量。塞其願。

(六)雨暴にして沼溢れ、酒暴にして巵翻る。沼の受くる所は常限有り、巵の容る所は常量有り、人の期する所は常願有り。其限を踰え其量を過ぎ其願を塞げば、滿を欲せずと雖も、自ら其滿を知らざらん。我沼爲らずんば、何ぞ十日の霖を憂へん、我巵爲らずんば、何ぞ千(七)釀の醴を憂へん。威公素より霸を以て自ら期せずんば、則ち霸功を下(八)視すること、亦蚊(九)蝱の前を過ぐるのみならん。吾是を以て自ら期するの小なるべからざるを知りぬ。霸(一〇)を進めて王に至るに、天下の期する所を極めて、其上に在る者無し、其れ亦以て息むべきか。曰く、王道果して息むべくば、則ち堯の(一一)兢兢、舜の業業、(一二)湯の汲汲は何爲る者ぞや。

(一)出處參照　(二)桓公卒して五公子立つを爭ひ齊に寧日なかりき　(三)朔日より十五日に至る　(四)十五日より月末まで　(五)易に曰く滿は損を招き謙は益を受くと　(六)突然の暴雨　(七)千斛の酒　(八)輕んじ視る　(九)蚊やあぶ　(一〇)下文王者の上は無ければ期する所王となるに在らば夫にて充分なりやとの義　(一一)前漢書董仲舒傳に堯は兢々舜は業々と見ゆ　(一二)揚雄の文に堯舜禹湯文武は汲々とあり

走道路㆒。恐㆑干㆓後至之誅㆒。五霸莫㆑高㆓於桓公㆒。而桓公九合之盟。葵丘之會實居㆓其最㆒。一時文物之盛。騷人墨客誇談矜語。至㆓於今㆒不㆑衰。嗚呼威公。素所㆓自期㆒者。及㆓葵丘之會㆒。悉償㆑所㆑願。滿足無㆑餘。積㆑之累年。而獲㆓於今日㆒。信可㆑謂㆑不㆑負㆑所㆑期矣。

所㆑期既滿。其心亦滿。滿則驕。驕則怠。怠則衰。近以來㆓宰孔之譏㆒。遠以召㆓五公子之亂㆒。孰知㆓盛之極乃衰之始㆒乎。吾嘗譬㆓威公之功業㆒。葵丘未㆑會之前。猶㆓自㆑朔至㆑望之月㆒也。浸長而浸盈。葵丘既會之後。猶㆓自㆑望至㆑晦之月㆒也。浸缺

期する所既に滿ち、其の心も亦滿つ。滿つれば則ち驕り、驕れば則ち怠り、怠れば則ち衰ふ。近くは以て宰孔(一)の譏を來し、遠くは以て五公子(二)の亂を召く。孰か盛の極は乃ち衰の始なるを知らんや。吾嘗て威公の功業を譬ふるに、葵丘未だ會せざるの前は、猶ほ朔(三)より望に至るの月のごとし、浸く長じて浸く盈つ。葵丘既に會するの後は、猶ほ望(四)より晦に至るの月のごとし、浸く缺けて浸く盡くと。蓋し未だ滿たざれば則ち增すこと有り、既に滿つれば則ち損を招くのみ。尙ほ安んぞ能く復增さんや。甚しいかな人心の滿すべからざるや。威公は滿の戒むべきを知らざるに非ざるなり、期する所既に滿つれば、其心滿たざるを得ざるのみ。威公をして自ら期する所の者、霸に止らざらしめば、詎ぞ肯て霸に至つて滿たんや。威公の罪は自ら期せしの時に在りて、既に滿ちしの時に在らざるなり。

圭交ㇾ舄、抑ㇾ首就ㇾ位。弁冕秩秩。穆然無ㇾ聲。於ㇾ是威公降ㇾ阼。遵ㇾ廷。下二拜王命一。興俯跪起之容翼如也。環佩衡牙之音鏘如也。隆寵榮光。煌燿在ㇾ列。申以二五命之嚴一。永以二藏書之信一。明ㇾ約顯ㇾ命。若下揆二河漢一而轟中雷霆上。區區曹許之君。出二於鼠壤蟻封之中一。驟見二曠古駭俗之偉觀一。目ㇾ眩氣奪。莫二敢仰視一。雖下平日跋扈倔強。不ㇾ受二控御一如二晉侯一者上。猶齊ㇾ車秣ㇾ馬、奔二

か恐れき。五霸(二二)は桓公より高きは莫くして、桓公九合(二三)の盟に、葵丘の會、實に其最に居る。一時文物の盛、騷人墨客誇談(二四)矜語し、今に至るまで衰へず。嗚呼威公の素より自ら期せし所の者、葵丘の會に及んでは、悉く(二五)願ふ所を償うて滿足餘無し。之を種うる累年にして、今日に獲たる、信に期する所に負かずと謂ふべし。

(一)齊の公子糾死するや管仲は自ら囚はれんと請へり　(二)少しの時間にして互に默契する所あり　(三)國高二氏は齊の家老たり　(四)鮑叔隰朋の二大夫　(五)五家を比とし五比を閭とし四閭を族とし五族を黨とす　(六)文武王の祭肉　(七)宰孔は天子の臣なり故に謂ふ　(八)土を築くを壇とし其周圍の土埒を壝とす　(九)かゞり火　(一〇)諸侯の表彰として執る玉　(一一)履物なり　(一二)冠の名なり、秩々は次序あるかたち　(一三)阼を下りて庭上に降り立つ　(一四)つゝしむ貌　(一五)圓を環とし方を佩とし半規を衡牙とす皆帶ぶる玉の名なり　(一六)かゞやき渡りて同列中の諸侯を照す　(一七)葵丘の會に於ける盟約の條文なり　(一八)天の川を舒ぶるなり　(一九)極めて狹小の土地　(二〇)空前の偉觀　(二一)命令指圖　(二二)孟子に五霸は桓公を盛となすとあり　(二三)九は糾と通ず　(二四)大袈裟に云ひふらす　(二五)希望せし所を滿足しつくす

仲。於縲囚桎梏之中一。闢二之國政一。立談之間。遽以二霸功一相期。何其壯也。所レ期既立。左レ國右レ高。前レ鮑後レ隰。下逮二比閭族黨之民一。夙興夜寐。淬厲奮發。以赴二吾君之所一レ期一。至二於葵丘之會一。威加二諸侯一。名震二四海一。天子致レ胙。王人下臨。環以二旌旄一。崇以二壇壝一。幔張燎擧。有司戒レ期。騈レ

を以て相期す。何ぞ其壯なるや。期する所既に立ち、國を左にし高を右にし、鮑を前にし隰を後にし、下つかた比閭族黨の民に逮るまで、夙に興き夜に寐ね、淬厲奮發して以て吾君の期する所に赴く。葵丘の會に至り、威は諸侯に加はり、名は四海に震ひ、天子胙を致し、王人下り臨み、環らすに旌旄を以てし、崇うするに壇壝を以てし、幔張り燎擧り、有司期を戒め、圭を騈べ舄を交へ首を抑へ位に就き、弁冕秩秩、穆然として聲無し。是に就て威公は阤を降り廷に遵ひ、王命を下拜するに、興俯跪起の容は翼如たり、環佩衝牙の音は鏘如たり。隆寵榮光、焜燿して列に在り。申ぬるに五命の巖を以てし、永うするに載書の信を以てし、約を明にし命を顯すこと、河漢を挾べて雷霆を轟かすが若し。區區たる曹許の君は、鼠壤蟻封の中より出で、驟に曠古駭俗の偉觀を見て、目眩き氣奪れ、敢て仰ぎ視る莫く、平日は跋扈倔強、控御を受けざること晉侯の如き者と雖も、猶ほ車に膏し馬に秣うて道路に奔走し、後れ至るの誅を干さんこと

宿一者。是豈足ニ與爲レ治哉。故期者。聖君賢臣所三以先二天下之治一者也。期固爲二治之先一。亦或爲二治之害一。自期二於强一者。至レ强則止。欲二挽レ之使レ進二於霸一不レ可レ得也。自期二於霸一者。至レ霸則止。欲二挽レ之使レ進二於王一。不レ可レ得也。何則其素所レ期者。止二於如レ是也。强而止二於强一。霸而止二於霸一。是特安二於小一耳。雖レ不レ足下肩二盛世一而追中遐軌上。然下視二弱國陋邦所レ獲。不二既多一矣乎。謂二之無レ志。則可。謂二之有レ害則未也。抑不レ知。天下之勢。不レ盛則衰。天下之治。不レ進則退。强而止二於强一。必不レ能レ保二其强一也。霸而止二於霸一。必不レ能レ保二其霸一也。駿馬而馳二峻坂一。中間豈有二駐レ足之地一乎。

追ふに足らずと雖も、然も下つかた弱國陋邦の獲る所を視るに、既に多からずや。之を志無しと謂ふは則ち可、之を害有りと謂ふは則ち未し。抑〻(八)知らず、天下の勢、盛ならざれば則ち衰へ、天下の治、進まざれば則ち退く。强にして强に止れば、必ず其强を保つ能はず、霸にして霸に止れば、必ず其霸を保つ能はず。駿馬にして峻坂を馳す、(九)中間豈足を駐るの地有らんや。

㈠ 標準とする目的物　㈡ まとを掛くる也、坊間本「約」に作るは非　㈢ 廣くしてぼんやりとしまりなし　㈣ 空疎にして取りとめたる所なきなり　㈤ 政治の第一要諦　㈥ 小成に安んず　㈦ 肩を盛世に比べ遙に遠き王道に追ひつく能はず　㈧ 弱國などよりも獲る所多く勝れり　㈨ 急坂の中途に足を止むるの理無しとの義

齊威公拔レ管

齊の威公、管仲を(一)縲囚桎梏の中に拔き、之に國政を屬し、(二)立談の間、遽に霸功

天下之爲治者。未嘗無所期也。王期於王。霸期於霸。強期於強。不有以的之。孰得而射之。不有以望之。孰得而趨之。志也者所以立是期也。動也者所以赴是期也。效也者所以應是期也。汎然而議。卒然而行。忽然而罷。汗漫荒忽無所歸

其心滿足して寢く以て衰へぬと。期字は是れ一篇の血脈なり。

天下の治を爲す者は、未だ嘗て期する所無くんばあらず。王は王を期し、霸は霸を期し、強は強を期す。以て之を的(一)する有らずんば、孰か得て之を射ん。以て之を望む有らずんば、孰か得て之に趨らん。志とは是の期を立つる所以なり、動とは是期に赴く所以なり、效とは是期に應ずる所以なり。(二)汎然として議し、卒然として行ひ、忽然として罷め、(四)汗漫荒忽、歸宿する所無き者、是れ豈與に治を爲すに足らんや。故に期は聖君賢臣の、天下の治に先んずる所以の者なり。期は固に(五)治の先爲り、亦或は治の害爲り。自ら強に期する者は、強に至れば則ち止む。之を挽いて霸に進ましめんと欲すとも得べからざるなり。自ら霸に期する者は、霸に至れば則ち止む、之を挽いて王に進ましめんと欲すとも得べからざるなり。何となれば則ち其素より期する所の者、是の如きに止ればなり。強にして強に止り、霸にして霸に止るは、是れ特に(六)小に安んずるのみ。(七)盛世に肩して遐軌を

巻之三

葵丘の會

（出處）僖公九年、葵丘に會す。王は宰孔をして齊侯に胙を賜はしむ。齊侯將に下り拜せんとす。孔曰く、且つ後命有り、天子孔をして曰はしむらく、伯舅の耋老なるを以て、勞を加へて一級を賜ふ、下拜する無れと。對へて曰く、天威顏を違らざること咫尺のみ、小白余敢て天子の命を貪つて下拜する無からんや、恐くは下に隕越して、以て天子の羞を貽さん、敢て下拜せざらんやと。下拜し登つて受く。諸侯と葵丘に盟つて曰く、凡そ我同盟の人、既に盟ふの後は、言に好に歸せんと。宰孔先づ歸り、晉侯に逢うて曰く、會する無かるべし、君務めて亂を靖んぜよ、行を勤むる無かれと。晉侯乃ち還りぬ。

（評註）期字を以て說を立つること、前篇の待字と相類す。謂ふ、治は期有るを以て成り、亦期有るを以て害す。威公は本伯を斯せるに、葵丘の盟に至つて斯する所遂げたり。故に

外制ㇾ內也。幸而威公以二好ㇾ名之心一。易二好ㇾ利之心一。僅從二管仲之諫一。若威公好ㇾ利之心勝。則仲之說窮矣。信如ㇾ是。則聖人立二左右史一。以記二言動一者。亦豈以ㇾ外制ㇾ內耶。非ㇾ然也。聖人之心。萬物皆備。不ㇾ見二其爲ㇾ外也。史心史也。記心記也。推而至二於盤盂之銘。凡杖之戒一。未ㇾ有下一物居二心外一者上也。嗚呼此豈管仲所ㇾ知哉。

(一) 記錄 (二) 奸臣の位に列するを記するなり、不華は其國を憤れる人なり (三) 史官の書籍に記錄するを俟つ (四) 勝手氣儘に行ふ (五) 外物なり即ち待つなり (六) 困却す (七) 禮記玉藻篇に左史は行事を書し右史は言を書すとあり (八) 大學の湯の盤銘の類、盂も亦水器なり (九) 太公に几の銘あり、武に杖の銘ありき

之受ニ子華一曰。諸侯之會。德刑禮義。無ニ國不ト記。記ニ姦之位一。君盟替矣。作而不レ記非ニ盛德一也。仲不レ能下以レ道格ニ君之心一。使中自不上レ爲レ惡。反待ニ簡冊之毀譽一以制レ之。噫爲レ善果待ニ於外一。使下自レ古無ニ史官一。諸侯無上史籍一。將三放レ意而不ニ復爲ト善邪。不下導ニ其君一以レ心制ト物。而反以レ物制レ心。是以レ

(二)記さざる無し。(三)姦の位を記さば、君の盟替れん。作して記さざるは盛德に非ずと。仲は道を以て君の心を格し、自ら惡を爲さざらしむる能はず、反つて(三)簡冊の毀譽を待つて以て之を制す。噫善を爲すこと、果して外に待たば、古より史官無く、諸侯に史籍無らしめば、將に(四)意を放にして復善を爲さざらんとするか。其君を導いて心を以て物を制せずして、反つて物を以て心を制せしむるは、是れ(五)外を以て内を制するなり。幸にして威公名を好むの心を以て、利を好むの心に易へ、僅に管仲の諫に從ひしが、若し威公利を好むの心勝たば、則ち仲の說は(六)窮せん。信に是の如くば、則ち聖人(七)左右の史を立て、以て言動を記せる者、亦豈外を以て内を制するためか。然るに非ざるなり。聖人の心は、萬物皆備り、其の外爲るを見ざるなり。史は心の史なり。記は心の記なり。推して盤盂の銘、(九)几杖の戒に至るまで、未だ一物も心外に居る者は有らざるなり。嗚呼此れ豈管仲の知る所ならんや。

不レ足レ爲也。通二天下一無レ非レ己。不レ見レ有二人之可一レ爲也。動靜語默。出入起居。未レ有下由二乎人一者上。飭レ躬厲レ行。非二以揚一レ名也。別レ嫌明レ微。非二以避一レ謗也。簡レ賦省レ刑。非二以求一レ民也。深レ謀遠レ慮。非二以防一レ患也。本無レ待而作。亦豈有レ待而止哉。有レ所レ慕而作者。外無レ慕則止也。有レ所レ畏而止者。外無レ畏則作也。曰作曰止。皆待二於外一而不レ出二於我一。則吾之爲レ善。既無レ本矣。無レ本之水。朝滿夕除。無レ本之善。朝銳夕墮。是烏可レ恃耶。

以て患を防ぐに非ざるなり。本待つこと無くして作すのみ、亦豈待つこと有つて止まんや。慕ふ所有つて作す者は、外に慕ふこと無ければ則ち止み、畏るゝ所有つて止む者は、外に畏るゝ無ければ則ち作す。曰く作し曰く止む、皆外に待つて我に出でざれば、則ち吾の善を爲すや、既に本無きなり。本無きの水は、朝に滿ち夕に除き、本無きの善は、朝に銳く夕に墮つ。是れ烏んぞ恃むべけんや。

㊀ 道は本我に在り外に待つべきに非ず ㊁ 相對立せざれば待つ事無き義 ㊂ 孔子の語なり ㊃ 嫌疑を分明にし微少の事まで判然にす ㊄ 賦税を簡少にし刑罰を省略す ㊅ 自己の心より爲すのみ故に何物を得るも止む事なしとの義

管仲諫二威公一

管仲は威公の子華を受くるを諫めて曰く、諸侯の會は德刑禮義のみ、國として

道無レ待。而有レ待非レ道也。夫一彼一此而待之名生焉。心之與レ道。豈有二彼此之可一レ待乎。心外有レ道非レ心也。道外有レ心非レ道也。古之學者爲レ己。非三以レ人

は無し。奸の位を記さば、君の盟替れん。作して記さざるは盛德に非ざるなり。君其れ許す勿れ、鄭必ず盟を受けんと。

〔評註〕人の善を爲すは、外に待つこと無し。今管仲は齊威を諫めて、太子華を受る勿らしめ、史册の記載を以て言と爲すは、是れ外に待つこと有つて、然る後に敢て不善と爲さざるのみ。何ぞ其本を知らざるや。待の字是れ一篇の血脈なり。

道は待つこと無し、待つこと有るは道に非ざるなり。夫れ一彼一此して(二)待の名生ず。心と道と、豈彼此の待つべき有らんや。心の外に道有るは心に非ず、道の外に心有るは道に非ず。古(三)の學者は己の爲にす、人を以て爲すに足らずとするに非ざるなり。天下を通じて己に非ずといふこと無く、人の爲すべき有るを見ざるなり。動靜語默出入起居、未だ人に由る者は有らず。躬を飭へ行を厲す、以て名を揚ぐるに非ざるなり。嫌を別ち微を明にす、以て謗を避るに非ざるなり。(五)賦を簡にし刑を省く、以て民を求むるに非ざるなり。謀を深うし慮を遠くす、

人一。異哉。楚文明皇。既知二其惡一。又愛二其人一。二者並二處於胸中一。獨何歟。蓋有レ說也。善有レ力。惡亦有レ力。不レ見レ可レ欲而不レ亂者。善力尚淺也。他日見レ可レ欲。安知三其不二亂也。不レ見二其奸一而不レ怒者。惡力尚淺也。他日見二其奸一。安知三其不二怒也。見レ可レ欲而不レ亂。則其心深入二於善一。善之力已堅矣。見二其奸一而不レ怒。則其心深入二於惡一。惡之力已堅矣。二君知二二臣之奸一。乃良知之猶未レ泯者。至下於知二其奸一而尚愛上レ之。是爲レ惡所レ持。其力既堅。雖二其知一不レ能レ奪也。吾故論二發之一。以爲二善惡淺深驗一。

齊の威公、鄭の太子華に辭す

〔出處〕僖公の七年、寗母に盟ふ、鄭を謀るが故なり。鄭は太子華をして、命を會に聽かしめ、齊侯に言つて曰く、洩氏・孔氏・子人氏が三族、實に君命に違へり。君若し之を去つて以て成を爲さば、我は鄭を以て內臣と爲ん、君も亦利あらざる所無けんと。齊侯將に之を許さんとす。管仲曰く、君は禮と信とを以て、諸侯を屬して、而も奸を以て之を終へば、無乃不可ならんか。父子奸せざる之を禮と謂ひ、命を守つて時に共する之を信と謂ふ。此三者に違ふは、奸焉より大なるは莫し。夫れ諸侯の會は、其德刑禮義、國として記さざる

矣。古今。以二郭公一惡レ惡不レ能レ去爲二大議一。然郭公。非下愛二其惡一而不上レ忍レ去也。實惡二其惡一而不レ能レ去也。郭公雖レ懦而惡レ惡之本心猶未レ失也。豈若下楚文與二明皇一。既知二其惡一而猶愛レ之乎。譬之不レ可レ並者。笑與レ哭也。貌之不レ可レ並者。憎與レ喜也。愛二其人一必不レ知二其惡一。知二其惡一必不レ愛二其

ず其人を愛せず。異なるかな楚文と明皇とは、既に其惡を知り、又其人を愛す。二者胸中に並び處るは、獨何ぞや。蓋し說有り、善も力有り、惡も亦力有り。欲すべきを見ずして亂れざる者は、善力尚ほ淺きなり、他日欲すべきを見ば、安んぞ其亂れざるを知らんや。其奸を見ずして怒らざる者は、惡力尚ほ淺し、他日其奸を見ば、安んぞ其怒らざるを知らんや。欲すべきを見て亂れざるときは、則ち其心深く善に入る、善の力已に堅し。其奸を見て怒らざれば、則ち其心深く惡に入る、惡の力已に堅し。(七)二君、二臣の奸を知るは、乃ち(八)良知の猶ほ未だ泯びざる者なり、其奸を知つて尚ほ之を愛するに至つては、是れ惡の爲に持せられて、其力既に堅く、良知と雖も奪ふ能はざるなり。吾故に之を論發して、以て善惡淺深の驗と爲す。

(一) 偏愛　(二) 出處參照　(三) 追つて其言を誦して之を美む　(四) 國名なり其君惡をにくみながら去る能はざりき　(五) 非毀の議論　(六) 同時に發聲する能はざる者　(七) 楚文と玄宗と　(八) 天より受けたる知を良知とす孟子に良知良能の說あり

惡一者明皇也。故也。受レ欺者其罪小。欺レ人者其罪大。德宗不レ過二爲レ杞所一レ欺耳。是杞之罪大而德宗之罪小也。明皇洞觀二林甫之姦一、如レ見二肺肝一。是林甫本不レ能レ欺二明皇一。而明皇自用レ之。罪豈在二於林甫一乎。

楚文之嬖二申侯一也。猶二明皇之嬖二林甫一也。明皇知二林甫之妬レ賢嫉一レ能。楚文王亦知二申侯之專レ利不一レ厭。一則終二彼之身一任レ之不レ替。一則終二我之身一寵レ之不レ衰。二君之罪。吾未レ知二孰輕孰重一也。彼子文。不レ知二楚文之失一反追二誦其明一。亦惑

楚文の申侯を嬖するや、猶ほ明皇の林甫を嬖するがごとし。明皇は林甫の賢を妬み能を嫉むを知り、(一)楚の文王亦、申侯の利を專にして厭かざるを知れり。一は則ち彼の身を終ふるまで之に任じて替らず、一は則ち我の身を終ふるまで之を寵して衰へず。二君の罪吾、未だ孰か輕く孰か重きかを知らざるなり。彼の子文、(二)楚文の失を知らず、反つて其明を追誦するは、(三)亦惑へり。古今、(四)郭公の惡を惡として去る能はざりしを以て、(五)大議を爲す。然も郭公は其惡を愛して去るに忍びざりしには非ず、實に其惡を惡として而も去る能はざりしのみ。郭公懦なりと雖も、惡を惡むの本心猶ほ未だ失せざるなり。豈楚文と明皇と、既に其惡を知るも猶ほ之を愛せしが若くならんや。(六)聲の並ぶべからざる者は、笑と哭となり、貌の並ぶべからざる者は、憎と喜となり。其人を愛すれば必ず其惡を知らず、其惡を知れば必

不善乎。知而遠之。善之善也。知而近之。不善之不善也。明皇之於林甫。徳宗之於盧杞。同用小人者也。同以小人致亂者也。彼善於此。則徳宗猶愈焉。徳宗之言曰。人皆以盧杞爲姦邪。朕獨不覺其然。是徳宗之用杞。變而不知其惡者也。不知其惡而用之。猶人情也。若明皇則既知林甫之妒賢嫉能。反尊寵信任。至十九年之久。謂之人情不可也。是知。意在用賢。而不知其惡者徳宗也。誤也。意在於用姦。而不恤其

を知らずして之を用ふるは、猶ほ人情なり。明皇の若きは則ち既に林甫の賢を妬み能を嫉むを知るも、反つて尊寵信任すると、十九年の久しきに至れり。之を人情と謂ふは不可なり。是に知る、(七)意賢を用ふるに在つて、其惡を知らざる者は徳宗なり、誤なることを。(八)意姦を用ふるに在つて、其惡を恤へざる者は明皇なり、(九)故なることを。欺を受る者は其罪小に、人を欺く者は其罪大なり。徳宗は杞の爲に欺かれしに過ぎず、是れ杞の罪大にして、徳宗の罪小きなり。明皇は(一〇)洞に林甫の姦を視ること、肺肝を見るが如し。是れ林甫は本明皇を欺く能はずして、明皇自ら之を用ふるなり、罪豈林甫に在らんや。

(一) 其人を愛しながら其缺點を知るなり　(二) 愛に蔽はる　(三) 坊間本「忘」を「忌」に作る　(四) 唐の玄宗皇帝は李林甫を相として安祿山の亂あり　(五) 唐の徳宗盧杞を相とし朱泚の亂起りぬ　(六) 比較的に謂ふなり　(七) 賢を用ひんと欲する心あり　(八) 姦を用ひんとし其惡も構はずとす　(九) 殊更なり故意なり　(一〇) 明白

愛而知二其惡一者。天下之至善也。亦天下之至不善也。人情有レ所レ愛則有レ所レ蔽。有レ所レ蔽則有レ所レ忘。不レ蔽不レ忘。卓然知二其惡於深愛之中一。惟天下之至公者能レ之。何以反謂二之大

聞いて曰く、臣を知るは君に若く莫し、改むべからざるなりと。

〔評註〕 其人を愛すれば、必ず其惡を知らず、其惡を知れば、必ず其人を愛せず。未だ楚の文王の、明に申侯が利を專にして厭かざることを知つて、猶ほ之を寵愛するが如きは有らざるなり。

(一)愛して其惡を知る者は、天下の至善なり、亦天下の至不善なり。人情愛する所有れば、則ち(二)蔽るゝ所有り。蔽るゝ所有れば、則ち(三)忘るゝ所有り。蔽れず忘れず、卓然として其惡を深愛の中に知るは、惟天下の至公なる者のみ之を能くす。何を以てか反つて之を大不善と謂ふぞ。知つて之を遠くるは、善の善なり。知つて之を近くるは、不善の不善なり。(四)明皇の林甫に於ける、(五)德宗の盧杞に於ける、同じく小人を用ふる者なり。同じく小人を以て亂を致しし者なり。(六)彼此より善きは、則ち德宗猶ほ愈れり。德宗の言に曰く、人皆盧杞を以て奸邪と爲すも、朕獨り其然るを覺えずと。是れ德宗の杞を用ひしは、愛して其惡を知らざる者なり。其惡

君子之門一。暮收二君子之利一。今禍福竟如何也。一犬吠レ形。百犬吠レ聲。而仁義之道荒矣。是皆以二君子一自名者之罪也。以二君子一自名者。誠不レ足レ恃矣。天下安可下以二此人之不上レ足レ恃。而遂疑中此道之不上レ足レ恃邪。將之覆レ軍者相繼。天下不レ疑二兵書之難一レ行。醫之殺レ人者相望。天下不レ疑二醫書之難一レ用。未レ有下因レ罪二其人一。而併罪二其書一者上也。萬古六經。反坐二腐儒曲士輩一而廢レ之耶。

望めども、天下醫書の用ひ難きを疑はず。未だ其人を罪するに因つて、併せて其書を罪する者は有らざるなり。萬古の六經(四)、反つて腐儒曲士輩に坐せられて(五)、而して之を廢せんや。

(一) 垣なり、守る意　(二) 吾々仲間　(三) 兵書の罪なりとせざる也　(四) 聖人の六經は萬古を一貫する寶たり故に言ふ　(五) 連坐なり影響なり

楚の文王申侯を寵す

（出處）僖公七年、鄭は申侯を殺して以て齊に說く。初め申侯は楚の文王に寵有り。文王將に死せんとして、之に璧を與へ、行を使めて曰く、唯我汝を知る、汝利を專にして厭かず。我死せば汝必ず速に行けと。既に葬るや、鄭に出奔す。又厲公に寵有り。子文は其死を

國者。圭璧黼黻之華也。干戚羽旄之美也。豆籩彝鼎之薦也。磬筦鐘鼓之和也。謂可託吾國而無後憂。而今而後。乃知中國之不足恃。彼聲明文物。亦徒有其表耳。焉可爲所誘而自投于禍哉。是則二國之滅。猶未足深恨。因二國之滅而絶蠻夷向中國之心。爲可深恨也。

嗚呼。蠻夷爲中國害。猶小人爲君子之害也。今有人焉。既奪小人謀身之術。而不授之以君子藩身之具。使小人慕虚名而受實禍。向之儕輩。必爭尤之曰。向汝鄙夷吾黨。而自附于彼。吾謂。汝朝升

嗚呼蠻夷の中國の害を爲すは、猶ほ小人の君子の害を爲すがごとし。今人有り、既に小人身を謀るの術を奪ひ、之に授るに君子身を衞る（一）の具を以てせずして、小人をして虚名を慕うて實禍を受けしめば、向の儕輩は、必ず爭うて之を尤めて曰はん、向に汝は吾黨（二）を鄙夷なりとして、自ら彼に附けり。吾謂へらく、汝は朝に君子の門に升り、暮に君子の利を收めんと。今禍福竟に如何ぞやと。一犬形に吠え、百犬聲に吠えて、仁義の道荒まん。是皆君子を以て自ら名づくる者の罪なり。君子を以て自ら名づくる者は、誠に恃むに足らず。天下安ぞ此の人の恃むに足らざるを以てして、遂に此道の恃むに足らざるを疑ふべけんや。將の軍を覆す者相繼げども、天下兵書（三）の行ひ難きを疑はず、醫の人を殺すを相

艷。棄戎即華。楚雖倔強蠻夷間誰與同惡者。今齊威坐視二國之亡而不能救。附中國者。未有禍。忤蠻夷者立有禍。人非病狂喪心。豈肯辭福而就禍耶。是驅天之人而歸蠻夷也。向使二國。未附齊而楚滅之。彼雖未知從中國之有利。亦未知恃中國之有害也。不幸茲黃肯附中國。而得禍。彫題文身之俗。必指以相語曰。吾始所以慕中

中國を恃むの害有るを知らざりしなり。不幸にして弦黃は中國に附くことを肯(八)んじて、而して禍を得たり。(九)彫題文身の俗、必ず指して以て相語げて曰はん、吾始め中國を慕ひし所以の者は、(一〇)圭璧黼黻の華なり、(一一)干戚羽旄の美なり、(一二)豆籩彝鼎の肅なり、(一三)磬筦鐘鼓の和なり。謂へらく、吾國を托して後の憂無かるべしと。今にして後に乃ち中國の恃むに足らざるを知れり。彼の(一四)聲明文物は、亦徒に其表有るのみ。焉ぞ誘るゝ所と爲つて自ら禍に投ずべけんやと。是れ則ち二國の滅は猶ほ未だ深く恨むに足らざるも、二國の滅に由つて、蠻夷中國に向ふの心を絶つなり。深く恨むべしと爲す。

(一) 振はざるなり (二) 蠻夷横行す (三) 文采禮義ある貌 (四) 六册本貿に作る定の義なり (五) 甚だ疾む (六) 楚の如き戎狄を離れて中國に服從せん (七) 強く盛なる貌 (八) 六册本「肯附」を「首侍」に作る (九) 額にほりものし身に入墨す、蠻夷の風俗 (一〇) 圭璧は諸侯の執る玉黼黻は天子の衣服 (一一) 楯斧旗羽の類　何れも舞ふ者の執る物 (一二) 共に祭祀に用ふる器具なり (一三) 共に皆樂器 (一四) 評判なり宣傳なり

恃也。終至二于翦滅一者。豈誤下信二中國一而至中此極上乎。爲二中國一者。誤二人于死地一。曾不二自省一。尚忍下隨二其後一譏上レ之。甚矣。無レ愧而不レ知レ恥也。人之汎レ舟者。恃二舟師一而不レ戒。酣寢沈醉。以溺二于水一。是人固有レ罪矣。然岸傍之人罪レ之可也。舟師罪レ之不可也。彼由レ誰致レ禍。而猶敢罪レ之邪。

中國之不レ競久矣。蠻夷肆行。莫二之敢過一。齊威獨斐然。欲レ扶レ衰振レ廢。弦黃又奮然。自拔二于蠻夷一而從レ之。四方諸侯。皆將下占二弦黃之禍福一。以爲中進退上。是機也。中國蠻夷勝負之決也。使下弦黃既附二中國一。而社稷尊安。人民豐阜上。則皆歆

中國の競はざるや久し、蠻夷肆行するも、之れを敢て過ること莫し。齊威獨り斐然として、衰を扶け廢を振はんと欲し、弦黃又奮然として自ら蠻夷に拔んでて之に從ふ。四方諸侯、皆將に弦黃の禍福を占て以て進退を爲さんとす。是の機や、中國蠻夷勝負の決なり。弦黃をして既に中國に附して、社稷尊安、人民豐阜ならしめば、則ち皆歆艷し、戎を棄てて華に卽かん。楚は蠻夷の間に倔強すと雖も、誰か與に惡を同じうする者あらん。今齊威は二國の亡を坐視して、而も救ふこと能はず。中國に附く者未だ福有らず、蠻夷に忤ふ者は立に禍有り。人狂を病み心を喪ふに非ずんば、豈肯て福を辭して禍に就かんや。是れ天下の人を驅つて蠻夷に歸せしむるなり。向に二國をして、未だ齊に附かざるに、楚をして之を滅せしめば、彼未だ中國に從ふの利有るを知らずと雖も、亦未だ

所レ恃而不レ能レ保者。居二其最一。恃レ人而受レ禍。固可レ責也。所レ恃者不レ足レ恃。而納二人於禍一。庸非二可レ責之尤者一乎。齊威公。攘二夷狄一以尊二中國一。弦黄僻陋在レ夷。亦慕二中國之義一。而自附二于齊一。恃レ齊忽レ楚。相繼覆亡。左氏以二恃レ人忘一レ備責レ之。抑不レ知。二國之所二以忘一レ備者。深信二中國一以爲レ可レ

尤なる者(二)に非ずや。齊の威公、夷狄を攘うて以て中國を尊くす。弦黄は僻陋(三)に在り、亦中國の義を慕うて、自ら齊に附き、齊を恃んで楚を忽にし、相繼いで覆亡しぬ。左氏は人を恃んで備を忘るゝを以て之を責めぬ。抑ゝ知らず、二國の備を忘れし所以の者は、深く中國を信じて、以て恃むべしと爲せばなり。終に翦滅(四)に至りし者は、豈誤つて中國を信じて、此の極に至りしに非ざらんや。中國爲る者、人を死地に誤つて、曾て自ら咎めず、尙ほ其後(五)に隨つて之を譏るを忍ぶ。甚しいかな愧無くして恥を知らざるや。人の舟を汎ぶる者は、舟師を恃んで戒めず、酣寢沈醉(六)して以て水に溺る。是(七)の人固に罪有るも、然も岸傍の人之を罪せば可ならん、舟師之を罪せんは不可なり。彼(八)は誰に由つて禍を致せるぞ、而も猶ほ敢て之を罪せんや。

(一) 第一　(二) 亦第一の義　(三) 片田舍　(四) 翦り滅す　(五) 後より平氣に其不都合を責め譏る　(六) 酒に醉ひ眠り熟睡す　(七) 舟師を恃みて用心せざりし罪あり　(八) 舟師が其人の恃みを守らざりしよりの禍也

也。威公管仲之不レ見二楚罪一。其以レ是哉。

天下之禍。恃レ人而不二自戒一者。居二其最一。天下之辱。爲レ人

楚、弦黄を滅す

（出處）僖公五年、楚の鬪穀於菟は弦を滅す。是に于て江黄道柏、方に齊に睦じ。皆弦の姻なり。弦子之を恃んで楚に事へず。故に亡びたり。

十二年、黄人は諸侯の齊に睦じきを恃み、楚の職に共せずして曰く、郢より我に及ぶまで九百里、焉ぞ能く我を害せんと。楚は黄を滅しき。

〔評註〕齊は弦黄の爲に恃まれて、之を保んずる能はずして、亡滅を致せり。此より蠻夷中國に向ふの心を絶ちぬ。齊の恨と爲すべきなり。

天下の禍は、人を恃んで自ら戒めざる者、其最に居る。天下の辱は、人の爲に恃まれて而も保する能はざる者、其最に居る。人を恃んで禍を受くる、固に責むべきなり。恃む所の者恃むに足らずして、人を禍に納るゝは、庸ぞ責むべきの

已矣。君子方疾小人之爲誣。而復效其爲誣。亦何以服彼哉。惜乎。伐楚之際。無下以是誣威公者上也。

然則楚之罪。果止于不共王祭而已矣。曰否。楚聞周之衰。竊王號以自尊。淫名淹于天子。罪未有先焉者也。威公管仲。方求出師之名。尙遠取數百年之罪以加楚。使知其僭王。必無反爲楚隱之理。今恬不知問。是必不之見也。人之求墜簪者。簪橫吾之前。或瞀亂而不能見。簪曷嘗自匿哉。心切于求。則目眩於視

然らば則ち楚の罪は、果して王の祭に共(一)せざりしに止るのみか。曰く、否。楚は周の衰を聞き、王號(二)を竊みて以て自ら尊にし、淫名天子を淹(三)す。罪未だ焉より先なる者は有らざるなり。威公と管仲と、方に師を出すの名を求むるに、尙ほ遠く數百年の罪を取りて以て楚に加ふ。其をして王を僭するを知らしめば、必ず反つて(四)楚の爲に隱すの理無けん。今は恬として問ふことを知らず。是れ必ず之(五)を見ざるなり。人の墜簪(六)を求むる者、簪吾の前に橫るに、或は瞀亂(七)して見る能はず。簪曷ぞ嘗て自ら匿さんや。心求むるに切にして、則ち目視るに眩すればなり。威公・管仲の楚の罪を見ざりしは、其れ是を以てか。

(一) 恭敬ならざるなり　(二) 楚が王號を稱せしは極めて早し　(三) あまねく知れ渉れる義　(四) 隱して楚を責めざる筈はなし　(五) 楚の僭を知らざるなり　(六) 目前に落せるかんざし　(七) 迷ひ眩む

遂遠求昭王不復之事。欲張楚之罪。大吾出師之名。以蓋侵蔡之私。抑不知。膠舟之禍。年踰數百。荒忽茫昧。不可考質。楚人肯坐受其責乎。此所以來水濱之侮也。使威公管仲苟止以包茅責楚。而不加以昭王之問。則言出而楚服矣。尚待進師至陘。而僅得其請盟乎。以小人而誘君子。謂之誣以君子而增小人之罪。亦謂之誣。小人之誣君子。全體之誣也。君子之誣小人。一事之誣也。大小雖殊。然終同歸於誣而

來しし所以なり。威公・管仲をして、苟も止包茅（七）を以て楚を責めて、加ふるに昭王の問を以てせざらしめば、則ち（八）言出でて楚服せん。尚ほ師を進めて陘に至るを待つて、僅に其の盟を請ふを得るのみならんや。小人を以て君子を誘く、之を誣と謂ひ、君子を以て小人の罪を増す、亦之を誣と謂ふ。小人の君子を誣ふるは全體の誣なり、君子の小人を誣ふるは一事の誣なり。大小殊なりと雖も、然も終に同じく誣に歸するのみ。君子は方に小人の誣を爲すを疾み、而も復た其の誣を爲すに效はば、亦何を以てか彼を服せんや。惜しいかな楚を伐つの際、是を以て威公に語ぐる者無かりしこと。

（一）楚が周に貢を致さざる點　（二）首を垂れて平伏す　（三）周の昭王は成王の孫なり南漢水を渉るとき膠舟に乘せられて溺れたり　（四）大げさにす　（五）齊は一婦人の故を以て蔡を伐ち序に楚に及びしなり　（六）之を水濱に問へと謂ひしを指す　（七）周室に献ずべき貢賦なり祭祀の時酒を漉らすもの　（八）之を言ふや直に服せしに相違なし

方患無以自解也。日夜幸吾一言之誤一字之差。乘隙以破吾之說。今吾乃故爲溢毀無實之辭。使彼得以藉口。是遺小人以自解之資也。彼之惡本實。因吾增之。反變實惡爲虛惡。彼之罪本實。因吾增之。反變實罪爲虛罪。則爲小人者。惟恐君子增加之不多耳。嗚呼君子。何苦坐一僞而喪百眞。小人亦何幸。借一誣而解百譎乎。

なり　(四)罪を裁判す　(五)小人の爲せるだけの實際の罪惡　(六)自ら辨解す　(七)裁判するものの一寸した言ひ損ひや書き損ひ　(八)元來確實なり　(九)一の僞のために小人の百程もある眞實の罪惡を失ふ　(一〇)一の誣言を幸として百もせめらるべき事を逃る

齊威公。與管仲爲伐楚之役。苟直指其不共貢職以討之。則適投其病。楚必稽首而知罪矣。而君臣過計。以不共貢職之罪爲不足。

齊の威公、管仲と楚を伐つの役を爲すや、苟も直に其の(一)貢職を共せざるを指して以て之を討ぜば、則ち適に其病に投じ、楚も必ず(二)稽首して罪を知らんに、而るに君臣計を過ち、貢職を共せざるの罪を以て足らずと爲し、遂に遠く(三)昭王復らざるの事を以て、楚の罪を(四)張り、吾師を出すの名を大にし、以て(五)蔡を犯すの私を蓋はんと欲す。抑〻知らず、舟に膠するの禍は、年數百を踰え、荒忽茫昧、考へ質すべからず。楚人肯て坐ながら其責を受けんや。此れ(六)水濱の侮を

惡負罪者。其心未嘗一日安也。一旦爲人所發。情得計窮。何辭之敢爭。其所以旅拒不服者。非小人之罪也。治小人之罪也。治小人者。疾之太過。求之太深。謂。正指其罪惡。未足以深陷小人。由是。於本惡之外。復增其惡以甚之。於本罪之外。復增其罪以多之。小人

人を治むるの罪なり。小人を治むる者は、之を疾むこと太だ過ぎ、之を求むること太だ深し。(四)謂ふ、正に其罪惡を指すも、未だ以て深く小人を陷るゝに足らずと。是に由つて、本惡(五)の外に於て、復其惡を增して以て之を甚しうし、本罪の外に於て、復た其罪を增して以て之を多くす。小人は方に以て自ら解する(六)無きを患へ、日夜吾一言の誤と一字の差とを幸し、隙に乘じて以て吾の說を破る。今吾乃ち故(七)に溢毀無實の辭を爲し、彼をして以て口に藉ることを得しむるは、是れ小人に遺るに、自解の資を以てするなり。彼の惡は本實(八)なり、吾之を增すに因つて、反つて實惡を變じて虛惡と爲す。彼の罪は本實なり、吾之を增すに因つて、反つて實罪を變じて虛罪と爲す。則ち小人爲る者は、惟君子增加の多からざるを恐れんのみ。嗚呼君子、何を苦んでか、一僞(九)に坐して百眞を喪ひ、小人亦何の幸か、一誣(一〇)を借りて百謫を解くぞや。

(一) 小人の惡を甚しうせんとして却つて之を寬うする意 (二) 事情露見して計略窮す (三) 強く拒いで服せざる

甚二小人之惡一者。寛二小人之惡一者也。多二小人之罪一者。薄二小人之罪一者也。小人之懷

曰く、虞らざりき君の吾地に渉らんとは。何が故ぞと。管仲對へて曰く、爾の貢せる包茅入らず、王祭共せず、以て酒を縮す無し。寡人是れ徴す。昭王は南征して復らず、寡人是れ問ふと。對へて曰く、貢の入れざるは寡君の罪なり、敢て共給せざらんや。昭王の復らざりしは、君其れ諸を水濱に問へと。

〔評註〕言ふ、君子が小人の罪を治むるや、少しも增加有るべからず、齊威の如きも、但楚が貢を共せざるを責むれば、則ち楚は罪を知らんに、必ず昭王復らざるの事を以て之を責む、楚の侮を召きし所以なりと。結尾に言ふ、楚は僭して王を稱せり、其罪莫大なるに、齊は之を責むることを知らずと。議論極めて高し

小人の惡を甚しくする者は、小人の惡を寛うする者なり。小人の罪を多くする者は、小人の罪を薄うする者なり。小人の惡を懷き罪を負ふ者は、其心未だ嘗て一日も安からざるなり。一旦人の爲に發かれ、情得られ計露るれば、何の辭か之れ敢て爭はんや、其の旅拒して服せざる所以の者は、小人の罪に非ざるなり、

則譴責來。含レ毒蓄レ險。鬱不レ得レ吐。信乎其不レ得レ志也。然抑二其惡一。所三以全二其身一。愛二小人一者。孰有レ加二于治世一乎。嚴師之鍾楚。慈母之呵叱。吾見二其恩一而不レ見二其讎一也。亂世則反レ是矣。貪大者家亦大。詐高者位亦高。羣讙猥囂。競二於爲レ惡。不レ至二於覆レ宗絶レ祀不レ止也。有レ餌焉以釁二其鉤一。有レ錦焉以華二其阱一。安得レ不三誘而納二之死地一乎。嗚呼小人者。毋下以レ遇二亂世一爲上レ幸哉。

す。貪ること大なる者は家も亦大に、詐ること高き者は位も亦高く、羣讙囂、惡を爲すに競ひ、宗を覆し祀を絶つに至らざれば止まざるなり。餌有つて以て其鉤を釁し、錦有つて以て其阱を華にす。安んぞ誘うて之を死地に納れざるを得んや。嗚呼小人なる者は、亂世に遇ふを以て幸と爲す毋らんかな。

(一一) この說とは大なる違ひにて然らざる者亦多し (一二) 入罰の刑と叱責と (一三) 一足を擧ぐるを跬とし兩足を步とす (一四) 諛讙するなり治世が小人を處するに喩ふ (一五) 群衆皆騷然として惡を爲すに競爭す (一六) 飾りたる錦を以て覆へる陷し穴

齊、楚を伐つ

（出處） 僖公四年、齊侯は諸侯の師を以て蔡を侵し、遂に楚を伐つ。楚子は師と言はしめて

說[一]。則孔叔之樸固膠滯。殆難[レ]免[二]乎今之世[一]。申侯持[二]詭譎之術[一]。遇[二]澆僞之時[一]。所謂卉之春。稼之秋也。然孔叔卒無[二]纖芥之禍[一]。而申侯反以殺[二]其身[一]。則世俗之說。果可[二]盡信[一]耶。附[二]丁傅[一]者。皆貴[二]於哀帝之朝[一]。而朱博以[二]丁傅[一]敗。獻[二]符命[一]者。皆侯[二]于王莽之世[一]。而劉棻以[二]符命[一]誅。昔之君子介然自守。忤[レ]時而不[レ]悔者。其知[レ]之矣。

淫亂を諫めて刑死し、晉の伯宗三郤に譖せられて戮死す ㊃ 頑固に拘泥し固執する者は今世に免れずして必死すべし ㊄ 花の春に逢ひ禾穀の秋にあへるが如し、よく時節に合へるもの也 ㊅ 猶小に同じ ㊆ 漢の丁太后傅太后の親戚は皆哀帝の代に尊貴なりしが朱博は却つて其爲に敗れき ㊇ 王莽の簒位を天の命なりとする頌德文 ㊈ 王莽後に陳崇が說により符命を進めし者を殺せり劉棻も亦坐せり

嗚呼。治世者小人失[レ]志之時也。亂世者小人得[レ]志之時也。抑不[レ]知。事有[二]大謬不[レ]然者[一]。小人之在[二]治世[一]。片言犯[レ]義則鐫譙至。跬步觸[レ]法

嗚呼治世は小人志を失ふの時なり。亂世は小人志を得るの時なり。抑〻知らず、(一)事大いに謬つて然らざる者有ることを。小人の治世に在るや、片言義を犯せば則ち(二)鐫譙至り、(三)跬步法に觸るれば則ち譴責來り、毒を含み險を蓄ふるも鬱して吐くことを得ず。信なるかな其の志を得ざるや。然も其惡を抑ふるは、其身を全うする所以なり。小人を愛する者は、孰か治世に加ふる有らんや。嚴師の(四)箠楚、慈母の呵叱、吾其恩を見るも、而も其讎を見ざるなり。亂世は則ち是に反

春秋之時。澆僞薀起之時也。徇時而生者。吾見其人矣。忤時而死者。吾見其人矣。祭仲潘宗之顯榮。洩冶伯宗之戮辱。皆世俗所指以藉口者也。蓋嘗以齊楚爭鄭之際觀之。鄭伯之臣。終始主齊不變其說者。孔叔也。反覆趨利。且齊且楚者申侯也。格之以世俗之

春秋の時は、澆僞(一)薀起の時なりき。時に徇つて生きし者、吾其人を見、時に忤うて死せし者、吾其人を見る。祭仲潘宗(二)の顯榮、洩冶伯宗(三)の戮辱は、皆世俗の指して以て口に藉く所の者なり。蓋し嘗て齊楚が鄭を爭ひしの際を以て之を觀るに、鄭伯の臣、終始齊を主として其說を變ぜざりし者は孔叔なり。反覆利に趨り且く齊且く楚なりし者は申侯なり。之を格すに世俗の說を以てせば、則ち孔叔の樸固膠滯(四)、殆ど今の世に免れ難く、申侯は詭譎の術を持し、澆僞の時に遇ふ、所謂卉(五)の春、稼の秋なる者なり。然も孔叔は卒に纖芥(六)の禍無くして、申侯は反つて以て其身を殺せり。則ち世俗の說、果して盡く信ずべけんや。丁傅(七)に附く者は、皆哀帝の朝に貴ばる。而も朱博は丁傅を以て敗れぬ。符命(八)を獻ずる者は、皆王莽の世に侯たるに、而も劉棻(九)は符命を以て誅せられぬ。昔の君子の、介然として自ら守り、時に忤うて悔いざりし者は、其の之を知れるなり。

(一) 風俗輕薄詐僞橫行 (二) 鄭の大夫前出、潘宗は楚の臣、太子をして王を弑せしめたり (三) 陳の大夫洩冶、君の

爲二世俗之說一者曰。狥レ時者通。忤レ時窮。天下堯舜而我獨共鯀。是以有二放殛之禍一。天下桀紂而我獨湯文。是以有二幽縶之禍一。亂世之不レ利レ爲レ善。猶下治世之不上レ利レ爲惡也。子欲レ爲二善於亂世一。盍下先自省中能傲二炎荒一而輕二髡鉗一乎。能嗜二刀鋸一而親二礩質一乎上。如曰レ未レ能。盍下亦隨レ時上下。以徼レ寵保上レ身哉。是說之行。風靡波蕩。十人而九矣。噫是果何道以排レ之乎。

世俗の說を爲す者は曰く、時に狥ふ者は通じ、(一)時に忤ふ者は窮す。天下堯舜にして我獨り共鯀(二)たり。是れを以て放殛(三)の禍有り、天下桀紂にして我獨り湯文(四)たり。是を以て幽縶(五)の禍有り。亂世の善を爲すに利あらざる、猶ほ治世の惡を爲すに利あらざるがごとし。子、善を亂世に爲さんと欲せば、盍ぞ先づ自ら能く炎荒(六)に傲つて髡鉗を輕んぜんか、能く刀鋸を嗜んで礩質(七)に親まんかと省みざる。如し未だ能はずと曰はば、盍ぞ亦時に隨つて上下し、以て寵(八)を徼め身を保たざると。是の說の行はるゝ、風靡き波蕩き、十人にして九なり。噫是れ果して何の道か以て之を排せんや。

(一) 世間の成行に從つて行ふ者は常に安寧なり　(二) 堯舜時代の惡人共工、伯鯀　(三) 共工は流され鯀は誅せられき　(四) 殷の湯王周の文王　(五) 湯は夏臺に囚はれ文王は羑里に囚はる　(六) 僻遠瘴癘の地に流され罪人として髮を剃られ手足を束縛せらる　(七) 首刎の臺に平氣でのぼる事が出來るか否かを自ら反省せよ　(八) 人の寵愛を求む

んと。申侯曰く、善しと。濤塗以て告ぐ。齊侯之を許す。申侯見えて曰く、師老いたり、若し東方に出でて敵に遇はば、懼くは用ふべからざらんと。齊侯說び、之に虎牢を與へ、轅濤塗を執へき。

五年、陳の韓宣仲申侯の已に召陵に反きしを怨み、故に之に勸めて其賜邑に城かしめ、遂に諸を鄭伯に譖して曰く、美しく其賜邑に城くは、將に以て叛かんとするなりと。申侯是に由りて罪を得たり。秋諸侯盟ふ。王は周公をして鄭伯を召し、以て楚に從はしむ。故に逃れ歸りて盟はず。孔叔之を止めしが聽かず。

七年、齊人鄭を伐つ。鄭は申侯を殺して以て齊に說く。且つ陳の轅濤塗の譖を用ふるなり。

〔評註〕謂ふ、世俗の論、時に狥ふ者は通じ、時に忤ふ者は窮す。然も春秋の時、孔叔は時に忤つて禍に免れ、申侯は時に狥ひて其身を殺しぬ。斯れ世俗の論も、殆ど未だ信ずべからざるなりと。末に小人の治世に遇ふは幸爲り、亂世に遇ふは不幸爲るを說く。議論尤も高し。

末路。至レ使下威公不レ能三自定二其子一。區區僭レ仲闘中之於宋襄上焉。吾讀レ書至レ此。未丁嘗不丙憐二其衰一。而哀乙其窮甲也。世之詆二覇者一。必曰。尙二功利一。五覇威公爲レ盛。諸子相屠。身死不レ殯。禍且不レ能レ避。豈功利之敢望乎。是知。王道之外。無二坦途一。擧皆荊棘。仁義之外。無二功利一。擧皆禍殃。彼詆レ覇以二功利一者。何其借レ譽之深也。

や。

㊀ 易牙は子を殺して君に食ましめ開方は親に背いて君に近づけり ㊁ 十分に意見を述べつくし」憚らず ㊂ 禍に同じ ㊃ 桓公の五公子皆庶出にして相爭へり ㊄ 巧をのみ恃む者 ㊅ 晩年老後 ㊆ 桓公薨ずる前に孝公を宋襄公に托したり ㊇ 假那式なり ㊈ 平坦なる道 ㊉ 名譽の安賣なりとの義

鄭の孔叔申侯

（出處） 僖公三年、楚人鄭を伐つ。鄭伯成がんと欲す。孔叔可かずして曰く、齊方に我に勤む、德を棄つるは不祥なりと。

四年、齊は楚を伐ち、召陵に盟ふ。陳の轅濤塗、鄭の申侯に謂つて曰く、陳鄭の間に師せば、國必ず甚だ病まん。若し東方に出で、兵を東夷に觀し、海に循ひて歸らば其れ可なら

逮ニ仲將ㇾ死。始明數ニ貂之姦一。列ニ於易牙開方之間一。欲ニ併逐ㇾ之。平時則不ニ敢排擊一。以爲ニ保身之計一。將ㇾ死。則盡言不ㇾ諱。以取ニ知ㇾ人之名一。其自爲ㇾ謀亦巧矣。然卒開ニ禍亂之原一。庶孽交爭。國統殆絕。天下之事。信非ニ巧者所ニ能辨一也。嗚呼管仲輔ニ威公一之初心。其自期何如耶。晚節

仲が將に死せんとするに逮び、始めて明に貂が姦を數へ、易牙・開方(一)の間に列し、併せて之を逐はんと欲しき。平時には則ち敢て排擊せず、以て保身の計を爲し、將に死せんとしては、則ち盡言(二)して諱まず、以て人を知るの名を取る。其自ら謀を爲す、亦巧なるかな。然も卒に禍亂(三)の原を開き、庶孽(四)交〻爭ひ、國統殆ど絕えぬ。天下の事は、信に巧者(五)の能く辨ずる所に非ざるなり。嗚呼、管仲威公を輔くるの初心、其自ら期する何如ぞや。晚節末路(六)には、威公をして自ら其子を定る能はず、區區として仲と偕に之を朱襄(七)に屬せしむるに至りぬ。吾書を讀んで此に至り、未だ嘗て其衰を憐んで、其窮を哀まずんばあらざるなり。世の霸者を誣るものは、必ず曰く、功利を尙ぶと。五霸、威公を盛と爲せるに、諸子相屠り、身死するも殯(八)せられず、禍且つ避くる能はざりき。豈功利を之れ敢て望まんや。是に知る、王道の外に坦途(九)無く、擧皆荊棘、仁義の外に功利無く、擧皆禍殃なることを。彼の霸を誣るに功利を以てする者は、何ぞ其學(一〇)を借すことの深き

我所㆔以與㆓鄭構㆒者。亦以易㆓吾之樂㆒也。今吾迫蹙稿乾。曾不㆑得㆔少享㆓爲㆑君之樂㆒。豈非㆓鄭敗㆒我耶。是則用㆑貂之初。仲固可㆘持㆓左劵㆒而責㆗戚公之負㆖約。遂㆑貂之後戚公亦持㆓右劵㆒而責㆓管仲之負㆒約矣。仲之隱忍而不㆑爭者此也。自㆓貂始進㆒言㆑之。戚公所㆓以敢用㆒貂者。以㆓仲許㆒之也。當㆓是時㆒。仲爲㆑主。而貂爲㆑客。自㆓貂嬖寵之時㆒言㆑之。戚公所㆓以未㆒疎㆑仲者。以㆑不㆑害㆑貂也。當㆓是時㆒。貂爲㆑主而仲爲㆑客。君臣之歡潛移。主客之勢互變。昔也貂爲㆑仲所㆑容。今也仲爲㆑貂所㆑容。方且㆓取㆑容之不㆒暇。矧曰㆑逐㆑之云乎。

所以の者は、仲が之を許せるを以てのみ。是時に當つて、仲は主爲り、貂は客爲り。貂が嬖寵せられし時より之を言へば、戚公が未だ仲を疎ぜざる所以の者は貂を害せざるを以てなり。是時に當つて、貂は主爲り、仲は客爲り、君臣の歡潛に移り、主客の勢互に變ず。昔や貂は仲が爲に容れられ、今や仲は貂が爲に容れらる。方(六)に且つ容(七)を取るに之れ暇あらざらんとす、矧んや之を逐ふと曰ふと云はんや。

(一) 鈍朴暗愚を擁腫とし身體不具なるを鞅掌とす、莊子に見ゆ　(二) 不快なる貌　(三) 迫り蹙められて氣分不愉快なり　(四) 初約に背いて我の樂を敗る　(五) 信約のしるしたる劵は之を左右に二分するが故に左劵右劵といふ　(六) 何時とは知らず轉移したるなり　(七) 容れられんことを求む

人以田。而奪其耒耜也。已容其近小人。而禁其奪吾權。是與盜者同處。而惡其攘竊也。世寧有是理耶。仲急於功利。亟欲得齊國之柄。不暇長顧却慮。而爲是約。至漏師多魚之時。固已默然。陰悔初約之謬矣。失之於初。而不能救之於後。此仲所以呑聲而不敢較也。

若他人居仲之地。必不度事勢而爭之。雖使威公。或勉聽其言而逐貂。然逐貂之後。在公左右者。必擁腫鞅掌。然後可耳。威公左右。誠皆擁腫鞅掌之徒。則塊然宮中。無以自適。必反責管仲曰。爾所以許我者。享爲君之樂也。

若し他人仲の地に居らば、必ず事勢を度らずして之を爭はんに、威公をして或は勉めて其言を聽いて貂を逐はしむと雖も、然も貂を逐ふの後、公の左右に在る者は、必ず擁腫鞅掌(一)にして、然る後に可ならんのみ。威公の左右、誠に皆擁腫鞅掌の徒ならんには、則ち宮中に塊然(二)として、以て自適する無く、必ず反つて管仲を責めて曰はん、爾の我に許す所以の者は、君爲るの樂を享けしめんとのみ。我の爾に權を與ふる所以の者は、亦以て吾の樂に易ふるのみ。今は吾迫(三)蹙稿乾、曾て少くも君爲るの樂を享くるを得ず。豈爾は我を敗るに非ずやと。是れ則ち貂を用ふるの初、仲固に左券(五)を持して威公の約に負く(四)を責むべきも、貂を逐ふの後は、威公亦右券を持して管仲が約に負けるを責めん。仲の隱忍して爭はざりし者は此のみ。貂が始め進みしより之を言へば、威公の敢て貂を用ひし

不レ勝之兆於冥冥之中。安得レ不二知レ難而止一乎。使下待二舌敝力屈一。然後始肯處中不レ勝之地上。亦何以二管仲一爲哉。仲始與二威公一約。既以二佚樂一與レ公矣。資二人君之樂一者。君子乎小人乎。名曰二佚樂一。未レ有下不レ資二小人一者上。名曰二小人一。未レ有下不レ貪二權勢一者上。已許三其縱二佚樂一。而禁三其近二小人一。是授

し、既に佚樂を以て公に與へき。人君の樂を資くる者は、君子か小人か。名づけて佚樂と曰ふ、未だ小人に資せ(五)ざる者は有らず。名づけて小人と曰ふ、未だ權勢を貪らざる者は有らず。已に其の佚樂を縱にするを許して、而も其の小人を近づくるを禁ずるは、是れ人に授くるに田を以てして、而も其耒耜(六)を奪ふなり。已に其の小人を近くるを容して、而も其の吾權を奪ふを禁ずるは、是れ盜者と同處して、其攘竊(七)を惡むなり。世寧ぞ是の理有らんや。仲は功利(八)に急なり、亟に齊國の柄(九)を得んと欲して、長く顧み却き慮るに暇あらずして、是の約を爲せり。師を多魚に漏すの時に至りては、固に已に默然として、陰に初約の謬を悔いき。之を初に失して、而して之を後に救ふこと能はず。此れ仲が(一〇)聲を呑んで敢て較せざりし所以なり。

(一) 碁を打つ者　(二) 棋の名人　(三) 棋子の箱を空にし碁盤の目無き程に並べつくす　(四) 管仲たる價値なし　(五) 採り用ふ　(六) 鋤の類　(七) 盜む　(八) 功名を立て利益を謀る　(九) 政治上の權力　(一〇) 隱忍して言はざるなり

進二苦言一以阻二威公之樂一耶。則仲爲レ負二威公一。威公苟用二小人一以侵二仲之權一耶。則威公爲レ負二管仲一。其所下以得レ君專。持レ權久。成レ功偉上者。恃二此約一也。夫彼所レ謂寺人貂者。苟崇二臺榭一。盛二狗馬一。侈二聲色一。以奉二威公游宴之樂一。是固仲所レ許也。今乃恃レ寵干レ政。漏二泄軍事一。則政犯二仲之約一矣。爲レ仲者。盍下質二威公一以二素約一。尸二貂于軍門上。可也。顧乃隱忍坐視而不レ爭者。殆必有レ說矣。

て爭はざる者は、殆ど必ず說有らん。

(一)遊戯に取りて縱に快を取る事など　(二)この欒は彌たるに差支なし　(三)引あげて交へ用ふ　(四)小人を抑へて縱佚を許すの義　(五)取れば又之を放ちゆるす　(六)とりかふ　(七)諫言、良藥は口に苦しと謂ふより來る　(八)君の意を得るなり　(九)宦官の刁なり　(一〇)土を高うするを臺とし木を多くするを榭とす　(一一)耳を樂しまする聲樂と目を娛ましむる色と　(一二)元の約束　(一三)誅して其屍を軍門に陳ぬるなり

奕者擧レ棊。未レ竟。斂レ手而甘レ敗者國棊也。倒レ奩空レ枰。大敗塗レ地。爭猶不レ止。則棊之下者耳。仲國棊也。先自見二

奕者の棊を擧ぐるや、未だ竟へるざるに、手を斂めて敗を甘んずる者は國棊なり。奩(一)を倒にし枰を空しうし、大いに敗れて地に塗るゝも、爭うて猶ほ止まざるは、則ち棊の下なる者のみ。仲は國棊なり、先づ自ら勝たざるの兆を冥冥の中に見る。安んぞ難を知つて止めざるを得んや。舌敝れ力屈するを待つて、然る後に始めて肯て勝たざるの地に處らしめば、亦何ぞ管仲(四)を以て爲んや。仲始め威公を約

於威公。盤遊縱佚之屬皆曰。不害霸。其深戒痛絕。以爲害霸者。獨參用小人而已。仲之意謂。有抑必有揚。有操必有縱故其得政之始。首與齊威約。舉一國之樂皆歸君。舉一國之權皆歸我。我與君以樂。君與我以權。以是樂而市之權。兩相貿易。自今日以後。仲苟

其深く戒め痛く絶ち、以て霸に害ありと爲する者は、獨り小人を參用すること(三)のみ。仲の意に謂ふ、抑(四)有れば必ず揚有り、操(五)有れば必ず縱有りと。故に其の政を得るの始、首として齊威と約し、一國の樂を擧げて皆君に歸し、一國の權を擧げて皆我に歸す。我君に與ふるに樂を以てし、君我に與ふるに權を以てし、是樂を以て之權を市ひ、兩つながら相貿易す。今日より以後、仲苟も苦言(七)を進めて、以て威公の樂(六)を阻まんか、則ち仲は威公に負くと爲し、威公苟も小人を用ひて以て仲の權を侵さんか、則ち威公は管仲に負くと爲す。其の君を得ること(八)專に、權を持すること久しく、功を成すこと偉なりし所以の者は、此約を恃めばなり。夫れ彼所謂寺人貂(九)といふ者は、苟も臺榭(一〇)を崇うし、狗馬を盛にし、聲色(一一)を修にして、以て威公游宴の樂に奉ぜんに、是れ固に仲が許す所たり。今は乃ち寵を恃み、政を干し軍事を漏泄す。則ち政に仲が約を犯すなり。仲爲る者、盍ぞ威公に質すに素約(一二)を以てし、貂(一三)を軍門に尸せざる、可なり。顧つて乃ち隱忍坐視し

人之所ニ貴重一。非ニ凡禽匹一也。懿公乘レ之以レ軒。而擧レ國疾レ之。視如ニ鳴梟一然。豈人之愛憎遽變於前一耶。罪在三于處非ニ其據一而已。以三鶴之素爲ニ人所一レ貴。一非ニ其據一。已爲レ人疾惡如レ此。苟佳禽而處非ニ其據一。則人疾ニ惡之一者。復何如耶。吾于レ是乎有レ感。

管仲始進ニ說

齊の寺人貂、師を漏す

（出處） 僖公の二年、齊の寺人貂、始めて師を多魚に漏す。

（主意） 管仲說を進むるの初、齊威と約し、許すに佚樂を以てして、獨り其小人を參用するを許さざりしが、其後に寺人貂は、寵を恃んで政を干し、軍事を漏泄せるに、管仲は卒に敢て齊威の約に負けるを責めて、之をして貂を逐はしめざりしは何ぞや。蓋し惟ふに小人は能く君の樂に奉じ、亦惟小人のみ能く君の權を盜む。已に其佚樂を許し、又其小人を用ふるを禁ずるは、是理無きなり。此れ管仲が辱を呑んで敢て較せざりし所以の者にして、蓋し自ら其初約の謬りしを悔ゆるなり。約の字は是れ一篇の血脈なり。

管仲の始めて說を威公に進むるや、盤遊縱佚の屬は皆曰く、(一)霸に害あらずと。(二)

可レ親。卒然臨レ之以二患難一。則異二於懿公鶴一者幾希。是獨可レ輕二懿公一也哉。所レ用非レ所レ養。所レ養非レ所レ用。使三親者處二其安一。而使三疎者處二其危一。使三貴者受二其利一。而使三賤者受二其害一。未レ有下不レ蹈二懿公之禍一者上也。抑吾又有レ所二深感一焉。鶴之爲レ禽。載二于易一。播二于詩一。雜二出騷人墨客之詠一。其爲レ

に非ず。親者をして其安に處らしめて、疎者をして其危に處らしめ、貴者をして其利を受けしめて、賤者をして其害を受けしむ。未だ懿公の禍を蹈まざる者は有らざるなり。抑〻吾又深く感ずる所有り。鶴の禽爲る、易に載り、(四)詩に播き、騷人墨客の詠に雜出す。其の人の爲に貴重せらるゝや、凡禽の匹に非ざるなり。懿公が之を乘するに軒(五)を以てするや、國を擧げて之を疾み、視ると鴟梟(六)の如く然り、豈人の憎愛、遽(七)に前に變ぜんや。罪處るところ其據に非ざるに在るのみ。鶴は素より人の貴ぶ所と爲るを以てすら、一たび其據に非ざれば、已に人の爲に疾み惡まること此の如し。苟も他禽にして處ること其據にざれば、則ち人の之を疾惡せん者、復何如ぞや、吾是に于てか感有り。

(一) 錄用する所の人々の文章威儀議論なり (二) 佻なる貌 (三) 緩急の際に用ふる者は平素に養へる者に非ず (四) 易の中孚の爻に鳴鶴陰に在り云々と又詩の小雅に九皐に鳴く云々と見ゆ (五) 大夫の乘るべき車 (六) ふくろふ (七) 前には鶴を美め後には之を憎むを謂ふ

之鴿也。鴻都之興。鳥跡蟲篆自衒。鬻者日至。受爵拜官。光寵赫然。若可以潤色皇猷。及黃巾之起。天下震動。未聞有盡一策杖一戈。佐國家之急。是亦懿公之鶴也。永嘉之季。淸言者滿朝。一觴一詠。傲睨萬物。嘯懷雅量。獨立風塵之表。神峯儁拔。珠璧相照。而五胡之亂。居之不啻机上肉。是亦懿公之鶴也。普通之際。朝談釋而暮言老。環坐聽講。迭問更難。殆成俗。一旦侯景偪臺城。士大夫習於驕惰。至不能跨馬。束手就戮。莫敢枝梧。是亦懿公之鶴也。

士を好めり (五)美服廣帶 (六)騶衍はよく天を談じ鄒奭はよく龍を雕む (七)蜂に同じ (八)鳥の如く行き蜂の如く翔る (九)齊の湣王は淖齒の爲に筋を拔かれて死せり (一〇)齊王建は秦に囚はれて松栢の間に死せり (一一)敵の隙を伺つて齊王を助けんとせし者無し (一二)漢の靈帝鴻都館を起して文武の士を集む (一三)文字なり、篆隸の書に巧なる者 (一四)天子の計劃を色あげし補佐す (一五)張角兵を起し皆黃色の頭巾を被る (一六)晉の惠帝の年號 (一七)老莊や易の理を談ずる者 (一八)或は歌ひ或は飲む (一九)世上の俗氣を超出す (二〇)匈奴・鮮卑・羯・氐・羌の五種族 (二一)梁武帝の年號 (二二)佛經 (二三)侯景叛して帝を臺城に圍み終に帝を殺せり (二四)繼ぎ承ふなり

是數國者。平居暇日。所尊用之人。玩其辭藻。望其威儀。接其議論。挹其風度。可嘉可仰。可慕

是の數國の者は、平居暇日、尊用する所の人、(一)其辭藻を玩び、其威儀を望み、其議論に接し、其風度を挹するや、嘉すべく仰ぐべく、慕ふべく親むべきも、(二)卒然として之に臨むに患難を以てすれば、則ち懿公の鶴に異なる者幾ど希なり。是れ獨り懿公の輕んずべけんや。(三)用ふる所は養ふ所に非ず、養ふ所は用ふる所

其羽。二足而六翮者。謂之鶴耳。抑不知。浮華之士。高自標致。而實無所有者。外貌雖人。其中亦何以異於鶴哉。稷下之盛。列第相望。大冠長劍。褒衣博帶。談天雕龍之辨。蠭起泉涌。禹行舜趍者。肩相摩於道。然擢筋之難。松柏之囚。曾無窺左足而先應者。是亦懿公

く起り泉のごとく湧き、禹行舜趍(八)する者、肩道に相摩りき。然も擢筋(九)の難、松柏(一〇)の囚、曾て左足(一一)を窺つて先づ應ぜし者は無かりき。是れ亦懿公の鶴のみ。鴻都(一二)の興るや、鳥跡蟲篆(一三)自ら衒ひ、躋ぐ者日に至り、爵を受け官を拜し、光寵赫然、以て皇猷(一四)を潤色すべきが若かりしも、黄巾(一五)の起りて天下震動するに及んでは、未だ一策を畫し一戈を杖き、國家の急を佐けしもの有るを聞かず。是れ亦懿公の鶴のみ。永嘉(一六)の季、清言(一七)する者朝に滿ち、一觴一詠(一八)、萬物に傲睨し、曠懷雅量(一九)、風塵の表に獨立し、神峯雋拔、珠璧相照ししも、五胡(二〇)の亂に、之を屠ると啻に机上の肉のみならざりき。是れ亦懿公の鶴なり。普通(二一)の際、朝に釋(二二)を談じて暮に老を言ひ、環り坐して講を聽き、迭に問ひ更ゝ難じ、國殆ど俗を成ししが、一旦侯景(二三)の臺城に偪るや、士大夫は驕惰に習ひ、馬に跨る能はず、手を束ねて戮に就き、敢て枝梧(二四)する莫きに至りき。是れ亦懿公の鶴なり。

(一) 丹頂にして羽は白く脚は二本風切羽は六枚　(二) 浮薄華美の人　(三) 中心なり　(四) 齊の文宣王は文學游 の

衛懿公以レ鶴亡二其國一。翫二一禽之微一而失二一國之心一。人未下嘗不二撫レ卷而竊笑一者上。吾以爲。懿公未レ易レ輕也。世徒見下丹二其頂一。素二

（出處）閔公の二年、狄人衛を伐つ。衛の懿公鶴を好み、鶴にして軒に乘る者有り。將に戰はんとす。國人甲を受くる者皆曰く、鶴を使へ、鶴寔に祿位有り、余焉んぞ能く戰はんと。狄人と熒澤に戰ふに及び、衛の師敗績せり。遂に衛を滅しき。

〔評註〕衛の懿公は、鶴を好むが爲めの故に、國滅び身死し、人皆之を笑ふ。殊に知らず、後世高談闊論の士を尊用して、用に適する無く、率ね其國を亡せる者は、其れ懿公の鶴に異なる者幾ど希なり。豈獨り懿公の爲のみ笑ふべしと爲んや。

衛の懿公は、鶴を以て其國を亡し、一禽の微を翫んで、一國の心を失へり。人未だ嘗て卷を撫して竊に笑はざる者はあらず。吾以爲らく、懿公は未だ輕んじ易からざるなり。世徒（一）に其頂を丹にし、其羽を素にし、二足にして六翮なる者を見て、之を鶴と謂ふのみ。抑ゝ知らず、（二）浮華の士、高く自ら標致して、實は有する所無き者は、外貌は人なりと雖も、（三）其中は亦何を以てか鶴に異ならんや。（四）稷下の盛なる、列第相望み、大冠長劍、（五）褒衣博帶、（六）談天雕龍の辨、（七）蓬のごと

處ニ獻公中生之間一。惟恐三其有ニ厚薄一。至レ拒ニ驪姫一。則又恐ニ其厚薄之不ヒ分也。克之處レ此難矣哉。曰。是不レ難。眷レ親而詈レ讎。同一舌也。揖レ客而擊レ賊。同一臂也。豈聞ニ其相奪一哉。大學之說。所レ惡ニ於上一。毋ニ以使ヒ下。所レ惡ニ於下一。毋ニ以事ヒ上。所レ惡ニ於右一。毋三以交ニ於左一。所レ惡ニ於左一。毋三以交ニ於右一。上下左右之間。皆欲ニ兩全而不ヒ傷。何其恕也。至三其論ニ小人一。則必謂。仁人放ニ流之一。迸ニ諸四裔一。不三與同ニ中國一。又何其不レ恕也。嗚呼。昔之達者。蓋知レ之矣。

り。(三)豈其相奪ふを聞かんや。大學の說に、(四)上に惡む所は、以て下を使ふ毋れ。下に惡む所は、以て上に事ふる毋れ。右に惡む所は、以て左に交る毋れ。左に惡む所は、以て右に交る毋れと。上下左右の間、皆兩全して傷けざらんを欲するのみ、何ぞ其恕なるや。其の小人を論ずるに至つては、則ち必ず謂らく、(五)仁人は之を放流し、諸を四裔に迸け、與に中國に同じうせずと。又何ぞ其の恕せざるや。嗚呼昔の達者、(六)蓋し之を知れり。

(一) 二樣に活用すること難し (二) 挨拶なり、會釋なり (三) 賞美する口は罵る口を奪はず (四) 所謂規矩の道なり、我心を推して上下左右に及ぼすべしとの義 (五) 亦大學に見ゆ、小人を放流し又四方の夷狄に屏け去らしむとなり (六) 道に達せる偉傑

衛の懿公鶴を好む

知三父子之間當二兩全一。而不レ知二邪正不ト當二兩立一也。兩刃之下。人不レ容レ足。兩虎之鬪。

らんやと。

(一)世つぎなり、世子 (二)俳優の施といふ者 (三)獻公を輔り助く (四)此謀を太子に通じて而も太子と交際す (五)太子申生が縊れ死せる處 (六)兩刃相戚ひ交るところ (七)程よく落つきながら修め補へり (八)義理の宜しきに叶ふ

獸不レ容レ蹄。驪姬申生之際。夫豈中立之地哉。勢已新而方守二其舊一。勢已改而方守二其初一。用二前術一。應二後勢一。克之所三以敗一也。吾嘗論三里克之爲レ人。長二於柔一而短二於剛一。故能從二容彌三縫於無事之時一。而不レ能三奮二厲感二慨於有事之日一。前所三以中ト節者。適過二其所ト長而已。後所三以失ト節者。適過二其所ト短而已。使三克幸而早死。不レ及レ見二驪姬之釁成一。則其短終不レ露。世亦豈敢少訾レ之哉。

雖レ然。人心不レ可二兩用一。所三以處二獻公申生之間一者。惟恐三其有二向背一。至レ拒二驪姬一。則又恐二其向背之不一レ明也。所三以

然りと雖も、人心は兩用すべからず(一)。獻公・申生の間に處する所以の者は、惟其の向背有るを恐れ、驪姬を拒むに至つては、則ち又其向背の明ならざるを恐る。獻公・申生の間を處する所以は、惟其の厚薄有らんことを恐れ、驪姬を拒ぐに至つては、則ち又其厚薄の分れざるを恐る。克の此に處する、難いかな。曰く、是れ難からず。親を譽めて讎を詈るは同一の舌なり、客に揖して(二)賊を撃つは同一の臂な

以三子懼二不孝一。告レ父以レ慈。告レ子以レ孝。其處二父子之間一者至矣。其後驪姬殺二申生一之謀已成。憚レ克而未二敢發一。使二優施以レ言動一レ之。克猶用二前術一而不レ知レ變。乃曰。吾秉レ君而殺二太子一。吾不レ忍。通復故交。吾不レ敢。中立其免乎。驪姬得二其中立之言一。始無レ所レ憚。而新城之難作矣。是克

を以て之を動かさしむ。克猶ほ前術を用ひて變ずるを知らず。乃ち曰く、吾は(三)君に秉りて、而して太子を殺すは、吾忍びず、(四)通じて復故に交るは、吾敢てせず、中立せば其れ免れんかと。驪姬其中立の言を得て始て憚る所無く、而して(五)新城の難作れり。是れ克は父子の間當に兩全すべきを知るも、而も邪正の當に兩立すべからざるを知らざるなり。(六)兩刃の下は人足を容れず、兩虎の鬪ふには獸蹄を容れず。驪姬・申生の際は、夫れ豈中立の地ならんや。勢已に新なるに、方に其舊を守り、勢已に改まるに、方に其初を守り、前術を用ひて後勢に應ぜしは、克の敗れし所以なり。吾嘗て里克の人と爲りを論ずらく、柔に長じて剛に短し、故に能く無事の時に(七)從容彌縫して、有事の日に奮厲感慨すること能はず。前の(八)節に中りし所以の者は、適〻其の長ずる所に遇ひしのみ、後の節を失ひし所以の者は、適に其の短とする所に遇ひしのみ、克をして幸にして早く死せしめば、驪姬の釁成るを見るに及ばじ、則ち其短終に露れず、世も亦豈敢て少しくも之を訾

流レ血無レ所レ愛。其視二五藏一。則若二嬌子一。惟恐レ有二毫髮之忤一。其視二癰疽一。則若二讎敵一。惟恐レ有二毫髮之存一。是非二前怯而後勇一也。疾變。則術變也。況當二國家危難之時一。其可下一二其術一而不上レ知二前後之變一耶。是知。立二乎父子之間一。合和而使二之兩全一。柔者可レ能也。立二乎邪正之間一。別白而使二之一勝一。剛者可レ能也。然用二其柔於邪正之間一。則惴而召レ姦。用二其剛於父子之間一。則激而生レ禍。毫釐之差。千里之謬。何里克之工二於前一。而拙二於後一也。

や。

㈠ 其𤇆合して一となる ㈡ 双方を調和す ㈢ 双方の間に中立し彼に依り此に依るなり ㈣ 五臓即ち肺脾肝心腎臓の中其一つ ㈤ 腫物なり ㈥ 我儘なる子供 ㈦ 判然と區別をつく ㈧ 一の正をして勝たしむべし ㈨ すこしの相違が終に千里程も違ふこととなる

晉太子申生之將レ廢也。獻公先遣二之伐二東山一。里克進而見レ公。則告以二君之嗣適不一レ可レ帥レ師。退見二太子一。則戒

晉の太子申生の將に廢せられんとするや、獻公先づ之をして東山を伐たしむ。里克進んで公に見えては、則ち告ぐるに君の嗣適は師を帥るべからざるを以てし、退いて太子に見えては、則ち戒むるに子よ不孝を懼れよを以てす。父に告ぐるに慈を以てし、子に告ぐるに孝を以てす、其の父子の間に處する者至れるかな。其後驪姫が申生を殺すの謀已に成り、克を憚つて未だ敢て發せず、㈠優施をして言

不レ得レ不レ爭。父子之出二於天性一。不レ可二相無一者也。故於下不レ可二相無一之中上。而調二和於兩間一者。謂二之智一。於下不レ可二相有一之中上。而依二違於兩間一者。謂二之奸一。蓋兩者並立。然後有二兩者之間一。兩者既不二並立一。指二何地一而爲二兩者之間一哉。醫之於レ疾。未三嘗偏助二一藏之氣一。至三於治二癰疽一。則潰レ肌

は、之を智と謂ふ。相有るべからざるの中に於て、而も兩間に依違する者は、之を奸と謂ふ。蓋し兩者並立して、然る後に兩者の間有り。兩者既に(三)並立せずんば何れの地を指してか兩者の間と爲んや。醫の疾に於ける、未だ嘗て偏に(四)一藏の氣のみを助けず。癰疽(五)を治するに至つては、則ち肌を潰し血を流して愛する所無し。其の五藏を視るは、則ち驕子(六)の若くし、惟毫髪の忤有らんことを恐る。其の癰疽を視るや、則ち讎敵の若くし、惟毫髪の存する有らんことを恐る。是れ前に怯にして後に勇なるに非ざるなり。疾變ずれば則ち術變ずるのみ。況んや國家危難の時に當つて、其れ其術を一にして、前後の變を知らざるべけんや。是に知る、父子の間に立つては、合和して之をして兩全ならしむべし、柔なる者能くすべし。邪正の間に立つては、別白(七)して之をして一(八)勝せしむべし、剛なる者能くすべし。然も其柔を邪正の間に用ふれば、則ち懦にして姦を召き、其剛を父子の間に用ふれば、則ち激して禍を生ず。毫釐(九)の差、千里の謬、何ぞ里克の前に工にして後に拙き

天下之理。兩
不レ可ニ相無一。則
不レ得レ不レ合。兩
不レ能ニ相有一。則

母既に死して、其子父謗有り、枯と謂はざるべけんや。齊姜申生なりと。里克は夜半に優施を召して曰く、曩の爾の言は戲るゝか、抑ゝ聞く所有るかと。曰く、然り。君既に驪姫に許し、太子を殺して奚齊を立てんとし、謀將に成らんとすと。里克曰く、吾君に秉つて以て太子を殺さんは、吾忍びず、通じて復故に交るは、吾敢てせず。中立せば其れ免れんかと。優施曰く、免れんと。里克疾と稱して朝せざること三旬なり。難乃ち成りきと。

〔評註〕里克、父に告ぐるに慈を以てし、子に告ぐるに孝を以てす、善く父子の間に處すと謂ふべし。驪姫が太子を殺して奚齊を立てんと欲するに至つては、里克猶ほ中立を以て說を爲し、必ずしも善く邪正の間に處せず。蓋し里克は、徒に父子の間當に兩全なるべきを知るも、邪正の間當に兩立すべからざるを知らざるなり。

天下の理、兩つながら相無かるべからざるときは、則ち合はざるを得ざるも、兩つながら相有る能はざるときは、則ち爭はざるを得ず。父子の天性に出づるは、相無かるべからざる者なり。故に相無かるべからざるの中に於て、兩間に調和する者

ひ軍旅に誓ふは、太子の事に非ざるなり。故に君の嗣適は以て師を帥ゐるべからず、君其れ之を舍けと。公曰く、寡人子有り、未だ其誰を立てんかを知らずと。對へずして退き、太子に見ゆ。太子曰く、吾其れ廢せられんかと。對へて曰く、之に告ぐるに民に臨むを以てし、之に敎ふるに軍旅を以てす、共せざるを是れ懼れよ、何が故に廢せられん。且つ子は不孝を懼れよ、立つを得ざるを懼るゝ無れ。己を修めて人を責めざれば、則ち難に免れんと。

國語に、公の優を施と曰ふ、驪姬に通ず。驪姬曰く、吾難を爲さんと欲す、安くか始めて可ならんと。優施が曰く、必ず申生に於てせよと。既にして驪姬は優施に告げて曰く、君既に我に許すらく、太子を殺して奚齊を立てんと。吾は里克を難む、奈何せんと。優施が曰く、子我爲に特羊の享を具へよ、吾以て之に從つて飲酒せんと。驪姬許諾し、乃ち具へて優施をして里克に飲ましむ。中飲して優施は歌つて曰く、暇豫の吾吾は、烏烏に如かず。人皆苑に集るに、己獨り枯に集ると。里克笑つて曰く、何をか苑と謂ひ、何をか枯と謂ふと。優施曰く、其母夫人爲り、其子君爲らば、苑と謂はざるべけんや。驪姬奚齊なり。其

如之何。獨有養其禮義之風俗以遺後人使衰亂之時猶可恃之以復振。四鄰望之而不敢謀其慮後世亦深矣。世之弊精神於簿書期會。視風俗爲迂闊者。果足以知此哉。晉之風俗。況存晉於既壞之餘。盛矣。苟晉之嗣君。當閒暇時。因已成風俗。倍加以政事。其治孰能禦之耶。救已壞之政甚難。因已成之俗甚易。今風俗尙能救政事之疵。而政事反不能因風俗之美。是風俗不負晉。而晉負其風俗也。悲夫。

其治孰か能く之を禦がんや。已壞の政を救ふは甚だ難く、已成の俗に因るは甚だ易し。今風俗尙ほ能く政事の疵を救ふに、而るに政事は反つて風俗の美に因る能はざるは、是れ風俗魯に負(五)かざるに、而も魯其風俗に負くなり。悲しいかな。

(一) つちかふ (二) 計劃の謀なり、慮は謀に同じ (三) 簿書會計等の瑣末たる小事項 (四) 一に籍に作り、六册本は能に作る (五) 背違す

晉の里克

(出處) 閔公の二年、晉侯は太子申生をして、東山皐落氏を伐たしむ。里克諫めて曰く、太子は宗廟社稷の粢盛を奉じて、以て朝夕に君の膳を視る者なり。夫れ師を帥ゐて專ら謀を行

適而非周禮者。揭於觀。藏於府。講於泮宮。流於洙泗。被於絃歌。形於冠服。郁郁乎其文也。洋洋乎其聲也。井井乎其條也。雖經哀姜慶父之難。能易其主。而不能易其禮。能奪其權。而不能奪其位。擧魯國之俗。皆秉周禮。其爲惡者。獨哀姜慶父二三人耳。擧一國之美俗。豈二三人之惡所能遽移乎。湫可謂善覘國矣。

周公伯禽。培其風俗於數百年之前。而其效見於數百年之後。其規摹遠矣哉。子孫之不能常賢也。國之不能常安也。法之不能常存也。政之不能常善也。固也。雖聖人亦末如之何也。是數者既末

周公伯禽は、其の風俗を數百年の前に培して、其效數百年の後に見れき。其規摹遠いかな。子孫の常に賢なる能はざる、國の常に安き能はざる、法の常に存する能はざる、政の常に善なる能はざるは、固よりなり。聖人と雖も亦之を如何ともすること末し。是の數者既に之を如何ともすること末きに、獨り其禮義の風俗を養うて、以て後人に遺すところ有り。衰亂の時も猶ほ之を恃んで以て復振ふべく、四鄰之を望んで敢て謀らざらしむるは、其の後世を慮るも亦深いかな。世の精神を簿書期會に弊り、風俗を視て迂闊と爲す者は、果して以て此を知るに足らんや。魯の風俗、況ほ魯を既に壞るゝの餘に存せり、盛なるかな。苟も魯の嗣君にして、閒暇の時に當り、已成の風俗に因り、倍〻加ふるに政事を以てせば

大臣也。周公生甫八年。固未レ識二所レ謂周禮一。若二哀姜一。則棄レ位而奸。若二慶父一。則弑逆之賊。凡周禮之大禁。舉犯レ之矣。觀二魯之朝一。三綱淪。九法斁。指二何物一以爲二周禮一耶。吾是以知。洙之觀レ魯。不レ觀二其政一而觀二其俗一也。魯自二周公伯禽一以來。風化浹洽。其民耳濡目染。身安體習。無下

周禮と爲んや。吾是を以て知る、洙の魯を觀るや、其政を觀ずして其俗を觀るなりと。魯は周公・伯禽(四)より以來、風化浹洽、(五)其民は耳濡ひ目染み、身安んじ體習ひ、適くとして周禮に非ざる者無く、觀(六)に掲げ府に藏し泮宮(七)に講じ、洙泗(八)に流れ、絃歌に被り、冠服に形れ、郁郁乎として其れ文に、洋洋乎として其れ聲あり、(九)井井乎として其れ條あり。哀姜・慶父の難を經と雖も、能く其主を易ふるも、而も其禮を易ふる能はず。能く其權を奪ふも、而も其位を奪ふ能はず。魯國の俗を擧げて、皆周禮を秉れり。其の惡を爲しし者は、獨り哀姜・慶父の二三人のみ。一國を擧げての美俗は、豈二三人の惡の能く遽(一〇)に移す所ならんや。洙は善く國を覘ふと謂ふべきなり。

(一) 哀姜は慶父と姦せり　(二) 慶父は其君子般を弑せり　(三) 君臣父子夫婦の三綱亂れ洪範の九疇皆敗れ廢れたり　(四) 周公の子魯の始祖　(五) 風俗教化あまねく行きとゞく　(六) 役所に掲示し書府に收藏す　(七) 學校　(八) 二水の名孔子この間に居る　(九) 以下音樂にも衣服にも盛んに美なりとの義　(一〇) 變化移易す

以一見其俗。遽許二人之賢。不復考察其政者。殆有說也。蓋善政未必能移薄俗。美俗猶足以救惡政。自武而成。自成而康。歷三世而利口未殄。自高而惠。自惠而文。歷三世而詐語猶存。以政移俗。其難如此。以商之善。數百年而爲宋。以堯之儉。餘千年而爲晉。實流風遺俗攬持之力也。彼覘國之興亡者。不占諸風俗。尚誰占耶。

を覘ふ者、諸を風俗に占せずして、尚ほ誰をか占はんや。

(一)觀察す　(二)孔門の宓子賤單父の宰たり巫馬期之を視察するに漁人小魚を舍き大魚をのみ取りき　(三)後漢の魯恭中牟の令たり、肥親之を視察するに桑下に雉あるも童子捕へず曰く雉方に乳せりと　(四)歸すべき理由　(五)周の武王なり　(六)殷の奢靡利口なる風俗　(七)漢高祖より孝惠帝惠帝より孝文帝　(八)家族すら互に罵りわめく累代の風俗　(九)保持

齊仲孫湫之對齊侯曰。魯秉周禮。未可動也。湫之所謂秉周禮者。果誰歟。閔公魯君也。哀姜君母也。慶父

齊の仲孫湫の齊侯に對ふるに曰く、魯は周禮を秉る、未だ動すべからずと。湫の所謂周禮を秉る者は、果して誰ぞや。閔公は魯君なり、哀姜は君の母なり、慶父は大臣なり。閔公生れて甫めて八年、固に未だ所謂周禮を識らず。哀姜の若きは、則ち位を棄てて奸せり。慶父の若きは、則ち弑逆の賊なり。凡そ周禮の大禁は、皐之を犯せり。魯の朝を觀るに、三綱淪み、九法斁る、何物を指してか以て

觀レ政在レ朝。觀レ俗在レ野。政之所レ及者淺。俗之所レ得者深。此昔之善覘ニ人之國ー者。未ダ嘗不丙先ニ其野ー。而後乙其朝甲也。入ニ單父之野ー。而見ニ棄レ漁之俗ー。則已知ニ子賤之政ー矣。入ニ中牟之野ー。而見ニ馴雉之俗ー。則已知ニ魯恭之政ー矣。彼所ノ

く、周禮を棄てず、未だ動すべからずと。蓋し仲孫湫の魯を觀るや、其朝に在るの政を觀ずして、其野に在るの俗を觀るなりと。

政を觀るは朝に在り、俗を觀るは野に在り。政の及ぶ所の者は淺く、俗の得る所の者は深し。此れ昔の善く人の國を覘ふ者は、未だ嘗て其野を先として其朝を後にせずんばあらざりしなり。(二)單父の野に入つて、漁を棄つるの俗を見れば、則ち已に子賤の政を知り、(三)中牟の野に入つて、馴雉の俗に見れば、則ち已に魯恭の政を知る。彼一たび其俗を見て、遽に二人の賢に許し、復其政を考察せざりし所以の者は、殆ど(四)說有り。蓋し善政は未だ必ずしも薄俗を移す能はざるも、美俗は猶ほ以て惡政を救ふに足ればなり。(五)武よりして成、成よりして康、三世を歷て(六)利口未だ殄えず。(七)高よりして惠、惠よりして文、三世を歷て(八)諄語猶ほ存せり。政を以て俗を移すは、其難きこと此の如し。商の善を以て、數百年にして宋と爲り、堯の儉を以て、餘千年にして晉となる。實に流風遺俗(九)攬持の力なり。彼國の興亡

耳目口鼻。所レ欲與レ人無レ異也。苟衆人所レ謂宴安者。果可レ樂。則君子先據レ之矣。其所下以去レ彼而取上レ此者。見下衆人之宴安。放肆偸惰。百殃並集。其心焦然不レ寧。乃憂勤之大者上耳。君子外雖レ若レ憂勤一。中有二逸樂一者。在三自強不レ息。心廣體胖。無二人非一。無二鬼責一。其安殆若三泰山而四二維之一也。然則善擇二宴安一者。誰如二君子一哉。

前人の頭頂と後人の背とつゞき立つ程多きなり ㈥ 宴安を捨てて憂勤に就く所以 ㈦ すべての災禍 ㈧ 大學に見ゆる語、ゆるやかに落ちつきたる貌なり ㈨ 泰山を四方よりつなぎ止むるが如し

齊の仲孫湫政を觀る

（出處）閔公の元年、齊の仲孫湫來つて難を省す。仲孫歸つて曰く、慶父を去らずんば、魯の難未だ已まじと。公曰く、魯取るべきかと。對へて曰く、不可なり。猶ほ周禮を秉れり。周禮は本く所以なり。臣之を聞く、本必ず先づ顚じて、而る後に枝葉之に從ふと。魯周禮を棄てずんば、未だ動すべからずと。

（評註）謂ふらく、善く人の國を覘ふ者は、其政を觀ずして其俗を觀る。魯に哀姜、慶父の難有り、綱淪み法斁る。所謂周禮といふ者何に在るぞや。而るに仲孫湫は斷然として以爲ら

使二吾草木同
腐一者誰歟。使下
吾縱レ欲忘レ返。
而流中於惡上者
誰歟。使下吾弛レ
備忘レ患。而陷中
於禍上者誰歟。
自レ葉之レ根。皆
宴安之爲也。
是宴安者衆
惡之門。以レ賢
入者以レ愚出。
以レ明入者以レ
昏出。以レ剛入
者以レ懦出。以レ
潔入者以レ汚
出。殺レ身滅レ國。
項背相望。豈
不レ甚可レ畏耶。
雖レ然、君子之

陷らしむる者は誰ぞや。(三)葉より根に之くまで、皆宴安の爲のみ。是れ宴安は衆惡の門、(四)賢を以て入る者も愚を以て出で、明を以て入る者も昏を以て出で、剛を以て入る者も懦を以て出で、潔を以て入る者も汚を以て出づ。身を殺し國を滅し、(五)項背相望む、豈甚だ畏るべからざらんや。然りと雖も、君子の耳目口鼻も、欲する所は人と異なる無きなり。苟も衆人の所謂宴安なる者、果して樂むべくんば、則ち君子も先づ之に據らん。其の彼を去つて此を取る所以の者は、衆人の宴安は放肆偸惰(七)百殃並に集り、其心焦然(六)として寧からず、乃ち憂勤の大なる者を見るのみ。君子は外憂勤するが若しと雖も、中に逸樂有る者は、自ら強めて息まざるに在り。(八)心廣く體胖に、人の非無く、鬼の責無く、其安きこと殆ど泰山にして之を(九)四維するが若きなり。然らば則ち善く宴安を擇ぶ者は、誰か君子に如かんや。

㊀ 無事安逸の時　㊁ 善心に立ち返るなり　㊂ 草木に喩ふるなり、徹頭徹尾の義　㊃ 賢者も愚者と變ず　㊄

世之病歟。殆非也。使仲果盡言其實。則世將愈駭矣。世之死於酖者。千萬人而一人耳。死於宴安者。天下皆是也。宴安之毒。至慘至酷。無物可譬。仲姑就世之所畏者爲譬耳。地之於車。莫仁於羊腸。而莫不仁於康衢。水之於舟。莫仁於瞿塘。而莫不仁於溪澗。蓋戒險則全。翫平則覆也。生於憂勤死於宴安。厥明理甚。人所以不知畏者。特習之而不察耳。

て、溪澗より不仁なるは莫し。蓋し險を戒むれば則ち全く、平を翫べば則ち覆ればなり。(七)憂勤に生きて、宴安に死する、厥明理なること甚し。人畏るゝを知らざる所以の者は、特に之に習うて察せざるのみ。

(一)宴一に晏に作る義は相同じ、今は慣用に從つて宴に作る　(二)酖は鳥名、其羽を酒中に浸して飮めば必ず人を殺すとぞ　(三)否々決して然らずとの義　(四)潞州の坂名、盤曲して羊の腸の如し　(五)四辻を衢とし五辻を康とす平安の大路なり　(六)蜀江の至險の處なり　(七)人は憂へ勸むる患難多き程丈夫なるを謂ふ

端居之暇。嘗試思之。使吾志衰氣惰者誰歟。使吾功隳業廢者誰歟。使吾歲月虛棄者誰歟。

(一)端居の暇、嘗て試に之を思ふに、吾をして志衰へ氣惰らしむる者は誰ぞや、吾をして功隳れ業廢らしむる者は誰ぞや、吾をして歲月虛しく棄てしむる者は誰ぞや、吾をして草木と同じく腐ちしむる者は誰ぞや、吾をして欲を縱にし

(二)返るを忘れて惡に流れしむる者は誰ぞや、吾をして備を弛べ患を忘れて禍に

以レ言警レ世者。不レ可レ爲二駭レ世之論一。管仲告二齊威公一之言曰。宴安酖毒。不レ可レ懷也。酖入二人之口一。裂レ肝腐レ腸。死不レ旋レ踵。宴安雖レ敗レ德。其禍豈遽至二如レ是之烈一哉。意者仲有二警レ世之心一。而不レ免二於駭レ

は親暱、棄つべからざるなり。宴安は酖毒懷ふべからざるなりと。

〔評註〕謂ふらく、世人の酖毒に死する者は少く、宴安に死する者は比比皆是なり。則ち宴安の毒爲る、尤も酖よりも甚しと。

言を以て世を警むる者は、世を駭すの論を爲すべからず。管仲が齊の威公に告るの言に曰く、(一)宴安は酖毒、(二)懷ふべからずと。酖人の口に入れば、肝を裂き腸を腐し、死すること踵を旋らさず。宴安は德を敗ると雖も、其禍豈遽に是の如きの烈に至らんや。意ふに仲に世を警むるの心有りて、世を駭すの病を免れざりしか。殆ど非なり。仲をして果して盡く其實を言はしむるときは、則ち世は將に愈ゝ(三)駭かんとす。世の酖に死する者は、千萬人にして一人のみ。宴安に死する者は、天下皆是なり。宴安の毒は至慘至酷、物の譬ふべき無し。仲姑く世の畏るゝ所の者に就て譬を爲すのみ。地の車に於ける(四)羊腸より仁なるは莫くして、(五)康衢より不仁なるは莫し。水の舟に於ける、(六)瞿塘より仁なるは莫くし

ん。前日未だ井に入らずして、以て之を救へる者を回視するに、父母も謝せず、鄉鄰も稱せず、大いに侔しからざるが若けん。然らば則ち孺子の爲に計る者は寧ろ前の一人に遇はんか、寧ろ後の一人に遇はんか。噫此れ王霸の辨なり。

(一〇)
㊁殺戮を受くるの慘を指す ㊂之を救はんが爲にしばらくも安坐する能はず ㊃瑣小なり ㊃忍耐力の強きを指す ㊄結構なりと思ふ ㊅小兒なり ㊆孟子に見えたる字面なり、驚きおそれて痛むこと深き貌 ㊇森然儼然と盛んなる貌 ㊈其義氣凜々として鄉里に響き渡らん ㊉前の一人は王者後の一人は霸者なり

易二一身之名一也。是誠何心哉。人乍見二孺子將ヒ入二於井一。怵惕惻隱之心、不レ期而生。此人之眞心也。眞心一發。森不レ可レ禦。豈暇レ計二其餘一哉。有レ人二於此一。謂下彼未レ入二於井一而全レ之其功淺。既入二於井一而全レ之其功深上。縮レ手旁觀。俟二其既墜一。乃褰レ裳濡レ足而救レ之。則其父母必以爲二再生之恩一。鄉鄰必以爲二過レ人之行一。義概凜凜。傾二動閭里一。回二視前日未レ入レ井以救レ之者一。父母不レ謝。鄉鄰不レ稱。若二大不ヒ侔。然則爲二孺子一計者。寧遇二前一人一耶。寧遇二後一人一耶。噫此王霸之辨也。

管仲宴安を言ふ

(出處) 閔公の元年、管敬仲は齊侯に言して曰く、戎狄は豺狼、厭くべからざるなり。諸夏

絶二之於萌芽一。則名安得二如レ是之著一耶。

嗚呼。邢衞之難。曰君。曰卿。曰士。曰民。肝腦塗二中原一。膏液潤二野草一。苟仁人視レ之。奔走拯救。不レ能二一朝居一也。今齊威徒欲レ成二區區之名一。安視二其死一。至二於二年之久一。何其忍耶。長二人之亂一而欲レ張二吾之惠一。多二寇之虐一而欲レ明二吾之功一。是以二萬人之命一。而

嗚呼邢衞の難、曰く君、曰く卿、曰く士、曰く民、肝腦中原に塗れ、膏液野草を潤す。苟も仁人之を視ば、奔走拯救、一朝も居る能はざらん。今齊威は徒に區區の名を成さんと欲し、安んじて其死を視ること、二年の久しきに至りぬ。何ぞ其忍べるや。人の亂を長じて、吾の惠を張らんと欲し、寇の虐を多として、吾の功を明にせんと欲す。是れ萬人の命を以て、一身の名に易ふるなり。是れ誠に何の心ぞや。人乍ち孺子の將に井に入らんとするを見れば、怵惕惻隱の心期せずして生ず。此は人の眞心なり。眞心一發して、森として禦ぐべからず。豈其餘を計るに暇あらんや。此に人有り、彼未だ井に入らずして之を全うするは其功淺く、既に井に入つて之を全うするは其功深しと謂ひ、手を縮めて旁觀し、其既に墜つるを俟つて、乃ち裳を褰げ足を濡して之を救はば、則ち其父母は必ず以て再生の恩と爲し、鄉鄰は必ず以て人に過ぐるの行と爲し、義概凜凜、閭里を傾動せ

年之後一者何也。所三以養二其亂一也。齊威之心以爲。當二二國之始受一レ兵。吾亟攘二戎狄一而却レ之。則亦諸侯救レ災恤レ鄰之常耳。其迹必不二甚奇一。其事必不二甚傳一。其恩必不二甚深一。曷足二以取レ威定一レ霸哉。先饑而後食レ之。則其食美。先渴而後飮レ之。則其飮甘。今吾坐養二其亂一。待下其社稷已頽。都邑已傾。屠戮已酷。流亡已衆上。然後徐起而收レ之。拔二於危蹙顚頽之中一。置二於豊樂平泰之地一。是邢衛之君。無レ國而有レ國。邢衛之民。無レ身而有レ身也。深仁重施。殆將下淺二九淵一而輕中九鼎上矣。故其功名震越。光耀赫然。爲二五霸首一。向使レ

霸を定むるに足らんや。先づ饑ゑて後之に食ましむれば、則ち其食美なり、先づ渇して後之に飮ましむれば、則ち其飮甘し。今吾坐して其亂を養ひ、其社稷已に頽れ、都邑已に傾き、屠戮已に酷に、流亡已に衆きを待つて、然る後に徐に起つて之を收め、危蹙顚頽の中に拔き、豊樂平泰の地に置かば、是れ邢衛の君は、國無くして國を有ち、邢衛の民は、身無くして身有るなり。深仁重施、殆ど將に九淵を淺しとして九鼎を輕しとせんとす。故に其功名震越、光耀赫然、五霸の首と爲りぬ。向に之を萌芽に絶たしめば、則ち名安んぞ是の如く之れ著るゝを得んや。

(一) 北方の蠻族なり　(二) 覇者たる權威によりしなり　(三) 奇高ならず　(四) 人民の流離散亡するなり　(五) 危く蹙まり塗炭の苦に陷れるなり　(六) 深き淵よりも深く、重き鼎よりも重し　(七) 齊桓公晉文公宋襄王秦穆公楚莊王

得矣。功因レ亂而立。名因レ功而生。夫豈吾本心耶。是故。雲霓之望。非二湯之盛一也。乃湯之不幸也。壺漿之迎。非二武王之盛一也。乃武王之不幸也。霸者之心異レ是矣。王者恐二天下之有一レ亂。霸者恐二天下之無一レ亂。亂不レ極。則功不レ大。功不レ大。則名不レ高。將レ隆二其名一。必張二其功一。將レ張二其功一。必養二其亂一。

(一) 名の顯はるゝを憂ふ (二) 桀暴虐なり故に湯出でたり、卽ち桀の暴なければ人民皆太平の化を知らじ湯は名を欲するに非ず已むを得ずして出でしのみ (三) 周の武王 (四) 帝堯陶唐氏帝舜有虞氏 (五) 功名を立つるは湯武の本心に非ず (六) 孟子に湯の始めて征するや葛より始む民の之を望むや大旱の雲霓を望むが如し云々と (七) 又周書に簞食壺漿して之を迎へしことを見ゆ

狄以二閔之元年一伐レ邢。其後二年。而齊始遷二邢於夷儀一。狄以二閔之二年一滅レ衞。其後二年。而齊始封二衞於楚丘一。齊威之恤二二國一。必在二於二、

(一)狄は閔の元年を以て、邢を伐ちぬ。其後二年にして、(二)齊始めて邢を夷儀に遷せり。狄は閔の二年を以て衞を滅せるに、其後二年にして、齊始めて衞を楚丘に封じぬ。齊威の二國を恤みしは、必ず二年の後に在りし者は何ぞや。其亂を養ふ所以なり。齊威の心以爲らく、二國の始めて兵を受くるに當り、吾亟に戎狄を攘うて之を卻けば、則ち亦諸侯災を救ひ鄰を恤むの常のみ。其迹必ず甚だ奇ならず、(三)其事必ず甚だ傳らず、其恩必ず甚だ深からじ。曷ぞ以て威を取りて

王者之所レ憂。覇者之所レ喜也。王者憂レ名。覇者喜レ名。名胡爲而可レ憂耶。不レ經二桀之暴一。民不レ知レ有レ湯。不レ經二紂之惡一。民不レ知レ有レ武。使下湯武幸而居二唐虞之時一。無二害可一レ除。無二功可一レ見。與二斯民一相中忘於無事之域上。則聖人之志願

ひし者は、蓋し覇者の心、名を得るを喜ぶのみ。故に其亂を養ふは、其功を張る所以、其功を張るは、其名を隆うする所以なり。

王者の憂ふる所は、覇者の喜ぶ所なり。王者は名を憂ひ、覇者は名を喜ぶ。名胡爲れぞ憂ふべきぞ。(一)桀の暴を經ざれば、民は(二)湯有るを知らず。紂の惡を經ざれば、民は(三)武有るを知らず。湯武をして幸に(四)唐虞の時に居り、害の除くべき無く、功の見るべき無く、斯民と無事の域に相忘れしめば、則ち聖人の志願は得たらん。功は亂に因りて立ち、名は功に因りて生ず。(五)夫れ豈吾本心ならんや。是の故に(六)雲霓の望は湯の盛に非ざるなり、乃ち湯の不幸なり、(七)壺漿の迎は、武王の盛に非ざるなり、乃ち武王の不幸なり。覇者の心は是に異なり。王者は天下の亂有らんことを恐れ、覇者は天下の亂無からんことを恐る。亂極らざれば則ち功大ならず、功大ならざれば則ち名高からず。將に其名を隆うせんとすれば、必ず其功を張り、將に其功を張らんとすれば、必ず其亂を養ふ。

移ニ於奚齊ニ。則異時奚齊之愛。亦可ㇾ移ニ之于他ニ矣。不下惟昔之愛ニ申生ニ者不上可ㇾ保。今之愛ニ奚齊ニ者、亦未ㇾ可ㇾ保矣。然則徇ㇾ私者。豈能眞有ㇾ所ㇾ愛哉。果出ニ於眞ニ。則必不ㇾ可ㇾ移矣。林回棄ニ千金之璧ニ。負ニ赤子ニ而趨。天性之愛。豈外物所ニ能移ニ耶。獻公苟能悟ニ此愛之非ニ眞。一念之中。識ニ天性之愛ニ。則本根枝葉。與ㇾ生倶生而不ㇾ可ㇾ離。何憂ニ乎士蔿ニ。何憂ニ乎驪姫ニ哉。

姫を憂へんや。

㊀ 愛するの極は偏頗なる私心を生ず　㊁ 驪姫　㊂ 他日　㊃ 莊子に出づ、亂を避くるに千金の玉を棄てたり

齊侯刑を救ひ衛を封ず

〔出處〕閔公の元年、狄人邢を伐つ。僖公の元年、諸侯邢を救ふ。邢人師に出奔す。師遂に狄人を逐ひ、邢の器用を具へて之を遷し、師に私無かりき。閔公の二年、狄は衛を滅して戴公を立て、以て曹に廬す。僖公の二年、諸侯は楚邱に城いて衛を封じぬ。

〔評註〕齊の威公は覇主爲るに、坐ながら邢衛の滅亡を視、二年の後に至つて、始めて之を救

嗚呼。私生ニ於愛一。而害ㇾ愛者莫ㇾ如ㇾ私。天下未三嘗有ニ私而能愛者一也。獻公始私ニ申生一。至下於盡滅ニ威莊之族一以除中其偪上。愛ㇾ之亦至矣。曾未ㇾ閱ㇾ時。變ニ於驪姬一。遽移ニ其愛於奚齊一。其爲ニ奚齊一而殺ニ申生一。即爲ニ申生一而殺ニ威莊之族一者也。向之愛ニ申生一之心。果何所在耶。申生之愛。既可ㇾ

嗚呼私は愛に生ず、而も愛を害する者は私に如くは莫し。天下未だ嘗て私にして能く愛する者は有らざるなり。(一)獻公始め申生に私し、盡く威莊の族を滅して、以て其偪るを除くに至れり。(二)之を愛する亦至れり。曾ち未だ時を閲せずして、驪姬に變し、遽に其愛を奚齊に移す。其の奚齊が爲にして申生を殺せるは、即ち申生が爲にして威莊の族を殺しし者なり。向の申生を愛せしの心は、果して何の所に在りや。申生が愛、既に奚齊に移すべくんば、則ち異時(三)奚齊が愛、亦之を他に移すべきなり。惟昔の申生を愛せし者、保つべからざるのみならず、今の奚齊を愛する者、亦未だ保つべからざるなり。然らば則ち私に徇ふ者は、豈能く眞に愛する所有らんや。果して眞に出づるときは、則ち必ず移すべからざらん。(四)林回は千金の璧を棄て、赤子を負うて趨りぬ。天性の愛は、豈外物の能く移す所ならんや。獻公苟も能く此愛の眞に非ざるを悟り、一念の中に天性の愛を識るときは、則ち本根枝葉、生と倶に生じて離るべからざらん、何ぞ士蔿を憂へんや、何ぞ驪

子孫。不ニ啻寇讎一。必鋤ニ其根一而奪ニ其國一者。不レ過レ欲レ啓ニ子孫之業一耳。殊不レ知、殺ニ文侯之子孫一。是殺ニ吾之子孫一也。吾私ニ其子一而殺ニ其昆弟一。則吾之子亦私ニ其子一而殺ニ其昆弟一矣。然則威莊之族、雖レ曰ニ獻公殺レ之。其實威莊殺レ之也。威莊親ニ其子一而讎ニ昆弟一。於ニ一族之中一。分ニ親與一レ讎。其私已甚。及下獻公親ニ奚齊一而讎中申生上。又於ニ諸子之中一。分ニ親與一レ讎。可レ謂ニ私之私一矣。私日勝。則心日狹。當下威莊殄ニ滅文侯子孫一之時上。其心必謂、是害既除。則吾子孫可三以享ニ無窮之利一也。豈自料下害ニ其子孫一者乃吾子孫上耶。當下獻公殄ニ滅威莊子孫一之時上。其心必謂、是害既除。則申生可三以享ニ無窮之安一也。豈自料下害ニ申生一者乃吾身上耶。

然らば則ち威莊の族は、獻公之を殺すと曰ふと雖も、其實は威莊之を殺すなり。威莊は其子を親とし、而して昆弟を讎とせり。一族の中に於て、親と讎とを分つ、其私已に甚だし、獻公奚齊に親しみ申生を讎とするに及んで、又諸子の中親と讎とを分つ、私の私(四)と謂ふべし。私日に勝てば、則ち心日に狹し。威莊が文侯の子孫を殄滅(五)せしの時に當つて、其心必ず謂はん、是害既に除かば、則ち吾子孫は以て無窮の利を享くべしと。豈自ら其子孫を害する者は、乃ち吾子孫なるを料らんや。獻公が威莊の子孫を殄滅せしの時に當つてや、其心必ず謂はん、是害既に除かば、則ち申生は以て無窮の安を享くべしと。豈自ら申生を害する者は乃ち吾身なるを料らんや。

(一) 由り來るところ (二) 相叔なり (三) 一類を盡く殺しつくす (四) 私慾中の私慾 (五) 滅しつくす

殘忍。亦豈敢一旦遽譖二其三子一哉。彼士蔿憂二申生之不ヒ得レ立。憂二蒲屈之不ヒ可レ城。終日焦然憂二晉之禍一。變レ之誠是也。抑不レ知。造二是禍一者果誰乎。驪姬之譖。卽襲下吾前日譖二富子一之術上也。蒲屈之城。卽襲二吾前日城レ聚之術一也。使二我不ヒ倡レ之。彼烏得而和レ之。使下我不も先レ之。彼烏得而繼レ之。是故。開二獻公殘忍之心一者士蔿也。敎二驪姬離間之術一者亦士蔿也。已開。則不レ可二復閉一。已敎則不レ可二復悔一。授レ賊以レ刃。而禁二其殺ヒ人。世寧有二是理一耶。雖レ使三一法吏敵二是獄一。亦必首二士蔿一而從二驪姬一也。

吾嘗考二晉國之本末一。又知。開二禍端一者。非二獨士蔿一。其所二從來一遠矣。晉穆侯之二子。長則文侯。而威叔其季也。而自二威叔一以來。視二文侯之

勇吾　(一二) 出處に見えたる人、晉の公族中最も有力なりし人　(一三) 首唱を倡とす　(一四) 父子の情を離し隔てたる者　(一五) 一裁判官　(一六) 判決せしむ

吾嘗て晉國の本末を考ふるに、又知る、禍端を開く者は、獨り士蔿のみに非ず、其の從來する所遠しと。晉の穆侯の二子、長は則ち文侯にして、威叔は其季なり。而も威叔よりして以來、文侯の子孫を視ること、啻に寇讎のみならず、必ず其根を鋤いて其國を奪ひし者は、子孫の業を啓かんと欲せしに過ぎざるのみ。殊に知らず、文侯の子孫を殺せるは、是れ吾子孫を殺すなることを。吾其子に私して、而も其昆弟を殺さば、則ち吾子も亦其子に私して、而して其昆弟を殺さん。

公之從父昆弟也。士蔿逐獻公之惡。反覆詭詐。陷之於死地。使獻公屠其宗族昆弟。如刈草菅。略無慘怛不忍之意。其於宗族昆弟之間。既知此。何獨難於其子乎。此所以來驪姬之譖也。對伯夷者。不敢論賄賂。對比干者。不敢論阿諛。驪姬雖嬖。苟非習見獻公之

獻公の殘忍を習ひ見るに非ずんば、亦豈敢て一旦(一〇)にして遽に其二子(一一)を譖せんや。彼士蔿は、申生の立つを得ざるを憂へ、蒲屈の城くべからざるを憂へ、終日焦然として晉の禍を憂へき。之を憂ふるは誠に是なり、抑〻知らず、是禍を造りし者は果して誰ぞや。驪姬の譖は、即ち吾前日富子(一二)を譖せしの術を襲ふのみ。蒲屈の城は、即ち吾前日聚に城きしの術を襲ふのみ。我をして之を倡へ(一三)ざらしめば、彼烏んぞ得て之に繼がんや。我をして之に先たざらしめば彼烏んぞ得て之に和せんや。是故に、獻公の殘忍の心を開く者は士蔿なり、驪姬に離間(一四)の術を教ふる者も亦士蔿なり。已に開けば則ち復閉づべからず、已に教ふれば則ち復悔ゆべからず。賊に授くるに刃を以てして、而も其の人を殺すを禁ず、世寧ろ是の理有らんや。一法吏(一五)をして是獄(一六)を蔽はしむと雖も、亦必ず士蔿を首として驪姬を從とせん。

(一) 世嗣の子供　(二) 晉の大夫　(三) 讒言　(四) 桓叔と莊伯とより出づる者のうち尊き者は獻公の伯叔父たり　(五) 雜草やすげ草の如きもの　(六) 慘酷にして少しも惻怛の情なからしむ　(七) 周初の伯夷叔齊は清廉高潔の士なりき　(八) 殷紂王の庶兄弟なり、紂を諫めて胸を剖かる　(九) 寵愛を受く　(一〇) 流布本「一已」に作る　(一一) 中生、重耳、

晉殺㆓其世子申生㆒。孰殺㆑之。士蔿殺㆑之也。殺㆓申生㆒者。實驪姬之譖。士蔿何與焉。士蔿開㆓其隙㆒。驪姬乘㆓其隙㆒也。羣公子之出㆓於威莊㆒者。豈他人哉。其尊者。固不㆑待㆑言。其卑者。猶獻

きぬ。公之を譲めしむるに、士蔿は稽首して對へて曰く、喪無くして慼ふれば、憂必ず讐ひ、戎無くして城けば、讎必ず保つと。寇讐の保つもの、又何ぞ愼まんと。

〔評註〕(一)驪姬が太子申生を譖殺せしは、士蔿が獻公に敎へて、盡く威莊の族を滅せしに由る。是れ以て其隙を開く有ればなり。

晉其世子(一)申生を殺す。孰か之を殺せる、(二)士蔿之を殺せり。申生を殺せし者は、實に驪姬の譖(三)なり、士蔿何ぞ與らん。士蔿其隙を開き、驪姬其隙に乘ずればなり。羣公子(四)の威莊に出づる者は、豈他人ならんや。其尊者は固に言ふを待たず、其卑しき者も猶ほ獻公の從父昆弟なり。士蔿は獻公の惡を逢へ、反覆詭詐して、之を死地に陷れ、獻公をして其昆弟宗族を屠ることを、(五)草菅を刈るが如く、略ぼ(六)慘惻忍びざるの意無からしむ。其れ昆弟宗族の間に於けるすら既に此の如し、何ぞ獨り其子に難からんや。此れ驪姬の譖を來しし所以なり。(七)伯夷に對する者は、敢て貺賂を論ぜず。(八)比干に對する者は、敢て阿諛を論ぜず。(九)驪姬嬖せらると雖も、苟も

に居り、夷吾を屈に居らしめ、惟驪姬の子のみ絳に在り。二五卒に驪姬を群公子を譖して奚齊を立てき。

閔公の元年、晉侯は上軍に將とし、太子申生は下軍に將とし、以て耿を滅し霍を滅し魏を滅し、還りて太子の爲に曲沃に城く。士蔿曰く、太子立つを得じ、之に都城を分って、位するに卿を以てし、先づ之が極を爲す、又焉んぞ立つを得んと。

僖公の四年、初晉の獻公、驪姬を以て夫人と爲し、將に奚齊を立てんとす。姬太子に謂つて曰く、君齊姜を夢みたり、必ず速に之を祭れと。太子曲沃に祭り、胙を公に歸る。公田せり。姬は諸を宮に寘き、六日にして公至るや、毒して之を獻ず。公之を地に祭るに、地墳ち、犬に與ふるに、犬斃れ、小臣に與ふるに、小臣も亦死せり。姬泣いて曰く、賊太子に由ると。太子新城に奔る。公其傅杜原款を殺す。太子は新城に縊れき。姬遂に二公子を譖して曰く、皆之を知れりと。重耳は蒲に奔り、夷吾は屈に奔りぬ。

五年、初め晉侯、士蔿をして、二公子の爲に蒲と屈とに築かしむるに、愼まずして薪を寘

春秋一以示中萬世上。將何所レ據乎。無レ車則造父不レ能レ御。無レ弓則后羿不レ能レ射。無レ城則墨翟不レ能レ守。大矣哉史官之功也。

晉其世子申生を殺す

（出處）莊公の二十三年、晉の桓莊の族偪る。獻公患ふ。士蔿が曰く、富子を去らば、則ち群公子謀るべきなりと。士蔿は群公子と謀り、富子を僭して之を去りぬ。二十四年、士蔿又群公子と謀り、游氏の二子を殺さしむ。二十五年、晉の士蔿、群公子をして盡く游氏の族を殺さしめ、乃ち聚に城きて之に處く。冬晉侯聚を圍み、盡く群公子を殺せり。二十八年、初晉の獻公は齊姜に烝し、太子申生を生み、又二女を戎に娶るに、大戎狐姬は重耳を生み、小戎子は夷吾を生みぬ。晉の驪戎を伐ち、驪姬を得て歸るや、奚齊を生み、其娣は卓子を生めり。驪姬嬖せられ、其子を立てんと欲し、外嬖梁五と東關嬖五とに賂ひ、公に言はしめて曰く、云々と。晉侯之を說び、乃ち太子をして曲沃に居り、重耳を蒲

之分。天高地下。再明二於世一。是果誰之功哉。嗚呼文武周公之澤既竭。仲尼之聖未レ生。是數百年間。中國所二以不レ淪二于夷狄一者。皆史官扶持之力也。昧谷餞レ日之後。暘谷賓レ日之前。暮夜晦冥。群慝並作。苟無二燭以代一レ明。則天下之目瞽矣。春秋之時。非レ有三史官司二公議於其間一。則胥戕胥虐。人之類已滅。豈能復待二仲尼之出一乎。史官非二特有レ功二於仲尼之未レ出也。使下其阿諛畏レ法。君擧不レ書。簡編失レ實。無レ所二考信一。則仲尼雖レ欲下作二

ば、則ち天下の目は瞽せん。春秋の時、史官が公議を其間に司る有るに非ずんば、則ち胥戕ひ胥虐げ、(六)人の類已に滅せん、豈能く復仲尼の出づるを待たんや。史官は特に仲尼の未だ出でざるに功有るのみに非ず、其をして阿諛して法を畏れ、君の擧は書せず、簡編は實を失し、考へ信ずる所無からしめば、則ち仲尼春秋を作り、以て萬世に示さんと欲すと雖も、將何の據る所あらんや。車無ければ則ち造父(七)も御する能はず、弓無ければ則ち后羿(八)も射る能はず、城無ければ則ち墨翟(九)も守る能はず。大なるかな史官の功や。

(一) 崔抒なり、魯襄公二十五年に其君莊公を弑せり (二) 史官が崔抒其君を弑すと書するや、抒之を殺す、其弟の次ぎ死する者二人、而も其の弟又往いて書しき (三) 刑戮の武器 (四) 典籍なり、古は竹を火に炙り汗を出さしめて後に之に書せり (五) 西日の入る所を昧谷とす、東を暘谷とす、書經堯典に見ゆ (六) めしひ (七) 周代の善御者 (八) 夏の頃に弓を善くせし人物 (九) 春秋の時善く城を守りし人

其後管仲之戒ニ齊威一也。曰。作而不レ記非ニ盛德一也。管仲之所レ言雖レ是。而已開ニ作而不レ記之端一也。又其後周王之私ニ犒晉使一也。曰。非禮也。勿レ籍。周王之所レ擧也。非而且顯然戒ニ史官一。以レ勿レ籍矣。然一時之史官。世守ニ其職一。公議雖レ廢ニ於上一。而猶明ニ於下一。

孫に何をか示す所あらん　(四)夏殷周以來傳り殘れる直道なり　(五)齊の桓公なり　(六)君侯爲す所あるに史官記せざるは正道にあらず　(七)晉は齊を伐ち其捷を周に献ぜしに王は陽に之を詰責し陰に之を饗したり　(八)記錄する勿れ

以ニ崔子之弑ニ齊君一。史氏直書ニ其惡一。殺ニ三人一而書者踵至。身可レ殺而筆不レ可レ奪。鈇鉞有レ弊。筆鋒益强。威加ニ一國一。而莫ニ能增ニ損汗簡之半辭一。終使ニ君臣

崔子が齊君を弑するを以て、史氏は直に其惡を書するに、(二)三人を殺すも、而も(一)書する者は踵ぎ至りぬ。身は殺すべきも、筆は奪ふべからず。(三)鈇鉞は弊ゆる有るも、筆鋒は益〻强く、威一國に加はるすら、能く(四)汗簡の半辭を增損すること莫く、終に君臣の分をして、天高く地下く、再び世に明ならしめき。是か果して誰の功ぞや。嗚呼文武周公の澤既に竭き、仲尼の聖未だ生れず。是の數百年間、中國の夷狄に淪まざりし所以の者は、皆史官扶持の力なり。(五)昧谷日を餞るの後、暘谷日を賓するの前、暮夜晦冥、羣慝並び作る。苟も燭の以て明に代る無けれ

春秋之時。王綱解レ紐。周官三百六十。咸曠二其職一。惟史官僅不レ失二其守一耳。曹劌諫二魯莊公一曰。君擧必書。書而不レ法。後嗣何觀。當二是時一。人君之言動。史官未レ有二不レ書者一。爲レ君者。視以爲二當然一而不レ怒。爲レ史者。視以爲二當然一而不レ疑。此三代之遺直也。

【評註】謂ふ、史官は時事を直書す、其公議を扶持するの功甚だ大なりと。

春秋の時、王綱(一)紐を解き、周官(二)三百六十、咸其職を曠しうす。惟史官の僅に其守を失はざるのみ。曹劌は魯の莊公を諫めて曰く、君の擧は必ず書す、書して法あらずんば、後嗣(三)何をか觀んと。是時に當つて、人君の言動は、史官未だ書せざる者は有らず。君爲る者、視て以て當然と爲して怒らず、史爲る者、視て以て當然と爲して疑はず。此れ三代(四)の遺直なり。其後管仲の齊威(五)を戒むるや、曰く、作(六)して記さざるは盛德に非ずと。管仲の言ふ所是なりと雖も、而も已に作して記せざるの端を開けるなり。又其後周王の私に晉使(七)を犒ふや、曰く、非禮なり、籍(八)する勿れと。周王の擧する所や非、而も且顯然として史官を戒むるに籍する勿きを以てす。然も一時の史官、世々其職を守り、公議は上に廢すと雖も、而も猶ほ下に明かなりき。

(一) 王者權を失ふこと綱の紐なきが如きなり (二) 周公周禮を作り、天地四方に法り其屬皆六十なり (三) 後世子

彼善ニ於此一。如ニ穆姜荀罃子服惠伯之屬一。猶庶幾焉。是雖レ未レ足ニ少議ニ聖人之卜筮一。然類能信其心之所レ安。而不レ奪ニ於瞽史之説一。近レ之矣。不レ信ニ瞽史一。是眞信ニ蓍龜一者也。是心之外。豈復有ニ所レ謂蓍龜者一耶。噫桑林之見妄也。僂句之應僭也。實沈臺駘之祟妖也。彼龜蓍之中。曷嘗眞有レ是耶。妄者見ニ其妄一。僭者見ニ其僭一。妖者見ニ其妖一。皆心之所ニ自發見一耳。龜蓍者心影也。小大修短。咸其自取。傴者曲而躄者跛。夫豈影之罪哉。

なる者は曲にして、躄(一二)なる者は跛なり。夫れ豈影の罪ならんや。

(一) 左傳は隱公より始る (二) 験に同じ (三) 希れにして少くさびし (四) 妄言亂雜にして效驗無し (五) 眞に善なるにはあらず比較的に善きなり (六) 魯宣公の夫人なり卜筮を論ぜし事あり、荀罃は晉悼公のために鬼神を論じ、惠伯は魯の南蒯のために周易を論ぜし人 (七) 樂名なり、悼公の疾は桑林の樂祟をなすと云ひしを指す (八) 左傳昭公二十五年の條に見ゆ、參照すべし (九) 昭公元年の條に出づ、晉平公疾ありし時鄭の子產が答へしうちにあり (一〇) 修は長なり (一一) せむし (一二) あしなえ

曹劌社を観るを諫む

(出處) 莊公の二十三年、公齊に如いて社を観る、禮に非ざるなり。曹劌諫めて曰く、云云、君の擧は必ず書す、書して法あらずんば、後嗣何をか観んと。

或者以。左氏所レ載巧發奇中。動レ心駭レ目。而不レ知。起レ隱訖レ哀。二百四十二年之間。其驗者纔數十事耳。是數十事者。聚二於左氏之書一則多。散二於二百四十二年之間一。則希濶寂寥。絕無而僅有也。乃可下誕謾無レ驗。不レ傳二于書一者。吾意不レ啻什二百千萬上於此一也。謂左氏之所レ載。

或者以へらく、左氏の載する所、巧に發し奇に中り、心を動し目を駭かすと。而も知らず、(一)隱より起りて哀に訖るまで、二百四十二年の間、其(二)驗ある者は纔に數十事のみ。是の數十事は、左氏の書に聚まれば則ち多きも、二百四十二年の間に散ずれば則ち(三)希濶寂寥、絕えて無くして僅に有るのみ。乃ち(四)誕謾驗無く、書に傳へざるべき者は、吾意ふに啻に此に什百千萬するのみならざらんとすと。謂ふに左氏の載する所、(五)彼此より善きは、(六)穆姜・荀罃・子服惠伯が屬の如きは、猶ほ庶幾し。是れ未だ少しく聖人の卜筮を議するに足らずと雖も、然も頗ね能く其心の安んずる所を信じて、瞽史の說に奪はれず、之に近しとす。瞽史を信ぜざるは是れ眞に蓍龜を信ずる者なり。是の心の外、豈復所謂蓍龜なる者有らんや。(七)聰桑林の見は妄なり、(八)僂句の應は僭なり、(九)實沈臺駘の祟は妖なり。彼蓍龜の中、曷ぞ嘗て眞に是れ有らんや。妄者は其妄を見、僭者は其僭を見、妖者は其妖を見る。皆心の自ら發見する所たり。龜蓍は心の影なり、(一〇)小大修短、咸其れ自ら取るのみ。(一一)偃

見ニ於大舜之訓一矣。曰。卜不レ習レ吉而已。一吉之外無ニ他語一也。又嘗見ニ於神禹之疇一矣。曰ニ龜從筮從一而已。一從之外無ニ他語一也。又嘗見ニ於武王之誓一矣。曰ニ朕夢協ニ朕卜一而已。一協之外無ニ他語一也。又嘗見ニ于周公之誥一矣。曰下卜澗水東瀍水西一。惟洛食上而已。一食之外無ニ他語一也。後世始求ニ吉凶於心外一。心愈疑而說愈鑿。說愈鑿而驗愈疎。傳レ之以ニ瞽史之習一。雜レ之以ニ巫覡之妄一。千蹊百徑。庶ニ幾一中一。失ニ之於心一而求ニ之於事一。殆見ニ日勞而日拙一矣。左氏之所レ載是已。

の外に他語無し。又嘗て神禹の疇(二)に見ゆるに、龜從ひ筮從ふと曰ふのみ、一從の外に他語無し。又嘗て武王の誓(三)に見ゆるに、朕が夢は朕が卜に協ふと曰ふのみ、一協の外に他語無し。又嘗て周公の誥(四)に見ゆるに、澗水の東瀍水の西を卜して惟洛食(五)と曰ふのみ、一食の外に他語無し。後世始めて吉凶を心外に求む。心愈々疑うて說愈々鑿(六)し、說愈々鑿して驗愈々疎なり。之に傳くるに瞽史(七)の習を以てし、之に雜ふるに巫覡(八)の妄を以てし、千蹊百徑(九)、一中を庶幾す。之を心に失して、之を事に求む。始めて日に勞して日に拙きを見る。左氏の載する所は是のみ。

(一) 書經大禹謨に見ゆ　(二) 九疇なり、書經洪範に出づ　(三) 書經泰誓篇　(四) 洛誥篇　(五) 洛吉なりと龜中灼けたるなり　(六) 穿鑿に過ぐ　(七) 樂師史官等之に附會す　(八) 神事を主る巫覡等の妄言　(九) 一の適中を庶幾ふ

四方之宇。古往今來之宙。聚散慘舒。吉凶哀樂。猶三疾痛痾痒之於二我身一。觸レ之即覺。干レ之即知。清明在レ躬。志氣如レ神。嗜慾將レ至。有レ開。必先。仰而觀レ之。熒惑德星。欃搶枉矢。皆吾心之發見也。俯而觀レ之。醴泉瑞石川沸水鳴。亦吾心之發見也。既而占レ之。方功義弓。老少奇耦。亦吾心之發見也。未レ灼之前。三兆已具。未レ揲之前。三易已彰。龜既灼矣。蓍既揲矣。是兆之吉乃吾心之吉。是易之變乃吾心變。混融交徹。泯然無レ際。敗甲朽株云乎哉。故曰。聖人不レ煩二卜筮一。在二聖人一觀レ之。拂レ龜布レ蓍已爲レ煩矣。況區區推步揣摩之煩耶。

煩はさずと。聖人に在つて之を觀るに、龜を拂ひ蓍を布くすら、已に煩爲り、況んや區區推步揣摩(二〇)の煩をや。

(一) 兆候あるを謂ふ (二) 鐘聲の淸み渡るは晴の兆なり (三) 十二律の管端に置ける灰は十二月の氣至つて飛ぶ (四) 蟄伏する蟲類 (五) 雨水の流れ (六) 天地に同じ (七) 幾微の處を現はす (八) 銅符や鍵や銀箭 (九) 上下四方之を宇と謂ひ、古往今來之を宙と謂ふ (一〇) 或は集り或は散じ或はいたましく或はのびやかに樂む (一一) 病氣苦病いたしかゆし (一二) 物欲に亂されざるなり (一三) 皆星なり、德星は吉、他は皆凶を示すとぞ、或は曰く熒惑も吉星なりと (一四) 甘酒の沸く泉 (一五) 龜卜の兆なり、方兆は四方を占ひ、功兆は立功を占ひ、義兆は義を行ふを占ひ、弓兆は射る意あり (一六) 易筮の時九を老陽六を老陰七を少陽八を少陰とす (一七) 龜を燒く前に玉瓦原の三兆既に見るとなり (一八) 筮蓍を數ふる前既に連山歸藏周易の結果既に見るべし (一九) 敗れし龜甲腐朽せる蓍草 (二〇) 推步の算用揣摩の臆測

卜筮之理。嘗

卜筮の理は、嘗て大舜の訓(二一)に見えき。曰く、卜は吉を習ねずとのみにして、一吉

礎先雨而潤。鐘先霽而清。灰先律而飛。蟄先寒而閉。蟻先潦而徙。鳶先風而翔。陰陽之氣。混淪旁薄於覆載之間。而一物之微。先見其幾。如印券符鑰。無毫釐之差何也。通天地。一氣同流而無間者也。一物且然。而況聖人備萬物於我乎。聖人備萬物於一身。上下

先つて飛び、蟄は寒に先つて閉ぢ、蟻は潦に先つて徙り、鳶は風に先つて翔る。陰陽の氣、覆載(四)の間に混淪旁薄して、一物(五)の微先づ其幾(七)を見る。印券符鑰(八)の如くして、毫釐の差無き(六)は何ぞや。天地に通じて、一氣流を同じうして間無ければなり。一物すら且然り、而るを況んや聖人の萬物を我に備ふるをや。聖人の萬物を一身に備ふる、(九)上下四方の宇、古往今來の宙、(一〇)聚散慘舒、吉凶哀樂、猶ほ(一一)疾痛痾痒の我身に於けるがごとし。之に觸るれば卽ち覺え、之を干せば卽ち知る。(一二)清明躬に在れば、志氣神の如し。嗜慾將に至らんとして開くを有れば、必ず先つ。仰いで之を觀るに、(一三)熒惑德星欃搶枉矢は、皆吾心の發見のみ。俯して之を觀るに、(一四)醴泉瑞石川沸山鳴は、亦吾心の發見のみ。翫んで之を占ひ、(一五)方功義弓、(一六)老少奇耦ある、亦吾心の發見のみ。未だ灼かざるの前、(一七)三兆已に具り、未だ揲せざるの前、(一八)三易已に彰る。龜既に灼き、蓍既に揲るに、是兆の吉は乃ち吾心の吉、是易の變は乃ち吾心の變なり。混融交徹、泯然として際無し。(一九)敗甲朽株を云はんや。故に曰く、聖人は卜筮を

自能率二羣臣百吏一。相與彊レ君。君雖レ不レ安。不レ能レ不レ聽。遂以解二國之大患一。謂二之輔拂一。之說卽羈拳之說。皆欲三以レ力强二其君一者也。匹夫所三恃以動二萬乘一者。道存焉耳。苟欲レ與レ之較レ力。是丐者與二猗頓一較レ富也。危矣哉。

其不可：諫めて帝の裾を引けり (五) 前漢成帝の時朱雲は張禹を彈劾し御史に引出さるゝ時檻を折りぬ (六) 荀子二十卷の著者 (七) 輔け助くるなり、拂は弼に通ず (八) 百司の役人 (九) 兵車萬乘を出すは天子の國のみ故に天子の尊稱とす (一〇) 乞食なり猗頓は古の富豪なり、猗氏に富家の術を問ひし人

卜筮

（出處）凡そ十數條、皆左氏に載する所、卜筮驗有るの事たり。今は文多きを以て、復た詳に錄せず。

〔主意〕心を以て說を立つ。謂ふらく、吉凶禍福は皆心より出づ。後世心に求めずして、卜筮に泥む。故に術愈〻詳にして驗愈〻疎なりと。

物莫レ不二能先一。

物は能く先んぜざる莫し。(一)礎は雨に先つて潤ひ、(二)鐘は霧に先つて淸み、(三)灰は律に

聖人一異耶。先ㇾ之以ㇾ稱ㇾ兵。後ㇾ之以ㇾ刖ㇾ足。壞ニ於前一而修ニ於後一。隨失隨救。焦然不ㇾ寧。吾恐聖人之學ㇾ事。不ㇾ若ㇾ是之煩且勞一也。

道有ㇾ樞。言有ㇾ會。柁移則舟轉。輪運則車行。夫豈在於用ㇾ力耶。古之人。固有下廣廈細旃之上上。從容片言。基ニ平治之原一者。固未下嘗動ニ聲色一費中辭說上也。牽ㇾ裾折ㇾ檻。已爲ニ下策一。況動ニ干戈於君側一耶。荀卿儒之陋者也。其論ニ諫諍輔拂一。乃曰。

道に樞(一)有り言に會(二)あり、柁移れば則ち舟轉じ、輪運るときは則ち車行く。夫れ豈力を用ふるに在らんや。古の人、固に廣廈細旃(三)の上、從容片言し、平治の原を基せし者あり。固に未だ嘗て聲色を動し辭說を費さざるなり。裾(四)を牽き檻(五)を折るは、已に下策たり。況んや干戈を君側に動すをや。荀卿(六)は儒の陋しき者なり、其の諫諍輔拂(七)を論ずるや、乃ち曰く、自ら能く羣臣百吏(八)を率ゐて、相與に君を強ふるに、君安んぜずと雖も聽かざる能はず、遂に以て國の大患を解く。之を輔拂と謂ふと。之の說は卽ち鬻拳が說なり、皆力を以て其君を強ひんと欲する者なり。匹夫の恃んで以て萬乘(九)を動す所の者は、道存すればのみ。苟も之と力を較せんと欲するは、是れ丐者と猗頓(一〇)と富を較するなり、危いかな。

(一) 戶のくるゝなり、樞軸　(二) 機なり　(三) 廣き屋細き毛氈の敷物　(四) 魏文帝冀州の民を移さんとす辛毗

兵。乃懼楚子不レ納也。幸楚子。不下以爲上レ悖耳。苟楚子之不レ從。吾不レ知。鬻拳何術以繼レ之乎。不幸爲二楚子一所レ誅。則陷二於逆亂一。其心迹終無三以自見二於世一矣。鬻拳亦知二其不一レ可レ繼。故以二刖足之心一。明二吾兵諫之迹一。後世亦學二吾之兵諫一。盍レ學二吾之刖足一乎。則足不レ可レ學。則兵諫亦不レ可レ學也。聖人之道。欲二後世之皆可一レ學。鬻拳之事。欲二後世之不一レ可レ學。何其與二

吾は知らず、鬻拳何の術ありてか以て之に繼がんを。不幸にして楚子の爲に誅せられれば、則ち逆亂に陷つて、其心迹(三)終に以て自ら世に見はるゝ無けん。鬻拳亦其の(四)繼ぐべからざるを知る、故に刖足(五)の心を以て、吾兵諫の迹を明にし、後世亦吾の兵諫を學ぶものは、盍ぞ吾の刖足を學ばざるや。刖足學ぶべからずんば則ち兵諫も亦學ぶべからざるなりと。聖人の道は、後世の皆學ぶべきを欲す。鬻拳が事は、後世の學ぶべからざるを欲す。何ぞ其れ聖人と異なるや。之を先にするに兵を稱るを以てし、之を後にするに足を刖るを以てし、前に壞つて後に修め、隨つて失ひ隨つて救ひ、焦然(六)として寧からず。吾恐くは聖人の事を擧する、是の若く煩且勞ならざるを。

(一) 比較す (二) 悖逆無道 (三) 精神行迹 (四) 再び之に繼いで諫むべからざる事 (五) 足きるは刑罰なり、自ら刑を加ふるなり (六) 心を焦し思を苦しめ心配に堪へざるなり

之於君。曾不知反求吾納諫之道盡歟否歟。諫吾職也。聽君職也。吾未能盡其職。乃欲越其職以必君之聽可乎。祭在人。享在神。諫在臣。聽在君。有孔子而魯不治者。諫在孔子而聽在魯侯也。有孟子而齊不治者。諫在孟子而聽在齊王也。孔孟急于救世。豈在讙拳下乎。然坐視齊魯之失道。終不肯強齊魯之君者。盡臣之職。而不敢越臣之職也。

ならんや。祭は人に在り、享(二)は神に在り、諫は臣に在り、聽は君に在り、孔子有つて魯治らざりし者は、諫は孔子に在るも、聽は魯侯に在ればなり。孟子有つて齊治らざりし者は、諫は孟子に在つて、聽は齊王に在ればなり。孔孟の世を救ふに急なる、豈讙拳が下に在らんや。然も齊魯の道を失ふを坐視して、終に肯て齊魯の君を強ひざりし者は、臣の職を盡して、敢て臣の職(三)を越えざりしなり。

(一) 反省して求め考ふ　(二) 祭を受くるは神なり　(三) 臣たる職分を逾越せざるなり

讙拳之事君。其視孔孟。未能萬一。而遽欲脅君乎。當其臨楚子以

讙拳の君に事ふるや、其の孔孟に視(一)ふるすら未だ萬一なる能はずして、遽に君を脅せんと欲す。其の楚子に臨むに兵を以てするに當つてや、乃ち楚子の納れざるを懼るゝのみ。幸に楚子以て悖(二)と爲さざりしのみ。苟も楚子にして從はずんば、

以取二重於君一。未レ善也。言之不レ足三以取二信於君一。未レ善也。其所レ憂者。惟恐二吾未レ盡二諫レ之之道一。亦何暇レ憂二其從否一乎。不レ憂二術之未レ精。而徒憂二病之難レ治。天下之拙醫也。不レ憂二算之不レ多。而徒憂二敵之難レ勝。天下之庸將也。臣之納レ諫也苟尤レ君而不レ尤レ己。不レ能三導レ君使二自從一。而欲三強レ君使二必從一。其流弊終至二於鬻拳脅レ君而止耳。

醫なり。(四)算の多からざるを憂へずして、徒に敵の勝ち難きを憂ふるは、天下の(五)庸將なり。臣の諫を納るゝや、苟も君を尤めて己を尤めず、君を導いて自ら從はしむる能はずして、君を強ひて必ず從はしめんと欲せば、(六)其流弊終に鬻拳が君を脅せしに至つて止まんのみ。

㈠ 詞の旨意明白ならず ㈡ 平素の行状よりして重んぜらるゝに足らざる場合 ㈢ 自己の醫術 ㈣ 戦略上の心算 ㈤ 平凡の将士 ㈥ 弊害は段々と高じて

鬻拳豈欲レ脅レ君哉。告而不レ聽。故出二於強一。強而不レ聽。故出二於脅一。君愈不レ聽。而愈求二

鬻拳は豈君を脅すを欲せんや。告げて聽かれず、故に強ふるに出で、強ひて聽かれず、故に脅に出でしのみ。君愈〻聽かずして、愈〻之を君に求め、曾ち吾納諫の道盡くるか否か(二)に反求するを知らず。諫は吾職なり、聽は君の職なり、吾未だ其職を盡す能はずして、乃ち其職を越えて以て君の聽を必せんと欲すとも、可

人臣之憂。在二於諫之未一レ善。不レ在二於君之未一レ從。諫之道難矣哉。誠之不レ至。未レ善也。理之不レ明未レ善也。辭之不レ達。未レ善也。氣之不レ平。未レ善也。行之不レ足三

して、懼れて之に從ひぬ。鬻拳が曰く、吾君を懼すに兵を以てせり、罪焉より大なるは莫しと。遂に自ら刖りぬ。

〔評註〕人臣の君を諫むる、君の未だ從はざるを患へずして、諫の未だ善ならざるを患ふるのみ。鬻拳は之を己に求めずして、之を君に求めたり。君を脅すに兵を以てするに至りし所以なり。

人臣の憂は、諫の未だ善ならざるに在り、君の未だ從はざるに在らず。諫の道難いかな。誠の至らざるは未だ善ならざるなり。理(二)の明ならざるは未だ善ならざるなり。辭の達せざるは未だ善ならざるなり。氣の平がざるは未だ善ならざるなり。行の以て(一)重を君に取るに足らざるは未だ善ならざるなり。言の以て信を君に取るに足らざるは未だ善ならざるなり。其の憂ふる所の者は、惟吾未だ之を諫むるの道を盡さざるかを恐るゝのみ、亦何ぞ其從否を憂ふるに暇あらんや。(三)術の未だ精しからざるを憂へずして、徒に病の治し難きを憂ふるは、天下の拙

之堂九尺。諸侯之堂七尺。所レ争者纔二尺耳。由二肩人一而観二天子諸侯之分一。豈再重之席。二尺之堂。所二能抑揚一。何儒者之迂耶。大隄雲横。屹如二山岳一。其視二尺寸之土一。若レ不レ能レ為二隄之損益一也。然水潦暴至。勢與レ隄平。苟猶有二尺寸之土未一レ没。則瀕レ水之人。可二恃無一レ恐。當二是時一。百萬生霊之命。係二於尺寸之土一焉。尺寸之土可三以過二昏墊之害一。尺寸之禮可三以過二僭亂之源一。然則儒者力争二於毫釐尺寸之間一。非レ迂也。勢也。

暴に至り、勢隄と平かなるに、苟も猶ほ尺寸の土未だ没せざる有らんには、則ち(七)水に瀕するの人、恃んで恐るゝ無かるべし。是時に當り、百萬生靈の命は、尺寸の土に係れり。尺寸の土、以て(八)昏墊の害を過むべく、尺寸の禮、以て僭亂の源を過むべし。然らば則ち儒者が力めて毫釐尺寸の間を争ふは、迂に非ざるなり、勢なり。

㊀微小なる一厘一毛一尺一寸の事につきて争ふ　㊁禮記参照　㊂普通庶人　㊃或は抑へ或は掲ぐ、尊卑上下の義　㊄雲の横るが如き大堤防　㊅雨水俄に増加す　㊆水に近く住居する人　㊇昏迷沈溺生を安んぜず

鬻拳兵もて諫む

（出處）莊公の十九年、初鬻拳は楚子を強諫せしに、楚子從はざりき。之に臨むに兵を以て

知。天秩ニ有禮一。多レ多寡レ寡。不レ可レ亂也。假ニ天之秩一以爲ニ私惠。則天之所ニ以寄レ我者亂矣。人心無レ厭。侯而可レ假ニ公之禮一。則公亦思レ假ニ王之禮一。惠王既假ニ晉侯一以ニ公禮一矣。後數十年。而晉文有ニ請レ隧之舉一。果欲レ假ニ王之禮一。非三惠王啓ニ其僭心一。晉文遽敢爾耶。聖人欲三上全ニ天子之尊一。必先下謹ニ士庶人之分一。守ニ其下一所三以衛ニ其上一也。況公侯之近乎。

其下を守るは、其上を衛る所以なり。況んや公侯の近きをや。

(一)依托するなり、(二)土地の腐き義　(三)人民の繁多なる義　(四)公侯夫々差あるべきに假に等しく與へたるを謂ふなり　(五)高下に同じ　(六)書經皐陶謨に見ゆ、天が自然に等級貴賤を秩序だてたるを謂ふ　(七)晉の文公隧を請ふ、隧は葬道の隧道なり

吾觀ニ儒者之議レ禮。毎力爭ニ於毫釐尺寸之間一。非三特較ニ公侯璧馬之多寡一也。如ニ天子之席五重。諸侯之席三重。所レ爭者纔再重耳。天子

吾儒者の禮を議するを觀るに、毎に力めて(一)毫釐尺寸の間を爭ふ、特に公侯璧馬の多寡を較するのみに非ざるなり。(二)天子の席は五重、諸侯の席は三重といふ如きも、爭ふ所の者は纔に再重のみ、天子の堂は九尺、諸侯の堂は七尺といふも、爭ふ所の者は纔に二尺のみ。(三)庸人よりして天子諸侯の分を觀れば、豈再重の席二尺の堂(四)、能く抑揚する所ならんや。何ぞ儒者の迂なるや。(五)大隄雲横り、屹たると山岳の如くんば、其の尺寸の土を視るや、隄の損益を爲す能はざるが若けん。然も(六)水潦

爲レ天守二名分一者君也。天未下嘗以二名分一與中人君上。天特寄二人君一。俾レ守レ之耳。輿地廣輪之博。版籍生齒之繁。甲兵卒乘之雄。皆君之有。獨名分者非二君之有一也。周惠王謬視爲二己物一。輕以假レ人。當二虢公晉侯之來朝一。等二其玉馬之數一。不レ爲二之隆殺一殊不レ

に假すべからずと。天を以て說を立つるは、尚書天有禮を秩づるの一語に本づくと云ふ。

天の爲に名分を守る者は君なり。天未だ嘗て名分を以て人君に與へず、天特に人君に寄せて之を守らしむるのみ。(二)輿地廣輪の博き、(三)版籍生齒の繁き、甲兵卒乘(一)の雄なる、皆君の有なり。獨り名分は君の有に非ざるなり。周の惠王、謬り視て己が物と爲し、輕々しく以て人に假しぬ。虢公晉侯の來朝するに當つて、(四)其玉馬の數を等しうして、之が(五)隆殺を爲さず。殊に知らず、(六)天の有禮を秩づる、多を多とし寡を寡として、亂るべからざるを。天の秩を假りて以て私惠と爲れば、則ち天の我に寄する所以の者は亂れん。人心厭くこと無し。侯にして公の禮を假るべくんば、則ち公も亦王の禮を假らんことを思ふ。惠王既に晉侯に假すに公の禮を以てせり。後數十年にして、晉文に(七)隧を請ふの舉有り、果して王の禮を假らんと欲しき。惠王が其僭心を啓くに非ずんば、晉文遽に敢て爾らんや。聖人は上つかた天子の尊を全うせんと欲すれば、必ず先づ下つかた士庶人の分を謹む。

而極。然事克則爵。不レ克則烹。成敗猶居二其半一也。至二於中立者一。自謂。無二往而不上レ得レ志。國有二存亡一。君有二廢興一。時有二治亂一。氏有二安危一。吾之爵秩常自如也。彼何預二於我一哉。其用レ心可レ謂二姦之尤者一矣。中立如二原繁一。有レ時而干二厲公之誅一。則世之取レ容者。果可二以長無一レ禍乎。吾故表二原繁之誅一。以風二中立之士一云。

く禍無かるべけんや。吾故に原繁の誅を表して、以て中立の士に風す(八)と云ふ。

(一)土地の神を社とし、穀物の神を稷とす、國家の義　(二)君位を奪へる逆人　(三)君位を盜む小人　(四)成功と失敗と五分五分なり　(五)君民の安危は毫も我に干係なしとす　(六)侵なり、犯なり　(七)世に容れられんことを求むる者　(八)諷也、それとなく說いて戒愼せしむるなり

王虢公晉侯に賜ふ

〔出處〕莊公の十八年の春、虢公晉侯、王に朝す。王醴を饗し、之に宥を命じ、皆玉五瑴馬三匹を賜ふ。禮に非ざるなり。王諸侯に命ずる、名位同じからざれば禮も亦數を異にす、禮を以て人に假さざるなり。

〔評註〕謂ふ、天は名分を以て之を君に寄す。人君當に認めて己が有と爲して、輕く以て人

祿保㆑位者。率用㆓此術㆒。雖㆑遇㆓明主㆒。亦未㆑易㆑察㆓其姦㆒也。厲公以㆓私憾㆒殺㆑之。固非㆓其正㆒。天其或者假㆓手於厲公㆒。以大警㆓爲㆑臣者㆒歟。

觀㆘繁對㆓厲公㆒之辭㆖曰。苟主㆓社稷㆒。國內之民。其誰不㆑爲㆑臣。信如㆓是說㆒。則苟據㆓君位㆒者。皆奉㆑之無㆑所㆑擇。篡亦君也。僭亦君也。盜亦君也。竊亦君也。爲㆑臣者皆操㆓此心㆒。則人君將㆓安所㆒㆑恃乎。甚矣繁之姦也。嗚呼論㆓人臣之罪㆒者。至㆓叛逆㆒

繁が厲公に對ふるの辭を觀るに、曰く、苟も社稷に主たらば、國內の民、其れ誰か臣爲らざらんと。信に是の說の如くば、則ち(一)苟も君位に據る者は、皆之を奉じて擇ぶ所無きなり。(二)篡も亦君なり、(三)僭も亦君なり、盜も亦君なり、竊も亦君なり。臣爲る者皆此心を操るときは、則ち人君將に安んか恃む所あらんとするぞ。甚しいかな繁の姦なるや。嗚呼人臣の罪を論ずる者は、叛逆に至つて極る。然も事克てば則ち卿たり、克たざれば則ち烹らる。(四)成敗猶ほ其半に居るのみ。中立の者に至りては、自ら謂ふ、往くとして志を得ざる無しと。國に存亡有り、君に廢興有り、時に治亂有り、民に安危有るも、吾の爵秩は常に自如たり、(五)彼何ぞ我に預らんやと。其の心を用ふる、姦の尤なる者と謂ふべし。中立原繁の如きすら、時有りてか厲公の誅を(六)干す。則ち世の(七)容を取る者、果して以て長

今日爲二我所一レ誘而叛レ君。安知下他日不中爲二人所一レ誘而叛上レ我乎。吾位未レ定。則借レ之以成レ功。吾位既定。則除レ之以防レ患。此傳瑕叛二子儀一而納二厲公一。終不レ免二於厲公之誅一也。

乃若二原繁之自爲一レ謀。可レ謂レ密矣。自二莊公之世一。用二事於朝一。歷二忽亹儀突之變一。國四易レ主。汎然中立。舉無レ所レ助。入則事レ之。出則舍レ之。視二君位一如二傳舍一。不レ置二欣戚於其間一。依阿取レ容。優游卒レ歲。既不レ爲レ人所レ愛。亦不レ爲レ人所レ憎。自レ古之持レ

乃ち原繁の自ら謀を爲せるが若きは、密なりと謂ふべし。莊公の世より、事を朝に用ひ、忽亹儀突(一)の變を歷、國四たび主を易ふるに、汎然(二)として中立し、擧て助くる所無く、入れば則ち之に事へ、出づれば則ち之を舍て、君位を視ること傳舍(三)の如く、欣戚(四)を其間に置かず。依阿(五)して容を取り、優游して歲を卒へ、既に人の爲に愛せられず、亦人の爲に憎まれず。古よりの祿を持し位を保つ者は、率ね此術を用ふ。明主に遇ふと雖も、亦未だ其姦を察し易からざるなり。厲公の私憾(六)を以て之を殺すは、固に其正に非ざるも、天其れ或は手を厲公に假りて、以て大いに臣たる者を警むるか。

(一)昭公以下四公子の名なり、委しくは史記鄭世家參照　(二)平然の義　(三)驛の旅舍の如くす　(四)悅びもせず憂へもせず　(五)依附阿諛して容れられんことを求む　(六)自己に依附せざりし私怨

禍莫ㇾ甚二於内叛一。姦莫ㇾ甚二於中立一。二者之罪孰爲ㇾ大。曰。中立之罪爲ㇾ大。是何也。内叛之罪易ㇾ見。中立之罪難ㇾ知。人臣之叛ㇾ君卽ㇾ讎者。五尺童子皆知ㇾ疾ㇾ之。雖下所ㇾ謂讎敵者。資ㇾ之以集ㇾ事。亦未丁嘗不丙賞二其功一而疑乙其心甲也。

〔評註〕傅瑕が内叛の罪は小に、原繁が中立の罪は大なり。内叛の罪は皆之を知るも、中立の者は君其害を受け、己其利を享く、其奸たる焉より大なるは莫し。

禍は内叛(一)より甚しきは莫く、姦は中立(二)より甚しきは莫し。二者の罪孰か大と爲す。曰く、中立の罪大爲り。是れ何ぞや。内叛の罪は見易く、中立の罪は知り難し。人臣の君に叛いて讎に卽く者は、(三)五尺の童子も皆之を疾むことを知る。所謂讎敵なる者(四)、之に資つて以て事を集すと雖も、亦未だ嘗て其功を賞して其心を疑はずんばあらざるなり。今日我れ誘ふ所と爲りて君に叛くは、安ぞ他日人の誘ふ所と爲りて我に叛かざるを知らんや。吾位未だ定まらざれば、則ち之を借りて以て功を成し、吾位既に定まれば、則ち之を除いて以て患を防ぐ。此れ傅瑕(五)が子儀に叛いて厲公を納れ、終に厲公の誅を免れざりし所以(六)なり。

(一) 國内に謀叛して其君を弑するなり (二) 甲乙の中間にありて觀望する者 (三) 十二三歳の童 (四) 内亂を好機會とす (五) 出處參照 (六) 原文「此傅瑕」の次に「所以」の二字あるべしとの說に從て改め譯す

決非三武夫悍將所二能堪一。天下未レ定而遽行レ之。必失二豪傑之心一。故寧蔑二棄禮法一而不レ顧。殊不レ知。名教之中。自有二樂地一。豈叔孫輩所二能測一哉。采薇出車。東山之詩。雨雪寒燠。草木禽蟲。僕馬衣裳。室家婚姻。曲盡二人情一。呢呢如二兒女語一。文武周公之待二將帥一。開レ心見レ誠。盡如レ此。初未二嘗如二陋儒之拘一。亦不レ至レ如二後世之縱一也。漢高明達。最易二告語一。惜乎。無下以二是詩一曉上レ之。

鄭の厲公、傅瑕原繁を殺す

（出處）莊公の十四年、鄭の厲公は、櫟より鄭を侵し、傅瑕を獲たり。傅瑕が曰く、苟も我を舍さば、吾請ふ君を納れんと。傅瑕は鄭子を殺して厲公を納れたり。厲公入るや、傅瑕を殺し、原繁に謂はしめて曰く、傅瑕貳あり、既に其罪に伏せり。且寡人の出づるや、伯父に裏るゝの言無く、入るに又寡人を念はず、寡人憾むと。對へて曰く、苟も社稷に主たらば、國內の民、其れ誰か臣爲らざらん。子儀位に在ること十四年なり。而るに君を召ぶを謀る者は、庸て貳に非ずや。莊公の子猶ほ八人有り。若し皆官爵を以て賂を行ひ貳を勸めて、而して以て事を濟すべくんば、君其れ之を若何。臣は命を聞けりと。乃ち縊れて死しぬ。

鼓二舞一世一也。無二鼓舞之術一。拘則爲二公孫述一。縱則爲二宋閔公一。何往而不レ敗哉。噫此不レ足レ論也。若二高帝之術一。可レ爲レ至矣。猶有レ時而窮。故嫚侮之患。卒見二於末年一。此所下以厭二拔レ劍擊レ柱之爭一。而俯就中叔孫通之儀上也。帝豈不レ欲下早用中叔孫通之儀上哉。彼見二其所レ謂儀者一。拘緩苛碎。

將の能く堪ふる所に非ず。天下未だ定らずして遽に之を行はば、必ず豪傑の心を失はん。故に寧ろ禮法を蔑棄して顧みず。殊に知らず、名教(一〇)の中自ら樂地有るを。豈叔孫輩が能く測る所ならんや。采薇・出車・東山の詩(一一)、雨雪寒燠、草木禽蟲、僕馬衣裳、室家婚姻、曲に人情を盡せること、昵昵(一二)として兒女の語の如し。文武周公の將帥を待する、心を開き誠を見はす、蓋し此の如し。初より未だ嘗て陋儒(一三)の拘るが如くならず、亦後世の縱の如きに至らざるなり。漢高は明達(一四)、最も告語し易し。惜いかな是の詩を以て之を曉すもの無かりしこと。

(一) 九江王黥布入り見ゆるに高祖は床に踞し足を洗ひつゝ應對したり (二) 布怒りて舍に就けば帳帷道具すべて王者の待遇なりき (三) 趙の四豪傑も亦嫚罵せられしが各々千戸の封を受けたり (四) 冬時百蟲皆地中に閉蟄す (五) 事の始終を伺ひ知る能はざらしむ (六) 高帝晩年にその弊を悟りしなり (七) 群臣酒を飲みて功を爭ひ醉うて妄に呼び劍を拔いて柱を斬りぬ (八) 朝廷の儀法なり (九) 小節に拘泥して餘りに細々しきなり (一〇) 晉書樂廣傳に見ゆ (一一) 皆詩經に出でたり、文王將帥を犒ふは采薇、歸還兵を勞ふは出車、周公が東征の士に贈るは東山 (一二) 親近密切 (一三) 頑固卑陋の儒者 (一四) 明暢通達善道を告げ說くべし

常レ如レ是也。南宮萬之勇聞二於諸侯一。宋閔公未下嘗以二法度之士一遇上レ之。其斬二侮之一者。豈非下欲レ略二去細謹一。自謂も得下待二豪傑一之法上耶。然終召二萬之怨一。至二於見一レ弑何也。袒裼暴虎。必馮婦而後可。怯夫而試二馮婦之術一。適足三以劇二虎牙一耳。

古之嫚侮者。莫レ如二漢高帝一。高帝之嫚侮。豈徒然哉。踞洗以挫二黥布一。隨以二王者之供帳一。嫚罵以挫二趙將一。隨以二千戸之侯封一。用二不測之辱一。用二不測之恩一。降二霜霰於炎蒸之時一。轟二雷霆於閉蟄之際一。顚倒豪傑一。莫レ知二端倪一。此高帝所三以能

古の嫚侮せし者は、漢の高帝に如くは莫し。高帝の嫚侮は、豈徒に然らんや。(一)踞跣して以て黥布を挫き、(二)隨ふるに王者の供帳を以てし、嫚罵して以て趙將(三)を挫き、隨ふるに千戸の侯封を以てす。不測の辱を用ひ、不測の恩を用ひ、霜霰を炎蒸の時に降し、雷霆を閉蟄(四)の際に轟し、豪傑を顚倒して、端倪(五)を知る莫らしむ。此れ高帝の能く一世を鼓舞する所以なり。鼓舞の術無ければ、拘はればば則ち公孫述と爲り、縱なれば則ち宋の閔公と爲り、何くに往くとしてか敗れざらんや。噫此れ論ずるに足らざるなり。高帝の術の若きは、至れりと爲すべきも、(六)猶ほ時有りてか窮まる。故に嫚侮の患は卒に末年に見れき。此れ劍(七)を拔き柱を擊つの爭を厭うて、俯して叔孫通が儀(八)に就きし所以なり。帝豈早く叔孫通の儀を用ふるを欲せざらんや。彼其の所謂儀者を見るに、(九)拘綴苛碎、決して武夫悍

心焉。然則樸遬小禮。果非所以待豪傑耶。英雄豪悍之士。磊落軼蕩。出於法度之外。爲君者。亦當以度外待之。破崖岸。削邊幅。拊背握手。以結其情。箕踞盛氣。以折其驕。嘲誚謔浪。以盡其歡。慷慨歌呼。出肺肝相示。然後足以得其死命。是非樂放肆也。待豪傑者。法

以て其驕を折き、嘲誚謔浪(一〇)、以て其歡を盡し、慷慨歌呼、肺肝を出して相示し(一一)、然る後に以て其死命を得るに足る(一二)。是れ放肆を樂むには非ざるなり、豪傑を待つ者は、法當に是の如くなるべきなり。南宮萬の勇は諸侯に聞ゆ。宋の閔公は未だ嘗て法度の士を以て之を遇せず。其の之を靳侮(一三)せし者は、豈細謹を略去せんと欲して、自ら豪傑を待つの法を得しと謂ひしに非ざらんや。然も終に萬の怨を召いて(一四)、弑せらるゝに至りしは何ぞや。袒裼して(一五)虎を暴にするは、必ず馮婦にして(一六)後に可なり。怯夫にして馮婦の術を試るは、適ゝ以て虎牙に劘る(一七)に足らんのみ。

(一) 殿階の下に戟を持ちたる兵を立たしめ出入に蹕を唱へしめて馬援に應對せるを謂ふ　(二) 頭巾をそばだてゝ笑ひながら馬援を迎へしなり　(三) 馬援は隗囂に謂つて曰く述は井底の蛙のみと　(四) 身を軽易に扱ふなり　(五) 小禁の貌　(六) 氣象宏大なる貌　(七) 區別境界を取除く　(八) 外面を飾ることなし　(九) 兩脚を伸べて箕の如くし氣を盛にして對手の驕心を挫ぐ　(一〇) あざけり罵り諧謔を弄す　(一一) 腹心を出して相示す　(一二) 豪傑死を以て報ぜんとする心を起す即ちその死命を制するなり　(一三) 戯れ侮る　(一四) 細かに謹むの儀禮を省略す　(一五) 肩ぬぎを曰ふ　(一六) 孟子に見ゆ、齊人なり善く虎を手打にす　(一七) 掛けらるゝ義

陛戟警蹕。公孫述之待二馬援一也。岸幘迎笑。光武之待二馬援一也。以二述之肅一反取二井蛙之譏一。光武之嫚。而援委レ

（出處）莊公の十一年、乘丘の役に、公は金僕姑を以て南宮長萬を射る。公の右歂孫、生きながら之を搏ふ。宋人之を請ふ。宋公之に靳れて曰く、始吾子を敬せり、今子は魯の囚なり、吾子を敬せずと。之を病ふ。十二年、宋の萬は閔公を弑せり。

（評註）公孫述は拘を以て馬援の心を失ひ、宋の閔公は縱を以て宋萬が怨を召けり。皆豪傑を鼓舞するの術無きが故なり。善く豪傑を鼓舞する者は、必ず漢の高祖の如くにして、而る後に可なり。末段に、文武周公が至誠を以て將帥を待ちしを引き、議論愈〻高し。拘縱の二子は是れ骨子たり。

（一）陛戟警蹕は、公孫述が馬援を待ちしなり。（二）岸幘迎笑は、光武が馬援を待ちしなり。述の肅を以てして、反つて（三）井蛙の譏を取り、光武の（四）嫚にして、援は心を委せり。然らば則ち（五）樸遬の小禮は、果して豪傑を待つ所以に非ざるか。英雄豪悍の士は、（六）磊落軼蕩、法度の外に出づ。君爲る者も、亦當に度外を以て之を待つべし。（七）崖岸を破り、（八）邊幅を削り、背を拊ち手を握りて、以て其情を結び、（九）箕踞盛氣

石。子羔特一有司耳。有二哀矜之意一。無二哀矜之實一。人猶報レ之若レ是。況莊公君二臨一國一。小大之獄。皆必以レ情。人之思レ報。豈子羔比耶。獄死地也。戰亦死地也。昔居二死地一。皆受二其賜一。今安得レ不下赴二死地一以答中其賜上哉。民既樂レ死。則陷レ堅却レ敵。特餘事耳。蓋嘗論レ之。古人論レ戰。與二今人之言一レ戰不レ同。蓋有二論レ戰者一。有下論レ所二以戰一者上。軍旅形勢者戰也。民心者所二以戰一也。昔晉士蔿嘗曰。禮樂慈愛戰所レ畜也。當時之論レ兵者。每如レ此。柳宗元論二長勺之役一。乃謂。徒以レ斷レ獄爲二戰之具一。吾未二之信一。歷舉二將臣士卒地形之屬一。宗元之所レ言。皆所レ謂戰而非レ所二以戰一也。烏足三以知二之。

如くなりき。抑(一〇)宗元が長勺の役を論ずるや、乃ち謂ふらく、徒に獄を斷ずるを以て戰の具と爲すとも、吾未だ之を信ぜずと。歷く將臣士卒地形の屬を舉げたり。宗元の言ふ所は、皆所謂戰にして、戰ふ所以には非ざるなり。烏ぞ以て之を知るに足らんや。(一一)

㊀ 困しめられ辱を受くる時 ㊁ 孔子の弟子なり衞の蒯聵の亂に刖者に助けられたり ㊂ 罪を輕くせんと先に
なり後になりて助くるなり ㊃ 悲傷の貌 ㊄ 繩に繋がるゝなり ㊅ 微小なる訴獄 ㊆ 巨大なる重獄 ㊇
堅陣を陷る ㊈ 戰に用ひんが爲に平素より施し畜ふべしとなり ㊉ 唐の文豪柳柳州 (一一) 戰ふ所以の眞理

宋の萬、閔公を弑す

走二郭門一。刖者守レ門。曰。於レ此有レ室。子羔入。追者罷。子羔曰。吾親刖二子之足一。此乃子報レ怨之時也。何故逃レ我。刖者曰。君之治レ臣也。先二後臣一以レ法。欲三臣之免二於法一也。臣知レ之。獄決罪定。臨レ當レ論レ刑。君愀然不レ樂。臣知レ之。此臣之所二以脱一レ君也。夫人在二縲絏之中一。錙銖之惠。有レ若二鈞

と。刖者曰く、君の臣を治むるや、臣を先後するに法を以てし、臣の法に免れんとを欲せり。臣之を知れり。獄決し罪定り、(三)當に刑を論ずべきに臨むや、君は愀然(四)として樂まざりき。臣之を知れり。此れ臣が君を脱せし所以なりと。夫れ人の縲絏(五)の中に在るや、錙銖(六)の惠に鈞石(七)の若きもの有り。子羔は特に一有司のみ。哀衿の意有つて、哀衿の實無きに、人猶ほ之に報ずること是の若かりき。況んや莊公は一國に君臨し、小大の獄、皆必ず情を以てするをや。人の報を思ふ、豈子羔の比ならんや。獄は死地なり、戰も亦死地なり。昔は死地に居りて、嘗て其賜を受けたり。今安んぞ死地に赴いて以て其賜に答へざるを得んや。民既に死を樂めば則ち堅を陷れ敵を卻くるは、特に餘事のみ。蓋し嘗て之を論ずるに、古人の戰(八)を論ずるや、今人の戰を言ふと同じからず。蓋し戰を論ずる者有り、戰ふ所以を論ずる者有り。軍旅形勢は戰なり、民心は戰ふ所以なり。昔は晉の士蔿嘗て曰く、禮樂慈愛は戰(九)の蓄ふる所なりと。當時の兵を論ずる者は、毎に此の

傳四也。使莊公之言。誠迂濶而不切事情。豈足以動劇之聽耶。其所以深賞而亟許之者。殆必有說也。馬之不敢肆足者。御轡束之也。民之不敢肆意者。法制束之也。御轡敗然後見馬之眞性。法制弛然後見民之眞性。困之不敢怨。虐之不敢叛者。劫之於法制耳。大敵在前。搶攘駭懼。平日之所謂法制者。至是皆渙然矣。法制既散。眞情乃見。食馬之恩。羊羹之怨。恩恩怨怨。各以其情而報。上苟非暇豫之時。深感固結於法制之外。亦危矣。

固結するに非ずんば、亦危いかな。

㊀ 頃刻の間に戰の勝敗を決すべき大切の場合なり ㊁ 宋の襄公は後出、陳餘は李左車が言を用ひず腐儒の言をなして韓信に敗れし人 ㊂ 奇計に富みし古の兵術家 ㊃ 迂濶にして小心なる人物 ㊄ 深智機變と術の掛引の巧なる點 ㊅ 仲間の義 ㊆ 辨解の辭說 ㊇ 口輪手綱 ㊈ 騒ぎ亂れて戰きおそる ⑩ 解け散る貌 ⑪ 秦の穆公が岐山の野人の馬を食ひしを咎めず酒を賜うて其毒を救ひし故事 ⑫ 中山の君士大夫を饗せし時司馬子期に與へず子期怒つて楚に走りぬ、宋の華之が事は下文に見ゆ ⑬ 閑暇無事の平日

凡人之易感而難忘者。莫如窘辱怵迫之時。子羔爲衛政。刖人之足。衛亂。子羔

凡そ人の感じ易くして忘れ難き者は、(一)窘辱怵迫の時に如くは莫し。子羔が衞の政を爲して、人の足を刖るや、衞亂るゝに、子羔は郭門に走りき。(二)刖者を門を守れり。曰く、此に於て室有りと。子羔入る、追者罷む。子羔曰く、吾親ら子が足を刖りぬ。此れ乃ち子が怨を報ずるの時ならん、何が故に我を逃れしめし

劌之問レ戰。何其迂濶而遠ニ於事情一耶。是言也。特以語ニ宋襄陳餘一。則見レ許矣。持以語ニ孫武吳起一則見レ侮矣。彼曹劌。遽以ニ一戰一許レ之。意者劌亦迂儒曲士之流歟。觀下其從ニ莊公一戰上。以ニ我之盈一乘ニ彼之竭一。以ニ我之整一逐ニ彼之亂一。機權韜略。與ニ孫武吳起一並驅爭レ先。初非ニ宋襄陳餘

起に語らば、則ち侮られん。彼の曹劌は遽に一戰を以て之に許せり。意ふに劌も亦迂儒(四)曲士の流か。其の莊公に從つて戰ふを觀るに、我の盈を以て彼の竭に乘り、我の整を以て彼の亂を逐ふ。機權韜略(五)は、孫武・吳起と並び驅せて先を爭ふべし。初より宋襄陳餘の儕匠(六)には非ざるなり。莊公の言をして、誠に迂濶にして事情に切ならざらしめば、豈以て劌の聽を動すに足らんや。其の深く賞して亟に之を許しし所以の者は、殆ど必ず說有らん(七)。馬の敢て足を肆にせざる者は、啣轡(八)の之を束ぬればなり。民の敢て意を肆にせざる者は、法制の之を束ぬればなり。啣轡敗れて、然る後に馬の眞性を見、法制弛びて、然る後に民の眞性を見る。之を困しめて敢て怨みず、之を虐げて敢て叛かざる者は、之を法制に劫せばのみ。大敵前に在り、搶攘(九)駭懼す。平日の所謂法制なる者、是に至つて皆渙然(一〇)たり。法制既に散じて、眞情乃ち見れ、食馬(一一)の恩、羊羹(一二)の怨、恩を恩とし怨を怨とし、各〻其情を以て報ゆ。上苟も暇豫(一三)の時、法制の外に深感

魯莊公。與齊戰於長勺。兩軍相望。此爲何時。而以聽訟用情。對曹

なり。以て一戰すべしと。公之と乘り、長勺に戰ふ。公將に之に鼓せんとす。劌曰く、未だ可ならずと。齊人三たび鼓つ。劌曰く、可なりと。齊師敗績す。公將に之に馳せんとす。劌曰く、未だ可ならずと。下つて其轍を視、軾に登つて之を望んで曰く、可なりと。遂に齊の師を逐ふ。既に克つや、公其故を問ふ。對へて曰く、夫れ戰は勇氣なり、一鼓して氣を作し、再にして衰へ、三にして竭く。彼は竭き我は盈つ、故に之に克てり。夫れ大國は測り難し。吾其轍の亂るゝを視、其旗の靡くを望む。故に之を逐へりと。

〔評註〕戰は刑の大なる者なり。獄を折くは自ら戰勝に通ずべし。宋陳孫吳に論無く、何ぞ之を知るに足らんや。此の如く戰を論ずれば、王道存す。故に民心を以て之を結ぶ。曹劌が氣を論ずるが若きは、猶ほ是れ權術の餘唾、儒者の論ずる勿き所なり。

魯の莊公、齊と長勺に戰ひ、兩軍相望む。此れ何の時と爲るぞ。訟を聽き情を用ふるを以て、曹劌が戰を問へるに對ふるは、何ぞ其迂濶にして事情に遠きや。是の言や、特に以て宋襄・陳餘に語らば、則ち許されん。持して以て孫武・吳

無レ所レ不レ至。然至理之本同然者。終不レ可レ喚。疑則射。解則止。疑則寇。解則婚。向之疑以爲レ怪者。特未レ能下合二幽明一而爲上レ一耳。猶二陽之發見。陰之伏匿一。陽明陰幽。常若レ不レ通。及二二氣和而爲一レ雨。則陽中有レ陰。陰中有レ陽。孰見二其異一哉。陰陽和而爲レ雨。則羣物潤。幽明合而爲レ一。則羣疑亡。融通灌注。和同無レ間。平日所レ疑。蕩滌而不二復存一矣。子路之問。豈非下遇レ雨而羣疑亡者上乎。惜乎。左氏不レ足二以知一レ此。

灌注、和同して間無く、（一一）平日の疑ふ所、蕩滌して（一二）復存せず。子路の問、豈雨に遇うて羣疑亡ぶる者に非ずや。惜いかな、左氏以て此を知るに足らざること。

（一）易へ兌下離上の卦が移りて兌下艮上の卦に至りしなり　（二）暌は上九極處にあり故に孤獨の象たり　（三）穢の甚しきもの　（四）怪むべく疑ふべき義　（五）初に弓を張りしが後に之を弛べたり　（六）結婚に同じ　（七）孤立の貌　（八）幽と明とを各獨立したる二途と見るなり　（九）伏し匿れて見えず　（一〇）二氣融通して雨灌ぎ至る　（一一）少しの隙間もなし　（一二）拂ひ灌ぎ流し淸む

齊魯長勺に戰ふ

（出處）莊公の十年、齊師我を伐つ。公將に戰はんとす。曹劌入りて見ゆ。問ふ何を以て戰ふぞと。公曰く、小大の獄、察する能はずと雖も、必ず情を以てすと。對へて曰く、忠の屬

在三睽之二歸妹一曰。睽孤。見二豕負レ塗。載二鬼一車一。先張二之弧一。後說二之弧一。匪レ寇婚媾。往遇レ雨則吉。其象曰。遇レ雨則吉。羣疑亡也。幽明實相表裏。幽鄰二於明一。明鄰二于幽一。初未二嘗孤立一也。是爻居二睽之孤一。子然獨立。睽二幽明一而爲二兩塗一。睽生レ疑。疑生レ怪。故負レ塗之豕。載レ車之鬼。陰醜詭幻。

(一)睽の歸妹に之くに在りては曰く、(二)睽は孤なり、(三)豕の塗を負ふを見る。(四)鬼を一車に載す。先に之が(五)弧を張り、後に之が弧を說く。寇に匪ずして婚媾せん。往いて雨に遇へば則ち吉と。其象に曰く、雨に遇うて則ち吉とは、(六)羣疑亡ぶるなりと。幽明は實に相表裏す。幽は明に鄰り、明は幽に鄰る。初より未だ嘗て孤立せざるなり。是の爻は睽の孤に居り、(七)子然獨立、幽明を睽いて(八)兩塗と爲す。睽は疑を生じ、疑は怪を生ず。故に塗を負ふの豕、車に載するの鬼、陰醜詭幻、至らざる所無きなり。然も至理の本同じく然る者は、終に睽くべからず。疑はしきは則ち射、解くときは則ち止む。疑へば則ち寇、解くときは則ち婚、向の疑つて以て怪と爲しし者は、特に未だ幽明を合せて一と爲す能はざるのみ。猶ほ陽の發見して陰の(九)伏匿するがごとし。陽は明に陰は幽、常に通ぜざるが若し。二氣和して雨と爲るに及べば、則ち陽中に陰有り、陰中に陽有り、孰か其異を見んや。陰陽和して雨と爲れば、則ち羣物潤ひ、幽明合して一と爲れば、則ち羣疑亡ぶ。(一〇)融通

吾所ニ自知一。不レ知者鬼神而已。生者吾所ニ自知不レ知者死而已。吁至理無レ二。知則俱知。惑則俱惑。安有下知レ此而不レ知レ彼者上哉。果知レ人。則必無ニ鬼神之問一。果知レ生。則必無ニ死之問一。觀ニ其鬼神之問一可三以占ニ知其未レ知レ人也。觀ニ其死之問一。可三以占ニ知其未レ知レ生也。夫子答レ之曰。未レ能レ事レ人。焉能事レ鬼。未レ知レ生。焉知レ死。子路深省ニ於一言之下一。故白刃在レ前。結レ纓正レ冠。不レ改ニ其操一。則人鬼死生之際。子路其自知レ之矣。

惑へば則ち俱に惑ふ。安んぞ此を知りて彼を知らざる者有らんや。果して人を知るときは、則ち必ず鬼神の問無く、果して生を知らば、則ち必ず死の問無けん。其鬼神の問を觀て、以て其の未だ人を知らざるを占知すべし。其死の問を觀て以て其の未だ生を知らざるを占知すべし。夫子之に答へて曰く、(三)未だ人に事ふる能はず、焉んぞ能く鬼に事へん。未だ生を知らず、焉んぞ死を知らんと。子路深く一言の下に(四)省る。故て白刃前に在るも、(五)纓を結び冠を正して、其操を改めざりき。則ち人鬼死生の際は、子路其れ自ら之を知れるなり。

(一) 孔門の駿足、仲由 (二) 論語參照 (三) うらなひ知る (四) 至理二無く人神生死皆一理なる事を悟る (五) 衛蒯聵の亂に子路宮に入らんとす聵が臣戈を以て子路を擊ち纓を斷つ、子路曰く君子は死すとも冠を免かずと纓を結びて死せり

俗飫聞而厭見者也。至下於日星何爲而明雲雷何爲而起。山何爲而峙。海何爲而渟。是孰知下其所二以然一者上乎。其文愈近。其理愈遠。其迹愈顯。其用愈藏。人之所ㇾ不ㇾ怪者。有二深怪者一存焉。吾日用飲食之間。行不ㇾ著。習不ㇾ察。尙莫ㇾ知二其端倪一。反欲ㇾ窮二其辯於荒忽茫昧之表一。何其舛二於先後一也。天下皆求二其所ㇾ聞。而不ㇾ求三其所二以聞一。皆求二其所ㇾ見。而不ㇾ求三其所二以見一。使ㇾ得二味於飫聞厭見之中一。則彼不ㇾ聞不ㇾ見者。亦將二釋然無ㇾ疑矣。

す、何ぞ其の先後に舛ふや。天下皆其の聞く所を求めて、其の聞く所以を求めず。皆其の見る所を求めて、其の見る所以を求めず。(五)味を飫くまで聞き厭くまで見るの中に得しむるときは、則ち彼の聞かず見ざる者、亦將に釋然として疑無からんとす。

(一)何に由りて然とするかの理由　(二)又一に事に作る、又はかざりなり文采なり　(三)端緒崖岸　(四)鬼神不可測の奇怪を知らんと欲す　(五)平素聞見する事物に就いて此の理を知了す

子路學二於夫子一。以ㇾ事二鬼神一爲ㇾ問。又以ㇾ死爲ㇾ問。子路之心蓋以人、者

子路の夫子に學ぶや、(一)鬼神に事ふるを以て問を爲しき。又死を以て問を爲しき。(二)子路の心に蓋し以へらく、人は吾自ら知る所たり、知らざる者は鬼神のみ。生は吾自ら知る所、知らざる者は死のみと。吁至理二無し。知れば則ち倶に知り、

共傳レ之者。門、下其罕接中於人上耳。天下之理。本無レ可レ怪。吉有レ祥。凶有レ祲。明有二禮樂一。幽有二鬼神一。是猶二晝之必夜一也。何怪之有哉。夫子之不レ語レ怪。非レ懼三其惑二衆一也。本無二怪之可一レ語也。

人不レ知レ道。則所レ知者不レ出二於耳目之外一。耳目之所レ接者。謂二之常一。耳目之所レ不レ接者。謂二之怪一。怪則辯レ之。常則輕レ之。抑不レ知。耳之所レ聞者聲爾。而聲レ聲者。初未二嘗聞一。目之所レ見者形爾。而形レ形者未二嘗見一。日星也。雲雷也。山海也。皆世

人道を知らざれば、則ち知る所の者は、耳目の外に出でず。耳目の接する所の所は、之を常と謂ひ、耳目の接せざる所の者は、之を怪と謂ふ。怪には則ち之を辯じ、常には則ち之を輕んず。抑ゝ知らず、耳の聞く所の者は聲のみにして、(一)聲を聲とする者は初より未だ嘗て聞かず、目の見る所の者は形のみにして、形を形とする者は未だ嘗て見ざるを。日星や、雲雷や、山海や、皆世俗飫くまで聞いて厭くまで見る者なり。日星何爲して明なる、雲雷何爲して起る、山何爲して峙ち、海何爲して渟まるに至つては、是れ孰か(二)其の然る所以の者を知らんや。其文愈ゝ近うして其理愈ゝ遠く、其迹愈ゝ顯れて、其用愈ゝ藏る。人の怪まざる所の者は、深く怪き者有りて存すればなり。吾日用飲食の間、行うて著れず習つて察せず、尙ほ(三)其端倪を知ること莫く、反つて其辯を(四)荒忽茫昧の表と窮めんと欲

怪生ニ於罕一而止ニ於習一。赫然當レ空者謂ニ之日一。粲然偏レ空者謂ニ之星一。油然布レ空者謂ニ之雲一。隱然在レ空者謂ニ之雷一。突然倚レ空者謂ニ之山一。渺然際レ空者謂ニ之海一。使ニ未レ識而驟見一レ之。豈不ニ大可一レ怪耶。其所三以擧レ世安レ之。而不ニ以爲一レ異者。習也。焄蒿悽愴之妖。木石鱗羽之異。世爭怪而

(一)怪は罕に生じて習ふに止む。赫然として空に當る者は之を日と謂ひ、粲然として空に偏き者は之を星と謂ひ、(二)油然として空に布く者は之を雲と謂ひ、(三)隱然として空に在る者は之を雷と謂ひ、突然として空に倚る者は之を山と謂ひ、(四)渺然として空に際する者は之を海と謂ふ。未だ識らざるに驟に之を見しめば、豈大いに怪むべからざらんや。其の世を擧げて之に安んじて、以て異と爲さざる所以の者は習へばのみ。(五)焄蒿悽慘の妖、木石鱗羽の異、世爭ひ怪んで共に之を傳ふる者は、其罕に人に接するを以てのみ。天下の理、本怪むべき無し。吉に祥有り、凶に(六)祲有り。明に禮樂有り。幽に鬼神有るは、是れ猶ほ晝の必ず夜あるがごとし。何の怪か之れ有らんや。(七)夫子の怪を語らざりしは、其の衆を惑すを懼れしに非ざるなり、本怪の語るべき無かりしなり。

(一) 奇怪とは稀に見るによりて稱する語にして常に見るに至れば怪となさゞる義 (二) 盛んなる貌 (三) 多く盛んに鳴り響く貌 (四) はるかなる貌 (五) 鬼神の氣を指す、禮記祭義篇の字句なり (六) 陰陽の氣相浸漸して災祥をなすこと (七) 孔子は怪力亂神を語らざりき

之讎。忘其怯而直前。雖斃於南宮萬之手。世未有以不量力罪之者也。若是。則莊公當與齊爭歟。曰。莊公忘君父之讎而與齊通。又與之連兵而伐郕。及不得郕而爭。則是爭利之師。而非復讎之師也。然則莊公之是役。爭亦失。不爭亦失。失在於通齊之始耳。一失其始。進退上下。何往而非罪哉。故曰。君子作事謀始。

其始を失へば、進退上下、何くに往くとしてか罪に非ざらんや。故に曰く、君子事を作すや始を謀ると。(四)

(一) 自己の身を君父に献上し犧牲とす (二) 宋の人なり、宋の閔公が萬のために弑せらるゝや牧は進んで萬の手に死したり (三) 仇家の齊と好と通ぜしが第一の失策なり (四) 易經訟の卦の大象に見ゆ

妖祥

(出處) 凡そ數十條、皆左氏が載する所の、神怪妖異の事なり。今文多きを以て、復詳に錄せず。

【評註】 謂ふ、天下本怪むべきの事無し。世俗特に耳目の罕に接する所を以て、用指して怪と爲せるのみと。

下已不能當矣。彼魯莊之親齊襄乃君父不戴天之讎。義所必校者也。反巽懦畏怯。俛首爲讎人之役。坐視其取郕而不校者。特畏其強而不敢校耳。姑託罪己修德之辭以自解於衆。豈其本心哉。莊公之不校。與勇者正相反。烏得比而同之耶。

或曰。世固有以弱犯強。以小犯大。不量力而取斃者。莊公雖不得爲勇。亦庶幾善量力者也。曰。論義者不論力。君父之讎。義所必討。不幸而力不勝。死於讎敵。亦足以自獻於先王矣。以仇牧之怯。豈能勝南宮萬之勇哉。閔公

或ひと曰く、世に固より弱を以て強を犯し、小を以て大を犯し、力を量らずして斃を取る者有り。莊公は勇爲るを得ずと雖も、亦善く力を量る者に庶幾しと。曰く、義を論ずる者は力を論ぜず。君父の讎は、義の必ず討ずる所たり。不幸にして力勝たざれば、讎敵に死すとも、亦以て自ら先王に獻ずるに足れり。仇(一)牧の怯を以て、豈能く南宮萬の勇に勝たんや。閔公の難(二)に、其怯を忘れて直前し、南宮萬が手に斃ると雖も、世未だ力を量らざるを以て之を罪する者は有らざるなり。是の若くんば、則ち莊公は當に齊と爭ふべきか。曰く、莊公は君父の讎を忘れて齊と通じ、又之と兵を連ねて郕を伐てり。郕を得ざるに及んで爭ふは、則ち是れ利を爭ふの師にして、讎を復するの師に非ざるなり。然らば則ち莊公の是の役は、爭ふも亦失、爭はざるも亦失。失は齊に通ずるの始に在るのみ。一たび

而齊襄有二其功一。人情之所二必校一也。莊公斂レ兵不レ校。罪レ己而不レ罪レ齊。抑不レ知。莊公勇者歟怯者歟。吾斷レ之曰。莊公蓋怯者也。大勇不レ校。大怯亦不レ校。勇者不レ校。是不レ欲レ校也。怯者不レ校。是不レ能レ校也。勇者以二義不一レ當レ校故。晦二其私心一而不レ校。使レ遇二義所レ當レ校者一。出二其餘勇一。天

莊公は兵を斂めて校せず、己を罪して齊を罪せず。抑〻知らず、莊公は勇者か怯者か。吾之を斷じし曰く、莊公は蓋し怯者なりと。大勇は校せず、大怯亦校せず。勇者の校せざるは、是れ校を欲せざるなり。怯者の校せざるは、是れ校する能はざるなり。勇者は義の校すべからざるを以ての故に、其私心(二)に勝つて校せず。義の當に校すべき所の者に遇はしめば、其餘勇(三)を出すに、天下も已に當る能はざらんとす。彼の魯莊が齊襄を視る、乃ち君父天を戴かざる(四)の讎、義の必ず校すべき所の者なり。反つて巽懦畏怯(五)、首を俛して讎人の役と爲り(六)、坐がら其の廟を取るを視て校せざる者は、特に其強を畏れて敢て校せざりしのみ。姑く己を罪し德を修むるの辭に託して、以て自ら衆に解く(七)も、豈其本心ならんや。莊公の校せざりしは勇者と正に相反せり、烏ぞ比して之を同じうするを得んや。

(一)人の情として必ず爭ひ張り合ふべき所　(二)自己の慾心　(三)あり餘る程の勇氣を出す　(四)禮記曲禮の句なり、莊公の父桓公は齊に拉殺せられし人なり　(五)柔弱卑屈　(六)君父の仇のために使役せらる　(七)辨解

談笑而麾之。如摧枯振槁然。豈足爲大敵哉。大莫大於心敵。忿欲之興。鬱勃熾烈。內焚肺腑。劒不能擊。戟不能撞。車不能衝。騎不能突。自古賁育韓白之徒。戰必勝。攻必取者。未嘗不受屈於是敵也。賁育韓白。冠古今之勇者也。今勝賁育韓白之所不能勝。得不謂之大勇乎。然非有攻城略地之可紀也。非有伏尸流血之可駭也。非有獻俘奏凱之可誇也。內克大敵。犯而不校。與怯者相去。不能以寸。世又將以怯名之矣。此勇怯相近而難辨者也。

はざりし所に勝たば、之を大勇と謂はざるを得んや。然も城を攻め地を略するの(七)紀すべき有るに非ざるなり。(八)尸を伏し血を流すの駭くべき有るに非ざるなり、(九)俘を獻じ凱を奏するの誇るべき有るに非ざるなり。內は大敵に克ち、(一〇)犯せども校せず。怯者と相去る、寸を以てする能はず。世又將に怯を以て之に名づけんとす。此れ勇怯の相近うして辨じ難き者なり。

(一) 勇氣と卑怯なると (二) 謙遜にして容色溫和私欲に克つ (三) 枯れたる木を摧き枯れたる木の葉を振ひ落すが如し (四) 心中に發動して火の如く盛んに烈しきなり (五) 孟賁、夏育、韓信、白起 (六) 即ち心の心敵 (七) 心敵なるが故に記錄すべきなし (八) 屍を打ち伏せ血を流す (九) いけどりを獻上し凱歌を歌ふ (一〇) 他人我に禮を失へども張合ひ爭はず

齊魯同伐鄭。

齊と魯と同じく鄭を伐つに、齊專ら其の功を有つ。(一)人情の必ず校する所なるに、

事之相反者。莫レ如二勇怯一。而相近者。亦莫レ如二勇怯一。奮然勁悍。與レ怯相反者。小勇也。退然溫克。與レ怯相近者。大勇也。曷謂二小勇一。勝二小敵一者是已。曷謂二大勇一。勝二大敵一者是已。寇敵之來。雖二多至一於百萬一。知レ兵者。

〔評註〕 始に言ふらく、小勇は怯と相反して、大勇は怯と相類すと。莊公自ら責めて齊と校せざるは大勇に似たり。然も莊公は校を欲せざるに非ず、蓋し齊を怯れて敢て校せざるのみ。末に莊公が齊に通ずべからざることを責む。議論極めて高し。

事の相反する者は勇怯(一)に如くは莫く、相近き者も亦勇怯に如くは莫し。奮然勁悍にして、怯と相反する者は小勇なり、(二)退然溫克にして、怯と相近き者は大勇なり。曷をか小勇を謂ふ、小敵に勝つ者是のみ。曷をか大勇を謂ふ、大敵に勝つ者是のみ。寇敵の來るや、多くして百萬に至ると雖も、兵を知る者は談笑して之を麾くこと、枯を摧き槁を振ふが如く然り。豈大敵と爲すに足らんや。大は心敵より大なるは莫し(三)。忿欲の興るや、(四)鬱勃熾烈、內は肺腑を焚き、劒も擊つ能はず、戟も撞く能はず、車も衝く能はず、騎も突く能はず。古より(五)賁育・韓・白の徒、戰へば必ず勝ち、攻むれば必ず取りし者も、未だ嘗て屈を是の敵に受けずんばあらざりき。賁育・韓・白は、古今に冠たるの勇者なりき。(六)今は賁育・韓・白の勝つ能

秦前。而亡二於南北既一之後一。亡國之釁。夫、豈在二於鄰敵一耶。三甥之言。謬戾明甚。而世猶有下追恨二鄧侯不上レ用二其言一者上。蓋小人之情。咎レ人而不レ咎レ己也。用二此心一以觀二古人一。宜其咎レ楚而不レ咎レ鄧也。桀既放二於南巢一。語レ人曰。吾悔レ不レ殺二湯於夏臺一。吁桀雖二偶能殺一レ湯。天下豈無二放レ桀者一耶。桀爲二萬惡一。僅有二不レ殺レ湯之善一耳。反自悔以爲レ失。是恥二一善之尚存一。欲二萬惡之皆備一也。哀哉。

に湯を殺さざるの善有るのみなるに、反つて自ら悔いて以て失と爲せり。是れ一善の尚ほ存するを恥ぢて、萬惡の皆備らんことを欲するなり。哀しいかな。

㈠暴虐す ㈡諸侯の史册 ㈢趙、魏、韓、齊、燕、楚皆秦に滅さる ㈣晉末支那南北に二分したる頃を南北朝と謂ふ ㈤義理を誤り道理に戻る ㈥夏の桀王、成湯の爲に南巢に放逐せられたり ㈦成湯曾て桀の爲に夏臺に囚はれし事あり

魯の莊公、郕を圍む

（出處）莊公の八年、師は齊の師と郕を圍む。郕は齊の師に降る。仲慶父齊の師を伐たんと請ふ。公曰く、我實に不德のみ、齊の師何の罪かあらん。罪は我に之れ由る。姑く務めて德を修めて以て時を待たんと。

當二是時一。強凌レ弱。衆暴レ寡。滅レ國之事。相二望於策一。使三鄧有二釁可二乘一。諸侯將爭欲レ滅レ之。豈獨一楚哉。必若二三甥之計一。非下盡呑中四鄰上不可。亦迂矣。嗚呼四鄰固不レ可二盡呑一。縱欲二盡呑一レ之。亦未レ可二恃以爲一レ安也。秦不レ亡二於六國未レ滅之前一。而亡三於六國既滅之後一。隋不レ亡二於南北未レ一

是の時に當つて、強は弱を凌ぎ、衆は寡を暴し、國を滅すの事、策に(一)相望めり。鄧をして釁の乘ずべき有らしめば、諸侯(二)將に爭つて之を滅せんと欲せんとす。豈獨一楚のみならんや。必ず三甥の計の若くんば、盡く四鄰を呑むに非ずんば不可なり。亦迂なるかな。嗚呼四鄰は固より盡く呑むべからず。縱ひ盡く之を呑まんと欲すとも、亦未だ恃んで以て安を爲すべからず。秦は六國(三)未だ滅びざりしの前に亡せずして、六國既に滅せしの後に亡せり。隋は南北(四)未だ一ならざりしの前に亡せずして、南北既に一なるの後に亡せり。亡國の釁は、夫れ豈鄰敵に在らんや。三甥の言は、(五)謬戻なること明甚しきに、而るに世には猶ほ追うて鄧侯が其言を用ひざりしを恨む者有り。蓋し小人の情は、人を咎めて己を咎めず。此の心を用て以て古人を觀る、宜なり其の楚を咎めて鄧を咎めざるや。桀既に南巢に放たるゝや、人に語つて曰く、吾は湯を夏臺(七)に殺さざりしを悔ゆと。吁桀は(六)偶々能く湯を殺すと雖も、天下豈桀を放つ者無からんや。桀は萬惡を爲せり、僅

知國之存亡。繫於我之治亂。反謂繫於楚子之死生。汲汲然欲殺之。何其疎也。抑不知。亡鄧之原。曷嘗專在於楚乎。環楚而國者。如陳如蔡。如鄭如許。下至於江黃道伯之屬。不可一二數也。楚不先加兵。而唯急於滅鄧者。豈非見鄧有可乘之釁乎。吾國有可乘之釁。置而不憂。顧以鄰敵爲憂。雖楚子可得而殺。猶有楚國存焉。雖楚國可得而滅。猶有諸侯存焉。爲吾憂者。未始有極也。

ると謂ひ、汲汲然として之を殺さんと欲す。何ぞ其(一)疎なるや、抑〻知らず、鄧を亡すの原は、曷ぞ嘗て專ら楚に在らんや。楚を環つて國する者、陳の如く蔡の如く、鄭の如く許の如きより、下つては(二)江黃道伯の屬に至るまで、一二もて數ふべからざるなり。楚先づ兵を加へずして、唯鄧を滅すに急なりし者は、豈鄧が乘ずべきの(三)釁有るを見しに非ずや。吾國乘ずべきの釁有るに、置いて憂へず、顧つて鄰敵を以て憂と爲す。楚子は得て殺すべしと雖も、猶ほ楚國の存する有り。楚國は得て滅すべしと雖も、猶ほ諸侯の存する有り。吾憂を爲す者は、(四)未だ始より極り有らざるなり。

(一) 粗漏にして陋しきなり　(二) 共に當時揚子江附近の小國なり　(三) すきま、間隙　(四) 最初より極り盡くるなく多しとなり

陽淫熱疾。風淫末疾。雨淫腹疾。晦淫惑疾。明淫心疾。有レ醫語レ之。記ニ六氣一者。致レ疾之原。必使レ無ニ陰陽風雨晦明一。而疾可レ除。世寧有ニ是理一耶。不レ咎レ人而咎レ天。此天下之拙醫也。守レ身在レ我。而疾不レ在ニ於六氣一。守レ國在レ我。而患不レ在ニ於四鄰一。端ニ汝視履一。嗇ニ汝精神一。時ニ汝飲食一。審ニ汝藥石一。六氣雖レ沴。於ニ汝身一何有哉。豐ニ汝德澤一。明ニ汝政刑一。固ニ汝封疆一。訓ニ汝師旅一。四鄰雖レ暴。於ニ汝國一何有哉。

を致すの原なり。必ず陰陽風雨晦明無からしめて、而して疾は除くべしと。世寧ぞ是理有らんや。(四)人を咎めずして天を咎むるは、此れ天下の拙醫なり。身を守るは我に在りて、疾は六氣に在らず。國を守るは我に在りて、患は四鄰に在らず。汝の視履(五)を端しうし、汝の精神を嗇にし(六)、汝の飲食を時なひ、汝の藥石を審にせば、六氣沴す(七)と雖も、汝の身に於て何か有らんや。汝の德澤を豐にし、汝の政刑を明にし、汝の封疆を固うし、汝の師旅(八)を訓へば、四鄰暴なりと雖も、汝の國に於て何か有らんや。

(一)過度の陰氣　(二)手足の痲痺する病　(三)心志惑亂の病氣　(四)人の攝生如何を無視するを指す　(五)見聞すること履行すること　(六)吝嗇にして妄に消耗せず　(七)毒もて亂すこと　(八)軍隊

鄧之三甥。不レ

鄧の三甥は、國の存亡が我の治亂に繫ることを知らず、反つて楚子の死生に繫

陰陽風雨晦明。天之六氣也。陰淫寒疾。

卷之二

鄧の三甥、楚子を殺さんと請ふ

（出處）莊公の六年、楚の文王申を伐ち、鄧を過ぐ。鄧の祁侯曰く、吾が甥なりと。止めて之を享す。騅甥・聃甥・養甥、楚子を殺さんことを請うて曰く、鄧國を亡す者は必ず此人ならん。若し早く圖らずんば、後に君臍を噬まんと。鄧侯從はず。還りし年に楚子は鄧を伐ち、十六年に之を滅しき。

（評註）四鄰の能く吾國を害するは、猶ほ六氣の能く人の病を致すがごとし。三甥は鄧侯に自ら其國を治むることを教へずして、楚子を殺さんと欲す。猶ほ醫者の人に自ら其身を養ふことを教へずして、天の六氣を除かんと欲するがごとし。豈理ならんや。

陰陽風雨晦明は、天の六氣なり。陰淫は寒疾、陽淫は熱疾、風淫は末疾、雨淫は腹疾、晦淫は惑疾、明淫は心疾、醫有り之に語るらく、六氣を記する者は、疾

らざるぞ。吁又非なり。(六)浩然の氣と血氣と初より異體無し。養ふと養はざるとに由りて其名を二にするのみ。苟も其養を失はば、則ち氣は心の賊と爲らん。苟も其養を得ば、則ち氣は心の輔と爲らん。亦何の常か之れ有らんや。(七)隤亂散越死生に臨んで其正を失ふ者は是の氣なり、(八)參定精明、死生に臨んで其正を得る者も亦是の氣なり。(九)凌煙圖繪の功臣、誰か前日の勍敵に非ざらんや。

心而出。蟊生二於稼一。而害レ稼者蟊也。蚋生二於醯一。而敗レ醯者蚋也。氣生二於心一。而蕩レ心者氣也。使二楚武而悟一。則賊二吾心一者。豈他人耶。將レ不二得而逭一矣。賊既不二得而逭一。盍下亦鉏二治是氣一。絕二其本根一以去中心之賊上乎。吁又非也。浩然之氣與二血氣一。初無二異體一。由二養與レ不レ養。二二其名一爾。苟失二其養一。則氣爲二心之賊一。苟得二其養一。則氣爲二心之輔一。亦何常之有哉。隤亂散越。臨二死生一而失二其正一者是氣也。參定精明。臨二死生一而得二其正一者亦是氣也。凌煙圖繪之功臣。誰非二前日之勍敵一耶。

(一)心を捨てて鬼神や天を責むべけんや (二)いなむしの一類、根を食ふとぞ (三)蚋は蜹の俗字、蚊の類なり。醯は酢の物の類 (四)即ち自己の血氣なり (五)鋤きて除き去る (六)孟子に見ゆ、養へば浩然の氣となり養はざれば血氣となる (七)くづれ散ずるなり (八)泰然と靜定す (九)唐太宗は凌煙閣に功臣を畫かしめたり、この功臣は多く初に太宗の勁敵たりし人々なりき

勞逸變於前。而舜之心未ニ嘗變一也。羑里之囚。與萬之朝。憂樂變ニ於前一。而文王之心。未ニ嘗變一也。辟レ席之時。易レ簀之際。生死變ニ於前一。而曾子之心。未ニ嘗變一也。楚武王。憑ニ陵諸夏一。臨レ敵多矣。迨ニ其季年伐ニ蕞爾之隨一而心蕩焉。彼初未レ知ニ治レ心之理一。所レ恃者。血氣之剛耳。平時臨レ敵。非ニ眞能不一レ動也。氣方剛也。死則將レ至。血氣既蕩。心安能不ニ隨レ之而蕩一乎。

るや曾子席を避けて請へり （一一） 曾子死に臨み魯の季氏より受けし簀を取り替へしむ （一二） おかししのぐ （一三） 瑣小なる貌 （一四） 心動搖す

彼鄧曼者。方且歸ニ之天一。而又歸ニ之鬼神一。抑不レ知。心即天也。未ニ嘗有ニ心外之天一。心即神也。未ニ嘗有ニ心外之神一。烏可ニ捨レ此而求ヒ他哉。心由レ氣而蕩。氣由レ

彼の鄧曼といふ者は、方に且つ之を天に歸して、又之を鬼神に歸するも、抑〻知らず、心は即ち天なり。未だ嘗て心外の天有らず。心は即ち神なり。未だ嘗て心外の神有らざるを。烏んぞ此を捨てて他に求むべけんや。心は氣に由つて蕩き、氣は心に由つて出づ。蝨（二）は稼に生じて、稼を害する者は蝨なり。蝻（三）は醯に生じて、醯を敗る者は蝻なり。氣は心に生じて、心を蕩す者は氣なり。楚武をして悟らしめば、則ち吾心を賊ふ者は豈他人（四）ならんや。將に得て遁れざらんとす。賊既に得て遁れずんば、盍ぞ亦是氣を鉏治（五）し、其本根を絶ち、以て心の賊を去

則驕。憂則懾。生則盈。死則涸。氣變則心爲之變。有不能自覺焉。志者氣之帥也。今心隨氣變。而氣反爲志之帥矣。氣反爲志之帥。而吾心志之盛衰。惟氣之爲聽。則心者氣之役也。聖賢君子。以心御氣。而不爲氣所御。以心移氣。而不爲氣所移。歷山之耕。南風之琴。

志の帥と爲る。氣反つて志の帥と爲れば、吾心志の盛衰、惟氣に之れ聽くことを爲す。則ち心は氣の役のみ。(四)聖賢君子は、(五)心を以て氣を御して、氣の爲に御せられず。心を以て氣を移して、氣の爲に移されず。(六)歷山の耕、(七)南風の琴、勞逸前に變ずるも、舜の心は未だ嘗て變ぜざるなり。(八)羑里の囚、(九)虞芮の朝、憂樂前に變ずるも、文王の心は未だ嘗て變ぜざるなり。(一〇)席を辟くるの際、(一一)簀を易ふるの際、生死前に變ずるも、曾子の心は未だ嘗て變ぜざるなり。楚の武王は諸夏を(一二)憑陵し、敵に臨むこと多し。其季年、(一三)蕞爾の隨を伐つに迨んで、而して心蕩く。彼初より未だ心を治するの理を知らず。恃む所の者は血氣の剛のみ。(一四)平時敵に臨むや、眞に能く動かざるには非ざるなり。氣方に剛かりしなり。死期將に至らんとし、血氣既に蕩く、心安んぞ能く之に隨つて蕩かざらんや。

(一) 氣逸するときは暢びて放縱となる　(二) 少壯なれば滿盛す　(三) 孟子公孫丑上篇に見ゆ　(四) 僕從の如く命を聽くのみ　(五) 理義の心　(六) 舜もと歷山に耕せり　(七) 舜帝なり、五絃の琴を彈じ南風の詩を歌ふ　(八) 文王紂の爲に羑里に囚はる　(九) 虞芮二國田を爭ひ互に文王に訴ふ　(一〇) 孝經に見ゆ、仲尼が至德至要の道を語らんとす

氣聽二命於心一者聖賢也。心聽二命於氣一者衆人也。凡氣之在レ人。逸則肆。勞則怠。樂

（出處） 莊公の四年、楚の武王隨を伐ち、將に齊せんとし、入つて夫人鄧曼に告げて曰く、余が心蕩くと。鄧曼嘆じて曰く、王の祿盡く。盈ちて蕩くは天の道なり。先君其れ之を知る。故に大事に臨んで、將に大命を發せんとするに、王の心を蕩せりと。王遂に行き、樠木の下に卒しぬ。

〔評註〕 楚武は理義の以て其心を養ふ無く、恃む所の者は血氣の剛のみ。死期將に至らんとし、血氣既に衰ふ。故に心之に隨つて蕩く。聖賢の若きは、心を以て氣を御して、氣は命を心に聽く。故に勞逸憂樂死生、前に變ずと雖も、而も此心之が爲に少變だもせざるなり。

氣、命を心に聽く者は聖賢なり。心、命を氣に聽く者は衆人なり。凡そ氣の人に在る逸すれば則ち肆に、勞すれば則ち怠り、樂めば則ち驕り、憂ふれば則ち懾れ、（二）生すれば則ち盈ち、死すれば則ち涸る。氣變ずれば則ち心之が爲に變じ、自覺すること能はざる有り。（三）志は氣の帥なり。今心氣に隨つて變じて、氣反つて

之場、得保其生者。恃禮而已。無此禮。則無此身。陞降俯仰之煩。豈不勝於屠戮戕殺之酷。弁冕瓔珮之拘。豈不勝於刀鋸斧鉞之加。人徒見君子常處至勞之地。而不知君子常處於至安之地也。世俗所以厭其煩而惡其拘者。亦未見其害耳。城之固於寇者。樓櫓雖密。猶恐其疎。隍塹雖險。猶恐其夷。豈有厭樓櫓之太密。惡隍塹之太險者哉。苟人果能眞見無形之寇。則終日百拜。猶恐其逸。曲禮三千。猶恐其簡也。況敢厭惡其煩與拘耶

を厭うて其拘を悪む所以の者は、亦未だ其害を見ざるのみ。城の寇に固まるゝ者は、樓櫓密なりと雖も猶ほ其疎を恐れ、隍塹險しと雖も猶ほ其夷ならんことを恐る。(七)(八)豈樓櫓の太密を厭ひ、隍塹の太險を悪む者有らんや。苟も人果して能く眞に無形の寇を見ば、則ち終日百拜、(九)猶ほ其逸を恐れ、曲禮三千、(一〇)猶ほ其簡なるを恐れん。況んや敢て其煩と拘とを厭悪せんや。

(一)禮を失するの隙間　(二)のぼり降り俯し仰ぐも亦禮なり　(三)はふられころされそこなはれ殺さる　(四)冠帽佩玉等の飾り　(五)皆刑罰の具なり　(六)禮の面倒にして物に拘泥する義　(七)城堀なり　(八)平坦　(九)百拜するも猶ほ逸せんことを見る　(一〇)周の禮儀繁多なりしを謂ふ

楚武王心蕩く

然之間、而發於卒然忽然之際。非以禮為之防。則人之類滅久矣。國君夫人父母沒則使大夫寧於兄弟。禮也。姑姉妹已嫁而反。兄弟弗與同席。亦禮也。是二禮者。人不過以為別嫌明微耳。亦未知其為甚急也。及晉威文姜犯是禮以如齊。轉眄而罹拉幹之禍。身死異國。為天下笑。一出於禮而禍遽至此。人其可以斯須去禮耶。

生父母の死を弔するなり　(七)　既嫁の者生家に反ることあればの義　(八)　嫌疑を避け隱微を明白にす　(九)　更に甚だ緊要なる事　(一〇)　歸寧せざるの禮　(一一)　轉瞬に同じ、少時の間に桓公肋骨を拉かるゝの禍に遭ひぬ　(一二)　須臾に同じ

君子視欲如寇。視禮如城。彼其左右前後。伺吾之失。而將肆其吞噬者。不可勝數。稍怠則墮其手矣。吾之所以孤立於爭奪陵犯

君子の欲を視るや寇の如く、禮を視るや城の如し。彼其左右前後、(一)吾の守を失ふを伺つて、將に其吞噬を肆にせんとする者、勝て數ふべからず。稍怠れば則ち其手に墮つ。吾の爭奪陵犯の場に孤立して、其生を保つを得る所以の者は、禮を恃めばのみ。此禮無ければ則ち此身無し。(二)陞降俯仰の煩、(三)豈屠戮戕殺の酷に勝らざらんや。(四)弁冕環珮の拘、(五)豈刀鋸斧鉞の加に勝らざらんや。人徒に君子常に至勞の地に處するを見て、君子常に至安の地に處するを知らず。世俗の其煩(六)

之寇。欲之寇レ人。甚二於兵革一。禮之備レ人甚二於城郭一。而人毎不レ能レ守レ禮者。特以三欲之寇レ人無二形可一レ見故。狎而玩レ之耳。殊不レ知。有形之寇其來有レ方。猶可レ禦也。至二於無レ形之寇一。遊宴之中有二陷阱一焉。談笑之中有二戈矛一焉。堂奥之中有二虎豹一焉。鄕鄰之中有二戎狄一焉。藏二於杳然冥

に禮を守ること能はざる者は、特に欲の人を寇するに、形の見るべき無きを以ての故に、狎れて之を玩ぶのみ。殊に知らず、有形の寇は其來るや(二)方有りて猶ほ禦ぐべきも、無形の寇に至つては遊宴の中にも(三)陷阱有り、談笑の中にも戈矛有り、堂奥の中にも虎豹有り、鄕鄰の中にも、戎狄有り、(四)杳然冥然の間に藏れて、(五)卒然忽然の際に發す。聖人禮を以て之が防を爲すに非ずんば、則ち人の類滅せんこと久しからん。國君の夫人、父母沒するときは則ち大夫をして兄弟に(六)寧せしむ。禮なり。姑(七)姉妹已に嫁して反れば、兄弟與に席を同じうせず。亦禮なり。是二禮は人以て(八)嫌を別ち微を明すと爲るに過ぎざるのみ。亦未だ(九)其の甚だ急爲るを知らざるなり。魯威と文姜(一〇)是禮を犯して、以て齊に如くに及び、(一一)轉眄して幹を拉ぐの禍に罹り、身は異國に死して、天下の笑と爲りき。一たび禮を出でて、而して禍遽に此に至る。人其れ以て(一二)斯須も禮を去るべけんや。

(一)物欲私心を指す　(二)形迹あり方位あり　(三)おとしあな　(四)奥深く暗きところ　(五)倉卒咄嗟の間　(六)

名。感二父母之惡一者。無レ他。其所三以充養而廣二大之一者。不レ如レ舜耳。觀二二子之生一。則知二天理之不一レ可レ滅。觀二二子之死一。則知二天賚之不一レ可レ恃。是道也。非下洞二天人之際一。達中性命之原上者。何足二以知一レ之。

威公文姜齊に如く

（出處）桓公十八年、公將に文姜と齊に如かんとす。申繻曰く、女に家有り、男に室有り、相瀆る無し。之を有禮と謂ふ。此を易ふれば必ず敗れんと。公齊侯に濼に會し、遂に文姜と齊に如く。齊侯通ず。公之を讁む。以て告ぐ。夏四月丙子公を享す。公子彭生をして公を車に乘せしむ。公は車に薨ず。

〔評註〕欲の人を寇するは、兵革よりも甚し。禮の人を衛るは、城郭よりも甚し。威公文姜は禮を犯して齊に如き、自ら其城郭を墮てり。身を殺すの禍を致しし所以なり。

天下同知レ畏二有形之寇一。而不レ知レ畏二無形

天下同じく有形の寇を畏るゝを知つて、無形の寇を畏るゝを知らず。欲の人を寇するは、兵革よりも甚しく、禮の人を衛るは、城郭より甚し。而るに人常に

資ノ以下二子之賢ノ受二之於天一者如キ此。反不ㇾ能ㇾ已二衞國之亂一者何歟。曰。黍稷穜稑之種。受二於天一也。如ㇾ是而播。如ㇾ是而植。如ㇾ是而耘。如ㇾ是而穫者人也。鹵莽滅裂而坐待二倉廩之盈一可乎。二子之受二於天一者。大舜之資也。其處二頑父嚚母之間一。終至ㇾ格ㇾ姦。雖ㇾ守二區區之介一。死二於無ㇾ

反つて衞國の亂を已むる能はざりし者は何ぞや。曰く、黍稷穜稑(一)の種は、天に受くるものなり。是の如くにして播き、是の如くにして植ゑ、是の如くにして耘り、是の如くにして穫る者は人なり。鹵莽滅裂(二)にして、坐ながら倉廩(三)の盈を待つとも、可ならんや。二子の天に受けし者は、大舜の資なり。其の頑(四)父嚚母の間に處るや。終に姦に格るに至つて(五)、區區の介を守ると雖も、名無きに死し(六)、父母の惡を成しし者は、他無し、其の充養して之を廣大する所以の者、舜に如かざるのみ。二子の生を觀て、則ち天理の滅すべからざるを知り、二子の死を觀て、則ち天資(七)の恃むべからざるを知る。是の道や、天人の際に洞かに、性命(八)の原に達する者に非ずんば、何ぞ以て之を知るに足らんや。

(一) 穜稑は晩稻早稻 (二) 土地を放任して荒蕪にまかす (三) 廩も亦倉なり倉廩に盈つるなり (四) 舜の父は頑母は嚚なりき心經に則らざるを頑とし口忠信を云はざるを嚚とす (五) 舜は父母をして遂に姦に至らざらしめたるが二子は能はず (六) 無名の死方 (七) 天の與へし性質は恃むに足らず (八) 人の性と天の命とに通達せる者

彼以其邪。我以其正。彼以其濁。我以其清。自淫朋惡黨視之。豈不猶妖孽哉。讒諧交作。致二子之死。又致惠公之逐。又致黔牟之放。又致左右公子之誅。其爲變孰大焉。吾是以知天道之不誣。乖氣之果致異也。天雖降祥。人無以承之。則祥變而爲異。使宣公。因二子之賢一念悔悟而復於正。正宮闈以正朝廷。正朝廷以正百官。正百官以正萬民。風驅雷動。萬惡皆消。固可以移匏葉桑中之詩。而爲漢廣行露之章矣。此豈宣公之所及哉。

乖氣の果して異を致すことあるを知りぬ。天は祥を降すと雖も、人以て之を承くる無ければ、則ち祥は變じて異と爲らん。宣公をして二子の賢に因りて、一念悔悟して正に復り、宮闈(四)を正して以て朝廷を正し、朝廷を正して以て百官を正し、百官を正して以て萬民を正さしめば、風驅雷動(五)、萬惡皆消し、固に以て匏(六)葉・桑中(七)の詩を移して、漢廣・行露(八)の章と爲すべし。此れ豈宣公の及ぶ所ならんや。

(一) 妖怪變化の類、所謂異なり (二) 禍の萌芽なり、衣服歌謠草木の怪を妖とし、禽獸蟲蝗の怪を孽とす (三) 讒言諂詞 (四) 宮中閨門の禮を正す (五) 風の驅り雷の動くが如く美に赴くべし (六) 詩經衛風に見えたる詩、公と夫人とを刺れり (七) 同上、宮室の淫亂を刺れり (八) 同周南召南に見えたる詩、二詩共に文王の德を頌したり

宣公固不足

宣公は固に責むるに足らず、二子の賢、之を天に受くる者此の如きを以てすら、

召者。宜二其爲レ凶爲レ逆爲レ奸爲レ惡。而僞譎二子並生其家一。然則天理有レ時而外乎。曰。是所三以爲二天理一也。世皆以。人欲滅二天理一。而天理不レ可レ滅。彼衞公之家。三綱斁矣。五典亂矣。凡生民之常性。皆剝喪而無レ餘矣。而二子之賢。忽生二於至醜至汚之地一焉。是知上帝之降衷。雖レ在二昏縱悖亂之中一。未二嘗不一レ存也。二子自レ幼而長。所二見聞一者何事。而介然自守。習不レ能レ移。豈得二之於人一乎。是天以二二子一。彰下此理之未二嘗亡上也。

昏、縱にして道に悖り倫を亂る　(九)　宣公の公子なり、出處參看　(一〇)　違ひ誤る　(一一)　前出　(一二)　仁義禮智信　(一三)　剝ぎ失はる　(一四)　此上もなく醜惡なる地　(一五)　善を降すなり、衷は善なり　(一六)　惡習もその天性の善を移す能はず

嗚呼天理固然矣。若二宣公之無道一。天反以二賢子孫一遺レ之。亦有下乖氣而或致レ祥者上乎。曰。二子之賢。君子之所レ謂祥。而衞國之所レ謂妖也。

嗚呼天理は固に然り。宣公の無道なるが若きも、天反つて賢子孫を以て之に遺す。亦乖氣にして或は祥を致す者有るか。曰く、二子の賢は、君子の所謂祥にして、衞國の所謂妖のみ、彼は其邪を以てし、我は其正を以てす、彼は其濁を以てし、我は其清を以てす。淫朋惡黨より之を視ば、豈猶ほ妖孽(二)のごとくならざらんや。(三)讒諂交〻作り、二子の死を致し、又惠公の逐を致し、又黔牟の放を致し、又左右公子の誅を致す。其の變爲る、孰か大ならん。吾是を以て、天道の誣ひられず、

賢・之出爲佳祥。而景星慶雲神爵甘露之祥次之。物之異。不如人之異。故國家以邪佞之出爲大異。而彗孛飛流繩孽牛禍之異次之。是以王季文王。迭出於古公之裔。武庚祿父。實育於商紂之門。亦各從其彙也。衞宣公之無禮。昏縱悖亂。腥聞於天。乖戾之氣。所

文王は、迭に古公(六)の裔に出で、武庚(七)・祿父は實に商紂の門に育す。亦各く其彙に從ふなり。衞宣公の無禮なる、昏縱(八)悖亂、腥きこと天に聞ゆ。乖戾の氣の召ぶ所の者は、宜しく其の凶爲り、逆爲り奸爲り、惡爲るべし。而るに伋(九)、壽の二子、並に其家に生る。然らば則ち天理も時有りて舛(一〇)ふか。曰く、是れ天理爲る所以なり。世皆以ふ。人欲天理を滅すと。而も天理は滅すべからず。彼衞公の家は、三綱(一一)壞れ、五典(一二)亂る。凡そ生民の常性は、皆剝喪(一三)して餘無し。而るに二子の賢、忽ち至醜(一四)至汚の地に生る。是に知る、上帝の降衷(一五)は、昏縱悖亂の中に在りと雖も、未だ嘗て存せずんばあらざることを。二子は幼よりして長ずるまで、見聞する所の者は何事ぞ。而も介然として自ら守り、習(一六)も移すこと能はず。豈之を人に得るならんや。是れ天は二子を以て此理の未だ嘗て亡びざるを彰すなり。

(一) 戻り違へる惡しき氣 (二) 大鼓と鼓を擊つ槌と (三) 半月の如き大星、煙の如きめでたき雲、赤雀の瑞の如きを神爵とし、膏の如く飴の如きを甘露とす (四) 彗星や飛星流星又は周厲王の時の玄黿や、思心容れざるに起る牛の禍 (五) 文王の父を王季と曰ふ (六) 古公亶父は王季の父なり (七) 殷紂の子、後に管叔蔡叔と共に周に反す (八)

和氣致レ祥。乖
氣致レ異。二氣
之相應。猶二桴
鼓一也。物之祥
不レ如二人之祥一。
故國家以二聖

し、壽其旌を載せて以て先つ。盗之を殺す。伋至つて曰く、我を之れ求むるに、此れ何の罪ぞ。請ふ我を殺せと。又之を殺す。二公子故に惠公を怨む。宣公卒するや、二公子黔牟を立つ。惠公齊に奔る。

莊公の六年、惠公入り、公子黔牟を放ち、左公子洩と右公子職とを殺す。

〔評註〕和氣は祥を致し、乖氣は異を致す。此天理なり。此二子の賢を以てして、淫亂の中に生る。猶ほ天理の泯ぶべからざるを見るなり。然も宣公の淫亂を以てして、而して二子の賢あり。豈乖氣反つて以て祥を致すに足るか。蓋し二子者は、君子の所謂祥にして、衛國の所謂異なるか。

和氣祥を致し、(一)乖氣異を致す。二氣の相應ずるや、猶ほ(二)桴鼓のごときなり。物の祥は人の祥に如かず。故に國家は聖賢の出づるを以て佳祥と爲し、(三)景星慶雲神爵甘露の祥は之れに次ぐ。物の異は人の異に如かず。故に國家は邪佞の出づるを以て大異と爲して、(四)彗孛飛流黿孽牛禍の異は之れに次ぐ。是れを以て(五)王季・

右皆坑谷也。果君子則必不レ至レ聞二此言一。果聞二此言一者。則必非二君子一。兩者烏可二並立一耶。吾之所レ憂者。不レ能レ造二君子之域一耳。未レ有下既爲二君子一而復遇二此變一者上也。今緩三於爲二君子一。而急三於講二二人之得失一。不レ欲レ消二此變一而欲レ當二此變一。抑末矣。故曰。雍姬棄疾之事。非二君子所一レ當レ講也。

當に講ずべき所に非ざるなりと。

㊀村里にて互に相そしり惡口する場合　㊁謗を受くる者の惡黨なる人　㊂穴あり谷あり　㊃君子たる途を怠るなり　㊄是非を研究することをいそぐ

盜伋壽を殺す

（出處）桓公の十六年、初め衞の宣公、夷姜に烝して伋を生み、諸を右公子職に屬し、之が爲に齊に娶る。美なり。公之を取る。是を宣姜と爲す。壽及び朔を生む。壽を左公子洩に屬す。夷姜縊る。宣姜は公子朔と伋を構ふ。公諸を齊に使せしめ、盜をして諸を莘に待たしめ、將に之を殺さんとす。壽は之に告げて行らしむ。可かずして曰く、父の命を棄てば、惡ぞ子たるを用ひん。父無きの國有らば則ち可ならんと。行くに及び、飮むるに酒を以て

事。君子之所必不遇也。伐國不問仁人。對孝子而公言。將殺其親。世之所無也。君子之深愛婉容。望者意消。雖欲微詆其親。猶忸怩而不能出口。矧曰殺之云乎。聞君子死親之難矣。不聞人敢以殺其親之謀告君子也。

里閭之相毀訾者。遇其所厚在席。必爲之止。父子夫婦間豈朋友比哉。雍糾不以雍姬爲可忌而謀之。楚子不以棄疾爲可憚而告之。固可占知二人之爲人矣。平居暇日。誠不足以動人。禍已至此。告者殺夫。不告者殺父。左

里閭の相毀訾する者も、其の厚き所のものの席に在るに遇へば、必ず之が爲に止む。父子夫婦の間は、豈朋友の比ならんや。雍糾は雍姫を以て忌むべしと爲さずして之を謀り、楚子は棄疾を以て憚るべしと爲さずして之に告げき。固に二人の人と爲りを占ひ知るべし。平居暇日、誠に以て人を動すに足らず、禍已に此に至る。告ぐれば夫を殺し、告げざれば父を殺す。左右皆坑谷のみ。果して君子ならば、則ち必ず此言を聞くに至らじ。果して此言を聞く者ならば、則ち必ず君子に非ざらん。兩者烏んぞ並立すべけんや。吾の憂ふる所の者は、君子の域に造る能はざるのみ。未だ既に君子と爲て復此變に遇ふ者は有らざるなり。今は君子爲るに緩うして、二人の得失を講ずるに急に、此變を消するを欲せずして、此變に當らんと欲するは、抑ゝ末なるかな。故に曰く、雍姫棄疾の事は、君子の

仲而謀於其女楚子將殺子南而告于其子。爲其女爲其子者。將若之何。父也。君也。夫也。鼎立爲三綱。而世未有能輕重之也。全彼則害此。全此則害彼。豈非天下之至難處。而君子所當先講乎。曰。是不必講也。有是事則有是理。無是事則無是理。若雍姬棄疾之

て、而して其子に告ぐ。其女と爲り其子と爲る者は、將に之を若何かすべき。父や君や夫や、(二)鼎立して三綱(三)爲り。而も世未だ能く之を輕重(四)するものは有らざるなり。彼を全うすれば則ち此を害し、此を全うすれば則ち彼を害す。豈天下の至つて處し難くして、君子の當に先づ講ずべき所に非ずや。曰く、是れ必ずしも講ぜざるなり。是事有れば則ち是理有り。(五)是事無ければ則ち是理無し。雍姬、棄疾の事の若きは、君子の必ず遇はざる所なり。國を伐つすら仁人に問はず、孝子に對して公言すらく、將に其親を殺さんとすと。世の無き所なり。君子の深愛婉容ある、望む者意(七)消し、微しく其親を誣らんと欲すと雖も、猶ほ忸怩として口に出すこと能はず。矧んや之を殺すと曰ふと云はんや。君子は親の難(八)に死するを聞く。人の敢て其親を殺すの謀を以て君子に告ぐるを聞かざるなり。

(一) 祭仲の女は雍糾の妻なり (二) 子南の子棄疾 (三) 君は臣の綱、父は子の綱、夫は妻の綱 (四) 比較して輕重を決する者無し (五) 第一に研究し置くべき事 (六) 孝經に孝子の深愛有る者は必ず婉容あり愉色あり云々と婉容はやさしき容なり (七) 誹らんとする私意消散す (八) 恥ぢて逡巡す

雍糾將レ殺二祭

襄公の二十二年、楚の觀起は令尹子南に寵有り。未だ祿を益さざるに、馬數十乘有り。王將に討ぜんとす。子南の子棄疾、王の御士と爲る。王每に之を見て必ず泣く。棄疾曰く、君三たび臣に泣けり。敢て問ふ誰の罪ぞやと。王曰く、令尹の不能は爾が知る所たり。國將に討ぜんとす。爾其れ居らんかと。對へて曰く、父戮せられて子居るとも、君焉んぞ之を用ひん。命を洩して刑を重うするは、臣亦爲さずと。王遂に子南を殺して觀起を轘にす。棄疾尸を請ひ、旣に葬るや、遂に縊れて死せり。

〔評註〕雍糾は祭仲を殺さんと欲して其女に謀り、楚子は子南を殺さんと欲して、其子に謀る。雍姬は之を告げて其夫を殺し、棄疾は言はずして其父を殺す。君が雍姬棄疾の變に處するときは、則ち當に如何すべき。之を斷じて曰く、此れ君子必ず遇はざる所の變、必ずしも講ぜざる所の事のみ。吾誠に君子ならば、豈人の敢て吾父を殺すの事を以て、諸を我に謀ること有らんやと。

（二）雍糾將に祭仲を殺さんとして、而して其女に謀り、楚子將に子南を殺さんとし

小挫。必不三敢遽輕二天下一。堅之喪レ國。卽屈瑕之喪レ師也。由二天子一至二於庶人一。免二於師傳之嚴一。而驟欲三獨行二其志一。遇二事之易者一未レ足レ喜。遇二事之難者一未レ足レ憂。蓋先遇二其易一。則以レ易爲レ常。是禍之源也。先遇二其難一。則以レ難爲レ常。是福之基也。世固有下以二一勝一累二一國一。以二一能一敗二一身一者上。豈不二甚可一レ畏耶。

勝を以て一國を累し、一能を以て一身を敗る者有り、豈甚だ畏るべからずや。

㊀ 西晉の時位を僭して秦と號す ㊁ 字は長略、北海の人なり ㊂ 役所なり ㊃ 恐懼戒愼の貌 ㊄ 郡名なり、西域は西戎の名 ㊅ 符堅猛が遺言を用ひず晉に寇して謝玄等の破る所となりぬ ㊆ 從來師たり守役たりし人々より離れて獨立せし時 ㊇ 一回の勝利によりて敵を輕蔑し終に自己の本國に災禍を及す者あり

祭仲雍糾を殺し楚子南を殺す

（出處） 桓公の十五年、祭仲專なり。鄭伯之を患ふ。其婿雍糾をして之を殺さしむるに、雍姫は之を知れり。其母に謂つて曰く、父と夫と孰か親しきと。其母曰く、人は盡く夫たり。父は一のみ、胡ぞ比すべけんと。遂に祭仲に告ぐ。祭仲は雍糾を殺しぬ。公曰く、謀婦人に及べり。宜なり其死せしことと。

蒲騷之勝。借曰二闘廉之謀一。今採樵誘敵之策。豈亦闘廉敎レ我乎。此所下以堅二其自用之意一。而趣中其荒谷之縊上也。屈瑕之死生。在於伐レ絞之勝敗一。驕二之於先一而陷二之於後一。庸非二天欲レ斃レ之乎。

符堅之治レ秦。一則王猛。二則王猛。猛之死。下レ詔。以下新失二丞相一。置レ觀以聽上レ訟。其辭至兢兢也。繼レ踵而張掖西域之捷交至。其心始縱。謂天下之事止レ此耳。猛雖レ亡。吾豈不レ能二獨辨一乎。迄自用而致二淝水之辱一。嚮若猛死之後。其鋒嘗

（一）符堅の秦を治むる、一にも則ち王猛、二にも則ち（二）王猛と。猛の死するや、詔を下して、新に丞相を失ひ、（三）觀を置いて以て訟を聽くを以てせり。其辭至つて（四）兢兢たりき。踵を繼いで（五）張掖西域の捷交〻至るや、其心始めて縱に、謂へらく天下の事此に止まるのみ。猛亡せりと雖も、吾豈獨り辨ずる能はざらんやと。迄に自ら用ひて（六）淝水の辱を致しぬ。嚮に若し猛が死せし後、其鋒嘗て小しく挫けしめば、必ず敢て遽に天下を輕んぜじ。堅の國を喪へるは、即ち屈瑕の師を喪へるなり。天子より庶人に至るまで、（七）師傅の箴を免れて、驟に獨り其志を行はんと欲するに、事の易き者に遇ふとも未だ喜ぶに足らず、事の難き者に遇ふとも未だ憂ふるに足らず。蓋し先づ其易に遇へば、則ち易を以て常と爲す。是れ禍の源なり。先づ其難に遇へば、則ち難を以て常と爲す。是れ福の基なり。世固に一（八）

鄧曼推二其禍端一。歸二之蒲騷之役一。吾以爲、成二屈瑕之禍一者。在レ絞而不レ在二蒲騷一。方二伐レ絞之初一。屈瑕雖レ欲二自用一。尙未二敢自信一也。苟又挫二於絞人一。必思下昔以レ用二人言一而勝。今以二自用一而敗上。將下益求二其所レ未レ至。不中敢以レ兵爲上レ戲矣。彼既見二其謀之驗一。忘二其幸一而矜二其能一。心口相語。疇昔

鄧曼は其禍端を推して、之を蒲騷の役に歸しぬ。吾は以爲らく、屈瑕の禍を成す者は、絞に在りて蒲騷に在らずと。絞を伐つの初に方つて、屈瑕は自ら用ひん(一)と欲すと雖も、尙ほ未だ敢て自ら信ぜざるなり。苟も又絞人に挫かれば、必ず昔(二)は人言を用ふるを以て勝ち、今は自ら用ふるを以て敗れしを思ひ、將に益〻其の未だ至らざる所を求め、敢て兵を以て戲と爲さざらんとす。彼既に其謀の驗ありしを見、其幸(三)を忘れて其能に矜り、心口相語るらく、疇昔蒲騷の勝は、借ひ鬪廉の謀なりと曰ふとも、今の(四)採樵誘敵の策は、豈亦鬪廉が我に敎ふるならんやと。此れ其自用の意を固うして、其荒谷の縊を趣(五)し所以なり。屈瑕の死生は、絞を伐つの勝敗に在り。之を先に驕らして、之を後に陥る、庸ぞ天が之を斃さんと欲せしに非ざらんや。

(一) 自己の智力を充分に用ひんと欲す　(二) 蒲騷の役に鬪廉の言を用ひしを謂ふ　(三) 僥倖なりし事　(四) 採樵者に衞兵を附せずして敵を誘ひ伏に陥らしめし計略　(五) 促に同じ

敎以三銳師脊加二於郢一者。闘廉也。敎以二師不レ在レ衆。不レ疑何卜一者。又闘廉也。無レ小無レ大。惟闘廉之謀是從。以成二厥功一。豈不レ猶二操レ舟者。其始惟舟師之是聽一乎。屈瑕徒見二用レ奇之功一。而欲二竊效一焉。伐レ絞之役是身試二於洲渚一之時也。幸而絞人偶入二其計一。志滿氣揚。自謂。算無二遺策一。凡天下之言レ兵者。無レ出二我之右一矣。彼區區之羅人。政須二折箠笞レ之耳。削レ規破レ矩。任レ意直前。變出レ不レ圖。軍僨身蹶其得レ禍。蓋與二操レ舟者一。無二以異一也。

豈猶ほ舟を操る者の、其始惟舟師に之れ是れ聽くがごとくならずや。屈瑕徒に（四）奇を用ふるの功を見て、竊に效はんと欲す。絞を伐つの役は、是れ身洲渚に試みるの時なり。幸にして絞人偶〻其計に入りぬ。志滿ち、氣揚り、自ら謂へらく、算に遺策無し。凡そ天下の兵を言ふ者は、我の右に出づる無し。彼（五）區區の羅人、政に須らく（六）折箠もて之に笞つべきのみと。（七）規を削り矩を破り、意に任せて直に前み、變の圖らざるに出づるや、（八）軍僨れ身蹶れき。其の禍を得たる、蓋し舟を操る者と以て異なる無きなり。

（一）委任す　（二）出處參照　（三）戰爭は人心の和にありて衆寡にあらず　（四）奇計を用ふるの功　（五）瑣小な區々とす　（六）折れたる竹の鞭　（七）軍陣についての一定のさだめを破り　（八）軍敗れ身斃れて荒谷中に縊死せり

師。傲然自得。沿視溪澗而杯視江湖。椎鼓徑進。亟犯大險。吞天沃日之濤。排山倒海之風。轟豗澎湃。奔鯨駭蚪。乃彷徨四顧。膽落神泣。墮槳失柁。身膏魚鼈之腹。爲世大戒。然則召今日之危者。豈非前日之幸乎。使其自試之時。已遇風濤之變。則將知難而悔。終身不敢言舟楫矣。

變に遇はしめば、則ち將に難を知つて悔い、身を終ふるまで敢て舟楫を言はざらんとす。

㈠折れ曲り早く行き疾く進む ㈡船頭の命に從ふ ㈢一息に千里も走る ㈣淺く靜かなる水のほとり ㈤天幸によりて斯の如くなりしを知らず ㈥ことわり歸らしむ ㈦大海をも池沼のごとく視なす ㈧大江巨湖をも杯に滿ちし水の如く考ふ ㈨或は推し或は濟ぐ ㈩甚だ危險なる處 ⑪とゞろき相撃ち鳴り響き風濤山の如く打ち寄す ⑫彷徨に同じうろつくなり ⑬かぢを失ひて進退する能はず ⑭餌食となる義

屈瑕之禍。不幸類是。當屈瑕與鄖師相距於蒲騷。自知將略非良。委計鬪廉。教以次鄖禦四邑者。鬪廉也。

屈瑕の禍は、不幸にして是に類す。屈瑕が鄖の師と蒲騷に相距ぐに當つてや、自ら將略の良に非ざるを知り、計を鬪廉に委しき。教ふるに鄖に次りて四邑を禦ぐを以てせし者は鬪廉なりき。教ふるに銳師もて宵に鄖に加ふるを以てせし者は鬪廉なりき。教ふるに師の衆に在らず、疑はずんば何ぞ卜せんを以てせし者は又鬪廉なりき。小と無く大と無く、惟鬪廉の謀に是れ從ひ、以て厥功を成したり。

楚人有下習レ操舟者上。其始折旋疾徐。惟舟師之是聽。開レ帆擊レ楫。雲飛鳥逝。一息千里。於レ是小試二於洲渚之間一。平瀾淺瀨。水波不レ興。投レ之所レ向無レ不レ如レ意。不レ知三適有二天幸一。遂以爲。盡二操レ舟之術一矣。遽謝二遣舟

誘ふの策を用ひて、以て絞人を敗り、便ち謂へらく、能く兵を用ふるの術を盡すと。卒に敗を維を伐つに取り、軍敗れ身喪び、笑を後世に貽せり。蓋し屈瑕の死生は、絞を伐つの勝敗に係ると。

楚人に舟を操ることを習ふ者有り、其始は折旋疾徐(一)、惟舟師(二)に之是れ聽けり。帆を開いて楫を擊つに、雲飛び鳥逝き、(三)一息千里なり。是に於て小しく洲渚(四)の間に試るに、平瀾淺瀨、水波興らず。之に投ずるに、向ふ所意の如くならざるは無し。適〻(五)天幸有ることを知らず、遂に以爲らく舟を操るの術を盡せりと。遽に舟師に謝遣(六)し、傲然自得し、溟渤(七)をも沼視して、江湖(八)をも杯視し、椎鼓(九)して徑に進み、亟(一〇)に大險を犯すに、天を呑み日に沃ぐの濤、山を排し海を倒にするの風、轟豗(一一)澎湃、鯨を奔し蛟を駭す。乃ち徬徨(一二)四顧、膽落ち神泣き、檝(一三)を墮し柁を失ひ、身は魚鼈の腹(一四)に膏して、世の大戒と爲りぬ。然らば則ち今日の危を召ぶ者は、豈前日の幸に非ずや。其自ら試みるの時をして、已に風濤の

十二年、楚は絞を伐つ。莫敖屈瑕曰く、絞は小にして輕し。輕ければ則ち謀寡し。請ふ采樵の者を扞ぐ無く、以て之を誘はんと。之に從ふ。絞人三十人を獲たり。明日絞人爭ひ出で、楚の役徒を山中に驅るに、楚人其北門に坐して、諸を山下に覆し、大いに之を敗りぬ。

十三年、楚の屈瑕は羅を伐つ。鬪伯比之を送り、還つて其御に謂つて曰く、莫敖必ず敗れんと。遂に楚子に見えて曰く、必ず師を濟せと。楚子辭す。入つて夫人鄧曼に告ぐ。鄧曼曰く、莫敖は蒲騷の役に狃れて、將に自ら用ひんとす。必ず羅を小とせん。君若し鎭撫せずんば其れ備を設けざらんやと。楚子賴人をして之を追はしむるに、及ばず。莫敖は師に狗へしめて曰く、諫むる者は刑有らん。鄢に及ぶ。次を亂りて以て濟り、遂に次無く、且つ備を設けず、羅に及ぶに、羅は盧戎と之に兩軍し、大いに之を敗りぬ。莫敖は荒谷に縊れたり。

〔評註〕謂ふらく、屈瑕初は敎を鬪廉に受けて、以て蒲騷の勝を取り、後には采樵もて敵を

厭何異。世所下以指二虞叔一爲上吝者。以二其守レ財欲レ不レ失耳。苟用二是念一以守レ道。與レ生俱生。欲不レ能レ遷。與レ死俱死。威不レ能レ奪。則與二顏子服膺弗一レ失何異。向之惡。今之善。特因レ物而改二其名一耳。曷嘗有二二念一哉。

㊀聖人の道の上に立つ　㊁更に應じて義に合はしむるなり　㊂既に賢たるも更に聖に進まんと志す　㊃生より死に至るまで常に失はず　㊄孔門の顏回は一善を得るごとに拳々服膺せり、中庸に見ゆ

楚の莫敖屈瑕

（出處）桓公の十一年、楚の屈瑕、將に貳軫に盟はんとす。鄖人蒲騷に軍し、將に隨絞州蓼と楚を伐たんとす。莫敖之を患ふ。鬭廉が曰く、君郢の郊に次して、以て四邑を禦げ、我銳師を以て、宵に鄖の師に加へん。若し鄖師を敗らば、四邑必ず離れんと。莫敖曰く、盍ぞ師を濟すことを王に請はざると。對へて曰く、師の克つは和に在りて衆に在らず。又何ぞ濟さんと。曰く、之を卜せんと。對へて曰く、卜は以て疑を決するのみ。疑はずんば何ぞ卜せんと。遂に鄖師を蒲騷に敗りぬ。

貪以レ吝治ニ吝而已。至理之中。無ニ一物之可一レ廢。人心之中。無ニ一念之可一レ除。貪吝之念。苟本無邪。安從而有。苟本有邪。安得而無。是貪吝固不レ可ニ強使一レ之無。亦不ニ必使一レ之無一也。吾心一旦渙然氷釋。則曰貪。曰吝。孰非ニ至理一哉。

蓋事有ニ善惡一。而念無ニ善惡一。是念加ニ於事之善者一。則名ニ善念一。加ニ於事之惡者一。即名ニ惡念一。所レ謂念者。初無ニ二也。世所下以指ニ虞公一爲上レ貪者。以ニ求レ財不一レ厭耳。苟用ニ是念一以求レ道。立而不レ已。必求ニ與權一。賢而不レ已。必求レ爲レ聖。則與ニ夫子學而不レ

蓋し事に善惡有り、而も念には善惡無し。是の念、事の善なる者に加はれば、則ち善念と名づけ、事の惡なる者に加はれば、即ち惡念と名づく。所謂念なる者は初より二無きなり。世に虞公を指して貪と爲す所以の者は、財を求めて厭かざるを以てのみ。苟も是の念を用ひて以て道を求め、(二)立つて已まず、必ず與に權(二)ることを求め、(三)賢にして已まず、必ず聖爲らんことを求めば、則ち夫子の學んで厭はざると何ぞ異ならん。世の虞叔を指して吝と爲す所以の者は、其財を守りて失はざるを欲するを以てのみ。苟も是の念を用ひて以て道を守り、生と倶に生じて、欲も遷す能はず、死と倶に死して、威も奪ふ能はずんば、則ち顏子(四)が服膺(五)失はざると何ぞ異ならん。向の惡、今の善、特に物に因つて其名を改むるのみ。曷ぞ嘗て二念有らんや。

國。虞叔以レ吝逐レ君。貪吝非二二法一也。名雖レ不レ一。而同出二於嗜レ貨焉。使下虞公思中吾求レ劍之心。卽虞叔守レ劍之心上。必不レ至二於貪一矣。使下虞叔思中吾守レ劍之心。卽虞公求レ劍之心上。必不レ至二於吝一矣。惟其不レ能二交相恕一。而反相責。此其所三以釀二莫大之釁一也。然則如レ之何。曰。不レ過下以レ貪治レ

り。名は一ならずと雖も、而も同じく貨を嗜むに出づ。虞公をして、吾が劍を求むるの心は、卽ち虞叔が劍を守るの心なりと思はしめば、必ず貪に至らじ。虞叔をして吾が劍を守るの心は、卽ち虞公が劍を求むるの心なりと思はしめば、必ず吝に至らじ。惟其れ交〻(三)相恕する能はずして反つて相責む。此れ其の莫大の釁を釀しし所以なり。然らば則ち之を如何。曰く、貪を以て貪を治め、吝を以て吝を治むるに過ぎざるのみ。至理の中は、(四)一物の廢すべき無く、人心の中は、一念の除くべき無し。貪吝の念苟も本無くば、安に從つてか有らん。苟も本有らば、安に得てか無からん。是れ貪吝固强て之れ無からしむべからず、亦必ずしも之をして無らしめざるなり。吾心一旦(五)渙然として氷釋せば、則ち曰く貪、曰く吝、孰か至理に非ざらんや。

(一) 玉を求め劍を求めしを指す　(二) 玉を献ぜしも劍を惜みしを指す　(三) 己を推す之を恕と謂ふ　(四) 至理の中ならば貪も吝も亦用ふべし　(五) 氷のとくる貌なり

爲ち一。亦安能洗二犯ㇾ上之習一。而還二於古一哉。

虞公以ㇾ貪失ㇾ

虞叔虞公を伐つ

（出處）桓公十年、初め虞叔に玉有り、虞公之を求むるも、獻ぜず。既にして之を悔いて曰く、匹夫罪無し、璧を懷けば其れ罪あり、吾焉んぞ此を用ひて、其れ以て害を買はんやと。乃ち之を獻ず。又其寶劍を求む。叔曰く、是れ厭く無きなり、厭く無くんば將に我を襲はんとすと。遂に虞公を伐つ。故に虞公は共地に出奔したり。

（評註）虞公は貪を以て國を失ひ、虞叔は吝を以て君を逐ふ。此二句は此事の斷案と爲すべし。又初めて斷意を出し、言ふらく、人能く財を貪るの心を以て道を求め、財を吝むの心を以て道を守らば、則ち得る所詎ぞ量るべけんやと。此れ是れ常說中に就いて斷意を發出す。妙爲る所以なり。

虞公は貪(一)を以て國を失ひ、虞叔は吝(二)を以て君を逐ふ。貪吝は二法に非ざるな

之事上也。臣之訴レ君者。先得ニ訴レ君之曲一。不三必復問ニ其所レ訴之辭一也。當下詹父元咺未レ訴レ君之時上。其理固直。既啓ニ訴レ君之口一。則已陷ニ於滔天之惡一矣。是詹父之直。因レ訴ニ虢公一而曲也。元咺之直。因レ訴ニ衞侯一而曲也。周苟以レ是正ニ其罪一。則二人者釋然内省。其理之曲。沒レ齒無レ憾矣。

又推而上レ之。則知下君臣之際。本非中較ニ曲直一之地上。臣之理雖レ直。其敢自謂レ直以加ニ吾君一乎。蚤朝晏退。戰戰兢兢。上不レ知ニ君之曲一。下不レ知ニ我之直。所レ知者。盡ニ臣道一而已。安得レ有ニ犯レ上之釁一耶。惜夫。威王昧レ之而不レ知。襄王知レ之而不レ盡。此分與レ理。所ニ以終離而不ヒ可ニ復合一也。後之爲レ治者。非下合ニ分與ヒ理

又(一)推して之を上ぐれば、則ち君臣の際、本曲直を較ぶるの地に非ざるを知り、臣(二)の理直しと雖も、其れ敢て自ら直と謂つて以て吾君に加へんや。(三)蚤に朝し晏く退き、戰戰兢兢、上は君の曲を知らず、下は我の直を知らず。知る所の者は臣道を盡すのみ。安んぞ上を犯すの釁(四)有るを得んや。惜いかな、威王之に昧うして知らず、襄王は之を知るも盡さず(五)。此れ分と理との終に離れて復合すべからざりし所以なり。後の治を爲す者、分と理とを合せて一と爲るに非ずんば、亦安んぞ能く上を犯すの習(六)を洗うて、而して古に還さんや。

(一)更に推上して人臣たる心掛を論ず　(二)失禮を加へ威光を凌ぎ犯す　(三)夙に同じ、朝早きなり　(四)すき間　(五)完全ならず　(六)惡習を洗ひ清む

之分一焉耳。有二所レ謂理一。又有二所レ謂分一。是理與レ分判然二物也。君子言レ分必及レ理。言レ理必及レ分。分不二獨立一。理不二虛行一。得則俱得。失則俱失。豈有下既犯レ分而不レ犯レ理者上乎。子之證レ父者。先有二證レ父之曲一。不下必復問中其所レ證之事上也。弟之紾レ兄者。先有二紾レ兄之曲一。不下必復問中其所レ紾

理を言へば必ず分に及ぶ。分は獨立せず、理は(一)虛行せず。得るときは則ち俱に得、失ふときは則ち俱に失ふ。豈既に分を犯して理を犯さざる者有らんや。子の父を證する者は、先づ父を證するの(二)曲有り、必ずしも復其の證する所の事を問はざるなり。弟の兄を(三)紾る者は、先づ兄を紾るの曲有り、必ずしも復其の紾る所の事を問はざるなり。臣の君を訴ふるは者、先づ君を訴ふるの曲を得たり、必ずしも復其訴ふる所の辭を問はざるなり。詹父・元咺が未だ君を訴へざるの時に當つては、其理固に直きも、既に君を訴ふるの口を啓くときは、則ち已に(四)滔天の惡に陷るゝなり。是れ詹父の直、虢公を訴ふるに因つて曲るなり、元咺の直、衞侯を訴ふるに因つて曲るなり。苟も是を以て其罪を正さば、則ち二人の者、釋然として內に省み、其理の曲は、(五)齒を沒ふるまで憾無からん。

(一) 空しく獨立しては行はれず (二) 不正なり、卽ち理を失せるなり (三) ひねり戾らす (四) 天にはびこる大惡
(五) 終身の義なり、一生涯少しも恨むことなからん

威王詹父有辭。王爲之伐虢而出虢公。以臣逐君。固可罪也。然人之咎是者。不過曰虢公雖曲君也。詹父雖直臣也。威王不當以曲直之理。廢上下之分耳。其罪威王。則是也。其所以罪威王。則非也。數傳而至於襄王。晉文公以元咺執衛侯。而請殺之。襄王曰。夫君臣無獄。今元咺雖直。不可聽也。爲臣殺其君。將安庸刑。襄王之意。豈非以矯威王之失乎。所謂君臣無獄者。固可爲萬世訓。至若元咺雖直之一語。猶未免隨世俗之見也。

るに非ざらんや。所謂君臣に獄無き者は、固に萬世の訓と爲すべし。元咺直しと雖もの一語の若きに至つては、猶ほ未だ世俗の見に隨ふことを免れざるなり。(一〇)

(一) 伸なり (二) 上と下と互に相爭ふの訴訟 (三) 抑壓す (四) しのぎ犯す (五) 分は理に勝つとの言に服せざるなり (六) そしり訴ふるなり、譏訴に同じ (七) 辯解の辭說有り (八) 傳の僖公二十八年元咺晉に奔りて其君の暴を訴ふ、晉乃ち衛侯を執へしなり (九) 訟に同じ、君臣の間に爭訟あるべき理なし (一〇) 世間の俗論と一般なり

苟如襄王之說。是元咺之理。未嘗不直。所以不可聽者。恐亂君臣

苟も襄王の說の如くならば、是れ元咺の理、未だ嘗て直ならずんばあらず。聽くべからざる所以の者は、君臣の分を亂らんことを恐るゝのみ。所謂理有り、又所謂分有り、是れ理と分と判然として二物なり。君子分を言へば必ず理に及び、

以信二天下之分一。非下善持二名分一者上也。世之持二名分一者。皆曰。分可レ勝レ理。理不レ可レ勝レ分。不幸而聽二上下交爭之訟一。寧使二下受一レ抑。勿レ使二上受一レ陵。所レ屈者一夫之理。所レ信者萬世之分。亦何爲而不可哉。嗚呼。分固不レ可レ屈也。理其可レ屈乎。宜人之滋不レ服也。虢公譖二其大夫詹、於

り。世の名分を持する者、皆曰く、分は理に勝つべし。理は分に勝つべからず。不幸にして上(二)下交爭の訟を聽かば、寧ろ下をして抑(三)を受けしむとも、上をして陵を受けしむる勿れ。屈する所の者は一夫の理、信ぶる所の者は萬世の分、亦何(四)爲れぞ不可ならんやと。嗚呼分は固に屈すべからざるなり。理も其れ屈すべけんや。宜なり、人の滋ミ服せざるや。虢公が其大夫詹父を威王に譖(六)するに、詹父は(七)辭有り。王之が爲(五)に虢を伐つて虢公を出せり。臣を以て君を逐ふは固に罪すべし。然も人の是を咎る者は、虢公は曲ると雖も君なり、詹父は直しと雖も臣なり、威王は當に曲直の理を以て上下の分を廢すべからずと曰ふに過ぎざるのみ。其の威王を罪するは則ち是なるも、其の威王を罪する所以は則ち非なり。數傳じて襄王に至り、晉の文公が、元咺(八)を以て衞侯を執へて之を殺さんと請ふや、襄王の曰く、夫れ君臣は獄(九)無し。今元咺は直しと雖も聽くべからざるなり。臣と爲て其君を殺さば、將安んぞ刑を庸ひんと。襄王の意、豈以て威王の失を矯む

我之禍。以ㇾ堯爲ㇾ父而不ㇾ能ㇾ與二丹朱一。以二周公一爲ㇾ兄而不ㇾ能ㇾ與二管蔡一。以二周宣一爲ㇾ子而不ㇾ能ㇾ與二厲王一。彼大國亦何有二於我一哉。苟忽能充二是言一。則洪範之五福。周雅之百祿。皆吾有也。尙何微弱之足ㇾ患乎。論者不ㇾ識下忽之不ㇾ能ㇾ蹈二其言一。而反譏二其言之失一。亦惑矣。後之君子。苟不下以ㇾ人廢上ㇾ言。釋然開悟。則天下之禍。無下在二我之外一者上。豈曰ㇾ小二補之一哉。

（五）詩經大雅篇に出づ、多福を求むるは我自ら之を求めんのみ大國何をか爲さんとなり　（六）管叔蔡叔共に周公の兄弟にして後に周に叛して誅せらる　（七）厲王暴虐なりき　（八）擴充す　（九）書經洪範篇參照、五福は壽、富、康寧、攸好德、考終命なり　（一〇）詩經小雅天保篇に天の百祿を受くとあり　（一一）大利益あるを反言す

屈二天下之理一。

詹父王の師を以て虢を伐つ

（出處）桓公十年、虢仲は其大夫詹父を王に譖す。詹父辭有り、王師を以て虢を伐つ。虢公は虞に出奔せり。

（評註）理分の二字を以て說を立つ。一たび分を犯して其君を訴ふれば、直なりと雖も亦曲る。豈分を犯して之を直なりと謂ふを得ること有らんやと謂ふなり。

天下の理を屈して、以て天下の分を信ぶるは、善く名分を持する者に非ざるな

豈有ニ禍レ昏而福レ鄭者一哉。然則忽之辭レ昏。固亦未レ可ニ厚非一也。後世徒見下其以ニ微弱一致上レ禍。遂幷以レ辭レ昏譏レ之。殊不レ知。忽得ニ之於辭上レ昏。而失ニ之於微弱一。一是一非。兩不ニ相掩一。烏得下以ニ後之非一廢中前之是上哉。忽之言曰。自求ニ多福一。在レ我而已。大國何爲。信斯言也。古今之篤論也。在レ

幷せて昏を辭せしを以て之を譏るも、殊に知らず、忽が之を昏を辭せしに得て、(三)之を微弱に失ひしを。一是一非、(四)兩ながら相掩はず、烏ぞ後の非を以て前の是を廢するを得んや。忽の言に曰く、(五)自ら多福を求む、我に在るのみ、大國何爲んと。信なるかな斯の言や、古今の篤論なり。我に在るの福は、堯を以て父と爲すも、而も丹朱に與ふる能はず、周公を以て兄と爲すも、而も管(六)蔡に與ふる能はず、周宣を以て子と爲すも、而も厲(七)王に與ふる能はず。彼の大國、亦何ぞ我に有らんや。苟も忽能く是言を(八)充つるときは、則ち洪範(九)の五福、周雅の百祿、(一〇)皆吾有のみ、尚ほ何の微弱か之れ患ふるに足らんや。論者は忽の其言を蹈む能はざりしを譏らずして、反つて其言の失へるを譏るは、亦惑へり。後の君子、苟も人を以て言を廢せず、釋然として開悟せば、則ち天下の福、我の外に在る者無けん。豈之を小補(一一)すと曰はんや。

(一) 結婚なり、出處參看 (二) 前條に見ゆ (三) 處置適當なるを得たり (四) 掩うて一口に斷じ去るべきには非ず

救一也。當時諸侯之強盛者。宜莫如晉。晉猶不可依。況其他乎。嗚呼。此特論人之不足依耳。抑又有甚焉者。魏孝武脅於高歡。所恃者宇文泰耳。一旦脫身虎口。杖策入關。捨所畏而得所依。天下之樂有過於是乎。然孝武之禍。不在於所畏之高歡。乃在於所依之宇文泰。以是論之。非惟人之不可依。而禍寔生於所依也。外物之變。不可勝窮。恃外以爲安者。其患夫豈一端耶

らず、外を恃んで以て安と爲す者は、其患夫れ豈一端のみならんや。(一二)

(一)自己を他人に依頼す　(二)重き威名　(三)依頼心の恃むべからざるを論ず　(四)依附する所常に盛なりとも未だ安心すべからず　(五)中國といふに同じ　(六)魯の宣公十四年楚の莊王宋を圍む　(七)子を取りかへて食ひ骸骨を以て薪となす　(八)孝武帝は其強臣高歡をのみ畏れて宇文泰をのみ頼りとしたりしが却つて宇文泰に弑せられき　(九)高歡の所　(一〇)宇文泰帝を東關に迎へて長安に入らしむ　(一一)帝關に入るや泰は王子諱見と共に去りて、鄴に都して魏を二分し遂に帝を弑しぬ　(一二)一端緒のみならず外に種々樣々ならん

人皆咎鄭忽之辭昏。不能依大國以爲固。殆非也。使忽不辭。則彭生之禍。不在魯而在鄭矣。

人皆鄭の忽が昏を辭し、(一)大國に依つて以て固を爲す能はざりしを咎むるも、殆ど非なり。忽をして辭せざらしめば、則ち彭生(二)の禍は、魯に在らずして鄭に在らん。豈魯に禍して鄭に福する者有らんや。然らば則ち忽の昏を辭せしは、固に亦未だ厚く非とすべからざるなり。後世徒に其の微弱を以て禍を致ししを見、遂に

也。所レ依者。不レ能ニ常盛一。有レ時而衰。不レ能ニ常存一。有レ時而亡。一旦驟失レ所レ依。將何所レ恃乎。嗚呼。此特論ニ依レ之不レ可レ常耳。抑有ニ甚者一焉。使下所レ依者。常盛常存上可矣。猶未レ足レ恃也。晉方主ニ盟諸夏一。宋謹事レ之。想其心自以爲。得レ所レ依矣。及レ阨ニ於楚師一。折レ骸易レ子。晉迫ニ於狄一。坐視而莫ニ能

の恃む所あらんや。嗚呼此れ特に之に依るの常にすべからざるを論ぜしのみ。抑〻甚しき者有り。依る所の者をして、常に盛に常に存せしむれば可なるも、(四)猶ほ未だ恃むに足らざるなり。晉の方に盟を諸夏に主り、(三)宋の謹んで之に事ふるや、想ふに其心自ら以爲らく依る所を得たりと。楚の師に阨せらるゝ(六)に及んで、骸を折り子を易ふるも、(七)晉は狄に迫られ、坐視して能く救ふこと莫りき。當時諸侯の強盛なる者は、宜しく晉に如く莫るべきに、晉すら猶ほ依るべからず、況や其他をや。嗚呼此れ特に人の依るに足らざるを論ずるのみならんや。抑〻又甚しき者有り。(八)魏孝武は高歡を畏れて、恃む所の者は宇文泰のみ。一旦身を虎口に脫し、(一〇)策に杖き關に入り、畏るゝ所を舍てて依る所を得るや、天下の(九)樂是に過ぐる有らんや。然も孝武の禍は、畏れし所の高歡に在らずして、(一一)乃ち依りし所の宇文泰に在りき。是を以て之を論ずるに、惟人の依るべからざるのみに非ずして、禍は寔に依る所に生ずるなり。外物の變は窮むるに勝ふべか

爲レ國者。當レ使二人依一レ己。不レ當レ使二己依一レ人。己不レ能二自立一。而依レ人以爲レ重。未レ有二不レ窮者一

たらんと。從はず。十一年鄭の莊公卒す。蔡仲は昭公を立つるに、宋人は蔡仲を誘うて之を執へて曰く、突を立てずんば將に死せんとすと。蔡仲は厲公を以て歸りて之を立つ。昭公衞に奔る。十五年、鄭伯突は蔡に出奔す。鄭の世子忽鄭に復歸せしが、十七年鄭は昭公を弑しぬ。

〔評註〕 國を爲むるに人に依りて以て重しと爲すも、惟人の依るに足らざるのみならず、禍は實に依る所に生ず。鄭の忽をして、辭せずして文姜を取らしめば、即ち彭生の禍は、魯に在らずして鄭に在らん。忽の國を失へるは、微弱に在りしなり、昏を辭せしには在らざるなり。

國を爲むる者は、當に人をして己に依らしむべし。當に己をして人に依らしむべからず。己自ら立つ能はずして、而して人に依りて以て重きを爲すとも、未だ窮せざる者は有らざるなり、依る所の者は、常に盛なる能はずして時有りてか衰へ、常に存する能はずして時有りてか亡ぶ。一旦驟に依る所を失はば、將何

爲レ人。得レ志則氣盈。而自視ニ其身一。不レ勝ニ其大一。人少慢レ之。已不レ能レ平。失レ志則氣涸。而自視ニ其身一不レ勝ニ其小一。人共賤レ之。反不レ能レ較。其中初無レ所レ主。惟視ニ外物一以爲ニ輕重一。隨レ物而盈。隨レ物而涸。隨レ物而大。隨レ物而小。乍驕乍沮。乍勇乍怯。已亦不レ能ニ自知一也。一身不レ能ニ自主一。況欲レ主ニ人之國一哉。

するをや。

㈠ 戎の二帥大良と少良とを指す ㈡ いけどり ㈢ 輕んじ侮り視る ㈣ 生肉を贈りし時 ㈤ 鄭公と曰はずして忽と曰ひしを指す ㈥ 詩經鄭風に彼の狡童我と言はずと出づ ㈦ 他に勝れたりと自惚るゝなり ㈧ 爭ふ義 ㈨ 自己心外の勢力によりて變化す

鄭太子忽、昏を辭す

（出處）桓公の六年、初め齊侯は文姜を以て鄭の太子忽に妻せんと欲す。忽辭す。人其故を問ふに、太子曰く、齊は大、吾偶に非ざるなり。詩に云ふ、自ら多福を求むと。我に在るのみ、大國何ぞ爲んと。其戎の師を敗るに及んで、齊侯又之に妻せんと請ふ。固く辭す。祭仲曰く、必ず之に取れ、君に內寵多し。子大援無くんば將に立たざらんとす。三公子は皆君

吾嘗觀。鄭忽始敗ニ戎師一之時。囚ニ二帥一。陳レ俘振レ旅。以獻ニ於齊一。氣呑ニ諸侯一邈ニ視王爵一。饑饋之際。暫爲ニ人所レ先。亟連ニ三國之兵一而伐レ之。何其壯也。及ニ其嗣ヒ位。微弱不レ振。其出奔。其復歸。斥ニ其名一而赴ニ諸侯。甚而詆以ニ狡童一。嘗不ニ以レ君視ヒ之。受レ侮至レ此。前日之壯氣安在耶。蓋忽之

吾嘗て觀るに、鄭の忽が始めて戎師を敗りしの時、二帥（一）を囚へ、俘（二）を陳ね旅を振へ、以て齊に獻ずるや、氣は諸侯を呑み、王爵を邈視（三）す。饑饋（四）の際、暫く人の爲に先んぜらるゝや、亟に三國の兵を連ねて之を伐ちき。何ぞ其壯なるや。其の位を嗣ぐに及んでは、微弱振はず。其出奔にも其復歸にも、其名（五）を斥して諸侯に赴げき。甚しきは詆るに狡童（六）を以てし、嘗て君を以て之を視ざりき。侮を受くること此に至る、前日の壯氣安に在りや。蓋し忽の人と爲り、志を得れば則ち氣盈ちて自ら其身を視ること其大（七）に勝へず、人少しく之を慢れば已に平なる能はず、志を失へば則ち氣涸れて自ら其身を視ること其小に勝へず。人共に之を賤むれば反つて較（八）する能はず。其中初より主とする所無く、惟外（九）物を視て以て輕重を爲し、物に隨つて盈ち物に隨つて涸れ、物に隨つて大に、物に隨つて小に、乍ち驕り乍ち沮み、乍ち勇に乍ち怯れ、己も亦自ら知ること能はざるなり。一身だも自ら主たる能はず、況んや人の國に主たらんと欲

懼之不暇。何敢誇人。果嘗爲耶、則亦機食渇飲之類耳。何足誇人。雖舜之孝、禹之功。皐陶之謨。稷契之忠。夷齊之清。孔孟之學。冠萬世而絶出者。其實皆人之所當爲也。世之人。僅有一善。遽以爲過人。亦惑矣。人之爲人。非聖人莫能盡。今受人之形而反自謂過人。豈將裂而飛。鼠而馳耶。甚矣。其惑也。鄭忽救齊。雖曰有功。然捄災恤鄰。亦諸侯之所當爲耳。遽軒然伐其功。輕周室之爵祿而欲蹂之。又從而加兵於魯。嗚呼。使小國有功。而可蹶處大國之上。則臣有功。可陵其君。子有功。可傲其父矣。

すこと莫し。今は人の形を受けて反つて自ら人に過ぐと謂はば、豈將に裂して飛び鼠して馳せんとするか。甚しいかな、其惑へるや。鄭の忽の齊を救ふや、功有りと曰ふと雖も、然も災を捄ひ鄰を恤むのみ。亦諸侯の當に爲すべき所のみ。遽に軒然として其功に伐り、周室の爵祿を輕んじて、之を蹂まんと欲し、又從つて兵を魯に加ふ。嗚呼、小國をして功有りて、大國の上に蹶え處るべからしめば、則ち臣の功有るは其君を陵ぐべく、子の功有るは其父に傲るべし。

(一) 世間の事千萬の多種あり (二) 驕りたかぶりて他にほこるなり (三) 洪水を治めしを指す (四) よく謀の嘉言を陳べたる人 (五) 忠愛の節を盡せる人、以上皆堯舜の時の人なり (六) 伯夷叔齊の清節 (七) 凡人より超絶してすぐれたりと思惟す (八) 太子忽なり (九) 捄は救に同じ (一〇) 自ら高ぶり昂る貌 (一一) 輕蔑す (一二) 鄭の事なり

天下之事。曰是。曰正。曰善。皆所ㇾ當ㇾ爲也。曰非。曰邪。曰惡。皆所ㇾ不ㇾ當ㇾ爲也。事雖ㇾ有ㇾ萬不ㇾ同。豈有ㇾ出二此兩端之外一哉。古今以二驕矜一爲二通患一。抑未二之思一也。盍二反觀二吾之所ㇾ行。果不ㇾ當ㇾ爲耶。方且愧

〔評註〕鄭の忽が齊を救ふや功有り、自ら人に過ぎたるを謂うて、王の爵を躐えんと欲するに至り、而して叉魯を伐ち、初より盛德大功の皆當に爲すべきの事なるを知らざりき。何の人に過ぐることが之れ有らんや。

天下の事、曰く是、曰く正、曰く善、皆當に爲すべき所なり。曰く非、曰く邪、曰く惡、皆當に爲すべからざる所なり。事は萬有りて同じからずと雖も、豈此兩端の外に出づること有らんや。古今驕矜を以て通患と爲す。抑ゝ未だ之を思はざるなり。盍ぞ反觀せざる。吾の行ふ所、果して當に爲すべからざらんか、方に且愧ぢ懼るゝに之れ暇あらざらん。何ぞ敢て人に誇らん。果して當に爲すべくんば、則ち亦饑ゑて食ひ渴して飲むの類のみ、何ぞ人に誇るに足らんと。舜の孝、禹の功、皐陶の謨、稷契の忠、夷齊の淸、孔孟の學、萬世に冠として絶出する者と雖も、其實は皆人の當に爲すべき所のみ。世の人、僅に一善有れば、遽に以て人に過ぐと爲すは、亦惑へり。人の人爲る、聖人に非ずんば、能く盡

之尤者。則奪ㇾ之矣。守以二盟誓一。則有ㇾ時而渝。守以二法度一。則有ㇾ時而廢。守以二城郭一。則有ㇾ時而隳。守以二甲兵一。則有ㇾ時而敗。惟守ㇾ之以ㇾ天。然後人莫三敢與ㇾ之較二。是則嫡庶長幼定分之出二於天一者。乃有ㇾ國之者所ㇾ恃也。無ㇾ故而亂二天下之定分一。是自伐二其恃一也。嗚呼殆哉。

りて敗る。惟之を守るに天を以てして、然して後に人敢て之と較すること莫し。是れ則ち嫡庶長幼定分の天に出づる者、乃ち國を有つ者の恃む所なり。故無うして天下の定分を亂るは、是自ら其恃を伐つなり。嗚呼殆いかな。

㊀天子を指す　㊁敗兆なり

齊・鄭・衞、郎に戰ふ

（出處）桓公の六年、北戎齊を伐つ。鄭の太子忽、師を帥ゐて齊を救ひ、大いに戎の師を敗る。是に於て諸侯の大夫齊を戍る。齊人之に餼を饋り、魯をして其班を爲さしめしに、鄭を後にせり。鄭は其功有りしを以て怒りぬ。故に郎の師有りき。十年、齊・衞・鄭、來りて郎に戰ふ。鄭は師を齊に請ふに、齊は衞の師を以て之を助けき。

無窮之基一。然終逡巡却避者。豈非レ不レ忍下以二一國私欲之利害一。而啓中千萬世爭奪之禍上也。嫡庶長幼之定分。古今聖賢不二敢輕變一。晉穆侯何人也。乃敢首亂レ之。溺二於私愛一。命レ名之際。妄有二輕重一。馴二致曲沃之禍一。卒覆二宗國一。爲二周王一者。又從而寵二秩之一。自レ古聖人。所三恃以塞二千萬世之爭端一者。至レ是皆壞。後世始知二人可レ勝レ天。庶可レ奪レ嫡。幼可レ凌レ長。簒奪之禍。史册相望。約二中國於戎狄夷貊之域一者。未三必非二晉與レ周啓一レ之也。

(一) 正妻の生めるを嫡とし、衆妾の生めるを庶とす (二) 一定の分限を設く (三) 庶子幼子 (四) 庶幼たる事は天命なり、自覺す (五) 殷紂王の庶兄 (六) 宋の襄公の庶兄にして賢名あり (七) 楚の昭王の庶兄、賢名あり (八) 呉王壽夢の少子なり諸樊位を讓らんとせしも辭しぬ (九) 辭退して避け去る (一〇) 曲沃に封ぜしめし成師の子孫は終に晉の本家を滅したり (一一) 曲沃の武公既に晉を滅すや王に賂りて立たんことを求めしに王之を許して晉侯たらしむ (一二) 人爲は天理に勝つべしと爲す

噫至貴之無レ敵。至富之無レ倫。染レ指垂レ涎者。至衆也。使二勇者守一レ之。遇二勇之倍者一。則奪レ之矣。使二智者守一レ之。遇二智

噫至貴の敵無く、至富の倫無きや、指を染め涎を垂るゝ者は至つて衆し。勇者をして之を守らしむるに、勇の倍する者に遇へば則ち之を奪はれ、智者をして之を守らしむるに、智の尤なる者に遇へば則ち之を奪はる。守るに盟誓を以てするも、則ち時有りてか渝り、守るに法度を以てするも則ち時有りてか廢れ、守るに城郭を以てするも、則ち時有りてか隳れ、守るに甲兵を以てするも、則ち時有

聖人制二爲定
分一。有二國家一者。
傳二於長嫡一。爲二
支子一者。咸知下
其出二於天一而
不上レ出二於人一。由二
開闢一以來共
守二是分一而不二
敢變一。非三專畏二
聖人一也。畏レ天
也。是故。微子
不二敢代レ紂目
夷不三敢代二襄
公一。子西不二敢
代二昭王一。季札
不三敢代二諸樊一。
以二數子之賢一。
苟承レ祀繼レ統。
可三以大二前人
之業一。可三以啓二

を知る。開闢より以來、共に是分を守つて敢て變ぜず。專ら聖人を畏るゝのみに非ず、天を畏るればなり。是故に微子(五)は敢て紂に代らず、目夷(六)は敢て襄公に代らず、子西(七)は敢て昭王に代らず、季札(八)は敢て諸樊に代らず、數子の賢を以て、苟も祀を承け統を繼かば、以て前人の業を大にすべく、以て無窮の基を啓くべきに、然るに終に逡巡(九)却避せし者は、豈一國私欲の利害を以て、千萬世爭奪の禍を啓くに忍びざりしに非ざらんや。嫡庶長幼の定分は、古今の聖賢も敢て輕々しく變ぜざるに、晉の穆侯は何人ぞや、乃ち敢て首として之を亂り、私愛に溺れて名を命ずるの際に妄に輕重有り、曲沃(一〇)の禍を馴致して、卒に宗國を覆せり。周王爲る者、又從うて之を寵秩す。古より聖人の恃んで以て千萬世の爭端を塞ぎし所の者、是に至りて皆壞る(一一)。後世始めて人の天に勝つべく(一二)、庶も嫡を奪ふべく、幼も長を凌ぐべきを知り、簒奪の禍は、史册相望み、中國を戎狄夷貊の域に納せし者は、未だ必ずしも晉と周と之を啓きしに非ずんばあらざるなり。

嫡庶長幼。天之所レ生。而非ニ人之所レ爲也。

（出處）威公の二年、初め晉の穆侯、條の役を以て太子を生み、之を命じて仇と曰ふ。其弟は千畝の戰を以て生れぬ、之を命じて成師と曰へり。師服曰く、異なるかな君、の子に名づくること云々と。惠の二十四年、春秋の前に在り。晉は桓叔を曲沃に封じき。隱の五年、曲沃の莊伯は翼を伐つに、翼侯は隨に奔りぬ。其年に王は哀侯を翼に立てき。桓の三年、曲沃の武公は翼を伐ち、翼侯を獲たり。七年、曲沃の伯は小子侯を殺す。莊の十六年、王は曲沃伯に命じ、一軍を以て晉侯と爲す。

〔評註〕嫡庶長幼の分は、天實に之を爲す。晉の穆侯子に名づくるの際に於て、妄意輕重、遂に曲沃が宗國を覆滅するの禍を致せり。周王又從つて之を封じ、後世をして、庶が嫡を奪ひ、少が長を陵ぐを致さしめしは、皆晉と周と自ら其天然の分を亂り、以て無窮の禍を致せるなり。

嫡庶長幼（一）は天の生ずる所にして、人の爲す所に非ざるなり。聖人定分（二）を制爲し、國家を有つ者は長嫡に傳へ、支子（三）爲る者は、咸（四）其の天に出でて人に出でざる

謂之忠。以其所告者威公耳。觀人之言。當先考其所處之地。然後聽其所發之言。苟失於篡逆之區。雖有忠言嘉謀。未免爲助亂也。向若威公用哀伯之言。動遵法義。自附於逆取順守之說。則終無彭生之禍。而隱公之目。永不瞑於地下矣。哀伯之罪顧不大耶。吾嘗謂。羽父之請。爲威公畫篡國之謀。哀伯之諫。爲威公建保國之策。始亂者羽父也。成亂者哀伯也。正名定罪。不當置哀伯於羽父之下。

哀伯の罪顧つて大ならずや。吾嘗て謂へらく、羽父の請は、威公の爲に國を簒ふの謀を畫す。哀伯の諫は、威公の爲に國を保つの策を建つ。亂を始る者は羽父なり。亂を成す者は哀伯なり。名を正し罪を定めんに、當に哀伯を羽父の下に置くべからずと。(九)

㊀ 王莽が漢を簒ふや匈奴を伐たんとす嚴尤三策もて之を諫む ㊁ 則天武后唐に代を篡し元氣を斷ふる策を献す陳子昂明堂を興さんことを以てす ㊂ 立つ所の朝 ㊃ 桓公の如き人の所 ㊄ 法度義理 ㊅ 君を弑して天下を取るも道を以て天下を治るなり ㊆ 桓公十八年齊に如き公子彭生のために拉殺せられき ㊇ 桓公終年禍なくば隱公は寃恨をはらす由なからん ㊈ 前章參看

晉曲沃を封じ曲沃晉を併す

則去レ之可也。今乃低レ首下レ心。日趨ニ於朝一。又發ニ忠言一以補ニ其闕一。其於ニ威公一信無レ負矣。獨不レ負ニ於隱公一耶。斬レ關之盜。人不レ責ニ其穿窬一。殺レ人之囚。人不レ責ニ其鬭毆一。以レ斬レ關而概。穿窬餘事也。以レ殺レ人而概。鬭毆微罪也。彼威公親爲ニ弑逆一而不レ忌。況可レ責ニ其取ニ亂人之一鼎一乎。宜其說之不レ納也。由レ前言レ之。則不忠。由レ後言レ之。則不智。一進レ說而二失具焉。人謂ニ哀伯爲ニ賢。吾不レ信也。

嗚呼。嚴尤匈奴之策。奇策也。然君子不レ謂ニ之奇一。以ニ其所レ告者王莽一耳。陳子昂明堂之議。正議也。然君子不レ謂ニ之正一。以ニ其所レ告者武后一耳。臧哀伯郜鼎之諫。忠諫也。然君子不レ

嗚呼嚴尤(一)が匈奴の策は奇策なり。然も君子之を奇と謂はざるは、其の告ぐる所の者が王莽なるを以てのみ。陳子昂(二)が明堂の議は正議なり。然も君子之を正と謂はざるは、其の告ぐる所の者武后なるを以てのみ。臧哀伯が郜鼎の諫は忠諫なり。然も君子之を忠と謂はざるは、其の告ぐる所の者威公なるを以てのみ。人の言を觀るには、當に先づ其の處る所の地を考へ、然る後其の發する所の言を聽くべし。苟も身を簒(四)逆の區(三)に失はば、忠言嘉謀有りと雖も、未だ亂を助くと爲すことを免れざるなり。向に若し威公が哀伯の言を用ひ、動くこと法義(五)に遵ひ、自ら逆(六)取順守の說に附かば、則ち終に(七)彭生の禍無くして、隱公の目は(八)永く地下に瞑せじ、

其言則是。其所ニ與言一者則非也。臣弑レ君。凡在レ官者。殺無レ赦。子弑レ父。凡在レ官者。殺無レ赦。威公以レ弟弑レ兄。以レ臣弑レ君。凡在ニ晉國一者。雖ニ牧圉厮養之賤一皆可ニ剸レ刃以戮一レ之。況哀伯晉之世卿。有レ祿ニ於國一。有レ賦ニ於軍一。有レ職ニ於祭一。寧忍ニ坐視而不一レ救乎。力能討。則誅レ之可也。力不レ能レ討。

首を低れ心を下うし、日に朝に趨り、又忠言を發して以て其闕(一四)を補ふは、其の威公に於るは信に負く無きも、獨り隱公に負かざらんや。(一五)關を斬るの盜は、人其穿窬(一六)を責めず。人を殺すの囚は、人其闘毆(一七)を責めず。關を斬るを以て概(一八)すれば、穿窬は餘事のみ。人を殺すを以て概すれば、闘毆は微罪のみ。彼威公は親く弑逆を爲して忌まず、況んや其の亂人の一臠(一九)を取る者を責むべけんや。宜なり其說の納れられざりしこと。前に由つて之を言へば則ち不忠、後に由つて之を言へば則ち不智なり。一たび說を進めて、而して二失(二〇)具ふ。人は哀伯を賢爲りと謂ふとも、吾は信ぜざるなり。

(一) 隣國に賢者あれば敵國にては之を仇とす (二) 權臣の良僕は公室には惡虫たり (三) 前漢創業時代の功臣 (四) 共に前漢末の人なり (五) 漢の外戚にて權を專にせる人、杜谷ときに之に阿諛せり (六) 國を奪ひ君を逐ふ者に出なる臣僕 (七) 即ち先君にとりては殘賊の臣下たり (八) 桓公を指す (九) 役人 (一〇) 牛馬を養ふ者と薪を採り炊事をなす小者と (一一) 剸は刄を插むなり (一二) 世々政治を掌れる大夫 (一三) 兵賦なり、漢の刑法志に兵を足すを賦とすとあり (一四) その缺德を補はんとす (一五) 閤門を斬り破る (一六) 垣を穿ち牆を踰ゆるの小盜 (一七) 爭ひなぐる (一八) もしならせば (一九) 宋の督を指す (二〇) 不忠と不智と

鄰國之賢。敵國之讎也。權門之良。公門之蠹也。蕭何韓信之徒。高祖視之則爲忠。項羽視之則爲賊。杜欽谷永之徒。王鳳視之則爲忠。漢室視之則爲賊。然則簒君之忠臣。庸非治世之賊臣耶。臧哀伯之諫郜鼎。

こと能はず、反つて忠言を爲して以て其闕を補ふは、其威公に于るは信に負く無くとも、寧ろ隱公に負くこと有らざらんやと謂ふなり。

(一)鄰國の賢は敵國の讎なり、(二)權門の良は公門の蠹なり、(三)蕭何・韓信の徒、高祖より之を視れば則ち忠爲り、項羽より之を視れば則ち賊爲り。(四)杜欽・谷永の徒、(五)王鳳より之を視れば則ち忠爲り、漢室より之を視るときは則ち賊爲り。然らば則ち(六)簒君の忠臣は、(七)庸に治世の賊臣に非ずや。臧哀伯の郜鼎を諫る、其言は則ち是なるも、(八)其の與に言ふ所の者は則ち非なり。臣の君を弑する、(九)凡そ官に在る者は、殺して赦すこと無し。子の父を弑する、凡そ官に在る者は、殺して赦すこと無し。威公は弟を以て兄を弑し、臣を以て君を弑せり。凡そ魯國に在る者は、(一〇)牧圉厮養の賤と雖も、皆刃を剚んで以て之を戮すべし。況や哀伯は魯の(一一)世卿、國に祿有り、軍に賦有り、(一二)祭に職有り、寧ぞ坐視して救はざるに忍びんや。力能く討ぜば、(一三)則ち之を誅して可なり。力討ずる能はずんば、則ち之を去つて可なり。今は乃ち

所謂將耶。此所以招羽父之侮。起威公之疑。而卒至於殺其身也。噫隱公遜國之義。心如此之明。迹如此之顯。秋毫不盡。遂受大禍。況心迹不如隱公之可見者。其敢不自勉乎。然則君子之爲義。夜以繼日。不敢不用其極者。非特就義。亦所以避禍也。向無隱公之禍迫之。則爲義者。立一善修一行。沾沾自足。怠而不復前矣。故曰。勉天下爲義之心者。隱公之弑也。

隱居所をその地に造るなり　(六) 禍害の來すべきは一瞬間なりとの義　(七) まさにの字　(八) 其極度にまで盡し致す　(九) 唯義を成就するのみには非ず　(一〇) 自ら滿足して高ぶるなり

臧哀伯郜の鼎を諫む

〔出處〕桓公の二年、宋の督、殤公を弑し、莊公を鄭に召びて之を立て、郜の大鼎を以て公に賂ふ。夏四月、郜の大鼎を宋に取り、大廟に納る。禮に非ざるなり。臧哀伯諫めて曰く、云云と。聽かれず。周の內史之を聞いて曰く、臧孫達は其れ魯に後有らんか。君の違へるに、之を諫るに德を以てするを忘れずと。

〔評註〕桓公の其兄を弑して之が位を奪ふは、魯の賊なり。臧哀伯、先君の爲に賊を討ずる

公。明發二戎賊之言一而不レ忌。是必隱公貪慕顧惜之形。有三以召二之也。隱公尙不二自譬。方且告二羽父一曰。爲二其少一故也。吾將レ授レ之矣。使レ營二菟裘一。吾將レ老焉。將之一字。是隱公貪慕顧惜之心。形二於言一者也。當レ授卽授。何謂レ將レ授。當レ營卽營。何謂レ將レ營。投機之會。間不レ容レ髮。豈容レ有二

心の、言に形るゝ者なり。當に授くべくんば卽ち授けん。何ぞ將に授けんとすと謂はん。當に營むべくんば卽ち營まん、何ぞ將に營まんとすと謂はん。投機(六)の會は、間髮を容れず。豈所謂將(七)有るを容さんや。此れ羽父の侮を招き、威公の疑を起し、卒に其身を殺すに至りし所以なり。噫隱公が遜國の義は、心此くの如く之れ明に、迹此の如く之れ顯かなり。秋毫の盡さざるにより、遽に大禍を受けぬ。況んや心迹の隱公の見るべきが如くならざる者をや。其れ敢て自ら勉めざらんや。然らば則ち君子の義を爲すに、夜以て日に繼ぎ、敢て其極(八)を用ひずんばあらざる者は、特(九)に義を就すのみに非ず、亦禍を避くる所以のみ。向に隱公の禍の之に迫る無くんば、則ち義を爲す者は、一善を立て一行を修むれば、沾沾(一〇)として自ら足れりとし、怠りて復前まざらん。故に曰く、天下義を爲すの心を勉むる者は、隱公の弑なりと。

㈠國人に周知せしむ　㈡其附近にも近寄るまじ　㈢傷ひ殺すたり　㈣狗や豚の如き行　㈤魯の邑名なり、

之心。是何耶。隱公之弑。非レ坐レ爲レ義也。乃坐ニ爲レ義不レ盡耳。隱公遜國之節心甚明。迹甚顯。當ニ威公幼弱之時一。隱公苟有ニ他志一。徹見ニ風采一。立可ニ齏粉一。威公在ニ隱公之掌握一十有一年。不ニ惟無ニ介然之隙一。又且長育而輔ニ翼之一。上有レ天。下有レ地。其心迹不レ可レ誣也。所レ可レ恨者。特爲レ義不レ盡。貪ニ數年之權一。而去レ位不レ亟耳。惟其去レ位不レ亟。故貪慕顧惜之形見ニ於外一。羽父因得レ入下殺ニ威公一之謀上焉。

(一) 隱公の弑せられしは天下に義を爲さんとする者の心を挫く (二) 諸侯の國は兵車千乘を出す故に曰ふ (三) 宋人桓を諱んで威となす、以下皆之に倣ふ 隱公は桓公に遜りしなり (四) 諒とし 推察せず (五) 忌み憚る (六) 國を遜るの節義 (七) 桓公を殺さんとする心 (八) 粉微塵に碎き去るべし (九) 芥と通ず細小の貌 (一〇) 親切に養育成長せしむ

使ニ隱公勇退高蹈之風凜然在一レ人。則不仁者不ニ敢至ニ其牆。不義者不ニ敢至ニ其廬一。況敢以ニ戕殺之謀。狗彘之行一浼レ我乎。今羽父敢對ニ隱

隱公をして、勇退高蹈の風、凜然として人に在らしめば、則ち不仁者は敢て其(二)牆に至らじ、不義者は敢て其廬に至らじ、況んや敢て(三)戕殺の謀、(四)狗彘の行を以て我を浼さんや。今羽父が敢て隱公に對して、明に戕賊の言を發して忌まざるは、是れ必ず隱公が貪慕顧惜の形、以て之を召ぶと有りしならん。隱公尚ほ自警せずして、方に且つ羽父に告げて曰く、其の少きが爲の故なり、吾將に之を授けんとす。(五)菟裘を營ましめて、吾將に老いんとすと。將の一字、是れ隱公貪慕顧惜の

所憚。使爲義而無禍。人猶且不肯爲。況重之以禍乎。隱公輕千乘之國。而推之威公。威公反不亮其心而弑之。有甚高之節。而罹甚酷之禍。世將指隱公爲戒。而諱言義矣。吾之所聞。則異於是焉。人皆以爲。隱公之弑。敗天下爲義之心。吾獨以爲。可以勉天下爲義

に、威公は反つて其心を亮とせずして之を弑す。甚高の節有りて、而して甚酷の禍に罹る。(三)世將に隱公を指して戒と爲して、義を言ふこと諱(五)まんとす。吾の聞く所は、則ち是に異なり。人皆以爲らく、隱公の弑、天下義を爲すの心を敗ると。吾獨り以爲らく、以て天下義を爲すの心を勉むべしと。是れ何ぞや。隱公の弑は、義を爲すに坐するに非ざるなり、乃ち義を爲して盡さざるに坐するのみと。隱公遜國(六)の節心甚だ明に、迹甚だ顯かなり。威公幼弱の時に當り、隱公苟(七)も他志有りて、微に風采を見さば、立(八)に齏粉すべし。威公の隱公の掌握に在ること十有一年なり。惟に介(九)然の隙なきのみならず、又且(一〇)つ長育して之を輔翼せり。上に天有り。下に地有り。其心迹誣ふべからざるなり。恨むべき所の者は、特に義を爲すこと盡さず。數年の權を貪つて、位を去ること亟かならざりしのみ。惟其の位を去ること亟ならず。故に貪慕顧惜の形外に見れ、羽父因りて威公を殺すの謀を入るゝを得たるなり。

嗚呼、敗天下爲義之心者。隱公之弑也。利者人之所趨。義者人之

て桓公を立てき。

初め魯の惠公の元妃、子無く、繼室は隱公を生めり。其後惠公再び娶りて威公を生めり。隱威は皆正嫡には非ずして、隱は長に居る、當に立つべし。隱公承及の志は、威公を立てんと欲するも、威尙ほ少し、故に隱公は君位に攝居し、以て威公の長ずるを待つて、國を遜つて之を與へんとしたるなり。

〔評註〕謂ふらく、隱公の弑は以て天下義を爲すの心を勉めしむべし。隱公の國を其弟に遜るは、甚だ義擧なるも、貪戀數年、位を去ること亟かならず、遂に弑奪の禍を蹈めり。義を爲して禍を得しには非ず。乃ち義を爲すこと盡さずして禍を得しなり。後の義を爲す者、隱公の禍を鑒みて、敢て勉めざらんや。

嗚呼、天下義を爲すの心を敗る者は、隱公の弑なり。利は人の趨く所、義は人の憚る所。義を爲して禍無からしむとも、人は猶ほ且爲るとを肯んぜず。況んや之に重ぬるに禍を以てするをや。隱公は千乘の國を輕しとして、之を威公に推す

我也。奉二貴者一也。當二貧賤之時一。人之陵レ我者。非レ陵レ我也。陵二賤者一也。奚以知二其然一耶。使我先貴而後賤一。我之爲レ我自若也。而奉レ我者遽變而見レ陵。則同二視前日之奉レ我者一。豈眞奉レ我乎。使二我先賤而後貴一。而陵レ我者遽變而見レ奉。則同二視前日之陵レ我者一。豈眞陵レ我乎。彼自奉レ貴耳。我何爲而喜。彼自陵レ賤耳。我何爲而怒。心者我之心。固將レ治二我之事一也。何暇助二貴者之喜一。助二賤者之怒一哉。

自ら貴に奉ずるのみ、我何爲れぞ而も喜ばん。彼自ら賤を陵ぐのみ、我何爲れぞ而も怒らん。心は我の心なり、固より將に我の事を治めんとするのみ。何の暇ありてか、貴者の喜を助け賤者の怒を助けんや。

㊀ 凌辱し馬鹿にす ㊁ 其罪を告げて之を曉らしめん ㊂ 回顧省視す ㊃ 致知格物より治國平天下に至る修養を指す

羽父隱公を弑す

（出處）隱公の十一年、羽父は桓公を殺さんと請ひ、將に以て太宰を求めんとす。公曰く、其少きが爲の故のみ、吾將に之に授けんとす。菟裘に營せしめて、吾將に老せんとすと。羽父は懼れ、反つて公を桓公に譖して、之を弑せんと請ひ、遂に隱公を寪氏に弑し、而し

論。今乃不レ勝二一朝之忿一。忘レ小而犯レ大。宜其自取二覆敗一。而五不韙之責。皆萃二其身一也。

然鄭息有二違言一。鄭不レ加二兵於息一。息反先加二兵於鄭一。何耶。蓋小國之心。常疑二人之陵一レ我。故忿心易レ生。此息師所二以先動一也。是心也。非二特息侯爲一レ然。凡人之處二困厄一。其最不平者。莫レ甚二於人之陵一レ我。吾將レ有二以曉一レ之。當二貴盛之時一。人之奉レ我者。非レ奉レ

然も鄭と息と違言有るに、鄭は兵を息に加へざるに、息反つて先づ兵を鄭に加ふるは何ぞや。蓋し小國の心は、常に人の我を陵ぐを疑ふ。故に忿心生じ易し。此れ息師の先づ動く所以なり。是の心や、特に息侯のみ然りと爲すに非ず。凡そ人の困厄に處る、其最も不平なる者は、人の我を陵ぐより甚しきは莫し。吾將に以て之を曉すこと有らんとす。貴盛の時に當つて、人の我に奉ずる者は、我に奉ずるに非ざるなり、貴者に奉ずるなり。貧賤の時に當つて、人の我を陵ぐ者は、我を陵ぐに非ざるなり、賤者を陵ぐなり。奚を以てか其然るを知るぞ。我をして先に貴にして後に賤ならしめんに、我の我爲るは自若たるも、而も我に奉ずる者、遽に變じて陵がれば、則ち前日の我に奉ずる者を回視するに、豈眞に我に奉ずるならんや。我をして先に賤にして後に貴ならしめんに、我を陵ぐ者、遽に變じて奉ぜられば、則ち前日の我を陵ぐ者を回視するに、豈眞に我を陵ぐならんや。彼

不ニ與レ辱期一而辱自至。不レ知ニ其不レ可レ離而欲レ離レ之。此自投ニ於禍一也。君子以爲。勞者賤之常。困者貧之常。辱者難之常。彼其所三以冒ニ於禍一者。特不レ能レ處ニ其常一而已。自處ニ於勞一。則在レ賤而安矣。自處ニ於困一。則在レ貧而安矣。自處ニ於辱一。則在レ難而安矣。處ニ小國一之道亦猶レ是也。息之爲レ息至微也。介ニ乎大國之間一。祇栗危懼。猶恐レ不レ保。況敢與レ人爭較哉。當ニ其與レ鄭違言之際一。能自處ニ於小國之常一。則鄭必不レ能三自違ニ於息一。息亦未三必取ニ敗於

處すること能はざればのみ。自ら勞(四)に處するときは、則ち賤に在りて安く、自く困に處するときは、則ち貧に在りて安く、自ら辱に處するときは、則ち難に在りて安し。小國に處するの道も亦猶ほ是のごとし。息の息爲るは至微(五)なり。大國の間に介まる(六)。祇栗危懼(七)するすら、猶ほ保たざらんことを恐る。況んや敢て人と爭較(八)するをや。其の鄭と違言(九)するの際に當つて、能く自ら小國の常に處せば、則ち鄭は必ず自ら息に違ふこと能はず、息も亦未だ必ずしも敗を鄭に取らざらん。今や乃ち一朝の忿に勝へず。小を忘れて大を犯す。宜なるかな、其自ら覆敗を取つて、五不韙(一〇)の責皆其身に萃ること。

(一) 賤しければ勞するは當然の事なるが故に言ふ (二) 約束 (三) 當然と覺悟して安心する能はず (四) 勞に居て勞を常と覺悟す (五) 極めて微小なる國 (六) 際なり挾り交るなり (七) 祇は愼なり、栗は縮みあがるなり (八) 他と曲直を爭ひきそふ (九) 言葉の行違あるなり (一〇) 出處に見えたる五つの忌むべき不善

居レ賤惡レ勞。居レ貧惡レ困。居レ難惡レ辱。皆禍之招也。天下之理。賤不二與レ勞期一而勞自至。貧不二與レ困期一而困自至。難

息侯鄭を伐つ

（出處）隱公の十一年、鄭息に違言有り、息侯鄭を伐って大いに敗れて還りぬ。君子是を以て息の將に亡びんとするを知りぬ。德を度らず、力を量らず、親を親とせず、辭を徵せず、罪有るを察せず。五の不韙を犯して以て人を伐つ。其の師を喪ふや亦宜ならずや。

（評註）息侯が小國の常に安んぜずして、鄭の己を陵ぐを疑ひ、忿心生じ易く、故に先づ兵を鄭に加へて、自ら師を喪ふの辱を取りしを責む。

（一）賤に居て勞を惡み、貧に居て困を惡み、難に居て辱を惡むは、皆禍を之れ招く。天下の理、賤しければ勞と期せざるも勞自ら至り、貧しければ困と期せざるも困自ら至り、難あれば辱と期せざるも辱自ら至る。其の離る可からざるを知らずして、而して之を離れんと欲するは、此れ自ら禍に投ずるなり。君子以爲らく、勞は賤の常、困は貧の常、辱は難の常と。彼其の禍を冒す所以の者は、特に其常に（二）

古之建國也。一兎在レ野百人逐レ之。一金在レ野百人競レ之。況一國之利乎。今舉以與レ齊。而齊不二敢受一。舉以與レ魯。而魯不二敢受一。卒歸二之鄭一。而鄭伯猶不下敢絶二許之祀一。縣中許之疆上。嗚呼。孰謂三春秋爭奪之世。而復見二羣后德遜之風一乎。齊魯無レ功。而不三敢攘二人之功一。鄭雖レ有レ功。而不三敢恃二己之功一。是善處レ無レ功者。莫レ如二齊魯一。善處レ有レ功者莫レ若レ鄭也。是心也。豈特可レ用二之陣戰之間一哉。大而共レ致。小而共レ財。推二是心一而居レ之。將レ無三人而不二自得一矣。

敢て許(六)の祀を絶つて、許の疆を縣にせず。嗚呼孰か春秋爭奪の世にして、復羣(七)后德遜の風を見ると謂はん。齊魯は功無くして、敢て人の功を攘(八)まず。鄭は功有りと雖も、而も敢て己が功を恃まず。是れ善く功無きに處する者は齊魯に如くは莫く、善く功有るに處する者は、鄭に如くは莫きなり。是の心や、豈特に之を陳(九)戰の間に用ふべきのみならんや。大にしては政を共にし、小にしては財を共にするにも、是の心を推して之に居らば、將に入る(一〇)として自得せざること無からんとす。

(一) 三國魏の名將なり (二) 鄧艾事を專にすと譖奏して之を刑死せしめき (三) 晉の名將なり渾は濬の功を惡みて詔に違ふと譖して彈劾したり (四) 偏小 (五) 古來一の諸侯たり (六) 許の祀を絶たず又許の地を鄭の領地と爲さず (七) 多くの君主が有德の人に讓りし事蹟 (八) 外來の物を自家の有とするなり (九) 戰陣に同じ (一〇) 中庸の字面なり、何事に處するも當を得ざる事無しとの義

克レ許ヲ何其善處ニ功利之間一也。當ニ伐レ許之際一。先登者鄭之大夫。而齊魯之大夫無レ與焉。畢登者鄭之師。而齊魯之師無レ與焉。是則克レ許之功。獨由ニ於鄭一。以レ許歸レ鄭。固其所也。然常人之情。戰則避レ患而居レ後。勝則爭レ利而居レ前。不レ愬ニ己之無一レ功。反不レ容ニ人之有一レ功。

ち患を避けて後に居り、勝つときは則ち利を爭うて前に居り、己の功無きを愬ぢずして、反つて人の功有るを容れず。

(一)舟中風に遇ふの類　(二)從來親密の者利を見て忽ち疎遠となる　(三)齊魯鄭　(四)功業と利益との間を巧に處置したり

昔鄧艾鍾會同伐レ蜀。艾平レ蜀而會殺レ之。王濬王渾同伐レ吳。濬平レ吳而渾劾レ之。使ニ下齊魯之君。亦如ニ中鍾會王渾上。則三國禍矣。許地雖レ褊。亦

昔は鄧艾(一)と鍾會と同じく蜀を伐つに、艾蜀を平げしに、而るに會(二)は之を殺しぬ。王濬(三)と王渾と同じく吳を伐ちしが、濬は吳を平げしに渾は之を劾しぬ。齊魯の君をして、亦鍾會・王渾が如くならしめば、則ち三國は禍あらん。許の地は褊(四)なりと雖も、亦古(五)の建國なり。一兎野に在れば百人之を逐ひ、一金野に在れば百人之を競ふ。況んや一國の利をや。今擧げて以て齊に與ふるに、齊敢て受けず。擧げて以て魯に與ふるに、魯敢て受けず。卒に之を鄭に歸するに、鄭伯猶ほ

共レ患易。共レ利難。患者人之所二同畏一也。利者人之所二同欲一也。同有二畏心一。其勢必合。同有二欲心一。其勢必爭。自レ古及レ今。變レ親爲レ疎。變レ恩爲レ怨。鮮三不二以レ共レ利者一。吁亦難矣。吾觀二三國之

に與ふ。鄭伯、許の大夫百里をして、許叔を奉じて、以て許の東偏に處らしめ、公孫獲をして許の西偏に處らしむ。

〔評註〕 三國謀を同じうして許を伐つて、齊魯は功無し、敢て受けず。鄭は功有りと雖も敢て專にせず、善く功利に處る者と謂ふべきなり。

患を共にするは易く、利を共にするは難し。患は人の同じく畏るゝ所なり、利は人の同じく欲する所なり。同じく畏心有れば、(一)其勢必ず合ひ、同じく欲心有れば、其勢必ず爭ふ、古より今に及ぶまで、(二)親を變じて疎と爲し、恩を變じて怨と爲せるは、利と共にするを以てせざる者は鮮し。吁亦難いかな。吾(三)三國の許に克つを觀るに、何ぞ其れ善く(四)功利の間に處るや。許を伐つの際に當つて、先登せし者は鄭の大夫にして、齊魯の大夫は與ること無し。畢く登りし者は鄭の師にして、齊魯の師は與ること無し。是れ則ち許に克つの功は、獨り鄭に出でしなり。許を以て鄭に歸せしは、固に其の所たり。然も常人の情、戰ふときは則

勇爲レ非レ孝。則考叔之勇。正曾子之所レ謂孝也。然不レ死二於先登之傷一。而死二於子都之射一。死二於私一。不レ死二於公一。此吾所三以深惜二其不一レ能レ推也。昔左氏嘗擧下孝子不レ匱。永錫二爾類一之詩上。以美二考叔一。自レ今觀レ之。能舍レ肉而不レ能レ舍レ車。則其孝有レ時而匱矣。能化二莊公一而不レ能レ化二子都一。則其類有レ時而不レ能レ錫矣。考叔三二復是詩一。能無レ愧乎。

ち其孝や、時有りて匱しきなり。能く莊公を化せしも、而も子都を化する能はず、則ち其類や時有りて、錫ふこと能はざるなり。考叔是の詩を三復せば(四)、能く愧づる無からんやと。

(一) 孝を推して忠となす (二) 禮記にも論語にも見ゆ (三) 詩經參照、孝子の心は匱竭あるなく之を推して其儕類に及ぼすの義なり (四) 再三熟讀す

齊・魯・鄭、許に入る

（出處） 隱公十一年、公、齊侯・鄭伯に會して許を伐つ。潁考叔鄭伯の旗蝥弧を取つて、以て先登す。暇叔盈又蝥弧を以て登り、周く麾いて呼んで曰く、君登ると。鄭の師畢く登り、遂に許に入る。許の莊公は衞に奔る。齊侯許を以て公に讓るに、公取らず、乃ち鄭人

不レ思二其親一乎。前則思レ之。後則忘レ之。是見二親於饗一而不レ見二親於車一也。苟考叔推二事レ親之敬一。爲二宗廟之敬一。必不三敢爭二車於大宮一矣。推二事レ親之誠一。爲二軍旅之誠一。必不三敢挾二輈於大逵一矣。惟其不レ能レ推。故始得二純孝之名一。而終不レ免下蹈二狼危二父母一之戒上也。

或曰。考叔之伐レ許。輕レ身以先登。豈亦不レ能レ推二其孝一乎。曰。爭レ車者私也。不孝也。先登者。公也。孝也。愛二其身一者。事レ親之孝。忘二其身一者事レ君之忠。忠孝豈有二二道一乎。曾子以二戰陣無一レ

㈠ 樂み安らかなり ㈡ 公孫閼なり ㈢ 車の轅なり、廟内にて馬無し故に手もて轅を挾むなり ㈣ あつもの頂戴の時には親を思ひ車を爭ふ時には親を忘る ㈤ 車九軌を並ぶるの大路なり天子の制なり ㈥ 戰ひ爭ふ

或ひと曰く、考叔の許を伐つや、身を輕うして以て先登せり、豈亦其孝(一)を推す能はざらんやと。曰く、車を爭ふ者は私なり、不孝なり。先登する者は公なり、孝なり。其身を愛する者は、親に事ふるの孝なり。其身を忘るゝ者は、君に事ふるの忠なり。忠孝豈二道有らんや。曾子は戰陣(二)に勇無きを以て孝に非ずと爲せり。則ち考叔の勇は、正に曾子が所謂孝なり。然れども先登の傷に死せずして、子都の射に死し、私に死して公に死せず。此れ吾が深く其の推す能はざりしを惜む所以なり。昔は左氏、嘗て、(三)孝子匱しからず永く爾の類に錫ふの詩を擧げて、以て考叔を美めき。今より之を觀るに、能く肉を舍てて而して車を舍つる能はず、則

全。物得二其偏一非二物之罪一也。氣之偏也。至二於人一則全受二天地之氣一。全得二天地之理一。今守二一理一而不レ能レ推。豈非二人之罪一哉。潁考叔以レ孝聞二於鄭一。一言而回二莊公念レ母之心一。固可レ嘉矣。使二能推而極一レ之。則塞二乎天地一。横二乎四海一。凡天下之理。未レ有下出二乎孝之外一者上。奈何伐レ許之役。反爭二一車一而殺二其身一。惜哉。

其與二莊公一問答之際。溫良樂易。何其和也。其與二子都一鬪爭之際。忿戾攘奪。何其暴也。一人之身前後如レ此。當二賜レ食之時一。則思二其親一。至二受レ兵之際一。獨不レ思二其親一乎。當二舍レ肉之時一。則思二其親一。至二挾レ輈之際一。獨

其の莊公と問答するの際は、溫良樂易(一一)、何ぞ其れ和するや。其の子都(一二)と鬪爭するの際は、忿戾攘奪、何ぞ其れ暴なるや。一人の身にして、前後此の如し。食を賜ふの時に當つては、則ち其親を思ひ、兵を受くるの際に至つては、獨り其親を思はざるか。肉を舍くの時に當つては、則ち其親を思ひ、輈(一三)を挾むの際に至つては、獨り其親を思はざるか。前には則ち之を思ひ、後には則ち之を忘る。是れ親を羹(一四)に見て親を車に見ざるなり。苟も考叔、親に事ふるの敬を推して宗廟の敬と爲さば、必ず敢て車を大宮に爭はず、親に事ふるの肅を推して、軍旅の肅と爲さば、必ず敢て輈を大逵(一五)に挾まじ。惟其れ推すこと能はず、故に始に純孝の名を得しも、而も終に鬪狠(一六)して父母を危うするの戒を免れざりき。

華色芬臭。雖レ有二萬不一レ同。然曷嘗有二二氣一哉。理在二天下一。遇レ親則爲レ孝。遇レ君則爲レ忠。遇二兄弟一則爲レ友。遇二朋友一則爲レ義。遇二宗廟一則爲レ敬。遇二軍旅一則爲レ肅。隨二一事一而得二一名一。名雖二千萬一。而理未二嘗不一レ一也。氣無二二氣一。理無二二理一。然物得二氣之偏一。故其理亦偏。人得二氣之全一。故其理亦全。

弟に遇うては則ち友と爲り、朋友に遇うては則ち義と爲り、(三)宗廟に遇うては則ち敬と爲り、軍旅に遇うては則ち肅と爲り、一事に隨つて一名を得るのみ。名は千萬なりと(四)雖も、而も理は未だ嘗て一ならずんばあらざるなり。氣に二氣無く、理に二理無し。然も物は氣の偏を得、故に其理も亦偏なり。人は氣の全を得、故に其理も亦全し。(五)物其偏を得るは、物の罪に非ざるなり。氣の偏なり。人に至つては、則ち全く天地の氣を受け、全く天地の理を受く。今一理を守つて推すこと能はず、豈人の罪に非ざらんや。潁考叔は孝を以て鄭に聞ゆ。(六)一言にして莊公が母を念ふの心を回すは、固に嘉すべし。能く推して之を極めしめば、則ち天地に塞り四海に横(七)らん。凡そ天下の理、未だ孝の外に出づる者は有らず、奈(八)何ぞ許を伐つの役に、反つて一車を爭うて其身を殺せしや。惜いかな。

(一)世間すべての動植物　(二)善き香と惡しき臭　(三)祖先を祀れる所　(四)旅も亦軍なり軍事を指す　(五)事物は氣のかたよれる所を得て形を受く　(六)肉を母に送るの一言　(七)挽回して母に孝ならしめたるを指す　(八)天地四海は猶上下四方と謂ふがごとし

理之在二天下一。猶三元氣之在二萬物一也。一氣之春播二於品物一。根莖枝葉

及ばずんば相見ゆること無けんと。旣にして之を悔いたり。潁考叔之を聞いて、公に獻ずること有り。公之に食を賜ふに、食して肉を舍けり。公之を問ふに、對へて曰く、小人母有り、請ふ以て之に遺らんと。公曰く、爾に母の遺有り、繄我獨り無しと。潁考叔曰く、此の言は何の謂ぞやと。公之に故を語る。對へて曰く、君何ぞ患へん。若し地を掘りて泉に及び、隧して相見ば、其れ誰か然らずと曰はんと。公之に從ひ遂に子母爲ること初の如かりき。

〔評註〕孝を以て說を立つ。謂ふらく、潁考叔は能く其孝を親に事ふるの時に盡し、羹を舍きて以て莊公の心を回せるも、乃ち其れ其孝を兵を治むるの時に推すこと能はずして、車を爭ひ以て身を殺すの禍を取りぬと。

理の天下に在るは、猶ほ元氣の萬物に在るがごとし。一氣の春、品物(一)に播し、根莖枝葉華色芬臭(二)、萬の同じからざる有りと雖も、然も曷ぞ嘗て二氣有らんや。

理の天下に在るや。親に遇うては則ち孝と爲り、君に遇うては則ち忠と爲り、兄

人已議二其後一矣。平居暇日。暗室屋漏之所レ爲。至二於此時一無レ不二發見一。吾以レ是知。顯者隱之影。明者晦之響也。君子欲レ無レ得二罪於衆一。必先無レ得二罪於獨一。苟徒以二一日之敬一而蓋二終身之邪一。是濁二其源一而揚二其流一。斧二其根一而溉二其葉一也。雖レ然。春秋之時。旁觀竊議者。特爲二瞽史之學一者耳。而愆失繆戾。已不レ能レ逃二其目一。使レ有下知レ道者立中於其側上。又將二若レ之何一。

して其側に立つ有らしめば、又將に之を若何せんとかせん。

㊀くらき室又は奥座敷なり家の西北隅を屋漏とす　㊁力めて不行儀無き樣に飾り立つ　㊂機會　㊃以下皆出處參照　㊄腰に佩びたる玉　㊅おごそかに謹む貌　㊆閑居獨坐の時も亦愼んで情容ある勿れ　㊇眞體を知らざる音樂師又は史官の類　㊈禮を誤り失ひ戾れる者

穎考叔車を爭ふ

（出處）隱公の十一年、鄭伯將に許を伐たんとし、兵を大宮に治む。公孫閼と穎考叔と車を爭ふ。穎考叔は輈を挾んで以て走る。子都棘を拔いて以て之を逐うて、大逵に及べども、及ばず。子都怒る。公は齊侯鄭伯を會して許を伐つ。庚辰許に傅く。穎考叔は鄭伯の旗蝥弧を取つて以て先登す。子都之を射て顚せしめき。

隱公の元年、鄭の莊公大叔段を伐ち、遂に姜氏を城穎に寘いて、之と誓つて曰く、黃泉に

彼春秋之公侯卿大夫。未三嘗致二力於暗室屋漏之學一。及二盟會聘享之際一。雖レ欲二勉强修飾一。終有レ時而不レ能レ掩。歃レ血而忘者。不三自知二其忘一也。受レ玉而惰者。不三自知二其惰一也。奏レ樂而歎者。不三自知二其歎一也。相語而泣者。不三自知二其泣一也。方正レ冠鳴レ珮。儼然肅然。自謂レ中レ禮。而不レ知三

彼春秋の公侯卿大夫は、未だ嘗て力を(一)暗室屋漏の學に致さざるに、盟會聘享の際に及んで、(二)勉強修飾せんと欲すと雖も、終に(三)時有りてか掩ふこと能はず。(四)血を歃つて忘るゝ者は、自ら其忘るゝことを知らざるなり。玉を受けて惰る者は自ら其惰ることを知らざるなり。樂を奏して歎く者は、自ら其歎くことを知らざるなり。相語つて泣く者は、自ら其泣くことを知らざるなり。方に冠を正し、(五)珮を鳴らし、(六)儼然肅然、自ら禮に中ると謂つて、人の已に其後を議することを知らず。平居暇日、暗室屋漏の爲す所、此時に至つて發見せずといふこと無し。吾是を以て知りぬ。顯は隱の影、明は晦の響なることを。君子罪を衆に得ること無からんと欲せば、必ず先づ(七)罪を獨に得ること無れ。苟も徒に一日の敬を以て終身の邪を蓋はんは、是れ其源を濁らして其流を揚げ、其根を斧して其葉に漑ぐなり。然りと雖も、春秋の時旁觀竊議せし者は、特に(八)瞽史の學を爲しし者のみ。而も(九)愆失繆戾は、已に其目をすら逃るゝこと能はざりき。道を知る者を

擯相在レ前。三揖在レ下。且失二色於堂一。暮傳二笑於國一。片言之誤。可三以啓二萬口之譏一。人情好レ勝而惡レ辱。豈不レ能レ勉二强於須臾一耶。今考二左氏所一レ載。其周旋揖遜可レ嗤可レ指者。相二望於册一。此理之不レ可レ曉者也。嗚呼吾得レ之矣。凡人情欲三欺レ世而售二其姦一者。每爲二吾於人之所一レ見。爲二惡人之所一レ不レ見。胡不下反二觀一身一。以近取譬乎。肝受レ病。則目不レ能レ視。腎受レ病。則耳不レ能レ聽。脾受レ病。則口不レ能レ食。心受レ病。則舌不レ能レ言。受二病於人之所一レ不レ見。則其病必發二於人之所一レ見矣。是故隱顯晦明本無二二理一。隱之所レ藏。待レ顯而露。晦之所レ蓄。待レ明而彰。

るや。肝に病を受くれば則ち目は視ること能はず、腎に病を受くれば則ち耳は聽くこと能はず、脾(一四)に病を受くるときは則ち口は食ふこと能はず、心(一五)に病を受くるときは則ち舌は言ふこと能はず。病を人の見ざる所に受くれば、則ち其の病は必ず人の見る所に發す。是の故に隱顯晦明は本二理無し、隱の藏する所は、顯を待つて露はれ、晦の蓄ふ所は、明を待つて彰はる。

(一) 隱れたるに見るべく顯はれし時にはあらず (二) 衆人の中に坐する時の容儀は閒居安息の時より引きしまる (三) 親愛なる家人朋友等 (四) 諸侯の會盟大夫の聘問享禮等 (五) 音樂の器 (六) 禮式用の食器 (七) 賓客を導くを擯とし主人を助くるを相とす (八) 卿大夫士を三揖とす列して堂下に在るを謂ふ (九) 禮を行ふ少時の間の辛抱なり (一〇) 巡行往來し揖讓謙遜す (一一) 書中甚だ多き義 (一二) 人を欺く義 (一三) 反省顧視す (一四) 胃に同じ (一五) 心臟

觀レ人之術。在レ隱不レ在レ顯。在レ晦不レ在レ明。顯與レ明人之所レ畏也。隱與レ晦人之所レ忽也。人之所レ畏雖ニ小人一猶知ニ自飾一。人之所レ忽。雖ニ君子一不レ能レ無レ疵。涖レ衆之容。必肅ニ於間燕之日一。對レ賓之語。必嚴ニ於私呢之時一。又況盟會聘享之際。金石在レ庭。籩豆在レ席。

當時旁觀する者の識を啓く所以を掩ふこと能はざるなり。

人を觀るの術は、(一)隱に在りて顯に在らず、晦に在りて明に在らず。顯と明とは人の畏るゝ所なり。隱と晦とは人の忽にする所なり。人の畏るゝ所は、小人と雖も、猶ほ自ら飾ることを知る。人の忽にする所は、君子と雖も疵無きこと能はず。(二)衆に涖むの容は、必ず間燕の日より肅み、賓に對するの語は、必ず(三)私呢の時よりも嚴なり。又況んや(四)盟會聘享の際、(五)金石庭に在り、(六)籩豆席に在り、(七)擯相前に在り、(八)三揖下に在り、旦に色を堂に失へば、暮に笑を國に傳へられ、片言の誤も以て、萬口の識を啓くべきをや。人皆は勝ことを好んで、辱を惡む。豈須臾に勉強する能はざらんや。(九)今左氏の識する所を考ふるに、(一〇)其周旋揖遜、嗤ふべく指すべき者、(一一)冊に相望めり。此れ理の曉るべからざる者なり。嗚呼吾之を得たり。凡そ人情の世を欺きて(一二)其姦を售らんと欲する者は、每に善を人の見る所に爲し、惡を人の見ざる所に爲す。胡ぞ一身に(一三)反觀して、以て近く譬を取らざ

隋煬帝。以二盜賊何能爲一而不レ戒。故卒亡二於盜賊一。是則何能爲之一語。安得レ不二力詆一レ之。人君必謂。民怨何能爲。故敢暴虐。必謂。財匱何能爲。故敢淫侈。必謂。諍臣何能爲。故敢拒レ諫。必謂。窮レ兵何能レ爲。故敢黷レ武。是則何能爲者。萬惡之所二從生一也。苟不レ探二其本一。則何能爲之言。雖レ有二致レ亂之端一。而未レ有二致レ亂之形一。雖レ有二可レ畏之實一。而未レ有二可レ畏之迹一。非二知レ幾之君子一。孰能遏二滔天之浪於涓涓之始一乎。

盟會聘享禮を失ふ

（出處） 凡そ二十餘條、皆春秋の時の君臣盟會聘享、禮を失ふに始まり、終に死亡に至りし者なり。今は文多きを以て、盡く錄すること能はず。篇中引く所の如きも、亦只四條のみ。隱公の七年、陳の五父鄭に如いて涖み盟ひ、歃るに忘れたるが如きと、桓公の九年、曹の太子魯に朝し、樂を奏して歎けると、僖公の十一年、天王晉侯に命を賜はしめしに、玉を受くること惰ると、昭公の二十五年、宋公と叔孫昭子と坐し語つて相泣くとなり。

〔評註〕 顯は隱の影、明は晦の響なり。春秋の君臣、家庭隱晦の時に當つては、未だ嘗て敬を持せず。故に一旦盟會聘享して、顯明の地に當れば、勉強して修飾すと雖も、終に

實亡レ國敗レ家之本。古人所レ謂一言而喪レ邦者也。秦弱二百姓一而備二匈奴一。豈非下懼二匈奴之勢強一。而謂中百姓何能爲上乎。然亡レ秦者非二匈奴一也。漢抑二宗室一而任二外戚一。豈非下懼二宗室之勢迫一。而謂中外戚何能爲上乎。然亡レ漢者非二宗室一也。晉武帝。以二戎狄何能爲一而不レ徙。故卒亡二於戎狄一。

以て戒めず、故に卒に盗賊に亡びぬ。是れ則ち何ぞ能く爲さんの一語、安んぞ力めて之を詆(一〇)らざるを得んや。人君必ず謂ふちく、民の怨は何をか能く爲さんと。故に敢て暴虐す。必ず謂ふらく、(一一)財の匱しき何ぞ能く爲さんと。故に敢て淫侈す。必ず謂ふらく、(一二)諍臣何ぞ能く爲さんと。故に敢て諫を諱む。必ず謂ふらく(一三)兵を窮むとも何ぞ能く爲さんと。故に敢て(一四)武を黷す。是れ則ち何ぞ能く爲さんといふ者は、萬惡の從つて生ずる所たり。苟も其本を探らざるときは、則ち何ぞ能く爲さんの言は、亂を致すの端有りと雖も、而も未だ亂を致すの形有らず。畏るべきの實有りと雖も、而も未だ畏るべきの迹有らず。(一五)幾を知るの君子に非ずんば、孰か能く滔(一六)天の浪を涓涓の始に過めんや。

(一) 恐懼警戒すれば成り忽諸等閑にすれば敗る (二) 和睦 (三) 論語子路篇に出づ (四) 長城を築き匈奴を伐ちし類 (五) 二世皇帝元年楚の陳渉一呼して天下皆之に應じたり (六) 帝王の一族 (七) 后妃の生家 (八) 王莽を指す (九) 戎狄の雑居を放任せり (一〇) 非議し攻撃す (一一) 財力のつき去るも何ぞ恐るゝに足らんとの義 (一二) 諫爭の臣何ぞ恐るゝに足らん (一三) 武力を用ひ盡すとも何ぞ傷まん (一四) 斯くして武事を汚瀆するに至る (一五) 幾微細密の處 (一六) 他日天に漲る程の洪水を未だ少量の時に防遏す

天下之事。成ニ於懼一而敗ニ於忽一。懼者福之原。忽者禍之門也。陳侯以ニ宋衞之强一而懼レ之。以ニ鄭之弱一而忽レ之。遂以爲。鄭何能爲。而不レ許ニ其成一。及ニ兵連禍結一。不レ發ニ於所レ懼之宋衞一。而發ニ於所レ忽之鄭一。則忽者豈非ニ禍之門一耶。然則推ニ鄭何能爲之一語一。

亡の自りて出づる所なり。

天下の事、懼(一)に成つて而して忽に敗る。懼るゝ者は福の原なり、忽にする者は禍の門なり。陳侯は宋・衞の强を以て之を懼れ、鄭の弱きを以て之を忽にし、遂に以爲らく、鄭何ぞ能く爲さんと。其成(二)を許さず、兵連り禍結ぶに及びては、懼るゝ所の宋衞に發せずして、忽にする所の鄭に發しぬ。則ち忽にする者は豈禍の門に非ずや。然れば則ち鄭何ぞ能く爲さんの一語を推すに、實に國を亡し家を敗るの本、古人の所謂(三)一言にして邦を喪す者なり。秦は百姓を弱しとして匈奴に備へき。豈匈奴(四)の勢強きを懼れて、百姓は何ぞ能く爲さんと謂へるに非ずや。然も秦を亡ぼしし者は匈奴に非ざるなり。漢は宗室を抑へて(七)外戚に任じぬ。豈宗室(五)の勢迫るを懼れて、外戚何ぞ能く爲さんと謂へる(六)に非ずや。然も漢(八)を亡ぼしし者は宗室には非ざるなり。晋の武帝、戎狄何ぞ能く爲さんといふを以て(九)徙さず。故に卒に戎狄に亡びたり。隋の煬帝盜賊何ぞ能く爲さんといふを

周公。何其待ニ仲子一之厚。而待ニ周公一之薄耶。雖レ然。此非レ所三以責ニ衆仲一也。當下成王祀ニ周公一。以中天子之禮樂上。雖ニ召公畢公之賢一。未ニ嘗固爭一。至ニ孔子一始慨然有レ言。曰。魯之郊禘非レ禮也。周公其衰矣。蓋必入ニ聖人之域一。然後知ニ聖人之心一。降ニ聖人一一等。雖ニ召公畢公一。猶不レ能ニ盡知一。況衆仲乎。惟衆仲一失ニ其機一。故末流之弊。至下以ニ陪臣一而舞ニ八佾一。重形中夫子之嘆上。嗚呼隱公之問。在ニ於三家未レ興之前一。夫子之嘆。在ニ於三家既盛之後一。防ニ於未レ興之前一者。衆人之所レ易。禁ニ於既盛之後一者。聖人之所レ難。吾是以益爲ニ隱公一惜也。

周公の異母弟 ㊄ 城外に天地を祀るを郊とし王者たる大祭を禘とす、共に天子の祭なり ㊅ 季氏が八佾を舞はせし事論語にも見ゆ ㊆ 孟叔季三桓を指す

鄭伯陳を侵す

〔出處〕隱公の六年、鄭伯陳を侵し、大いに獲たり。往歲鄭伯成を陳に請へるも、陳侯許さず。五父諫めて曰く、仁に親しみ鄰を善くするは國の寶なり。君其れ鄭に許せと。陳侯曰く、宋衞實に難し、鄭何ぞ能く爲さんと。

〔評註〕懼は福の原、忽は禍の門なり。陳侯が何ぞ能く爲さんの一語の如きは、實に千載亂

行之天下。而子孫已亂之。欲傳之萬世。而身沒已違之。使周公而有知。吾知其不享魯祭矣。君盡因是舉正禮樂之僭。復諸侯之舊。請於天子之朝。告於周公之廟。使天下再見周公之禮樂。是魯有二周公也。今猶用六佾於仲子之廟。是以禮處仲子。而不以禮處

何ぞ其れ仲子を待するの厚うして、周公を待するの薄きやと。然りと雖も、此は衆仲を責むる所以には非ざるなり。成王が周公を祀るに、天子の禮樂を以てするに當つて、(四)召公・畢公の賢なると雖も、未だ嘗て固く爭はず。孔子に至り、始めて慨然として言有り、曰く、魯の(五)郊禘は禮に非ざるなり、周公其れ衰ふと。蓋し必ず聖人の域に入つて、然る後に聖人の心を知る。聖人を降ること一等なれば、召公・畢公と雖も、猶ほ盡く知ること能はず、況んや衆仲をや。惟衆仲は一たび其機を失せり、故に其末流の弊、(六)陪臣を以て八佾を舞ひ、重ねて夫子の嘆を形すに至りぬ。嗚呼隱公の問は、(七)三家未だ興らざるの前に在りき。夫子の嘆は、三家既に盛なるの後に在りき。未だ興らざるの前に防ぐ者は、衆人の易しとする所たり。既に盛なるの後に禁ずる者は、聖人も難しとする所なり。吾是を以て益々隱公の爲に惜む。

(一) 從來魯の舞樂の間違なりしを指す　(二) 亂り用ふるなり　(三) 本の周公と隱公と　(四) 召公奭と畢公高と共に

六羽之獻復見於仲子之廟。不可謂無補也。然隱公之問。豈止爲仲子一廟而止哉。特因仲子之廟而發耳。

爲衆仲。盍申告之曰。周公制禮作樂。以致太平。天子八佾。諸侯六佾。是乃周公所作之樂也。周公制是樂舞之數。蓋欲行之天下傳之萬世也。周公在諸侯之位。而薦天子之樂。豈非欲尊周公之身。而廢周公之樂耶。周公欲

衆仲爲るもの、盍ぞ申ねて之に告げて曰はざる。周公禮を制し樂を作り、以て太平を致す。天子は八佾、諸侯は六佾、是れ乃ち周公作る所の樂なり。周公の是の樂舞の數を制するや、蓋し之を天下に行ひ、之を萬世に傳へんと欲せしなり。周公は諸侯の位に在るに、而るに天子の樂を薦むるは、豈周公の身を尊うせんと欲して、周公の樂を廢するに非ずや。周公は之を天下に行はんと欲するに、而るに子孫は已に之を亂る。之を萬世に傳へんと欲して、而も身沒すれば已に之に違ふ。周公をして知ること有らしめば、吾は其の魯の祭を享けざるを知る。君盍ぞ是に因りて禮樂の僭を擧正し、諸侯の舊に復し、天子の朝に請ひ、周公の廟に告げ、天下をして、再び周公の禮樂を見しめざる。是れ魯に二周公有るなり。今猶ほ六佾を仲子の廟に用ふるは、是れ禮を以て仲子に處して、禮を以て周公に處せざるなり。

視二魯之舞樂一。用二於論祠蒸嘗一。不レ知二其幾祭一也。動二於屈伸綴兆一。不レ知二其幾成一也。至三於考二仲子之宮一。始問二羽數於衆仲一。豈眞不レ知耶。是必有二大不一レ安也。自下成王以二天子之禮樂一祀中周公上。至二隱公一蓋數百年矣。以二成王之賢一而賜レ之。以二伯禽之賢一而受レ之。擧レ世莫レ知二其非一也。其後因而用二之羣公之廟一。擧レ國亦莫レ知二其非一也。隱公生二於數百載之後一。獨能疑二數百載之非一。蹙然不レ安。發二於問一焉。其天資亦高矣。衆仲告レ之以二先王之正禮一。使下

を祀りしより、隱公に至るまで、蓋し數百年なり。成王の賢を以てして之を賜ひ、伯禽(七)の賢を以てして之を受く。世を擧げて其非なるを知るもの莫し。其後因りて之を羣公の廟に用ふるに、國を擧げて亦其非(八)を知るもの莫し。隱公は數百載の後に生れ、獨り能く數百載の非を疑ひ、蹙然(九)として安んぜず。問に發しぬ。其天資亦高いかな。衆仲之に告ぐるに先王の正禮を以てし、六羽(一〇)の獻をして、復た仲子の廟に見えしめしは、補(一一)無しと謂ふべからず。然も隱公の問は、豈止に仲子が一廟の爲のみならんや。特に仲子の廟に因りて發せしのみ。

(一)不安心にて疑を存するなり　(二)春を祠とし夏を禴とし秋を嘗とし冬を蒸とす、皆祭なり　(三)舞ふ者の容を屈伸とし其位を綴兆とす　(四)樂の一齣を成とす　(五)隱公の母夫人の廟　(六)羽を持して舞ふ舞人の數　(七)魯は諸侯なるに天子の樂を奏するを指す　(八)魯の始祖周公旦の子なり　(九)傷み愁ふる貌　(一〇)諸侯として正禮なり、六佾に同じ　(一一)君國補佐の功

凡謂二之問一者。非レ有レ所レ未レ知。必有レ所レ未レ安也。心知レ之。身安レ之。又何待二於問一耶。隱公生二於魯一。長二於魯一。君二於魯一。其

を行ふ所以なり。故に八より以下なりと。公之に從ふ。是に於て初めて六羽を獻じ、始めて六佾を用ふ。

〔評註〕 魯が天子の禮樂を僭用するや久し。隱公豈用ふる所の羽數を知らざらんや。而も猶之を衆仲に問ふは、蓋し隱公の心に謂へらく、諸侯を以て天子の八佾を用ふるは、義理に于て安からざるところなりと。惜いかな衆仲は、隱公の意を推廣して、因りて魯國の禮樂を糺正すること能はず。但六佾を仲子の廟に用ひて、此の僭を失へり。惜むべしと爲す。

凡そ之を問ふと謂ふ者は、未だ知らざる所有るには非ず、必ず未だ(一)安んぜざる所有ればなり。心之を知り、身之に安んぜば、又何ぞ問を待たんや。隱公は魯に生れ、魯に長じ、魯に君たり。其の魯の舞樂を視るに、(二)禴祠烝嘗に用ひらるゝこと、其幾く祭なるを知らざるなり。(三)屈伸綴兆に動くこと、其幾く(四)成なるを知らざるなり。(五)仲子の宮を考するに至つて、始めて(六)羽數を衆仲に問ふは、豈眞に知らざらんや。是れ必ず大いに安からざる有るのみ。成王が天子の禮樂を以て周公

我之誠守二其一一而有レ餘。彼常勞而我常逸。彼常動而我常靜。以レ逸制レ勞。以レ靜制レ動。豈非二天下常勝之道一乎。然則論二天下用兵之善者一。固無レ出二於君子一矣。然自レ古。書二帝籍一而勒二景鐘一者。黥髡相望。而宋襄陳餘之流。每爲二天下笑一。抑又何也。蓋盡二小人之術一者。方無レ愧二於小人之名一。盡二君子之道一者。方無レ愧二於君子之名一。以二僞君子一對二眞小人一。持二一日之誠一。而欲レ破二百年之詐一。安得而不レ敗哉。以二一杯之水一。而救二一車薪之火一。不レ能レ息焉。謂二水之微一則可。謂二火勝レ水一則不可也。安得丁以二宋襄一遽疑中君子之短中於兵上哉。

いつはりの謀計 ㈦、春秋の頃及び其以前の戰を指す ㈧ 孟子に見ゆ、四面を圍むなり ㈨ 種々に工夫したる詐の計略 ㈩ 一の誠あるのみ ⑪ 佚樂にして餘裕あるなり ⑫ 君子の上越す者はあるまじ ⑬ 天子の史籍 ⑭ 氏名を大鐘に錄せらるゝ人 ⑮ 入墨削髮共に刑罰に遭ひし證據なり ⑯ 宋襄公の事は下に出づ、成安君陳餘は李左車が奇計を用ひずして大敗せし人 ⑰ 眞小人なるを指す ⑱ 一日君子の眞似する小人と眞に徹底したる小人と相對す ⑲ 一車に積める薪の火事 ⑳ 僞君子たる宋襄等の敗を以て君子は兵に短なりとは謂ふべからず

隱公羽數を問ふ

（出處）隱公の五年、仲子の宮を考す。將に成らんとす。隱公羽數を衆仲に問ふに、對へて曰く、天子は八を用ひ、諸侯は六を用ひ、大夫は四、士は二。夫れ舞は八音を節して八風

備禦。則衆皆不レ意。非二詭譎之所一レ能誤一也。彼向之所二以取一レ勝者。因二其輕一而入焉。因二其貪一而入焉。因二其擾一而入焉。因二其疑一而入焉。因二其怠一而入焉。一誠既立。五患悉除。雖下古之知兵者。環而攻レ之。極二其詐計一至中於十百千萬上。君子待レ之。一二於誠一而已矣。彼之詐極二其萬一而不レ足。

萬を極むるも、而も足らず。我の誠其一を守つて而も餘り有り。彼は常に勞して、我は常に(一一)逸し、彼は常に動いて、我は常に靜なり。逸を以て勞を制し、靜を以て動を制す。豈天下常勝の道に非ずや。然らば則ち天下用兵の善なる者を論ぜんに、固に(一二)君子に出づること無けん。然も古より(一三)帝籍に書して(一四)景鐘に勒せらるゝ者は、(一五)黥兇相望んで、(一六)宋襄・陳餘の流は、常に天下の笑と爲れり。抑々又何ぞや。蓋し小人の術を盡す者は、方に(一七)小人の名に愧づる無く、君子の道を盡す者は方に君子の名に愧づる無し。(一八)僞君子を以て眞小人に對し、一日の誠を持して、百年の詐を破せんと欲せば、安んぞ得て敗れざらんや。一杯の水を以て(一九)一車薪の火を救うて、息むること能はず。水の微なるを謂ふは則ち可なり。火の水に勝つと謂ふは則ち不可なり。安んぞ(二〇)宋襄が輩を以て、遂に君子の兵に短なるを疑ふことを得んや。

㈠輕々しく動く ㈡慾心深し ㈢騷ぎ亂る ㈣愛撫使用す ㈤敵の間に乘じて敵を急にする計なり ㈥

君子之用レ兵、無レ所レ不レ用二其誠一。世未レ有二誠而輕者一。敵雖レ欲レ誘レ之。烏得而誘レ之。世未レ有二誠而貪者一。敵雖レ欲レ餌レ之。爲得而餌レ之。世未レ有二誠而擾者一。敵雖レ欲レ亂レ之。烏得而亂レ之。用二是誠一以撫御。則衆皆不レ疑。非三反間之所二能惑一也。用二是誠一以

〔評註〕 誠字を以て一篇の血脈と爲す。謂ふらく、君子の兵を用ふる、一に誠に本づく。彼の作謀自りて入る無しと。

君子の兵を用ふるや、其誠を用ひざる所無し。世未だ誠にして輕(一)き者は有らず。敵之を誘はんと欲すと雖も、烏んぞ得て之を誘はんや。世未だ誠にして貪(二)る者は有らず。敵之を餌せんと欲すと雖も、焉んぞ得て之を餌せんや。世未だ誠にして擾(三)る者は有らず。敵之を亂さんと欲すと雖も、烏んぞ得て之を亂さんや。是の誠を用て以て撫御(四)するときは、則ち衆皆疑はず、反間の能く惑はす所に非ざるなり。是の誠を用て以て備禦するときは、則ち衆皆怠らず、(五)詭謀(六)の能く誤る所に非ざるなり。彼の尚の勝を取る所以の者は、其輕に因りて入り、其貪に因りて入り、其擾に因つて入り、(七)其疑に因りて入り、其怠に因つて入るのみ。一誠既に立てば、五患悉く除かん。古の兵を知る者、環(八)つて之を攻め、其詐(九)計を極めて十百千萬に至ると雖も、君子の之を待つや、誠(一〇)に一なるのみ。彼の詐其

色珠玉文繡。皆土芥瓦礫之不如矣。雖與之觀天池之鯤龍門之鯉。鼠翻雲而鱗横海者猶不足以易吾之眞樂。況一勺之棠水乎。吾嘗論之。人君之遊宴。畏人之言而止者。是特不敢爲。而未知其不當爲也。信人之言而止者。是特知其不當爲。而未知其不足爲也。惟釋然心悟。然後知其不足爲。知其不足爲。雖勸之。而亦不肯爲矣。

未だ其の爲すに足らざるを知らざるなり。惟釋然心悟して、然して後に其の爲すに足らざるを知る。其の爲すに足らざるを知るや、之を勸むと雖も、亦爲すことを肯んぜざるなりと。

㈠ 大きく顯著なる福祿 ㈡ 中心を開發感悟せしむ ㈢ 聖人の道を指す ㈣ 悦び樂しむ貌 ㈤ 孟子の字面なり、四支は手足 ㈥ 南冥を天地とす莊子に北冥の鯤化して鵬となり南冥に從ふの文あり ㈦ 龍門は瀑名、鯉魚之を跳越すれば龍となるとぞ ㈧ 魚背の鱗を指す、大魚の義 ㈨ 地名 ㈠〇 さらりと解けて

兵を用ふ

（出處） 凡そ十餘事、皆春秋の時、兵を用ふるに奇計を以てして勝を取る者なり。今は文多きを以て錄せず。

不畏者。則吾說窮矣。理固可使人信。然遇悖惑而不信者。則吾說窮矣。臧僖伯之諫隱公。先之以不軌不物之禍。次之以蒐狩治兵之理。其言深切著明。可使人畏。可使人信。然訖不能回隱公觀魚之轅者。殆未嘗以心悟之也。

彼隱公之心。方溺於觀魚之樂。雖有顯禍。將不暇顧。雖有至理。將不暇信。僖伯無以開其心。而徒欲奪其樂。亦疎矣。爲僖伯者。誠能以吾道之樂。易觀魚之樂。使隱公之心。怡然自得。睟於面。盎於背。暢於四支。則將視犬馬聲

彼れ隱公の心、方に魚を觀るの樂に溺る、(一)顯禍有りと雖も、將に顧みるに暇あらざらんとす。至理有りと雖も、將に信ずるに暇あらざらんとす。僖伯は以て(二)其心を開くこと無くして、徒に其樂を奪はんと欲するは、亦疎いかな。僖伯爲る者、誠に能く吾が道の樂を以て、魚を觀るの樂に易へ、隱公の心をして、怡然として自得し、(三)面に睟れ背に盎れ、四支に暢びしめば、則ち將に犬馬聲(四)色珠玉文繡を視るすら、(五)嘗て土芥瓦礫にだも之如かざらん。之と(六)天池の鯤、(七)龍門の鯉、(八)鬣は雲に翻つて鱗は海に横たふ者を觀ると雖も、猶以て吾の眞樂に易ふるに足らざらん。況んや一勺の(九)棠水をや。吾嘗て之を論ずらく、人君の游宴人の言を畏れて止む者は、是れ特に敢て爲さざるのみ。未だ其當に爲すべからざるを知らざるなり。人の言を信じて止む者は、是れ特に其爲すべからざるを知つて、

擧二天寶之亂一。而不レ能レ輟二敬宗驪山之行一。擧二臺城之圍一。而不レ能レ解二憲宗佛骨之惑一。豈非三徒以レ禍戒レ之。而未二嘗以レ理喩一レ之耶。論二朝會之禮一。而不レ能レ止二莊公之觀社一。論二呂律之本一。而不レ能レ罷二景王之鑄鐘一。豈非三徒以レ理喩レ之。而未二嘗以レ心悟一レ之耶。蓋禍固可レ使二人畏一。然遇驕慢而

未だ嘗て心を以て之を悟さざるに非ずや。蓋し禍は固より人をして畏れしむべし。然も驕慢にして畏れざる者に遇ふときは、則ち吾說(八)窮る。理は固に人をして信ぜしむべし。然も昏惑(九)にして信ぜざる者に遇へば、則ち吾が說窮る。臧僖伯の隱公を諫むる、之に先んずるに不軌(一〇)不物の禍を以てし、之に次ぐに蒐狩(一一)治兵の理を以てす。其言は深切著明、人をして畏れしむべく、人をして信ぜしむべし。然も訖に隱公が魚を觀るの轅を回すこと能はざりし者は、殆ど未だ嘗て心を以て之を悟さざればなり。

(一) 禍難あるべし故に中止すべしと諫むるなり (二) 道理を盡して說く (三) 人君の心より感悟せしむる方法 (四) 唐の玄宗貴妃の亂を諷ふ、敬宗驪山の溫泉に幸せんとするや張權輿天寶の事を擧げて其禍あらんことを說き諫む (五) 梁の武帝の困死せし故事、韓愈の論佛骨表中に見ゆ (六) 魯の莊公齊の社祭を觀んとす曹劌朝會の禮を說いて諫む (七) 周景王無射の鐘を鑄んとす伶州鳩は六律六呂の原理を說いて諫む (八) 說くべき方法に窮す (九) 愚にして昏き人 (一〇) 出處參照 (一一) 獸がりに於て、孕まざるを擇び取るを蒐とし、禾害を除くを苗とし、陰氣肅殺を獮とし、獲るに從つて取るを狩とす

進レ諫之道。使三人君畏二吾之言一。不レ若レ使三人君信二吾之言一。使三人君信二吾之言一。不レ若レ使三人君樂二吾之言一。戒レ之以レ禍者。所三以使二人君畏一レ之也。喩レ之以レ理者。所三以使二人君之信一也。悟レ之以レ心者。所三以使二人君之樂一也。

るの道は、之を戒むるに禍を以てして、之をして畏れしめ、之を喩すに理を以てして之をして信ならしめんより、之を悟すに心を以てして、之をして樂しましむるに若かざるなりと。

諫を進むるの道は、人君をして吾の言を畏れしめんは、人君をして吾の言を信ぜしめんに若かず。人君をして吾の言を信ぜしめんは、人君をして吾の言を樂しましめんに若かず。之を戒むるに禍(一)を以てする者は、人君をして之を畏れしむる所以なり。之を喩すに理(二)を以てする者は、人君をして之れ信ぜしむる所以なり。之を悟すに心(三)を以てする者は、人君をして之れ樂しましむる所以なり。(四)天寶の亂を擧げて、而して敬宗驪山の行を輟むること能はず、(五)臺城の圍を擧げて、憲宗佛骨の惑を解くこと能はず。豈徒に禍を以て之を戒しめて、未だ嘗て理を以て之を喩さざるに非ずや。(六)朝會の禮を論じて、莊公の觀社を止むること能はず。(七)呂律の本を論じて、景王の鑄鐘を罷むること能はず。豈徒に理を以て之を喩して

殊不レ知。道無レ不レ常。亦無レ不レ中。傳レ賢之事。自二衆人一視レ之。則以爲レ奇。以爲レ高。自二堯舜一視レ之。則見二其常一。而不レ見二其奇一也。見二其中一。而不レ見二其高一也。扛二萬鈞之鼎一。烏獲以爲レ常。而他人以爲レ勇。游二千仞之淵一。津人以爲レ常。而他人以爲レ神。未レ至二堯舜一而竊效焉。是懦夫而舉二烏獲之鼎一。稚子而入二津人之淵一也。何往而不レ敗哉。

る事迹も亦平凡普通の事たり (一) 三十斤を鈞とす、極て重き鼎 (二) 古の力人 (三) 水邊の人 (四) 如何で失敗せざることあらんや

臧僖伯、魚を觀るを諫む

(出處) 隱公の五年、公將に棠に如いて魚者を觀んとす。臧僖伯諫めて曰く、君は將に民を軌物に納れんとする者なり。不軌不物は之を亂政と謂ふ。亂政亟く行はるゝは、敗るゝ所以なり。故に春は蒐し、夏は苗し、秋は獮し、冬は狩す。皆農隙に於てして、以て事を講ずるなり。若し夫れ山林川澤の實と、器用の資とは、阜隷の事、官司の守のみ、君の及ぶ所に非ざるなりと。公曰く、吾は將に地を略せんとすと。遂に魚を陳ねて之を觀たり。

〔評註〕 禍理心の三字を以て經と爲し、畏信樂の三字を以て緯と爲す。謂ふらく、諫を進む

使三之殺二其身一。公羊氏以爲。君子大レ居レ正。宋之禍。宣公爲レ之也。其說既無二以加一矣。吾嘗推二宣公之意一。必以爲。聖人建レ國。使二父子之相繼一者。爲二衆人一設也。堯何人哉。不レ傳二之子一。而傳二之舜一。舜何人哉。不レ傳二之子一。而傳二之禹一。吾何爲以二衆人一自處。而不レ慕二堯舜至奇至高之行一乎。

繼がしむる者は、衆人(七)の爲に設くるなり。堯は何人ぞや、之を子(八)に傳へずして、之を舜に傳ふ。舜は何人ぞや、之を子(九)に傳へずして、之を禹に傳ふ。吾何爲れぞ衆人を以て自ら處して、堯舜至奇至高の行を慕はざらんやと。殊に知らず、道は常ならざる無く、亦中ならざる無く、賢に傳ふるの事は、衆人より之を視るときは、則ち以て奇と爲し、以て高しと爲すも、堯舜より之を視るときは、則ち其常(一〇)を見て、而して其奇を見ず、其中を見て、其高を見ざることを。萬鈞(一一)の鼎を扛ぐるは、烏獲(一二)は以て常と爲せども、他人は以て勇なりと爲す。千仞の淵に游ぶは、津人(一三)は以て常と爲せども、他人は以て神と爲す。未だ堯舜に至らずして、而して竊に效ふは、是れ懦夫にして烏獲の鼎を扛げ、稚子にして津人の淵に入るなり。何(一四)れに往くとしてか敗れざらんや。

(一) 中庸の道 (二) 奇なる道となし高尚なるを行と爲す (三) 穆公は其子莊公馮を逐へり (四) 桓公の一年宋の督は其君與夷を弑す即ち殤公なり (五) 春秋を傳せる公羊高 (六) 父が子に讓るの類は即ち正なり是を當然とする義 (七) 凡常普通の人物のために設けたる制度 (八) 堯の子丹朱不肖なり (九) 舜の子商均不肖なりき (一〇) 賢に傳ふ

有レ國者。傳二之子一。常道也。中道也。宋宣公。必傳二於弟一。以爲レ奇爲レ高焉。一傳二穆公一。而使三之逐二其子一。再傳二殤公一。而

夷復して曰く、先君の臣に國を與へずして、國を君に納るゝを爲せし所の者は、君が以て社稷宗廟の主と爲るべければなり。今君は君の二子を逐うて、將に國を與夷に致さんとす。此れ先君の意に非ざるなり。且つ子をして逐ふべからしめば、先君其れ臣を逐はんと。穆公曰く、先君の爾を逐はざるは知るべし。吾が此に立てるは攝なりと。終に國を與夷に致す。莊公馮は與夷を弑せしむ。故に君子は正に居るを大とす。宋の禍は、宣公之を爲すなり。

〔評註〕 宣公が奇を好み高を好み、子に傳へずして弟に傳へしは殺奪の禍を啓きし所以なるを責む。

國を有つ者は、之を子に傳ふるは、常道なり。中道なり。宋の宣公は必ず弟に傳へて、以て奇と爲し高と爲し、一たび穆公に傳へて、之をして其子を逐はしめ、再び殤公に傳へて、之をして其身を殺さしむ。公羊氏以爲らく、君子は正に居るを大とす、宋の禍は、宣公之を爲すなりと。其說既に以て加ふること無し。吾嘗て宣公の意を推すに、必ず以爲らく、聖人の國を建つるや、父子をして之れ相

足らざるなり。名づけて君子と爲す者に至つて、亦王有ることを知らざるときは、則ち普天(七)の下、王室有ることを知る者、其れ誰ぞや。此れ孔子の憂(八)ふる所以なり、此れ春秋の作る所以なり、此れ春秋の平王より始る所以なり。

(一) 兵を出して温の麥を取るの類 (二) 自身天子たるの尊貴を持せず、これ自ら伐つなり (三) 蔑如して無きものとす (四) 左傳所々に君子曰くとあるを指す (五) 基礎として推定論斷したる義 (六) おしなべて一括す (七) 滿天下の中 (八) 君臣の大倫を亂りしを憂ふるなり

之罪。左氏固不レ得レ辭。周亦分受二其責一可也。雖レ然。左氏所レ載君子之言。固出二於左氏之筆一。然亦推二本當時君子之論一也。其論二周鄭一。概謂二之二國一。而無レ所二輕重一。是當時之所謂君子者。舉不レ知レ有二王室一矣。戎狄不レ知レ有レ王。未レ足レ憂也。諸侯不レ知レ有レ王。未レ足レ憂也。至下於名爲二君子一者上。亦不レ知レ有レ王。則普天之下。知レ有二王室一者。其誰乎。此孔子所二以憂一也。此春秋所二以作一也。此春秋所三以始二於平王一也。

宋の穆公殤公を立つ

（出處） 公羊傳の隱公三年、宋の宣公は穆公に謂つて曰く、吾が與夷を愛するを以てすれば、則ち女を愛するに若かず。以て社稷宗廟の主と爲れば、則ち與夷は女に若かず、盍ぞ終に君と爲らざると。宣公死し、穆公立つ。繆公は其二子莊公馮と左師勃とを逐ふ。與

何所レ憚哉。溫之麥。洛之禾。宜其刈穫而不レ顧也。向若平王始惡二鄭伯一。而亟黜レ之。鄭雖敢叛。不レ過二一叛臣一耳。天子至尊猶自若也。苟與レ之質。是自處以二列國一。而不下敢以二天子一自處上矣。誠改月化。豈知二周之爲一レ若哉。

一旦用レ兵而不レ忌。非三諸侯之叛二天子一也。是諸侯之攻二諸侯一也。使下周素以二天子一自處上。至尊至嚴之分。鄭遽敢犯乎。惟周以二列國一自處。故鄭以二列國一待レ之。天下亦以二列國一待レ之。左氏亦以二列國一待レ之。周不二自伐一。鄭未二必敢伐一レ之也。無レ王

一旦兵を用ふるも忌まざるは、諸侯の天子に叛くに非ざるなり。是れ諸侯の諸侯を攻むるなり。周をして素より天子を以て自ら處らしめば、至尊至嚴の分、鄭遽に敢て犯さんや。惟周は列國を以て自ら處る。故に鄭も列國を以て之を待ち、天下亦列國を以て之を待ち、左氏亦列國を以て之を待ちしなり。周が自ら伐たずんば、鄭は未だ必ずしも敢て之を伐たざるなり。王を無みする(二)の罪は、左氏固に(三)辭することを得ず、周も亦分つて其責を受けて可なり。然りと雖も、左氏祇する所の君子(四)の言は、固に左氏の筆に出づ。然れども亦當時君子の論を推本する(五)のみ。其の周鄭を論ずるや、槪(六)して之を二國と謂つて、輕重する所無し。是れ當時の所謂君子なる者、擧王室有ることを知らざるなり。戎狄の王有ることを知らざるは、未だ憂ふるに足らざるなり。諸侯が王有ることを知らざるも、未だ憂ふるに

不二敢退一。欲レ進二虢公一而不二敢進一。巽懦喑弱。反爲二虛言一以欺二其臣一。固已失二天子之體一矣。又其甚。至二於與レ鄭交レ質一。交質鄰國之事也。今周降二其尊一而下二質於鄭一。鄭忘二其卑一而上質於周。勢均體敵。尊卑之分蕩然矣。未レ交レ質之前。周爲二天子一。鄭爲二諸侯一。既交レ質之後。周鄭等耳亦

以て其臣を欺く。固より已に天子の體を失へり。又其甚しきは、鄭と交質するに至れり。交質とは鄰國の事のみ。今周は其尊を降して、而して鄭に下質し、(四)鄭は其卑を忘れて、而して周に上質す。(五)勢均しく體敵し、尊卑の分蕩然たり。(六)未だ質を交へざるの前は、周は天子爲り、鄭は諸侯爲り。既に質を交ふるの後は、周鄭等しきのみ、亦何の憚る所あらん。溫の麥、(七)洛の禾、宜なり其の穡載して(八)顧みざること。向に若し平王始めて鄭伯を惡むや、亟に之を黜けば、鄭は跋(九)扈すと雖も、一叛臣に過ぎざらん。天子の至尊は猶ほ自若たり。苟も之と質せば、是れ自ら處るに列國を以てして、(一〇)敢て天子を以て自ら處らざるなり。歲に改り、月に化せば、(一一)豈周の君爲るを知らんや。

(一) 遠慮する所無し　(二) ぐづ／＼にして決斷の勇氣無し　(三) 出處の「之れ無し」と答へたる類なり　(四) 王子狐を質とせるを指す　(五) 公子忽周に質となる　(六) 崩れ亡びて空虛なる貌　(七) 周邑の名　(八) 滿載し去る　(九) 強梁にして勢力を擅にするなり　(一〇) 自身に一諸侯たるに甘んずるなり　(一一) 人皆之を輕侮すればなり

世不㆘並㆓稱之㆒曰㆗齊陳㆖。蓋手陳雖ㇾ强。猶齊晉之臣也。烏可㆘以㆓君臣㆒並稱而亂㆗其分㆖乎。周天子也。鄭諸侯也。左氏敍㆓平王莊公事㆒。始以爲㆓周鄭交質㆒。終以爲㆓周鄭交惡㆒。並稱㆓周鄭㆒。無㆓尊卑之辨㆒。不ㇾ責㆓鄭之叛㆒ㇾ周。而責㆓周之欺㆒ㇾ鄭。左氏之罪亦大矣。吾以爲。左氏信有ㇾ罪。周亦不ㇾ能ㇾ無ㇾ罪焉。周之東遷也。鄭伯入爲㆓卿士㆒。君臣之分猶在也。

し、終に以て周鄭交ゝ惡しと爲し、並に周鄭と稱して、(六)尊卑の辨無く、鄭の周に叛くを責めずして周の鄭を欺くを責む。左氏の罪亦大なるかな。吾以爲らく、左氏信に罪有り、周も亦罪無きこと能はずと。(七)周の東遷するや、(八)鄭伯入りて卿士と爲る。君臣の分猶ほ在るなり。

(一)魯の桓公の季子、名は友の子孫なり (二)季氏權勢あり、國に二君あるが如くなりき (三)陳の公子完齊に出奔せり、其子孫齊の權を專にす (四)春秋左氏の傳 (五)互に人質を交換す (六)王と侯とを分つところ無し (七)周の平王西戎に逼られて東都に遷る (八)鄭の武公

君之於ㇾ臣。賢則用ㇾ之。不賢則去ㇾ之。復何所ㇾ隱哉。平王欲ㇾ退㆓鄭伯㆒而

君の臣に於けるや、賢なるときは則ち之を用ひ、不賢なるときは則ち之を去らん、復何ぞ隱む所あらんや。平王は鄭伯を退けんと欲するも、而も敢て退けず、(一)虢公を進めんと欲するも、而も敢て進めず。(二)巽懦暗弱、反つて(三)虛言を爲して

天子之視二諸侯一。猶三諸侯之視二大夫一也。季氏於レ魯。如二二君一矣。而世不下並二稱之一曰中魯季上。陳氏於レ齊。如二二君一矣。而

（出處）隱公の三年、鄭の武公と莊公と、平王の卿士爲り。王は虢に貳あり。鄭伯は、王を怨む。王曰く、之れ無しと。故に周鄭交く質す。王子狐は鄭に質と爲り、鄭の公子忽は周に質と爲る。王崩ず。周人將に鄭公に政を畀へんとす。鄭の祭足は、師を帥ゐて溫の麥を取り、又成周の禾を取り、周鄭交く惡し。

（評註）終篇名分を以て主張し、首に左氏が周鄭と並稱すべからず、天子諸侯の分を無みするを責め、終に周が鄭と交質すべからず、天子を以て自ら處らず、自ら君臣の分を失ひしことを責む。

天子の諸侯を視るは、猶ほ諸侯の大夫を視るがごとし。(一)季氏の魯に於ける、(二)二君の如きも、而も世は之に並び稱して魯季と曰はず。(三)陳氏の齊に於ける、二君の如し。而も世は之を並び稱して齊陳と曰はず。蓋し季陳は强なりと雖も、猶ほ齊魯の臣なり。烏んぞ君臣を以て並稱して、而して其分を亂るべけんや。周は天子なり、鄭は諸侯なり。(四)左氏が平王莊公の事を敍するや、始に以て(五)周鄭交く質すと爲

受₂吾欺₁者多。而不ㇾ知₃吾自欺₂其心₁者亦多。受ㇾ欺之害。身害也。欺ㇾ人之害。心害也。哀莫ㇾ大₂於心死₁。而身死亦次ㇾ之。受ㇾ欺者。身雖ㇾ害。而心固自若。彼欺ㇾ人者。身雖ㇾ得ㇾ志。其心固已斲喪無ㇾ餘矣。在ㇾ彼者。所ㇾ喪甚輕。在ㇾ此者。所ㇾ喪甚重。是釣者之自呑₂釣餌₁。獵爲之自投₂陷阱₁也。非₂天下之至拙者₁。詎至ㇾ此乎。故吾始以₂莊公₁爲₂天下之至險₁。終以₂莊公₁爲₂天下之至拙₁。

の害は身の害なり。人を欺くの害は心の害なり。哀は(二)心死より大なる莫くして、身死亦之に次ぐ。欺を受くる者は、身は害すと雖も、心は固より自若たり。彼の人を欺く者は、身は志を得と雖も、其心は固より已に(三)斲喪して餘無し。彼に在る者は、喪ふ所甚だ輕く、此に在る者は、喪ふ所甚だ重し。是れ釣者の自ら釣餌を呑み、獵者の自ら陷阱に投ずるなり。天下の(四)至拙なる者に非ずんば、詎ぞ此に至らんや。故に吾は始め莊公を以て天下の至險と爲ししが、終に莊公を以て天下の至拙と爲せり。

(一) 自己の本心を欺く (二) 自己の本領を喪失す (三) 斲り失ふ (四) 此上もなへ拙劣なるもの

周鄭交〻惡し

其小不忍以致大亂。不知荘公正欲得小不忍之名。是擧國之人。皆墮其計中矣。荘公之機心。猶未已也。魯隠之十六年。荘公封許叔而曰。寡人有弟。不能和協。而使餬其口於四方。況能久有許乎。其爲此言。是荘公欲以欺天下也。魯荘之十六年。鄭公父定叔。出奔衛。三年而復之曰。不可使共叔無後於鄭。則共叔有後於鄭舊矣。段之有後。是荘公欲以欺後世也。既欺其朝。又欺其國。又欺其天下。又欺後世。噫嘻岌岌乎險哉。荘公之心歟。

にして之を復して曰く、共叔をして鄭に後無からしむべからずと。則ち共叔の鄭に後有ることは舊し。段の後有るは、是れ荘公が以て後世を欺かんと欲するなり。既に其朝を欺き、又其國を欺き、又其天下を欺き、又後世を欺く。噫嘻岌岌(一二)乎として險なるかな、荘公の心や。

(一)鄭伯の臣　(二)かけひきの機密　(三)都城百雉を過ぐるを指す　(四)鄭風に將仲子の詩あり、詩經參照　(五)母の情に勝つ能はず　(六)十六年は十一年の誤　(七)齊魯は功を鄭に讓るに荘公は許君の弟を封じたるなり　(八)共叔段出奔して諸方に寄食せり　(九)兄弟すら和合せず況んや他國たる許を予が保ち得る譯なし　(一〇)亦十年の誤　(一一)共叔段の孫なり　(一二)高く險しき貌

將欲欺人。必先欺其心。荘公徒喜人之

將に人を欺かんとすれば、必ず先づ其心(一)を欺く。荘公は徒に人の吾欺を受くる者多きを喜んで、吾自ら其心を欺く者亦多きことを知らず。欺を受くる

吾獨以爲。封レ京之後。伐レ鄢之前。其處レ心積レ慮。曷嘗須臾而忘二叔段一哉。苟興二一念一。是殺二一弟一也。苟興二百念一。是殺二百弟一也。莊公之罪。顧不レ大二於叔段一耶。吾嘗反覆考レ之。然後知。莊公之心天下之至險也。

祭仲之徒。不レ識二其機一。反諫二其都城過一レ制。不レ知三莊公之欲二其過一レ制。諫二其厚將一レ得レ衆。不レ知三莊公正欲二其得一レ衆。是擧朝之卿大夫。皆墮二其計中一矣。鄭之詩人。不レ識二其機一。反刺下其不レ勝二其母一。以害中其弟上。不レ知二莊公正欲上レ得下不レ勝二其母一之名上。刺三

祭仲の徒(一)、其機を識らず、反つて其都城の制に過ぐるを諫めて、莊公が其の制に過ぎんことを欲せしを知らず。其厚くば將に衆を得んとするを諫めて(二)、莊公が正に其の衆を得んことを欲せしを知らず。是れ擧朝の卿大夫、皆其計中に墮つるなり。鄭の詩人(四)、其機を識らず、反つて其の母に勝へずして(三)、以て其弟を害するを刺り、莊公が正に其母に勝へざるの名を得んと欲せしを知らず。其小を忍びずして以て大亂を致せしを刺りて、莊公が正に小忍びざるの名を得んと欲せしを知らず。是れ擧國の人、皆其計中に墮つるなり。莊公の機心は、猶ほ未だ已まず。魯隱の十六年(六)莊公は許叔(七)を封じて曰く、寡人弟有り、和協する能はずして、其口(八)を四方に餬せしむ。況(九)んや能く久しく許を有たんやと。其の此言を爲せるは、是れ莊公が以て天下を欺かんと欲すればなり。魯莊の十六年(一〇)、鄭(一一)の公父定叔、衞に出奔す。三年

叛。莊公之用心。亦險矣。

莊公之心以爲。亟治之。則其惡未顯。人必不服。緩治之。則其惡已暴。人必無辭。其始不問者。蓋將多叔段之罪而斃之也。殊不知。叔段之惡日長。而莊公之惡與之俱長。叔段之罪日深。而莊公之罪與之俱深。人徒見莊公殺一叔段而已。

莊公の心に以爲らく、亟に之を治むるときは、則ち其惡未だ顯はれず、人必ず服せざらん。緩く之を治むるときは、則ち其惡已に暴はれ、人必ず辭無けん(一)と。其始に問はざる者は、(二)蓋し將に叔段の罪を多くして之を斃さんとするのみ。殊に知らず、叔段の惡日に長じて、莊公の惡は之と倶に長じ、叔段の罪日に深くして、莊公の罪は之と倶に深きことを。人徒に莊公が一叔段を殺すを見るのみ。吾獨り以爲らく、(三)京に封ずるの後、(四)鄢を伐つの前、其の心を處し慮を積むや、曷ぞ嘗て須臾も叔段を忘れんや。苟も(五)一念を興さんは、是れ一弟を殺すなり。苟も百念を興さんは、是れ百弟を殺すなり。莊公の罪は、顧つて叔段より大ならずやと。吾嘗て反覆して之を考へて、然る後に知りぬ、莊公の心は、天下の至險なることを。

(一) 抗辯せし　(二) 叔段の放縱を詰責せざりし所以　(三) 出處參照　(四) 叔段を伐ちたる地名　(五) 弟を殺すの心

耳。爲二釣餌一以誘レ魚者釣也。爲二陷阱一以誘レ獸者獵也。不レ責二釣者一而責二魚之貪一レ餌。不レ責二獵者一而責二獸之投一レ阱。天下寧有レ是耶。莊公雄猜陰狠。視二同氣一如二寇讎一。而欲三必致二之死一。故匿二其機一而使二之狎一。縱二其欲一而使二之放一。養二其惡一而使二之成一。甲兵之强。卒乘之富。莊公之釣餌也。百雉之城。兩鄙之地。莊公之陷阱也。彼叔段之冥頑不靈。魚耳。獸耳。豈有下見二釣餌一而不レ吞。過二陷阱一而不レ投者上哉。導レ之以レ逆。而反誅二其逆一。教レ之以レ叛。而反討二其

莊公の雄猜陰狠(六)なる、同氣(七)を視ること寇讎の如くにして、必ず之を死に致さんと欲す。故に其機(八)を匿して之をして狎れしめ、其欲を縱にして之をして放(九)ならしめ、其惡を養うて之をして成らしむ。甲兵(一〇)の强、卒乘の富は、莊公の釣餌なり。百雉(一一)の城、兩鄙(一二)の地は、莊公の陷阱なり。彼の叔段の冥頑(一三)不靈なるは、魚のみ、獸のみ。豈釣餌を見て呑まず、陷阱を過ぎて投ぜざる者有らんや。之を導くに逆(一四)を以てして、而も反つて其逆を誅し、之に教ふるに叛を以てして、而も反つて其叛を討ず。莊公の心を用ふる、亦險なるかな。

(一) 魚の游泳する樂を奪ふを指す (二) 春秋鄭の君主なり、共叔段の異母兄 (三) つりばりと食餌 (四) おとし穴 (五) 斯の如きの理あらんや (六) 强くして猜疑の心あり陰險にして爭訴を好む (七) 兄弟なり (八) 心中の機密 (九) 我儘勝手なる事 (一〇) 甲兵卒乘 (一一) 廣一丈を堵とし三堵を雉とす (一二) 北鄙と西鄙の地 (一三) 心暗く鈍くして無智なり (一四) 不都合なる方面

釣者負レ魚。魚何負二於釣一。獵者負レ獸。獸何負二於獵一。莊公負二叔段一。叔段何負二於莊公一。

れ、將に自ら及ばんとすと。大叔又貳を收めて以て己が邑と爲す。子封が曰く、可なり、厚くば將に衆を得んとすと。公曰く、不義不暱、厚くば將に崩れんとすと。大叔は將に鄭を襲はんとす。公は子封に命じ、車二百乘を帥ゐて、以て京を伐たしむ。京は大叔段に叛く。段は鄢に入る。公諸を鄢に伐つに、大叔は共に出奔せり。

〔評註〕終篇莊公が心を用ふるの險なるを以て說を立つ。謂ふ莊公は叔段を罪に陷れて之を斃すこと、猶ほ釣者の魚を誘ひ、獵者の獸を誘ふがごとし。其の心を用ふるの險なるや、朝を擧げ國を擧げて其計に墮ち、天下後世すら其欺を受くるに至らしむ。險の至と謂ふべしと。只一の險字、終篇の血脈と作れり。

釣る者魚に負く、魚何ぞ釣に負かん。獵する者獸に負く、獸何ぞ獵に負かん。(一)莊公叔段に負(二)くのみ、叔段何ぞ莊公に負かんや。且つ(三)釣餌を爲して以て魚を誘ふ者は釣なり。(四)陷阱を爲して以て獸を誘く者は獵なり。釣者を責めずして魚の餌を貪るを責め、獵者を責めずして、獸の阱に投ずるを責む。天下寧ぞ(五)是れ有らんや。

東萊博議　卷之一

鄭莊公と共叔段と

（出處）左傳隱公の元年、初め鄭の武公は申に娶る、武姜と曰ふ。莊公及び共叔段を生む。莊公は寤生し、姜氏を驚かす。遂に之を惡み、共叔段を愛して、之を立てんと欲す。亟く武公に請へども、公は許さず。莊公が位に卽くに及んで、之が爲に制を請ふに、公曰く、制は巖邑なり、他の邑は惟命のまゝなりと。京を請うて之に居らしむ。之を京城の大叔と謂ふ。祭仲が曰く、都城の百雉に過ぐるは國の害なりと、公曰く、姜氏之を欲す。焉んぞ害を辟けんと。對へて曰く、姜氏は何の厭くことか之れ有らんと。公曰く、多く不義を行はば必ず自ら斃れん、子姑く之を待てと。既にして大叔は北鄙西鄙に命じて、己に貳せしむ。公子呂曰く、國は貳に堪へじ、君將に之を若何せんとすると、公曰く、庸ふること無

廷精一之授受。而兢兢於人心道心。則從來理之爲欲障也久耳。風會益衰。欲益波而理愈渺。夫子以筆削。奮其滌靄之吹噓。而療春秋世之病者。立萬古之方書也。丘明氏別其溫涼燥濕之宜。而公穀二子間亦發其南北川嶽之用。而夫子不惜致顧於知辠者。則以知。聖賢者見千萬世之病而病之。如以其身爲者也。惟夫子以賞罰二百四十年者。爲揭之大塗之醫王。而萬世之精神心術之疾瘳。惟左公穀三子。至闡其致病之繇。而萬世論列。紕謬之症顯。而今之大病乃反見之經學舉業之中。豈非處方定劑者之過也哉。抑亦有本焉。枵腹而應世。類如饑者之觸寒暑。窺牖而譚天。類如酲者之飲酖毒。倫行未脩。而徒以文章自命。又類如癘瘋之搏飯而強食也。其爲病不更侈大乎。余所以慨慕於伯恭先生。而漫爲之廣其指。其亦自揭其深痼隱疾云爾。

壬申春日黃巖陶珽識

東萊博議序

余既評鍾伯敬史懷而行世矣。復謀所以通古於今者。夫今之文瀾浩漫。以辭議相高。新陳錯而翻案奇。何渠能如古之折衷於聖王之道哉。余竊憂其爲橫議耳。關中之業。聖祖以爲人品心術之攸關。而識者以卜氣運人材之升降。有世道之憂者。柰何甘爲之倡。而不恤爲名敎地乎。東萊呂先生。家傳文獻。學有淵源。當時退居東陽。以進勉後來爲己任。故所著有博議一書。先生亦自題之。爲舉子課試之資。今讀其文。粹然大儒。而論必衷於正道。脩身治世。兩無忝焉。先生殆亦爲當時砭救焉耳。而顧自云。播其病以求療於諸公長者。則先生之托指可知矣。蓋世界痿痺。而聖賢救之以功與言。子輿氏之所謂不得已也。遠古無論。卽吾夫子之作春秋。而寄其意於知我罪我。夫子亦惟恐人之不之知也。與瘼不相關。無寧求罪焉。則何也。論議聽則僉壬慚。是非公則悖亂阻。夫行而不得遂。謀而不得成。險巇幽僻之徑塞。光明正大之路開。則必有畸行邪說。以相與混淆而角逐之。中材以下。決擇其難之矣。夐

東萊呂祖謙伯恭撰

東萊先生左氏博議序

左氏博議者。爲諸生課試之作也。始予屛處東陽之武川。仰林俯谿。出戸而望。目盡無來人。居半歲。里中稍稍披蓬藋。從予游。談餘語隙。波及課試之文。予思有以佐其筆端。乃取左氏書理亂得失之蹟。疏其說於下。旬儲月積。浸就編帙。諸生歲時休沐。必抄寘褚中。解其歸裝。無虛者。並舍姻黨。復從而廣之。曼衍四出。漫不可收。客或咎予之易其言。予徐應之曰。子亦聞鄉鄰之求醫者乎。深痼隱疾。人所羞道而諱稱者。揭之大塗。惟恐行者不閱。閱者不播。彼豈靦然忌恥哉。德欲蓄而病欲彰也。予離羣而索居有年矣。過而莫予輔也。跌而莫予挽也。心術之差。見聞之誤。而莫予正也。幸因是書。而胸中所存所操。所識所習。毫釐髮謬。隨筆呈露。舉無留藏。又幸而假課試以爲媒。借逢掖以爲郵。徧致於諸公長者之側。或矜而鐫。或慍而譏。或侮而譙。一語聞則一病瘳。其獲不旣豐矣乎。傳愈博而病愈白。益愈衆。於予也奚損。遂次第其語。以諗觀者。凡春秋經旨。槩不敢僭論。而枝辭贅喩則舉子所以資課試者也。

時。曷不㆔委㆑心任㆓去留㆒。胡爲乎。遑遑欲㆓何之㆒。富貴非㆓吾願㆒。帝鄕不㆑可㆑期。懷㆓良辰㆒以孤往。或植㆑杖而耘耔。登㆓東皐㆒以舒嘯。臨㆓清流㆒而賦㆑詩。聊乘㆑化以歸㆑盡。樂㆓夫天命㆒復奚疑。

富貴となれば良心は形體の奴隷となるこれ固より我が願に非ず 一四 仙人となりて天帝の左右に在らんは望むべからず 一五 春のよき季節を見て之を懷いて獨り田疇に往き 一六 土かひ草ぎる 一七 東方の岡に登つてゆるやかにうそぶく 一八 天然の化に從うて以て命數の盡くるに任せん

文章軌範終

歸去來兮、請息交以絶遊。世與我以相遺。復駕言兮焉求。悅親戚之情話。樂琴書以消憂。農人告余以春及。將有事於西疇。或命巾車。或棹孤舟。既窈窕以尋壑。亦崎嶇而經丘。木欣欣以向榮。泉涓涓而始流。善萬物之得時。感吾生之行休。已矣乎。寓形宇内。復幾

歸りなん去來、請ふ交を息めて以て遊を絶たん。(一)世と我と以て相遺れば、(二)復た駕して言に焉くにか求めん。親戚の情話(三)を悅び、琴書を樂しんで以て憂を消す。農人余に告ぐるに春の及ぶを以てし、將に西疇(四)に事有らんとす。或は巾車(五)を命じ、或は孤舟に棹さし、既に窈窕(六)として以て壑を尋ね、亦崎嶇(七)として丘を經たり。木は欣欣として以て榮に向ひ、泉は涓涓(八)として始めて流る。萬物の時(九)を得るを善みし、吾生の行休(一〇)を感ず。已んぬるかや。形を宇内に寓する、復た幾時ぞや。曷ぞ心(一一)に委して去留に任せざる。胡爲れば、遑遑(一二)として何くに之かんと欲する。富貴(一三)は吾願に非ず。帝郷(一四)は期すべからず。良辰(一五)を懷うて以て孤り往き、或は杖を植てて耘耔(一六)し、東皐(一七)に登つて以て舒嘯し、清流に臨んで詩を賦し、聊か化(一八)に乗じて以て盡るに歸せん。夫の天命を樂みて、復た奚をか疑はん。

(一) 世間と交際を絶つ (二) 車に駕して任官を求むる所無からん (三) 人情に厚き談話 (四) 田圃なり、西と限れるには非ず (五) 巾もて飾りとせる小さき車 (六) やさしく深遠なる貌 (七) 高低平かならざる貌 (八) 冬の氷雪融くるなり (九) 孟春生々の物 (一〇) ゆく／＼死期に近き意 (一一) 氣まゝに行動す (一二) 忙ぎあわつる貌 (一三)

乃瞻衡宇。載欣載犇。僮僕懽迎。稚子候門。三逕就荒。松菊猶存。攜幼入室。有酒盈樽。引壺觴以自酌。眄庭柯以怡顏。倚南窓以寄傲。審容膝之易安。園日渉以成趣。門雖設而常關。策扶老以流憩。時矯首而遐觀。雲無心而出岫。鳥倦飛而知還。景翳翳以將入。撫孤松而盤桓。

乃ち衡宇を瞻て、(一)載ち欣び載ち犇るに、僮僕は懽び迎へ、稚子は門に候てり。(二)三逕(三)は荒(四)に就けども、松菊は猶ほ存せり。幼を攜へて室に入るに、酒有り樽に盈てり。(五)壺觴を引いて以て自ら酌み、(六)庭柯を眄て以て顏を怡ばし、南窓に倚つて以て傲を寄せ、(七)膝を容るゝの安んじ易きを審にし、(八)園は日に渉つて以て趣を成す。門は設くと雖も而も常に關せり。(九)策もて老を扶けて以て流憩し、(一〇)時に首を矯げて遐觀す。(一一)雲は心無うして岫を出で、(一二)鳥は飛ぶに倦んで還ることを知る。景は翳翳として以て將に入らんとす、(一三)孤松を撫して盤桓す。(一四)

(一) 故郷の我が家の衡門や屋宇　(二) 且つ欣び且つ奔りて家に至るに　(三) 庭の小みち、隱者求仲羊仲右の庭園に三逕あり二人從つて遊べる故事に出づ　(四) 荒れ果てんとす　(五) 酒壺と酒杯と　(六) 庭前の樹枝　(七) 容儀を修めず心ゆくまゝに自由に樂む　(八) 矮小の小屋も却つて簡平易安なるを覺ゆ　(九) 每日園中を遊渉散歩して佳趣を成し添ふ　(一〇) 周游し休憩す　(一一) 遠方を游觀す　(一二) 山穴を岫とす　(一三) 太陽のかげろうすれて將に西山に沒れんとす　(一四) 懸賞して去るに忍びずたちもとほると也

呵二禁不祥一。飲且食兮。壽而康。無レ不レ足兮。奚所レ望。脊二吾車一兮。秣二吾馬一。從二子于盤一兮。終二吾生一以徜徉。

歸去來辭

陶靖節

歸りなん去來、田園將に蕪れんとす。胡ぞ歸らざらんや。既に自ら心を以て形の役と爲す、(一)奚ぞ惆悵として(二)獨り悲しまん。已往の諫めざるを悟り、(三)來者の追ふべきを知る。(四)實に途に迷ふこと、(五)其れ未だ遠からず。今の是にして昨の非なりしを覺る。舟は遙遙として(六)以て輕く颺り、風は飄飄として衣を吹く。征夫に問ふに(七)前路を以てし、晨光の熹微なるを恨む。(八)

(一)形骸の爲に精神を奴隷となす (二)失望落膽の貌 (三)過去の事はもはや諫めなはすべからず (四)これから後の事はなほ追改すべし (五)方向に迷ふこと未だ甚しからず (六)搖々に同じ、ゆら〳〵として (七)道を行く旅人にこれからさきの途のりを問へば、まだ仲々遙かなり (八)夕方になりて日影のうすれ行くを恨む

歸去來兮。田園將レ蕪。胡不レ歸。既自以レ心爲二形役一。奚惆悵而獨悲。悟二已往之不一レ諫。知二來者之可一レ追。實迷レ途。其未レ遠。覺二今是而昨非一。舟遙遙以輕颺。風飄飄而吹レ衣。問二征夫一以二前路一。恨二晨光之熹微一。

丈夫之不レ遇二於時一者之所レ爲也。我則行レ之。伺二候於公卿之門。奔二走於形勢之途一。足將レ進而趑趄。口將レ言而囁嚅。處二汙穢一而不レ羞。觸二刑辟一而誅戮。僥二倖於萬一。老死而後止者。其於レ爲レ人。賢不肖何如也。昌黎韓愈。聞二其言一而壯レ之。與二之酒一。而爲二之歌一曰。盤之中。維子之宮。盤之土。維子之稼。盤之泉。可レ濯可レ沿。盤之阻。誰爭二子所一。窈而深。廓其有レ容繚而曲。如二往而復一。嗟盤之樂兮。樂且無レ央。虎豹遠レ迹兮。蛟龍遁藏。鬼神守護兮。

盤の中は、維れ子の宮(一二)。盤の土は、維子の稼(一三)。盤の泉は、濯ふべく湘るべし(一四)。盤の阻、誰か子が所を爭はん(一五)。窈として深く、廓として其れ容るゝところ有り(一六)。繚つて曲れり。往いて復るが如し。嗟盤の樂み、樂しんで且つ央くる無し(一七)。虎豹迹を遠ざけ、蛟龍遁藏し、鬼神守護して、不祥を呵禁す。飲んで且つ食ひ、壽にして康なり(一八)。足らざる無し。奚ぞ望む所あらん。吾が車に膏し、吾が馬に秣かへ(一九)。子に盤に從つて、吾が生を終ふるまで、以て徜徉せん。

(一) 困窮貧乏にして山野に住居す　(二) 山野の野菜を取り食ふ　(三) 己の欲するまゝに行動して之に安んず　(四) 眼前の名譽　(五) 後世の毀言　(六) 朝衣朝服も我を束縛せず刀鋸鼎鑊の刑罰も我を害せず國家の治亂も人身の進退も皆之を知聞せざる意　(七) 權要の途に奔走す　(八) 進み能はざる貌　(九) 言はんと欲して能はざる貌　(一〇) 富貴を得んためには如何なる事にも忍ぶ意　(一一) 罪に觸れて誅罰せらる　(一二) 李君の宮殿　(一三) 耕耘の地　(一四) 一に沿に作る、水に沿うて釣るべき義或は烹の義とす　(一五) 幽邃にして深く廣濶にして豁やかなり　(一六) 環の如く曲旋す　(一七) 盡に同じ　(一八) 長壽にして安康　(一九) 文公の車馬に出發の準備を整へしむる意

而疾馳。喜有賞。怒有刑。才俊滿前。道古今。而譽盛德。入耳而不煩。曲眉豐頰。淸聲而便體。秀外而惠中。飄輕裾。翳長袖。粉白黛綠者。列屋而閑居。妬寵而負恃。爭妍而取憐。大丈夫之遇知於天子。用力於當世者之所爲也。吾非惡此而逃之。是有命焉。不可幸而致也。

窮居而野處。升高而望遠。坐茂樹以終日。濯淸泉以自潔。採於山。美可茹。釣於水。鮮可食。起居無時。惟適之安。與其有譽於前。孰若無毀於其後。與其有樂於身。孰若無憂於其心。車服不維。刀鋸不加。理亂不知。黜陟不聞。大

窮居して野處し、高きに升つて遠きを望み、茂樹に坐して以て日を終へ、淸泉に濯うて以て自ら潔うし、山に採れば、美茹ふべく、水に釣れば、鮮食ふべし。起居に時無く、惟適に之れ安んず。其の前に譽有らんよりは、其後に毀無きに孰若ぞ。其の身に樂み有らんよりは、其心に憂無きに孰若ぞ。車服維がず、刀鋸加へず、理亂知らず、黜陟聞かず。大丈夫の時に遇はざる者の爲す所なり。我は則ち之を行はん。公卿の門に伺候し、形勢の途に奔走し、足將に進まんとして趑趄し、口將に言はんとして囁嚅し、汙穢に處して羞ぢず、刑辟に觸れて誅戮せらる。萬一を僥倖して、老死して後に止む者と、其の人たるに於て、賢不肖如何ぞやと。昌黎の韓愈、其言を聞いて之を壯なりとし、之に酒を與へて、之が歌を爲つて曰く、

曰。謂三其環二兩山之間一。故曰レ盤。或曰。是谷也。宅幽而勢阻。隱者之所二盤旋一。友人李愿居レ之。愿之言曰。人之稱二大丈夫一者。我知レ之矣。利澤施二于人一。名聲昭二于時一。坐二于廟堂一。進二退百官一。而佐二天子一出レ令。其在レ外。則樹二旗旄一。羅二弓矢一。武夫前呵。從者塞レ途。供給之人。各執二其物一。夾レ道

る。愿の言に曰く、人の大丈夫と稱する者は、我之を知れり。(七)利澤人に施し、名聲時に昭に、廟堂に坐し、百官を進退し、天子を佐けて令を出す。其の外に在るときは、則ち(八)旗旄を樹て、弓矢を羅ね、武夫前に(九)呵し、從者途を塞ぎ、(一〇)供給の人、各〻其物を執り、道を夾んで疾く馳せ、喜べば賞有り、怒れば刑有り。才俊前に滿ち、古今を道うて盛德を譽むるに、(一一)耳に入りて煩はしからず。曲眉豐頰、淸聲にして便體、秀外にして惠中、輕裾を飄へし、長袖を翳し、(一二)粉白黛綠の者、屋を列ねて閑居し、(一三)寵を妬んで負恃し、妍を爭うて憐を取る。大丈夫の天子に遇知せられて、力を當世に用ふる者の爲す所なり。(一四)吾は此を惡んで之を逃るゝには非ず。是れ命有り、(一五)幸して致すべからざるなり。

(一)當時二人の李愿あり是は隱者の愿たり　(二)孟州の濟源縣に在り　(三)山名、太行山の南方　(四)二山の間を環るが故に盤と謂ふ　(五)所在の地は幽僻にしてその地勢は險阻なり　(六)盤桓周旋す　(七)利益惠澤　(八)旗さし物の類　(九)大言して行道の人を叱す　(一〇)接待饗應等の係の官人　(一一)自己得意の談話なればなり　(一二)その妻妾は容顏美に音聲淸く進退しとやかに外貌秀出にして中心溫柔なりとの義　(一三)他人の寵愛を嫉妬して自家の容色を自負す　(一四)是等の愉快を惡んで隱居せるには非ず　(一五)僥倖を以て求むべからず

使天下之人。不敢言而敢怒。獨夫之心。日益驕固。戍卒叫。函谷擧。楚人一炬。可憐焦土。嗚呼滅六國者。六國也。非秦也。族秦者。秦也。非天下也。嗟夫使六國各愛其人。則足以拒秦。秦復愛六國之人。則遞三世。可至萬世而爲君。誰得而族滅也。秦人不暇自哀。而後人哀之。後人哀之。而不鑑之。亦使後人復哀後人也。

しましめん。

(一) 議者 (二) 自己の家を愛する念あり (三) 極めて少量なり、少しも遺する無き義 (四) 釘の頭部のきら〳〵と光るなり (五) 穀物倉 (六) 瓦の合せ目の入り亂れたる有樣 (七) 衣服の糸筋 (八) 縱の欄干と橫の欄干と (九) 支那全土 (一〇) 調音聲律 (一一) 言外せざるは法を畏るればなり、而も心中には常に大いに憤怒せり (一二) 始皇を指す (一三) 陳勝を指す、函谷は劉邦に破られ阿房宮は楚の項羽に燒かれき (一四) 族滅す (一五) 部下の臣民 (一六) 三世のみならず萬世に王たりしなるべし (一七) 秦人を哀しんだる其後人を

太行之陽有盤谷。盤谷之間。泉甘而土肥。草木叢茂。居民鮮少。或

李愿(一)の盤谷(二)に歸るを送る序

韓文公

(三)太行の陽に盤谷有り。盤谷の間は、泉甘にして土肥え、草木叢茂し、居民鮮少なり。或ひと曰く、其の(四)兩山の間を環るを謂ふ、故に盤と曰ふと。或ひと曰く、是の谷や、(五)宅は幽にして勢は阻なり、隱者の(六)盤旋する所なりと。友人李愿之に居

嗟夫一人之心。千萬人之心也，秦愛二紛奢一。人亦念二其家一。奈何取レ之盡二錙銖一。用レ之如二泥沙一。使下負レ棟之柱。多二於南畝之農夫一。架レ梁之椽。多二於機上之工女一。釘頭磷磷。多二於在レ庾之粟粒一。瓦縫參差。多二於周レ身之帛縷一。直欄横檻。多二於九土之城郭一。管絃嘔啞。多中於市人之言語上。

嗟夫一人の心は、千萬人の心なり。秦、紛奢を愛すれば、人亦其家を念ふ。奈何ぞ之を取るに錙銖を盡し、之を用ふること泥沙の如くせんや。棟を負ふの柱は南畝の農夫よりも多く、梁に架するの椽をして、機上の工女よりも多く、釘頭の磷磷たるは、庾に在るの粟粒よりも多く、瓦縫の參差たるは、身に周きの帛縷よりも多く、直欄横檻は、九土の城郭よりも多く、管絃の嘔啞たるは、市人の言語よりも多からしめ、天下の人をして、敢て言はずして敢て怒らしむ。獨夫の心、日に益〻驕固に、戍卒叫んで、函谷擧り、楚人の一炬、憐むべし焦土となりぬ。嗚呼六國を滅ぼす者は六國なり、秦に非ざるなり。秦を族する者は、秦なり、天下に非ざるなり。嗟夫六國をして各〻其人を愛せしめば、則ち以て秦を拒ぐに足らん。秦復た六國の人を愛せば、則ち三世を遞して、萬世に至つて而して君爲るべし。誰か得て族滅せんや。秦人自ら哀むに暇あらずして、後人之を哀しむ。後人之を哀しんで、而も之に鑑みずんば、亦後人をして復た後人を哀

舞殿冷袖、風雨淒淒。一日之内。一宮之間。而氣候不ㇾ齊。妃嬪媵嬙。王子皇孫。辭ㇾ樓下ㇾ殿。輦來二于秦一。朝歌夜絃。爲二秦宮人一。明星熒熒。開二妝鏡一也。綠雲擾擾。梳二曉鬟一也。渭流漲ㇾ膩。棄二脂水一也。煙斜霧横。焚二椒蘭一也。雷霆乍驚。宮車過也。轆轆遠聽。杳不ㇾ知二其所一ㇾ之也。一肌一容。盡ㇾ態極ㇾ妍。縵立遠視。而望ㇾ幸焉。有ㇾ不ㇾ得ㇾ見者。三十六年。燕趙之收藏。韓魏之經營。齊楚之精英。幾世幾年。取二掠其人一。倚疊如ㇾ山。一旦有ㇾ不ㇾ能。輸二來其間一。鼎鐺玉石。金塊珠礫。棄擲邐迤。秦人視ㇾ之。亦不二甚惜一。

て、倚疊して山の如し。一旦有つこと能ずして、其間に輸し來すや、鼎は鐺のごとく玉は石のごとく、金は塊、珠は礫、（三一）棄擲邐迤して、秦人の之を視るや、亦甚だ惜まず。

(一) 秦の始皇帝が造營せし宮殿の名 (二) 秦は趙魏韓齊燕楚の六國王を滅して天下を統一したり (三) 蜀の山林を伐採して禿山と爲す程に材木を使用して阿房宮を造る (四) 廣くおほひかぶせ高く太陽を蔽す (五) 驪山の北方より屋舍を結構せるなり (六) 渭川と樊川と (七) 廻廊 (八) のき先牙の如く高聳す (九) 鉤の如き屋の棟と角の如く聳ゆる屋檐の角々 (一〇) 環の如く輪の如し (一一) 蜂の巣の如き室 (一二) 落は居なり所なり (一三) 上下二重に作られたる廊下なり (一四) 或は高く或は低く人をして冥々として方向に迷はしむ (一五) 歌舞の殿内には昇樂の響暖氣を帶ぶ (一六) 舞踏殿の舞女の袖風は淸冷にして秋の如し (一七) 宮女なり、妃嬪を貴とし媵嬙を賤とす (一八) 六國の公族を指す (一九) 車なり (二〇) 朝夕に絃歌する宮人となる (二一) 早曉に梳る髮 (二二) 渭水に浮べる油 (二三) 共に香なり (二四) 遙なること (二五) 姿容を凝らし美麗を競うて帝の寵幸を熱望す (二六) 始皇は在位三十六年に崩ぜり即ち一生見ゆるを得ざるを謂ふなり (二七) 二國に取り集めし珍寶 (二八) 六國の人民より掠奪す (二九) 六國王の無力なるなり (三〇) 寶鼎も鍋釜と同一視す (三一) 投げ棄て撒き散らす

百餘里。隔離天日。驪山北構而西折。直走二咸陽一。二川溶溶流入二宮墻一。五步一樓。十步一閣。廊腰縵回。簷牙高啄。各抱二地勢一。鉤心鬪角。盤盤焉。囷囷焉。蜂房水渦。矗不レ知二其幾千萬落一。長橋臥レ波。未レ雲何龍。複道行レ空。不レ霽何虹。高低冥迷。不レ知二西東一。歌臺煖響。春光融融。

て宮墻に入る。五歩に一樓、十歩に一閣。(七)廊腰縵く回り、(八)簷牙高く啄み、各々地勢を抱いて、(九)鉤心鬪角、盤盤たり、(一〇)囷囷たり、(一一)蜂房は水渦のごとく、矗として其幾千萬落なるを知らず。長橋の波に臥するは、未だ雲あらざるに何の龍ぞ。(一二)複道の空を行くは、霽れざるに何の虹ぞ。(一四)高低冥迷して、西東を知らず。(一五)歌臺の(一三)煖響は、春光融融たり。(一六)舞殿の冷袖は、風雨凄凄たり。一日の内、一宮の間にして、氣候齊しからず。(一七)妃嬪媵嬙、(一八)王子皇孫、樓を辭し殿を下り、(一九)輦して秦に來り、朝歌夜絃、秦の宮人と爲る。明星の熒熒たるは、粧鏡を開くなり。緑雲の(二〇)擾擾たるは、(二一)曉鬟を梳るなり。(二二)渭流の膩を漲らすは、脂水を棄つるなり。煙斜に霧横はるは、(二三)椒蘭を焚くなり。雷霆乍ち驚くは、宮車の過ぐるなり。轆轆として遠く聽え、(二四)杳として其の之く所を知らざるなり。一肌一容、(二五)態を盡し妍を極め、縵く立ち遠く視て、而して幸を望むに、見ゆることを得ざる有る者、(二六)三十六年。(二七)燕趙の收藏、韓魏の經營、齊楚の精英、幾世幾年か、(二八)其人より取り掠め

惆然而悲。肅然而恐。凜乎其不レ可レ留也。反而登レ舟。放二乎中流一。聽二其所一レ止而休焉。時夜將レ半。四顧寂寥。適有二

嗚呼噫嘻、我之を知れり。疇昔(一五)の夜、飛鳴して我を過ぎし者は、子に非ずやと。道士顧み笑ふ。予も亦驚悟し、戸を開いて之を視るに、其處を見ざりき。

(一) 冬の始なれば水少きなり (二) 前遊の七月と今の十月と其日月の空若干もなき間なるにとの義 (三) 生ひ茂れる雜草 (四) 虎豹の如き岸石 (五) 樹梢岩頭などに巣くふ鶻の巣の邊まで登る (六) 水神の住む幽深なる淵 (七) 刀を以て物を裂くが如き響 (八) 休息す (九) 黒き裳と白き衣 (一〇) 一仙人 (一一) 旋り行く貌 (一二) 臨皐山下に來る (一三) 揖挨す (一四) 俯に同じ (一五) 昨夜、前夜の義

孤鶴。橫レ江東來。翅如二車輪一。玄裳縞衣。戛然長鳴。掠二予舟一而西也。須臾客去。予亦就レ睡。夢二一道士。羽衣蹁躚。過二臨皐之下一。揖レ予而言曰。赤壁之遊樂乎。問二其姓名一。俛而不レ答。嗚呼噫嘻。我知レ之矣。疇昔之夜。飛鳴而過レ我者。非レ子也耶。道士顧笑。予亦驚悟。開レ戸視レ之。不レ見二其處一。

六王畢。四海一。蜀山兀。阿房出。覆二壓三

阿房宮の賦(一)

杜牧之

六王(二)畢つて、四海一なり。蜀山兀(三)として、阿房出づ。三百餘里を覆壓(四)して、天日を隔離す。驪山(五)の北に構へて西に折れ、直に咸陽に走り、二川(六)溶溶として、流れ

松江之鱸。顧安所レ得レ酒乎。帰而謀二諸婦一。婦曰、我有二斗酒一。蔵レ之久矣。以待二子不時之需一。於レ是携二酒与一レ魚。復遊二於赤壁之下一。

江流有レ声。断岸千尺。山高月小。水落石出。曾日月之幾何。而江山不レ可二復識一矣。予乃摂レ衣而上。履二巉巌一。披二蒙茸一。踞二虎豹一。登二虬龍一。攀二栖鶻之危巣一。俯二馮夷之幽宮一。蓋二客不レ能レ従焉。劃然長嘯。草木震動。山鳴谷応。風起水涌。予亦

江流声有り、断岸千尺。山高く月小に、(一)水落ち石出づ。(二)曾て日月の幾何ぞ、江山復識るべからず。予乃ち衣を摂げて上り、巉巌を履み、(三)蒙茸を披き、虎豹に踞し、虬龍に登り、(五)栖鶻の危巣を攀ぢ、(六)馮夷の幽宮を俯す。蓋し二客は(四)従ふこと能はず。劃然として長嘯すれば、草木震動し、山鳴り谷応へ、風起り水涌く。予も亦(七)悄然として悲しみ、粛然として恐れ、凛乎として其れ留るべからざるなり。反りて舟に登り、中流に放ちて、其の止る所に聴して休す。時に夜将に半ならんとし、四顧寂寥たり。適ゝ孤鶴有り、江を横ぎつて(八)東より来る。翅車輪の如く、(九)玄裳縞衣、戛然として長鳴し、予が舟を掠めて西す。須臾にして客去り、予も亦睡に就くに、一道士を夢みたり。(一一)羽衣蹁躚として、(一二)臨皐の下を過ぎ、予を(一三)揖して言ひて曰く、(一〇)赤壁の遊は楽しきかと。其姓名を問ふに、(一四)俛して答へず。

是歲十月之望。步レ自二雪堂一。將レ歸二于臨皐一。二客從レ予。過二黃泥之坂一。霜露既降。木葉盡脫。人影在レ地。仰見二明月一。顧而樂レ之。行歌相答。已而歎曰。有レ客無レ酒。有レ酒無レ肴。月白風淸。如二此良夜一何。客曰。今者薄暮。舉レ網得レ魚。巨口細鱗。狀似二

後赤壁の賦

蘇東坡

是の歲(一)十月の望、(二)雪堂より步して、將に臨皐(三)に歸らんとす。二客予に從ひ、黃泥の坂を過ぐ。霜露既に降り、木葉盡く脫ち、人影地に在り。仰いで明月を見、顧みて之を樂しみ、(四)行歌して相答ふ。已にして歎じて曰く、客有れども酒無く、酒有れども肴無し。月は白く風は淸し、此の良夜を如何せんと。客曰く、(五)今は薄暮、網を舉げて魚を得たるに、(六)巨口細鱗、狀は(七)松江の鱸に似たり。顧ふに安んか酒を得る所あらんと。歸つて諸を(八)婦に謀るに、婦の曰く、我に斗酒有り。之を藏すること久し。以て(九)子が不時の需を待てりと。是に於て、酒と魚とを携へて、復赤壁の下に遊ぶ。

(一) 壬戌の年十月十五日 (二) 蘇東坡開墾地の別莊 (三) 東坡寄寓の所 (四) 行く〳〵歌ひ樂しむ (五) 今日の夕方 (六) 口大いにして鱗細かし (七) 吳國松江の鱸は天下の佳味と稱せらる故に謂ふ (八) 家婦 (九) 君が不意の需用に應ぜんと準備せり

盈虛者如彼。而卒莫消長也。蓋將自其變者而觀之。則天地曾不能以一瞬。自其不變者而觀之。則物與我。皆無盡也。而又何羨乎。且夫天地之間。物各有主。苟非吾之所有。雖一毫而莫取。惟江上之清風。與山間之明月。耳得之而爲聲。日過之而成色。取之無禁。用之不竭。是造物者之無盡藏也。而吾與子之所共適。客喜而笑。洗盞更酌。肴核既盡。杯盤狼藉。相與枕藉乎舟中。不知東方之既白。

蓋し將に其の變ずる者より之を觀れば、則ち天地も曾て以て一瞬なること能はず。(四)其の變ぜざる者よりして之を觀れば、則ち物と我と皆盡くること無きなり。(五)而らば又何をか羨まんや。且つ夫れ天地の間、物各〻主有り。苟も吾の有する(六)所に非ずんば、一毫と雖も取るべき莫からん。惟江上の清風と、山間の明月とは耳之を得て聲と爲し、目之に遇うて色を成し、之を取れども禁ずること無く、之を用ふれども竭きず。是れ造物者の無盡藏なり。而も吾と子との共に適する(七)所たりと。客喜んで笑ひ、盞を洗うて更に酌み、肴核(八)既に盡き、杯盤狼藉たり。(九)相與に舟中に枕藉(一〇)して、東方の既に白みたるを知らざりき。

(一) 水は逝いて止まず、而も水は萬古盡きざれば實はこれ往かざる也　(二) 月の滿ち虧くること　(三) 消滅もせず長大ともならず　(四) 天地だも一瞬中に變化すとの義　(五) 萬物も吾人も　(六) 所有物に非ずんば　(七) 意に適(カナ)ひて樂しむ所なり　(八) 酒も肴も最早無くなる　(九) 皿や杯やを取散らす　(一〇) 互に重なりあつて寢る

者上乎。方下其破二荊州一下二江陵一。順レ流而東上也。舳艫千里。旌旗蔽レ空。釃レ酒臨レ江。横レ槊賦レ詩。固一世之雄也。而今安在哉。況吾與レ子。漁二樵於江渚之上一。侶二魚鰕一而友二麋鹿一。駕二一葉之扁舟一。擧二匏樽一以相屬。寄二蜉蝣於天地一。渺滄海之一粟。哀二吾生之須臾一。羨二長江之無一レ窮。挾二飛仙一以遨遊。抱二明月一而長終。知レ不レ可二乎驟得一。託二遺響於悲風一。

(九)匏樽を擧げて以て相屬し、(一〇)蜉蝣を天地に寄す。(一一)渺たる滄海の一粟のみ。吾生の(一二)須臾を哀しみ、長江の窮り無きを羨み、(一三)飛仙を挾んで以て遨遊し、明月を抱いて(一四)長終す。(一五)驟に得べからざるを知つて、遺響を悲風に託すと。

(一) 容色を變じて愁ふる貌 (二) 正坐す (三) 魏武帝の短歌なり (四) 武帝姓は曹、名は操字は孟德 (五) 相勧献する有様 (六) 呉の周瑜大いに曹操の軍を赤壁の下に敗る (七) 前出の短歌行はこの時の作なり (八) 江岸の附近に漁樵を爲す (九) 一個の酒樽 (一〇) 朝に生れ夕に死するかげろふの如き生命 (一一) 渺然たる滄海中に一粟粒を浮べたるが如し (一二) しばらく、一瞬間に過ぎざるなり (一三) 空を飛行する仙人を兩腋に挾持して空中を遨遊す (一四) 明月を兩手に抱いて終へんと欲す (一五) この願意には成就すべからず故に之を悲しむの意をこの悲風に託すその爲に悲しき響ありとの義

蘇子曰。客亦知二夫水與一レ月乎。逝者如レ斯。而未二嘗往一也。

蘇子曰く、客も亦夫の水と月とを知るか。(一)逝く者は斯の如くにして、而も未だ嘗て往かざるなり。(二)盈虛する者は彼の如くにして、而も卒に(三)消長すること莫きなり。

於レ是飲レ酒樂甚。扣レ舷而歌レ之。歌曰。桂棹兮蘭槳。擊二空明一兮泝二流光一。渺渺兮予懷。望二美人兮天一方一。客有下吹二洞簫一者上。倚レ歌而和レ之。其聲嗚嗚然。如レ怨如レ慕。如レ泣如レ訴。餘音嫋嫋不レ絕如レ縷。舞二幽壑之潛蛟一。泣二孤舟之嫠婦一。

々たる所を乘廻す　(一〇)大空を走り風に乘る　(一一)塵世を離れて身に羽を生ず　(一二)楚辭の九歌に桂櫂蘭枻とあり　(一三)大空の如き水面　(一四)月光の映ずる流水　(一五)君王を指すか　(一六)簫の底無き者　(一七)哀愁悲泣の貌　(一八)細く美なる韻　(一九)糸筋　(二〇)寡婦に同じ

蘇子愀然正レ襟危坐而問レ客曰。何爲其然也。客曰。月明星稀。烏鵲南飛。此非二曹孟德之詩一乎。西望二夏口一。東望二武昌一。山川相繆。鬱乎蒼蒼。此非下孟德之困二於周郎一

蘇子愀然(二一)として襟を正して危坐(二二)して客に問うて曰く、何爲れぞ其れ然るや。客曰く、月(二三)明かに星稀に、烏鵲南に飛ぶとは、此れ曹(二四)孟德の詩に非ずや。西のかた夏口を望み、東のかた武昌を望み、山川(二五)相繆うて、鬱乎として蒼蒼たり。此れ孟德の周郎(二六)に困しめられし者に非ずや。其の荊州を破りて、江陵を下り、流に順うて東するに方つてや、舳艫千里、旌旗空を蔽へり。酒を釃みて江に臨み、槊を横へて詩(二七)を賦す。固に一世の雄なり。而るに今安にか在りや。況んや吾と子と、(二八)江渚の上に漁樵し、魚鰕を侶とし、麋鹿を友として、一葉の扁舟を駕し、

月既望。蘇子與レ客泛レ舟遊二於赤壁之下一。清風徐來。水波不レ興。擧レ酒屬レ客。誦二明月之詩一。歌二窈窕之章一。少焉月出二於東山之上一。徘二徊於斗牛之間一。白露橫レ江。水光接レ天。縱二一葦之所一レ如。凌二萬頃之茫然一。浩浩乎如下馮レ虛御レ風。而不上レ知二其所一レ止。飄飄乎如二遺レ世獨立。羽化而登仙一。

て、水波興らず。酒を擧げて客に屬し、明月の詩を誦し、窈窕の章を歌ふ。少焉あつて月東山の上に出で、斗牛(六)の間に徘徊す。白露(七)江に橫つて、水光天に接す。一葦(八)の如く所を縱にし、萬頃(九)の茫然たるを凌ぐ。浩浩乎として虛(一〇)に馮り風に御して、而して其の止る所を知らざるが如く、飄飄乎として世(一一)を遺れて獨立し、羽化して登仙するが如し。是に於て酒を飲んで樂しむこと甚しく、舷を扣いて之を歌ふ。歌に曰く、桂(一二)の棹蘭の槳(一三)、空明を擊つて流光(一四)に泝る。渺渺として予が懷、美人(一五)を天の一方に望むと。客に洞簫(一六)を吹く者有り。歌に倚つて之に和す。其聲(一七)嗚々然として、怨むが如く慕ふが如く、泣くが如く訴ふるが如く、餘音(一八)嫋嫋、絕えざること縷(一九)の如し。幽壑の潛蛟を舞はしめ、孤舟の嫠婦(二〇)を泣かしむ。

(一) 神宗の元豐五年七月十六日 (二) 周瑜が曹操を敗りし處とし、或はこれ全く別地にて東坡の誤りとす (三) 酒杯 (四) 詩經陳風月出の篇か、但異說ありて定むべからず (五) 明月詩中の一章なるべし (六) 北斗星と牽牛星との間なり (七) 岸に滿ちし露は江に橫たはるが如く瞻闊の江水は天に接するが如し (八) 小舟 (九) 際限もなく廣

其高出ニ魏晉一。不レ懈而及ニ於古一。其他浸ニ淫乎漢氏一矣。從レ吾遊者。李翺張籍其尤也。三子者之鳴。信善鳴矣。抑不レ知。天將下和ニ其聲一。而使中鳴ニ國家之盛一邪。抑將丁窮ニ餓其身一。思ニ愁其心腸一。而使丙自鳴乙其不幸甲邪。三子者之命。則懸ニ於天一矣。其在レ上也。奚以喜。其在レ下也。奚以悲。東野之役ニ於江南一也。有下若レ不ニ釋然一者上。故吾道下其命ニ於天一者上。以解レ之。

（七）其の身を窮餓せしめ、其心腸を思愁せしめて、自ら其不幸を鳴らさしめんとするかを。三子者の命は、則ち天に懸れり。其の上に在るも、奚ぞ以て喜ばん。其の下に在るも、奚ぞ以て悲まん。東野の（八）江南に役するや、（九）釋然たらざるが若き者有り。故に吾は其の（一〇）天に命ぜらるゝ者を道つて、以て之を解くなり。

㈠ 子昂字は伯玉、源明字は弱夫、結字は次山、白字は太白、甫字は子美、觀字は元賓、皆文辭に盛名ありき ㈡ 現存して下位に屈する者 ㈢ 勝れたる詩篇は魏晉を凌駕す ㈣ 漢代作者の地位に至るを得べき義 ㈤ 本書第一卷及第五卷參照 ㈥ 音調聲律を溫和にす ㈦ 孟子告子篇に見えたる語なり ㈧ 上位に在ると下位に在ると何ぞ喜怒を爲すに足らん ㈨ 心中不平にして釋けざるところ有り ㈩ 運命天に在りとなり

前赤壁の賦

蘇東坡

壬戌之秋。七

（一）壬戌の秋、七月既望、蘇子客と舟を泛べて、（二）赤壁の下に遊ぶ。淸風徐に來つ

其亡也以屈原鳴。臧孫辰孟軻荀卿以道鳴者也。楊朱墨翟管夷吾晏嬰老聃申不害韓非愼到田駢鄒衍尸佼孫武張儀蘇秦之屬。皆以其術鳴。秦之興。李斯鳴之。漢之時。司馬遷相如揚雄。最其善鳴者也。其下魏晉氏。鳴者不及於古。然未嘗絕也。就其善者。其聲清以浮。其節數以急。其辭淫以哀。其志弛以肆。其爲言也。亂雜而無章。將天醜其德。莫之顧耶。何爲其不鳴其善鳴者也。

の著者荒唐は奇怪大言に同じ (一二) 名は平、離騷の作者 (一三) 魯の大夫臧文仲なり孟軻字は子輿荀卿名は況 (一四) 楊朱墨翟は周末の學者、夷吾は管仲、嬰は晏平仲、聃は老子、不害は韓昭侯の相、非は韓の庶公子、到は韓の大夫、駢は齊人、衍は齊人、佼は魯人、武は孫子の著者、儀は魏人、秦は洛陽の人共に辭說に巧なり (一五) 秦に相たりし權臣 (一六) 遷に史記あり相如に賦あり雄に太玄法言等の著あり (一七) 三國の魏より司馬氏の晉以下 (一八) 淸なれども重厚ならず (一九) 促急にして迫切なり (二〇) 淫亂にして哀傷多し (二一) 弛緩にして放縱なり (二二) 惡みきらふ

唐之有天下。陳子昂蘇源明元結李白杜甫李觀。皆以其所能鳴。其存而在下者。孟郊東野。始以其詩鳴。

唐の天下を有つや、陳子昂・蘇源明・元結・李白・杜甫・李觀は、皆其の能くする所を以て鳴る。其存して下に在る者は、孟郊東野、始めて其詩を以て鳴り、其高きものは魏晉に出づ、懈らずんば古に及ばんとす。其他は漢氏に浸淫せん。吾に從つて遊べる者は、李翺・張籍は其尤なり。三子者の鳴るは、信に善く鳴る。抑ゝ知らず、天將に其聲を和して、國家の盛を鳴らさしめんとするか。抑ゝ將に

其善鳴者也。而假之以鳴。夔弗能以文辭鳴。又假於韶以鳴。夏之時。五子以其歌鳴。伊尹鳴殷。周公鳴周。凡載於詩書六藝。皆鳴之善者也。周之衰。孔子之徒鳴之。其聲大而遠。傳曰。天將以夫子爲木鐸。其弗信矣乎。其末也。莊周以其荒唐之辭鳴於楚。楚大國也。

の衰ふるや、孔子の徒之に鳴るに、其聲は大にして遠し。傳に曰く、天(一〇)將に夫子を以て木鐸と爲さんとすと。其れ信ならずや。其末や、莊周(一一)は其荒唐の辭を以て楚に鳴りぬ。楚は大國なり、其亡ぶるや、屈原(一二)を以て鳴りぬ。臧孫辰・孟軻・荀(一三)卿は、道を以て鳴る者なり。楊朱(一四)・墨翟・管夷吾・晏嬰・老聃・申不害・韓非・愼到・田駢・鄒衍・尸佼・孫武・張儀・蘇秦の屬は、皆其術を以て鳴る。秦の興るや、李斯(一五)之に鳴り、漢の時は、司馬遷(一六)・相如・揚雄は、最も其の善く鳴る者なり。其れ魏晉氏(一七)より下りては、鳴る者古に及ばず。然も未だ嘗て絶えざるなり。就ひ其の善き者も、其聲は淸(一八)にして以て浮、其節は數(一九)にして以て急、其辭は淫(二〇)にして以て哀、其志は弛にして以て肆、其の言爲るや、亂雜にして章無し。將天其德を醜(二一)として、之を顧(二二)る莫きか、何爲れぞ其の善く鳴る者を鳴らさゞるや。

(一) 音聲の精妙なるもの (二) 堯舜の時 (三) 皐陶禹に謨あり、書經參照 (四) 舜の時樂を司る (五) 舜の樂名 (六) 書經五子の歌參照 (七) 湯王を佐けし殷初の名臣 (八) 周公旦は成王を佐けたる聖人 (九) 禮樂射御書數を六藝とす、こゝには六經の義 (一〇) 論語八佾篇に見ゆ、木鐸は金口木舌の鈴なり、社會の先覺者たる義 (一一) 莊子三十篇

後言。其謌也有思。其哭也有懷。凡出乎口而爲聲者。其皆有弗平者乎。樂也者。鬱於中而泄於外者也。擇其善鳴者而假之鳴。金石絲竹匏土革木八者。物之善鳴者也。維天之於時也亦然。擇其善鳴者而假之鳴。是故以鳥鳴春。以雷鳴夏。以虫鳴秋。以風鳴冬。四時之相推敓。其必有不得其平者乎。

て春に鳴り、雷を以て夏に鳴り、虫を以て秋に鳴り、風を以て冬に鳴る。四時の相推敓する、其れ必ず其平を得ざる者有るか。(一〇)

(一) 名は郊、字は東野、私に貞曜先生と謚す (二) 平均 (三) 水は順下を性とするに躍上するは激すればなり (四) 塞ぎせき止む (五) 燃燒して熱を加ふ (六) 人の言語は皆不平より出づるか (七) 盛んに蓄積す (八) 所謂八音なり、皆樂を作るべし (九) 天の四季に於けるも亦然り (一〇) 敓は奪なり、春夏秋冬の相推移するを謂ふ

其於人也亦然。人聲之精者爲言。文辭之於言。又其精者也。尤擇其善鳴者而假之鳴。其在唐虞。咎陶禹

其の人に於けるや亦然り。人聲の精なる者を言と爲す。(一一)文辭の言に於ける、又其の精なる者なり。尤も其善く鳴る者を擇んで、之を假つて鳴る。其の唐虞に在りては、(一二)咎陶・禹は其善く鳴る者なり、(一三)而して之に假つて以て鳴る。夔は文辭を以て鳴ること能はず。(一四)又韶に假つて以て鳴る。(一五)夏の時、五子は其歌を以て鳴り、(一六)伊尹は殷に鳴り、(一七)周公は周に鳴る。(一八)凡そ詩書六藝に載するは、(一九)皆鳴の善なる者なり。周

我維行之。天胙忠孝。世有爵邑。允文允武。子孫千億。帝謂守臣。治其祠墳。毋俾樵牧。愧其後昆。龍山之陽。巋焉斯宮。匪私于錢。惟以勸忠。非忠無君。非孝無親。凡百有位。視此刻文。

孟東野を送る序

韓文公

大凡物不得其平則鳴。草木之無聲。風撓之鳴。水之無聲。風蕩之鳴。其躍也或激之。其趨也或梗之。其沸也或炙之。金石之無聲。或擊之鳴。人之於言也亦然。有不得已而

大凡物は其平を得ざれば則ち鳴る。草木の聲無きも、風之を撓ませば鳴り、水の聲無きも、風之を蕩かせば鳴る。其躍るや或は之を激するあり、其趨るや或は之を梗ぐあり。其沸くや或は之を炙るあり。金石の聲無きも、或は之を擊てば鳴る。人の言に於けるも亦然り。已むことを得ざる有りて而る後に言ふ。其謌ふや思有り、其哭くや懐有り、凡そ口に出でて聲と爲る者は、其れ皆平かならざる者有るか。樂なる者は、中に鬱して、外に泄るゝ者なり。其善く鳴る者を擇んで之に假りて鳴る。金石絲竹匏土革木の八つの者は、物の善く鳴る者なり。維れ天の時に於けるも亦然り、其善く鳴る者を擇んで、之を假つて鳴る。是の故に鳥を以

強弩射レ潮。江海爲東。殺レ宏誅レ昌。奄ニ有呉越一。金券玉冊。虎符龍節。大城ニ其居一。包ニ絡山川一。左レ江右レ湖。控ニ引島蠻一。歳時歸休。以燕ニ父老一。曄如ニ神人一。玉帶毬馬。四十一年。寅畏小心。厥篚相望。大貝南金。五朝昏亂。罔レ堪レ託レ國。三王相承。以待ニ有德一。既獲レ所レ歸。弗レ謀弗レ咨。先王之志。

如く、玉帶毬馬なり(一四)。四十一年、寅畏の小心(一五)、厥の篚相望み(一六)、大貝南金(一七)、五朝昏亂(一八)、國を託するに堪ふる罔し。三王相承け、以て有德に待つ。既に歸する所(一九)を獲て、謀らず咨はず。先王の志、我維れ之を行はん。天忠孝に胙して(二〇)、世〻爵邑有り。允に文允に武、子孫千億なり。帝守臣に謂ふらく、其祠墳を治めて樵牧(二一)せしむる毋れ、其後昆(二二)に愧づと。龍山の陽、巋焉(二三)たる斯の宮、錢に私する(二四)に匪ず、惟以て忠を勸むるのみ。忠に非ざれば君無く、孝に非ざれば親無し。凡百の有位、此刻文を視よ。

(一) 臨安の西方に在り山下に兩湖あり左右の目に似たりと (二) 山の勢状を謂ふ (三) 異人即ち錢氏を序す (四) 杖なり蠻廻を謂ふ (五) 中和二年劉漢宏を討ずるに月明に會し江に誓ふ即ち雲出でゝ月を蔽ひし事あり (六) 梁の開平四年捍海塘を築くとき士は強弩に命じて潮頭を射しめ遂に基を定めき (七) 劉漢宏を殺し董昌を滅す (八) 全部を領有す (九) 功を録する券冊と、忠を旌す符節と、共に唐の莊宗より得たるものなり (一〇) 包みこみ纏綿せしむ (一一) 牽制す (一二) 軍務の餘暇に歸鄕休養す (一三) 光明の貌 (一四) 梁の太祖より受けたる玉帶と打毬用の馬 (一五) 敬愼畏懼 (一六) 貢獻の箱相續く (一七) 大なる貝と南方荊揚の産なる金と (一八) 五代の亂離 (一九) 宋を指す (二〇) 忠孝の錢氏に幸福を加へ子孫富貴なり (二一) 薪とり牧畜す (二二) 後世子孫 (二三) 大の貌 (二四) 錢氏に偏頗なるに非ず

然。其在臨安者。以付其縣之淨土寺僧曰道微。歲各度其徒一人。使世掌之。籍其地之所入。以時修其祠字。封植其草木。有不治者。縣令丞察之。甚者易其人。庶幾永終不墮。以稱朝廷待錢氏之意。臣抃昧死以聞。制曰。可。其妙因院改賜名表忠觀。銘曰。

甚しき者は其人を易へ、庶幾くは永終(六)に墮ちざらしめて、以て朝廷が錢氏を待つ(七)の意に稱はしめん。臣抃昧死(八)して以聞すと。制して曰く、可なりと。其妙因院は改めて名を表忠觀と賜ふ。銘に曰く、

㊀ 朽廢せる寺院 ㊁ 道教を奉ずる道士の住所を道觀と曰ふ ㊂ 官より給する度牒なり、僧又は道士とするを謂ふ ㊃ 土地の收入を記錄す ㊄ 修理を怠る者 ㊅ 永遠に保存せん ㊆ 優待厚遇す ㊇ 死を犯して上奏す

天日之山。苕水出焉。龍飛鳳舞。萃于臨安。篤生異人。絕類離羣。奮挺大呼。從者如雲。仰天誓江。月星晦蒙。

天日(一)の山、苕水出づ(二)。龍飛び鳳舞ひ、臨安に萃り、篤く異人を生ず(三)。類を絕ち羣を離れ、挺を奮うて(四)大呼すれば、從ふ者雲の如し。天を仰ぎ江に誓ふ(五)。月星晦蒙(六)、強弩潮を射て、江海爲に東す。宏を殺し(七)昌を誅し、吳越を奄有す(八)。金券玉冊(九)、虎符龍節。大いに其居に城き、山川を包絡す(一〇)。江を左にし湖を右にし、島蠻を控引す(一一)。歲時(一二)に歸休し、以て父老を燕するに、曄たること(一三)神人の

江南。負二其險遠一。兵至二城下一。力屈勢窮。然後束レ手。而河東劉氏。百戰守レ死。以抗二王師一。積レ骸爲レ城。釃レ血爲レ池。竭二天下之力一。僅乃克レ之。獨吳越不レ待二告命一。封二府庫一。籍二郡縣一。請二吏于朝一。視レ去二其國一。如レ去二傳舍一。其有レ功二於朝廷一甚大。昔竇融以二河西一歸レ漢。光武詔二右扶風一。修二其父祖墳塋一。祠以二大牢一。今錢氏功德。殆過二於融一。而未レ及二百年一。墳廟不レ治。行道傷嗟。甚非下所三以勸二奬忠臣一。慰中答民心上之義甲也。

(一)帝王の位號 (二)而も皆族滅せられ、禍は無罪の民にまで及ぶ (三)一も遺るもの無し (四)鑿山を塹ち鹽田を拓き山海の產出おびたゞしきをいふ (五)象牙犀角 (六)冠に同じ第一なり (七)貢獻の物品道路に相つゞく (八)戰爭の禍 (九)錢氏の德吳越の民に厚し (一〇)大宋天命を受けて四海に帝となる (一一)西蜀の孟昶南唐の李煜 (一二)降參す (一三)劉崇は河東に據りぬ (一四)告論命令 (一五)旅舍 (一六)漢の更始帝の時河西に據り建武五年光武に歸したる人 (一七)牛羊豕の三種を具ふる大祭 (一八)通行の人傷み嘆く

臣願以下龍山廢佛祠曰二妙因院一者上。爲レ觀。使下錢氏之孫爲二道士一。曰二自然一者居上レ之。凡墳廟之在二錢塘一者。以付二自

臣願くは龍山の廢佛祠、(一)妙因院と曰ふ者を以て觀と爲し、錢氏の孫の道士と爲りて自然と曰へる者をして之に居らしめん。(二)凡そ墳廟の錢塘に在る者は、以て自然に付し、其の臨安に在る者は、以て其縣の淨土寺僧の道微と曰へるものに付せん。歲ごとに各〻其徒一人を度して(三)世〻之を掌らしめん。其地の(四)入る所を籍し、時を以て其祠宇を修め、其草木を封植し、(五)治せざる者有らば、縣令丞之を察し、

覆二其族一。延及二于無辜之民一。罔レ有二孑遺一。而呉越地方千里。帶甲十萬。鑄レ山煮レ海。象犀珠玉之富。甲二於天下一。然終不レ失二臣節一。貢獻相二望於道一。是以其民至二於老死一。不レ識二兵革一。四時嬉遊。歌舞之聲相聞。至二于今一不レ廢。其有レ德二於斯民一甚厚。皇宋受レ命。四方僭亂以レ次削平。西蜀

に甲(六)たり。然も終に臣節を失はず。貢獻(七)道に相望めり。是を以て其民は老死に至るまで、兵革(八)を識らず。四時嬉遊し、歌舞の聲相聞え、今に至るまで廢せず。其の斯(九)の民に德有るや甚だ厚し。(一〇)皇宋命を受くるや、四方の僭亂、次を以て削平せらる。西(一一)蜀・江南、其嶮遠を負むや、兵城下に至れば、力屈し勢窮り、然して後に手を束ねたり(一二)。而して河東の劉氏は、百戰死を守り、以て王師に抗し、骸を積んで城と爲し、血を釃みて池と爲し(一三)、天下の力を竭して、僅に乃ち之に克ちぬ。獨り呉越は告命(一四)を待たず、府庫を封じ、郡縣に籍し、吏を朝に請ひ、其國を去るを視ること、傳舍(一五)を去るが如くなりき。其の朝廷に功有ること、甚だ大なり。昔は竇融(一六)の河西を以て漢に歸するや、光武は右扶風に詔して、其父祖の墳塋を修めしめ、祠るに大牢(一七)を以てせり。今錢氏の功德は、殆ど融に過ぎたるに、而るに未だ百年に及ばずして、墳廟治めず、行道(一八)傷嗟す。甚だ忠臣を勸奬し、民心に慰答する所以の義に非ざるなり。

者。二十有六。在臨安者十有一。皆蕪穢不治。父老過之。有流涕者。謹按故武肅王鏐。始以鄕兵破走黃巢。名聞江淮。復以八都兵討劉漢宏并越州。以奉董昌。而自居於杭。及昌以越叛。則誅昌而幷越。盡有浙東西之地。傳其子文穆王元瓘。至其孫忠獻王仁佐。遂破李景兵取福州。而仁佐之弟忠懿王俶。又大出兵攻景。以迎周世宗之師。其後卒以國入覲。三世四王。與五代相終始。

地を有ち、其子文穆王元瓘に傳ふ。其孫忠獻王仁佐に至り、遂に李景の兵を破り(一一)て福州を取る。而して仁佐の弟忠懿王俶は、又大いに兵を出して景を攻め、以て周世宗の師を迎へき。其後卒に國を以て入覲し(一二)、三世四王(一三)、五代と相終始せり(一四)。

(一)吳越國王錢氏の墓廟を守る寺院の名 (二)神宗の年號 (三)裔莽字は開道 (四)八家文は一十に作る (五)荒蕪汚穢して祭祀を修めず (六)其土地の義勇兵 (七)唐僖宗時代の流賊なり (八)八組の義 (九)越州の觀察使として叛せし人 (一〇)當時刺史たりしが後に叛し鏐に執へられ水に投じて死せり (一一)南唐と號しぬ (一二)領土を還して朝廷に入謁す (一三)鏐、元瓘仁佐及び佐の弟俶 (一四)梁唐晉漢周

天下大亂。豪傑蜂起。方是時。以數州之地。盜名字者。不可勝數。既

天下大いに亂れ、豪傑蜂起す。是の時に方り、數州の地を以て、名字を盜む者(一)數ふるに勝ふべからず。既に(二)其族を覆し、延いて無辜の民に及び、子遺(三)有ること罔し。而して吳越は地方千里、帶甲百萬、山を鑄(四)海を煮、象犀珠玉(五)の富、天下

勤。必世乃成。既相ニ眞宗一。四方砥平。歸視ニ其家一。槐陰滿レ庭。吾儕小人。朝不レ及レ夕。相レ時射レ利。皇レ䘏ニ厥德一。庶ニ幾僥倖一。不レ種而穫。不レ有ニ君子一。其何能國。王城之東。晉公所レ廬。鬱鬱三槐。惟德之符。嗚呼休哉。

苟なく逍々として生活に是營營たるなり　（一一）閒暇　（一二）德を養はずして名譽を得んとす　（一三）王氏の如く君子無くば何ぞ國家の體面を保たん　（一四）符號なり

熙寧十年十月戊子。資政殿大學士右諫議大夫。知杭州軍事臣抃言。故吳越國王錢氏墳廟。及其父祖妃夫人子孫之墳。在ニ錢塘一

表忠觀碑（一）

蘇東坡

熙寧（二）十年十月戊子、資政殿大學士右諫議大夫知杭州軍事臣抃（三）言す。故の吳越國王錢氏の墳廟、及び其父祖妃夫人子孫の墳の、錢塘（四）に在る者、二十有六。臨安に在る者十有一。皆蕪穢にして治せず、父老之を過ぐるに、流涕する者有り。謹んで按ずるに武肅王鏐（五）は、始め鄕兵（六）を以て黃巢（七）を破走し、名江淮に聞ゆ。復た八都（八）の兵を以て、劉漢宏（九）を討つて越州を幷せ、以て董昌（一〇）を奉じて、自ら杭に居る。昌が越を以て叛するに及び、則ち昌を誅して越を幷せ、盡く浙東西の

比二李栖筠一者上。其雄才直氣不二相上下一。而栖筠之子吉甫。其孫德裕。功名富貴。略與二王氏一等。而忠恕仁厚。不レ及魏公父子一。由レ此觀レ之。王氏之福。蓋未レ艾也。懿敏公之子鞏。與レ吾遊。好レ德而文。以世二其家一。吾是以錄レ之。銘曰。

嗚呼休哉。魏公之業。與レ槐俱萌。封植之

の子吉甫、其孫德裕は、功名富貴、略王氏と等しうして、而も忠恕仁厚は、魏公(三)父子に及ばず。此に由りて之を觀れば、王氏の福は、蓋し未だ艾きざるなり(四)。懿敏公の子鞏は、吾と遊ぶに、德を好んで文あり、以て其家を世々にす(五)。吾是を以て之を錄す。銘に曰く、

嗚呼休(六)なるかな、魏公の業、槐と俱に萌し、封植(七)之れ勤め、必世(八)にして乃ち成りぬ。既に眞宗に相として、四方砥平(九)なり。歸つて其家を視るに、槐陰庭に滿てり。吾儕小人、朝(一〇)は夕に及ばず。時を相て利を射るのみ。厥德を恤ふるに皇(一一)あらんや。僥倖を庶幾し、種ゑずして穫んとす。君子有らずんば、其れ何ぞ能く國をなさん。王城の東、晉公(一二)の廬せし所、鬱鬱たる三槐、惟德の符(一四)なり。嗚呼休(一三)なるかな。

㊀ 字は貞一、唐の名臣たり、李吉甫は其子李德裕は其孫なり ㊁ 豪雄材能直言豪氣は互に甲乙なし ㊂ 李氏の忠厚は王氏に及ばず ㊃ 盡く ㊄ 家の名聲を失はず ㊅ 大なり善なりよろこばしき義 ㊆ 槐に土かひ養ふが如く德を養ひ長ず ㊇ 積德の報、子孫に及べるを指す ㊈ 砥の如く泰平なり (一〇) 淺慮にして先き〜〜の

時。蓋嘗手植ニ三槐於庭一曰。吾之子孫。必有下爲ニ三公一者上。已而魏國文正公。相ニ眞宗於景德祥符之間一。朝廷清明。天下無事之時。享ニ其榮名一者。十有八年。今夫寓ニ物於人一。明日而取レ之。有レ得有レ否。而晉公脩ニ德於身一。責ニ報於天一。取ニ必於數十年之後一。如下持ニ左契一。交レ手相付上。吾是以知ニ天之果可レ必也。吾不レ及レ見ニ魏公一。而見ニ其子懿敏公一。以ニ直諫一事ニ仁宗皇帝一。出ニ入侍從將帥一。三十餘年。位不レ滿ニ其德一。天將ニ復興ニ王氏一也歟。何其子孫之多賢也。

にして之を取るに、得ること有り否らざること有り。而るに晉公は德を身に脩め、(七)報を天に責め、(八)必を數十年の後に取るに、(九)左契を持し、手を交へて相付するが如し。吾是を以て天の果して必すべきを知りぬ。吾は魏公を見るに及ばずして、其(一〇)子懿敏公を見たり。直諫を以て、仁宗皇帝に事へ、(一二)侍從將帥に出入すること三十餘年。(一一)位は其德に滿たず。天將に復た王氏を興さんとするか。何ぞ其子孫の多賢なるや。

(一) 王祜は晉國公に封ぜられき (二) 五代の後漢後周 (三) 剛直公平の操 (四) 三本の槐樹なり (五) 王旦は魏國公に封ぜられ文正と謚す (六) 物品を他人に寄托す (七) 報復を天に求む (八) 必然的の運命 (九) 割符 (一〇) 王祜の孫なり名は素字は仲儀 (一一) 或は侍從となり或は將帥となる (一二) 其德と官位と釣合はず

世有下以ニ晉公一

世に晉公を以て(一)李栖筠に比する者有り、(二)其雄才直氣は相上下せず、而も栖筠

孔顔之厄。此皆天之未ㇾ定者也。松柏生ニ於山林ㇾ。其始也困ニ於蓬蒿ㇾ。厄ニ於牛羊ㇾ。而其終也貫ニ四時ㇾ。閲ニ千歳ㇾ而不ㇾ改者。其天定也。善惡之報。至ニ於子孫ㇾ。則其定也久矣。吾以ニ所ㇾ見所ㇾ聞考ㇾ之。其可ㇾ必也審矣。國之將ㇾ興。必有ニ世德之臣ㇾ。厚施而不ㇾ食ニ其報ㇾ。然後其子孫能與ニ守文太平之主ㇾ。共ニ天下之福ㇾ。

(一) 宋の王祜が居に名づけし堂名なり (二) 天の福禍は必善なる者か (三) 天は必然に非ざる者か (四) 子孫崇榮す (五) 中正至當 (六) 史記申包胥傳參照、實は詩經正月篇に出でたる語に據れるなり (七) 既定するを待たずしてその道理を求む故に不明茫々たり (八) 上古の大盜 (九) 孔子顏回 (一〇) 雜草に苦しめらる (一一) 節操を改め易へず (一二) 天命既定永久に誤らざるなり (一三) 予の見聞せし所によればの義 (一四) 世々功績を建つるの人 (一五) 力を施すこと多けれども功賞之に伴はず (一六) 守成して太平を致す君主

故兵部侍郎晉國王公。顯ニ於漢周之際ㇾ。歷ニ事太祖太宗ㇾ。文武忠孝。天下望ニ以爲ㇾ相。而公卒以ニ直道ㇾ不ㇾ容ニ於

故兵部侍郎晉國王公(一)は、漢周の際に顯はれ、太祖太宗に歷事し、文武忠孝なり。天下以て相(二)爲らんことを望めり。而るに公は卒に直道(三)を以て時に容れられず。蓋し嘗て手づから三槐(四)を庭に植ゑて曰く、吾の子孫、必ず三公と爲る者有らんと。已にして魏國文正公(五)は、眞宗の景德・祥符の間に相となり、朝廷淸明、天下無事の時、其榮名を享けし者、十有八年なりき。今夫れ物を人に寓して(六)、明日

天可必乎。賢者不必貴。仁者不必壽。天不可必乎。仁者必有後。二者將安取衷哉。吾聞之。申包胥曰。人衆者勝天。天定亦能勝人。世之論天者。皆不待其定而求之。故以天爲茫茫。善者以怠。惡者以肆。盜跖之壽。

三槐堂銘(一)

蘇東坡

(二)天必すべきか、賢者必ずしも貴からず、仁者必ずしも壽ならず、(三)天必すべからざるか、仁者は必ず後有り。(四)二者將安くんか衷を取らんや。(五)吾之を聞く、(六)申包胥曰く、人衆き者は天に勝ち、天定つて亦能く人に勝つと。世の天を論ずる者は、皆其定るを待たずして之を求む。故に天を以て茫茫と爲し、善者は以て怠り、惡者は以て(七)肆にす。(八)盜跖の壽なる、(九)孔顏の厄ある、此れ皆天の未だ定らざる者なり。松柏の山林に生ずる、其始は(一〇)蓬蒿に困し、牛羊に厄す。而も其終や四時を貫き、千歳を閲して(一一)改めざる者は、其れ天定るなり。善惡の報、子孫に至るは、則ち其定るや久しきなり。(一二)吾見る所聞く所を以て之を考ふるに、其の必すべきや(一三)審かなり。國の將に興らんとするや、必ず(一四)世德の臣有り。(一五)厚く施して其報に食まず、然して後に其子孫能く(一六)守文太平の主と、天下の福を共にす。

而歐陽公亦以其能不爲世俗之文也而取。是以在此。非左右爲之先容。非親舊爲之請屬。而向之十餘年間。聞其名而不得見者。一朝爲知己。

退而思之。人不可以苟富貴。亦不可以徒貧賤。有大賢而爲其徒。則亦足恃矣。苟其僥一時之幸。從車騎數十人。使閭巷小民。聚觀而贊歎之。亦何以易此樂也。傳曰。不怨天。不尤人。蓋優哉游哉。可以卒歲。執事名滿天下。而位不過五品。其容色溫而不怒。其文章寛厚敦朴。而無怨言。此必有所樂乎斯道也。軾願與聞焉。

退いて之を思ふに、人以て苟も富貴なるべからず、亦以て徒に貧賤なるべからず。大賢有りて其徒と爲るは、(一)則ち亦恃むに足らん。(二)苟も其れ一時の幸を(三)僥とし、車騎數十人を(四)從へ、閭巷小民をして聚觀して之を贊歎せしむとも(五)亦何を以て此樂に易へんや。傳に曰く、天を怨みず、人を尤めずと。(六)蓋し優なるかな游なるかな、以て歲を卒ふべしと。(七)執事の名は天下に滿つ。而も位は五品に過ぎず。其容色は溫にして怒らず、(八)其文章は寛厚敦朴にして、怨言無し。(九)此れ必ず斯の道に樂しむ所有らん。(一〇)軾願くは與り聞かん。

(一)大賢人に隨從する徒となり知己となる (二)一身を倚賴す (三)僥倖す (四)後車從騎 (五)集り觀て其盛に感嘆せしむ (六)論語憲問篇の語 (七)優々閑々として一生を終るべし、詩小雅の語 (八)容貌顏色 (九)世を怨み人を尤めず (一〇)聖人の道義

又有梅公者。從之游而與之上下其議論。其後益壯。始能讀其文詞。想見其爲人。意其飄然脫去世俗之樂而自樂其樂也。方學爲對偶聲律之文。求升斗之祿。自度無以進見於諸公之間。來京師逾年。未嘗窺其門。今年春。天下之士。羣至於禮部。執事與歐陽公。實親試之。誠不自意獲在第二。既而聞之人。執事愛其文。以爲有孟軻之風。

ら(四)其樂を樂しむかと。(五)對偶聲律の文を爲ることを學び、(六)升斗の祿を求むるに方たり、自ら度るに以て諸公の間に進見する無けんと。京師に來りて年を逾ゆるも、未だ嘗て其門を窺はず、今年春、天下の士、(七)禮部に羣至す。執事と歐陽公と、實に親ら之を試するに、誠に自ら獲られて(八)第二に在らんことを意はざりき。既にして之を人に聞くに、(九)執事は其文を愛して、以て孟軻の風有りと爲し、歐陽公も亦其の能く世俗の文を爲らざるを以て而して取りぬ。(一〇)是を以て此に在りきと。左右之が(一一)先容を爲すに非ず。(一二)親舊之が請屬を爲すに非ず。而も向の十餘年の間、其名を聞いて、而して見ゆるを得ざりし者、一朝にして知己と爲りぬ。

㊀歐陽修　㊁即ち梅堯臣なり　㊂物に拘泥せず世間を脫出する貌　㊃道義を指す自ら樂とする所の者を樂む　㊄科擧に應ぜんがために研究作爲する四六駢儷風の特別の文體　㊅瑣小の俸祿　㊆禮部省の試驗に群集す　㊇思ひがけもなく登第第二に在りき　㊈閣下　㊉是の故に第二に在りしなり　(一一)先にうまく形作り努めて吳れる者　(一二)親族舊友の依頼請託

天下莫二能容一。雖レ然。不レ容何病。不レ容。然後見二君子一。夫子油然而笑曰。回使二爾多一レ財。吾爲二爾宰一。夫天下雖レ不レ能容。而其徒自足二以相樂一如レ此。乃今知二周公之富貴。有下不レ如二夫子之貧賤一。夫以二召公之賢一。以二管蔡之親一。而不レ知二其心一。則周公誰與樂二其富貴一。而夫子所三與共二貧賤一者。皆天下之賢才。則亦足三以樂二乎此一矣。

與に貧賤を共にせし所の者は、皆天下の賢才なり。則ち亦以て此に樂しむに足れり。

(一) 名は堯臣字は聖俞、曾て國子監直講たりき (二) 詩經豳風の篇名、周公が流言に遭ひて東國に赴く成王その冤を知りて呼び還せる時に作れる詩 (三) 書の篇名、召公老を告ぐるや周公の之を止めし文なり (四) 史記にも論語にも出づ (五) 詩經小雅何草不黃の篇に出づ、兕は野牛なり (六) 曠漠の郊野にさまよふ (七) 何の爲にかゝる災厄に逢へるぞ (八) 和悅の貌 (九) 家財を司る者 (一〇) 是によりて見れば孔子精神的の快樂は周公物質上の尊貴に勝る義 (一一) 召公奭は周の一族 (一二) 管叔蔡叔は共に武王周公と兄弟なり

軾七八歲時。始知レ讀レ書。聞今天下有二歐陽公者一。其爲レ人。如二古孟軻韓愈之徒一。而

軾七八歲の時、始めて書を讀むことを知り、聞く今の天下に(一)歐陽公といふ者有り。其の人と爲りは古の孟軻・韓愈の徒の如しと。而して又(二)梅公といふ者有り、之に從ひて遊び、之と其議論を上下すと。其後益々壯なるや、始めて能く其文詞を讀み、其の人と爲りを想見するに、意ふに其れ(三)飄然として世俗の樂を脫去し、而して自

某官執事。每下
讀レ詩至二鴟鴞一。
讀レ書至中君奭上。
常切悲二周公
之不遇一。及レ見下
孔子厄二於陳
蔡之間一。而絃
歌之聲不レ絕。
顏淵仲由之
徒。相與答問上。
夫子曰。匪レ兕
匪虎。率二彼曠
野一。吾道非邪。
又何爲至レ此。
顏淵曰。夫子
之道至大。故

梅直講に上つる書（一）

蘇東坡

某官執事、（二）詩を讀んで鴟鴞に至り、（三）書を讀んで君奭に至る每に、常に切に周公の不遇を悲しむ。孔子が（四）陳蔡の間に厄せられて、絃歌の聲絕たず、顏淵・仲由の徒相與に答問するを見るに及んで、夫子は曰く、（五）兕に匪ず虎に匪ず、彼の（六）曠野に率ふ。吾が道非なるか。又（七）何爲れぞ此に至ると。顏淵は曰く、夫子の道は至大なり。故に天下能く容るゝこと莫し。然りと雖も、容れられざる何ぞ病まん。容れられずして、然る後に君子を見ると。夫子（八）油然として笑つて曰く、回よ爾をして財多からしめば、吾は爾が（九）宰と爲らんと。夫れ天下容るゝこと能はずと雖も、而も其徒は（一〇）自ら以て相樂しむに足ること此の如し。乃ち今にして周公の富貴も、夫子の貧賤に如かざる有るを知りぬ。夫れ（一一）召公の賢を以てし、（一二）管蔡の親を以てし、而も其心を知らずんば、則ち周公は誰と與にか其富貴を樂しまん。而るに夫子の

百世一而相感者上。余不三自知二其何心一。非二今世之所一ㇾ稀。孰爲ㇾ使三余歔欷而不二ㇾ可ㇾ禁。余旣博觀二乎天下一。曷有ㇾ庶二幾乎夫子之所一ㇾ爲。死者不二復生一。嗟余去ㇾ此其從ㇾ誰。當二秦氏之失一ㇾ鹿。得二一士一而可ㇾ王。何五百人之擾擾。而不ㇾ能ㇾ脫二夫子於劍鋩一。豈所ㇾ寶之非ㇾ賢。抑天命之有ㇾ常。昔闕里之多士。孔聖亦云。其遑遑。苟余行之不ㇾ迷。雖二顚沛一其何傷。自古死者非ㇾ一。夫子至ㇾ今有二耿光一。跽陳ㇾ辭而薦ㇾ酒。魂髣髴而來享。

嗟余(六)此を去つて其れ誰にか從はん。(七)秦氏の鹿を失ふに當つてや、一士を得るすら王たるべし。何ぞ五百人の擾擾(八)として、而して夫子を劍鋩(九)より脫せしむる能はざりしぞ。豈寶(一〇)とする所の賢に非ざりしか、抑〻天命の常有るか。昔は闕里の多士(一一)なる、孔聖亦云ふらく其れ遑遑(一二)たりと。苟も余が行の迷はざるや、顚沛(一三)すと雖も其れ何ぞ傷まん。古より死する者は一に非ず。夫子今に至るまで耿光(一四)有り。跽いて辭を陳して酒を薦む。魂髣髴として來り享けよ。

(一) 戰國齊の人なり、齊亡びて海島に隱る丶や漢の高祖之を召すに洛陽の尸鄕に至りて自殺せり同志の五百人皆之に殉せりとぞ (二) 唐德宗の年號 (三) 百世の時代を隔つるも同時代の如く相感ず (四) 賢に今世に稀なる人物の事業に非ざる限りは予をして悲泣に堪へざらしむるに至らじとの義 (五) 田橫君の事蹟に比類すべきもの無し (六) 君を離れて誰人にか從はんと知己なきを歎ずるなり (七) 秦が天下を失ひし時 (八) 亂多の貌 (九) 劍鋒より脫せしむるの工夫をなす能はず (一〇) 五百の賢士を指す (一一) 魯の地名孔子の故宅存す (一二) 闕里に人物多けれども皆惶遽して我意の如くならずとの意 (一三) 倒れ躓くの稱、失敗の義 (一四) 強く大いなる光明

巻七　平字集

小心文

韓文公、蘇東坡二公の文は、皆莊子より覺悟せり。此集は莊子と並び驅けて先を爭ふべし。

貞元十一年九月。愈如二東京一。道出二田横墓下一。感二横義高能得一レ士。因取レ酒以祭。爲レ文而弔レ之。其辭曰。事有下曠二

田横の墓を祭る文(一)　韓文公

(二)貞元十一年九月、愈東京に如く。道田横の墓下に出づ。横が義高うして能く士を得たるに感じ、因りて酒を取りて以て祭り、文を爲つて之を弔す。其辭に曰く、(三)事百世を曠しうして相感ずる者有り。余自ら其の何の心たるを知らず。(四)今世の稀なる所に非ずんば、孰か余をして歔欷して禁ずべからしむることを爲さん。余既に博く天下を觀るに、曷ぞ(五)夫子の爲しし所に庶幾きもの有らん。死者復生きず。

下之憂而憂。後天下之樂而樂歟。噫微斯人。吾誰與歸。

識。滿目蕭然。感極而悲者矣。至若春和景明。波瀾不驚。上下天光。一碧萬頃。沙鷗翔集。錦鱗遊泳。岸芷汀蘭。郁郁青青。而或長煙一空。皓月千里。浮光躍金。靜影沈璧。漁歌互答。此樂何極。登斯樓也。則有心曠神怡。寵辱皆忘。把酒臨風。其喜洋洋者矣。嗟夫予嘗求古仁人之心。或異二者之爲何哉。不以物喜。不以己悲。居廟堂之高。則憂其民。處江湖之遠。則憂其君。是進亦憂。退亦憂。然則何時而樂耶。其必曰。先天

つて風に臨み、其喜び洋洋たる者有らん。嗟夫れ予嘗て古仁人の心を求むるに、或は(一二)二者の爲に異なるは何ぞや。(一三)物を以て喜ばず、己を以て悲しまず。(一四)廟堂の高きに居ては、則ち其民を憂へ、(一五)江湖の遠きに處ては、則ち其君を憂ふ。是れ進むも亦憂へ、退くも亦憂ふ。然らば則ち(一六)何れの時にしてか樂しむぞや。其れ必ず曰はん、天下の憂に先だつて憂へ、天下の樂に後れて樂しむと。噫(一七)斯の人微つせば、吾れ誰と與にか歸せん。

(一)長雨降りつゞきて數個月間霽れず　(二)商人旅客共に往還せず　(三)夕方の暗く物凄く寂しき光景　(四)春さきの氣候に景明かなる時　(五)萬頃の廣き間がら一の碧色を見るのみ　(六)沙上の鷗去來し錦の如き魚類游泳す　(七)岸上の蘭根　(八)煙の如くたなびく靄　(九)水上の月影　(一〇)波間の靜かなる影　(一一)世間的の寵辱も恥辱も皆忘れ去る　(一二)前文の悲しむ者と喜ぶ者と　(一三)事物によりて喜ぶにあらず唯己の情のために悲むに非ず　(一四)高位高官の時　(一五)山野に退居する時　(一六)禮記曾子の語に類語あり參照すべし　(一七)先憂後樂の君子無くば我は歸着すべき方向をも失はんとす

庭一湖。銜㆓遠山㆒、呑㆓長江㆒。浩浩湯湯、橫無㆓際涯㆒。朝暉夕陰、氣象萬千。此則岳陽樓之大觀也。前人之述備矣。然則北通㆓巫峽㆒、南極㆓瀟湘㆒。遷客騷人、多會㆓于此㆒。覽物之情、得㆑無㆑異乎。

(一) 岳州城の西樓門なり、天岳山の南にあり、故に岳陽と謂ふ (二) 宋仁宗の年號 (三) 名は宗諒字は子京 (四) 舊制を增築修理す (五) 唐人及び宋人の詩賦 (六) 岳州は巴陵郡に作り (七) 湖口に遠近の山川を呑吐す (八) ひろびろとして深きかたち (九) 朝日の光に夕日の影に、一日の中に氣象千萬變す (一〇) 左遷逐流の文人墨客は南北方ともに多くこゝに來會遊覽す (一一) 各自感情に異同あり

若夫霪雨霏霏、連月不㆑開。陰風怒號、濁浪排㆑空。日星隱㆑耀、山岳潛㆑形。商旅不㆑行。檣傾楫摧、薄暮冥冥。虎嘯猿啼。登㆓斯樓㆒也、則有㆓去㆑國懷㆑鄕、憂㆑讒畏㆑

若し夫れ霪雨霏霏(一)として、連月開けず。陰風怒號し、濁浪空を排し、日星耀を隱し、山岳形を潛め、商旅(二)行かず、檣傾き楫摧け、薄暮(三)冥冥、虎嘯き猿啼くとき、斯の樓に登れば、則ち國を去り鄕を懷ひ、讒を憂へ譏を畏れ、滿目蕭然、感極つて悲しむ者有らん。春和(四)景明、波瀾驚かず、上下天光、一碧(五)萬頃(六)沙鷗翔集し、錦鱗遊泳し、岸芷(七)汀蘭、郁郁青青として、或は長煙一空、皓月千(九)里、浮光金を躍らし、靜影(一〇)璧を沈め、漁歌(八)互に答ふるが若きに至つては、此樂み何ぞ極らん。斯の樓に登らば、則ち心曠く神怡び、寵辱(一一)皆忘れ、酒を把

天下之治亂。候二於洛陽之盛衰一而知。洛陽之盛衰。候二於園圃之興廢一而得。則名園記之作。余豈徒然哉。嗚呼公卿大夫。方レ進二於朝一。放二乎一己之私一。自爲レ之。而忘二天下之治忽一。欲二退享一此得乎。唐之末路是已。

慶歷四年春。滕子京。謫守二巴陵郡一。越明年。政通人和。百廢具興。乃重修二岳陽樓一。增二其舊制一。刻二唐賢今人詩賦于其上一。屬レ予作レ文。以記レ之。予觀二夫巴陵勝狀一。在二洞

岳陽樓記（一）

范文正公

慶歷四年の春、（二）滕子京、謫せられて巴陵郡に守たり。越えて明年、政通じ人和し、百廢具に（三）興る。乃ち重ねて岳陽樓を修し、（四）其舊制を增し、（五）唐賢今人の詩賦を其上に刻し、予に屬して文を作り、以て之を記さしむ。予夫の巴陵の勝狀を觀るに、（六）洞庭一湖に在り。（七）遠山を銜み、長江を呑み、（八）浩浩湯湯として、横として際涯無く、（九）朝暉夕陰、氣象萬千なり。此は則ち岳陽樓の大觀なり、前人の述備はれり。然らば則ち、北は巫峽に通じ、南は瀟湘を極め、（一〇）遷客騷人多く此に會す、物を覽るの情、（一一）異なる無きを得んや。

四方必爭之地也。天下當ニ無事一則已。有レ事則洛陽必先受レ兵。余故嘗曰。洛陽之盛衰。天下治亂之候也。方ニ唐正觀開元之間一。公卿貴戚。開ニ館列ニ第於東都一者。號ニ千有餘邸一。及ニ其亂離一。繼以ニ五季之酷一。其池塘竹樹。兵車蹂蹴。廢而爲ニ丘墟一。高亭大樹。煙火焚燎。化而爲ニ灰燼一。與レ唐共滅而倶亡。無ニ餘處一矣。余故嘗曰。園囿之興廢。洛陽盛衰之候也。且

と。(七)唐正觀開元の間に方つて、公卿貴戚、東都に開館列第せし者、千有餘邸と號せしが、其亂離に及び、繼ぐに五季の酷を以てするや、(八)其池塘竹樹は、兵車蹂蹴して、廢して丘墟と爲り、(九)高亭大樹は、煙火焚燎して化して灰燼と爲り、唐と共に滅びて倶に亡びて、餘す處無し。余故に嘗て曰く、園囿(一〇)の興廢は、洛陽盛衰の候なりと。且つ天下の治亂は、洛陽の盛衰に候うて知り、洛陽の盛衰は園囿の興廢に候うて得ば、則ち名園記の作ある、余豈徒然(一一)ならんや。嗚呼公卿大夫、朝に進むに方り、一己の私を放にして、自ら之を爲り(一二)、而も天下の治忽(一三)を忘る。退いて(一四)此を享けんと欲すとも得んや。唐の末路は是のみ。

(一) 自著に跋せる文なり (二) 史記周本紀にも見ゆ (三) 二山の名 (四) 秦と隴西との要衝 (五) 趙と魏との邊境の壁壘に面す (六) 兆候 (七) 宋人貞字を忌んで正とす、貞觀は唐太宗、開元は唐玄宗の年號 (八) 五代の亂爭 (九) 荒原廢墟 (一〇) 庭園に同じ (一一) 無意味の義 (一二) 美亭好園を作る (一三) 忽は滑なり、滑は亂の義 (一四) 園囿に於ける快樂

主者。聞レ命而釋レ兵。群雄相視、不三敢去二臣位一。尚數十年。教道之結二人心一如レ此。今代遭二聖神一。爾宜得二賢君一。俾下爾由二庠序一。踐中古人之迹上。天下治則譚二禮樂一。以陶二吾民一。一有二不幸一。猶當レ仗二大節一。爲レ臣死レ忠。爲レ子死レ孝。使二人有レ所レ賴。且有上レ所レ法。是惟朝家敎學之意。若其弄二筆墨一。以徼二利祿一而已。豈徒二三子之羞。抑亦爲レ國者之憂。

ならんと。

（一）地名なり、李靚字は泰伯 （二）虞夏殷周 （三）秦が山西の一諸侯たりしを指す （四）韓魏趙齊燕楚 （五）漢の高祖劉邦 （六）函谷關などを指す （七）降を乞ひ求む （八）漢の孝武皇帝 （九）後漢の光武皇帝は兵士の仲間より出身せり （一〇）その風俗敎化は靈帝獻帝の世にまで及べり （一一）草莽の地に住居する卑賤者も危言して朝政を直論す （一二）功業威烈主を驚愕せしむる曹操等の類も詔命と聞けば、ち兵權を解く （一三）方今幸に神靈なる仁宗皇帝に遭へり （一四）袞州も亦賢官長を得たり （一五）學校 （一六）陶冶 （一七）學校を設け敎育を勸むる精神

洛陽名園記の後に書す（一）

李文叔

洛陽處二天下之中一。挾二殽黽之阻一。當二秦隴之襟喉一。而趙魏之走集。蓋

洛陽は天下（二）の中に處り、殽黽（三）の阻を挾み、秦隴（四）の襟喉に當り、趙魏（五）の走集に面す。蓋し四方必爭の地なり。天下無事なるに當りては則ち已むも、事有れば則ち洛陽は必ず先づ兵を受く。余故に嘗て曰く、洛陽の盛衰は、天下治亂の候（六）なり

盱江李覯。諗二于衆一曰。惟四代之學。考二諸經一可レ見已秦以二山西一壓二六國一。欲レ帝二萬世一。劉氏一呼。而關門不レ守。武夫健將。賣レ降恐レ後。何耶。詩書之道廢。人惟見レ利而不レ聞レ義焉耳。孝武乘二豐富一。世祖出二戎行一。皆孳二孳學術一。俗化之厚。延二于靈獻一。草茅危言者。折レ首而不レ悔。功烈震レ

盱江(一)の李覯、衆に諗げて曰く、惟四代(二)の學のみ、諸を經に考へて見るべし。秦が山西(三)を以て六國を壓にし、萬世に帝たらんと欲するや、劉氏(五)一呼して關門(六)守らず。武夫健將(四)、降(七)を賣りて後れんことを恐れしは、何ぞや。詩書の道廢して、人惟利を見て義を聞かざればのみ。孝武(八)は豐富に乘じ、世祖(九)は戎行より出づ。皆學術に孳孳として、俗化(一〇)の厚き、靈獻に延けり。草茅危言(一一)の者、首を折けども悔いず。功烈(一二)主を震はす者、命を聞いて兵を釋き、群雄相視て、敢て臣位を去らざること、尚ほ數十年なりき。教道の人心を結ぶこと此の如し。今代聖神(一三)に遭ひ、爾袁(一四)は賢君を得たり。爾をして庠序(一五)に由り、古人の迹を踐ましむ。天下治まれば、則ち禮樂を譚じて、以て吾が民を陶し(一六)、一も不幸有らば、猶ほ當に大節に仗るべし。臣と爲りては忠に死し、子と爲りては孝に死し、人をして賴る所有りて且つ法る所有らしむ。是れ惟朝家敎學(一七)の意なり。若し其れ筆墨を弄し、以て利祿を徼むるのみならば、豈徒に二三子の羞のみならんや。抑々亦國を爲むる者の憂

絃聲。倡而不和。教尼不行。三十有二年。范陽祖君無擇。知袁州。始至。進諸生知學官闕狀。大懼人才放失。儒效闊疎。無以稱上意旨。通判潁川陳君侁聞而是之。議以克合。相舊夫子廟。陋隘不足改爲。乃營治之東。厥土燥剛。厥位面陽。厥材孔良。殿堂門廡。黝堊丹漆。擧以法故。生師有舍。庖廩有次。百爾器備。並手偕作。工善吏勤。晨夜展力。越明年成。舍菜且有日。

合ひ、舊（一三）の夫子の廟を相るに、陋隘（一四）にして改め爲るに足らず。乃ち治（一五）の東に營む。厥の土は燥剛（一六）、厥の位は陽に面し厥の材は孔だ良し。殿堂門廡、黝堊丹漆（一七）、擧法故を以てす。生師（一八）に舍有り、庖廩（一九）に次有り。百爾（二〇）の器備り、手を並べて偕に作る。工善く吏勤め、晨夜に力を展べ、越えて明年に成り、舍菜（二一）且に日有らんとす。

一 袁州人民の爲に設けし公立學校、作者李太伯は李泰伯の誤　二 宋仁宗の慶曆四年　三 詔を下す　四 郡守縣令　五 詔を謹みて聖旨に順ふ者　六 官の名を借り師の名を假りて文具書籍を陳列す　七 歐州も續きて倡する者あるも之に和する者無し　八 至和二年なり　一〇 學校の事務不整頓なること　一一 儒教を疎遠にす　一二 仁宗の精神　一三 舊學校の孔子の廟　一四 土地狹隘にして修理改築するに足らず　一五 治は城、官廳なり　一六 高燥にして堅剛　一七 廟殿講堂門舍など皆黑塗白塗赤塗漆塗としてことごとく古法古例に從ふ　一八 生徒教師　一九 庖厨倉廩皆次第あり　二〇 凡百の義　二一 釋典の禮なり孔子を祭つて始講の式を擧ぐるなり

以無二事レ讎之大恥一。使三此詔行二於隆興之後一。可三以卒二不世之伐功一。今此詔與二此虜一猶俱存也。悲夫。

皇帝二十有三年。制二詔州縣一立レ學。惟時守令。有レ哲有レ愚。有三屈レ力殫レ慮。祗順二德意一。有三假レ官借レ師。苟具二文書一。或連二數城一。亡二誦

詔をして隆興の後に行はれしめば、以て不世の伐功を卒ふべし。今此詔と此の虜と猶ほ俱に存す。悲しいかな。

(一) 宋の高宗紹興三十一年帝親ら金を征せし事あり、その詔草を見て所感を記せる文なり (二) 李張韓岳等の忠臣良將ありしを指す (三) 金人 (四) 宋孝宗の年號なり、此時宋大いに振へり (五) 稀代なる征役の功績

袁州學記(一)

李太伯

(二)皇帝の二十有三年、州縣に制詔(三)して學を立つ。惟時の守令に、(四)哲有り愚有り。力を屈し、慮を殫し、(五)祗德意に順ふもの有り。(六)官に假り師に借り、苟に文學を具するもの有り。或は數城(七)を連ねて、誦絃の聲亡く、(八)倡へて和せず、敎尼つて行はれず。三十有二年、范陽祖君無擇、袁州に知たり。始め至るや、諸生を進めて、學官(一〇)の闕狀(九)を知り、大いに人才の放失して、儒效(一一)闊疎、以て上(一二)の意旨に稱ふ無からんことを懼る。通判潁川陳君侁、聞いて之を是とし、議以て克く

方亨。而能以レ貴下レ賤。大得レ民也。光武以レ之。蓋先生之心。出二乎日月之上一。光武之量。包二乎天地之外一。微二先生一。不レ能レ成二光武之大一。微二光武一。豈能遂二先生之高一哉。而使二貪夫廉懦夫立一。是大有レ功二於名教一也。仲淹來守二是邦一。始構レ堂而奠焉。乃復下爲二其後一者四家上。以奉二祠事一。又從而歌曰。雲山蒼蒼。江水泱泱。先生之風。山高水長。

雲山蒼蒼たり、江水泱泱たり、先生の風、山高く水長し。（一九）

（一）名は光字は子陵、後漢光武帝の友人なりき（二）友人（三）相互に切磋して道を尚び其身を高尚にす（四）赤色は漢の色なり、漢室中興の旗を擧げて帝位に登りしを言ふ（五）聖人が時機を得たるなり、孟子の語（六）帝一夜子陵と臥するに子陵は足を帝腹に加へたり、明日太史官奏すらく客星帝座を犯すこと急なりと（七）故郷の富春山に歸り漁釣を事とせるを指す（八）高位者の乘る大車を軒とし、高官者の冠を冕とす（九）易の卦の名なり、爭臣論にも引用せり（一〇）子陵は即ち王侯に事へずして其事を高尚したる人なり（一一）易の卦名、大陽の如き道德の光り四方に通徹する義（一二）其高尚なるを指す（一三）帝の度量洪大なること（一四）孟子萬章篇の語（一五）名分を正し敎化を大にする義（一六）本記の作者の名（一七）祠堂を造構造作す（一八）後裔四家の賦稅を免じて（一九）先生の氣は雲山の如く蒼々たり先生の德は江水の如く盎々たる義

使三此詔見二於紹興之前一。可三

紹興辛巳親征の詔草に跋す（一）

辛稼軒

此の詔をして（二）紹興の前に見れしめば、以て（三）讎に事ふるの大恥無かるべし。此の

先生。光武之故人也。相尙以レ道。及下帝握二赤符一乘二六龍一。得二聖人之時一。臣中妾億兆上。天下孰加焉。惟先生以レ節高レ之。既而動二星象一。歸二江湖一。得二聖人之淸一。泥二塗軒冕一。天下孰加焉。惟光武。以レ禮下レ之。在二蠱之上九一。衆方有レ爲。而獨不レ事二王侯一。高二尙其事一。先生以レ之。在二屯之初九一。陽德

先生は、光武の故人(二)なり。相尙(三)ふるに道を以てす。帝が赤符(四)を握り六龍に乘じ、聖人(五)の時を得て、億兆を臣妾とする時に及びて、天下孰か加へん。惟先生は節を以て之に高ぶり、既にして(六)星象を動かして、江湖(七)に歸り、聖人の淸を得て、軒(八)冕を泥塗にしぬ。天下孰か加へん。惟光武のみ、禮を以て之に下る。蠱(九)の上九に在りては、衆方に爲すこと有るも、而も獨り王侯に事へず、其事を高尙にすと。先生(一〇)之を以てせり。屯(一一)の初九に在りては、陽德方に亨つて、能く貴を以て賤に下り、大いに民を得と。光武之を以てせり。蓋し先生の心は、日月(一二)の上に出で、光武(一三)の量は、天地の外をも包む。先生微つせば、光武の大を成すこと能はず。光武微つせば、豈能く先生の高を遂げんや。而して貪夫(一四)も廉に、懦夫も立たしむるは、是れ大いに名教(一五)に功有るなり。仲淹(一六)の來つて是の邦に守たるや、始めて堂(一七)を構へて奠し、乃ち其後(一八)爲る者四家を復して、以て祠事を奉じぬ。又從つて歌つて曰く、

用繁。夷民其蘇。憲憲大人。顯晦不レ渝。聖人之仁。道合二隆汚一。明哲在レ躬。不レ陋レ爲レ奴。行レ讓居レ禮。不レ盈レ稱レ孤。高而無レ危。卑不レ可レ踰。非レ死非レ去。有レ懷二故都一。時詘而伸。卒爲二世模一。易象是列。文王爲レ徒。大明宣昭。崇祀式孚。古闕二頌辭一。繼在二後儒一。

す。(五)憲憲たる大人、(六)顯晦渝らず。聖人の仁、道は(七)隆汚に合ふ。明哲躬に在り、(八)奴と爲るを陋とせず。讓を行ひ禮に居り。(九)孤と稱するに盈たさず。(一〇)高うして危無く、卑にして踰ゆべからず。死に非ず去に非ず、故都を懷ふこと有り。(一一)時に詘して伸び、卒に世の模と爲る。易象に是れ列し、(一二)文王徒爲り。(一三)大明宣昭、(一四)崇祀式て孚あり。古へ頌辭を闕けり、繼ぐこと後儒に有り。

(一) 正を以て彝を敍る (二) 模範 (三) 殷の祀絶えず (四) 朝鮮の民治化に潤ふ (五) 盛大の貌 (六) 身の顯晦を以て其徳を變へず (七) 隆盛と汚陋と (八) 惟徳陋無き義 (九) 兩君たるも滿足せず (一〇) 高けれども危ふからず 賤しけれども踰ゆべからず (一一) 屈に同じ (一二) 文王の徒輩となる (一三) 廣大なる明德昭々として輝く (一四) 誠心もて祭祀を盛んにす

(一)嚴先生祠堂の記

范文正公

爲レ華。化及レ民也。率ニ是大道一。䝉ニ於厥躬一。天地變化。我得ニ其正一。其大人歟。

於虞。當ニ其周時未レ至。殷祀未レ殄。比干已死。微子已去。向使ニ紂惡未レ稔而自斃。武庚念レ亂以圖レ存。國無ニ其人一。誰與興レ理。此人事之或然者也。先生所ニ以隱忍而不レ去。意者有レ在ニ於斯一乎。唐某年作ニ廟汲郡一。歲時致レ祀。嘉ニ先生獨列ニ於易象一作ニ是頌一云。

於虞、其周の時未だ至らず、殷の祀未だ殄えざるに當つて、比干已に死し、微子已に去る。向に紂をして惡未だ稔せずして(一)自ら斃れ、(二)武庚をして亂を念うて以て存を圖らしむとも、國に其人無くんば、誰と與にか理を興さん。此れ人事の或は然る者なり。(三)先生の隱忍して去らざりし所以は、意ふに斯に在ること有るか。唐の某年、廟を(四)汲郡に作り、歲時に祀を致す。(五)先生の獨り易象に列するを嘉して、是の頌を作ると云ふ。

(一)積み重る　(二)紂の子なり、天下を治めんと欲し殷祀を存せんと欲すとも正人なくば得べからざらんの義　(三)箕子なり　(四)紂の故郷なり　(五)三仁人中箕子獨り易に出づ

蒙レ難以レ正。授レ聖以レ謩。宗祀

(一)難を蒙るに正を以てし、聖に授くるに謩を(二)以てす。(三)宗祀用て繁く、(四)夷民其れ蘇

爲。委レ身以存レ祀。誠仁矣。與レ亡二吾國一。故不レ忍。具二是三道一。有二行レ之者一矣。是用保二其明哲一。與レ之俯仰。晦二是謨範一。辱二於囚奴一。昏而無レ邪。隤而不レ息。故在レ易曰。箕子之明夷。正蒙レ難也。及二天命既改生人以正一。乃出二大法一。用爲二聖師一。周人得下以序二彝倫一。而立中大典上。故在レ書曰。以二箕子一歸。作二洪範一。法授レ聖也。及レ封二朝鮮一。推レ道訓レ俗。惟德無レ陋。惟人無レ遠。用廣二殷祀一。俾二夷

大典を立つるを得たり。故に書に在りては曰く、箕子を以て歸り、洪範を作りぬと。法もて聖に授くるなり。(一八)朝鮮に封ぜらるゝに及んで、道を推し俗に訓へ、(一九)惟德陋しき無く、惟人遠ざかる無く、用て殷の祀を廣うし、(二〇)夷をして華爲らしめき。化の民に及べるなり。是の大道を率ゐて、厥躬に聚む。(二一)天地變化すとも、我は其正を得たり。其れ大人なるかな。

(一) 殷紂王の親戚紂を諫めて聽かれず佯つて奴となりし人なり、唐の時廟を衛州汲郡に立つ (二) 大人君子たる道 (三) 論語微子篇に見えたる孔子の語 (四) 經書中に箕子の事迹を述ぶること丁寧なり (五) 風雨雷霆等の天譴 (六) 比干が諫に死せしを指す (七) 殷の祀を存するには益なし (八) 微子が殷を去りしを指す (九) 微子は殷を亡すに參與せしとの嫌あり (一〇) 上文の三綱領なり (一一) 詩經大雅に既に明既に哲以て其身を保んずとあり (一二) 模範を晦藏す (一三) 奴となりしを稱す (一四) 外面には昏愚頽敗せるも實は正直儼然たりしを指す (一五) 易の明夷の章に見ゆ (一六) 周を宗とするなり (一七) 箕子が武王の師となり洪範を作りしを指す (一八) 箕子は後に朝鮮に封ぜられその始祖となる (一九) 道德には華夷の別なく人民に遠近の差なし (二〇) 蠻夷をして中國の如くならしむ (二一) 殷殄して周興るを謂ふ、正を得るは臣たらずして師たるなり

凡大人之道有レ三。一曰正蒙レ難。二曰法授レ聖。三曰化及レ民。殷有二仁人一。曰二箕子一。實具二玆道一。以立二於世一。故孔子述二六經之旨一。尤殷勤焉。當二紂之時一。大道悖亂。天威之動。不レ能レ戒。聖人之言。無レ所レ用。進レ死以併レ命。誠仁矣。無レ益二吾祀一。故不レ

(一)箕子廟の碑陰に書す

柳柳州

凡そ(二)大人の道に三有り、一に曰く、正しうして難を蒙る。二に曰く、法もて聖に授く。三に曰く、化民に及ぶ。(三)殷に仁人有り、箕子と曰ふ。實に玆の道を具へて、以て世に立てり。故に孔子は(四)六經の旨を述べて、尤も殷勤なり。紂の時に當つて、大道悖亂し、(五)天威の動も、戒しむること能はず。聖人の言も、用ふる所無し。(六)死に進んで以て命を併はす、誠に仁なり。(七)吾祀に益無し、故に爲さず。(八)身を委して以て祀を存するは、誠に仁なり。(九)吾國を亡すに與かる、故に忍びず。是の(一〇)三道を具へて、之を行ふ者有り。是を用て其(一一)明哲を保ち、之と俯仰し、是の(一二)謨範を晦まして、(一三)囚奴に辱しめられ、(一四)昏うして邪無く、隤にして息まず。故に易に在りては曰く、(一五)箕子の明夷は、正にして難を蒙るなりと。(一六)天命既に改り、生人以て正しきに及んで、乃ち(一七)大法を出し、用て聖師と爲す。周人以て彝倫を序でて

賴二其力一。葬二子厚於萬年之墓一者。舅弟盧遵。遵涿人。性謹順。學問不レ厭。自二子厚之斥一。遵從而家焉。逮二其死一不レ去。既往葬二子厚一。又將三經二紀其家一。庶下幾有二始終一者上。銘曰。是惟子厚之室。既固既安。以利二其後人一。

(一)大唐中興の頌序　元次山

天寶十四年。安祿山陷二洛陽一。明年陷二長安一。天子幸レ蜀。太子卽二位於靈武一。明年皇帝移二軍鳳翔一。其年復二兩京一。上皇還二京師一。於戲前代帝王。有二盛德大業一者。必見二於歌頌一。若下今歌二頌大業一刻中之金石上。非レ老二於文學一。其誰宜レ爲。

(二)天寶十四年、安祿山洛陽を陷れ、明年長安を陷る。天子蜀に幸し、(三)太子は位に靈武に卽く。(四)明年皇帝は軍を鳳翔に移し、其年兩京を復し、上皇京師に還る。於戲前代帝王、盛德大業有る者は、必ず(五)歌頌に見はす。今の大業を歌頌して之を金石に刻するが若きは、(六)文學に老いたるに非ずんば、其れ誰か宜しく爲すべき。

㈠ 安祿山の亂に唐帝蒙塵し亂平ぎて還幸せるを悦べる文 ㈡ 唐玄宗の年號 ㈢ 名は亨、肅宗皇帝なり ㈣ 至德二年二月 ㈤ 盛德を歌ひ大業を頌す ㈥ 文學上老錬なる者

子厚以二元和十四年十一月八日一卒。年四十七。以二十五年七月十日一。歸二葬萬年先人墓側一。子厚有レ子。男二人。長曰二周六一。始四歲。季曰二周七一。子厚卒乃生。女子二人。皆幼。其得二歸葬一也。費皆出二觀察使河東裴君行立一。行立有二節槩一。重二然諾一。與二子厚一結レ交。子厚亦爲レ之盡。竟

子厚は元和(一)十四年十一月八日を以て卒せり。年四十七。十五年七月十日を以て、萬年(二)先人の墓側に歸葬す。子厚に子有り、男二人、長を周六と云ひ、始めて四歲。季を周七と云ひ、子厚卒して乃ち生れき。女子二人、皆幼なり。其の歸葬を得たるは、費皆觀察使河東の裴君行立に出でたり。行立は節槩(三)有りて、然諾(四)を重んず。子厚と交を結べり。子厚も亦之が爲に盡せり。竟に其力に賴りぬ。子厚を萬年の墓に葬りし者は、舅弟(五)盧遵なり。遵は涿の人なり、性謹順にして、學問(六)厭はず。子厚の斥けられしより、遵は從つて家し(七)、其死に逮るまで去らず。既に往いて子厚を葬り、又將に其家を經紀(八)せんとす。始終有る者に庶幾からんか。銘に曰く、

是れ惟子厚の室(九)、既に固く既に安し(一〇)、以て其後人を利す(一一)。

(一) 憲宗の年號 (二) 萬年は縣名こゝに柳氏の墳墓あり (三) 節操氣概 (四) 一旦承知すれば必ずやり通す任俠の人なり (五) 母方の叔父 (六) 熱心に學を好んで倦みいとはず (七) 其家に同居す (八) 經營す (九) 塚穴なり (一〇) 風水の祟なし (一一) 後嗣の人に利福を與へよ

媿矣。子厚前時少年。勇於爲人。不自貴重顧藉。謂功業可立就。故坐廢退。既退。又無相知有氣力得位者推挽。故卒死於窮裔。材不爲世用。道不行於時也。使子厚在臺省時。自持其身。已能如司馬刺史時。亦自不斥。斥時有人力能擧之。且必復用不窮。然子厚斥不久。窮不極。雖有出於人。其文學辭章。必不能自力以致必傳於後世如今無疑也。雖使子厚得所願。爲將相於一時。以彼易此。孰得孰失。必有能辨之者。

も、(一七)其文學辭章は、必ず自ら力めて以て必傳を後世に致すこと、今の疑ひ無きが如くなること能はざらん。子厚をして願ふ所を得て、一時に將相と爲らしむと雖も、(一八)彼を以て此に易へんに、孰か得、孰か失ぞ。必ず能く之を辨する者有らん。

(一) 町中 (二) 呼びつよばれつ往來す (三) 笑語の貌 (四) 相互に謙遜し合ふ (五) 胸中を打明け合ふ (六) 交情の渝らざることを天日に誓ふなり (七) 目を反して知らぬ振す (八) 救はざるのみならず反つて推陷さんとす (九) 輕佻浮薄なる世人 (一〇) 身命を惜まず財産をも顧みず (一一) 王叔文に坐して官位を黜貶せられしを指す (一二) 推薦引拔する者 (一三) 僻遠の地 (一四) 御史臺尚書省の類 (一五) 永州司馬、柳州刺史 (一六) 其天性たとひ常人に超越すとも (一七) 以下、子厚官に榮達する時は、其文に天才ありとも今日の如くなる能はじ即ち其窮乏は子厚の文を大ならしめし所以なりとの意 (一八) 後世必傳の文詞を以て一時的の名譽に易ふ

戲相徵逐。詡詡強笑語以相取下。握レ手出二肝膽一相示。指二天日一涕泣。誓三生死不二相背負一。眞若レ可レ信。一旦臨三小利害僅如二毛髮比一。反眼若レ不二相識一。落二陷穽一。不三一引レ手救一。反擠レ之。又下レ石焉者。皆是也。此宜二禽獸夷狄所一レ不レ忍レ爲。而其人自視以爲レ得レ計。聞二子厚之風一。亦可二以少

(六)天日を指して涕泣し、生死相背負せざるを誓ふ。眞に信ずべきが若くなれども、一旦小利害の僅に毛髮の比の如きものに臨めば、(七)反眼して相識らざるが若く、陷阱に落つるも、一も手を引いて救はず。(八)反つて之を擠し、又石を下す者、皆是なり。此れ宜しく禽獸夷狄の爲すに忍びざる所なるべきに、而も其人は(九)自ら視て以て計を得たりと爲す。子厚の風を聞くもの、亦以て少しく媿づべし。子厚は前時少年のとき、人の爲にするに勇にして、自ら(一〇)貴重顧藉せず、謂へらく功業立どころに就すべしと。故に坐して(一一)廢退せられき。既に退くや、又相知の氣力有りて位を得し者の推挽する(一二)無し。故に卒に窮裔(一三)に死して、材も世の用と爲らず、道も時に行はれざりき。子厚をして臺省(一四)に在りし時、自ら其身を持すること、已に能く司馬(一五)•刺史の時の如くならしめば、亦自ら斥けられじ。斥けられし時も人力の能く之を擧ぐる者有らんには、且つ必ず復用ひられて窮せざらん。然も子厚の斥けらるゝや久しからず、窮すること極まらずんば、(一六)人に出づる有りと雖

他州。比㆓一歳㆒。免而歸者且㆓千人㆒。衡湘以南。爲㆓進士㆒者。皆以㆓子厚㆒爲㆑師。其經㆓承子厚口講指畫㆒。爲㆓文詞㆒者。悉有㆓法度可㆒㆑觀。其召至㆓京師㆒。而復爲㆓刺史㆒也。中山劉夢得禹錫。亦在㆓遣中㆒。當㆑詣㆓播州㆒。子厚泣曰。播州非㆓人所㆒㆑居。而夢得親在㆑堂。吾不㆑忍㆕夢得之窮。無㆔辭以白㆓其大人㆒。且萬無㆓母子俱往理㆒。請㆓於朝㆒。將㆔拜疏願㆓以㆑柳易㆑播。雖㆓重得㆑罪死㆒不㆑恨。遇㆑有㆘以㆓夢得事㆒白㆑上者㆖。夢得於㆑是改刺㆓連州㆒。

疏して柳を以て(一六)播に易へんことを願はんとす。重ねて罪を得て死すと雖も恨みずと。夢得の事を以て上に白す者あるに遇ひ、夢得、是に於て改めて連州に刺となりき。

(一)憲宗の元和十年　(二)是の地邊鄙なれども政を爲すに充分なり　(三)教化禁條　(四)從順依賴す　(五)金錢を借るに男女を抵當質物とす　(六)元金と利子と相均しきに至る　(七)方法計策　(八)金主の傭人として傭錢を筆錄し之と借金と相當するに至れば質物を歸還せしむ　(九)衡山湘水　(一〇)講義を聞き指南を受く　(一一)劉氏名は禹錫字は夢得　(一二)刺史として遠方に派遣せらるゝ一人　(一三)生存して其家に在り　(一四)遠行の旨を母に告ぐるにくるしむ　(一五)萬々の意　(一六)自己の任地を以て易へんとす

嗚呼士窮乃見㆓節義㆒。今夫平居里巷相慕悅。酒食遊

嗚呼士は窮して乃ち節義を見る。今夫れ平居里巷に相慕悅し、酒食遊戲相徵逐(一)し(二)、詡詡(三)として強ひて笑語し、以て相取り下り(四)、手を握つて肝膽(五)を出して相示し、

元和中、嘗例召至京師。又偕出爲刺史。而子厚得柳州。既至。嘆曰。是豈不足爲政耶。因其土俗。爲設敎禁。州人順賴。其俗以男女質錢。約不時贖。子本相侔。則沒爲奴婢。子厚爲設方計。悉令贖歸。其尤貧力不能者。令書其傭。足相當。則使歸其質。觀察使下其法於

元和中、嘗て例召せられて京師に至り、又偕に出されて刺史と爲るに、子厚は柳州を得たり。既に至るや、嘆じて曰く、是れ豈政を爲すに足らざらんやと。其土俗に因り、爲に敎禁を設くるに、州人順賴せり。其俗は男女を以て錢に質し、約して、時に贖はずして子本相侔しければ、則ち沒して奴婢と爲せり。子厚爲に方計を設けて、悉く贖ひ歸らしめき。其尤も貧にして、力能はざる者は、其傭を書せしめ、相當るに足れば、則ち其質を歸さしむ。觀察使其法を他州に下すに、一歲の比にして、免じて歸る者且に千人ならんとす。衡湘以南、進士と爲れる者は、皆子厚を以て師と爲す。其の子厚の口講指畫を經承して、文詞を爲る者は、悉く法度の觀るべき有り。其召されて京師に至つて、復刺史と爲るや、中山の劉夢得禹錫も、亦遣中に在り、當に播州に詣るべし。子厚泣いて曰く、播州は人の居るべき所に非ず。而も夢得の親は堂に在り。吾は夢得の窮、辭の以て其大人に白す無きに忍ひず。且つ萬も母子俱に往くの理無しと。朝に請ひ、將に拜

史一。號爲二剛直一。所二與游一。皆當世名人。子厚少精敏。無レ不二通達一。逮二其父時一。雖二少年一。已自成人。能取二進士第一。嶄然見二頭角一。衆謂柳氏有レ子矣。其後以二博學宏辭一。授二集賢殿正字一。儁傑廉悍。議論證二據今古一。出二入經史百子一。踔厲風發。率常屈二其座人一。名聲大振。一時皆慕レ與二之交一。諸公要人。爭欲レ令レ出二我門下一。交レ口薦二譽之一。貞元十九年。由二藍田尉一。拜二監察御史一。順宗卽レ位。拜二禮部員外郞一。遇二用レ事者得一レ罪。例出爲二刺史一。未レ至。又例貶二州司馬一。居レ閑益自刻苦。務二記覽一。爲二詞章一。汎濫停蓄。爲二深博無一レ涯涘一。而自肆二於山水間一。

めんと欲し、口を交へて(一六)之を薦譽せり。貞元十九年、藍田の尉より、監察御史に拜せらる。順宗の位に卽くや、禮部員外郞に拜せられしも、事を用ふる者の罪(一七)を得るに遇ひ、(一八)例し出されて刺史と爲り、未だ至らざるに、又例して州司馬に貶せらる。閑に居てより益々自ら刻苦し、(一九)記覽を務め、詞章を爲り、汎濫停蓄、(二〇)深博を爲して涯涘無く、(二一)而も自ら山水の間に肆にせり。

(一)文公元和十五年九月の作なり　(二)北魏の高祖は拓拔氏なり　(三)則天武后　(四)亡父に同じ　(五)母に孝養を盡さんとす　(六)剛直にして權門に媚附する能はず　(七)六十餘人皆天下知名の人物なりしなり　(八)父が存生せし時　(九)貞元九年進士に登第す　(一〇)科擧の名　(一一)官名　(一二)豪俊英傑淸廉勇悍　(一三)議論には必ず古今の事實を引證す　(一四)疾風の飄發するが如きなり　(一五)權要の貴顯は子厚を我門下より出して朝廷に仕へしめんとす　(一六)かはるがはる推薦す　(一七)王叔文の罪に坐せしを指す　(一八)他の人々の例に準じ出されて地方官となる　(一九)勉强奮勵　(二〇)水の溢れこぼれて海に深藏せらるゝなり　(二一)際限崖岸

柳子厚墓誌銘

韓文公

子厚諱宗元。七世祖慶。爲二拓跋魏侍中一。封二濟陰公一。曾伯祖奭。爲二唐宰相一。與二褚遂良韓瑗一。俱得二罪武后一。死二高宗朝一。皇考諱鎭。以レ事レ母。棄二太常博士一。求レ爲二縣令江南一。其後以レ不レ能レ媚二權貴一。失二御史一。權貴人死。乃復拜二侍御

子厚諱は宗元、七世の祖慶は、拓跋魏の侍中と爲り、濟陰公に封ぜらる。曾伯祖奭は、唐の宰相と爲り、褚遂良・韓瑗と、(一)俱に罪を武后に得て、(二)高宗の朝に死せり。(三)(四)皇考諱は鎭、(五)母に事ふるを以て、太常博士を棄て、江南に縣令爲らんことを求め、其後は權貴に媚ぶる能はざるを以て、御史を失しぬ。權貴の人死するや、乃ち復侍御史に拜す。(六)號して剛直と爲す。與に游ぶ所は、皆當世の名人なり。子厚は少うして精敏、通達せざる無し。(八)其父の時に逮んで、少年と雖も、(七)已に自ら成人、能く(九)進士の第を取り、嶄然として頭角を見はしぬ。衆謂ふらく、柳氏子有りと。其後博學宏辭を以て、(一〇)集賢殿の正字を授けらる。(一一)儁傑廉悍、(一二)議(一三)論は今古を證據し、經史百子に出入し、踔厲風發、(一四)率ね常に其座人を屈せしめ名聲大いに振ふ。一時皆慕うて之と交り、(一五)諸公要人は、爭うて我門下に出でし

之舜。舜以レ是傳二之禹一。禹以レ是傳二之湯一。湯以レ是傳二之文武一。文武以レ是傳二之周公孔子一。書二之於册一。中國之人世守レ之。今浮屠者。孰爲而孰傳レ之耶。夫鳥俛而啄。仰而四顧。夫獸深居而簡出。懼三物之爲二己害一也。猶且不レ免焉。弱之肉。強之食。今吾與二文暢一。安居暇食。優游以生死。與二禽獸一異者。寧可レ不レ知二其所一レ自耶。夫不レ知者。非二其人之罪一也。知而不レ爲者惑也。悅二乎故一。不レ能レ即二乎新一者弱也。知而不二以告一レ之者不仁也。告而不レ以レ實者不信也。余既重二柳請一。又嘉三浮屠能喜二文辭一。於レ是乎言。

今吾と文暢と、安居暇食、優游して以て生死し、禽獸と異なる者は、寧ぞ其の自る所あるを知らざるべけんや。(八)夫れ知らざる者は、其人の罪に非ざるなり。知つて爲さざる者は惑へるなり。(九)故を悅んで、新に卽く能はざる者は弱なり。知つて以て之を告げざる者は不仁なり。告ぐるも實を以てせざる者は不信なり。余既に柳の請を重しとし、又浮屠の能く文辭を喜むを嘉す。是に於てか言ふ。

㊀ 家屋中に住して穀物を食ふ ㊁ 死者を埋葬す ㊂ 躬に學び行ふ ㊃ 佛の教は誰人が之を作り孰人が之を傳へたりや、儒者の道とは比較にもならざるに非ずや ㊄ 俯に同じ ㊅ 稀に出づ ㊆ かく油斷なく身を守るも猶害を免るゝ能はず ㊇ より來る所の原因理由 ㊈ 古きを悅びつゝ新に從ふ能はざるは柔弱なるが爲なりの意、暗に文暢が其舊を去つて儒に從ふべきを示す

屠也。如欲レ聞二浮屠之說一。當下自就二其師一而問上レ之。何故謁二吾徒一而來請也。彼見二吾君臣父子之懿。文物禮樂之盛一。其心有レ慕焉。拘二其法一而未レ能レ入。故樂レ聞二其說一而請レ之。如二吾徒一者。宜當レ告レ之以下二帝三王之道。日月星辰之所二以行一。天地之所二以著一。鬼神之所二以幽一。人物之所二以蕃一。江河之所中以流上。而語上レ之。不レ當下又爲二浮屠之說一而瀆中告之上也。

民之初生。固若二禽獸夷狄一然。有二聖人者一立一。然後知二宮居而粒食。親レ親而尊レ尊。生者養。死者藏一。是故道莫レ大二乎仁義一。敎莫レ正二乎禮樂刑政一。施二之於天下一。萬物得二其宜一。措二之於其躬一。體安而氣平。堯以レ是傳二

民の初めて生ずるや、固に禽獸夷狄の若く然り。聖人といふ者立つこと有り、然して後に宮居(一)して粒食し、親を親とし尊を尊とし、生者は養ひ、(二)死者は藏むることを知る。是の故に道は仁義より大なるは莫く、敎は禮樂刑政より正しきは莫し。之を天下に施せば、萬物其宜しきを得、之を其躬(三)に措けば、體安うして氣平かなり。堯は是を以て之を舜に傳へ、舜は是を以て之を禹に傳へ、禹は是を以て之を湯に傳へ、湯は是を以て之を文武に傳へ、文武は是を以て之を周公孔子に傳へ、之を册に書して、中國の人世〻之を守る。今浮屠は、(四)孰か爲して孰か之を傳ふるぞ。夫れ烏(五)は俛して啄み、仰いで四顧す。夫れ獸は深居(六)して簡出し、物の己の害を爲さんことを懼るゝも、(七)猶ほ且つ免れず、弱の肉は、强の食たり。

吾取以爲レ法焉。浮屠文暢喜二文章一。其周二游天下一。凡有レ行必請二於縉紳先生一。以求レ詠二謌其所一レ志。貞元十九年春。將レ行二東南一。柳君宗元爲レ之請。解二其裝一得二所レ得敍詩累百餘篇一。非二至篤好一。其何能致レ多如レ是耶。惜其無下以二聖人之道一告レ之者上。而徒擧二浮屠之說一贈焉。夫文暢浮

ならんや。惜むらくは其の聖人の道を以て之に告ぐる者無くして、徒に浮屠の說を擧げて贈れること。夫れ文暢は浮屠なり、如し浮屠の說を聞かんと欲せば、當に自ら其師に就いて之を問ふべし。何の故に吾徒(一〇)を謁して來り請はんや。彼は吾君臣父子の懿(一一)と、文物禮樂の盛とを見て、其心に慕ふところ有り。其法に拘(一二)せられて、未だ入ること能はず、故に其說を聞かんことを樂しんで之を請ふなり。吾徒の如き者は、宜しく當に之に告ぐるに、二帝三王(一三)の道、日月星辰の行る所以、天地の著かなる所以、鬼神の幽なる所以、人物の蕃き所以、江河の流るゝ所以を以て之に語ぐべし。當に又浮屠の說を爲して、之を瀆告(一四)すべからざるなり。

(一) 梵語釋氏の義 (二) 儒者たる名ありて實は墨者の行を爲す (三) 考察 (四) 漢の揚雄 (五) 揚子法言修身篇に見ゆ、麾くは追ひ拂ふ也、門墻に在るは儒にして墨行の者に應じ、狄は墨名儒行に應ず、門は孔子の門也、孔子の門牆に在りながら邪曲の書を讀む者は追ひ退くるも、夷狄に在るは始めてより道を知らざる者ゆゑ、堂に進めて之を敎ふと也 (六) 旅行せんとする場合 (七) 文暢の爲に文公の序を請へるなり (八) 文暢の旅裝 (九) 文暢の爲に叙せし詩篇百餘に上る義 (一〇) 我輩儒學の徒 (一一) 美大なる貌 (一二) 佛法に束縛せらる (一三) 堯舜禹湯文武の道 (一四) 彼の耳を汚す義、易の蒙卦に初筮は吉再三なれば瀆る、瀆るれば則ち告げずとあり

之禕允之任也。願陛下。託レ臣。以二討賊興復之效一。不レ效則治二臣之罪一。以告二先帝之靈一。若無二興德之言一。則責二攸之禕允等之咎一。以彰二其慢一。陛下亦宜下自謀。以咨二諏善道一。察二納雅言一。深追中先帝遺詔上。臣不レ勝レ受レ恩感激。今當二遠離一。臨レ表涕泣。不レ知レ所レ云。

人固有二儒名而墨行者一。問二其名一則是。校二其行一則非。可二以與レ之遊一乎。如有二墨名而儒行者一。問二其名一則非。校二其行一則是。可二以與レ之遊一乎。揚子雲稱。在二門墻一則麾レ之。在二夷狄一則進レ之。

浮屠文暢師を送る序（一）

韓文公

人固より儒名（二）にして墨行する者有り。其名を問へば則ち是、其行を校すれば則ち非、以て之と遊ぶべきか。如し墨名にして儒行する者有らば、其名を問へば則ち非、其行（三）を校すれば則ち是、以て之と遊ぶべきか。揚子雲（四）稱すらく、門墻（五）に在りては則ち之を麾き、夷狄に在りては則ち之を進むと。吾取つて以て法と爲す。浮屠の文暢は文章を喜む。其の天下を周游するや、凡そ行（六）有れば必ず縉紳先生に請ひ、以て其の志す所を詠謌せんことを求む。貞元十九年の春、將に東南に行かんとす。柳君宗元（七）、之が爲に請ひ、其の裝（八）を解いて、得る所（九）の敍詩累百餘篇を得たり。至つて篤く好むに非ずんば、其れ何ぞ能く多きを致すこと是の如く

愼。故臨レ崩。寄レ臣以二大事一也。受レ命以來。夙夜憂歎。恐三付託不レ效。以傷二先帝之明一。故五月渡レ瀘。深入二不毛一。今南方已定。甲兵已足。當下奬二帥三軍一北定中中原上。庶竭二駑鈍一。攘二除姦凶一。興二復漢室一。還二于舊都一。此臣之所下以報二先帝一。而忠中陛下上之職分也。至下於斟酌損益。進盡中忠言上。則攸

を受けて以來、夙夜憂歎し、(二)付託の效あらずして、以て先帝の明を傷けんことを恐れき。故に五月(三)瀘を渡り、深く(四)不毛に入りぬ。今は南方已に定まり、(五)甲兵已に足る。當に三軍を(六)奬帥して、北のかた(七)中原を定むべし。庶くは駑鈍を竭し姦凶を攘除し、漢室を興復して、(八)舊都に還さん。此れ臣の先帝に報じて、陛下に忠なる所以の職分なり。(九)斟酌損益、進んで忠言を盡すに至りては、則ち攸之禕允の任なり。願くは陛下、臣に托するに、討賊興復の效を以てせよ。效あらずんば則ち臣の罪を治めて、以て先帝の靈に告げよ。若し(一〇)興德の言無くんば、則ち攸之禕允等の咎を責めて、以て其慢を彰はせ。陛下亦宜しく自ら謀り、以て善道を(一一)咨諏し、雅言を察納し、深く先帝の(一二)遺詔を追ふべし。臣は恩を受けて感激に勝へず、今遠離に當り、表に臨んで涕泣し、云はん所を知らず。

(一)討賊興復の事　(二)委託せられし事　(三)建興五年五月南征して瀘水を渡り孟獲を七擒七縱せり　(四)五穀生ぜざる磽埆の地　(五)甲冑兵器　(六)奬勵引率　(七)卽ち魏の地なり　(八)漢の都なりし洛陽　(九)可を献じ否を替つるの意　(一〇)聖德を振興するの諫言　(一一)尋ねはかる　(一二)遺言を追ひ行ふことをつとむべし

傾頽也。先帝在時。每與臣論此事。未嘗不歎息痛恨於桓靈也。侍中尙書。長史參軍。此悉貞亮死節之臣也。願陛下親之信之。則漢室之隆。可計日而待也。臣本布衣。躬耕於南陽。苟全性命於亂世。不求聞達於諸侯。先帝不以臣卑鄙。猥自枉屈。三顧臣於草廬之中。諮臣以當世之事。由是感激。遂許先帝以驅馳。後值傾覆。受任於敗軍之際。奉命於危難之間。爾來二十有一年矣。

參軍は、此れ悉く貞亮(四)節に死するの臣なり。願くは陛下之を親しみ之を信ぜば、則ち漢室の隆、日を計へて待つべきなり。臣本布衣(五)、躬から南陽に耕せり。苟も性命を亂世に全うせんとし、聞達(六)を諸侯に求めざりしに、先帝は臣が卑鄙を以てせずして、猥りに自ら枉屈(七)し、臣を草廬の中に三顧し、臣に諮ふに當世の事を以てせり。是に由りて感激し、遂に先帝に許すに驅馳(八)を以てしぬ。後に(九)傾覆に値ひ、任を敗軍の際に受け、命を危難の間に奉じ、爾來二十有一年なり。

(一) 傾覆頽廢 (二) 後漢の桓帝靈帝と共に小人宦官を任用して敗れたり (三) 陳震蔣琬の諸人 (四) 忠貞貞亮 (五) 卑賤者の服 (六) 名譽聞達を求めず (七) 尊貴の身を枉げ屈す (八) 臣として奔走せんことを約したり (九) 建安十三年曹操の爲に破れしを指す

先帝知臣謹

先帝臣が謹愼を知る。故に崩ずるに臨んで、臣に寄するに(二)大事を以てせり。命

作レ姦犯レ科。及為二忠善一者上。宜下付二有司一。論二其刑賞一。以昭中陛下平明之治上。不レ宜三偏私使二内外異一レ法也。侍中侍郎郭攸之費禕董允等。此皆良實。志慮忠純。是以先帝簡拔。以遺二陛下一。愚以為。宮中之事。事無二大小一。悉以咨レ之。然後施行。必能裨二補闕漏一。有レ所二廣益一。將軍向寵。性行淑均。曉二暢軍事一。試二用於昔日一。先帝稱レ之曰レ能。是以衆議擧レ寵以為レ督。愚以為。營中之事。悉以諮レ之。必能使三行陣和穆。優劣得二所也。

して和穆し、優劣をして所を得しめんと。(二二)

(一) 蜀の建興五年に上りし表なり　(二) 諸葛孔明名は亮　(三) 蜀の先主劉備　(四) 帝王の死去を謂ふ　(五) 蜀の地なり　(六) 宮中　(七) 特殊の恩恵寵遇を追想す　(八) 不徳に甘んずるなり　(九) 淺近の説を引用して義理を失ふなり　(一〇) 禁廷の中と霸府と　(一一) 善惡を賞罰す　(一二) 忠實善良　(一三) 公平清明の治　(一四) 愛憎偏頗不公平　(一五) 内は宮中外は府中　(一六) 攸之と禕とは侍中たり、允は侍郎なり　(一七) 善良著實　(一八) えらみ抜く　(一九) 朝政の闕陥を補ひ遺漏を補はん　(二〇) 善良公平　(二一) 府中軍の都督　(二二) 優劣能否各々其適する任務に安んずべし

親二賢人一。遠二小人一。此先漢所二以興隆一也。親二小人一。遠二賢臣一。此後漢所二以

賢人を親しみ、小人を遠ざくるは、此れ先漢の興隆せし所以なり、小人に親しみ、賢臣を遠ざくるは、此れ後漢の傾頽せし所以なり。(一) 先帝在しし時、毎に臣と此事を論じて、未だ嘗て桓靈に嘆息痛恨せずんばあらざりき。(二) 侍中尚書、長史(三)

天下三分。益州疲弊。此誠危急存亡之秋也。然侍衞之臣。不レ懈二於内一。忠志之士。忘二身於外一者。蓋追二先帝之遇一。欲レ報二之於陛下一也。誠宜下開二張聖聽一。以光二先帝遺德一。恢中志士之氣上。不レ宜下妄自菲薄。引レ喩失レ義。以塞中忠諫之路上也。宮中府中倶爲二一體一。陟二罰臧否一。不レ宜二異同一。若有下

の士、身を外に忘るゝ者は、蓋し先帝の遇(七)を追うて、之を陛下に報ぜんと欲するのみ。誠に宜しく聖聽を開張して、以て先帝の遺德を光にし、志士の氣を恢いにすべし。宜しく妄に自ら菲薄(八)し、喩(九)を引いて義を失し、以て忠諫の路を塞ぐべからざるなり。宮中府中(一〇)倶に一體と爲り、臧否(一一)を陟罰するに、宜しく異同あるべからず。若し姦を作し科を犯し、及び忠善(一二)を爲す者有らば、宜しく有司に付して、其刑賞を論じ、以て陛下平明(一三)の治を昭にすべし。宜しく偏私(一四)して内外(一五)をして法を異にせしむべからざるなり。侍中侍郎(一六)郭攸之費禕董允等は、此れ皆良實(一七)、志慮忠純なり。是を以て先帝簡拔(一八)して、以て陛下に遺せり。愚以爲らく、宮中の事は事大小と無く、悉く以て之に咨うて、然る後に施行せば、必ず能く闕漏(一九)を裨補して、廣益する所有らんと。將軍向寵は、性行淑均(二〇)にして、軍事に曉暢し昔日に試用せらる。先帝之を稱して能と曰へり。是を以て衆議は寵を擧げて以て督(二一)と爲せり。愚以爲らく、營中の事、悉く以て之に諮はば、必ず能く行陣を

臣亮言。先帝
創業未レ半。而
中道崩殂。今

巻六

小心文　種字集

此の集は才學識(一)三ながら高く、議論世教(二)に關す。古の立言不朽なる者(三)の如し。葉水(四)心曰く、文章は世教に關するに足らずんば、工と雖も益無きなりと。人能く此の集に熟せば、學進み識進み、而も才も亦進まん。

㊀ 劉知幾が史に三長有りと云へる語による ㊁ 世俗教化 ㊂ 左傳襄公二十四年の條參看 ㊃ 宋の葉適字は正則

前出師の表(一)　諸葛武侯

臣亮(二)言す、(三)先帝創業未だ半ならずして、中道に崩殂す。(四)今天下は三分し、益(五)州は疲弊せり。此れ誠に危急存亡の秋なり。然も侍衛の臣、内(六)に懈らず、忠志

不レ然。擅二齊之
強一。得二一士一焉。
宜可二以南面
而制一レ秦。尙何
取二雞鳴狗吠
之力一哉。鷄鳴
狗吠之出二其
門一。此士之所二
以不一レ至也。

る白狐裘を盗み出し、之を昭王の幸姫に獻じ、因りて漸く秦より逃れ出て、又鷄鳴する者の力によりて夜半函谷關より出て逃れ歸れり、史記孟嘗君列傳參照 ㊂ 秦の暴戻飽くなきを謂ふなり ㊃ 孟嘗君は齊國の權を獨占せり ㊄ 君相の位地を指して言ふ

之事一。則憂又甚矣。奈何今之人不レ憂也。余行二天下一。見レ人多矣。脫有下一人能如二翱憂一者上。又皆疏遠與レ翱無レ異。其餘光榮而飽米。一聞二憂世之言一。不三以爲二狂人一。則以爲二病子一。不レ怒則笑レ之矣。嗚乎在レ位。而不レ肯二能憂一。又禁二它人一使二皆不一レ得レ憂。可レ歎也夫。

㈣ 唐の祖神堯皇帝は五百人の寡兵にて天下を取れり ㈤ 憲宗が再び河朔を失ひし類 ㈥ 宋の時内憂外患唐より更に甚しかりしなり ㈦ 予天下を周行したり ㈧ 翺を排斥せし如くす ㈨ 他人にも憂國の言行あらしめず

世皆稱。孟嘗君能得レ士。士以レ故歸レ之。而卒賴二其力一。以脫二於虎豹之秦一。嗟呼孟嘗君。特雞鳴狗吠之雄耳。豈足二以言一レ得レ士。

孟嘗君の傳を讀む ㈠

王荊公

世に皆稱すらく、孟嘗君は能く士を得たり、士は故を以て之に歸し、而して卒に其力に賴りて、㈡以て虎豹の秦を脫せりと。嗟呼孟嘗君は、特に雞鳴狗吠の雄のみ、㈢豈以て士を得たりと言ふに足らんや。然らずんば、齊の强を擅にす、㈣一士を得るすら、宜しく以て南面して秦を制すべし。㈤尚何ぞ雞鳴狗吠の力に取らんや。雞鳴狗吠の其門に出づる、此れ士の至らざりし所以なり。

㈠ 戰國齊王の一族田文なり ㈡ 孟嘗君の秦に入るや出づるを得ず卽ち狗盜の力によりて一旦秦の昭王に獻じた

若翺獨不然。其賦曰。衆囂囂而雜處兮。咸歎老而嗟卑。視予心之不然兮。慮行道之猶非。怪神堯以一旅取天下。後世子孫不能以天下取河北。以爲憂。嗚呼使當時君子。皆易其嘆老嗟卑之心。爲翺所憂之心。則唐之天下。豈有亂與亡哉。然翺幸不生今時。見今

翺の若きは獨り然らず。其賦に曰く、(一)衆囂囂として雜處し、咸老を歎じて卑を嗟く。予が心の然らざるを視る、(二)行道の猶ほ非なるを慮る。(三)怪しむ(四)神堯は一旅を以て天下を取れるに、(五)後世子孫は天下を以て河北を取ること能はず、以て憂を爲すと。嗚呼當時の君子をして、皆其老を嘆じ卑を嗟くの心を易へ、翺の憂へし所の心を爲さしめば、則ち唐の天下、豈亂と亡と有らんや。然も翺は幸に今(六)時に生れず。今の事を見ば、則ち憂へ又甚しからん。奈何ぞ今の人の憂へざるや。(七)今天下を行り、人を見ること多し。脫し一人の能く翺の憂ふるが如き者有らば、又皆疏遠せらるゝ(八)と翺と異なる無く、其餘の光榮して飽く者は、一たび憂世の言を聞けば、以て狂人と爲さざれば、則ち以て病子と爲し、怒らざれば則ち之を笑ふ。嗚呼位に在つて、而も自ら憂ふるを肯んぜず、(九)又它人を禁じて皆憂ふるを得ざらしむ。歎ずべきかな。

(一) 以下幽懷賦なり (二) 世人皆老窮を嘆じ卑賤を嗟く (三) 予が行ふ道未だ世を裨補する無からんかと心配す

韓侍郎薦賢書。以謂。翱特窮時。憤世無薦己者。故丁寧如此。使其得志。亦未必然。以翱爲秦漢間好事行義之一豪儁。亦善論人者也。最後讀幽懷賦。然後置書而嘆不已。復讀不自休。恨翱不生於今。不得與之交。又恨予不得生翱時。與翱上下其論也。況迺翱一時。有道而能文者。莫若韓愈。愈嘗有賦矣。不過羨二鳥之光榮。歎一飽之無時爾。推是心。使光榮而飽。則不復云矣。

亦善く人を諭す者と爲せりき。最後に幽懷賦(八)を讀んで、然して後に書を置いて嘆じて已まず。(九)復讀して自ら休まず。恨むらくは翺が今に生れず、之と交るを得ずと。又恨むらく、予は翺の時に生れて、翺と其論を上下するを得ずと。況んや廼ち翺の(一〇)一時に、道有りて文を能くせし者は、韓愈に若くは莫きに、愈嘗て賦有り、(一一)二鳥の光榮を羨み、一飽の時無きを歎ずといふに過ぎず。(一二)是の心を推すに、光榮にして飽かしめば、則ち復云はざりしならん。

(一) 字は習之、文公の徒たりし學者　(二) 翺が著なり一本復字の上に翺字あり　(三) 中庸の義理を說明したるもの　(四) 智者は自己の天受の本性を知る事ゆゑ當然中庸に復すべし　(五) 韓文公は吏部侍郎たりき　(六) 李翺が韓愈を評せし語なり借りて以て李翺を評せるなり　(七) 儁は俊に通ず　(八) 李翺の著作　(九) 再三繰返して讀む　(一〇) 當時の世　(一一) 二鳥に感ずる賦は韓愈の作二羽の鳥が天子に献ぜられし光榮を羨み自己の飽煖の時無きを歎ぜし作なり　(一二) 其の考を推しはかりて見るに

所不聞。小民有所不宜賦有常。而民產無常，水旱癘疫之不期。民之豐約懸於州縣令不以言。連帥不以信。民就窮而斂愈急。吾見刺史之難爲也崔君爲復州。其連帥則于公。崔君之仁足以蘇復人。于公之賢足以庸崔君。有刺史之榮。而無其難爲者。將在於此乎。愈嘗辱于公之知。而舊游於崔君。慶復人之將蒙其休澤也。於是乎言。

定の額を定めらる　(九)　豫期せざる災厄　(一〇)　寬裕と困窮と　(一一)　觀察使なり、屬邑に十州を連とし連に帥ありと見ゆ　(一二)　この崔君の治する復州　(一三)　交游せり　(一四)　大なる幸福

李翺が文を讀む

歐陽公

予始讀復性書三篇。曰。此中庸之義疏爾。智者識其性。當復中庸。愚者雖讀此不曉也。不作可焉。又讀與

予始め復性書(一)三篇を讀み、曰く、此は中庸の義疏(二)のみ、智者(三)其性を識る、當に中庸に復すべし。愚者は此を讀むと雖も曉らざらん。作らずして可なりと。又韓(五)侍郎に與へて賢を薦むる書を讀み、以謂らく、翺は特に窮せし時、世の己を薦むる者無きを憤る。故に丁寧此の如きのみ。其をして志を得しめば、亦未だ必ずしも然らざらんと。翺を以て、秦漢(六)間の事を好み義を行ふの一豪儁(七)にして、

三族及其朋友故舊。樂ニ乎心。則一境之人喜。不レ樂ニ乎心。則一境之人懼。大丈夫官至ニ刺史一亦樂矣。雖レ然。幽遠之小民。其足跡未ニ嘗至ニ城邑。苟有レ不レ得ニ其所。能自直ニ於鄕里之吏一者鮮矣。況能自辯ニ於縣吏一乎。能辯ニ於縣吏一者鮮矣。況能自辯ニ於刺史之庭一乎。由レ是刺史有レ

然りと雖も、幽遠(四)の小民は、其足跡未だ嘗て城邑(五)に至らず。苟も其所を得ざる(六)有るも、能く自ら鄕里の吏に直(七)する者は鮮し。況んや能く自ら縣吏に辯ずるをや。能く縣吏に辯ずる者すら鮮し、況んや能く自ら刺史の庭に辯ずるをや。是に由りて刺史は聞かざる所有り、小民は宣べざる所有り。賦(八)は常有れども、而も民產は常無く、水旱癘疫(九)の期せざる、民の豐約(一〇)は州に懸れり。縣令以て言はず、連帥(一一)以て信ぜずんば、民は窮に就いて而も斂は愈〻急に、吾刺史の爲め難きを見んとす。崔君は復州を爲む。其連帥は則ち于公なり。崔君の仁、以て復の人を蘇するに足り、于公の賢、以て崔君を庸ふるに足り、刺史たるの榮有つて、其の爲め難き者無きは、將に此に在らん(一二)とするか。愈嘗て于公の知を辱うす、而して舊崔君に游べり(一三)。復人の將に其休澤(一四)を蒙らんとするを慶し、是に於てか言ふ。

(一) 名は群字は敦詩、復州の刺史たり (二) 刺史の下官なり、唐の制は毎州に長史一人司馬一人あり (三) 父母兄弟妻子の族 (四) 僻遠地方の人民 (五) 郡邑なり (六) 不當の處置ありとも (七) 申告辯明す (八) 租賦は毎年一

刺史曰。吾州之民。天下之民也。惠不レ可ニ以獨厚一。觀察使亦曰。某州之民。天下民也。斂不レ可ニ以獨急一。如レ是而政不レ均。令不レ行者。未ニ之有一也。其前之言者。于公既已信而行レ之矣。今之言者。其有レ不レ信乎。縣之於レ州。猶ニ州之於レ府也。有ニ以事ニ乎上一。有ニ以臨ニ乎下一。同則成。異則敗者皆然也。非ニ使君之賢一。其誰能信レ之。愈於ニ使君一。非ニ燕遊一朝之好一也。故其贈レ行。不レ以レ頌而以レ規。

ぜん。愈の使君に於けるや、燕遊(七)一朝の好に非ざるなり。故に其の行を贈るに、頌(八)を以てせずして規を以てす。

(一)共同によりて成功し不一致なれば敗る　(二)人民を私有す　(三)偏頗に重きを置き州縣に信頼せられず　(四)租賦の急迫なる誅求　(五)我州の民にのみ惠を施すべからず　(六)于頔に進言したる前日の意見　(七)一朝燕遊したる位の淺きよしみに非ず　(八)德を稱するを頌とし、言行を規戒するを規とす

有レ地數百里。趨走之吏。自ニ長史司馬一以下數十人。其祿足ニ以仁ニ其

崔復州に贈る序(一)

韓文公

地を有つこと數百里、趨走の吏、長史司馬(二)より以下數十人、其祿は以て其族(三)及び其朋友故舊を仁するに足る。心に樂しむときは、則ち一境の人喜び、心に樂しまざるときは、則ち一境の人懼る。大丈夫、官刺史に至るは亦榮なるかな。

凡天下之事。成ニ於自同一。而敗ニ於自異一。爲ニ刺史一者。常私ニ於其民一。不ニ以ㇾ實應ニ乎府一。爲ニ觀察使一者。恆急ニ於其賦一。不三以ㇾ情信ニ乎州一。繇ㇾ是刺史不ㇾ安ニ其官一。觀察使不ㇾ得ニ其政一。財已竭。而斂不ㇾ休。人已窮。而賦愈急。其不ニ去爲ㇾ盜也亦幸矣。誠使ㇾ刺史不ㇾ私ニ於其民一。觀察使不ㇾ急ニ於其賦一。

凡そ天下の事は、(一)自ら同じうするに成りて、自ら異にするに敗る。刺史爲る者は常に其民に私して、實を以て府に應ぜず。觀察使爲る者は、恆に其賦に急にして、(二)(三)情を以て州に信あらず。是に繇りて刺史は其官に安んぜず、觀察使は其政を得ず。財已に竭きて、而も(四)斂は休まず。人已に窮して、而して賦は愈〻急なり。其の去つて盜を爲さざるや、亦幸なり。誠に刺史をして其民を私せず、觀察使をして其賦に急ならざらしめて、刺史は曰く、吾州の民は、天下の民なり(五)惠は以て獨り厚うすべからずと。觀察使亦曰く、某州の民は、天下の民なり、斂は以て獨り急なるべからずと。是の如くにして政均しからず、令行はれざる者は、未だ之れ有らざるなり。(六)其前の言へる者は、于公既に已に信じて之を行へり。今の言ふ者は、其れ信ぜざると有らんや。縣の州に於けるは、猶ほ州の府に於けるがごとし。以て上に事ふる有り、以て下に臨む有り。同じければ則ち成り、異なれば則ち敗るゝ者は皆然り。使君の賢に非ずんば、夫れ誰か能く之を信

而名聞流。後進之士。得レ人而託レ之。則事業顯。而爵位通。下有レ矜二乎能一。上有レ矜二於位一。雖二恆相求一。而不二相遇一。于公不下以二其言一爲中不可上。復書曰。足下之言是也。于公身居二方伯之尊一。蓄二不世之材一。而能與二卑鄙庸陋一相應答。如二影響一。是非下忠二乎君一而樂二乎善一。以二國家之務一。爲二己任一者上乎。愈雖レ不三敢私二其大恩一。抑不レ可レ不謂二之知己一。恆矜而誦レ之。情已至而事不レ從。小人之所レ不レ爲也。故於二使君之行一。道二刺史之事一。以爲二于公贈一。

可なりと爲さず、復書(五)して曰く、足下の言は是なりと。于公は身方伯(六)の尊に居り不世(七)の材を蓄ひ、而も能く卑鄙(八)庸陋と相應答すると、影響(九)の如し。是れ君に忠にして善を樂しみ、國家の務を以て、己の任と爲せる者に非ずや。愈は敢て其大恩を私せずと雖も、抑〻之を知己なりと謂はざるべからず。恆に矜つて之を誦せり。情(一〇)已に至つて事從はざるは、小人の爲さざる所なり。故に使君の行に於て、刺史の事を道ひ、以て于公の贈(一一)と爲す。

(一) 名は志寧字は仲與時に鄂州に刺たり (二) 本書巻一に出でたる于襄陽是なり (三) 名聲聞後世に流播す (四) 爵祿官位昇進す (五) 返書を與ふ (六) 節度使たるにより諸侯の如く尊稱したるなり (七) 不世出に同じ (八) 文公自ら謙讓していふ (九) 影の形に隨ひ響の物に應ずるが如し (一〇) 胸に感情ありて之を發せざるは小人だも行はず (一一) 同黨相稱するの語なり刺史の事を以て于公への贈物とする意

賓一焉。今者辱惠二書及文章一。觀二其姓名一。元賓之聲容。怳若二相接一。讀二其文辭一。見二元賓之知レ人。交道之不レ汙。甚矣子之心。有レ似二於吾元賓一也。子之言。以下愈所レ爲不レ違二孔子一。不中以二雕琢一爲上レ工。將三相二從於此一。愈敢自愛二其道一。而以二辭讓一爲レ事乎。然愈之所レ志二於古一者。不二惟其辭之好一。好二其道一焉爾。讀二吾子之辭一。而得二其所レ用レ心。將下復有中深二於是一者上。與二吾子一樂レ之。況其外之文乎。愈頓首。

(一)名は師錫字は圖南　(二)文公の舊友なり年二十九にして夭せり　(三)稱揚引陳す　(四)度量偏狹　(五)他人を品評論議す　(六)尋常平凡の人物　(七)地方を謂ふ　(八)怳惚として相對するの趣あり　(九)元賓が交際の淸廉なりし次第　(一〇)予が故友たる元賓に似たること甚し　(一一)世俗の文の雕琢駢儷を以て工とするに反す　(一二)辭退せず遠慮せずして御相談に應ずべし　(一三)古聖賢の道　(一四)君の志のある所を知り得たり

許郢州を送る序(一)

韓文公

愈嘗以レ書自通二於于公一。累二數百言一。其大要言。先達之士。得レ人而託レ之。則道德彰。

愈嘗て書を以て自ら于公(二)に通じて、數百言を累ねき。其大要に言ふらく、先達の士、人を得て之に託すれば、則ち道德彰はれて、名問(三)流れ、後進の士、人を得て之に託すれば、則ち事業顯はれて、爵(四)位通ず。下のもの能に矜る有り、上のもの位に矜る有り、恆に相求むと雖も、而も相遇はずと。于公は其言を以て不

吳中故人詩六章。其首章則吾子也。盛有所稱引。元賓行峻潔清。其中狹隘。不能包容於尋常人。不肯苟有論說。因究其所以。於是知吾子非庸衆人。時吾子在吳中。其後愈出在外。無因緣相見。元賓既歿。其文益可貴重。思元賓而不見。見元賓之所與者。則如元

中狹隘、尋常人を包容する能はず、(五)苟も論說する有るを肯がはず。因りて其所以を究めて、是に於て吾子の(六)庸衆人に非ざるを知りぬ。時に吾子は吳中に在りしが、其後は愈出でて(七)外に在り、緣りて相見るに因無かりき。元賓既に歿して、其文は益〻貴重すべし。元賓を思へども見ず。元賓の與へし所の者を見るに、則ち元賓の如し。今は辱く書及び文章を惠まる。其姓名を觀れば、元賓の聲容、恍(八)として相接するが若く、其文辭を讀むに、元賓の人を知ると、(九)交道の汙れざるとを見る。甚しいかな子の心、(一〇)吾が元賓に似たる有ること。子の言に、愈の爲す所は孔子に違はず、(一一)雕琢を以て工と爲さざるを以て、將に此に相從はんとすと。愈敢て自ら其道を愛んで、(一二)辭讓を以て事と爲んや。然も愈の古に志す所の者は、惟其辭を好むのみならず、(一三)其道を好むなり。吾子の辭を讀んで、其の(一四)心を用ふる所を得たり。將に復是より深き者有らんとす。吾子と之を樂しまん、況んや其外の文をや。愈頓首。

固不レ暇。尙何麴蘗之託。而昏冥之逃耶。吾又以悲二醉鄉之徒不一レ遇也。建中初。天子嗣レ位。有レ意二正觀開元之丕績一。在廷之臣。爭言レ事。當二此時一。醉鄉之後世。又以レ直廢。吾既悲二醉鄉之文辭一。而又嘉二良臣之烈一。思レ識二其子孫一。今子之來見レ我也。無レ所レ挾。吾猶將レ張レ之。況文與レ行。不レ失二其世守一。渾然端且厚。惜乎吾力不レ能レ振レ之。而其言不レ見レ信二於世一也。於二其行一。姑與レ之飲レ酒。

んことを。其行に於て、姑く之と酒を飲む。

(一) 隋末の大儒王通の弟王績字は無功、醉鄉記を作る、含は績の孫なり (二) 世事の煩累を嬰らず (三) 甘旨の味を忘るゝ能はざるか (四) 晉の文人なり (五) 驕傲自ら高うする貌 (六) 事物や是非などの爲に (七) 酒に托して不平の情を遣る (八) 孔門の顏淵なり、論語雍也篇參照 (九) 莊子讓王篇に曾子は聲天地に滿ち金石より出づる如しと云々 (一〇) 聖道以外の物 (一一) 酒母を麴とす、蘗は牙米なり、酒の義 (一二) 昏醉して世を逃れ跡をくらます (一三) 德宗の年號 (一四) 貞觀なり、宋人諱んで正觀とす唐太宗の年號、開元は玄宗の年號 (一五) 盛治 (一六) 王含を指す (一七) 心に挾持する所無し (一八) 張大夸耀す (一九) 先祖よりの風をよく守り得たり (二〇) 盛んに振起せしむ

愈白。故友李觀元賓。十年之前。示二愈別一

李秀才に答ふる書(一)

韓文公

愈白す、故友李觀(二)元賓、十年の前、愈に吳中の故人と別るゝの詩六章を示せり。其首章は則ち吾子なりき。盛(三)に稱引する所有りき。元賓は行峻潔淸、其(四)

鄕記。私怪。隱居者。無レ所レ累二於世一。而猶有二是言一。豈誠旨二於味一耶。及レ讀二阮籍陶潛詩一。乃知彼雖二偃蹇一。不レ欲三與レ世接一。然猶未レ能レ平二其心一。或爲二事物是非一相感發。於レ是有レ托而逃焉者也。若二顏氏子一。操二瓢與一レ簞。曾參歌聲若レ出二金石一。彼得二聖人一而師レ之。汲汲每若レ不レ可レ及。其於レ外也。

に、而るに猶ほ是の言有り、豈誠に味を旨しとするかやと。(四)阮籍・陶潛が詩を讀むに及んで、乃ち知りぬ、彼は偃蹇(五)して、世と接するを欲せずと雖も、然も猶ほ未だ其心に平かなる能はず。或は事物是非(六)の爲に相感發するや、是に於て托(七)することと有りて逃るゝ者なるを。(八)顏氏の子の若きは、瓢と簞とを操り、(九)曾參の歌聲は金石を出づるが若く、彼聖人を得て之を師とし、汲汲として每に及ぶべからざるが若し。其の外に於けるや、固より暇あらず、尙ほ何ぞ麴蘗(一一)に之れ託して、昏冥(一二)に之れ逃れんや。(一〇)吾又以て醉鄕の徒の不遇を悲しむ。(一三)建中の初、天子位を嗣ぎ、(一四)正觀・開元の(一五)丕績に意有り。在廷の臣、爭うて事を言ふ。此の時に當り、醉鄕の後世、又直を以て廢せらる。吾既に醉鄕の文辭を悲しみ、而して又良臣(一六)の烈を嘉し、其子孫を識らんことを思へり。今は子の來つて我を見るや、挾む所無くとも、(一七)吾猶ほ將に之を張らん(一八)とす。況んや文と行と、其世守(一九)を失はず、渾然として端且つ厚なるをや。惜いかな吾が力の之を振ふ(二〇)こと能はずして、其言世に信ぜられざら

利器ー。鬱鬱適ニ玆土ー。吾知ニ其必有レ合也。董生勉乎哉。夫以ニ子以不レ遇レ時。苟慕レ義彊レ仁者。皆愛惜焉。矧燕趙之士。出ニ乎其性ー者哉。然吾嘗聞風俗與レ化移易。吾惡知下其今不レ異ニ於古所レ云。聊以ニ吾子之行ートレ之也。董生勉乎哉。吾因レ子有レ所レ感矣。爲レ我弔ニ望諸君之墓ー。而觀ニ於其市ー。復有ニ昔時屠狗者ー乎。爲レ我謝曰。明天子在レ上。可ニ以出而仕ー矣。

彊うする者は、皆愛惜せり。矧んや燕趙の士、其性に出づる者をや。然れども吾嘗て聞けり、風俗は化(七)と移易すと。吾惡んぞ其今の古に云ふ所と異ならざるを知らんや。聊か吾子の行を以て之を(八)卜せんとす。董生勉めよや。吾は子に因りて感ずる所有り。我爲に望(九)諸君の墓を弔して、而して其市に觀よ。復昔時屠狗(一〇)の者有らんか、我爲に謝して曰へ、明天子上に在り、以て出でて仕ふべしと。

(一) 壽州安豐の人　(二) 河北の地、今の直隸山西の方面　(三) 樂毅荊軻高漸離の徒を指す　(四) 鋭利なる才能　(五) 不愉快の貌　(六) 意氣投合せん　(七) 敎化治法と共に移りかはる　(八) 河北人士の意氣の變化如何を卜知せん　(九) 燕の樂毅の趙に往くや趙之を望諸君に封ず　(一〇) 荊軻燕に至り屠狗者高漸離を奇愛せり

王含(一)秀才を送る序

韓文公

吾少時讀ニ醉

吾少時醉鄕の記を讀み、私に怪しむらく、隱居の者は、(二)世に累する所無き

黜二罰之一矣。以今天下多類レ此。而民莫三敢肆二其怒與一レ黜罰一。何哉。勢不レ同也。勢不レ同。而理同。知二吾民何一。有下達二于理一者上。得レ不二恐而畏一乎。存義假令二零陵一二年矣。蚤作而夜思。勤レ力而勞レ心。訟者平。賦者均。老弱無二懷レ詐暴憎一。其爲レ不二虛取一レ直也。的矣。其知二恐而畏一也審矣。吾賤且辱。不レ得レ與二考績幽明之說一。於二其往一也。故賞レ之以二酒肉一。而重レ之以レ辭。

以てし、而して之に重ぬるに辭を以てす。

(一) 永州の零陵に令たりし人 (二) 一種の机、まな板の類 (三) 酒盃に盛る (四) 汝に同じ (五) 民の役人たる者は民を役使するのみを本義とはせざるなり (六) 十分の一 (七) 公平の政治を司らしむ (八) 驅使して價を受くるを直とす (九) 退けて罪に行ふ (一〇) 貴賤の勢、事をする處に就いての立場を異にす (一一) 零陵の令として未だ懈慢せざるなり (一二) 精力を勵ます (一三) 賦課の徵收平均す (一四) 明白 (一五) 賤劣にして且つ永州流謫の罪人たり (一六) 成績調査の義、書經舜典に三載に績を考へ三考して幽明を黜陟すとあり、幽は功無く明は功有るなり

燕趙古稱レ多二感慨悲歌之士一。董生擧二進士一。連不レ得二志於有司一。懷二抱

董邵南を送る序(一)

韓文公

燕趙は古より感慨悲歌の士多しと稱す。董生進士に擧げられ、連りに志を有司に得ず。利器を懷抱し、鬱鬱として茲の土に適く。吾其の必ず合ふこと有るを知る。董生勉めよや。夫れ子の以て時に遇はざるを以て、苟も義を慕ひ仁に

于觴。追而送二之江之滸一。飲二食之一。且告曰。凡吏二于土一者。若知二其職一乎。蓋民之役。非二以役レ民而已一也。凡民之食二於土一者。出二其什一一傭二乎吏一。使レ司二平於我一也。今受二其直一。怠二其事一者。天下皆然。豈惟怠レ之。又從而盜レ之。向使レ傭二一夫於家上。受二若直一。怠二若事一。又盜二若貨器一。則必甚怒。而

職を知るか。蓋し(五)民の役は、以て民を役するのみに非ざるなり。凡そ民の土に食する者は、其什一(六)を出して吏を傭ひ、平を我に司らしむるのみ。今は其直(八)を受けて、其事を怠る者、天下皆然り。豈惟(七)之を怠るのみならんや、又從つて之を盜む。向に一夫をして家に傭はしめんに、若の直を受けて、若が事を怠り、又若が貨器を盜まば、則ち必ず甚だ怒つて、而して之を黜罰(九)せん。以ふに今の天下は多く此に類す。而も民敢て其怒と黜罰とを肆にする莫きは何ぞや。(一〇)勢同じからざればなり。勢同じからざるも、而も理は同じ。吾民を如何せん。理に達する者有らば、恐れて畏れざるを得んや。存義は假に零陵に令たること二年なり。蚤に作きて夜に思ひ、力め(一一)勤めて心を勞し、訟ふる(一二)者平に、賦する(一三)者均しく、老弱にも詐を懷きて暴憎する無し。其の虚しく直を取らざるを爲すや、(一四)的かなり。其の恐れて畏るゝことを知るや、審かなり。(一五)吾賤しうして且つ辱しめらる。(一六)攷績幽明の說に與るを得ず。其往くに於て、故に之を賞するに酒肉を

里者。一食或盡二粟一石一。食レ馬者。不下知二其能千里一而食上也。是馬也雖レ有二千里之能一。食不レ飽。力不レ足。才美不二外見一。且欲丁與二常馬一等上。不レ可レ得。安求二其能千里一也。策レ之不レ以二其道一。食レ之不レ能レ盡二其材一。鳴レ之不レ能レ通二其意一。執レ策而臨レ之曰。天下無二良馬一。嗚呼其眞無レ馬耶。其眞不レ識レ馬耶。

之を策つに其道を以てせず、之を食ふに其材を盡すこと能はず、之に鳴けども、(七)其意を通ずる能はず。策を執つて之に臨んで曰く、天下に良(八)馬無しと。嗚呼其れ眞に馬無きか、其れ眞に馬を識らざるか。

(一)秦の穆公の時に孫伯揚よく馬を相す、時人之を天上の伯樂星に喩ふ　(二)賢臣有れども名君無きを意味す　(三)飼料桶を槽とし厩板を櫪とす、騈は併なり、凡馬と倶に死するの謂なり　(四)養ふなり　(五)食少く勢力充分ならず千里の才も外に現はれず　(六)尋常の駑馬と等しからんことを求む　(七)馬が養ふ者に向つて鳴いて千里の能あるを告ぐるも其意を人に通ずる能はず　(八)英雄豪傑無しと歎息するなり

河東薛存義將レ行。柳子載二肉于俎一。崇二酒

薛存義を送る序(一)

柳子厚

河東の薛存義將に行かんとす。柳子肉を俎(二)に載せ、酒を觴(三)に崇て、追うて之を江の滸に送り、之に飲食せしめ、且つ告げて曰く、凡そ土に吏たる者、若(四)其

則非三雲之所二能使レ爲レ靈也。然龍弗レ得レ雲。無三以神二其靈一矣。失三其所二憑依一。信不可歟。異哉其所二憑依一。乃其所二自爲一也。易曰。雲從レ龍。既曰レ龍。雲從レ之矣。

を掩ひ藏す　（五）風雨の變化を神妙にす　（六）賢臣は明君によりて靈妙の活動をなすべし　（七）依頼する所のもの
（八）賢臣の必ず明君に從ふを謂ふ、語は易の文言傳に出でたり

世有二伯樂一。然後有二千里馬一。千里馬常有。而伯樂不二常有一。故雖レ有二名馬一。祇辱二於奴隷人之手一。駢二死於槽櫪之間一。不下以二千里一稱上也。馬之千

雜說　下

韓文公

世に伯樂（一）有り、然して後に千里の馬有り。千里の馬は常に有れども、伯樂は常には有らず。故に名馬有りと雖も、祇奴隷人（二）の手に辱しめられて、槽櫪（三）の間に駢死し、千里を以て稱せられざるなり。馬の千里なる者は、一食に或は粟一石を盡す。馬を食ふ者、其の能く千里なるを知つて食はざるなり。是の馬や、千里の能有りと雖も（四）、食（五）飽かず、力足らず、才の美外に見はれず。且く常馬（六）と等しからんと欲するすら、得べからず。安んぞ其能く千里なるを求めんや。

其爲犬豕豺狼麋鹿。惟麟也不可知。不可知。則其謂之不祥也亦宜。雖然。麟之出。必有聖人在乎位。麟爲聖人出也。聖人者。必知麟。麟之果不爲不祥也。又曰。麟之所以爲麟者。以德不以形。若麟之出。不待聖人。則其謂之不祥也亦宜。

雜說上

韓文公

龍噓氣成雲。雲固弗靈於龍也。然龍乘是氣。茫洋窮乎玄間。薄日月。伏光景。感震電。神變化。水下土。汨陵谷。雲亦靈怪矣哉。雲龍之所能使爲靈也。若龍之靈。

龍氣を噓(一)けば雲を成す、雲は固より龍より靈ならざるなり。然も龍は是の氣(二)に乘じ、茫洋(三)として玄間を窮め、日月に薄り、光景(四)を伏し、震電を感じ、變化(五)を神にし、下土を水にし、陵谷を汨す。雲も亦(六)靈怪なるかな。雲は龍の能く靈爲らしむる所たり。龍の靈の若きは、則ち雲の能く靈爲らしむる所に非ざるなり。然れども龍も雲を得ざれば、以て其靈を神にする無し。其の憑依(七)する所を失へば、信に不可なるか。異なるかな(八)其の憑依する所は、乃ち其の自ら爲す所なり。易に曰く、雲は龍に從ふと。既に龍と曰へば、雲之に從ふなり。

(一) 氣を吐くの急なるを吹とし緩なるを噓とす　(二) 即ち雲なり　(三) ひろ〳〵と限りなき大空　(四) 日月の光輝

麟之爲レ靈昭昭也。詠二於詩一。書二於春秋一。雜二出於傳記百家之書一。雖二婦人小子一。皆知二其爲レ祥也。然麟之爲レ物。不レ畜二於家一。不二常有一於天下一。其爲レ形也不レ類。非下若二馬牛犬豕豺狼麋鹿一然上。然則雖レ有レ麟。不レ可レ知二其爲一レ麟也。角者吾知二其爲一レ牛。鬣者吾知二其爲一レ馬。犬豕豺狼麋鹿。吾知三

麟の靈爲る昭昭たり。詩に詠じ(二)、春秋に書し(三)、傳記百家の書に雜出し、婦人小子と雖も、皆其の祥(四)爲るを知る。然も麟の物たるや、家に畜はず、常(五)に天下に有るならず。其の形爲るや類せず(六)、馬牛犬豕豺狼麋鹿の若く然るに非ず。然らば則ち麟有りと雖も、其の麟爲るを知るべからざるなり。角ある者は吾其の牛爲るを知り、鬣ある者は吾其の馬爲るを知り、犬豕豺狼麋鹿は、吾其の犬豕豺狼麋鹿爲るを知るも、惟麟は知るべからず。知るべからずんば、則ち其れ之を不祥と謂ふも亦宜なり。然りと雖も、麟の出づるや、必ず聖人の位に在る有り、麟は聖人の爲に出づるなり。聖人は、必ず麟を知らば麟は之れ果して不祥爲らざるなり。又曰く、麟の麟爲る所以の者は、德を以てして(七)形を以てせずと。若し麟の出づる、聖人を待たずんば、則ち其れ之を不祥と謂ふも亦宜なり。(八)

(一) 麕身牛尾一角の靈獸なり、聖人と共に世に出づと稱せらる、解は解釋の義　(二) 詩經周南に見ゆ　(三) 春秋魯哀公十四年の條參看　(四) 瑞祥吉兆　(五) 天下にいつでも有るといふものならず　(六) 形の類すべきなし　(七) 生肉を食はず生草を踐まず、王道の德ありと稱せらるゝを意味す　(八) 聖人に非ずんば知る能はざればなり

官盛則近ㇾ諛。嗚呼師道之不ㇾ復可ㇾ知矣。巫醫樂師百工之人。君子鄙ㇾ之。今其智乃反不ㇾ能ㇾ及。可ㇾ怪也。聖人無二常師一。萇弘師襄老聃郯子之徒。其賢不ㇾ及二孔子一。孔子曰。三人行。必有二我師一焉。故弟子不三必不二如ㇾ師。師不三必賢二於弟子一。聞ㇾ道有二先後一。術業有二專攻一。如ㇾ是而已。李氏子蟠。年十七。好二古文一。六藝經傳。皆通二習之一。不ㇾ拘二於時一。請ㇾ學二於余一。余嘉三其能行二古道一。作二師說一以貽ㇾ之。

師有りと。故に弟子は必ずしも師に如かずんばあらず、師は必ずしも弟子より賢からず。道を聞くに先後有り、術業に專攻有りて、是の如くなるのみ。李氏の子蟠（一二）は、年十七、古文を好み、六藝經傳（一三）、皆之に通習し、時に拘はらず（一四）。余に學ばんことを請ふ。余其の能く古道を行ふを嘉し、師說を作つて以て之に貽る。

（一）巫祝、醫師、樂人、百工　（二）相互に師とし教授す　（三）弟子の位高きは恥づべく、師高官なれば諂諛に類すと　（四）士大夫の智は百工に及ぶ能はず　（五）論語子張篇の語　（六）周の樂師なり孔子樂を問へり　（七）魯の樂官なり、孔子琴を學べり　（八）老子なり孔子禮を問ふと傳へらる　（九）孔子が古官を問ひし人　（一〇）論語述而篇に出づ　（一一）專門に研究せると否と　（一二）貞元十九年の進士　（一三）六經に同じ　（一四）時代の惡習に拘泥せず

獲麟の解（一）

韓文公

之聖人。其出レ人也遠矣。猶且從レ師而問焉。今之衆人。其去二聖人一也亦遠矣。而恥レ學二於師一。是故聖益聖。愚益愚。聖人之所二以爲一レ聖。愚人之所二以爲一レ愚。其皆出二於此一乎。愛二其子一。擇レ師而敎レ之。於二其身一也。則恥レ師焉。惑矣。彼童子之師。授二之書一。而習二其句讀一者也。非下吾所レ謂傳二其道一。解二其惑一者上也。句讀之不レ知。惑之不レ解。或師焉或不焉。小學而大遺。吾未レ見二其明一也。

りたゞ道義を修得せる人は即ち我師なりとの義　(三) 蔡邕の勸學篇にも人貴賤と無く道在れば則ち尊しとあり　(四) 常人に傑出す　(五) 及ばざること遠し　(六) 自己に就いては　(七) 一に句豆とも書す、よみきりを句とし、誦讀に便ずるを讀とす　(八) 句讀には師につき惑には師につかず

巫醫樂師百工之人。不レ恥二相師一。士大夫之族。曰レ師曰二弟子一云者。則羣聚而笑レ之。問レ之則曰。彼與レ彼年相若也。道相似也。位卑則足レ羞。

(一)巫醫樂師百工の人は、相師とするを恥ぢず。士大夫の族、師と曰ひ弟子と曰ふ者は、則ち羣聚して之を(二)笑ふ。之を問へば則ち曰く、彼と彼と年相若き、道相似たり、(三)位卑ければ則ち羞づるに足り、官盛んなれば則ち諛に近しと。嗚呼師道の復せざるや知るべきなり。巫醫樂師百工の人は、君子之を鄙しめども、今は其智乃ち反つて及ぶこと能はず、怪しむべきかな。(五)聖人には常の師無し。(六)萇弘・(七)師(四)襄・(八)老聃・(九)郯子の徒は、其賢孔子に及ばざるに、孔子は曰く、(一〇)三人行へば、必ず我

而不從師。其爲惑也。終不解矣。生乎吾前。其聞道也。固先乎吾。吾從而師之。生乎吾後。其聞道也。亦先乎吾。吾從而師之。吾師道也。夫庸知其年之先後生於吾乎。是故無貴無賤。無長無少。道之所存。師之所存也。嗟乎師道不傳也久矣。欲人之無疑惑也。難矣。古

ば、吾は從つて之を師とせん。吾は道を師とせんのみ。夫れ庸ぞ其年の吾に先後生するを知らんや。是の故に貴と無く賤と無く、長と無く少と無く、道の(三)存する所は、師の存する所たり。嗟乎師道の傳はらざるや久し、人の疑惑無きを欲するや、難いかな。古の聖人、其の人を出づるや遠し。(四)猶ほ且つ師に從つて問へり。今の衆人は、其の聖人を去るや(五)亦遠きに、而も師に學ぶことを恥づ。是の故に聖は益〻聖、愚は益〻愚なり。聖人の聖爲る所以、愚人の愚爲る所以、其れ皆此に出づるか。其子を愛して、師を擇んで之を教ふるも、(六)其身に於ては、則ち師とするを恥づ。惑へるかな。彼の童子の師は、之に書を授けて、(七)其句讀を習はしむる者なり、吾の所謂其道を傳へて、其惑を解く者には非ざるなり。句讀の知らざる、惑の解けざる、(八)或は師とし、或はしかせず。小しく學んで大いに遺る。吾未だ其明なるを見ざるなり。

(一) 聖賢仁義を道とし文行を業とし、無知蒙昧を啓發す (二) 以下年齢の多少出生の先後は師弟の關係と沒交渉な

古之學者必有ㇾ師。師者所㆓以傳ㇾ道授ㇾ業解ㇾ惑也。人非㆓生而知ㇾ之者㆒。孰能無ㇾ惑。惑

卷五　有字集

小心文

此集は皆謹厳簡潔の文。場屋中、日晷限有り。(一)巧遅の者は、拙速に如かず。(二)論策の結尾、略此の法度を用ひば、主司亦必ず異人(三)を以て之を待たん。

(一) 時間の制限有り　(二) 孫子作戰篇の語に取る　(三) 俊抜なる人物

師説　韓文公

古の學者は必ず師有り、師は道を傳へ業を授け惑を解く所以なり。人生れながらにして之を知る者は非ず、孰か(一)能く惑無からん。惑ひて師に從はずんば、其の惑爲るや、終に解けざらん。吾が(二)前に生れて、其の道を聞くや、固より吾に先だたば、吾從つて之を師とせん。吾が後に生れて、其の道を聞くや、亦吾より先なら

懼れ、一たび昌言を陳じて、以て重望を塞ぎ、且つ洛の士大夫の惑を解かば、則ち幸甚幸甚。

㊀任期の短かきを謂ふ　㊁政治教化共に清明天下太平なり　㊂千里の遠方　㊃直言に同じ　㊄諫官として奏上進諫する所　㊅平民賤者の服なり、仕官せずして草野に在る者　㊆經書歷史の類　㊇善言　㊈世人の重く公に期待せる所を滿足せしめ併せて公を知る洛の士大夫の疑惑を解くべしとなり

士。而彰吾君有納諫之明也。夫布衣韋帶之士。窮居草茅。坐誦書史。常恨不見用。及用也。又曰。彼非我職。不敢言。或曰。我位猶卑。不得言。得言矣。又曰。我有待。是終無一人言也。可不惜哉。伏惟執事思天子所以見用之意。懼君子百世之譏。一陳昌言。以塞重望。且解洛士大夫之惑。則幸甚幸甚。

年。適遇二延齡陸贄事一。一諫而罷。以塞二其責一。向使三止五年六年。而遂遷二司業一。是終無二一言一而去也。何所レ取哉。

今之居レ官者。率三歲而一遷。或一二歲。甚者半歲而遷也。此又非レ可三以待二乎七年一也。今天子躬親二庶政一。化理清明。雖レ爲二無事一。然自二千里一詔二執事一。而拜二是官一者。豈不レ欲下聞二正議一而樂中讜言上乎。今未レ聞丁有レ所二言說一。使四天下知三朝廷有二正

今の官に居る者は、(一)率ね三歲にして一遷し、或は一二歲、甚しきは半歲にして遷る。此れ又以て七年を待つべきに非ざるなり。今は天子躬づから庶政を親らし、化理淸明、無事爲りと雖も、然も(三)千里より執事に詔して、是官に拜せし者は、(二)豈正議を聞いて(四)讜言を樂しむを欲せざるならんや。今未だ(五)言說する所有り、天下をして朝廷に正士有ることを知りて、吾君に納諫の明有ることを彰かならしむるを聞かざるなり。夫れ(六)布衣韋帶の士、草茅に窮居し、坐して(七)書史を誦するや、常に用ひられざるを恨むも、用ひらるゝに及べば、又曰く、彼は我職に非ず、敢て言はずと。或は曰く、我位猶ほ卑し、言ふことを得ずと。言を得れば、又曰く、我は待つこと有りと。是れ終に一人の言ふもの無きなり。惜まざるべけんや。伏して惟ふに、執事、天子が用ひらるゝ所以の意を思ひ、君子百世の譏を

識二其意一。而妄譏上。脩獨以謂不レ然。當三退之作レ論時一。城爲二諫議大夫一已。五年。後又二年。始延二論陸贄一。及沮二裴延齡作レ相。欲レ裂二其麻一。纔兩事耳。當二德宗時一。可レ謂二多事一矣。授受失レ宜。叛將強臣。羅二列天下一。又多二猜忌一。進二任小人一。於二此之時一。豈無二一事可レ言。而須二七年一耶。當時之事。豈無レ急下於沮二延齡一論二陸贄一兩事上耶。謂宜二朝拜レ官。而夕奏疏一也。幸而城爲二諫官一七

めて陸贄を廷論し、及び裴延齡が相と作るを沮み、其麻(四)を裂かんと欲せし、纔に兩事のみ。德宗の時に當つて、多事なりと謂ふべし。(五)授受宜を失し、叛將強臣、天下に羅列せり。又猜忌(六)多く、小人を進任しぬ。此時に於て、豈一事の言ふべき無くして、而して七年を須たんや。當時の事、豈延齡を沮み陸贄を論ずるの兩事より急なる無からんや。謂ふに宜しく朝に官を拜せば、夕に奏疏(七)すべきなり。幸にして城の諫官爲ること七年、適く延齡陸贄の事に遇ふや、一諫して罷め、以て其責を塞ぎぬ。向に止五年六年にして遂に司業(八)に遷らしめば、是れ終に一言無くして去るなり、何の取る所あらんや。

(一) 卷二參照 (二) 下文に明なり (三) 唐德宗貞元十一年裴延齡陸贄を譖す陽城諫官を率ゐて闕に至り延齡の姦を論じたり (四) 詔勅を寫せる任官の辭令書なり (五) 盜を以て牧守とし守帥を殺せる士卒に節鉞を授けし類 (六) 猜疑嫉妬の風行はる (七) 上奏進言の章疏 (八) 城は罷めて國子司業に移りぬ

懼也、夫七品之官。任二天下之責一。懼二百世之譏一。豈不レ重邪。非二材且賢者一。不レ能也近執事。始被レ召二於陳州一。洛之士大夫相與語曰。我識二范君一。知二其材一也。其來。不レ爲二御史一。必爲二諫官一。及二命下一。果然。則又相與語曰。我識二范君一。知二其賢一也。他日聞下有上レ立二天子陛下一。直レ辭正レ色。面爭庭論者上。非二他人一。必范君也。拜レ命以來。翹レ首企レ足。竚二乎有一レ聞。而卒未也。竊惑レ之。豈洛之士大夫。能料二於前一。而不レ能レ料二於後一也。將執事有レ待而爲也。

他人に非ずして、必ず范君ならんと。命を拜して以來、首を翹げ足を企て、聞くこと有るを竚つに、(六)而も卒に未だし。竊に之に惑ふらく、豈洛の士大夫、能く前に料つて、而して後に料る能はざるか、將執事の待つこと有つて(七)爲すかと。

㈠ 宋の九卿は太常・光祿・衞尉・太僕・廷尉・大鴻臚・宗正・少府・大司農なりき ㈡ 有道の人より剌斥せらる ㈢ 書籍 ㈣ 邪惡を糺し綱紀を肅正する官名 ㈤ 天子の面前に爭論し朝廷に論議す ㈥ 渇望期待する貌 ㈦ 時機と事件との發生を待つ

昔韓退之作二爭臣論一。以譏二陽城不一レ能レ極諫一。卒以レ諫顯。人皆謂下城之不上レ諫。蓋有レ待而然。退之不レ識二其意一。而妄譏。修獨以謂不レ然。

昔は韓退之、(二)爭臣論を作り、以て陽城が極諫する能はざるを譏りしが、卒に(三)諫を以て顯はれき。人皆城の諫めざりしは、蓋し待つこと有つて然りしなり、退之は其意を識らずして、妄に譏りしと謂へり。脩獨り以謂らく然らずと。退之が論を作りし時に當つて、城は諫議大夫爲ること已に五年なり。後又二年、始

曰必不可行。立于殿陛之前。與天子爭是非者。諫官也。宰相尊行其道。諫官卑行其言。言行。道亦行也。

九卿百司郡縣之吏。守一職者。任一職之責。宰相係天下之事。亦任天下之責。然宰相九卿而下。失職者。受責於有司。諫官之失職也。取譏於君子。有司之法。行乎一時。君子之譏。著之簡冊而昭明。垂之百世而不泯。甚可

(一)九卿百司郡縣の吏、一職を守る者は、一職の責に任ず。宰相諫官は天下の事に係り、亦天下の責に任ず。然も宰相九卿より下つかた、職を失ふ者は、責を有司に受くるに、諫官の職を失ふや、譏(二)を君子に取る。有司の法は、一時に行はるゝのみ。君子の譏は、之を簡冊(三)に著はして昭明にし、之を百世に垂れて泯びず、甚だ懼るべきなり。夫れ七品の官にして、天下の責に任じ、百世の譏を懼る。豈重からざらんや。材且つ賢なる者に非ずんば、能はざるなり。近ろ執事、始めて陳州より召さる。洛の士大夫相與に語つて曰く、我は范君を識れり。其材を知れり。其來るや、(四)御史と爲らずんば、必ず諫官と爲らんと。命下るに及び、果して然り。則ち又相與に語つて曰く、我范君を識れり、其賢なるを知れり。他日天子の陛下に立つて、辭を直くし色を正しうし、(五)面爭庭論する者有るを聞かば、

焉。今世之官。自二九卿百執事一。外至二一郡縣吏一。非レ無レ責。官大職。可三以行二其道一也。然縣越二其封一。郡逾二其境一。雖二賢守長一。不レ得レ行。以二其有一レ守也。吏部之官。不レ得レ理二兵部一。鴻臚之卿。不レ得レ理二光祿一。以二其有一レ司也。若二天下之得失。生民之利害。社稷之大計一。惟所二見聞一而不レ繫二職司一者。獨宰相可レ行レ之。諫官可レ言レ之爾。故士學レ古懷レ道者。仕二於時一。不レ得レ爲二宰相一。必爲二諫官一。諫官雖レ卑。與二宰相一等。天子曰不可。宰相曰可。天子曰然。宰相曰不レ然。坐二乎廟堂之上一。與二天子一相可否者。宰相也。天子曰是。諫官曰非。天子曰必行。諫官

獨り宰相のみ之を行ふべく、諫官のみ之を言ふべし。故に士の古を學び道を懷く者、時に仕へて、宰相爲るを得ざれば、必ず諫官と爲る。諫官は卑しと雖も、宰相と等し。天子曰く不可と。宰相曰く可と。天子曰く然りと。宰相曰く然らずと。(一四)廟堂の上に坐し、天子と相可否する者は、宰相なり。天子曰く是と。諫官曰く非と。天子曰く必ず行へと。諫官曰く必ず行ふべからずと。(一五)殿陛の前に立ちて、天子と是非を爭ふ者は、諫官なり。宰相は尊くして其道を行ひ、諫官は卑うして其言を行ふ。言行はるれば、道も亦行はる。

(一) 范仲淹字は希文文正と諡す時に右司諫たりき　(二) 草案なれば略するなり　(三) 進奏院より發行する一種の官報の如きもの　(四) 范公は陳州の通判より召されて司諫たり　(五) 七品の相等官たり　(六) 諫官の職は天下の得失、一時代の輿論に關係を有す　(七) 道を行ふべき職權有り　(八) 管轄の外に出づるなり即ち職權を越ゆるなり　(九) 文武官の選敍等を掌る　(一〇) 軍事を司る　(一一) 外國交通の事を司る　(一二) 祭祀宴饗等を掌る　(一三) 目に睹耳に聞くを得る所の事にして一定の司掌すべき役所なきもの　(一四) 朝廷の政事堂　(一五) 宮殿の階前

月日具官。謹齋沐拜書。司諫學士執事。前月中得進奏吏報。云。自陳州召至レ闕。拜司諫。卽欲下爲二一書一以賀上。多事匆卒。未レ能也。司諫七品官爾。於二執事一得レ之。不レ當レ喜。而獨區區欲二一賀一者。誠以二諫官者。天下之得失。一時之公議係一

范司諫に上つる書(一)

歐陽公

月日具官(二)、謹んで齋沐拜書す。司諫學士執事。前月中進奏(三)の吏報を得たるに云ふ、陳州(四)より、召されて闕に至り、司諫に拜せらると。卽ち一書を爲つて以て賀せんと欲せしも、多事匆卒、未だ能はざるなり。司諫は七品(五)の官のみ。執事に於て之を得とも、喜と爲すべからざるに、而も獨り區區として一賀せんと欲する者は、誠に諫官なる者は、天下の得失、一時の公議係るを以てのみ。今世の官、九卿百執事より、外は一郡縣吏(六)に至るまで、貴官大職の、以て其道(七)を行ふべき無きには非ざるなり。然も縣(八)は其封を越え、郡は其境を逾えば、賢守長と雖も、行ふことを得ざらん、其の守有るを以てなり。吏部(九)の官は、兵部(一〇)を理するを得ず、鴻臚(一一)の卿は、光祿(一二)を理するを得ず、其の司有るを以てなり。天下の得失、生民の利害、社稷の大計の若き、惟見聞(一三)する所のまゝにして、職司に繫らざる者は、

試以爲。董生得聖人之經。其失也流而爲迂、晁錯得聖人之權。其失也流而爲詐。有二子之材。而不流者。其惟賈生乎。惜乎今之世。愚未見其人也。作策二道。曰審勢審敵。作書十篇。曰權書。洵有山田一頃。非凶歲可以無飢。力耕而節用。亦足以自老。不肖之身不足惜。而天之所與者不忍棄。且不敢褻也。執事之名滿天下。天下之士。用與不用。在執事。故敢以所謂策二道權書十篇爲獻。平生之文。遠不可多致。有洪範論史論十篇。近以獻內翰歐陽公。度執事與之朝夕相從。議天下之事。則斯文也其亦庶乎得陳於前矣。若夫言之可用。與其身之可貴與否者。執事事也。執事責也。於洵何有哉。

謂策二道・權書十篇を以て獻と爲す。平生の文は、遠く(一六)して多く致すべからず。洪範論・史論十篇有り、近ごろ以て內翰(一七)歐陽公に獻じぬ。度るに執事は之と朝夕相從ひ、天下の事を議す。則ち斯の文や、其れ亦前に陳ぬるを得たるに庶からんか。夫(一八)の言の用ふべきと、其身の貴うずべきと否との若きは、執事の事なり、執事の責なり。洵に於て何か有らんや。

(一) 四聲に拘泥し雜駁に物事を記臆す (二) 文章の體裁 (三) 永久に世に棄てらるゝを本分と甘んず (四) 詩三百篇の作者 (五) 離騷等の賦を作りし人 (六) 孟軻韓愈の渾厚醇粹 (七) 史馬遷班固の雄大剛壯 (八) 孫武吳起の簡短切實 (九) 漢の董仲舒 (一〇) 漢の人卷三參照 (一一) 流れ亂れざる者 (一二) 漢の賈誼 (一三) 論策なり八家文に出づ (一四) 心術法政強弱攻守用間孫武子賈六國項羽高祖の十篇 (一五) 山中の田地 (一六) 道路遼隔にして獻じ難し (一七) 翰林學士歐陽修 (一八) 洵の言に採るべきあるか否か洵が身に官を與ふべきか否か

養者見二執事於益州一。當時之文。淺狹可レ笑。飢寒困窮亂二其心一。而聲律記問。又從而破二壞其體一。不レ足レ觀也已。數年來。退二居山野一。自分二永棄一。與二世俗一日疎闊。得三以大肆二其力於文章一。詩人之優柔。騷人之淸深。孟韓之溫醇。遷固之雄剛。孫吳之簡切。投レ之所レ向無レ不レ如レ意。嘗

曩には執事に益州に見えき。當時の文は、淺狹笑ふべし。飢寒困窮其心を亂して、聲律記問、又從つて其體を破壞しぬ、觀るに足らざるのみ。數年來、山野に退居し、自ら永棄を分とし、世俗と日に疎濶、以て大いに其力を文章に肆にするを得たり。詩人の優柔、騷人の淸深、孟韓の溫醇、遷固の雄剛、孫吳の簡切、之に投じて向ふ所意の如くならざるは無し。嘗て試に以爲らく、董生は聖人の經を得たり、其失や流れて迂と爲りき。鼂錯は聖人の權を得たり、其失や流れて詐と爲りぬと。二子の材有つて、而して流せざる者は、其れ惟賈生か。惜いかな今の世、愚未だ其人を見ざるなりと。策二道を作る、審勢審敵と曰ふ。書十篇を作る、權書と曰ふ。洵に山田一頃有り、凶歲に非ざれば以て飢うる無かるべし。力耕して用を節せば、亦以て自ら老ゆるに足らん。不肖の身は惜むに足らざるも、而も天の與ふる所の者は棄つるに忍びず、且つ敢て褻さざらんとす。執事の名は天下に滿つ。天下の士、用ふると用ひざると、執事に在り。故に敢て所

金之子。可二以貧一レ人。可二以富一レ人。非二天之所一レ與。雖下以二貧レ人富レ人之權一。求中一言之幾上乎道甲不レ可レ得也。天子之宰相。可二以生一レ人。可二以殺一レ人。非二天之所一レ與。雖丁以二生レ人殺レ人之權一。求丙一言之幾乙乎道。不レ可レ得也。今洵用二力於聖人賢人之術一。亦已久矣。其言語。其文章。雖レ不レ識三其果可下以有レ用二於今一。而傳中於後上與上否。獨怪。夫得レ之之不レ勞。方三其致二思於心一也。若二或起一レ之。得二之心一而書二之紙一也若二或相一レ之。夫豈無下一言之幾二於道一者上乎。千金之子。天子之宰相。求而不レ得者。一旦在レ己。故其心有二以自負一。或者天其亦有二以與一レ我也。

を求むと雖も、得べからざるなり。今洵は力を聖人賢人の術に用ふること、亦已に久し。其言語、其文章、其果して以て今に用有りて、後に傳はるべきと否とを識らずと雖も、獨り怪しむ、(六)夫の之を得るの勞せざるは其の思を心に致すに方つてや、(七)或は之を起すが若く、之を心に得て、之を紙に書するや、或は之を相くるが若し。夫れ豈一言の道に幾き者無からんや。千金の子、天子の宰相、求めて得ざる者、一旦己に在り。故に其心以て自負する有り。(八)或者は天其れ亦以て我に與ふる有るかと。

㈠自重自信す　㈡一足飛に　㈢せめては一言にても道に近きものを吐かんと求む　㈣財力を有する富豪のもの　㈤天賦に非ずんば財力にては道に近づき能はざるの謂　㈥以下文に天賦あるを自信するなり　㈦自己の思想に神助の加はるが如き感あり　㈧自慢する所有り

生。如レ此而死。如レ此而貧賤。如レ此而富貴。升而爲レ天。沈而爲レ淵。流而爲レ川。止而爲レ山。彼不レ預ニ吾事一。吾事畢矣。切怪。夫後之賢者。不レ能三自處ニ其身一也。飢寒困窮之不レ勝。而號ニ於人一。嗚呼使三吾誠死ニ於飢寒困窮一耶。則天下後世之責。將ニ必有レ在。彼其身之責。不ニ自任以爲レ憂。而我取而加ニ之吾身一。不ニ亦過一乎。

の義 (八) 暗に韓文公の如き者を指す (九) 他に在りて我に在らざらんとす (一〇) 自己の樂天窮天を憂へずして他人の逆天を取りて自ら憂ふるは過ならずや

今洵之不肖。何敢自列ニ於聖賢一。然其心亦有下所レ甚不ニ自輕一者上。何則天下之學者。孰不レ欲三一蹴而造ニ聖人之域一。然及ニ其不レ成也。求三一言之幾ニ乎道一。而不レ可レ得也。千

今は洵の不肖なる、何ぞ敢て自ら聖賢に列せんや。然も其心に亦甚だ自ら輕ん(一一)ぜざる所の者あり。何となれば則ち天下の學者、孰か(一二)一蹴して聖人の域に造ることを欲せざらん。然も其の成らざるに及んでや、(一三)一言の道に幾きを求むとも、而も得べからざるなり。(一四)千金の子、以て人を貧にすべく、以て人を富にすべし。(一五)天の與ふる所に非ずんば、人を貧にし人を富にするの權を以て、一言の道に幾きを求むと雖も、得べからざるなり。天子の宰相、以て人を生すべく、以て人を殺すべし。天の與ふる所に非ずんば、人を生し人を殺すの權を以て、一言の道に幾き

道之所ㇾ在也。衛靈．魯哀．齊宣．梁惠之徒。不ㇾ足二相與以有ㇾ爲也。我亦知ㇾ之矣。抑將ㇾ盡二吾心一焉耳。吾心之不ㇾ盡。吾恐天下後世。無三以責二夫衛靈．魯哀．齊宣．梁惠之徒一。而彼亦將ㇾ有三以辭二其責一也。然則孔子孟軻之目。將ㇾ不ㇾ瞑二於地下一矣。夫聖人賢人之用ㇾ心也。固如ㇾ此。如ㇾ此而

るのみ。吾心の盡さざる、吾恐らくは天下後世、以て夫の衛靈・魯哀・齊宣・梁惠の徒を責むる(五)無くして、彼も亦將に以て其責を辭する有らんとす。然らば則ち孔子孟軻の目、將に地下に瞑せざらんとす。夫れ聖人賢人の心を用ふるや、固より此の如し。此の如くにして生き、此の如くにして死し、此の如くにして貧賤、此の如くにして富貴、升つては天と爲り、沈んでは淵と爲り、流れては川と爲り、止つては山と爲る。(六)彼は吾が事に預らず、吾事畢ると。(七)切に怪しむ、夫の後の賢者、自ら其身を處する能はざるや、飢寒困窮に之れ勝へずして、而して人に號ぶ(八)ことを。嗚呼吾をして誠に飢寒困窮に死せしめば、則ち天下後世の責、將に必ず(九)在るところ有らんとす。(一〇)彼其身の責、自ら任じて以て憂と爲さずして、我取りて之を吾身に加ふるは、亦過たずや。

(一) 諸國に游說し途中にて老衰せり (二) 責任の存する所 (三) 衛靈公魯哀公は政を孔子に問ひ齊宣王梁惠王は孟子に問へり (四) 孔孟の心中を忖りて謂ふなり (五) 天に逆つて人を用ひざるの罪を責めずして却つて孔孟を用ひざりし言譯を與ふるに至らんとす (六) 彼の四君の事業は我に關係なし我は吾事を盡せるのみの意 (七) 頻に甚だ

褻ㇾ天。自卑以求ㇾ幸二其言一。自小以求ㇾ用二其道一。天之所二以與ㇾ我者何如。而我如此也。其名曰ㇾ褻ㇾ天。褻ㇾ天。我之罪也。褻ㇾ天。亦我之罪也。不ㇾ棄不ㇾ褻。而人不二我用。不二我用一之罪也。其名曰ㇾ逆ㇾ天。然則棄ㇾ天褻ㇾ天者。其責在ㇾ我。逆ㇾ天者。其責在ㇾ人。在ㇾ我者。吾將ㇾ盡二吾力之所ㇾ能爲一者。以塞下夫天之所二以與ㇾ我之意上。而求ㇾ免二夫天下後世之譏一。在ㇾ人者吾何知焉。吾知ㇾ免二夫一身之責一之不ㇾ暇。而暇二爲ㇾ人憂一乎哉。

吾何ぞ知らん。吾は夫の一身の責を免るゝを知るに之れ暇あらず、人の爲に憂ふるに暇あらんや。

(一)名は況字は元均、宋仁宗の嘉祐中に樞密使となる (二)才料智能の謂なり (三)堯の子丹朱不肖なり堯は天下を讓らざりき (四)舜の子亦不肖なりき (五)舜の父なり父なれども舜の道德材能を尊ふこと能はざるを謂ふ (六)天賦の才德は如何ともすべからざるなり (七)我を世間の用に役せんとす (八)自己の天賦を知悉す (九)僥倖を求むるなり世人が己の言を悅ばんことを冀む義 (一〇)貴顯尊大なるにも拘はらずとの意 (一一)汚瀆す (一二)以下は責任の我に在る者は我全力を盡して之を爲し後世の譏を防がんとすとの意

孔子孟軻之不遇。老二於道途一。而不ㇾ倦不ㇾ慍。不ㇾ怍不ㇾ沮者。夫固知二夫

孔子孟軻の不遇なる、(一)道途に老いしも而も倦まず慍らず、怍ぢず沮まざりし者は、夫れ固に夫の(二)道の在る所を知ればなり。(三)衞靈・魯哀・齊宣・梁惠の徒、相與に以て爲すこと有るに足らざるなり。(四)我亦之を知れり。抑將に吾が心を盡さんとす

與丹朱。舜不得以與商均。而瞽瞍不得奪諸舜。發於其心。出於其言。見於其事。確乎其不可易也。聖人不得以與人。父不得奪諸其子。於此見天之所以與我者。不偶然也。夫其所以與我者。必有以用我也。我知之。不得行之。不以告人。天固用之。我實置之。其名曰

其言に出で、其事に見はれ、確乎として其れ(六)易ふべからざるなり。聖人すら以て人に與ふることを得ず、父すら諸を其子に奪ふことを得ず。此に於て天の我に與ふる所以の者、偶然ならざるを見る。夫れ其の我に與ふる所以の者は、必ず以て(七)我を用ふる有ればなり。(八)我之を知るも、之を行ふことを得ず、以て人に告げずんば、天固に之を用ふるに、我は實に之を置くなり。其名を天を棄つと曰ふ。自ら卑うして以て其言を(九)幸せんことを求め、自ら小として以て其道を用ひんことを求む。天の我に與ふる所以の者は(一〇)何如、而も我は此の如し。其名を天を(一一)褻すと曰ふ。天を棄つるは我の罪なり。天を褻すは、亦我の罪なり。棄てず褻さず、而も人我を用ひずんば、我を用ひざるの罪なり、其名を天に逆ふと曰ふ。然らば則ち天を棄て天を褻す者は、其責我に在り、天に逆ふ者は、其責人に在り。我に在る者は、(一二)吾將に吾力の能く爲す所の者を盡して、以て夫の天の我に與ふる所以の意を塞がんとして、夫の天下後世の譏を免れんことを求めんとす。人に在る者は

翔。汗流籍湜走且僵。滅沒倒景不レ可レ望。作レ書詆レ佛譏ニ君王ー。要下觀ニ南海ー窺ニ衡湘ー。歷ニ舜九疑ー。弔中英皇上ヒ。祝融先驅海若藏レ。約ニ束鮫鰐ー如レ驅レ羊。鈞天無レ人帝悲傷。謳吟下招遣ニ巫陽ー。犧牲雞卜羞ニ我觴ー。於粲ニ荔丹與ニ蕉黃ー。公不ニ少留ー我涕滂、翩然被レ髮下ニ大荒ー。

黄とを粲ぬ。公少くも留らず我涕滂たり、(一二五)翩然髮を被つて大荒より下れ。(一二六)

(一) 白雲の帝郷即ち天 (二) 天の川 (三) 天の文章を選び分つ (四) 織女は天の女孫 (五) 上天より下界に至る (六) 汚濁せる異端の思想を排ひ又糟粕の如き文章を掃除す (七) 日の入る所 (八) 日の出づる所なり、名聲東西に鳴り響く義 (九) 人民の其恩惠を受くること草木が天日の光を受くるが如し (一〇) 詩文の名譽は李白杜甫と肩を比べ參列して先後を爭ふ (一一) 張籍皇甫湜等は終に公の詩文に及ぶ能はず (一二) 天上至高に月の上に在るをもて望めども得べからざるなり (一三) 佛骨表 (一四) 衡山と湘水と (一五) 舜を葬りし山名 (一六) 舜の妃たりし娥皇と女英と (一七) 南海の神 (一八) 海神 (一九) 東海なり鱷魚を退けしを指す (二〇) 上天の中央部 (二一) 天帝 (二二) 謳吟しつつ下り招くべき巫祝を遣はす (二三) 羊牛を牲とし雞骨もて卜ひ祭る (二四) 美麗なる赤き荔枝と黃色の芭蕉果と (二五) 盛に下る貌 (二六) 大空より降臨せよ

天之所ニ以與ヒ我者。豈偶然哉。堯不レ得三以

田樞密に上つる書(一)

蘇老泉

天の我に與ふる所以の者は、(二)豈偶然ならんや。堯は以て丹朱(三)に與ふるを得ず、舜は以て商均(四)に與ふるを得ずして、瞽瞍(五)も諸を舜に奪ふを得ず。其心に發し、

地於州城之南七里。期年而廟成。或曰。公去國萬里。而謫于潮。不能一歲而歸。沒而有知。其不眷戀於潮也審矣。軾曰。不然。公之神在天下者。如水之在地中。無所往而不在也。而潮人獨信之深。思之至。焄蒿悽愴。若或見之。譬如鑿井得泉。而曰水專在是。豈理也哉。元豐元年。詔封公昌黎伯。故牓曰昌黎伯韓文公之廟。潮人請書其事于石。因爲作詩以遺之。使歌以祀公。其辭曰。

參詣出入　(七)哲宗の年號　(八)州の政廳　(九)滿一年　(一〇)僅に　ケ月にして袁州に移れり　(一一)慕ひ顧みず　(一二)神靈の氣顯れ動きて悽然たるなり、禮記祭義篇參照　(一三)神宗の年號　(一四)扁額

公昔騎龍白雲鄕。手抉雲漢分天章。天孫爲織雲錦裳。飄然乘風來帝旁。下與濁世掃粃糠。西遊咸池略扶桑。草木衣被昭回光。追逐李杜參翺

公昔龍に騎る白雲鄕(一)、手に雲漢(二)を抉いて天章(三)を分つ。天孫(四)爲に織る雲錦の裳、飄然風に乘じて帝旁(五)より來る。下りて、濁世(六)の與に粃糠を掃ひ、西のかた咸池(七)に遊んで扶桑(八)を略す。草木(九)衣被す昭回光(一〇)。李杜を追逐して參つて翺翔し、汗流れて籍湜(一一)走つて且つ僵る。滅沒(一二)せる倒景は望むべからず。書を作つ(一三)て佛を詆り君王を譏る。南海を觀て衡湘(一四)を窺ひ、舜の九嶷(一五)を歷て英皇(一六)を弔せんことを要む。祝融(一七)先驅し海若(一八)藏れ、蛟鰐(一九)を約束すること羊を驅るが如し。鈞天(二〇)人無く(二一)帝悲傷し(二二)、謳吟下招巫陽を遣る(二三)。犦牲雞卜我觴を羞め(二四)、於茘丹と蕉

人學レ道則易レ使也。潮人之事レ公也。飲食必祭。水旱疾疫。凡有レ求。必禱焉。而廟在二刺史公堂之後一。民以二出入一爲レ難。前太守。欲下請二諸朝一作中新廟上。不レ果。元祐五年。朝散郎王君滌。來守二是邦一。凡所二以養レ士治レ民者一。一以レ公爲レ師。民既悅服。則出レ令曰。願レ新二公廟一者聽。民懽趍レ之。卜二

郎王君滌、來つて是邦に守たり。凡そ士を養ひ民を治むる所以の者は、一に公を以て師と爲す。民既に悅服す。則ち令を出して曰く、公の廟を新にせんことを願ふ者は聽さんと。民懽んで之に趍き、地を(八)州城の南七里に卜し、(九)期年にして廟成る。或ひと曰く、公は國を去ること萬里にして、潮に謫せられ、(一〇)一歲なる能はずして歸りぬ。沒して知ること有らば、其の潮に(一一)眷戀せざるや審なりと。軾曰く、然らず。公の神の天下に在る者は、水の地中に在るが如く、往く所として在らざるは無し。而も潮人獨り信ずること深く、思ふこと至れり。(一二)焄蒿悽愴、之を見る或るが若し。譬へば井を鑿りて泉を得て、水專ら是に在りと曰ふが如し。豈理ならんやと。(一三)元豐元年、詔して公を昌黎伯に封ず、故に(一四)牓して昌黎伯韓文公の廟と曰ふ。潮人其事を石に書せんことを請ふ。因りて爲に詩を作つて以て之を遺り、歌つて以て公を祀らしむ。其辭に曰く、

(一) 文學行狀 (二) 平民と謂ふに同じ (三) 論語陽貨篇の語 (四) 初穗を供ふるなり (五) 潮州政事堂の後方 (六)

天人之辨。以謂人無レ所レ不レ至。惟天不レ容レ僞。智可三以欺二王公一。不レ可三以欺二豚魚一。力可三以得二天下一。不レ可二以得二匹夫匹婦之心一。故公之精誠。能開二衡嶽之雲一。而不レ能レ回二憲宗之惑一。能馴二鰐魚之暴一。而不レ能レ弭二皇甫鎛李逢吉之謗一。能信二於南海之民一。廟二食百世一。而不レ能レ使二其身一日安二於朝廷之上一。蓋公之所レ能者。天也。其所レ不レ能者。人也。

(四)西漢以前の古文　(五)東漢魏晉宋齊梁陳隋　(六)天下が老佛に惑溺せるを救ふ　(七)佛骨表の事を指す　(八)鎮州にありし時王庭湊を諭じて之を畏怖せしめし類　(九)天と人との區別　(一〇)頑冥無心なればなり、易に中孚豚魚吉とあり　(一一)衡山の神靈を感動せしめし事は文公の詩に見ゆ　(一二)憲宗が佛骨を迎へしを諫止する能はず　(一三)潮州に鰐魚を退けしを指す　(一四)二人共に公の直を忌んで之を讒逐せり　(一五)神とし祀られて永く世に存す　(一六)精誠にして天理の自然に叶へるなり　(一七)人爲の私

始潮人未レ知學。公命二進士趙德一爲二之師一。自レ是。潮之士。皆篤二於文行一。延及二齊民一。至二於今一。號稱レ易レ治。信乎孔子之言。君子學レ道則愛レ人。小

始め潮人は未だ學を知らず。公は進士趙德に命じて、之が師と爲す。是より潮の士、皆文行に篤く、(一)延いて齊民に(二)及び、今に至るまで、號して治め易しと稱せらる。信なるかな孔子の言、君子(三)道を學べば則ち人を愛し、小人道を學べば則ち使ひ易しと。潮人の公に事ふるや、(四)飲食必ず祭り、水旱疾疫、凡そ求むるところ有れば、必ず禱る。而して廟は(五)刺史公堂の後に在り、民は(六)出入を以て難しと爲す。前の太守、諸を朝に請うて新廟を作らんと欲し、果さず。(七)元祐五年、朝散

道喪文弊。異端並起。歷唐貞觀開元之盛。輔以房杜姚宋。而不能救。獨韓文公起布衣。談笑而麾之。天下靡然從公。復歸於正。蓋三百年於此矣。文起八代之衰。而道濟天下之溺。忠犯人主之怒。而勇奪三軍之帥。此豈非參天地關盛衰。浩然而獨存者乎。蓋嘗論

房杜姚宋(二)を以てせるも、而も救ふこと能はず。獨り韓文公は布衣(三)より起り、談笑して之を麾きしに、天下靡然として公に從ひ、正に復歸すること、蓋し此に三百(四)年なり。文は八代の衰を起し、道は天下の溺を濟ひ、忠は人主の怒を犯し、勇は三軍の帥を奪ふ(五)。此れ豈天地に參はり(六)盛衰に關し、浩然(七)として獨存する者に非ずや。蓋し嘗て天人(九)の辨を論じて、以謂へらく人は至らざる所無し、惟天のみ僞を容れずと。智は以て王公を欺くべきも、以て豚魚(一〇)を欺くべからず。力は以て天下をも得べきも、以て匹夫匹婦の心を得べからず。故に公の精誠、能く衡嶽(一一)の雲を開けるも、而も憲宗(一二)の惑を回らす能はず。能く鱷魚(一三)の暴を馴らせるも、而も皇甫鎛・李逢吉(一四)の謗を弭むること能はず。能く南海の民に信ぜられて、百世に廟食(一五)せるも、而も其身をして一日も朝廷の上に安からしむる能はず。蓋し公の能くする所の者は天(一六)なり、其の能くせざる所の者は人(一七)なり。

(一) 貞觀は太宗開元は玄宗の年號 (二) 房玄齡杜如晦は太宗を、姚崇宋璟は玄宗を輔佐せし名臣 (三) 卑賤の身

星。古今所ㇾ傳。不ㇾ可ㇾ誣也。孟子曰。我善養二吾浩然之氣一。是氣也。寓二於尋常之中一。而塞二乎天地之間一。卒然遇ㇾ之。王公失二其貴一。晉楚失二其富一。良平失二其智一。賁育失二其勇一。儀秦失二其辯一。是孰使二之然一哉。其必有下不ㇾ依ㇾ形而立。不ㇾ恃ㇾ力而行。不ㇾ待ㇾ生而存。不ㇾ隨ㇾ死而亡一者上矣。故在ㇾ天爲二星辰一。在ㇾ地爲二河嶽一。幽則爲二鬼神一。而明則復爲ㇾ人。此理之常。無ㇾ足ㇾ怪者。

之をして然らしむるぞ。其れ必ず形に依つて立たず、(一二)力を恃んで行はれず、生を待つて存せず、死に隨つて亡びざる者有り。(一三)故に天に在つては星辰と爲り、地に在つては河嶽と爲り、(一四)幽には則ち鬼神と爲り、(一五)明には則ち復人と爲る。(一六)此れ理の常なり、怪しむに足る者無し。

(一)是の如き人は天地の化育にも參し盛衰の運命にも關係するところあり (二)由來根元あり (三)其逝去するや亦爲す所あるなり (四)周の申伯と呂侯と共に嶽より降るとぞ詩經大雅崧高篇に見ゆ (五)莊子太宗師篇に見ゆ殷の高宗を佐け死して列星となりし人 (六)妄誕虛言とすべからず (七)孟子公孫丑上篇 (八)尋は六尺常は其二倍なり人身の謂なり (九)漢初の謀臣張良陳平 (一〇)古代の勇士孟賁夏育 (一一)戰國の辯士蘇秦張儀 (一二)形に寓するも形によりて立つにはあらず (一三)人の生によりて世に存するに非ず (一四)黃河の如く五嶽の如きなり (一五)幽冥 (一六)顯現の現世

自二東漢一以來。

東漢より以來、道喪び文弊れ、異端並び起り、唐の貞(一)觀開元の盛を歴、輔くるに

檜孫近亦可レ斬也。臣備二員樞屬一。義不下與二檜等一共戴上レ天。區區之心。願斬二三人頭一。竿二之藁街一。然後羈二留虜使一。責以二無禮一。徐興二問レ罪之師一。則三軍之士。不レ戰而氣自倍。不レ然。臣有下赴二東海一而死上耳。寧能處二小朝廷一求レ活耶。

しめて其の侮を禦ぐ (九) 樞密院の一員たり (一〇) 禮記に父母の讐は與に天を戴かずとあり (一一) 金國の使者の旅館の在る街 (一二) 捕縛繋留す (一三) 前出魯仲連の語 (一四) 讐敵の金に臣事する宋の朝廷

潮州韓文公廟碑

蘇東坡

匹夫而爲二百世師一。一言而爲二天下法一。是皆有下以參二天地之化一。關中盛衰之運上。其生也。有二自來一。其逝也。有レ所レ爲。故申呂自レ嶽降。傅說爲二列

匹夫にして百世の師と爲り、一言にして天下の法と爲る。(一)是皆以て天地の化に參はり、盛衰の運に關する有り。其生るゝや、(二)自ら來る有り、其逝くや、(三)爲す所有り。故に(四)申呂は嶽より降り、(五)傅說は列星と爲ると。古今の傳ふる所、(六)誣ふべからざるなり。孟子曰く、(七)我善く吾が浩然の氣を養ふと。是の氣や、(八)尋常の中に寓して、天地の間に塞がる。卒然として之に遇へば、王公も其貴を失し、晉楚も其富を失し、(九)良平も其智を失し、(一〇)賁育も其勇を失し、(一一)儀秦も其辯を失す。是孰か

議一。遂得ニ參知政事一。天下望レ治。有レ如ニ飢渴一。而近伴ニ食中書一。漫不三可ニ否事一。檜曰。虜可レ講レ和。近亦曰。可レ和。檜曰。天子當レ拜。近亦曰當レ拜。臣嘗至ニ政事堂一。三發レ問。而近不レ荅。但曰。已令ニ臺諫侍從議一矣。嗚呼參ニ贊大政一。徒取ニ充位一如レ此。有レ如ニ虜騎長驅一。尙能折レ衝禦レ侮耶。臣竊謂秦

きもの有るに、近は中書(二)に伴食して、漫に事(三)を可否せず。檜曰く、虜は和を講ずべしと。近亦曰く、和すべしと。檜曰く、天子當(四)に拜すべしと。近亦曰く、當に拜すべしと。臣嘗て政事堂に至り、三たび問を發せしも、而も近は荅へず。但曰く、已に臺諫侍從をして議せしめたりと。嗚呼大政に參贊(五)して、徒に充位(六)を取ること此の如くんば、虜騎(七)の長驅するが如きこと有らんに、尙ほ能く衝(八)を折き侮を禦がんや。臣竊に謂へらく、秦檜・孫近も亦斬るべしと。臣員(九)に樞屬に備はり、義(一〇)檜等と共に天を戴かず。區區の心、願くは三人の頭を斬り、之を藁街に竿(一二)し、然して後に虜使を羈留(一一)し、責むるに無禮を以てし、徐に罪を問ふの師を興さば、則ち三軍の士、戰はずして氣自ら倍せん。然らずんば、臣は東海(一三)に赴いて死する有らんのみ。寧ぞ能く小朝廷(一四)に處して活を求めんや。

㊀ 飢者の食を欲し渴者の飲を欲するが如し ㊁ 中書省内に空位を擁する義 ㊂ 政事 ㊃ 天子自に金人を拜すべし ㊄ 參與贊襄 ㊅ 空名にしてたゞ位に充つるのみ ㊆ 金の戎騎が攻め來る場合 ㊇ 敵の勢を挫折せ

折ㇾ之。檜乃厲ㇾ聲曰。侍郎知ニ故事一。我獨不ㇾ知。則檜之遂ㇾ非恨愎。已自可ㇾ見。而乃建白。令ニ臺諫從臣僉ニ議可否一。是乃畏ニ天下議ㇾ己。而令ニ臺諫從臣共分ㇾ謗耳。有識之士。皆以爲ニ朝廷無ㇾ人。吁可ㇾ惜哉。孔子曰。微ニ管仲一。吾其被ㇾ髮左ㇾ衽矣。夫管仲。覇者之佐耳。尙能變ニ左衽之區一。爲ニ衣冠之會一。秦檜。大國之相也。反驅ニ衣冠之俗一。歸ニ左衽之鄕一。則檜也不ニ唯陛下之罪人一。實管仲之罪人矣

人無しと爲せり。吁惜むべきかな。孔子曰く、(九)管仲微つせば、吾は其れ髮を被り衽を左にせんと。夫れ管仲は(一〇)覇者の佐のみ、尙ほ能く左衽の區を變じて、(一一)衣冠の會を爲しぬ。秦檜は大國の相なるに、反つて衣冠の俗を驅りて、左衽の鄕に歸せんとす。則ち檜や、唯に陛下の罪人たるのみならず、實に管仲の罪人なり。

一 和議ギ附の事 二 陶唐は堯有虞は舜 三 石敬瑭は晉の高祖なりしが契丹と約して父子と爲りぬ 四 字は天游、檜が和議の時古例を引いて之を折けり 五 我は知らずとの義、宋史には知らざらんやに作る 六 強愎にして逆ひ悖る 七 誹謗を分擔せしめんとす 八 智識ある人物 九 論語憲問篇に出づ 一〇 齊桓公の輔弼の臣なるを言ふ 一一 中國の風俗を爲す

孫近附ニ會檜

孫近は檜が議に附會し、遂に參知政事を得たり。天下の治を望むや、(一)飢渴の如

臣之。欲屈萬乘之尊、下穹廬之拜。三軍之士。不戰而氣亦索。此魯仲連所以義不帝秦。非惜夫帝秦之虚名、惜夫天下大勢有所不可也。今内而百官。外而軍民。萬口一談。皆欲食倫之肉。謗議洶洶。陛下不聞。正恐一旦變作。禍且不測。臣切謂。不斬王倫。國之存亡。未可知也。

（四）金人跋扈し僞帝の劉豫亂入せり　（五）岳飛將として劉豫を敗る　（六）韓世忠之を敗る　（七）國勢兵力共に非常に進めり　（八）何ぞ金人に劣るべけんや　（九）蠻人の住居する所の前に拜伏す　（一〇）史記又は戰國策等に見ゆ　（一一）萬人皆一樣に語る　（一二）誹謗の議論がかまびすしく起る

雖然。倫不足道也。秦檜以腹心大臣。而亦爲之。陛下有堯舜之資。檜不能致陛下如唐虞。而欲導陛下如石晉。近者禮部侍郎曾開等。引古誼以

然りと雖も、倫は道ふに足らざるなり。秦檜は腹心の大臣を以てして、而も亦（一）之を爲す。陛下は堯舜の資有れども、檜は陛下を致して（二）唐虞の如くならしむる能はずして、陛下を導いて（三）石晉の如くならしめんと欲す。近者禮部侍郎曾開（四）等、古誼を引いて以て之を折けるに、檜は乃ち聲を厲まして曰く、侍郎は故事を知るも、（五）我獨り知らずと。則ち檜の非を遂げて（六）狠愎なること、已に自ら見るべし。而も乃ち建白し、臺諫從臣をして可否を僉議せしむるは、是乃ち天下の己を議するを畏れて、臺諫從臣をして共に謗（七）を分たしむるのみ。（八）有識の士、皆以て朝廷

關海道。危如ニ累卵。當時尙不ニ肯北面臣ㇾ虜。況今國勢稍張。諸將盛銳。士卒思ㇾ奮。只如ニ頃者。醜虜陸梁。僞豫入寇。固嘗敗ニ之於襄陽。敗ニ之於淮上。敗ニ之於渦口。敗ニ之於淮陰。較ニ之前日蹈海之危。已萬萬矣。儻不ㇾ得ㇾ已而遂至ニ於用ㇾ兵。則我豈遽出ニ虜人下一哉。今無ㇾ故而反

面して虜に臣たらざりき。況んや今は國勢稍張り、諸將盛銳、士卒奮を思ふ。(三)只頃者の如きは、醜虜陸梁、(四)僞豫入寇せしも、固に嘗て之を襄陽に敗り、之を淮上に敗り、之を渦口に敗り、之を淮陰に敗れり。之を前日蹈海(五)の危なりしに較(六)するに、已に萬萬なり。儻し已むを得ずして遂に兵を用ふるに至らば、則ち我豈(八)遽に虜人の下(七)に出でんや。今は故無くして反つて之に臣となり、萬乘の尊を屈して、穹廬(九)の拜に下らんと欲す。三軍の士、戰はずして氣も亦索きん。此れ魯仲連(一〇)が、義秦を帝とせざりし所以なり。彼は秦を帝とするの虛名を惜みしに非ず、夫の天夫の大勢不可なる所有るを惜みしなり。今は内にしては百官、外にしては軍民、萬口(一一)一談、皆倫の肉を食はんと欲し、謗議(一二)洶洶たり。陛下聞かずんば、正に恐る、一旦變作らば、禍且に測られざらんとす。臣切に謂ふ、王倫を斬らずんば、國の存亡、未だ知るべからざるなりと。

(一) 高宗の建炎三年兵を避けて海路に難避せり　(二) 君は南面し臣は北面して之に仕ふ　(三) 奮激して一戰を思ふ

故以來。主和議者。誰不以此咎陛下哉。而卒無一驗。是虜之情僞已可知矣。陛下尙不覺悟。竭民膏血而不恤。忘國大讎而不報。含垢忍恥。擧天下而臣之。甘心焉。就令虜決可和。盡如倫議。天下後世。謂陛下何如主。況醜虜變詐百出。而倫又以姦邪濟之。梓宮決不可還。太后決不可復。淵聖決不可歸。中原決不可得。而此膝一屈。不可復伸。國勢陵夷。不可復振。可爲痛哭流涕長太息也。

含み恥を忍び、天下を擧げて之に臣として、甘心(九)せば、就ひ虜をして決して和すべきこと、盡く倫が議の如くならしむとも、天下後世、陛下を何如(一〇)の主とか謂はん。況んや醜虜は變詐百出、而して倫は又姦邪を以て之を濟(一一)すのみ。梓宮決して還すべからず、太后決して復すべからず、淵聖決して歸すべからず、中原決して得べからず。而も此膝一たび屈せば、復伸ぶべからず。國勢陵夷(一二)して、復振ふべからず。痛哭流涕長太息を爲すべきなり。

(一) 徽宗皇帝の柩は時に金に在り (二) 韋太后は金に在り (三) 欽宗皇帝は金に在り康王卽位するや遙に尊んで孝慈淵聖皇帝と曰へり (四) 土地も恢復し得べし (五) 靖康二年の變亂以後 (六) 一の功驗も無し (七) 眞僞の情實 (八) 恥辱を受けて恬然たるなり (九) 滿足なりとす (一〇) 決して名君と謂はざらんとの義 (一一) 調理彌縫せんとするのみ (一二) 漸次に衰へ行くをいふ

向者陛下間

向者は陛下、(一)海道に間關して、危きこと累卵の如かりしに、當時すら尙ほ肯て(二)北

位也。奈何以二祖宗之天下一。為二犬戎之天下一。以二祖宗之位一。為二犬戎藩臣之位一。陛下一屈レ膝。則祖宗廟社之靈。盡汙二夷狄一。祖宗數百年之赤子。盡為二左衽一。朝廷宰執。盡為二陪臣一。天下士大夫。皆當三裂レ冠毀レ冕。變為二胡服一。異時豺狼無レ厭之求。安知レ不下加二我無レ禮一如中劉豫上也哉。夫三尺童子。至無知也。指二犬豕一而使二之拜一。則怫然怒。今醜虜則犬豕也。堂堂天朝。相率而拜二犬豕一。曾童孺之所レ羞。而陛下忍レ為レ之耶。倫之議乃曰。我一屈レ膝。則梓宮可レ還。太后可レ復。淵聖可レ歸。中原可レ得。嗚呼自二變

倫の議に乃ち曰く、我一たび膝を屈せば、則ち梓宮(一)還すべく、太后(二)復すべく、淵(三)聖歸すべく、(四)中原得べしと。嗚呼變故(五)より以來、和議を主とする者、誰か此を以て陛下に啗はさざらんや。而も卒に一驗(六)無きは、是れ虜の情僞(七)已に知るべきなり。陛下尚ほ覺悟せず、民の膏血を竭して恤へず、國の大讎を忘れて報ぜず。垢(八)を

として令名なし後年朝に入りて檜が恣にし屢々金と和を講じぬ (四) 男だてを事とする一小人 (五) 市中の無賴漢 (六) 人を觀るの鑒識なし (七) 詐僞誕妄 (八) 天子の耳を欺く (九) 一足飛に大官となる (一〇) 蕭哲張通古等江南詔諭使として倫と共に來る (一一) 左傳宣公十二年の條に見えたる字面 (一二) 字は彥游宋に叛して金に從ひ帝を稱せしが金に廢せられき (一三) 金の政策一變せしを指す (一四) つかみ歸る (一五) 商は殷なり殷の亡びしに鑑みる意より手本の義にいふ (一六) 先祖以來歷代の帝王が統治し來れる天下 (一七) 犬の如き金の虜の一藩臣となる (一八) 金に臣事す (一九) 臣民をいふ (二〇) 宰相以下執政の諸官人 (二一) 野蠻人の服裝 (二二) 豺狼の如き金虜は他日に至りて無法の請求をなすべし (二三) 劉豫に加へし如き無禮を我にも加へん (二四) 七八才の小兒なり、二歳半を一尺とす (二五) 怒り憤る貌 (二六) 小童孺子

人。切齒唾罵。今者無レ故。誘二致虜使一。以二詔諭江南一爲レ名。是欲レ臣二妾我一也。是欲レ劉二豫我一也。劉豫臣二事醜虜一。南面稱レ王。自以爲二子孫帝王萬世不拔之業一。一旦豺狼改レ慮。捽而縛レ之。父子爲レ虜。商鑒不レ遠。而倫又欲二陛下效レ之。夫天下者。祖宗之天下也。陛下所レ居之位。祖宗之

王萬世不拔の業と爲しぬ。一旦豺狼慮(一三)を改めて、捽(一四)して之を縛するや、父子虜と爲りぬ。商鑒(一五)遠からず。而るに倫は又陛下をして之に效はしめんと欲す。夫れ天下は祖宗(一六)の天下なり。陛下居る所の位は、祖宗の位なり。奈何ぞ祖宗の天下を以て、犬戎の天下と爲し、祖宗の位を以て、犬戎藩臣(一七)の位と爲さんや。陛下一たび膝(一八)を屈すれば、則ち祖宗廟社の靈は、盡く夷狄に汙され、祖宗數百年の赤子(一九)は、盡く左袵と爲り、朝廷の宰執(二〇)は、盡く陪臣と爲り、天下の士大夫、皆當に冠を裂き冕を毀ち、變じて胡服(二一)を爲すべし。異時(二二)豺狼厭く無きの求、安んぞ我に無禮を加ふること、劉豫(二三)の如くならざるを知らんや。夫れ三尺(二四)の童子の、至つて無知なるすら、犬豕を指して之をして拜せしめば、則ち怫然(二五)として怒らん。今醜虜は則ち犬豕なるに、堂堂たる天朝、相率ゐて犬豕を拜せんとす。曾ち童(二六)孺の羞づる所にして、陛下は之を爲すに忍ぶるか。

(一) 南宋の主名は構字は德基徽宗の第九子　(二) 他見を許さゞる意見書　(三) 字は正道名門の出なれども任俠を事

仁甚矣。釋老之害過於楊墨。韓愈之賢。不及孟子。孟子不能救之於未亡之前。而韓愈乃欲全之於已壞之後。嗚呼其亦不量其力。且見其身之危。莫之救以死也。雖然。使其道由愈而粗傳。雖滅死。萬萬無恨。天地鬼神。臨之在上。質之在傍。又安得因一摧折。自毀其道以從於邪也。籍湜輩雖屢指教。不知果能不叛去否。辱吾兄眷厚。而不獲承命。惟增愧懼。死罪死罪。

死せんのみ　一五　潮州河論の事を指す　一六　門人たる張籍皇甫湜の徒　一七　異學に叛きて老佛に走らざるか否かを知り難し　一八　愛顧懇切　一九　君の勧告に從つて佛を信ずる能はず

謹按。王倫本一狎邪小人。市井無賴。頃緣宰相無識。遂擧以使虜。惟務詐誕。欺罔天聽。驟得美官。天下之

高宗(一)に上つる封事(二)

胡澹庵

謹んで按ずるに、王倫(三)は本一狎邪(四)の小人、市井(五)の無賴なり。頃ろ宰相の無識(六)に緣り、遂に擧げられて以て虜に使するに、惟詐誕(七)を務めて、天聽(八)を欺罔し、驟(九)に美官を得たり。天下の人、切齒唾罵す。今は故無くして、虜使(一〇)を誘致し、江南を招諭するを以て名と爲す。是れ我を臣妾(一一)にせんと欲するなり、是れ我を劉豫(一二)に臣せんと欲するなり。劉豫は醜虜に臣事し、南面して王と稱し、自ら以て子孫帝

千百安在其能廓如也。然向無孟氏則皆服左衽。而言侏離矣。故愈嘗推尊孟氏以爲功不在禹下者。爲此也。漢氏以來。羣儒區區。脩補百孔千瘡。隨亂隨失。其危如一髮引千鈞。綿綿延延。寖以微滅。於是時也。而唱釋老於其間。鼓天下之衆而從之。嗚呼其亦不

鼓して之に從はしむ。嗚呼其れ亦不仁も甚しいかな。釋老の害は楊墨に過ぎ、韓愈の賢は孟子に及ばず。孟子すら之を未亡(一二)の前に救ふこと能はざりしに、而るに韓愈は乃ち之を已壞(一三)の後に全うせんと欲す。嗚呼其れ亦其力を量らず、且つ其身の危うして、之を救ふこと莫く(一四)して、以て死せんとするを見るなり。然りと雖も、其道をして愈に由りて粗傳はらしめば、滅死すと雖も、萬萬恨無けん。天地鬼神、之に臨んで上に在り、之を質して傍に在り。及安んぞ一摧折(一五)に因りて、自ら其道を毀ちて以て邪に從ふを得んや。籍湜(一六)が輩は屢〻指敎せりと雖も、知らず果して能く叛き(一七)去らざるや否やを。吾兄の眷厚(一八)を辱うす、而も命(一九)を承くるを獲ず、惟懸懼を增すのみ。死罪死罪。

(一) 恣に行はる (二) 千言萬語も皆實行を伴ふこと能はず (三) 痛切眞實の語 (四) 而しそれだけの事にて、聖人の大精神に至りては (五) 百分の一、千分の一の義 (六) 服を左前につくらふ (七) 蠻夷の言語 (八) まち〳〵に小事を修むるなり (九) 補へば損じ修むれば破れ盡くる切無きなり (一〇) 絶えんとして辛うじて絶えざる貌 (一一) 佛と老と (一二) 大道の亡滅せざりし以前 (一三) 已に壞滅せる後 (一四) 救ふ能はざるのみならず奔走徒勞して老

遂大亂。反秦滅漢興。且二百年。尚未知修明先王之道。其後始除挾書之律。稍求亡書。招學士。經雖少得。尚皆殘缺。十亡二三。故學士多老死。新者不見全經。不能知先王之事。各以所見爲守。分離乖隔。不合不公。二帝三王。羣聖人之道。於是大壞。後之學者。無所尋逐。以至于今。泯泯也。

其禍出於楊墨肆行而莫之禁故也。孟子雖聖賢不得位。空言無施。雖切何補。然賴其言。而今之學者。尚知宗孔氏。崇仁義。貴王賤霸而已。其大經大法。皆亡滅而不救。壞爛而不收。所謂存十一於

其の禍は楊墨肆行して(一)之を禁ずる莫きに出づるが故なり。孟子は聖賢なりと雖も位を得ず、空言(二)施す無し、切(三)なりと雖も何の補かあらん。然も其言に賴りて、今の學者は、尚ほ孔氏を宗とし、仁義を崇び、王を貴び霸を賤しむことを知るのみ。(四)其大經大法は、皆亡滅して救はず、壞爛して收まらず、所謂十一(五)を千百に存するなり、安んぞ其の能く廓如たるに在らんや。然れども向に孟氏無かりせば、則ち皆服は左衽(六)にして、而して言は侏離(七)ならん。故に愈の嘗て孟氏を推尊して、以て功は禹の下に在らずと爲す者は、此が爲なり。漢氏以來、羣儒區區(八)、百孔千瘡を脩補して、隨(九)つて亂れ隨つて失ひ、其危きこと一髮もて千鈞を引くが如く、綿綿延延(一〇)、寖く以て微滅しぬ。是時に於てや、釋(一一)老を其間に唱へ、天下の衆を

而聖賢之道不レ明。聖賢之道不レ明。則三綱淪。而九法斁。禮樂崩。而夷狄横。幾何其不レ爲二禽獸一也。故曰。能言距二楊墨一者。聖人之徒也。揚子雲曰。古者楊墨塞レ路。孟子辭而闢レ之廓如也。夫楊墨行。正道廢。且將二數百年一。以至二於秦一。卒滅二先王之法一。燒二除經書一。坑二殺學士一。天下

者は、聖人の徒なりと。揚子雲曰く、古は楊墨路を塞ぐ、孟子辭して之を闢いて廓如(七)たりと。夫れ楊墨(六)行はれて、正道廢す、且に將に數百年ならんとし、以て秦に至り、卒に先王の法を滅し、經書(八)を燒除し、學士(九)を坑殺し、天下遂に大いに亂れぬ。秦滅び漢興るに及び、且に百年ならんとするも、尚未だ先王の道を修明することを知らず。其後始めて挾書(一〇)の律を除き、稍〻亡書を求め、學士を招く。經は少しく得たりと雖も、尚ほ皆殘缺して、十に二三を亡へり。故(一一)の學士は多く老死し、新しき者は全經(一二)を見ず。盡く先王の事を知ること能はず。各〻見る所を以て守と爲し、分離(一三)乖隔して、合せず公ならず。二帝三王、羣聖人の道、是に於て大いに壞れぬ。後の學者、尋逐する所無く、以て今に至るまで、泯泯(一四)たり。

(一) 理由あり (二) 孟子公孫丑下篇 (三) 君臣父子夫婦の道 (四) 書經洪範の九疇を指す (五) 孟子の語 (六) 前漢の揚雄なり (七) 豁然とひろやかなる貌 (八) 始皇三十四年に天下の書を焚く (九) 同三十五年に儒者を坑にす (一〇) 前漢景帝の時書を有する者を殺すと謂へる秦法を除く (一一) 舊來殘存の老儒 (一二) 完全なる經書 (一三) 大道にそむき離れて終に各個人の私道となりぬ (一四) 泯滅復はらざる貌

爲二禍祟一。非二守道君子之所一レ懼也。況萬萬無二此理一。且彼佛者。果何人哉。其行事類二君子一耶。小人耶。若君子也。必不三妄加二禍於守道之人一。如小人也。其身已死。其鬼不レ靈。天地神祇。昭布森列。非レ可レ誣也。又肯令下其鬼行二胸臆一作中威福於其間上哉。進退無レ所レ據。而信二奉之一。亦且惑矣。

妄りに禍を守道(三)の人に加へざらん。如し小人ならば、其身已に死し、其鬼も靈(四)ならざらん。天地神祇、昭布森列(五)す、誣ふべきに非ざるなり(六)。又肯て其鬼をして胸臆(七)を行つて、威福を其間に作さしめんや。進退據る所無くして、而も之を信奉するは、亦且つ惑へり。

(一) 詩經大雅旱麓の篇、豈弟は和樂の貌　回は邪曲なり　(二) 左傳昭公二十年の條に出づ　(三) よく道を守る人物　(四) 靈妙なる筈なし　(五) 神明の照臨羅列して多く明白なる義　(六) 誣妄すべきに非ず　(七) 私意を恣にす

且愈不レ助二釋氏一。而排レ之者。其亦有レ說。孟子云。今天下不レ之レ楊。則之レ墨。楊墨交亂。

且つ愈が釋氏を助けずして、之を排する者は、其も亦說あり(一)。孟子云ふ、今(二)の天下、楊に之かざれば則ち墨に之くと。楊墨交ゝ亂つて、而して聖賢の道明かならず。聖賢の道明かならざれば、則ち三綱(三)淪んで九法(四)斁れ、禮樂崩れて夷狄横まゝなり。幾何か其れ禽獸爲らざらんや。故に曰く、能く(五)言つて楊墨を距ぐ

與得。因與來往。及祭神至海上。遂造其廬。及來袁州。留衣服爲別。乃人之情。非崇信其法。求福田利益也。孔子云。丘之禱久矣。凡君子行已立身。自有法度。聖賢事業。具在方冊。可效可師。仰不愧天。俯不愧人。内不愧心。積善積惡。殃慶自各以其類至。何有去聖人之道。捨先王之法。而從夷狄之教。以求福利也。

こと有らんや。

(一) 字は幾道文公の一族なり、尚書は官名、本書は簡が佛を信じて文公に勸めし返書なり (二) 官使なり、飛脚の類 (三) 歎同に同じ、反覆して讀み、且つ喜び且つ恐るとの義 (四) 立秋以後の御安否を審にせず (五) 佛氏 (六) 僧なり (七) 潮州の刺史たりし時 (八) 大顚の住する寺より城内に呼び入る (九) 肉體的欲望に打勝ち理を以て情を制し物の爲に心を亂さず (一〇) 充分には了解せず (一一) 滯り阻碍する所なし (一二) 神を祭らんが爲に潮州の海邊に至りし時 (一三) 大顚の寺 (一四) 交遊の人に衣服を贈りしのみ則ち人情なり (一五) 佛家謂ふ所の幸福利益 (一六) 論語述而篇に見ゆ (一七) 書籍なり、方は版、冊は簡 (一八) 孟子盡心篇の語 (一九) 易の文言傳に積善の家必ず餘慶あり積不善の家必ず餘殃ありと、殃は災禍なり (二〇) 佛教を指す

詩不云乎。豈弟君子。求福不回。傳又曰。不爲威惕。不爲利疚。假如釋氏能與人

詩に云はずや、豈弟の君子、福を求めて回ならずと。傳に又曰く、(二)威の爲に惕れず、利の爲に疚まずと。假し釋氏が能く人に與へて禍福を爲すが如きありとも、(三)守道君子の懼るゝ所には非ざるなり。況んや萬萬此理無きをや。且つ彼の佛は、果して何人ぞや。其行事は君子に類するか、小人か。若し君子ならば、必ず

来レ葬三入レ秋來。眠食何似一。伏惟萬福。來示云。有下人傳三愈近少信二奉釋氏一者上。此傳レ之者妄也。潮州時。有二一老僧一。號二大顚一。頗聰明識二道理一。遠地無下可二與語一者上。故自レ山召至二州郭一。留十數日。實能外二形骸一。以レ理自勝。不下爲二事物一侵亂上。與レ之語。雖レ不二盡解一。要自胷中無二滯礙一。自以爲難

ふに萬福ならん。來示に云ふ、人の愈が近ろ少しく釋氏(五)を信奉すと傳ふる者有りと。此れ之を傳ふる者の妄(六)なり。潮州(七)の時、一老僧有り、大顚と號せり。頗る聰明にして道理を識る。遠地與に語るべき者無し。故に山(八)より召して州郭に至らしめ、留むること十數日なり。實に能く形骸(九)を外にし、理を以て自ら勝ち、事物の爲に侵亂せられず。之と語るに、盡(一〇)くは解せずと雖も、要するに自から胷中に滯礙(一二)無し。自ら以爲らく得難しと。因りて與に來往す。神を祭り(一一)て海上に至るに及びて、遂に其廬(一三)に造りぬ。袁州に來るに及び、衣服を留めて別を爲しき。乃(一四)ち人の情なり、其法を崇信して、福田利益を求むるには非ざるなり。孔子云ふ、丘の禱るや久しと。凡そ君子の己(一五)を行ひ身を立つる、自ら法度有り。聖賢の事業(一六)は、具に方冊(一七)に在り、效ふべく師とすべし。仰(一八)いで天に愧ぢず、俯して人に愧ぢず、内は心に愧ぢず。積善積惡(一九)、殃慶自ら各〻其類を以て至る。何ぞ聖人の道を去り、先王の法を捨てて、而して夷狄(二〇)の教に從ひ、以て福利を求むる

公傳二之孔子一。孔子傳二之孟軻一。軻之死。不レ得二其傳一焉。荀與レ揚也。擇焉而不レ精。語焉而不レ詳。由二周公一而上。上而爲レ君。故其事行。由二周公一而下。下而爲レ臣。故其說長。然則如レ之何而可也。曰。不レ塞不レ流。不レ止不レ行。人二其人一。火二其書一。廬二其居一。明二先王之道一。以道レ之。鰥寡孤獨廢疾者有レ養也。其亦庶二乎其可一也。

にし、其書を火にし、其居を廬にし、先王の道を明にして、以て之を道びき、鰥寡孤獨廢疾の者をして養ふこと有らしめば、其れ亦其可なるに庶からんか。

（一）前述せる （二）帝堯陶唐氏、其德天の如く其智神の如し （三）帝舜有虞氏、堯の禪を受く （四）夏の始祖なり、舜の禪を受く （五）殷の始祖なり、夏の桀王を滅して國を建つ （六）周の文王武王周公 （七）荀子名は況、楚に仕へて蘭陵令となり書二十篇を著す （八）漢の揚雄なり、法言の著あり （九）事業よく行はる （一〇）開說諭示すること詳細に渉る （一一）佛老を塞止せざれば聖道流行せず （一二）佛老を唱ふる人を聖人の徒たらしむ （一三）寺院樓觀の類を皆民舍とす （一四）世のよるべなく憐れむべき人々

愈白。行官自レ南廻。過二吉州一。得二吾兄二十四日手書一。數番。忻悚兼至。

孟簡尚書に與ふる書

韓昌黎

愈白す、行官南より廻り、吉州を過ぎ、吾兄二十四日の手書を得たり。數番して、忻悚兼至る。未だ秋に入りて來、眠食何似なるかを審にせず。伏して惟

詩書易春秋。其法禮樂刑政。其民。士農工賈。其位。君臣父子師友賓主昆弟夫婦。其服。麻絲。其居。宮室。其食。粟米蔬果魚肉。其爲レ道易レ明。其爲レ教易レ行也。是故以レ之爲レ己。則順而祥。以レ之爲レ人。則愛而公。以レ之爲レ心。則和而平。以レ之爲二天下國家一。無二所レ處而不一レ當。是故生則得二其情一。死則盡二其常一。郊焉而天神假。廟焉而人鬼享。

(四) 論語八佾篇に出づ (五) 詩經魯頌閟宮の篇 (六) いかで皆悉く夷狄たるに至らざらんや (七) 明白にし易し (八) 恭順にして安祥 (九) 慈愛にして公明 (一〇) 處置する所皆至當なり (一一) 喪の禮を盡して葬送す (一二) 夏至冬至に天神を祀るを郊とす、假は至の義 (一三) 祖先の宗廟を祭れば靈魂來り享く

曰。斯道也何道也。曰。斯吾之所レ謂道也。非二向所レ謂老與レ佛之道一也。堯以レ是傳二之舜一。舜以レ是傳二之禹一。禹以レ是傳二之湯一。湯以レ是傳二之文武周公一。文武周

曰く、斯道や何の道ぞ。曰く、斯は吾の所謂道なり、向(一)に所謂老と佛との道には非ざるなり。堯(二)は是を以て之を舜(三)に傳へ、舜は是を以て之を禹(四)に傳へ、禹は是を以て之を湯(五)に傳へ、湯は之を以て之を文武周公(六)に傳へ、文武周公は之を孔子に傳へ、孔子は之を孟軻に傳ふ。軻の死するや、其傳を得ず。荀(七)と揚(八)とは、擇ぶこと精しからず、語ると詳ならず。周公よりして上は、上にして君爲り、故に其(九)事行はれ、周公よりして下は、下にして臣爲り、故に其說長し(一〇)。然らば則ち之を如何にして可ならん。曰く、塞(一一)がざれば流れず、止めざれば行はれず。其人(一二)を人

夷而進於中國則中國之。經曰。夷狄之有君不如諸夏之亡。詩曰。戎狄是膺。荊舒是懲。今也擧夷狄之法而加之先王之敎之上。幾何其不胥而爲夷也。夫所謂先王之敎者何也。博愛之謂仁。行而宜之之謂義。由是而之焉之謂道。足乎己無待於外之謂德。其文。

と。詩に曰く、(五)戎狄是れ膺ち、荊舒是れ懲すと。今や夷狄の法を擧げて、而して之を先王の敎の上に加ふ。(六)幾何か其れ胥ゐて夷と爲らざらんや。夫れ所謂先王の敎とは何ぞや。博く愛する之を仁と謂ひ、行つて之を宜しうする之を義と謂ひ、是に由つて之く、之を道と謂ひ、己に足りて外に待つこと無き、之を德と謂ふ。其文は詩書易春秋、其法は禮樂刑政、其民は士農工賈、其位は君臣父子師友賓主昆弟夫婦、其服は麻絲、其居は宮室、其食は粟米蔬果魚肉、其の道爲るや(七)明め易く、其の敎爲るや行ひ易し。是故に、之を以て己を爲むれば、則ち順にして祥、之を以て人を爲むれば、(九)則ち愛にして公、之を以て心を爲むれば、(八)則ち和にして平、之を以て天下國家を爲むれば、(一〇)處する所として當らざる無し。是故に生きては則ち其情を得、死しては則ち(一一)其常を盡し、(一二)郊しては天神假り、(一三)廟しては人鬼享く。

(一) 魯の史官の記錄、孔子之を筆削して褒貶の意を寓す　(二) 僖公二十七年の條參照　(三) 文公九年の條に見ゆ

責冬之裘者。曰曷不爲葛之之易也。責飢之食者。曰曷不爲飲之之易也。傳曰。古之欲明明德於天下者。先治其國。欲治其國者。先齊其家。欲齊其家者。先修其身。欲修其身者。先正其心。欲正其心者。先誠其意。然則古之所謂正心誠意者。將以有爲也。今也欲治其心。而外天下國家。滅其天常。子焉而不父其父。臣焉而不君其君。民焉而不事其事。

先づ其身を修め、其身を修めんと欲する者は、先づ其心を正しうし、其心を正しうせんと欲する者は、先づ其意を誠にすと。然らば則ち古の所謂正心誠意とは、將に以て爲すこと有らんとするなり。(六)今や其心を治めんと欲して、而も天下國家を外にし、其天常(七)を滅し、子として其父を父とせず、臣として其君を君とせず、民として其事を事とせず。

(一) 德の天に合するを帝とし民の歸往するを王とす (二) かたびらなり、裘は毛衣 (三) 智慧にかはり無し (四) 老子の語なり、何故に太古無爲の風を行はざるとの義 (五) 大學に出でし一句 (六) 天下國家を整理せんとするが爲に正心誠意するなり (七) 天の授けし常道即ち倫常の道

孔子之作春秋。也諸侯用夷禮則夷之。

孔子の春秋(一)を作るや、諸侯(二)夷の禮を用ふれば則ち之を夷にし、夷(三)にして中國に進めば則ち之を中國にす。經に曰く、夷狄(四)の君有るは、諸夏の亡きに如かず

令。而致之民。則失其所以爲臣。民不出粟米麻絲、作器皿、通貨財、以事其上、則誅。今其法曰。必棄而君臣。去而父子。禁而相生相養之道。以求其所謂清淨寂滅者。嗚呼其亦幸而出於三代之後。而不見黜於禹湯文武周公孔子也。其亦不幸而不出於三代之前。不見正於禹湯文武周公孔子也。

れず、其れ亦不幸にして三代の前に出でず、禹湯文武周公孔子に正されざるなり。

㈠ 周語楚語に見ゆ　㈡ 通達せしむ　㈢ 人民なり、器皿は工、通財は商なり　㈣ 誅罰を蒙る　㈤ 佛經の義　㈥ 汝に同じ　㈦ 清淨は老寂滅は佛、二者併せ言ふなり　㈧ 僥倖にも古聖人の爲に排斥せられず　㈨ 不幸にして聖人の矯正を受くるを得ず

帝之與王。其號各殊。其所以爲聖一也。夏葛而冬裘。渴飲而飢食。其事雖殊。其所以爲智一也。今其言曰。曷不爲太古之無事。是亦

(一)帝の王と、其號各〻殊なるも、其の聖爲る所以は一なり。夏は葛して(二)冬は裘し、渇して飲み飢ゑて食ふ。其事殊なりと雖も、其の智爲る所以は一なり。今其言に曰く、曷ぞ太古の無事を爲さざると。是れ亦冬の裘する者を責めて、曷ぞ之を葛にするの(四)易きを爲さざると曰ひ、飢の食する者を責めて、曷ぞ之を飲むの易きを爲さざると曰ふなり。傳に曰く、(五)古の明德を天下に明にせんと欲する者は、先づ其國を治む、其國を治めんと欲する者は、先づ其家を齊へ、其家を齊へんと欲する者は、

葬埋祭祀一。以長二其恩愛一。爲二之禮一。以次二其先後一。爲二之樂一。以宣二其湮鬱一。爲二之政一。以率二其怠勸一。爲二之刑一。以鋤二其強梗一。相欺也。爲二之符璽斗斛權衡一。以信レ之。相奪也。爲二之城郭甲兵一。以守レ之。害至而爲二之備一。患生而爲二之防一。今其言曰。聖人不レ死。大盜不レ止。剖レ斗折レ衡。而民不レ爭。嗚呼其亦不レ思而已矣。如古之無二聖人一。人之類滅久矣。何也。無三羽毛鱗介以居二寒熱一也。無二爪牙以爭レ食也。

のを開通す (一三)怠り惰む者を導く (一四)強愍慓悍の徒を除き去る (一五)印璽斛秤の類 (一六)盜奪暴逆をなす (一七)異端者の言 (一八)莊子胠篋篇の語老子にも類語あり (一九)寒に堪へ熱に堪ふべき羽毛鱗介の類無し

是故君者出レ令者也。臣者行二君之令一。而致二之民一者也。民者出二粟米麻絲一。作二器皿一。通二貨財一。以事二其上一者也。君不レ出レ令。則失三其所二以爲一レ君。臣不レ行二君之

是故に君とは令を出す者なり、臣とは君の令を行うて、之を民に致す者なり。(一)民とは粟米麻絲を出し、器皿を作り、貨財を通じて、以て其上に事ふる者なり。(二)君令を出さざれば、則ち其の君爲る所以を失ひ、臣君の令を行うて之を民に致さざれば、則ち其の臣爲る所以を失ひ、民粟米麻絲を出し、器皿を作り、貨財を通じ、以て其上に事へざれば、則ち誅せらる。(四)今其法に曰く、(五)必ず而の君臣を棄て、而の父子を去り、而の相生相養の道を禁じて、以て其の所謂清淨寂滅(六)(七)といふ者を求めよと。嗚呼其れ亦幸(八)にして三代の後に出でて、禹湯文武周公孔子に黜けら

不二窮且盜一也。古之時。人之害多矣。有二聖人者立。然後敎レ之以二相生相養之道一。爲二之君。爲二之師一。驅二其蟲蛇禽獸一。而處二其中土一。寒然後爲二之衣一。飢然後爲二之食一。木處而顚。土處而病也。然後爲二之宮室一。爲二之工一。以贍二其器用一。爲二之賈一。以通二其有無一。爲二之醫藥一。以濟二其夭死一。爲二之

後に之が宮室を爲り、之が工を爲して、以て其器用を贍にし、之が賈(九)を爲して、以て其有無を通ぜしめ、之が醫藥を爲して、以て其夭死(一〇)を濟ひ、之が葬埋祭祀を爲して、以て其恩愛を長じ、之が禮を爲して、以て其先後(一一)を次で、之が樂を爲して、以て其湮鬱(一二)を宣べ、之が政を爲して、以て其怠勸(一三)を率ゐ、之が刑を爲して、以て其強梗(一四)を鋤き、相欺くや、之が符璽斗斛權衡(一五)を爲りて、以て之を信にし、相奪ふや(一六)、之が城郭甲兵を爲して、以て之を守り、害至つて之が備を爲し、患生じて之が防を爲す。今其言(一七)に曰く、聖人死せざれば、大盜止まず、斗を剖き衡を折れば、民爭はずと。嗚呼其れ亦思はざるのみ(一八)。如し古の聖人無くば、人の類滅せんこと久しからん。何となれば、羽毛鱗介の以て寒熱(一九)に居るべき無ければなり、爪牙の以て食を爭ふべき無ければなり。

(一)士農工商　(二)老佛を加へて六とす　(三)聖人の敎唯一のみ　(四)儒老佛　(五)相生育し長養する法　(六)君長として治めもし又師範として導きもする　(七)中國優良の土地に人民を安住せしむ　(八)樹木の上に住んで顚墜し土中に穴居して疾病す　(九)商賈の道　(一〇)年若くして死す　(一一)次第順序を立つ　(一二)心氣の鬱結するも

子也。佛者曰。孔子。吾師之弟子也。爲二孔子一者。習二聞其說一。樂二其誕一而自小也。亦曰。吾師亦嘗師レ之云レ爾。不三惟舉二之於其口一。而又筆二之於其書一。噫後之人。雖レ欲レ聞二仁義道德之說一。其孰從而求レ之。甚矣人之好レ怪也。不レ求二其端一。不レ訊二其末一。惟怪之欲レ聞。

て去りし方の儒道をば奴隷視す (九) けがれたりとす (一〇) 老子の徒 (一一) 光淨菩薩支那に入りて孔子となるの說を指す (一二) 修養研究する者 (一三) 虛僞誕漫 (一四) 孔子家語に孔子禮を老子に問ふとある類 (一五) 本末端緒を求め問はずして、只々耳新しき奇怪の說を聞かんとす

古之爲レ民者四。今之爲レ民者六。古之敎者處二其一一。今之敎者處二其三一。農之家一。而食レ粟之家六。工之家一。而用レ器之家六。賈之家一。而資レ焉之家六。奈二之何一民

古の民爲る者は四、(一)今の民爲る者は六。(二)古の敎ふる者は其一に處り、(三)今の敎ふる者は其三に處る。(四)農の家は一にして、粟を食ふの家は六。工の家は一にして、器を用ふるの家は六。賈の家は一にして、焉に資るの家は六。之を奈何ぞ、民窮して且つ盜せざらんや。古の時は、人の害多かりき。聖人といふ者立つこと有り、然して後に之を敎ふるに(五)相生相養の道を以てし、(六)之が君と爲り、之が師と爲り、其蟲蛇禽獸を驅りて、(七)其中土に處らしめ、寒うして然して後に之が衣を爲り、飢ゑて然して後に之が食を爲り、(八)木處して顚し、土處して病むや、然して

沒。火于秦。黃老于漢。佛于晉宋魏隋齊梁之間。其言仁義道德云者。不入于楊。則入于墨。不入于墨。則入于老。不入于老。則入于佛。入于彼。必出于此。入者主之。出者奴之。入者附之。出者汙之。噫後之人。其欲聞仁義道德之說。孰從而聽之。老者曰。孔子。吾師之弟

り。其の仁義道德と云ふ(四)ものを言ふ者、楊(五)に入らざれば、則ち墨(六)に入り、墨に入らざれば、則ち老に入り、老に入らざれば、則ち佛に入り、彼(七)に入れば、必ず此を出づ。入る(八)者は之を主とし、出づる者は之を奴とし、入る者は之に附し、出づる者は之を汙(九)とす。噫後の人、其の仁義道德の說を聞かんと欲すとも、孰に從つてか之を聽かんや。老者(一〇)は曰く、孔子は吾師の弟子なりと。佛者(一一)は曰く、孔子は吾師の弟子なりと。孔子を爲むる者(一二)も、其說に習ひ聞き、其誕(一三)を樂しんで自ら小とするや、亦曰く(一四)、吾師亦嘗て之を師とせりと。爾か云ふ。惟に之を其口に擧ぐるのみならず、而も又之を其書に筆す。噫ゝ後の人、仁義道德の說を聞かんと欲すと雖も、其れ孰に從つて之を求めんや。甚しいかな人の怪を好むや。其端(一五)を求めず、其末を訊はず、惟怪を之れ聞かんと欲す。

(一) 秦始皇の時李斯の議により書を焚き儒を坑にせるをいふ　(二) 漢代には黃帝老子の道を說く者多かりき　(三) 後漢明帝の時に佛經は來し南北朝に盛なりき　(四) 一本云字なし　(五) 戰國時代に利己主義を唱へたる楊朱　(六) 同時代の墨翟、兼愛主義を倡ふ　(七) 佛老楊墨に入れば儒家を出で去る　(八) 入ればその入りたる道を尊貴して出

名一。道與レ德爲二虛位一。故道有二君子一。有二小人一。而德有レ凶有レ吉、老子之小二仁義一非レ毀レ之一也。其見者小也。坐レ井而觀レ天。曰二天小一者。非二天小一也。彼以二煦煦一爲レ仁。孑孑爲レ義。其小レ之也則宜。其所レ謂道。道二其所ヒ道。非二吾所レ謂道一也。其所レ謂德。德二其所ヒ德。非二吾所レ謂德一也。凡吾所レ謂道德云者。合二仁與ヒ義言レ之也。天下之公言也。老子所レ謂道德云者。去二仁與ヒ義言レ之也。一人之私言也。

て天を觀て、天は小なりと曰ふ者は、天小なるに非ざるなり。彼煦煦を以て仁と爲し、(九)孑孑を義と爲す。其の之を小とするや則ち宜なり。其の所謂道とは、(八)其の道とする所を道とす、吾が所謂道には非ざるなり。其の所謂德とは、(一〇)其の德とする所を德とす、吾が所謂德には非ざるなり。凡そ吾が所謂道德と云ふ者は、仁と義とを合せて之を言ふなり、(一一)天下の公言なり。老子の所謂道德と云ふ者は、仁と義とを去つて之を言ふなり、一人の私言なり。(一二)

(一) 本原を推して聖道の根原を明にする論との意　(二) 國語周語にも博く人を愛するを仁と爲すとあり　(三) それにより從ひて志す所に往く所のものを道とす　(四) 一定して易ふべからざる名の義　(五) 道德は大小厚薄人によりて異なり故に虛位とす　(六) 名は耼春秋時代の人道德經五千言の著あり　(七) そしる　(八) 溫媛の貌、小惠を指す　(九) 特立の貌、片意地張り　(一〇) 老子自身の道とし行ふ所　(一一) 天下の民心に相通ずる公明の議論

周道衰。孔子

周道衰へ、孔子沒し、(一)秦に火あり、(二)漢に黃老あり、(三)晉宋魏齊梁の間に佛あ

博愛之謂レ仁。行而宜レ之之謂レ義。由レ是而之レ焉之謂レ道。足二乎己一無レ待二於外一之謂レ德。仁與レ義爲二定

巻四　小心文　相字集

此集の文章、道理を占め得て強く、淸明正大の心を以て、英華果鋭の氣を發し、筆勢敵無く、光焔天を燭す。學者之に熟せば、經義を作り、策を作るに、必ず大名を天下に擅にせん。

(一)原道　韓昌黎

博く愛する之を仁と謂ひ、行つて之を宜しうする之を義と謂ひ、是(二)に由つて之く之を道と謂ひ、己に足りて外に待つこと無き之を徳と謂ふ。仁と義とは定名(三)爲り、道と徳とは虛位(四)(五)爲り。故に道に君子有り、小人有り。而して徳に凶有り吉有り。老子(六)の仁義を小として之を非毀(七)するや、其の見る者小なればなり。井に坐し

李斯者。獨能奮然而不顧。焚燒夫子之六經。烹滅三代之諸侯。破壞周公之井田。此亦必有所恃者矣。彼見其師歷詆天下之賢人。以自是其愚。以爲古先聖王。皆無足法者。不知荀卿特以快一時之論。而不自知其禍之至於此也。其父殺人報仇。其子必且行劫。荀卿明王道述禮樂。而李斯以其學亂天下。其高談異論有以激之也。孔孟之論未嘗異也而天下卒無有及者。苟天下無有及者。則尚安以求異爲哉。

みにして、自ら其禍の此に至るを知らざりしかを。其父人を殺し仇に報ずれば、其子は必ず且に劫を行はんとす。(一一)荀卿は王道を明にし禮樂を述ぶるに、而るに李斯は其學を以て天下を亂りぬ。其高談異論の、(一二)以て之を激する有ればなり。孔孟の論は未だ嘗て異ならず。(一三)而も天下卒に及ぶ者有ること無し。苟も天下及ぶ者有る無くんば、(一四)則ち尚ほ安んか異を求むるを以て爲んや。

㊀ 遠慮し忌み憚る ㊁ 夏桀殷紂共に暴逆の主なりしが猶先王の道を絶滅せざりき ㊂ 研究する能はざる程度 ㊃ 敢然奮進して顧みず ㊄ 易・詩・書・春秋・禮記・樂經 ㊅ 夏殷周以來の諸侯なり六國を滅せし類 ㊆ 周公が創定せし井田の法を破壞す ㊇ 依り恃んでいざといふ場合の證據にするもの ㊈ 悉く譏り罵る ㊉ 自己の愚を忘れて却つて賢なりと信ず (一一) 强盗の類 (一二) 荀卿の異論 (一三) 常に異なるところあらず (一四) 及ぶ者無き以上は唯之を學ばんのみ何ぞ異を立つるに及ばんや

所ㇾ驚。小人之所ㇾ喜也。子思孟軻。世之所ㇾ謂賢人君子也。荀卿獨曰。亂二天下一者。子思孟軻也。天下之人。如ㇾ此其衆也。仁人義士。如ㇾ此其多也。荀卿獨曰。人性惡。桀紂性也。堯舜僞也。由ㇾ是觀ㇾ之。意其爲ㇾ人。必也剛愎不遜。而自許太過。彼李斯者。又特甚者耳。

(一) 李斯秦始皇に勸めて天下の書を焚き儒を坑にす (二) 荀卿の道と相距る事 (三) あたがたき (四) 好んで異説を出し奇矯の議論を爲して遠慮せざるなり (五) 孔子の孫名は伋、中庸の作者 (六) 荀子の非十二子篇に見ゆ (七) 荀子の性惡篇に見ゆ (八) 剛愎我慢にして自尊心甚だ高き人物

今夫小人之爲二不善一。猶必有ㇾ所二顧忌一。是以夏商之亡。桀紂之殘暴。而先王之法度。禮樂刑政。猶未ㇾ至二於絶滅而不ㇾ可ㇾ考者。是桀紂猶有ㇾ所ㇾ存。而不二敢盡廢一也。彼

今夫の小人の不善を爲すや、猶ほ必ず(一)顧忌する所有り。是を以て(二)夏商の亡するや、桀紂の殘暴なるすら、先王の法度、禮樂刑政、猶ほ未だ絶滅して(三)考ふべからざるに至らざりし者は、是れ桀紂すら猶ほ存する所有りて、而して敢て盡く廢せざるなり。彼李斯といふ者は、獨り能く(四)舊然として顧みず、夫子の(五)六經を焚燒し、(六)三代の諸侯を烹滅し、(七)周公の井田を破壞せり。此れ亦必ず(八)恃む所の者有るなり。彼は其師が天下の賢人を(九)厩詆して、以て自ら(一〇)其愚を是とするを見、以爲らく古先聖王は皆法るに足る者無しと。知らず荀卿は、特に以て一時の論を快にするの

有下鶩二其說一而爲二不義一者上矣。是故其言平易正直。而不三敢爲二非常可レ害之論一。要在二於不下可レ易也。

昔者嘗怪二李斯事二荀卿一。既而焚二滅其書一。盡變二古先聖王之法一。於二其師之道一。不三啻若二寇讎一。及三今觀二荀卿之書一。然後知二李斯之所二以事一レ秦者。皆出二於荀卿一。而不レ足レ怪也。荀卿者。喜爲二異說一而不レ讓。敢爲二高論一。而不レ顧者也。其言愚人之

昔者嘗て怪しむ、李斯は荀卿に事へ、既にして其書(一)を焚滅し、盡く古先聖王の法を變じぬ。(二)其師の道に於けるや、啻に寇讎(三)の若きのみならず。今は荀卿の書を觀るに及んで、然して後に、李斯の秦に事へし所以の者は、皆荀卿に出でて、而して怪しむに足らざるを知りぬ。荀卿は、喜(四)んで異說を爲して、而して讓らず。敢て高論を爲して、而して顧みざりし者なり。其言は愚人の驚く所、小人の喜ぶ所なり。子思(五)・孟軻は、世の所謂賢人君子なり。荀卿獨り曰く、天下(六)を亂る者は、子思・孟軻なりと。天下の人、此の如く其れ衆く、仁人義士、此の如く其れ多し。荀卿獨り曰く、(七)人の性は惡、桀紂は性なり、堯舜は僞なりと。是に由つて之を觀れば、意ふに其の人と爲りや、必ずや剛愎(八)不遜にして、自ら許す太だ過ぎたらん。彼の李斯といふ者は、又特に甚しき者のみ。

匹婦之所二共知一而所レ行者。聖人有レ所レ不レ能レ盡也。嗚呼是亦足矣。使下後世有中能盡二吾說一者上。雖レ爲二聖人一無レ難。而不レ能者、不レ失レ爲レ寡レ過而已矣。子路之勇。子貢之辨。冉有之智。此三者。皆天下之所レ謂難レ能。而可レ貴者也。然三子者。每不レ爲二夫子之所一レ說。顏淵默然。而不レ見二其所一レ能。若下無三以異二於衆人一者上。而夫子亟稱レ之。且夫學二聖人一者。豈必其言之云哉。亦觀二其意之所一レ嚮而已。夫子以爲。後世必有下不レ足レ行二其說一者上矣。必

なり。然も三子者、毎に夫子の說ぶ所と爲らず。（一四）顏淵默然として、其の能くする所を見はさず、以て衆人に異なる無き者の若きに、而るに夫子は亟〻之を稱しぬ。（一五）且つ夫れ聖人を學ぶ者は、豈必ず其言を之れ云はんや、亦其意の嚮ふ所を觀んのみ。夫子以爲らく、後世必ず其說を行ふに足らざる者有らん、（一六）必ず其說を竊んで不（一七）義を爲す者有らんと。是の故に其言は平易正直にして、敢て非常喜ぶべきの論を爲さず、要は易ふべからざるに在りき。（一八）

（一）史記參照　（二）正しく規則次第ある貌　（三）先王を祖述する義、曲禮に出づ　（四）崖岸　（五）ひろ〳〵として際涯なきが如し　（六）中庸に夫婦の愚も以て與り知るべしと謂へる類　（七）亦中庸に出でたり　（八）是にて充分なり是以上なれば却つて中正の道に外るべし　（九）以下孔子の心中を推して言ふなり　（一〇）聖人と成り得ざる者　（一一）仲由は勇に名あり　（一二）端木賜は智にして辯に巧なり　（一三）名は求、季氏の宰たり　（一四）孔門の高足亞聖の目あり　（一五）才能知識を現はさず　（一六）言語をのみ學ぶべきにはあらず　（一七）李斯の類を暗示す　（一八）平常の法決し、改變すべからず

嘉二其意一乎。不レ然。將三深責二其禮一。彼將三有レ所レ不レ堪。而發二其暴怒一。則其禍大矣。仲尼深憂レ之。故因二其來一。而書レ之以レ會。曰。若レ是足矣。是將下以二不レ治一深治上レ之也。由レ是觀レ之。春秋之疾二戎狄一者。非レ疾二純夷狄一也。疾下其以二中國一。而流入二於戎狄一者上也。

荀卿論

蘇東坡

嘗讀二孔子世家一。觀二其言語文章一。循循然莫レ不レ有二規矩一。不二敢放言高論一。言必稱二先王一。然後知下聖人憂二天下一之深上也。茫乎不レ知二其畔岸一。而非レ遠也。浩乎不レ知二其津涯一。而非レ深也。其所レ言者。匹夫

嘗て(一)孔子の世家を讀んで、其言語文章を觀るに、循循然(二)として規矩有らざるは莫く、敢て放言高論せず、言へば必ず先王(三)を稱す。然して後に聖人が天下を憂ふるの深きを知りぬ。茫乎(四)として其畔岸を知らず、而も遠きに非ざるなり。浩乎(五)として其津涯を知らず、而も深きに非ざるなり。其の言ふ所の者は、匹夫匹婦(六)の共に知る所にして、行ふ所の者は、聖人(七)だも盡す能はざる所有り。嗚呼(八)是れ亦足れり。後世をして能く吾說(九)を盡す者有らしめば、聖人爲ることと雖も難きこと無くして、能(一〇)はざる者も、過を寡うするを爲すことを失はざらんのみと子路(一一)の勇、子貢(一二)の辨、冉有(一三)の智、此の三者は、皆天下の所謂能くし難うして、而して貴ぶべき者

爲レ可レ會。是獨何歟。夫戎之不レ能下以二會禮一會上也。亦明矣。此學者之所三深研而求二其說一也。故曰。王者不レ治二夷狄一。錄レ戎。來者不レ拒。去者不レ追也。夫以二戎之不レ可二以化誨一懷服一也彼其不三悍然執レ兵。以與レ我從二事於邊鄙一。固亦幸矣。又況知レ有二所レ謂會者一。而欲レ行レ之。是豈不レ足二以深

夷狄を治せず。戎を錄せるは、來者は拒まず、去者は追はざるのみと。夫れ戎の以て化誨(四)懷服すべからざるを以てなり。彼其れ悍然兵を執り、以て我と事(五)に邊鄙に從はざるは、固に亦幸なり。又況んや所謂會(六)者有ることを知つて、而して之を行はんと欲するをや。是れ豈以て深く其意を嘉するに足らざらんや。然らず、將に深く其禮(七)を責めんとせば、彼將に堪へ(八)ざる所有つて、而して其忿怒を發せんとす、則ち其禍は大ならん。仲尼深く之を憂ふ。故に其來に因つて之を書するに會を以てして、曰く、是の若くして足ると。是れ將に不治を以て深く之を治めんとするなり。是に由りて之を觀れば、春秋の戎狄を疾む者は、純なる夷狄を疾むには非ざるなり。其の中國(九)を以て流れて戎狄に入れる者を疾めるなり。

(一) 隱公の會せる戎を指す、彼の戎は純粹の夷狄なりとの義　(二) 諸侯會同の禮　(三) 疑惑して深く研鑽す　(四) 教化誨導綏懷歸伏せしむ　(五) 戰爭の事　(六) 會同といふ事　(七) 禮の備はらざるを責む　(八) 大治を求めらるゝに堪へざるなり　(九) 中國なるにも拘はらず、夷狄の風俗に變ぜしものを惡むのみ

得爲君子。秦楚之君。未至於純爲夷狄。而春秋之所不與者常在焉。有善。則累而後進。有惡。則略而不錄。以爲不足錄也。是非獨私於齊晉。而偏疾於秦楚也。以見中國之不可以一日背。夷狄之不可以一日向也。其不純者。不足以寄其褒貶。則其純者可知矣。故曰。天下之至嚴。而用法之至詳者。莫如春秋。

の以て一日も背くべからず、夷狄の以て一日も向ふべからざるを見はすのみ。(七)其の純ならざる者すら以て其褒貶を寄するに足らずんば、則ち其純なる者知るべし。(八)故に曰く、天下の至嚴にして、法を用ふるの至詳なる者は、春秋に如くは莫しと。

(一)褒貶常にこの齊晉の諸國にのみ在り (二)勉強の貌 (三)種々に之を稱賛す (四)積み累ねたる後に一括して之を記錄す (五)かたよりて貶し憎む (六)中國に從ふべく夷狄の從ふべからざる意を示す (七)楚の如きを指す (八)楚秦以外純粹の夷狄

夫戎者。豈特如秦楚之流入於戎狄而已哉。然而春秋書之曰。公會戎于潛。公無所貶。而戎

夫れ戎は、豈特に秦楚の流れて夷狄に入れるが如きのみならんや。然り而して春秋に之を書して曰く、公は戎に潛に會せりと。(一)公は貶す所無くして、而して戎は會すべしと爲すは、是れ獨り何ぞや。(二)夫れ戎の會禮を以て公に會する能はざるや、亦明けし。此れ學者の深研して其說を求むる所なり。(三)故に曰く、王者は

得レ爲二大夫一者。擧皆齊晉也。不レ然則齊晉之與國也。其書レ州書レ國。書レ氏書レ人。其君不レ得レ爲二諸侯一。其臣不レ得レ爲二大夫一者。擧皆秦楚也。不レ然則秦楚之與國也。夫齊晉之君。所下以治二其國家一。擁二衞天子一。而愛中養百姓上者。豈能盡如二古法一哉。蓋亦出二於詐力一。而參レ之以二仁義一。是齊晉亦未レ能三純爲二中國一也。秦楚者。亦非二皆貪冒無レ恥。肆行而不一レ顧也。蓋亦有二秉レ道行レ義之君一焉。是秦楚亦未レ至三於純爲二夷狄一也。齊晉之君。不レ能三純爲二中國一。而春秋之所レ與者常在焉。有レ善。則汲汲而書レ之。惟恐二其不一レ得レ聞二於後世一。有レ過。則多方而開二赦之一。惟恐二其不一レ

（一）文明の政を以て大いに治まらんことを欲す　（二）放任せず干渉せず所謂不治の治なり　（三）隱公二年の條なり　（四）公羊傳の註解者　（五）戎との會合を記錄す　（六）黨與の國々　（七）擁護守衞　（八）交へ用ふ　（九）純然たる中國には非ずして夷狄の法を混用するなり　（一〇）行を縱にして檢束なし　（一一）純然たる夷狄

齊晉の君純ら中國爲る能はざるに、而も春秋の與する所の者は常に在り。(一)善有れば則ち汲汲(二)として之を書し、惟其の後世に聞を得ざらんことを恐れ、過有れば則ち多方にして之を開赦し、惟其の君子爲るを得ざらんことを恐る。秦楚の君、未だ純ら(三)夷狄爲るに至らざるに、而も春秋の與せざる所の者は常に在り。善有れば則ち累ね(四)て後に進め、惡有れば則ち略して錄せず。以爲らく錄するに足らざるなりと。是れ獨り齊晉に私して、秦楚に偏疾(五)なるには非ざるなり。(六)以て中國

然。求二其大治一、必至二於大亂一。先王知二其然一。是故以二不治一治レ之。治レ之以二不治一者。乃所三以深治一レ之也。春秋書。公會二戎于潛一。何休曰。王者不レ治二夷狄一。錄レ戎。來者不レ拒。去者不レ追也。夫天下之至嚴。而用レ法之至詳者。莫レ如二春秋一。凡春秋之書レ公書レ侯。書レ字書レ名。其君得レ爲二諸侯一。其臣

之を治むるに不治を以てする者は、乃ち深く之を治むる所以なり。春秋に書す、公(三)戎に潛に會すと。(四)何休曰く、王者は夷狄を治せず(五)戎を錄するは、來者拒まず、去者追はざるなりと。夫れ天下の至嚴にして、法を用ふるの至詳なる者は、春秋に如くは莫し。凡そ春秋の公と書し侯と書し、字を書し名を書し、其君は諸侯爲るを得、其臣は大夫爲るを得る者は、擧げて皆齊晉なり。然らざれば則ち齊晉の(六)與國なり。其の州と書し國と書し、氏を書し人を書し、其君は諸侯爲るを得ず、其臣は大夫爲るを得ざる者は、擧げて皆秦楚なり。然らざれば則ち秦楚の與國なり。夫れ齊晉の君、其國家を治め、天子を擁衞(七)して、百姓を愛養する所以の者は、豈能く盡く古法の如くならんや。蓋し亦詐力に出でて、之に參(八)するに仁義を以てするのみ。是れ齊晉も亦未だ純(九)ら中國爲る能はざるなり。秦楚は、亦皆貪冒恥無く、肆(一〇)行して顧みざるに非ず、蓋し亦道を秉り義を行ふの君有り。是れ秦楚も亦未だ純(一一)ら夷狄爲るには至らざるなり。

不レ可ニ測識一。古者公族有レ罪。三宥而後致レ刑。今至レ使下人矯殺中其太子一而不レ忌。太子亦不中敢請上則威信之過也。夫以レ法毒ニ天下一者。未レ有レ不三反中其身及其子孫一。漢武始皇皆果ニ於殺一者也。故其子如ニ扶蘇之仁一。則寧死而不レ請。如ニ戻太子之悍一。則寧反而不レ訴。知ニ訴之必不レ察也。戻太子豈欲レ反者哉。計出ニ於無聊一也。故爲ニ二君之子一者。有ニ死與レ反而已。李斯之智。蓋足三以知ニ扶蘇之必不レ反也。吾又表而出レ之。以戒下後世人主之果ニ於殺一者上。

を出し、以て後世人主の殺に果なる者を戒しむ。

(一)史記晉世家に見ゆ　(二)論語衞靈公篇に見ゆ　(三)上意に通じ易く下情も知り易し　(四)突發急劇の擧　(五)平易忠恕の政を以て重法威刑の法に易へず　(六)欺かざるを示さん爲に木を城門に立て之を從せし者に五十金を予へし政策　(七)秦の法に灰を塗に棄つる者は刑せらる　(八)禮記文王世子篇に見ゆ　(九)應報無くんばあらず　(一〇)仁なりしために死に甘んじたり　(一一)漢宣帝の太子なり不平の餘り叛を謀りて死せり　(一二)心に樂まず賴る所なきをいふ　(一三)殺戮果斷

王者夷狄を治せざる論

蘇東坡

夷狄不レ可下以ニ中國之治一治上也。譬若ニ禽獸一

夷狄は中國の治を以て治すべからざるなり。譬へば禽獸の若く然り。其大治を求むれば、必ず大亂に至る。先王其然るを知る。是の故に不治を以て之を治む。

乎。夫以忠恕爲心。而以平易爲政。則上易知。下易達。雖有賣國之奸。無所投其隙。倉卒之變。無自發焉。其令行禁止。蓋有不及商鞅者矣。而聖人終不以此易彼。鞅立信於徙木。立威於棄灰。刑其親戚師傅。無惻容。積威信之極。以至始皇。秦人視其君。如雷電鬼神

雖も、其隙に投ずる所無く、倉卒(四)の變も、自ら發する無けん。其令行はれ禁止むは蓋し、商鞅に及ばざる者有らんも、而も聖人は終に此(五)を以て彼に易へず。鞅は信(六)を徙木に立て(七)、威を棄灰に立てて、其親戚師傅を刑して、惻める容無く、威信を積むこと之れ極まり、以て始皇に至る。秦人の其君を視ることは、雷電鬼神の測り識るべからざるが如くなりき。古は公族罪有れば、三宥(八)して後に刑に致せり。今は人をして矯つて其太子を殺して忌まず、太子も亦敢て請はざらしむるに至れるは、則ち威信の過なり。夫れ法を以て天下を毒する者は、未だ反つて其身及び其子孫に中(九)らずんば有らず。漢武・始皇は皆殺に果なる者なりき。故に其子扶蘇の仁(一〇)の如きは、則ち寧ろ死すとも請はず。戾(一一)太子の悍の如きは、則ち寧ろ反すとも訴へず。訴の必ず察せられざるを知ればなり。戾太子は豈反を欲する者ならんや。計無聊(一二)に出づればなり。故に二君の子爲る者は、死と反と有るのみ。李斯の智、蓋し以て扶蘇の必ず反せざるを知るに足れり。吾又表して之

堯舜而獨湯武矣。及其出亡而無所舍。然後知爲法之弊。夫豈獨鞅悔之。秦亦悔之矣。荊軻之變。持兵者。熟視始皇環柱而走。而莫之救者。以法重故也。李斯之立胡亥。不復忌二人者。知威令之素行。而臣子不敢復請也。二人之不敢復請。亦知始皇之鷙悍而不可回也。豈料其僞也哉。

人を忌まざりし者は、威令の素行はれて、臣子敢て復請はざるを知ればなり。二人の敢て復請はざりしは、亦始皇の鷙悍にして回ぐべからざるを知ればなり。(九)豈其僞を料らんや。(一〇)

(一) 衞の庶公子鞅秦に入りて商君となる (二) 人を殺すなり、經は經の誤なるべし、一に一己人の誅を輕罪法とする義なりと (三) 一人罪を犯せば三族皆誅夷せらる (四) 戢々兢々と畏縮す (五) 商鞅秦を亡げて某客舍に至るに舍人之を宿せしめず、鞅嘆じて曰く法を爲すの弊一に此に至るかと (六) 武器 (七) 荊軻の始皇を刺さんとするや始皇は銅柱を繞つて走り逃げたり (八) 扶蘇蒙恬 (九) 剛愎にして志を改めざる貌 (一〇) 僞の詔なりと悟ること無からん

周公曰。平易近民。民必歸之。孔子曰。有一言而終身行之。其恕矣

周公曰く、平易にして民に近ければ、民必ず之に歸すと。孔子曰く、(一)一言にして終身之を行ふ(二)べきもの有り、其れ恕かと。夫れ忠恕を以て心と爲し、而して平易を以て政と爲せば、則ち(三)上は知り易うして、下は達し易く、國を賣るの奸有りと

朝一。乃與二庸主一不レ異。吾故表而出レ之。以戒下後世人主。如二始皇漢宣一者上。或曰。李斯佐二始皇一定二天下一。不レ可レ謂二不智一。扶蘇始皇子。秦人戴レ之久矣。陳勝假二其名一。猶足三以亂二天下一。而蒙恬持二重兵一在レ外。使下二人不二卽受一レ誅。而復請上レ之。則斯高無二遺類一矣。以二斯之智一。而不レ慮レ此。何哉。

連坐を黨とし宮刑を腐とす　(一三)特に表出す　(一四)陳渉の兵を起すや太子扶蘇と號せり　(一五)大兵に同じ　(一六)詔を奉ずる義

蘇子曰。嗚呼秦之失レ道。有二自來一矣。豈獨斯高之罪。自下商鞅變レ法。以二殊死一爲二輕典一。以二參夷一爲二常法上。人臣狼顧脅息。以レ得レ死爲レ幸。何暇復請。方二其法之行一也。求無レ不レ獲。禁無レ不レ止。鞅自以爲。軼二

蘇子曰く、嗚呼秦の道を失するや、自り來るところ有り、豈獨り斯と高との罪ならんや。(一)商鞅、法を變じて、(二)殊死を以て輕典と爲し、(三)參夷を以て常法と爲ししより、人臣は(四)狼顧脅息、死を得るを以て幸と爲せり。何の暇ありては復請はんや。其法の行はるゝに方りてや、求めて獲ざる無く、禁じて止まらざる無く、鞅は自ら以爲らく、堯舜に軼ぎて湯武に駕すと、(五)其の出亡して舍する所無きに及びて、然して後に法を爲すの弊を知りき。夫れ豈獨り鞅のみ之を悔いんや、秦も亦之を悔いき。荊軻の變に、(六)兵を持する者は、始皇が(七)柱を環つて走るを熟視しつつ、而も之を救ふこと莫かりしは、法重きを以ての故のみ。李斯が胡亥を立てて、復二(八)

碎レ首也。自レ有二書契一以來。惟東漢呂強。後唐張承業。二人號稱二善良一。豈可下望二一二於千萬一以取中必亡之禍上哉。然世主皆甘心而不レ悔。如二漢桓靈唐肅代一。猶不レ足二深怪一。始皇漢宣皆英主。亦沈二於趙高恭顯之禍一。彼自以爲。聰明人傑也。奴僕薰腐之餘。何能爲。及二其亡レ國亂レ

りと稱す。豈一二(六)を千萬に望んで、以て必亡の禍を取るべけんや。然も世主(七)は皆甘心して悔いず。漢の桓・靈(八)、唐の肅・代(九)の如きは、猶ほ深く怪しむに足らず。始皇・漢宣(一〇)は皆英主なるに、亦趙高・恭・顯(一一)の禍に沈めり。彼自ら以爲らく、聰明の人傑なり、奴僕薰腐(一二)の餘、何ぞ能く爲さんと。其の國を亡し朝を亂すに及んでは、乃ち庸主と異ならず。吾故に表(一三)して之を出し、以て後世の人主の、始皇・漢宣の如くなる者を戒しむ。或ひと曰く、李斯は始皇を佐けて天下を定め、不智なりと謂ふべからず。扶蘇は始皇の子にして、秦人の之を戴くこと久しく、陳勝(一四)が其名を假るすら、猶ほ以て天下を亂るに足れり。而も蒙恬は重兵(一五)を持して外に在り。二人をして、即いて(一六)誅を受けずして、復之を請はしめば、則ち斯と高と遺類無けん。斯の智を以てして、而して此を慮らざるは何ぞやと。

㈠宦官なり閹は精氣閉藏の義　㈡身を亡し家を覆す義　㈢書籍の世行はれてより以來　㈣後漢靈帝の宦官　㈤五代唐の莊宗の宦官　㈥千萬人中に一二の善良なる者ありとて　㈦歷代の人君　㈧桓帝靈帝共に庸主　㈨肅宗代宗共に暗君　(一〇)秦の始皇と漢の宣帝共に英才の人主　(一一)弘恭顯石共に宣帝の宦官なり　(一二)

蘇蒙恬蒙毅一。卒以亡レ秦。蘇子曰。始皇制二天下輕重之勢一。使二内外相形一。以禁レ奸備上レ亂。可レ謂レ密矣。蒙恬將二三十萬人一。威震二北方一。扶蘇監二其軍一。而蒙毅侍二帷幄一。爲二謀臣一。雖レ有二大奸賊一。敢睥二睨其間一哉。不幸道病。禱二祠山川一。尚有レ人也。而遣二蒙毅一。故高斯得レ成二其謀一。始皇之遣レ毅。毅見二始皇病太子未一レ立。而去二左右一。皆不レ可二以言一レ智。雖レ然。天之亡二人國一。其禍敗必出二於智之所上レ不レ及。聖人爲二天下一不レ恃レ智以防上レ亂。恃三其無二致レ亂之道一耳。始皇致レ亂之道。在レ用二趙高一。

と、毅の始皇の病んで、太子の未だ立たざるを見て、而して左右を去るとは、皆以て智なりと言ふべからず。然りと雖も、天の人の國を亡すや、其禍敗は必ず智の(一三)及ばざる所に出づ。聖人の天下を爲むるや、智を恃んで以て亂を防がずして、其の亂を致すの道無きを恃むのみ。始皇が亂を致せる(一四)の道は、趙高を用ふるに在り。

㊀ 始皇の長子なり、性仁慈衆望ありしが詔によりて死を賜ひき ㊁ 宦官なり、時に中車府令たり ㊂ 蒙恬の弟なり ㊃ 即位の三十七年冬 ㊄ 車を走らせ巡行す ㊅ 始皇未だ建儲せず ㊆ 二世皇帝是なり ㊇ 朝廷と地方と相待つの形勢を成す ㊈ 治國の道をはかること綿密なり ㊉ 非望を企畫するの謂なり (一一) 蒙毅ならずとも他に相當の人物ありしならん (一二) 趙高と李斯と (一三) 人智もて計り知る能はざるところ (一四) 智によりて亂を防がんことを求めず

夫閹尹之禍。如二毒藥猛獸一。未レ有レ不二裂レ肝

夫れ閹尹(一)の禍は、毒藥猛獸の如し。未だ肝(二)を裂き首を碎かざるは有らざるなり。書契(三)有りてより以來、惟東漢の呂強(四)と、後唐の張承業(五)と、二人號して善良な

秦始皇時。趙高有レ罪。蒙毅按レ之當レ死。始皇赦而用レ之。長子扶蘇好ニ直諫一。上怒。使三北監ニ蒙恬兵於上郡一。始皇東遊ニ會稽一。並レ海走ニ瑯琊一。次子胡亥李斯蒙毅趙高從。道病。使三蒙毅還禱二山川一。未レ及レ還。上崩。李斯趙高矯レ詔。立ニ胡亥一。殺ニ扶

秦の始皇扶蘇の論(一)

蘇東坡

秦の始皇の時、趙高(二)罪有り。(三)蒙毅之を按ずるに死に當す。始皇赦して之を用ふ。長子扶蘇は直諫を好めり。上怒り、北のかた蒙恬の兵を上郡に監せしむ。始皇東(四)して會稽に遊び、海に並うて瑯琊に走る。(五)次子胡亥・李斯・蒙毅趙・高從ふ。道にて病むや、蒙毅をして還つて山川に禱らしむ。(六)未だ還るに及ばざるに、上崩ず。李斯・趙高は詔を矯め、(七)胡亥を立て、扶蘇・蒙恬・蒙毅を殺し、卒に以て秦を亡しぬ。蘇子曰く、始皇は天下輕重の勢を制し、(八)内外をして相形し、以て奸を禁じ亂に備へしむ。(九)密なりと謂ふべし。蒙恬は三十萬人に將として、威北方に震ひ、扶蘇は其軍を監し、蒙毅は帷幄に侍して、謀臣と爲れり。大奸賊有りと雖も、(一〇)敢て其間に睥睨せんや。不幸にして道に病むや、山川に禱祠するは尚ほ人有らんに、(一一)而るに蒙毅を遣りぬ。故に高と斯と其謀を成すを得たり。(一二)始皇の毅を遣る

是匹夫之剛也。夫老人者。以爲子房才有レ餘。而憂二其度量之不一レ足。故深折二其少年剛鋭之氣一。使下之忍二小忿一而就中大謀上。何則非レ有二平生之素一。卒然相二遇於草野之間一。而命以二僕妾之役一。油然而不レ怪者。此固秦皇之所レ不レ能レ驚。而項籍之所レ不レ能レ怒也。觀下夫高祖之所二以勝一。項籍之所二以敗一者上。在二能忍與レ不レ能レ忍之間一而已矣。項籍唯不レ能レ忍。是以百戰百勝。而輕用二其鋒一。高祖忍レ之。養二其全鋒一。而待二其弊一。此子房教レ之也。當三淮陰破レ濟而欲二自王一。高祖發レ怒。見二於詞色一。由レ是觀レ之。猶有二剛強不レ能レ忍之氣一。非二子房一其誰全レ之。太史公疑二子房一。以爲魁梧奇偉。而其狀貌乃如二婦人女子一。不レ稱二其志氣一。嗚呼此其所三以爲二子房一歟。

房を疑つて、以爲らく魁梧奇偉と、而も其狀貌は乃ち婦人女子の如く、其志氣(二〇)に稱はずと。嗚呼此れ其れ子房爲る所以か。

(一) 富貴の男 (二) 一世を掩蓋する大才 (三) 伊尹が湯を佐けて夏を亡し、太公が周を佐けて殷を滅せし故智 (四) 秦の始皇を刺さんとして失敗せし荊軻、韓の俠累を刺したる聶政は共に刺客なり (五) 尊大に構へこむなり 鮮は鮮、腆は厚の義 (六) 圯上老人の語 (七) 左傳宣公十二年の條及び史記鄭世家楚世家參照 (八) 肌をぬぎて肉を露し刑を受くる意を示す、羊を牽くは賤役に服する意なり (九) 國語越語又は史記越世家參照 (一〇) 平生の交際 (一一) 賤者の役 (一二) 平氣の貌 (一三) 秦始皇も驚かす能はず、楚項羽も怒らしむる能はず (一四) 忍耐力の相違による (一五) 全力を蓄積して項羽の疲弊するを待ちき (一六) 韓信は淮陰侯に封ぜられき (一七) 高祖も亦忍耐の力十分ならざるなり (一八) 高祖をして大業を全うせしむること能はじ (一九) 史記留侯世家論贊參照 (二〇) 志望氣象

所爲深惜者也。是故倨傲鮮腆。而深折之。彼其能有所忍也。然後可以就大事。故曰。孺子可教也。楚莊王伐鄭。鄭伯肉袒牽羊以迎。莊王曰。其君能下人。必能信用其民矣。遂舍之。勾踐之困於會稽而歸。臣妾於吳者。三年而不勧。且夫有報人之志。而不能下人者。

る者、三年にして勧まざりき。且つ夫れ人に報ずるの志有りて、而も人に下ること能はざる者は、是れ匹夫の剛なり。夫れ老人は、以爲らく子房は才餘有るも、而も其度量の足らざるを憂ふと。故に深く其少年剛鋭の氣を折き、之をして小忿を忍んで大謀を就さしめき。何となれば則ち平生(一〇)の素有るに非ざるに、卒然として草野の間に相遇ひ、而も命ぜらるゝに(一一)僕妾の役を以てするも、(一二)油然として怪しまざる者は、此れ固に秦皇(一三)の驚かす能はざる所にして、而して項籍の怒らす能はざる所なり。夫の高祖の勝ちし所以と、項籍の敗れし以所との者を觀るに、能く忍ぶと忍ぶ能はざるとの間に在るのみ。項籍は唯忍ぶ能はず、是を以て百戰百勝(一四)するも、而も輕〻しく其鋒を用ひ、高祖は之を忍んで、其全鋒(一五)を養うて、而して其弊を待ちき。此れ子房之を敎へしなり。(一六)淮陰が齊を破つて自ら王たらんと欲せしに當り、高祖は怒を發して、詞色に見はれき。是に由りて之を觀るに、(一七)猶ほ剛強忍ぶ能はざるの氣有りき。子房に非ずんば、其れ誰か(一八)之を全うせん。(一九)太史公は子

韓之亡。秦之方盛一也。以二刀鋸鼎鑊一。待二天下之士一。其平居無事。夷滅者不レ可レ勝レ數。雖レ有二賁育一。無レ所二復施一。夫持レ法太急者。其鋒不レ可レ犯。而其勢未レ可レ乘。子房不レ忍二忿忿之心一。以二匹夫之力一。而逞二於一擊之間一。當二此之時一。子房之不レ死者。其間不レ能レ容レ髮。蓋亦危矣。

（一五）誅夷族滅せらる、（一六）孟賁、夏育、共に古代の勇者　（一七）挾持すること嚴刻なり　（一八）怒に堪へざる心　（一九）壯士を得て博浪沙にて始皇の車を擊破せしを指す　（二〇）間一髮を容る、事すら不能なる危機

千金之子。不レ死二於盜賊一。何者其身可レ愛。而盜賊之不レ足二以死一也。子房以二蓋世之才一。不レ爲二伊尹太公之謀一。而特出二於荊軻聶政之計一。以僥二倖於不一レ死。此圯上老人

千金の子（一）は盜賊に死せず。何となれば其身愛すべくして、盜賊の以て死するに足らざればなり。子房は蓋世（二）の才を以てして、伊尹太公（三）の謀を爲さず、而して特に荊軻聶政（四）の計に出で、以て死せざるを僥倖す。此れ圯上の老人の深惜を爲す所の者なり。是の故に倨傲鮮腆（五）、而して深く之を折く。彼其れ能く忍ぶ所有らんか、然して後に以て大事を就すべし。故に曰く、孺子（六）教ふべしと。楚の莊王鄭を伐つや、鄭伯は肉袒牽羊（八）して以て迎へき。莊王曰く、其君能く人に下る（七）、必ず能く其民を信用せんと。遂に之を舍しき。勾踐（九）の會稽に困して歸るや、吳に臣妾た

者。卒然臨レ之而不レ驚。無レ故加レ之而不レ怒。此其所レ挾持一者甚大。而其志甚遠也。夫子房受二書於圯上之老人一也。其事甚怪。然亦安知下其非中秦之世有二隱君子者一出而試上レ之。觀下其所三以微見二其意一者上。皆聖賢相與警戒之義。而世不レ察。以爲二鬼物一。亦已過矣。且其意不レ在レ書。當二

し。然も亦安んぞ其の秦の世に隱君子者（一〇）有り、出でて之を試みしに非ざるを知らんや。其微（一一）に其意を見はしし所以の者を觀るに、皆聖賢相與に警戒するの義にして、而も世は察せず、以て鬼物（一二）と爲せる、亦已だ過てり。且つ其意は書に在（一三）らざるなり。韓の亡び、秦の方に盛なるに當つてや、刀鋸鼎鑊（一四）を以て、天下の士を待ちき。其平居無事、夷滅（一五）せし者、數ふるに勝ふべからず。賁育（一六）有りと雖も、復施す所無し。夫れ法（一七）を持する太だ急なる者は、其鋒犯すべからずして、其勢は未だ乘ずべからず。子房は忿忿（一八）の心に忍びず、匹夫の力を以て、而して一（一九）撃の間に逞しうす。此の時に當つて、子房の死せざる者は、其間髮（二〇）をも容るゝ能はず、蓋し亦危し。

㈠ 漢三傑の一人、張良は留侯に封ぜられき ㈡ 凡庸人に擢んでたる節操を有す ㈢ 普通の人情として忍び得ざる所をも豪傑はよく忍ぶ ㈣ 身をつき出す ㈤ 血氣の勇に過ぎざる意 ㈥ 不意の貌 ㈦ 理由無し ㈧ 胸中に包藏する度量志望 ㈨ 楚人は土橋を圯とす ㈩ 世に出でずして靜に學德を修養せる人物 （一一） 老人が少しく其意中を示したる所以を見るに （一二） 怪物とす （一三） 兵書の授受を主とせるに非ず （一四） 刑罰の具なり

以爲レ無レ恐。雖レ有二百盆一可二得而間一哉。嗟夫世之君子、欲レ求二非常之功一。則無三務爲二自全之計一。使三錯自將而討二呉楚一。未二必無一レ功、惟其欲三自固二其身一。而天子不レ悅。奸臣得三以乘二其隙一。錯之所二以自全一者。乃其所二以自禍一歟。

㈠ 呉の相なり、帝に說いて錯を斬り諸侯に辭謝せしめし人 ㈡ 艱難なりと嫌ひ迷惑なりとす ㈢ 其危難を擔任す ㈣ 勉强の貌 ㈤ 錯に信頼す ㈥ 百人の袁盎ありとも何ぞ錯と帝との情誼を疎隔するを得んや ㈦ 非常偉大の勳功 ㈧ 自己の安を貪る謀計 ㈨ 討伐の功を奏し得たるかも知れず

古之所レ謂豪傑之士。必有二過レ人之節一。人情有レ所レ不レ能レ忍者。匹夫見レ辱。拔レ劍而起。挺レ身而鬪。此不レ足レ爲レ勇也。天下有二大勇

留侯論(一)

蘇東坡

古の所謂豪傑の士は必ず(二)人に過ぎたるの節有り。(三)人情の忍ぶ能はざる所の者あり。匹夫辱しめらるれば、劍を拔いて起ち、(四)身を挺して鬪ふ。(五)此れ勇と爲すに足らざるなり。天下に大勇の者有り。(六)卒然として之に臨めども驚かず、(七)故無くして之に加ふれども怒らず。此れ其の(八)挾持する所の者甚だ大にして、而して其志甚だ遠ければなり。夫れ子房が書を(九)圯上の老人に受けしは、其事甚だ怪

發二七國之難一者誰乎。已欲レ求二其名一。安所レ逃二其患一。以三自將之至危。與二居守之至安一。己爲二難首一擇二其至安一。而遺二天子一。以二其至危一。此忠臣義士。所三以憤怨而不二平一者也。

當二此之時一。雖レ無二袁盎一。錯亦未レ免二於禍一。何者己欲三居守。而使二人主自將一。以レ情而言。天子固已難レ之矣。而重レ違二其議一。是以袁盎之說。得レ行二於其間一。使二吳楚反一。錯以レ身任二其危一。日夜淬礪。東向而待レ之。使レ不レ至三於累二其君一。則天子將二恃レ之。

此の時に當つては、袁盎(一)無しと雖も、錯亦未だ禍に免れず。何となれば、己は居守して、人主をして自ら將たらしめんと欲すればなり。情を以て言へば、天子固に已に之を難(二)んぜるも、而も其議に違ふを重かる。是を以て袁盎の說、其間に行はるゝを得たり。吳楚をして反せしむとも、錯は身を以て其危(三)に任じ、日夜淬礪(四)、東向して之を待ち、其君を累するに至らざらしめば、則ち天子は將(五)に之を恃んで以て恐無しと爲さんとす。百盎(六)有りと雖も、得て間すべけんや。嗟夫れ世の君子、非常(七)の功を求めんと欲せば、則ち務めて自全(八)の計を爲すこと無れ。錯をして自ら將として吳楚を討ぜしめば、未(九)だ必ずしも功無くんばあらじ。惟其れ自ら其身を固うせんと欲す。而して天子悅ばず、奸臣以て其隙に乘ずるを得たり。錯の自ら全うせし所以の者は、乃ち其の自ら禍せし所以か。

不㆔惟有㆓超世之才㆒。亦必有㆓堅忍不拔之志㆒。昔禹之治㆑水。鑿㆓龍門㆒決㆓大河㆒而放㆓之海㆒。方㆓其功之未㆑成也。蓋亦有㆓潰冒衝突可㆑畏之患㆒。唯能前知㆓其當㆑然。事至不㆑懼。而徐爲㆓之圖㆒。是以得㆑至㆓於成㆑功。夫以㆓七國之强㆒。而驟削㆑之。其爲㆑變。豈足㆑怪哉。錯不㆘於㆓此時㆒捐㆓其身㆒。爲㆓天下㆒當㆓大難之衝㆒。而制㆗吳楚之命㆖。乃爲㆓自全之計㆒。欲㆘使㆓天子自將㆒。而己居守㆖。且夫

爲せり。是を以て功を成すに至るを得たり。夫れ七國の强を以てして、驟ゝ之を削る、其の變を爲す、豈怪しむに足らんや。錯は此時(九)に於て其身を捐て、天下の爲に大難の衝に當つて、吳楚の命を制せずして、乃ち自全の計を爲し、天子をして自ら將たらしめて、己は居守(一〇)せんと欲せり。且つ夫れ七國の難を發せし者は誰ぞや。已に其名(一一)を求めんと欲せば、安んぞ其患を逃るゝ所あらんや。自ら將たるの至危と、居り守るの至安とを以てするに、己は難首(一二)爲るに、其至安を擇んで、而して天子に遺るに其至危を以てす。此れ忠臣義士が、憤怨して不平なる所以の者なり。

(一) 漢は關中に都せり故に華山以東を山東とす　(二) 所謂吳楚七國なり　(三) 辯解の辭となす　(四) 自棄自得　(五) 卓拔秀出の才能　(六) 西安府に在る龍門山は禹の鑿ちし所なりとぞ　(七) 石門を冒し潰し堤防に衝突す　(八) 處置計劃　(九) 吳、楚、趙、膠西、濟南、菑川、膠東　(一〇) 死命を制する事なくして　(一一) 自己の名譽の爲に事件を發したり　(一二) 難をはじめし張本人

爲二天下一犯二大難一。以求レ成二大功一。此固非下勉二強期月之間一。而苟以求レ名之所上レ能也。天下治平。無レ故而發二大難之端一。吾發レ之。吾能收レ之。然後有レ辭二於天下一。事至而循循焉。欲レ去レ之使三他人任二其責一。則天下之禍。必集二於我一。

しめんと欲すれば、則ち天下の禍、必ず我に集らん。

(一)前漢の文帝の時太子家令として寵あり景帝立つや權九卿を傾く諸王の地を削らんとして七國の亂となり終に讒によりて東市に腰斬せられき　(二)治め難きもの　(三)測り知り難き禍難　(四)處置方法　(五)天下泰平の因習に慣れ驕る　(六)一身を抛げ出す　(七)一個月位の間　(八)名譽聲望を求むる人　(九)申し譯　(一〇)逡巡後退の貌

昔者鼂錯盡レ忠爲レ漢謀レ弱二山東之諸侯一。山東諸侯並起。以レ誅レ錯爲レ名。而天子不二之察一。以レ錯爲レ說。天下悲三錯之以レ忠而受二禍。不レ知三錯有二以取一レ之也。古之立二大事一者。

昔者鼂錯、忠を盡して、漢の爲に(一)山東の諸侯を弱めんことを謀るに、山東の諸(二)侯並び起り、錯を誅するを以て名と爲す。而して天子之を察せず。錯を以て(三)說を爲せり。天下は錯の忠を以て禍を受けしを悲しみ、錯の以て(四)之を取る有りしを知らざるなり。古の大事を立つる者は惟に(五)超世の才有るのみならず、亦必ず堅忍不拔の志有り。昔は禹の水の治むるや、(六)龍門を鑿り大河を決し、而して之を海に放ちき、其功の未だ成らざるに方つてや、蓋し亦(七)潰冒衝突、畏るべきの患有りしが、唯能く其の當に然るべきを前知し、事至るも懼れず。而して徐に之が(八)圖を

比レ肩。而事二義帝一。君臣之分未レ定也。爲レ增計者。力能誅レ羽則誅レ之。不レ能則去レ之。豈不二毅然大丈夫一也哉。增年已七十。合則留。不レ合則去。不下以二此時一明中去就之分上。而欲三依レ羽以成二功名一。陋矣。雖レ然。增高帝之所レ畏也。增不レ去。項羽不レ亡。嗚呼增亦人傑也哉。

鼂錯論(一)

蘇東坡

天下之患。最不レ可レ爲者。名爲二治平無事一。而其實有二不測之憂一。坐觀二其變一。而不レ爲二之所一。則恐至二於不レ可レ救。起而强爲レ之。則天下狃二於治平之安一。而不二吾信一。惟仁人君子。豪傑之士。爲下能出レ身。

天下の患、最も(二)爲むべからざる者は、名は治平無事たるも、而も其實は不測(三)の憂有るなり。坐して其變を觀て、而して之が所(四)を爲さざれば、則ち恐らくは救ふべからざるに至りて、起つて强ひて之を爲すとも、則ち天下は治安の平に狃(五)れて吾を信ぜざらん。惟仁人君子豪傑の士のみ、能く身(六)を出して、天下の爲に大難を犯し、以て大功を成さんことを求むるを爲す。此れ固より朞月(七)の間を勉强して、苟も以て名を求むる者の能くする所に非ざるなり。天下治平なるに、故無くして大難の端(八)を發せんに、吾之を發せば、吾能く之を收めて、然して後に天下に辭(九)有らん。事至つて、而して循循(一〇)焉として、之を去つて他人をして其責に任ぜ

能如是乎。羽既矯殺卿子冠軍。義帝必不能堪。非羽弑帝、則帝殺羽。不待智者而後知也。增始勸項梁立義帝。諸侯以此服從。中道而弑之。非增之意也。夫豈獨非其意。將必力爭而不聽也。不用其言。而殺其所立。羽之疑增。必自是始矣。方羽殺卿子冠軍、增與羽

しぬ。中道(七)にして之を弑せんは、増の意に非ざるなり。夫れ豈獨り其意に非ざるのみならんや。將に必ず力爭(八)して聽かれざらんとす。其言を用ひずして、其の立つる所を殺す。羽の増を疑ふや、必ず是より始まらん。羽が卿子冠軍を殺すに方つては、増は羽と肩を比べて(九)義帝に事へ、君臣の分未だ定まらざりき。増の爲に計るに、力能く(一〇)羽を誅せば則ち之を誅し、能はずば則ち之を去らんのみ。豈毅然(一一)たる大丈夫たらざらんや。増は年已に七十、合へば則ち留まり、合はざれば則ち去る。此の時を以て去就(一二)の分を明にせずして、羽に依つて(一三)以て功名を成さんと欲せしは、陋し。然りと雖も、増は高帝の畏れし所なり。増去らざれば、項羽亡びず。嗚呼増も亦人傑なるかな。

(一) 函谷關より漢中の地に入らしむ　(二) 衆人　(三) いつはり欺く　(四) 憤怒して堪ふる能はざらん　(五) 智者を待たずとも明瞭に知悉するを得べし　(六) 項羽の叔父　(七) 中途　(八) 力を極めて諫爭せるも用ひられず　(九) 同等の位置に在き　(一〇) 項羽を誅殺し得る力量あらば之を誅せんのみ　(一一) 剛毅果決の貌　(一二) 明白に去就を決す　(一三) 依附す

之去。當於羽殺卿子冠軍時也。陳涉之得民也。以項燕扶蘇。項氏之興也。以立楚懷王孫心。而諸侯叛之也。以弑義帝。且義帝之立。增爲謀主矣。義帝之存亡。豈獨爲楚之盛衰。亦增之所與同禍福也。未有義帝亡而增獨能久存者也。羽之殺卿子冠軍也。是弑義帝之兆也。其弑義帝。則疑增之本也。豈必待陳平哉。物必先腐也。而後蟲生之。人必先疑也。而後讒入之。陳平雖智。安能間無疑之主哉。

（一）陳平反間苦肉の謀を用ひて增と項羽との情誼を破る　（二）疎隔を作る　（三）大略決定せり　（四）致仕退隱す　（五）避に同じ　（六）何れの時の出來事　（七）鴻門の會の如きなり　（八）職分なり　（九）[illegible]拔擢[illegible]　（一〇）易の繋辭の語、幾は事の兆なり　（一一）詩經小雅頍弁の篇、大雪ふらんとしては先づ霰ふるとの意　（一二）楚の義帝、宋義を上將軍とし項羽を北將とす羽義を殺して兵を奪ふ　（一三）叛秦の先驅者　（一四）楚將項燕秦の皇子扶蘇の名を假りぬ　（一五）即ち義帝なり　（一六）確信倚賴して疑ふところなき君臣の間を離反せしむるを得ず

吾嘗論。義帝天下之賢主也。獨遣沛公入關。不遣項羽。識卿子冠軍於稠人之中。而擢以爲上將。不賢而

吾嘗て論ずらく、義帝は天下の賢主なり、獨り沛公を遣はして關に入らしめ、項羽を遣はさず。卿子冠軍を（二）稠人の中に識り、擢んでて以て上將（二）と爲せり。不賢にして能く是の如くならんや。羽既に（三）矯つて卿子冠軍を殺す。義帝は必ず（四）堪ふる能はじ。羽が帝を弑するに非ずんば、則ち帝は羽を殺さんこと、（五）智者を待つて後に知らざるなり。增始は（六）項梁に勸めて義帝を立てき。諸侯此を以て服從

疽發背死。蘇子曰。増之去善矣。不去。羽必殺増。獨恨其不早耳。然則當以何事去。増勸羽殺沛公。羽不聽。終以此失天下。當於是去耶。曰。否。増之欲殺沛公。人臣之分也。羽之不殺。猶有君人之度也。増曷爲以此去哉。易曰。知幾其神乎。詩曰。相彼雨雪。先集維霰。増

是に於て去るべきか。曰く、否、増の沛公を殺さんと欲せしは、人臣の分(八)なり。羽の殺さざる、猶ほ人に君たるの度(九)有り。増は曷爲れぞ此を以て去らんや。易に曰く(一〇)幾を知るは其れ神かと。詩に曰く、彼の雨雪(一一)を相るに、先づ集りて維霰ふると。増の去るは、當に羽が卿子冠軍(一二)を殺しし時に於てすべしと。陳渉(一三)が民を得るや、項燕、扶蘇を以てし、項氏の興るや、楚懐王(一五)の孫心を立つるを以てす。而して諸侯(一四)の之に叛きしは、義帝を弑せしを以てなり。且つ義帝の立つや、増は謀主爲り。義帝の存亡は、豈獨り楚の盛衰爲るのみならんや、亦増の與に禍福を同じうする所たり。未だ義帝亡して、而して増獨り能く久存する者は有らざるなり。羽の卿子冠軍を殺ししは、是れ義帝を弑するの兆なり。其の義帝を弑するは、則ち増を疑ふの本なり。豈必ずしも陳平を待たんや。物必ず先づ腐れて、而る後に蟲之に生じ、人必ず先づ疑つて、而して後に讒之に入る。陳平智なりと雖も、安ぞ能く疑(一六)無きの主を間せんや。

惑レ焉。春秋有二天子之權一。天下有レ君。則春秋不レ當レ作。天下無レ君。則天子之權。吾不レ知二其誰與一。天下之人。烏有下如二周公之後之可一レ與者上。與レ之。而不レ得二其人一則亂。不レ與レ人。而自與則僭。不レ與レ人。不二自與一。而無レ所レ與。則散。嗚呼後之春秋。亂邪僭邪散邪。

漢、九州等の諸春秋を指す

范增論

蘇東坡

漢用二陳平計一。間二疏楚君臣一。項羽疑二范增與レ漢有一レ私。稍奪二其權一。增大怒曰。天下事大定矣。君王自爲レ之。願賜二骸骨一歸二卒伍一。歸未レ至二彭城一。

漢は(一)陳平の計を用ひて、楚の君臣を(二)間疏す。項羽は范增が漢と私有るかを疑ひ、稍其權を奪ふ。增大いに怒つて曰く、天下の事大いに定まりぬ。君王自ら之を爲せ。願くは(四)骸骨を賜うて卒伍に歸せんと。歸つて未だ(三)彭城に至らざるに、(五)疽背に發して死せり。蘇子曰く、增の去るや善し。去らずんば、羽必ず增を殺さん。獨り其の早からざるを恨むのみと。然らば則ち當に(六)何の事を以てか去るべきぞ。(七)增が羽に勸めて沛公を殺すに、羽聽かず。終に此を以て天下を失へり。當に

達二夫子之意一。續レ經而書二孔丘卒一。夫子既告レ老矣。大夫告レ老。而卒不レ書。而夫子獨書。夫子作二春秋一。以公二天下一。而豈私二一孔丘一哉。嗚呼夫子。以爲二魯國之書一。而子貢之徒。以爲二孔氏之書一也歟。遷固之史有二是非一。而無賞罰一。彼亦史臣之體。宜レ爾也。後之效二孔子一。作二春秋一者。吾

告げたり。大夫の老を告げて卒すれば書せざるに、而るに夫子は獨り書せり。夫子春秋を作つて以て天下に公にす。(四)而も豈一孔丘に私せんや。嗚呼夫子は以て魯國の書と爲せるに、子貢の徒は、以て孔氏の書と爲せるか。(五)遷固の史は、是非有れども、而も賞罰無し。彼亦史臣の體、(六)宜しく爾るべきなり。後の孔子に效つて、春秋を作る者は、吾焉に惑ふ。(七)春秋には天子の權有り。天下君有れば、則ち春秋は當に作るべからず。天下君無くんば、則ち天子の權、(八)吾は其れ誰に與へんかを知らず。天下の人、烏んぞ周公の後の與ふべきが如き者有らんや。(九)之を與ふるに、其人を得ざれば則ち亂れ、(一〇)人に與へずして、而して自ら與ふれば、則ち僭に、(一一)人に與へず、自ら與へずして、而して與ふる所無ければ、則ち散せん。(一二)嗚呼後の春秋は、(一三)亂か僭か散か。

(一) 孔子の高弟　(二) 本意精神を知らず　(三) 致仕隱居す　(四) 卽ち春秋の法なり　(五) 司馬遷の史記、班固の漢書など　(六) 歷史官としての修史の體裁　(七) 其精神の存する所に惑ふ　(八) 聖人あらば格別なれども聖人もなき後世は誰を其代理者とすべきかを知らずとの義　(九) 魯を指す　(一〇) 亂妄　(一一) 僭奪　(一二) 散佚　(一三) 吳、蜀漢、楚

而許下其假二天子之權一。以賞中罰天下上。其意曰。有二周公之心一。而後可三以行二桓文之事一。此其所下以不レ與二齊晉一而與中魯也。夫子亦知二魯君之才。不レ足三以行二周公之事一矣。顧其心以爲。今之天下無二周公一。故至レ此。是故以二天子之權一。與二其子孫一。所下以見中思二周公一之意上也。吾觀二春秋之法一。皆周公之法。而又詳レ內而略レ外。此其意。欲下魯法二周公之所レ爲。且先自治。而後治中人也。明矣。夫子嘆下禮樂征伐。自二諸侯一出上。而田恆弒二其君一。則沐浴而請レ討。然則天子之權。夫子固明以與レ魯矣。

皆周公の法にして、而して又内に(七)詳にして外に略なり。此れ其意、魯が周公の爲しし所に法つて、且く先づ自ら治め、而る後に人を治めんことを欲せしや明なり。夫子は(八)禮樂征伐の、諸侯より出づるを嘆ず。而して(九)田恆が其君を弑するや、則ち沐浴して討ぜんことを請へり。然らば則ち天子の權は、夫子固より明に以て魯に與ふるなり。

(一) 齊の桓公晉の文公 (二) うはべに周室を尊べるも實は自國の利益をのみ圖れり (三) 天子を尊び四海を平にする事業 (四) 子孫皆病弱にして周公に繼ぐ能はず (五) 今日の如き衰微頹敗 (六) 周公を追慕するの意 (七) 國内の事に詳にして國外の事は簡單なり (八) 論語季氏篇參照 (九) 齊の田恆其君簡公を弑するや孔子沐浴して朝し哀公に告げて伐たんと請へり

子貢之徒。不レ

(一)子貢の徒、夫子の意に達せず、(二)經を續いで孔丘卒すと書せり。夫子既に老を(三)

國也。居二魯之地一。宜レ如下周公不レ得レ已。而假二天子之權一以賞二罰天下一。以尊中周室上。故以二天子之權一與レ之也。

然則假二天子之權一。宜二如何一。曰。如二齊桓晉文一。可也。夫子欲三魯如二齊桓晉文一。而不下遂以二天子之權一與中齊晉上何也。齊桓晉文。陽爲レ尊レ周。而實欲レ富二彊其國一。故夫子與二其事一。而不レ與二其心一。周公心存二王室一。雖二其子孫不一レ能レ繼。而夫子思二周公一。

然らば則ち天子の權を假ること、宜しく如何かすべき。曰く、齊桓(一)・晉文の如くして可ならん。夫子は魯が齊桓・晉文の如くならんことを欲して、而も遂に天子の權を以て齊晉に與へざりしは、何ぞや。齊桓・晉文は、陽(二)に周を尊ぶと爲せるも、實は其國を富彊にせんと欲せり。故に夫子は其事(三)に與へしも、而も其心に與へず。周公は心王室に存して、其子(四)孫繼ぐ能はずと雖も、而も夫子は周公を思ひ、其の天子の權を假りて、以て天下を賞罰せしを許す。其意に曰く、周公の心有りて、而る後に以て桓文の事を行ふべしと。此れ其の齊晉に與へずして魯に與へし所以なり。夫子亦魯君の才、以て周公の事を行ふに足らざるを知る。顧つて其心に以爲らく、今の天下に周公無し、故に此(五)に至れりと。是故に天子の權を以て、其子孫に與ふ。(六)周公を思ふの意を見す所以なり。吾春秋の法を觀るに、

自魯而及于天下。天子之權也。魯之賞罰。不出境。而以天子之權與之。何也。曰。天子之權在周。夫子不得已。而以與魯也。武王之崩也。天子之位。當在成王。而成王幼。周公以爲。天下不可以無賞罰。故不得已。而攝天子之位。以賞罰天下。以存周室。周之東遷也。天子之權。當在平王。平王昏亂。故夫子亦曰。天下不可以無賞罰。而魯周公之

でざるに、而るに天子の權を以て之に與ふるは、何ぞや。曰く、天子の權は周に在り、夫子已むを得ずして、以て魯に與ふるなり。武王の崩ずるや、天子の位は、當に成王に在るべきも、而も成王は幼なり。周公以爲らく、天下は以て賞罰無かるべからずと。故に已むを得ずして、天子の位を攝し(二)、以て天下を賞罰し、以て周室を存しぬ。(三)周の東遷するや、天子の權は、當に平王に在るべきに、平王は(四)昏亂なり。故に夫子亦曰く、天下以て賞罰無かるべからず。而して魯は周公の國なり。(五)魯の地に居るもの、宜しく周公の已むを得ずして、天子の權を假り、以て天下を賞罰し、以て周室を尊うせしが如くなるべしと。故に天子の權を以て之(六)に與へしなりと。

(一) 魯は諸侯なれば魯國の境域以外に及ぶべからず而るに春秋は天下の人を賞罰せりとなり (二) 攝政す (三) 周の平王西戎に逼られて東都に遷る (四) 昏愚惑亂 (五) 魯侯たる者 (六) 魯侯に與ふるなり卽ち春秋に與へしなり

吏也。執二塗之人一而告レ之曰。某爲レ善。某爲レ惡。可也。繼レ之曰。某爲レ善。吾賞レ之。某爲レ惡。吾誅レ之。則人有二不レ笑レ我者一乎。夫子之賞罰。何以異レ此。然則何足二以爲二夫子一。何足三以爲二春秋一。曰。夫子之作二春秋一也。非レ曰二孔子之書一也。又非レ曰二我作一レ之也。賞罰之權。不レ得二以自與一也。曰。此魯之書也。魯作レ之也。有レ善而賞レ之。曰。魯賞レ之也。有レ惡而罰レ之。曰。魯罰レ之也。何以知レ之。曰。夫子繫レ易謂二之繫辭一。言レ孝謂二之孝經一。皆自名レ之。則夫子私レ之也。而春秋者。魯之所二以名一レ史。而夫子託焉。則夫子公レ之也。公レ之以二魯史之名一。而賞罰之權。固在レ魯矣。

曰く、魯之を賞するなりと。惡有れば之を罰して、曰く、魯之を罰するなりと。何を以てか之を知る。曰く、夫子易(四)に繫けて之を繫辭と謂ひ、孝(五)を言つて之を孝經と謂ふ、皆自ら之に名づくるは、則ち夫子之を私(六)するなり。而るに春秋は、魯の史に名づくる所以にして、夫子託(七)すれば、則ち夫子之を公にするなり。之を公にするに(八)魯史の名を以てす。而して賞罰の權は固より魯に在るなり。

(一)大道を有するも分を越ゆることを爲さず　(二)誰人も賞罰の權を有すと斷じて各自に賞罰すべし　(三)路上の人　(四)孔子易の爻卦の下に註解を作る之を繫辭と曰ふ　(五)公羊傳の序に孔子云ふ、吾志は春秋に在り、行は孝經に在りと　(六)一私人孔丘の書とす　(七)寄託して筆削す　(八)魯史と言ふ以上は賞罰の權は固より魯に存す

春秋之賞罰。

春秋の賞罰、魯よりして天下に及ぶは、天子の權なり。魯の賞罰は、(一)境を出

位公也。道私也。私不レ勝レ公。則道不レ勝レ位。位之權得二以賞罰一。而道之權不レ過二於是非一。道在レ我矣。而不レ得レ爲二有レ位者之事一。則天下皆曰。位之不レ可レ僭也如レ此。不レ然。天下其誰不レ曰二道在レ我。則是道者。位之賊也。曰。夫子豈誠賞二罰之一耶。徒曰三賞二罰之一耳。庸何傷。曰。我非レ君也。非レ

位は公なり、道は私なり、私は公に勝たず。則ち道は位に勝たず。位の權は以て賞罰するを得て、而して道の權は、是非に過ぎず。道は我に在り、而も位有る者の事を爲すを得ずんば、則ち天下皆曰はん、位の僭すべからざるや此の如しと。然らずんば天下其れ誰か道我に在りと曰はざらんや。則ち是道は位の賊なり。曰く、夫子豈誠に之を賞罰せんや、徒之を賞罰すと曰ふのみ、庸何ぞ傷まんやと。曰く、我は君に非ず、吏に非ず、塗の人を執へて之に告げて曰く、某は善を爲し、某は惡を爲すと。可なり。之に繼いで曰く、某は善を爲す、吾之を賞せん。某は惡を爲す、吾之を誅せんと。則ち人の我を笑はざる者有らんや。夫子の賞罰は、何を以てか此に異ならん。然らば則ち何ぞ以て夫子と爲すに足らん。何ぞ以て春秋と爲すに足らん。曰く、夫子の春秋を作るや、孔子の書と曰ふに非ざるなり。又我之を作ると曰ふに非ざるなり。賞罰の權は、以て自ら與ふるを得ざるなりと。曰く、此れ魯の書なり、魯之を作るなり。善有れば之を賞して、

公。而天下以懲以勸。道之所レ在。則聖人以二其權一。爲二一人之私一。而天下以榮以辱。周之衰也。位不レ在二天子一。而道在焉。夫子以二其權一。是二非天下一可也。而春秋賞二人之功一。赦二人之罪一。去二人之族一。絶二人之國一。貶二人之爵一。諸侯而或書二其名一。大夫而或書二其字一。不三惟其法惟其意一。不三徒曰二此是此非一。而賞罰加焉。則夫子固曰四我可三以賞罰人一矣。賞二罰人一者。天子諸侯事也。夫子病三天下之諸侯大夫。僭二天子諸侯之事一。而作二春秋一。而已則爲レ之。其何以責二天下一。

而して春秋は人の功を賞し、人の罪を赦し、人の族を去り、人の國を絶ち、人の爵を貶す。諸侯にして或は其名を書し、(四)大夫にして或は其字(五)を書す。惟に(六)其法惟に其意のみならず、徒に此は是此は非と曰ふのみならず、而も賞(七)罰加はる。則ち夫子固より我は以て人を賞罰すべしと曰へり。人を賞罰する者は、天子諸侯の事なり、夫子は天下の諸侯大夫が、天子諸侯の事を僭(八)するを病へて、春秋を作るに、而も己(九)は則ち之を爲さば、其れ何を以てか天下を責めんや。

(一) 聖人王侯の位に在る時　(二) 聖人の大道を負擔する時　(三) 大道は孔子に存せり　(四) 諸侯の生前には名を書せざるを法とす　(五) 大夫は名を書するを正例とす　(六) 作法と作意とのみにあらず　(七) 天下の大法たる賞罰を加ふ　(八) 分に越ゆる義　(九) 分を越えて王侯のなすべき事を行ふ

其尚在。則呂祿不レ可レ給。太尉不レ得レ入二北軍一矣。或謂噲於二高帝一最親。使二之尚在一。未下必與二産祿一叛上。夫韓信黥布盧綰。皆南面稱レ孤。而綰又最爲二親幸一。然及二高祖之未レ亡也。皆相繼以レ逆誅。誰謂下百歳之後。椎埋屠狗之人。見二其親戚得レ爲二帝王一。而不中欣然從上レ之耶。臣故曰。彼平勃者。遺二其憂一者也。

りと。欣然として之に從はずと謂はんや。臣故に曰く、彼の平勃は、其憂を遺す者なりと。

(一) 毒藥 烏頭に同じ (二) 漢の第二世なり、高祖の子 (三) 太尉周勃と丞相陳平と謀り、酈寄をして呂祿に說かしめ而して呂氏の禍を防ぐを得たり (四) 信は楚に王たり、布は淮南に王たり、綰は燕に王たり、皆叛を謀りて誅せられき (五) 椎もて人を殺し埋むるを椎埋とし、狗を屠るを屠狗とす、樊噲屠賤時の業を謂ふ

春秋論　蘇老泉

賞罰者。天下之公也。是非者。一人之私也。位之所レ在。則聖人以二其權一。爲二天下之

賞罰は天下の公なり、是非は一人の私なり。位(一)の在る所は、則ち聖人其權を以て、天下の公を爲して、而して天下以て懲り以て勸む。道(二)の在る所は、則ち聖人其權を以て、一人の私を爲して、天下以て榮とし以て辱とす。周の衰ふるや、位は夫子に在らずして、道(三)は在り。夫子其權を以て、天下を是非して可なり。

項荘一時上。微二噲譙一レ羽。則漢之爲レ漢。未レ可レ知也。一旦人有下惡二噲欲レ滅二戚氏一者上。時噲出伐レ燕。立命二平勃。即二軍中一斬レ之。夫噲之罪。未レ形也。惡レ之者誠僞。未レ必也。且帝之不下以二一女子一斬中天下功臣上。亦明矣。彼其娶二於呂氏一。呂氏之族。若二產祿輩一。皆庸才不レ足レ卹。獨噲豪健。諸將所レ不レ能レ制。後世之患。無下大二於此一者上矣。

夫高帝之視二呂后一。猶二醫者之視一レ菫也。使下其毒可二以治一レ病。而不上レ至二於殺一レ人而已。噲死。則呂氏之毒。將レ不レ至二於殺一レ人。高帝以爲。是足二以死而無一レ憂矣。彼平勃者。遺二其憂一者也。噲之死於惠帝之六年一天也。使二

夫れ高帝の呂后を視るや、猶ほ醫者の菫(一)を視るがごとし。其毒をして以て病を治むべく、而も人を殺すに至らざらしむるのみ。噲死せば、則ち呂氏の毒、將に人を殺すに至らざらんとす。高帝以爲らく、是れ以て死して憂無きに足ると。彼の平勃といふ者は、其憂を遺せる者なり。噲(二)の惠帝の六年に死せしは、天なり。其をして尚ほ在らしめば、則ち呂祿(三)は紿くべからず、太尉は北軍に入るを得ざらん。或ひと謂ふ、噲は高帝に於て最も親し、之をして尚ほ在らしむとも、未だ必ずしも產祿と叛せざらんと。夫れ韓信(四)・黥布・盧綰は、皆南面して孤と稱し、而して綰は又最も親幸たりき。然も高祖の未だ亡せざるに及んで、皆相繼いで逆を以て誅せられき、誰か百歲の後、椎埋屠狗(五)の人、其親戚の帝王爲るを得るを見て、

諸將大臣素所畏服。獨此可以鎭壓其邪心。以待嗣子之壯。故不去呂后者。爲惠帝計也。呂后既不可去。故削其黨。以損其權。使雖有變。而天下不搖。是故以樊噲之功。一旦遂欲斬之而無疑。嗚呼彼獨於噲不仁耶。且噲與帝偕起。拔城陷陣。功爲不少。方亞父嗾

仁ならんや。且つ噲は帝と偕に起り、城を拔き陣を陷れ、功少からずと爲す。亞父(八)が項莊を嗾せし時に方つてや、噲(九)が羽を誚むる微つせば、則ち漢の漢爲る未だ知るべからざるなり。一旦人の噲が戚氏(一〇)を滅さんと欲すと惡(一一)する者有り。時に噲は出でて燕を伐てるに、立に(一二)平勃に命じ、軍中に卽いて之を斬らしむ。夫れ噲の罪、未だ形はれず、之を惡する者(一三)の誠僞すら、未だ必せざるなり。且つ帝の一女子を以て、天下の功臣を斬らざるや、亦明かなり。彼其(一四)れ呂氏に娶れり。呂氏の族、(一五)產祿輩の若きは、皆庸才にして虞ふるに足らず。獨り噲は豪健諸將の制する能はざる所、後世の患、此より大なる者無し。

(一) 武王の弟管叔と蔡叔と霍叔と共に殷の後を監す (二) 崩御を言ふ (三) 殷紂王の子なり、殷の後を承けしが後に三監と叛しぬ (四) 主婦 (五) 年若き子供等に抵抗せず (六) 將相の弱主を凌がんとする惡心 (七) 黨與者の權力 (八) 范增が項莊に命じ劍舞に托して沛公を斬らんとせしを言ふ史記項羽本紀參照 (九) 時に樊噲は闥を排して入り言もて項羽を責めたり (一〇) 高祖の寵妃 (一一) 惡しざまに告口す (一二) 陳平と周勃 (一三) 密告せし者の眞實なりや否や未だ確ならず (一四) 樊噲の妻は呂后の妹なり (一五) 呂產呂祿等皆呂后の族たり

見二其事一而爲レ之者上。蓋高帝之智。明二於大一而暗二於小一。至二於此一而後見也。帝嘗語二呂后一曰。周勃厚重少レ文。然安二劉氏一必勃也。可レ令レ爲二太尉一。方二是時一劉氏安矣。勃又將二誰安一耶。故吾之意曰。高帝之以二太尉一屬レ勃也。知レ有二呂氏之禍一也。雖レ然。其不レ去二呂后一何也。勢不可也。

直なるが如くにて何の動もなき人物　(六)明白の貌　(七)高祖の正夫人、後に皇后となる　(八)高祖の功臣なり物事に手堅くして飾氣少き人物　(九)兵馬の權を總轄する官名　(一〇)事情去るを不可とするものあればなり

昔者武王沒。成王幼。而三監叛。帝意。百歲後。將相大臣及諸侯王。有レ如二武庚祿父一。以無レ有二以制一レ之也。獨計以爲。家有二主母一。而豪奴悍婢。不下敢與二弱子一抗上。呂氏佐レ帝定二天下一。爲二三

昔者武王沒して、成王幼し。而るに(一)三監叛けり。帝意ふに、(二)百歲の後、將相大臣及び諸侯王に、(三)武庚祿父が如きもの有らば、以て之を制する有ること無けん。獨り計るに以爲らく、家に(四)主母有れば、豪奴悍婢も、敢て弱子と抗せずと。呂氏は帝を佐けて天下を定む。諸將大臣の素より畏服する(五)所と爲れり。獨り此のみ以て其邪心を鎭壓して、以て嗣子の壯を待つべしと。故に呂后を去らざりし者は、(六)惠帝の爲に計りしなり。呂后既に去るべからず、故に其黨を削り、以て其(七)權を損し、變有りと雖も、而も天下をして搖かざらしむ。是の故に樊噲の功を以てして、一旦遂に之を斬らんと欲して疑ふ無かりき。嗚呼彼獨り噲に於て不

漢高祖挾數用術。以制一時之利害。不如陳平。揣摩天下之勢。擧足搖目。以劫制項羽。不如張良。微此二人。則天下不歸漢。而高帝乃木強之人而止耳。然天下已定。後世子孫之計。陳平張良智之所不及。則高帝常先爲之規畫處置。使夫後世之所爲。曉然如目

漢の高祖、數を挾み(一)術を用ひ、以て一時の利害を制する(二)は、陳平に如かず。天下の勢を揣摩し(三)、足を擧げ目を搖かし、以て項羽を劫制する(四)は、張良に如かず。此の二人微つせば、則ち天下は漢に歸せずして、高帝は乃ち木強(五)の人にして止まん。然も天下已に定り、後世子孫の計は、陳平張良が智の及ばざる所にして、則ち高帝は常に先づ之が規畫處置を爲し、夫の後世の爲す所をして、曉然(六)として目に事を見て、之を爲す者の如くならしむ。蓋し高帝の智、大に明にして小に暗きこと、此に至つて後に見はる。帝嘗て呂后(七)に語つて曰く、周勃(八)は厚重にして文少し、然も劉氏を安んぜんは、必ず勃ならん。太尉(九)爲らしむべしと。是の時に方つて、劉氏安し、勃父將に誰をか安んぜんとする。故に吾の意に曰く、高帝の太尉を以て勃に屬するや、呂氏の禍有るを知ればなり。然りと雖も、其の呂后を去らざりしは何ぞや。勢不可なればなりと。(一〇)

(一) 謀略術數を以てす (二) 一時の害を制服して利益を占有す (三) 推知伺服す (四) 脅かし壓服す (五) 木の強

托レ國。而又逆知二其將一レ死。則其書誑讒不レ足レ信也。吾觀二史鰌一。以レ不レ能下進二蘧伯玉一。而退中彌子瑕上故有二身後之諫一。蕭何且レ死、擧二曹參一以自代。大臣之用レ心。固宜レ如レ此也。一國以二一人一興。以二一人一亡。賢者不レ悲二其身之死一。而憂二其國之衰一。故必復有二賢者一。而後可二以死一。彼管仲者。何以死哉。

くる能はざるを以て、故に身後の諫有り。(五)蕭何の且に死せんとするや、(六)曹參を擧げて以て自ら代りぬ。大臣の心を用ふるや、固に宜しく此の如くなるべきなり。一國は一人を以て興り、一人を以て亡ぶ。賢者は其身の死を悲しまずして、其國の衰ふるを憂ふ。故に必ず復賢者有りて、而して後に以て死すべし。彼の管仲は何を以て死せんや。(七)

(一) 管仲の著と稱する管子の内言篇に見ゆ　(二) 叔は直を好むも以て國を強うする能はず胥無は善を好むも以て國を強うする能はずとあり　(三) とりとめもなき虚言　(四) 衛靈公の良臣なり　賢臣蘧伯玉が用ひられずして佞臣彌子瑕の用ひらるゝや、諫むれども聞かれず、終に死するとき喪の禮を成さず、靈公其故を問ひ卽日瑕を退けたり　(五) 死後の諫爭　(六) 漢相蕭何死に臨んで曹參をして己に代らしむ　(七) 既に大臣としての責を盡さず何ぞ安心して瞑目するを得んやとの意

高祖論　蘇老泉

公。其臣又皆不レ及レ仲。靈公之虐。不レ如二孝公之寛厚一。文公死。諸侯不三敢叛二晉。晉襲二文公之餘威一。猶得レ爲二諸侯之盟主一百餘年。何者其君雖二不肖一。而尚有二老成人一焉。威公之薨也。一敗塗レ地。無レ惑也。彼獨恃二一管仲一。而仲則死矣。夫天下未三嘗無二賢者一。蓋有下有レ臣而無レ君者上矣。威公在焉。而曰天下不三復有二管仲一者。吾不レ信也。

や、一敗地に塗れき。惑ふこと無きなり、(六)彼獨り一管仲を恃めるに、而るに仲は則ち死しぬ。夫れ天下未だ嘗て賢者無くんばあらず。蓋し臣有りて君無き者有り。(七)威公在りて、而して天下に復管仲有らずと曰ふ者は、吾信ぜざるなり。

(一)自己の職に代らしむ　(二)春秋の世に覇業をなせる齊桓晉文宋襄秦穆楚莊の五王　(三)晉の靈公暴虐なりき　(四)桓公の子齊の孝公　(五)老練の家臣多かりき　(六)惑ふには當らず、卽ち別段それに不思議はなしと也　(七)良臣あれども用ふる能はざる例あり、之に反して良君あれども良臣なしとは信じ難しとの意

仲之書。有レ記下其將レ死。論二鮑叔賓胥無之爲一レ人。且各疏中其短上。是其心以爲。是數子者。皆不レ足二以

仲の書に、其の將に死せんとするや、鮑叔賓胥無の人と爲りを論じ、且つ各〻其の短を疏せるを記せる有り。是れ其の心に以爲らく、是の數子者は、皆以て國を托するに足らずと。而も又逆じめ其將に死せんとするを知るときは、則ち其書は誕謾にして信ずるに足らざるなり。吾史鰌を觀るに、蘧伯玉を進めて、彌子瑕を退

乎耳。色不レ絶ニ於目一。而非ニ三子者一。則無三以遂ニ其欲一。彼其初之所ニ以不ヒ用者。徒以レ有レ仲焉耳。一日無レ仲則三子者可ニ以彈レ冠而相慶一矣。仲以爲四將レ死之言。可三以繫ニ威公之手足一耶。夫齊國不レ患レ有ニ三子一。而患レ無レ仲。有レ仲。則三子者三匹夫耳。不レ然。天下豈少ニ三子之徒一哉。雖三威公幸而聽レ仲。誅ニ此三人一。其餘者仲能悉數而去レ之耶。嗚呼仲可レ謂ニ不レ知レ本者一矣。

誅すと雖も、(六)其餘の者は、仲能く悉く數へて之を去らんや。嗚呼(七)仲は本を知らざる者と謂ふべきなり。

(一) 其甚だ短からざるを謂ふ　(二) 美聲麗色を好むを謂ふ　(三) 冠の塵を拂つて出仕し得べきを悦ばん　(四) つなぎとめ束縛す　(五) 卑賤の男子　(六) 其以外の小人　(七) 國を治め世を平にする根本義

因ニ威公之問一。擧ニ天下之賢者一。以自代。則仲雖レ死。而齊國未レ爲レ無レ仲也。夫何患ニ三子者一。不レ言可也。五伯莫レ盛ニ於威文一。文公之才。不レ過ニ威

威公の問に因りて、天下の賢者を擧げて、以て自ら代へば、(一)則ち仲は死すと雖も、而も齊國は未だ仲無しと爲ざるなり。夫れ何ぞ三子者を患へんや、言はずして可なり。(二)五伯は威文より盛なるは莫し。文公の才は威公に過ぎず、其臣又皆仲に及ばず。(三)靈公の虐は、(四)孝公の寛厚に如かざるに、文公死するも、諸侯敢て晉に叛かず。晉は文公の餘威を襲いで、猶ほ諸侯の盟主爲るを得しこと百餘年なりき。何となれば其君不肖なりと雖も、而も尙ほ(五)老成人有ればなり。威公の薨ずる

子。彼固亂二人國一者。顧其用レ之者威公也。夫有レ舜。而後知レ放二四凶一。有二仲尼一而後知レ去二少正卯一。
彼威公何人也。顧其使二威公得一レ用三三子一者管仲也。

仲之疾也。公問二之相一。當二是時一也。吾意以。仲且下舉二天下之賢者一以對上。而其言乃不レ過レ曰下豎刁易牙開方三子。非二人情一不レ可レ近而已。嗚呼仲以下爲威公果能不上レ用二三子一矣乎。仲與二威公一處幾年矣。亦知二威公之爲一レ人矣乎。威公聲不レ絕二

仲の疾むや、公之に相を問ふ。是の時に當つてや、吾意に以ふらく、仲且に天下の賢者を擧げて以て對へんとすと。而るに其言は、乃ち豎刁・易牙・開方の三子は、人情に非ず、近づくべからずと曰へるに過ぎざるのみ。嗚呼仲は威公が果して能く三子を用ひざらんと以爲ひしか。仲と威公と處ること幾年(二)ぞや。亦威公の人と爲りを知らん。威公は聲(一)耳に絕たず、色目に絕たず。而も三子者に非ずんば、則ち以て其欲を遂ぐる無し。彼其の初めの用ひられざりし所以の者は、徒仲有るを以てのみ。一日仲無くんば、則ち三子者は以て冠(三)を彈して相慶すべし。仲は、將に死せんとするの言、以て威公の手足を縶(四)ぐべしと以爲へるか。夫れ齊國は三子有るを患へずして、仲無きを患ふ。仲有れば、則ち三子者は三匹夫(五)のみ。然らずんば天下豈三子の徒を少かんや。威公幸にして仲に聽き、此三人を

死。竪刁易牙開方用。威公薨二於亂一。五公子爭立。其禍蔓延。訖二簡公一。齊無二寧歲一。夫功之成。非レ成二於成之日一。蓋必有レ所二由起一。禍之作。不レ作二於作之日一。亦必有レ所二由兆一。故齊之治也。吾不レ曰二管仲一。而曰二鮑叔一。及二其亂一也。吾不レ曰二竪刁易牙開方一。而曰二管仲一。何則竪刁易牙開方三

き。夫れ功の成るは、成るの日に成るに非ず。蓋し必ず由り起る所有り。禍の作るや、作るの日に作るに非ず。亦必ず由り兆す所有り。故に齊の治るや、吾は管仲と曰はずして、(七)鮑叔なりと曰ひ、其亂るゝに及んでや、吾竪刁・易牙・開方なりと曰はずして、管仲なりと曰ふ。何となれば則ち竪刁・易牙・開方の三子は、彼固に人の國を亂る者なり。顧ふに其の之を用ふる者は威公なり。夫れ舜有つて、而る後に(八)四凶を放つことを知り、仲尼有つて、而る後に(九)少正卯を去ることを知る。彼の威公は何人ぞや。(一〇)顧ふに其の威公をして三子を用ふるを得しめし者は、管仲なり。

(一)齊の桓公なり、宋人は欽宗の諱を避けて威公となせり　(二)齊桓公の嬖人　(三)大亂の中　(四)公子元と潘と商人と雍と昭との禍亂　(五)桓公より十一代の孫なり陳恒に殺せられき　(六)安穩なる時　(七)管仲を薦めし齊の賢臣なり、左傳莊公九年の條參看　(八)共工驩兜鯀三苗　(九)魯の政を亂りし大夫なり、孔子魯の相となるや七日にして之を誅せり　(一〇)舜孔子と比較すべき聖人に非ざるを示す

管仲相二威公一。霸二諸侯一、攘二戎狄一。終二其身一、齊國富强。諸侯不二敢叛一。管仲

卷三　　将字集

小心文

議論精明にして斷制あり、(一)文勢闔活にして婉曲に、抑揚有り、(二)頓挫あり、擒縱有り。場屋程文の論は、(三)當に此の樣の文法を用ふべし。先づ侯王の兩集を暗記して、筆を下して滯礙無くば、(四)便ち當に此を讀むべし。

(一)斷定裁判する義　(二)文勢の或は揚り或は抑へらるゝを云ふ、頓挫も亦同じ　(三)程は模式の義、試驗場中の一定の形式によれる論文を謂ふ　(四)とゞこほるところ

管仲論

蘇老泉

管仲威公に相として、(一)諸侯に霸となり、戎狄を攘ひ、其身を終ふるまで、齊國富强に、諸侯敢て叛かず。管仲死するや、豎刁・易牙・開方用ひられ、(二)威公は亂に(三)薨じ、五公子立つことを爭ひ、(四)其禍蔓延し、簡公に訖るまで、(五)齊に寧歲無かり(六)

許之書ニ於經ー者略矣。止之事跡。不レ可ニ得而知ー也。雖者曰。三子之說。非ニ其臆出ー也。其得ニ於所レ傳如レ是。然則所レ傳者。皆不レ可レ信乎。曰。傳聞何可ニ盡信ー。公羊穀梁以ニ尹氏卒ー爲ニ正卿ー。左氏以ニ尹氏卒ー爲ニ隱母ー。一以爲ニ男子ー。一以爲ニ婦人ー。得レ於レ所レ傳者。蓋如レ此。是可ニ盡信ー乎。

の如し、是をしも盡く信ずべけんやと。

（一）弑逆の後四年復經に出づ（二）經の昭公十九年に冬許の悼公を葬るとあり（三）國君の葬は賊を討して後に記する例なれば葬以前に既に世子止を討伐したりしかも知れず（四）昭公の二十三年（五）簡單粗略（六）臆測より出せる言（七）傳へ聞きし所がその通りでありし也（八）隱公の三年四月尹氏卒すと出づ公羊傳に尹氏は天子の大夫とあり（九）大夫（一〇）左傳には隱公の母なりとの意あり

言。明以告人。則萬世法也。何加必孝子以大惡之名。又嘗藥之事。卒不見於文。使後世但知止爲弑君。而莫知藥之當嘗也。教未可垂。而已陷人於大惡矣。聖人垂教。不如是之迂也。果曰罪止。不如是之刻也。

難者曰。曷爲盾復見于經。許悼公曷爲書葬。曰。弑君之臣。不見經。此自三子說爾。果聖人法乎。悼公之葬。且安知其不討賊而書葬也。自止以弑見經後四年。吳敗許師。又十有八年。當魯定公之四年。許男始見於經。而不名。

難者曰く、曷爲れぞ盾は復經(一)に見れたる。許の悼公は曷爲れぞ葬(二)を書すると。曰く、君を弑するの臣は經に見はれずとは、此れ自から三子の說のみ、果して聖人の法ならんや。悼公の葬は、且安んぞ其の賊を討じて葬を書するならざるを知らんや。止が弑を以て經に見はれしより後(三)四年、吳(四)は許の師を敗る。又十有八年、魯の定公の四年に當り、許男始めて經に見はれしも、而も名いはず。許の經に書せらるゝ者は略(五)なり、止の事跡も、得て知るべからざるなりと。難者曰く、三子の說は、其臆出(六)に非ざるなり。其の傳ふる所(七)に得る是の如きのみ。然らば則ち傳ふる所の者は、皆信ずべからざるかと。曰く、傳聞何ぞ盡く信ずべけんや。公羊・穀梁は尹氏(八)卒を以て正卿(九)と爲すに、左氏は尹氏卒を以て隱(一〇)の母と爲せり。一は以て男子と爲し、一は以て婦人と爲す。傳ふる所に得る者は、蓋し此

罪之人爾、不レ躬進ㇾ藥者。誠不孝矣。雖レ無ニ愛レ親之心一。然未レ有ニ弑レ父之意一。使ニ善治レ獄者蔽ㇾ之。猶當ニ與レ操レ刃殊ㇾ科。況以ニ躬藥之孝一。反與ニ操レ刃者一同ニ其罪一乎。此庸吏之所レ不レ爲也。然則許世子止實不レ嘗レ藥。則孔子決不ニ書曰ㇾ弑レ君。孔子書レ弑レ君。則止決非レ不レ嘗レ藥。難者曰。聖人借レ此以垂レ教爾。對曰、不レ然。夫所レ謂借レ此垂レ教者。不レ過レ欲ニ人之知ㇾ嘗レ藥爾。聖人一

弑すと書せるは、則ち止が決して藥を嘗めざるのみには非じと。難者（七）曰く、聖人は此を借りて以て教を垂るゝのみと。對へて曰く、然らず。夫れ所謂（八）此を借りて教を垂るゝとは、人の藥を嘗むるを知るを欲するに過ぎざるのみ。聖人一言、明に以て人に告ぐれば、則ち萬世の法なり。何ぞ必ずしも（九）孝子に加ふるに大惡の名を以てせんや。又藥を嘗むるの事は、卒に文に（一〇）見れず。後世をして但止が君を弑するを爲しゝを知つて、藥の當に嘗むべきを知ること莫からしむ。（一一）教未だ垂るべからずして、已に人を大惡に陷る。聖人の教を垂るゝや、是の如く之れ迂（一二）ならざるなり。果して止を罪すと曰ふとも、是の如く之れ刻（一三）ならざるなりと。

（一）許の世子止を指す　（二）試み嘗むるを禮とするに禮を守らざるなり　（三）平凡なる役人　（四）其無智憫察すべし　（五）裁斷す　（六）罪科の品等　（七）非難する者　（八）許の世子の事によりて後世を教戒せるのみ　（九）藥を進むるの孝子に大惡の名を與ふ　（一〇）春秋の經文に見えず　（一一）教を垂るゝ事能はざる内に早くも人を大惡に落す事となる也　（一二）迂遠の義　（一三）苛刻

正レ之乎。其皆從而稱美。又教レ人。以二越レ境逃一レ惡乎。此可レ知二其經傳一也。問有曰。然則夷皐孰弒レ之。曰。孔子所レ書是矣。趙盾弒二其君一也。

今有二一人一焉。父病。躬進レ藥而不レ嘗。又有二一人一焉。父病。而不二躬進一レ藥而二父皆死。又有二一人一焉。操レ刃以殺二其父一。使二吏治一レ之。是三人者。其罪同乎。曰。雖二庸吏一猶知二其不一レ可レ同也。躬藥而不レ嘗者。有二愛レ父之心一。而不レ習二於禮一。是可レ哀也。無

今(一)一人有り、父病むに、躬づから藥を進めて嘗(二)めず。又一人有り、父病むに、躬づから藥を進めず。而して二父皆死す。又一人有り、刃を操つて以て其父を殺す。吏をして之を治めしめば、是の三人の者は、其罪同じからんや。曰く、庸吏(三)と雖も猶ほ其の同じうすべからざるを知らん。躬から藥して嘗めざる者は、父を愛するの心有れども、而も禮に習はず、是れ哀(四)しむべきなり。躬から藥を進めざる者は、誠に不孝なり。親を愛するの心無しと雖も、然も未だ父を弒するの意は有らず。善く獄を治むる者をして之を蔽(五)はしめば、猶ほ當に刃を操るものと科(六)を殊にすべし。況んや躬藥の孝を以て、反つて刃を操る者と其罪を同じうするをや。此れ庸吏だも爲さざる所なり。然らば則ち許の世子止、實に藥を嘗めざるのみならば、則ち孔子は決して書して君を弒すと曰はじ。孔子の君を

使中罪有上所レ歸。然後責二盾縱一レ賊。則穿之大惡。不レ可二幸而免一。盾疑似之迹獲レ辨。而不レ討之責。亦不レ得レ辭。如レ此則是非善惡明矣。今爲レ惡者獲レ免。而疑似之人。陷二于大惡一。此決知二其不一レ然也。

若曰下盾不レ討レ賊。有二幸レ弑之心一。與二自弑一同。故寧捨レ穿而罪上盾。此乃逆レ詐用レ情之吏。矯激之爲耳。非下孔子忠恕。春秋以二王道一治レ人之法上也。孔子患二舊史是非錯亂。而善惡不一レ明。所三以修二春秋一。就令二舊史如一レ此。其肯從而不レ

若し盾が賊を討ぜざるは、弑(一)を幸とするの心有り、自ら弑すると同じ。故に寧ろ穿を捨てて盾を罪するなりと曰はば、此れ乃ち詐を逆へ(二)情を用ふるの吏、矯激の爲のみ。孔子の忠恕(三)、春秋の王道を以て人を治むるの法に非ざるなり。孔子(四)舊史の是非錯亂して、善惡の明ならざるを患ふ、春秋を修むる所以なり。就し舊史をして此の如くならしめば、其れ肯て從つて之を正さざらんや。其れ肯て從つて稱美し、又人に敎ふるに、境(五)を越えて惡を逃るゝを以てせんや。此れ其(六)繆傳たるを知るべし。問者曰く、然らば則ち夷皐(七)は孰か之を弑せるぞと。曰く、孔子の書する所是なり、趙盾其君を弑せるなり。

(一) 靈公の弑されたるを僥倖なりとする心　(二) 邪推臆測を逞しうする、過激なる酷吏の事なり　(三) 論語に孔子曾參に曰く吾道一のみと參謂いて曰く夫子の道は忠恕のみと　(四) 魯の史官の記錄　(五) 孔子が趙盾は法の爲に惡を受く境を越えば免れんと言ひしを指す　(六) 誤謬の傳へ　(七) 晉靈公の名

決知其不然也。春秋之法。使為惡者不得幸免。疑似者有所辨明。此所謂是非之公也。據三子之說。初靈公欲殺盾。盾走而免。穿盾族也。遂弒公而盾不討。其迹涉於與弒矣。此疑似難明之事。聖人尤當求情責實而明白之。使盾果有弒心乎。則自然罪在盾矣。不得曰為法受惡。而稱其賢也。使果無弒心乎。則當為之辨明。必先正穿之惡

渉ると。此れ疑似明にし難きの事、聖人尤も當に情(九)を求め實を責めて之を明白にすべし。盾をして果して弒心有らしめんか、則ち自然に罪は盾に在らん。(一〇)法の爲に惡を受くと曰うて、而して其賢を稱するを得ざるなり。果して弒心無からしめんか、則ち當に之が爲に辨明し、必ず先づ穿の惡を正し、罪をして歸する所有らしむべし。然して後に盾が賊を縱すを責めば、則ち穿の大惡、幸にして免るべからず、盾が疑似の迹も辨を獲て、(一一)討たざるの責も、亦辭することを得じ。此の如くんば則ち是非善惡明かならん。今惡を爲す者は免を獲て、疑似の人は大惡に陷るは、此れ決して其の然らざるを知る。

(一) 刑の適用を失ふ (二) 趙穿と趙盾との罪 (三) 首魁たる趙穿 (四) 罪に同じ趙盾を指すなり (五) 僥倖に免るるなり (六) 嫌疑類似の者 (七) 是を是とし非を非とする公明正大の道 (八) 形迹によれば弒逆に關與せしがごとし (九) 實情を探求す (一〇) 左傳に孔子曰く趙盾は古の良大夫なり法の爲に罪を受く云々と (一一) 賊を討誅せざりし罪

之無ㇾ罪。是輒加ㇾ之而輒赦ㇾ之爾。以ㇾ盾爲ㇾ無ニ弑心一乎。其可下輕以ニ大惡一加上ㇾ之。以ニ盾不ㇾ討ㇾ賊情可ㇾ責。而宜ㇾ加ㇾ之乎。則其後頑然未ニ嘗討ㇾ賊。既不ㇾ改ㇾ過以自贖一。何爲遽赦ㇾ同ニ無罪之人一。其於ニ進退一皆不可。此非ニ春秋意一也。

(一)趙盾が君を弑せると許の世子止が其君を弑せるとの二事によりて春秋を論ずるなり　(二)金にて罪を贖ひ消す　(三)社會に排斥せらるゝなり　(四)輕々しき義　(五)左丘明と穀梁赤と公羊高と各々春秋に傳せり　(六)晉靈公は趙穿に殺さる趙盾は穿を誅せず故に趙盾君を弑すとするなり　(七)春秋の法君を弑せる者は其後復經文中に出さずとなり　(八)大惡弑逆の名　(九)頑固の貌　(一〇)賊を失へるの罪を贖ふ　(一一)罪を赦すも不可、罪に行ふも不可

趙穿弑ㇾ君。大惡也。盾不ㇾ討ㇾ賊。不ㇾ能ㇾ復ㇾ讎。而失ニ刑於一ㇾ下。二者輕重。不ㇾ較可ㇾ知。就使ニ盾爲一ㇾ可ㇾ責。然穿焉得ㇾ免也。今免ニ首罪一爲ニ善人一。使ニ無ㇾ辜者受ニ大惡一。此

趙穿の君を弑するは、大惡なり。盾は賊を討ぜず、讎を復する能はずして、(一)刑を下に失す。(二)二者の輕重は、較せずして知るべし。就し盾をして責むべしと爲さしむとも、然も穿や焉んぞ免るゝを得んや。今は(三)首罪を免して善人と爲し、(四)辜無きの者をして大惡を受けしむ。此れ決して其の然らざるを知るなり。春秋の法、惡を爲す者は(五)幸免することを得ず、(六)疑似の者は辨明する所有らしむ。此れ(七)所謂是非の公なり。三子の說に據れば、初め靈公は盾を殺さんと欲するに、盾は走つて免れたり。穿は盾の族なり、遂に公を弑せるに盾は討ぜず。(八)其迹は弑に與るに

弑逆大惡也。其爲レ罪也莫レ贖。其於レ人也不レ容。其在レ法也無レ赦。法施二於人一。雖レ小必謹。況擧二大法一而加二大惡一乎。既輙加レ之、又輙赦レ之。則自侮二其法一而人不レ畏。春秋用レ法。不二如レ是之輕易一也。三子説二春秋一。書二趙盾一以レ不レ討レ賊。故加二之大惡一。而以三盾非二實弑一則又復見二乎經一。以明二盾

弑逆は大惡なり。其の罪たるや贖ふ莫く、其の人に於けるや容れられず、其の法に在るや赦すと無し。法の人に施すや(二)、小と雖も必ず謹しむ、(三)況んや大法を擧げて大惡に加ふるをや。既に(四)輙く之に加へて、又輙く之を赦さば、則ち自ら其法を侮つて人畏れざらん。春秋の法を用ふるは、是の如く之れ輕易ならざるなり。三子の春秋を説くや、趙盾を書して、賊を討ぜざるを以て、故に之に大惡を加ふるも、(五)而も盾が實に弑せる(六)に非ざるを以て、則ち又復經に見はし、(七)以て盾の罪無きを明にせりと。是れ輙く之に加へて輙く之を赦せるなり。盾を以て弑心無しと爲んか、其れ輕々しく大惡を以て之に加ふべけんや。盾が賊を討ぜざるの情責むべきを以てして、宜しく(八)之を加ふべくんば、則ち其後(九)頑然として未だ嘗て賊を討ぜず。既に過を改めて以て自ら贖はず。(一〇)何爲れぞ遽に赦して無罪の人に同じからしめんや。其の進退に於ける、(一一)皆不可なり。此れ春秋の意に非ざるなり。

可。曰。縱而來歸、殺之無赦。而又縱之。而又來。則可知爲恩德之致爾。然此必無之事也。若夫縱而來歸。而赦之。可偶一爲之爾。若屢爲之。則殺人者皆不死。是可爲天下常法乎。不可爲常者。其聖人之法乎。是以堯舜三王之治。必本於人情。不立異以爲高。不逆情以干譽。

と無く、而して又之を縱ちて、而して又來らば、則ち恩德の致(二)爲るを知るべきのみ。然れども此れ必無の事ならん。若し夫れ縱ちて來り歸するに、而して之を赦すは、偶〻一たび之を爲すべきのみ。若し屢〻之を爲さば、則ち人を殺す者も皆死せざらん。是れ(三)天下の常法と爲すべけんや。常と爲すべからざる者は、其れ聖人の法ならんや。是を以て堯舜(四)三王の治は、必ず人情に本づき、(五)異を立てて以て高しと爲さず、(六)情に逆つて以て譽を干めざるなり。

(一) 一旦釋し歸らしめ、後期限通り來歸せば　(二) 致す所　(三) 人を殺す者は死するは天下の常法なればなり　(四) 夏殷周三代の王　(五) 殊更に變つた事をして高しとせず　(六) 人情に反して名譽を求めず

春秋論

歐陽公

知丁夫縱レ之去也。不丙意ニ其必來以冀レ免所乙以縱甲之乎。又安知丁夫被レ縱而去也。不丙意ニ其自歸而必獲レ免。所乙以復來甲乎。夫意ニ其必來一而縱レ之。是上賊ニ下之情一也。意ニ其必免一而復來。是下賊ニ上之心一也。吾見三上下交相賊。以成ニ此名一也。烏有下所レ謂施ニ恩德一與中夫知ニ信義一者上哉。不レ然。太宗施ニ德於天下一。於レ茲六年矣。不レ能レ使ニ小人不レ爲ニ極惡大罪一。而一日之恩。能使三視レ死如レ歸。而存ニ仁義一。此又不通之論也。

免るゝを意うて復來るは、是れ下が上の心を賊するなり。吾は上下交ゝ相賊して、以て(六)此名を成すを見るのみ、烏んぞ所謂恩德を施すと、夫の信義を知る者と有らんや。然らずんば、太宗の德を天下に施すや、(七)茲に六年なるに、小人をして極惡の大罪を爲さざらしむる能はずして、而して一日の恩、能く死を視ること歸するが如くにして、仁義を存せしめんや。此れ又不通の論なりと。

㊀ 人物を移易變化せしむ ㊁ 恩德下に及べりとの名 ㊂ 必ず歸り來るならんと思うて縱ち去りしなるべしとの義 ㊃ 縱たるゝ者も亦歸れば必ず免さるべきを考へて歸り來りしなるべし ㊄ 賊害す ㊅ 上の恩德に下のよく感化せられしとの名 ㊆ 既に六年間にもなるに其德化未だ洽ねからず斯る大罪人を出せる位なるに、何ぞ一日にして恩惠に感じ仁義を守らしめんやとの義

然則何爲而

然らば則ち何爲かして可ならん。曰く、縱つて來り歸せば、之を殺して赦すこ

三百餘人一。縱レ使レ還レ家。約以二自歸以就一レ死。是以二君子之難一レ能。責二其小人之尤者一。以二必能一也。其囚及レ期。而卒自歸無二後者一。是君子之所レ難。而小人之所レ易也。此豈近レ於二人情一哉。

㈠唐太宗の貞觀六年死刑囚三百餘人を縱して家に歸らしめ期を約して死に就かしめしに一人の逃逝する者無かりしに就いて論ずるなり　㈡死罪に行はるゝ者　㈢義を忘れて生を希ふを望むこと難し　㈣大戴禮に出でたる語　㈤死刑なり　㈥調査記錄す　㈦君子すら能はざる事を小人の尤も甚だしき者に強ふるの義　㈧約束の期限　㈨君子だに難しとする所を小人中の小人がやすやすと遣つてのけたる謂也

或曰。罪大惡極。誠小人矣。及下施二恩德一以臨上レ之。可レ使三變而爲二君子一。蓋恩德入レ人之深。而移レ人之速。有二如レ是者一矣。曰。太宗之爲レ此。所三以求二此名一也。然安

或ひと曰く、罪大に惡極まる、誠に小人なり。恩德を施して以て之に臨むに及べば、變じて君子爲らしむべし。蓋し恩德の人に入るの深くして、(一)人を移すの速かなること、是の如き者有りと。曰く、太宗の此を爲せるは、(二)此名を求むる所以なり。然れども安んぞ、夫の之を縱つて去らしむるは、(三)其の必ず來つて以て免を冀ふを意うて、之を縱ちし所以ならざるを知らんや。又安んぞ、(四)夫の縱たれて去るや、其の自ら歸れば必ず免を獲るを意うて、復來りし所以ならざるを知らんや。夫れ其の必ず來るを意うて之を縱つは、是れ上が下の情を賊する(五)なり。其の必ず

而稱舜爲聰明之聖者。以其能辨君子與小人也。周武之世。擧其國之臣三千人。共爲一朋。自古爲朋之多且大。莫如周。然周由此而興者。善人雖多而不厭也。嗟呼夫治亂興亡之迹。爲人君者。可以鑒矣。

信義行於君子。而刑戮加於小人。刑入于死者。乃罪大惡極。此又小人之尤甚者也。寧以義死。不苟幸生。而視死如歸。此又君子之尤難者也。方唐太宗之六年。錄大辟囚

縱囚論（一）　　歐陽公

信義は君子に行はれ、刑戮は小人に加はる。刑の死に（二）入る者は、乃ち罪大に惡極まる。此れ又小人の尤も甚しき者なり。寧ろ義を以て死すとも、苟も（三）生を幸せず、而して（四）死を視ること歸するが如くなるは、此れ又君子の尤も難しとする者なり。唐の太宗の六年に方り、（五）大辟の囚三百餘人を（六）錄し、縱つて家に還らしめ、約するに自ら歸りて以て死に就くを以てす。（七）是れ君子の能くし難きを以て、其小人の尤なる者に責むるに、必ず能くせんを以てするなり。其囚、（八）期に及ぶや、卒に自ら歸つて後るゝ者無かりしは、（九）是れ君子の難しとする所をば、而も小人の易うせし所なり。此れ豈人情に近からんや。

可レ投二濁流一。而唐遂亡矣。

夫前世之主。能使二人異一レ心不レ爲レ朋。莫レ如レ紂。能禁二絶善人之朋一。莫レ如二漢獻帝一。能誅二戮清流之朋一。莫レ如二唐昭宗之世一。然皆亂二亡其國一。更相稱美推讓。而不二自疑一。莫レ如二舜之二十二人一。舜亦不レ疑而皆用レ之。然而後世不レ誚三舜爲二二十二人朋黨所一レ欺。

夫れ前世の主、能く人〻をして心を異にして朋を爲さざらしめしは、紂に如くは莫く、能く善人の朋を禁絶せしは、漢の獻帝に如くは莫く、能く清流の朋を誅戮せしは、唐の昭宗の世に如くは莫し。然も皆其國を亂亡せり。交〻相稱美推讓して、自ら疑はざりしは、舜の二十二人に如くは莫く、舜も亦疑はずして皆之を用ひたり。然り而して後世、舜が二十二人の朋黨の欺く所と爲りしを誚(一)らずして、舜を稱して聰明の聖と爲す者は、其の能く君子と小人とを辨(二)ずるを以てなり。周武の世、其國の臣三千人を擧げて、共に一朋と爲せり。古より朋を爲すの多且つ大なること、周に如くは莫し。然も周が此に由りて興りし者は、善人多しと雖も厭はざればなり。嗟呼夫の治亂興亡の迹、人君爲る者、以て鑒む(三)べきなり。

(一) 責めそしる (二) 辨別 (三) 宋仁宗の時杜衍富弼韓琦范仲淹歐陽修皆治化に志あり陳執中等悦びずして朋黨の說を創めて盡く之を去らんとす歐公卽ち此の論を作る

凱君子之朋。堯之時。天下大治。及舜自為天子。而皐夔稷契二十二人。並列于朝。更相稱美。更相推讓。凡二十二人為一朋。而舜皆用之。天下亦大治。書曰。紂有臣億萬。惟億萬心。周有臣三千。惟一心。紂之時。億萬人。各異心。可謂不為朋矣。然紂以此亡國。周武王之臣三千人。為一大朋。而周用以興。後漢獻帝時。盡收天下名士。囚禁之。目為黨人。及黃巾賊起。漢室大亂。後方悔悟。盡解黨人而釋之。然已無救矣。唐之晚年漸起朋黨之論。及昭宗時。盡殺朝之名士。或投之黃河。曰。此輩清流。

周に臣三千有り、惟一心と。紂の時の億萬人は、各々心を異にす、朋爲らず(五)と謂ふべし。然して紂は此を以て國を亡へり。周武王の臣三千人は、一大朋を爲して、而して周は用ひて以て興りぬ。後漢の獻帝(六)の時、盡く天下の名士を收へ、之を囚禁し、目して黨人と爲せり。(七)黃巾の賊起るに及び、漢室大いに亂るゝや、後方に悔悟し、盡く黨人を解いて之を釋せるも、然も已に救ふ無かりき。唐の晩年、漸く(八)朋黨の論を起し、昭宗の時に及び、盡く朝の名士を殺し、或は(九)之を黃河に投じて曰く、此輩清流、濁流に投ずべしと。而して唐は遂に亡びぬ。

(一) 共工驩兜鯀三苗の四凶 (二) 仲奮仲堪叔獻季仲伯虎仲熊叔豹季貍を八元とし蒼舒隤敳檮戭大臨尨降庭堅仲容叔達を八凱とす、元は善、凱は和の義なり (三) 互に稱讃しあひ互に謙遜して他を推美す (四) 書經泰誓篇 (五) 黨派なしと謂ふべし (六) 黨錮傳によるに桓靈の誤なるべし (七) 鉅鹿の張角反す其徒皆黃巾を着く故に曰ふ (八) 李德裕牛僧孺等所謂牛李の黨を指す (九) 昭宣帝の時柳璨は朱全忠の旨を希ひ名士を白馬驛に殺して黃河に投じぬ

也。當二其同ㇾ利之時一。暫相黨引。以爲ㇾ朋者僞也。及二其見ㇾ利則爭ㇾ先。或利盡則交疏。甚者反相賊害。雖二其兄弟親戚一。不ㇾ能二相保一。故臣謂小人無ㇾ朋。其暫爲ㇾ朋者僞也。君子則不ㇾ然。所ㇾ守者道義。所ㇾ行者忠信。所ㇾ惜者名節。以ㇾ之修ㇾ身。則同ㇾ道而相益。以ㇾ之事ㇾ國。則同ㇾ心而共濟。終始如ㇾ一。此君子之朋也。故爲二人君一者。但當下退二小人之僞朋一。用中君子之眞朋上。則天下治矣。

同じうして共濟し、終始一の如し。此れ君子の朋なり。故に人君爲る者は、但當に小人の僞朋を退けて、君子の眞朋を用ふべし。則ち天下治まらん。

(一)政事上の黨派　(二)辨別す　(三)道義同一なる事　(四)徒黨を結びて援引す　(五)互に戕賊傷害す　(六)名譽節義　(七)共に救ひ成す

堯之時。小人共工驩兜等四人爲二一朋一。君子八元八凱十六人爲二一朋一。舜佐ㇾ堯。退二四凶小人之朋一。而進二元

堯の時、小人共工(一)・驩兜等四人一朋爲り。君子八元八凱(二)十六人一朋爲り。舜の堯を佐くるや、四凶小人の朋を退けて、元凱君子の朋を進め、堯の時、天下大いに治まりぬ。舜自ら天子と爲るに及んで、皐・夔・稷・契二十二人、並に朝に列し、更〻(三)相稱美し、更〻相推讓し、凡そ二十二人一朋と爲りて、舜皆之を用ひ、天下亦大いに治りぬ。書に曰く、(四)紂に臣億萬有り、惟億萬の心なり、

臣聞朋黨之說自古有之。惟幸人君辨其君子小人而已。大凡君子與君子以同道爲朋、小人與小人以同利爲朋。此自然之理也。然臣謂小人無朋。惟君子則有之。其故何哉。小人所好者利祿也。所貪者貨財

朋黨論

歐陽公

臣聞く、朋黨(一)の說は、古より之れ有り。惟人君の其君子小人を辨ずるを幸ふのみと。大凡君子と君子とは、(二)道を同じうするを以て朋と爲り、小人と小人とは、(三)利を同じうするを以て朋と爲るは、此れ自然の理なり。然も臣謂へらく、小人は朋無し、惟君子のみ則ち之れ有りと。其故何ぞや。小人の好む所の者は利祿なり、貪る所の者は貨財なり。其の利を同じうするの時に當りて、暫く相黨引(四)して、以て朋を爲す者は僞なり。其の利を見るに及びては則ち先を爭ひ、或は利盡くれば則ち交疎に、甚だしきは反つて相賊害し(五)、其兄弟親戚と雖も、相保んずる能はず。故に臣謂へらく、小人は朋無し、其暫く朋を爲す者は僞なりと。君子は則ち然らず。守る所の者は道義、行ふ所の者は忠信、惜む所の者は名節(六)。之を以て身を修めては、則ち道を同じうして相益し、之を以て國に事へては、則ち心を

所㆔以觀㆓視諸侯㆒也。而乃背㆔其所㆓以興㆒。跡㆔其所㆓以敗㆒。然而能覇㆓諸侯㆒者。以㆑土則大。以㆑力則彊。以㆑義則天子之册也。誠畏㆑之矣。烏能得㆓其心服㆒哉。其後景監得㆔以相㆓衛鞅㆒。弘石得㆔以殺㆓望之㆒。誤㆑之者晉文公也。嗚呼得㆓賢臣㆒以守㆓大邑㆒。則問雖㆑失㆑問。擧非㆑失㆑擧也。然猶羞㆔當時陷㆓後代㆒如㆑此况問與㆑擧又兩失㆑之者。其何以救㆑之哉。余故著㆓晉君之罪㆒。以附㆓春秋許世子止。晉趙盾之義㆒。

の册なればなり。誠に之を畏る（七）ればなり。烏んぞ能く其心服を得んや。其後景（八）監、以て衛鞅（九）に相たるを得、弘石（一〇）以て望之（一一）を殺すを得たり。之を誤る者は晉の文公なり。嗚呼賢臣を得て以て大邑を守るに、則ち問（一二）は問を失へりと雖も、擧は擧は失へるに非ざるなり。然も猶ほ當時を羞ぢしめ後代を陷るゝこと此の如し。況んや問（一三）と擧と又兩つながら之を失せん者は、其れ何を以て之を救はんや。余故に晉君の罪を著はして、以て春秋の許（一四）の世子止、晉（一五）の趙盾の義に附す。

（一）齊の桓公は初めて天下に覇たりし人　（二）鮑叔牙に薦められし齊の賢宰相　（三）桓公の嬖臣にして易牙開方と共に齊を亂りぬ　（四）手腕を示すべき時　（五）齊の失敗せし事情を學ぶ　（六）周襄王の策命を受けて覇たりしが僞のみ　（七）晉に畏服せりとなり　（八）秦の孝公の宦官　（九）衛の庶公子鞅卽ち商鞅　（一〇）漢宣帝の宦官弘恭と石顯　（一一）漢元帝の時弘石に殺されし賢臣　（一二）問ふことは誤れるも人物は適當なる人物を得たり失擧には非ず　（一三）暗に柳氏の時代を指す　（一四）左傳昭公十九年の條及び本書本卷の末章を參看すべし　（一五）左傳宣公二年の條參看

命。而晉君擇大任。不公議於朝。而私議於宮。不博謀於卿相。而獨謀於寺人。雖或衰之賢。足以守國之政。不爲敗。而賊賢失政之端。由是滋矣。況當其時。不乏謀議之臣乎。狐偃爲謀臣。先軫將中軍。晉君疏而不咨。外而不求。乃卒定於內豎。其可以爲法乎。

つて、謀議の臣に乏しからざるをや。狐偃(一〇)は謀臣爲り、先軫は中軍に將たり。晉君疎んじて咨らず、外(一一)にして求めず。乃ち卒に內豎に定めしは、其れ以て法と爲すべけんや。

(一) 魯の僖公二十五年晉の文公周襄王より原邑を受く (二) 當時文公は陽樊、溫、原、攢茅の三邑を受けたり (三) 左右近侍の宦官 (四) 文公の良臣 (五) 諸侯の長たる功業 (六) 辱かしむ (七) 晉の朝廷 (八) 政決敗壞せず (九) 賢明を賊害して政事を亂すの端緒 (一〇) 先軫と共に文公の名臣 (一一) 疏外す

且晉君將襲齊桓之業。以翼天子。乃大志也。然而齊桓任管仲以興。進豎刁以敗。則獲原啓疆。適其始政。

且つ晉君は將に齊桓(一)の業を襲いで、以て天子を翼けんとす。乃ち大志なり。然り而して齊桓は管仲(二)に任じて以て興り、豎刁(三)を進めて以て敗れき。則ち原を獲て彊を啓くは、適に其始政のみ。諸侯に觀視(四)する所以なるに、而るに乃ち其の興りし所以に背いて、其の敗れし(五)所以に跡せり。然り而して能く諸侯に覇たりし者は、土を以てしては則ち大、力を以てしては則ち彊、義を以てすれば則ち天子(六)

宜二更思一。可レ爲速爲。果卒以爲二恐懼不一レ敢。則一日可二引去一。又何以云二行且一レ謀也。今當レ爲而不レ爲。又誘二館中他人及後生者一。此大惑已。不レ勉レ己。而欲レ勉レ人。難矣哉。

(五)強の貌　(六)歴史編輯　(七)委任附託すべき人物　(八)退之を指す　(九)一日も早くの義　(九)文公の書中に行々引き去らんことを謀るとあるを指す　(一〇)劉氏の如き後進の士

晉の文公原を守るを問ふ議(一)

柳柳州

晉文公既受二原於王一。難二其守一。問二寺人勃鞮一。以畀二趙衰一。余謂守レ原。政之大者也。所下以承二天子一。樹二霸功一。致中命諸侯上。不レ宜下謀及二褻近一。以忝中王

晉の文公既に原(二)を王に受くるや、其守を難んじ、寺人勃鞮(三)に問うて、以て趙衰(四)に畀ふ。余謂へらく、原を守るは政の大なる者なり。(五)天子に承け、霸功を樹て、命を諸侯に致す所以なり。宜しく謀褻近に及んで、以て王命を忝(六)しむべからずと。而るに晉君の大任を擇むや、朝(七)に公議せずして宮に私議し、博く卿相に謀らずして、而して獨り寺人に謀る。或は褻の賢、以て守るに足り、國の政、敗(八)を爲さずと雖も、而も賢を賊し政を失ふの端は、是由り滋し。況んや其時に當

也。果有レ志。豈當下待二人督責迫蹙一。然後爲中官守上耶。

又凡鬼神事。渺茫荒惑。無レ可レ准。明者所レ不レ道。退之之智。而猶懼如レ此。今學如二退之一。辭如二退之一。好二言論一如二退之一。慊慨自謂二正直行行焉一如二退之一。猶所レ云若レ是。則唐之史述。其卒無レ可レ託乎。明天子賢宰相。得二史才一如レ此。而又不レ果。甚可レ痛哉。退之

又凡そ鬼神の事は、渺茫荒惑、(一)准ふべき無し、(二)明者の道はざる所なり。退之の智にして、而も猶ほ懼るゝと此の如きか。今學は退之の如く、辭は退之の如く、言論を好むこと退之の如く、慊慨(三)自ら正直行行焉(四)たりと謂ふこと退之の如くして、猶ほ云ふ所是の若くんば、則ち唐(五)の史述は、其れ卒(六)に託すべき無からんか。明天子賢宰相、史才を得ること此の如く(七)にして、而も又果さず、甚だ痛むべき哉。退之宜しく更に思ふべし。爲すべくんば速に爲せ。果して卒に以て恐懼敢てせずと爲さば、則ち(八)一日に引き去るべし。又何を以て(九)行き且に謀らんとすと云はんや。今當に爲すべくして爲さず、又館中の他人及び後生(一〇)の者を誘ふは、此に大いに惑へるのみ。己を勉めずして、而して人を勉めしめんと欲すとも、難いかな。

(一) ぼんやりと取りとめも無く標準の置くべきなし (二) 智識明確なる人物 (三) 正直剛強なりと自負す (四) 剛

退之曰。我一人也。何能明。則同職者。又所レ云若レ是。後來繼レ今者。又所レ云若レ是。人人皆曰二我一人一。則卒誰能紀二傳之一耶。如退之。但以レ所二聞知一。孜孜不二敢怠一。同職者。及後來繼レ今者。亦各以レ所二聞知一。孜孜不二敢怠一。則庶二幾不レ墜。使二卒有一レ明也。不レ然。徒信二人口語一。每每異レ辭。日以滋久。則所レ云磊磊軒二天地一者。未三必不二沈沒一。且二亂雜無一レ可レ考。非三有レ志者所二忍恣一

繼ぐ者も、又云ふ所是の若く、人人皆我一人なりと曰はば、則ち卒に誰か能く之を紀傳せんや。如し退之、但聞知する所を以て、孜孜として敢て怠らず。同職の者、及び後來の今に繼ぐ者、亦各〻聞知する所を以て、孜孜として敢て怠らずんば、則ち(四)墜ちずして、卒に明有らしむるに庶幾からんか。然らずんば、徒らに人の口語を信じ、(五)每每辭を異にす。日に以て滋久ならば、則ち云ふ所の(六)磊磊として天地に軒る者も、未だ必ずしも沈沒せずんばあらじ。且に亂雜にして考ふべき無からんとす。志(七)有る者の忍んで恣にする所に非ざるなり。果して志有らば、豈人の(八)督責迫蹙を待つて、然る後に(九)官守を爲すべけんや。

(一) 退之の書中の語 (二) 我一人のみにては到底この複雜なる二百年間を記錄し難しと (三) 後世の史官も亦退之の如く言はゞ (四) 記錄地に墜ちずして事跡明瞭なるべし (五) 人の口語は人人によりて言葉が違ふ (六) 文公の書中に聖賢の事跡傳へずとも沈沒せじとあるを指す (七) 志有る者は捨置くに忍びざるなり (八) 催促詰責 (九) 自己受持の官を守る

雖二紀レ言書一レ事。猶遇且顯也。又不レ得下以二春秋一爲中孔子累上。范曄悖亂。雖レ不レ爲レ史。其族亦誅。司馬遷觸二天子喜怒一。班固不レ檢レ下。崔浩沾二其直一。以鬪二暴虜一。皆非二中道一。左丘明以レ疾盲。出二於不幸一。子夏不レ爲レ史亦盲。不レ可下以レ是爲上レ戒。其餘皆不レ出レ此。是退之宜下守二中道一不レ忘二其直一無中以二他事一自恐上。退之之恐。惟在下不直不レ得二中道一。刑禍非レ所レ恐也。

夏は史を作らざりしも亦盲せり、是を以て戒を爲すべからず。其餘も皆此を出でず。是れ退之は宜しく中道を守り、其直を忘れず、他事を以て自ら恐るゝこと（一四）無かるべし。退之の恐は、惟不直と中道を得ざるとに在るべし。刑禍は恐るべき所に非ざるなり。

（一）時代暗黑　（二）孔子の著なる魯の歷史　（三）前出　（四）時に用ひられ大名を博したり　（五）瑕疵の義　（六）後漢書の著者、反を謀りて誅せらる　（七）一族悉く誅死す　（八）史記の著者、李陵の事にて獄に下りぬ　（九）漢書の著者、下僕の無禮を檢せずして獄中に死せり　（一〇）元魏の太武帝に仕へて魏史を作り頗に直筆を自負し夷狄の爭鬪を惹起して誅せられき　（一一）公平中正の道　（一二）左傳の著者病氣によりて盲せり　（一三）孔門の賢人、禮記檀弓に子を喪うて失明せりとあり　（一四）其他あなたの心中にある人物は大概作史の爲に非ず

凡言二二百年文武士多一。有二誠如レ此者一。今

（一）凡そ二百年文武の士多しと言ふ。誠に此の如き者有り。今退之は曰く、（二）我一人のみ、何ぞ能く明にせんと。則ち同職の者、又云ふ所是の若く、（三）後來の今に

其敵益衆。則又將下揚揚入二政事堂一。美食安坐。行三呼唱於二內庭外衢一而已上耶。則何以異下不レ爲レ史而榮二其號一。利二其祿一者上也。又言。不レ有二人禍一則有二天刑一。若下以罪中夫前古之爲レ史者上。然亦甚惑。凡居二其位一。思レ直二其道一。道苟直。雖レ死不レ可レ回也。如回レ之。莫レ若三亟去二其位一。

(一) 天の刑罰人の罪禍　(二) 故に記錄の事を避く　(三) 記錄上の襃貶　(四) 中丞は百僚を擧用し獄訟を推斷し大夫は國の刑憲典章を掌る　(五) 意氣滿ちて得意なる貌　(六) 御史大夫の役所　(七) 小吏屬官を命令行使す　(八) 擧用と黜下と　(九) 宰相の政を議する所　(一〇) 朝廷の內外　(一一) 公明正大に行はんことを思ふのみ　(一二) 志操を曲ぐることなし

孔子之困二於魯衛陳宋蔡齊楚一者。其時暗。諸侯不レ能レ以也。其不遇而死。不下以レ作二春秋一故上也。當二其時一。雖レ不レ作二春秋一。孔子猶不遇而死也。若二周公史佚一。

孔子の魯・衛・陳・宋・蔡・齊・楚に困せし者は、其時暗く、(一)諸侯以ふる能はざればなり。其不遇にして死せしは、(二)春秋を作りしを以ての故ならざるなり。其時に當りては、春秋を作らずと雖も、孔子は猶ほ不遇にして死せん。(三)周公・史佚の如きは、言を紀し事を書したりと雖も、(四)猶ほ遇且つ顯なりき。又春秋を以て孔子の累(五)を爲すを得ざるなり。(六)范曄は悖亂、史を爲らずと雖も、(七)其族も亦誅せらる。(八)司馬遷は天子の喜怒に觸れ、(九)班固は下を檢せず。(一〇)崔浩は其直を沽つて、以て暴虜を鬪はしぬ。(一一)皆中道には非ず。(一二)左丘明は疾を以て盲せり、不幸に出づるのみ。(一三)子

且退之以爲。紀錄者有二刑禍一。避不二肯就一。尤非也。史以名爲二褒貶一。猶且恐懼不二敢爲一。設使三退之爲二御史中丞、大夫一。其褒二貶成三敗人一。愈益顯。其宜二恐懼尤大一也。則又將下揚揚入二臺府一。美食安坐。行三呼唱於二朝廷一而已上耶。在二御史一猶爾。設使三退之爲二宰相一。生二殺出三入升四黜天下士一。

且つ退之以爲らく、紀錄する者は刑禍(一)有り、避けて肯て就かずと。尤も非なり。史の名を以て褒貶を爲すすら、猶ほ且つ恐懼(二)して敢て爲さずんば、設し退之をして御史中丞(三)大夫と爲らしめば、其の人を褒貶成敗する、愈〻益〻顯かならん。其れ宜しく(四)恐懼尤も大なるべきなり。則ち又將に揚揚(五)として臺府(六)に入り、美食安坐して、呼唱(七)を朝廷に行ふのみならんとするか。御史に在るすら猶ほ爾り。設し退之をして宰相と爲らしめば、天下の士を生殺出入升黜(八)して、其敵益〻衆からん。則ち又將に揚揚として政事堂(九)に入り、美食安坐、呼唱を內庭外衢(一〇)に行ふのみならんとするか。則ち何を以てか史を爲らずして其號を榮とし、其祿を利とする者に異ならんや。又言ふ、人禍有らざれば則ち天刑有りと。以て夫の前古の史を爲りし者を罪するが若し。然らば亦甚だ惑ふ。凡そ其位に居ては、其道(一一)を直くせんことを思ふのみ。道苟も直からば、死すと雖も回(一二)ぐべからざるなり。如し之を回げんには、亟に其位を去るに若くは莫し。

正月二十一日某頓首。十八丈退之侍者。前獲レ書言二史事一云。具下與二劉秀才一書上。及三今見二書藁一。私心甚不レ喜。與三退之往年言二史事一。甚大謬。若二書中言一。退之不レ宜三一日在二館下一。安有丁探二宰相意一以爲丙苟以二史筆一榮乙一韓退之甲耶。若果爾。退之豈宜下虛二受宰相榮一已。而冒居二館下近密地一。食二奉養一。役二使掌故一。利二紙筆一。爲二私書一。取以供中子弟費上。古之志二於道一者。不レ宜レ若レ是。

(一)正月二十一日、某頓首。(二)十八丈退之の侍者、前に書を獲たるに史事を言うて云ふ、(三)劉秀才に與ふる書に具すと。今は(四)書藁を見るに及びて、私心甚だ喜ばず。退之が往年に史事を言ひしとは、甚だ大いに(五)謬れり。書中の言の若くば、退之は宜しく一日も(六)館下に在るべからず、安んぞ宰相の意を探つて、以て苟も(七)史筆を以て一韓退之を(八)榮すと爲すと有らんや。若し果して爾らば、退之は豈宜しく宰相の己を榮するを(九)虛受して、冒りに館下近密の地に居り、奉養を食み、(一〇)掌故を役使し、紙筆を利し、私書を爲り、取つて以て(一一)子弟の費に供すべけんや。古の道に志す者は、宜しく此の若くなるべからざるなり。

(一) 憲宗の元和九年 (二) 十八は文公の排行なり丈は男子の美稱 (三) 劉氏名は軻字は希仁 (四) した書きの文案 (五) 差違あるを謂ふ (六) 修史館中 (七) 劉氏に與ふる文中に宰相は退之を哀んで史官に任じたるの意を草せるを指す (八) 榮えしむと爲す (九) 空しく受納す (一〇) 官名なり大夫の官屬 (一一) 門人子孫の雜費に供す

從而成レ之耶。設有下不幸王以二桐葉一戲中婦寺上。亦將二舉而從一レ之乎。凡王者之德在二行レ之何若一。設未レ得二其當一。雖二十易一レ之不レ爲レ病。要下於二其當一不上レ可レ使レ易也。而況以二其戲一乎。若戲而必行レ之。是周公教二王遂一レ過也，吾意周公輔二成王一。宜下以レ道從容優樂。要丙之歸乙大中甲而已。必不下逢二其失一而爲中之辭上。又不レ當下束二縛之一。馳二驟之一。使中若二牛馬一然上。急則敗矣。且家人父子尚不レ能二以レ此自克一。況號爲二君臣一者耶。是特小丈夫缺缺者之事。非二周公所一レ宜レ用。故不レ可レ信。或曰封二唐叔一。史佚成レ之。

ず。急なれば(一七)則ち敗るればなり。且つ家人父子すら尚ほ此を以て自ら克つと能はず(一八)。況んや號して君臣と爲る者をや。是れ特に小丈夫缺缺たる者(一九)の事にして、周公の宜しく用ふべき所に非ず。故に信ずべからざるなり。或ひと曰く(二〇)、唐叔を封ずるは、史佚之を成すと。

㊀ 呂氏春秋說苑等に見ゆ　㊁ 唐叔虞　㊂ 桐葉を剪つて珪の形とし符信として與ふるなり　㊃ 名は旦、成王の叔父にして國政を攝せる人　㊄ 天子に戲言なしといふ史佚の語などに據る　㊅ 桐と唐と音相近きによる　㊆ 成立せしむる事無き等なり　㊇ 道理に中らざる不當の戲言　㊈ 婦人宦官の類　㊉ 君命なりと稱し立つ　(一一) 善惡如何　(一二) 弊害　(一三) 平當なるときは決して變更せず　(一四) 大公至正中和の道　(一五) 過失に出遭うて其辭を巧にしつゝ其過失を遂行せしむ　(一六) 幼主成王を指す　(一七) 急迫なれば敗壞す　(一八) 壓制を以ては成就せしむる能はず　(一九) 小智の小人輩　(二〇) 史記晉世家には右の事件を史佚の言となせり

韓愈に與へて史を論ずる書

柳柳州

戲。曰。以封汝。周公入賀。王曰。戲也。周公曰。天子不可戲。乃封小弱弟於唐。吾意不然。王之弟當封耶。周公宜以時言於王。不待其戲而賀以成之也。不當封耶。周公乃成其不中之戲。以地以人與小弱弟者爲之主。其得爲聖乎。且周公以王之言不可苟焉而已。必

るべからずと。乃ち小弱弟(六)を唐に封ずと。吾意ふに然らず。王の弟當に封ずべくんば、周公は宜しく時を以て王に言ふべし、其戲を待つて賀して以て之を(七)成さざらん。當に封ずべからずんば、周公は乃ち(八)其不中の戲を成し、地を以てし人を以てして、小弱弟者に與へて、之が主と爲さんは、其れ聖と爲すを得んや。且つ周公、王の言の苟もすべからざるのみを以て、必ず從つて之を成さんか、設し不幸にして、王が桐葉を以て(九)婦寺に戲るゝ有らば、亦將に擧げ(一〇)て之に從はんとするか。凡そ王者の德は、之を行ふ(一一)の何若に在るのみ。設し未だ其當を得ずんば、十たび之を易ふと雖も病(一二)と爲さじ。(一三)其當に於て易へしむべからざるを要するのみ。而るを況んや其戲を以てするをや。若し戲にして必ず之を行はば、是れ周公は王に過を遂ぐるを教ふるなり。吾意ふに、周公が成王を輔くるや、宜しく道を以て從容優樂、之を(一四)大中に歸せしむるを要むべきのみ。必ず(一五)其失に逢うて之が辭を爲さじ。又(一六)當に之を束縛し、之を馳驟し、牛馬の若く然らしむべから

之於經。質ニ之於律。稽レ之以ニ國家之典。賀擧ニ進士。爲レ可邪。爲ニ不可一邪。凡事ニ父母。得レ如ニ曾參。可ニ以無レ譏矣。作レ人得レ如ニ周公孔子。亦可ニ以止一矣。今世之士。不レ務レ行ニ曾參周公孔子之行。而諱ニ親之名。則務レ勝ニ於曾參周公孔子。亦見ニ其惑一也。夫周公子曾參。卒不可レ勝、勝ニ周公孔子曾參。乃比ニ於宦官宮妾。則是宦官宮妾之孝ニ於其親。賢ニ於周公孔子曾參ニ者邪。

り。夫れ周公・孔子・曾參は、卒に勝つべからず。周公・孔子・曾參に(九)勝つて、乃ち宦官宮妾に比するは、則ち(八)是れ宦官宮妾の其親に孝なること、周公・孔子・曾參より賢れりとするものか。

(一) 武帝の名なり故に徹侯を通侯とし蒯徹を蒯通と謂へり (二) 然れどもの義 (三) 漢高祖の皇后名は雉 (四) 唐の太祖の名は虎、滸に近し、太宗の名は世民、勢に近く、太祖の子の名は昞、秉に近く、玄宗は隆基、機に近し (五) 唐代宗の名は豫にて諭に近し (六) 諱に抵觸す (七) 何を以て標準とするか (八) 到底凌駕する能はず (九) 諱を守ることをのみ凌駕せんとす

右之傳者有レ言。成王以ニ桐葉一與ニ小弱弟一

桐葉もて弟を封ずるの辨　柳柳州

古(一)の傳ふる者言へること有り。成王は桐葉を以て(三)小弱弟に與へて戯れ、曰く、以て汝を封ずと(二)。周公入り賀す。王曰く、戯なりと。(四)周公曰く、(五)天子は戯

爲㆓昭王㆒。曾參之父名皙。曾子不㆑諱㆑昔。周之時有㆓騏期㆒。漢之時有㆓杜度㆒。此其子宜㆓如何諱㆒。將諱㆓其嫌㆒。遂諱㆓其姓㆒乎。將不㆑諱㆓其嫌㆒者乎。

漢諱㆓武帝名㆒。徹爲㆑通。不㆑聞㆘又諱㆓車轍之轍㆒。爲㆗某字㆖也。諱㆓呂后名㆒。雉爲㆓野雞㆒。不㆑聞㆛又諱㆘治㆓天下㆒之治㆖。爲㆚某字㆙也。今上章及詔。不㆑聞㆑諱㆓滸勢秉機㆒也。惟宦官宮妾。乃不㆔敢言㆓諭及機㆒。以爲㆓觸犯㆒。士君子立㆑言行㆑事。宜㆔何所㆓法守㆒也。今考㆓

漢は武帝の名を諱んで、徹(一)を通と爲せり。又車轍(二)の轍を諱んで、某字と爲しを聞かざるなり。呂后(三)の名を諱んで、雉を野雞と爲せり。又天下を治むるの治を諱んで、某字と爲せるを聞かざるなり。今は上章及び詔に、滸勢秉機(四)を諱むを聞かざるなり。惟宦官宮妾は、乃ち敢て諭(五)及び機を言はず、以て觸犯(六)と爲せるのみ。士君子の言を立て事を行ふや、宜しく何(七)くか法守する所なるべき。今之を經に考へ、之を律に質し、之を稽ふるに國家の典を以てするに、賀が進士に擧げらるゝは、可と爲さんか、不可と爲さんか。凡そ父母に事ふること、曾參の如くなるを得ば、以て譏無かるべし。人と作ること周公孔子の如くなる得ば亦以て止むべし。今世の士、曾參・周公・孔子の行を行ふを務めずして、而して親の名の諱むは、則ち曾參・周公・孔子に勝らんことを務む。亦其の惑へるを見るな

諱一。釋レ之者曰。謂レ若二言レ徵不レ稱レ在。言レ在不レ稱レ徵。是也。律曰。不レ諱二嫌名一。釋レ之者曰。謂レ若二禹與レ雨丘與レ蓲之類一。是也。今賀父名晉肅。賀擧二進士一。爲レ犯二二名律一乎。爲レ犯二嫌名律一乎。父名晉。子不レ得レ擧二進士一。若父名仁。子不レ得レ爲レ人乎。夫諱。始二於何時一。作二法制一。以敎二天下一者。非二周公孔子一歟。周公作レ詩不レ諱。孔子不レ偏二諱二名一。春秋不レ譏レ不レ諱二嫌名一。康王釗之孫。實

を得ずば、若し父の名仁ならば、子は(一一)人爲るを得ざるか。夫れ諱は何の時にか始まれる。法制を作つて、以て天下を教へし者は、周公孔子に非ずや。周公は(一二)詩を作つて諱まず、(一三)孔子は二名を偏諱せず。(一四)春秋に嫌名を諱まざるを譏らず。(一五)康王釗の孫は、實に昭王爲り、(一六)曾參の父の名は晳なるに、曾子は昔を諱まず。周の時に騏期有り、漢の時に杜度有り。此れ其子は宜しく如何か諱むべき。將に其嫌を諱まんとて、遂に其姓を諱まんか、將其嫌を諱まざらん者か。

(一) 天子の名又は父母の名などを忌みて愼んで平常の言語に使用せざるなり (二) 字は長吉詩に盛名あり進士に擧げらる丶や其父の名晉肅なるを以て譏る者あり文公之の文を作る (三) 韓文公を指す (四) 附和雷同して之を和説す (五) 韓公弟子の一人 (六) 禮記の曲禮 (七) 二字名の時の一字づ丶は忌まざる義なり (八) 後漢の鄭玄 (九) 孔子の母の名は徵在なり卽ち二字名なるために片方づ丶だけ忌むなり (一〇) 音聲相近きを嫌とす禹と雨との類なり (一一) 人は仁と音相通ずるによりて設問す (一二) 周公の詩に克く厥の後を昌にすと謂ひ駿幽が私を發すと謂へり昌は父文王の名、發は兄武王の名なり (一三) 論語に宋は徵するに足らずと謂ひ某は斯に在りと謂へる類 (一四) 衞の桓公の名完の類 (一五) 史記參照、實は子なり孫は誤なり (一六) 孔門の弟子

及已。陽子將不得爲善人乎哉。

愈與進士李賀書。勸賀舉進士。賀舉進士有名。與賀爭名者。毀之曰。賀父名晉肅。賀不舉進士爲是。勸之舉者爲非。聽者不察。和而唱之。同然一辭。皇甫湜曰。子與賀。且得罪。愈曰。然。律曰。二名不偏

諱辨

韓文公

愈、進士李賀(一)に書を與へて、賀に進士に擧げられんことを勸む。賀は進士に擧げられて名有り。賀と名を爭ふ者、之を毀つて曰く、賀が父の名は晉肅、賀は進士に擧げられざるを是と爲す。(三)之を勸めて擧ぐる者も非と爲すと。聽く者察せず、(四)和して之を唱へ、同然一辭なり。(五)皇甫湜曰く、子と賀と、且に罪を得んとすと。愈曰く、然り、(六)律に曰く、(七)二名は偏諱せずと。(八)之を釋する者は曰く、徵(九)を言へば在を稱せず、在を謂へば徵を稱せざるが若きを謂ふと、是なり。律に曰く、(一〇)嫌名を諱まずと。之を釋する者は曰く、禹と雨と、丘と蓲との類の若きを謂ふと、是なり。今は賀の父の名晉肅なるに、賀は進士に擧げらる。二名律を犯すと爲すか。嫌名律を犯すと爲すか。父の名晉にして、子は進士に擧げらる、

直矣。無㆘乃傷㆓于德㆒而費㆗于辭㆖乎。好㆓盡言㆒以招㆓人過㆒。國武子之所㆓以見㆑殺㆓於齊㆒也。吾子其亦聞乎。愈曰。君子居㆓其位㆒。則思㆑死㆓其官㆒。未㆑得㆑位。則思㆘脩㆓其辭㆒以明㆗其道㆖。我將㆓以明㆑道也。非㆓以爲㆑直而加㆑人也。且國武子。不㆑能㆑得㆓善人㆒。而好㆓盡言於亂國㆒。是以見㆑殺。傳曰。惟善人能受㆓盡言㆒。謂㆓其聞而能改㆑之也。子告㆑我曰。陽子可㆔以爲㆓有道之士㆒也。今雖㆓不㆑能㆑

所以なり。吾子其れ亦聞かんと。愈曰く、君子其位に居ては、則ち其官に死せんことを思ひ、未だ位を得ざれば、則ち其辭(六)を脩めて、以て其道(七)を明にせんことを思ふ。我は將に以て道を明にせんとするなり。(八)以て直と爲して、人に加ふるには非ざるなり。且つ國武子は、善人(九)を得る能はずして、盡言を亂國に好めり。是を以て殺されき。傳に曰く、(一〇)惟善人のみ能く盡言を受くと。其の聞いて能く之を改むるを謂ふなり。子我に告げて曰く、陽子は以て有道の士と爲すべきかと。(一一)今及ぶこと能はざるのみと雖も、(一二)陽子將善人たることを得ざらんやと。

(一)加は凌ぐの義 (二)摘發するなり (三)人格を傷害し言辭を浪費す (四)思ふ存分を言ひ盡すことを好む (五)齊の臣なり國語左傳など參照 (六)文辭を修養す (七)我は未だ位なし故に道を明にせんとするなり (八)以上の言を以て自ら直なりとして人の陰私を訐くにはあらず (九)善人に出遇はず (一〇)國語の用語に見ゆ單襄公の語なり (一一)有道の士たるには及ばざるべきも (一二)善人には用遜なし善人ならば予の盡言を受けて其行を改むる筈なりとの意

墨突不ㇾ得ㇾ黔。彼二聖一賢者。豈不ㇾ知二自安佚之爲一ㇾ樂哉。誠畏二天命一而悲二人窮一也。夫天授二人以賢聖才能一。豈使二自有一ㇾ餘而已。誠欲三以補二其不足者一也。耳目之於ㇾ身也。耳司ㇾ聞而目司ㇾ見。聽二其是非一。視三其險易一。然後身得ㇾ安焉。聖賢時人之耳目。時人聖賢之身也。且陽子之不賢則將下役二于賢一以奉中其上上矣。若果賢。則固畏二天命一而閔二人窮一也。惡得二以自暇逸一乎哉。

若し果して賢ならば、則ち固に天命を畏れて人の窮を閔まんのみ。惡んぞ以て自ら暇逸するを得んやと。(一五)

(一) 世間の名譽聞望　(二) 世に採用せらるゝなり　(三) 平民たりし時より守り來れる古人の道　(四) 責め咎む　(五) 時代の平穩ならず人民の安樂ならざるを哀む　(六) 併せ救助す　(七) 勉强努力の貌　(八) 孟子滕文公篇に見ゆ禹の洪水を治むるや三たび家門を過ぎしも終に入らざりき　(九) 淮南子に見ゆ孔子道を說きて天下を周游し坐席の暖る暇なかりき　(一〇) 同じく淮南子に見ゆ墨翟亦一處に安住せず煙突は黑ずむ暇なかりきとなり　(一一) 禹孔子と墨翟　(一二) 自分だけの成績に滿足せしむるには非ず　(一三) 險難なるか平易なるか　(一四) 賢者に使役せられん　(一五) 間暇安逸に日を過すを得んや

或曰。吾聞君子不ㇾ欲ㇾ加二諸人一。而惡二訐以爲ㇾ直者一。若二吾子之論一。直則

或ひと曰く、吾聞く、君子は諸を人に加ふるを欲せずして、訐いて以て直と爲す者を惡むと。吾子の論の若き、直は則ち直なり、乃ち德を傷つて辭に費すこと無かなんや。盡言を好んで以て人の過を招ぐるは、國武子の齊に殺されし

或曰。陽子不レ求レ聞。而人聞レ之。不レ求レ用。而君用レ之。不レ得レ已而仕。守二其道一而不レ變。何子過レ之深也。愈曰。自レ古聖人賢士。皆非レ有レ心求二於聞用一也。閔二其時之不平。人之不乂。得二其道一。不三敢獨善二其身一。而必以兼二濟天下一也。孜孜矻矻。死而後已。故禹過二家門一不レ入。孔席不レ暇レ煖。而

或ひと曰く、陽子は聞(一)を求めざるに、而も人之を聞き、用を求めざるに、而も君之を用ふ、已むを得ずして仕へ(二)、其道を守つて變せず。何(三)ぞ子が之を過(四)むるの深きやと。愈曰く、古より聖人賢士、皆聞用を求むるに心有るに非ざるなり。其時の不平と人の不乂とを閔れみ、其道を得ては、敢て獨り其身を善くせずして、(五)必ず以て天下を兼濟(六)せんとし、孜孜矻矻(七)、死して後已む。故に禹(八)は家門を過ぐれども入らず、孔席(九)は煖るに暇あらずして、墨突(一〇)は黔むを得ざりき。彼の二聖(一一)一賢の者は豈に自ら安佚するの樂を知らざらんや。誠に天命を畏れて人の窮を悲しめばなり。夫れ天の人に授くるに聖賢才能を以てする豈(一二)に自ら餘有らしむるのみならんや。誠に以て其不足の者を補はしめんと欲するのみ。耳目の身に於けるや、耳は聞くことを司つて目は見ることを司る。其是非を聽き、其(一三)險易を視、然して後に身も安きを得。聖賢は時人の耳目、時人は聖賢の身なり。且つ陽子にして不賢ならば、則ち將に賢(一四)に役せられて以て其上に奉ぜんとす。

者。愈聽之曰。若陽子之用心如此。茲所謂惑者矣。入則諫其君。出則不使人知者。大臣宰相之事。非陽子之所宜行也。夫陽子本以布衣。隱於蓬蒿之下。主上嘉其行誼。擢在此位。官以諫爲名。誠宜有以奉其職。使四方後代。知朝廷有直言骨鯁之臣。天子有不僭賞。從諫如流之美。庶巖穴之士。聞而慕之。束帶結髮。願進於闕下。而伸其辭說。致吾君於堯舜。熙鴻號於無窮也。若書所謂。則大臣宰相之事。非陽子之所宜行也。且陽子之心。將使君人者。惡聞其過乎。是啓之也。

有り、天子僣賞せず、(一一)諫に從ふこと流るゝが如くなるの美有りしを知らしむべし。庶くは巖穴の士、(一二)聞いて之を慕ひ、束帶結髮、(一三)闕下に進んで其辭說を伸べ、吾君を堯舜に致し、鴻號を無窮に煕めんことを願はんのみ。(一四)書に謂ふ所の若きは、則ち大臣宰相の事、陽子の宜しく行ふべき所に非ざるなり。且つ陽子の心、將に人に君たる者をして、其過を聞くことを惡ましめんとするか、(一五)是れ之を啓くなり。

(一) 是と事情を異にするの意　(二) 或は君を諫め或は政を議せし事あり　(三) 書經君陳の語なり猷は謀に同じ　(四) 我主君の美德なりと稱す　(五) 八家文に益(マス〳〵)に作る　(六) 諫官は之を行ふべからず　(七) 庶氏の義　(八) 草深き田舍の義　(九) 行狀　(一〇) 鯁は魚骨なり眞直の義　(一一) 私情を以て賞罰せず　(一二) 隱君士　(一三) 髮を理め服を正しうす　(一四) 大聖德の名譽を後世に廣む　(一五) 人君を惡に導いて人の過失を聞くを憎ましむるなり

卑。辭富而居貧。若抱關撃柝者可也。蓋孔子嘗爲委吏矣。嘗爲乘田矣。亦不敢曠其職。必曰。會計當而已矣。必曰。牛羊遂而已矣。若陽子之秩祿。不爲卑且貧。章章明矣。而如此。其可乎哉。

我曰。否。非若此也。夫陽子惡訕上者。惡爲人臣招其君之過而以爲名者。故雖諫且議。使人不得而知焉。書曰。爾有嘉謀嘉猷。則入告爾后于內。爾乃順之於外。曰。斯謀斯猷。惟我后之德。夫陽子之用心。亦若此。

或ひと曰く、否、此の若きに非ざるなり。夫れ陽子は上を訕る者を悪み、人臣と爲りて、其君の過(一)を招げて以て名を爲す者を悪む。故に諫め(二)且つ議すと雖も、人をして得て知らざらしむるのみ。書に曰く、爾(三)に嘉謀嘉猷あらば、則ち入つて爾の后に内に告げ、爾乃ち之に外に順つて曰へ、斯の謀斯の猷は、惟れ我后(四)の徳なりと。夫れ陽子の心を用ふる、亦此の若き者なりと。愈之に應じて曰く、若し陽子の心を用ふる此の如くんば、茲(五)れ所謂惑へる者なり。入つては則ち其君を諫め、出でては則ち人をして知らしめざる者は、大臣宰相の事たり、陽子の宜しく行(六)ふべき所に非ざるなり。夫れ陽子は本布衣(七)を以て、蓬蒿(八)の下に隱る。主上其行誼(九)を嘉し、擢んでて、此位に在らしむ。官は諫を以て名と爲す。誠に宜しく以て其職を奉じ、四方後代をして、朝廷に直言骨鯁(一〇)の臣

加二喜戚於其心一。問二其官一則曰。諫議也。問二其祿一則曰。下大夫之秩也。問二其政一則曰。我不レ知也。有道之士固如レ是乎哉。且吾聞レ之。有二官守一者。不レ得二其職一則去。有二言責一者。不レ得二其言一則去。今陽子以爲得二其言一乎哉。得二其言一而不レ言。與下不レ得二其言一而不上去。無二一可者一也。陽子將レ爲二祿仕一乎。古之人有レ云。仕不レ爲レ貧。而有レ時乎爲レ貧。謂二祿仕者一也。宜二乎辭レ尊而居レ

其言を得て言はざると、其言を得ずして去らざると、一も可なる者無きなり。陽子は將に祿仕(六)せんとするか。古の人云へる有り、(七)仕は貧の爲にせず、而も時有りてか貧の爲めにすと。祿仕の者を謂ふなり。(八)宜しく尊を辭して卑に居り、富を辭して貧に居るべし。(九)抱關撃柝の者の若くして可ならん。蓋し孔子嘗て委吏(一〇)と爲り、嘗て乘田(一一)と爲りしが、亦敢て其職を曠しうせず。必ず曰く、會計當らん(一二)のみと。必ず曰く、牛羊遂げん(一三)のみと。陽子の秩祿の若きは、卑且つ貧たらざるは、章章(一四)として明かなり。而るに此の如き(一五)は、其れ可ならんやと。

(一) 陽子諫官となりて既に五年なり　(二) 待遇の手厚きなり　(三) 越と秦と土地遙絶す毫も意に介せざるなり　(四) 無頓着にして天下の喜憂を心に掛けず　(五) 孟子公孫丑篇の語なり　(六) 知行俸祿を得んが爲に仕官す　(七) 孟子萬章篇に出づ　(八) 祿仕ならば高官に居らざるが宜し　(九) 門番や夜廻りなどの賤役　(一〇) 租稅倉庫係の官吏　(一一) 牧場係の官吏　(一二) 會計に厘毛の間違なきを期す　(一三) 牛羊のよく繁殖するを期す　(一四) 明々白々なり　(一五) 其政を問ふに知らずと稱するの類

士一乎哉。在二易蠱之上九一云。不レ事二王侯一。高二尚其事一。蹇之六二則曰。王臣蹇蹇。匪二躬之故一。夫不レ以下所レ居之時不レ一。而所レ蹈之德不上レ同也。若下蠱之上九。居二無用之地一。而致二匪躬之節一。以二蹇之六二一。在二王臣之位一。而高中不レ事之心上。則冒進之患生。曠官之刺興。志不レ可レ則。而尤不レ終無一也。

今陽子在レ位。不レ爲レ不レ久矣。聞二天下之得失一。不レ爲レ不レ熟矣。天子待レ之。不レ爲レ不レ加矣。而未三嘗一言及二於政一。視二政之得失一。若三越人視二秦人之肥瘠一。忽焉不レ

今陽子の位に在るや、久しからずと爲ず。(一)天下の得失を聞くこと、熟せずと爲さず。天子の之を待つも、加へずと爲さず。(二)而も未だ嘗て一言だも政に及ばず、政の得失を視ること、越人の秦人の肥瘠を視るが若く、(三)忽焉として喜戚を其心に加へず。(四)其官を問へば、則ち曰く諫議なり、其祿を問へば、則ち曰く下大夫の秩なり。其政を問へば、則ち曰く我知らざるなりと。有道の士固より是の如くならんや。且つ吾之を聞く、官守有る者は、(五)其職を得ざれば則ち去り、言責有る者は、其言を得ざれば則ち去ると。今陽子は以て其言を得たりと爲すか。

(一二) 「是等の區別ある理由は」といふ語を加へて考ふべし (一三) 野に在る時 (一四) 官職を空しうして職責をはたさざるのそしり (一五) 蠱の上九に志則るべしと在るに據る

求二聞於人一也。行二古人之道一。居二於晉之鄙一。晉之鄙人。薰二其德一而善良者。幾千人。大臣聞而薦二之天子一。以爲二諫議大夫一。人皆以爲レ華。陽子不二色喜一。居二於位一五年矣。視二其德一。如レ在二草野一。彼豈以二富貴一移二易其心一哉。愈應レ之曰。是易所レ謂恆二其德一貞。而夫子凶者也。惡得レ爲二有道之

す。人皆以て華と爲せども、陽子は色喜せず。位に居ること五年なるも、其(八)德を視るに、(七)草野に在るが如し。彼豈富貴を以て、其心を移易せんやと。愈之に應じて曰く、是易に所謂、(九)其德を恆にして貞、夫子は凶なる者なり。惡んぞ有道の士と爲すを得んや。易(一〇)の蠱の上九に在りては云ふ、王侯に事へず、其事を高尙にすと。蹇の六二には、則ち曰く、王臣蹇蹇、(一一)躬の故に匪ずと。(一二)夫れ居る所の時一ならずして、蹈む所の德同じからざるを以てならずや。蠱の上九、(一三)無用の地に居て、匪躬の節を致し、蹇の六二を以て、王臣の位に在り、而も事へざるの心を高うするが若きは、則ち冒進の患生じ、(一四)曠官の刺興らん。(一五)志は則るべからずして、尤は終に無からざらんや。

(一) 諫爭の臣 (二) 字は亢宗定州の人なり、德宗の時右諫議大夫となる (三) 道德躬行の人物 (四) 見聞博大 (五) 名譽聲望 (六) 晉の中條山の柳谷なり鄙は邊鄙の義 (七) 名譽とし光榮とす (八) 德を改め易へざるなり (九) 易の恆卦の語なり德を守りて易へざるは婦人には吉なれども男子には凶なり、蓋し男子は變化すべき者なればなり (一〇) 蠱の卦の上爻に王侯に奉仕せずして自家を修養すとあり (一一) 忠を君に盡すは自己の便利幸福の爲には非ず

或問₂諫議大夫陽城於愈₁。可₃以爲₂有道之士₁乎哉。學廣而聞多。不レ

卷二

放膽文　王字集

辨難攻擊の文は、聲色を厲ますと雖も、鋒鋩を露はすと雖も、然も氣力雄健、光燄長遠、之を讀むに、人をして、意強うして神爽かならしむ。初學此に熟せば、必ず文に雄に、千萬人の場屋中、有司亦當に目を刮すべし。

(一) 殊更に言辭を厲しうす　(二) 文勢の壯んなる形容　(三) 貢院なり試驗場の義

諍臣論(一)　韓文公

或ひと諫議大夫陽城(二)を愈に問ふ、以て有道の士(三)と爲すべきか。學廣くして聞(四)多く、聞を人に求めず。古人の道を行つて、晉(六)の鄙に居るに、晉の鄙人、其德に薫(五)して善良なる者幾千人なり。大臣聞いて之を天子に薦め、以て諫議大夫と爲

其所四疎遠不三與同二其利一者也。不レ然則其畏也。不レ若レ是。强者必怒二於言一。懦者必怒二於色一矣。又嘗語二於衆一曰。某非二良士一。某非二良士一。其不レ應者。必其人之與也。不レ然則其所四疎遠不三與同二其利一者也。不レ然則其畏也。不レ若レ是。强者必說二於言一。懦者必說二於色一矣。是故事修而謗興。德高而毀來。嗚呼士之處二此世一。而望二名譽之光道德之行一難矣。將レ有レ作二於上一者。得二吾說一而存レ之。其國家可二幾而理一矣。

る者なり。然らざれば則ち其れ畏るゝなり。是の若くならざれば、强者は必ず言に說び、（五）懦者は必ず色に說ぶ。是の故に事修つて（六）謗興り、德高うして毀來る。嗚呼士の此の世に處して、名譽の（七）光道德の行を望むや、難いかな。將に上（八）に作す有らんとする者、吾が說を得て之を存せば、其れ國家幾（九）くば理すべきなり。

（一）怠惰と嫉忌　（二）徒黨仲間　（三）その人を畏るゝ者　（四）强者は言を以て稱譽を否認し、怯懦の者は內心に惡りて顏色を變ず　（五）悅に通ず　（六）事業顯著なれば誹謗生ず　（七）名譽を希望し道德を行はんとす　（八）上位に立ちて功業を成さんと欲する者　（九）國家を治むること期して待つべし

曰。我善是。是亦足矣。己未有能。曰。我能是。是亦足矣。外以欺於人。内以欺於心。未少有得而止矣。是不亦待於己者已廉乎。其於人也。曰。彼雖能是。其人不足稱也。彼雖善是。其用不足稱也。擧其一。不計其十。究其舊。不圖其新。恐恐然惟懼其人之有聞也。是不亦責於人者已詳乎。夫是之謂不以衆人待其身。而以聖人望於人。吾未見其尊己也。

らんこと ㈤ 通常の世人にも及ばざるに甘んじ他人にのみ聖人たらん事を望む ㈥ 自重自尊の精神無きなり、自暴自棄に同じ

雖然爲是者。有本有原。怠與忌之謂也。怠者不能修。而忌者畏人修。吾嘗試之矣。嘗試語於衆曰。某良士。某良士。其應者必其人之與也。不然。則

然りと雖も是を爲す者は本有り原有り、怠と忌との謂なり。怠者は修むる能はずして、忌者は人の修むるを畏る。吾之を嘗み試みたり。嘗試に衆に語けて曰く、某は良士、某は良士と。其の應ずる者は必ず其人の與(二)なり、然らざれば、則ち其の疎遠にして與に其利を同じうせざる者なり。然らざれば則ち其れ畏(三)るゝなり。是の若くならざれば、(四)強者は必ず言に怒り、懦者は必ず色に怒る。又嘗に衆に語けて曰く、某は良士に非ず、某は良士に非ずと。其の應ぜざる者は、必ず其人の與なり、然らざれば、則ち其の疎遠にして與に其利を同じうせざ

責㆓其二㆒。卽㆓其新㆒不㆑究㆓其舊㆒。恐恐然惟懼㆓其人之不㆑得㆓爲㆑善之利㆒。一善易㆑脩也。一藝易㆑能也。其於㆑人也。乃曰。能有㆑是。是亦足矣。曰。能善㆑是。是亦足矣。是不㆘亦待㆓於人㆒者輕以約㆖乎。今之君子則不㆑然。其責㆑人也。詳。其待㆑己也。廉。詳故人難㆓於爲㆒㆑善。廉故自取也少。己未㆑有㆑善。

りと。曰く、能く是を善くす、是れ亦足れりと。是亦人に待つ者輕うして以て約ならずや。今の君子は則ち然らず。其の人を責むるや詳に、其の己を待つや(三)廉なり。詳なるが故に人は善を爲すに難く、廉なるが故に自ら取るや少なし。己未だ善有らざるに、曰く、我是を善くす、是れ亦足れりと。己未だ能有らざるに、曰く、我是を能くす、是れ亦足れりと。外は以て人を欺き、内は以て心を欺く。未だ少しも得る有らずして止む。是れ亦己に待つ者已だ廉ならずや。其の人に於けるや、曰く、彼は是を能くすと雖も、其人は稱するに足らざるなり。彼は是に善しと雖も、其用は稱するに足らざるなりと。其一を擧げて、其十を計らず。其舊を究めて、其新を圖らず。恐恐然として惟其人の(四)聞ゆる有らんことを懼る。是れ亦人に責むる者已だ詳ならずや。夫れ是を之れ(五)衆人を以て其身を待たずして、聖人を以て人に望むと謂ふ。吾未だ(六)其の己を尊ぶを見ざるなり。

(一) 仁義の善事　(二) 新なる善行を嘉敬して舊惡を追究せず　(三) 廉少簡約自ら恕するなり　(四) 名譽の世に廣ま

以思去其不如舜者。就其如舜者。聞古之人有周公者。其爲人也。多材與藝人也。求其所以爲周公者。責於己曰。彼人也。予人也。彼能是而我乃不能是。早夜以思。去其不如周公者。就其如周公者。舜大聖人也。後世無及焉。周公大聖人也。後世無及焉。是人也。乃曰。不如舜。不如周公。吾之病也。是不亦責於己者重以周乎。

を去つて、其の周公の如くなる者に就くと。舜は大聖人なり、後世及ぶこと無し。周公は大聖人なり、後世及ぶこと無し。是の人や、（七）乃ち曰く、舜の如くならず、周公の如くならざるは、吾の病なりと。是れ亦己を責むる者重にして以て周ならずや。

㈠ 人の非毀誹謗の本原を推究する意なり ㈡ 論語に躬自ら厚うして薄く人を責むといへるの義なり ㈢ 舜の如き人物とならんと欲する精神 ㈣ 孟子滕文公篇に出でたる字面 ㈤ 朝早くより夜晩くまで ㈥ 書經金縢に周公は多材多藝とあり ㈦ 古人を指す、所謂求道の君子なり

其於人也曰。彼人也。能有是。是足爲良士矣。能善是。是足爲藝人矣。取其一不

其の人に於けるや、曰く、彼の人や能く是有り、（二）是れ良士と爲すに足る。能く是を善くす、是れ藝人と爲すに足ると。其一を取つて其二を責めず、其新に卽いて其舊（三）を究めず。恐恐然として惟其人の善を爲すの利を得ざらんことを懼る。一善は脩め易し、一藝は能くし易し。其の人に於けるや乃ち曰く、能く是有り、是れ亦足れ

丈夫上哉。丞相以レ子應レ詔。眞誠知レ人矣。士不レ通レ經。果不レ足レ用。於レ是相屬爲レ詩。以道二其行一云。

古之君子。其責レ己也。重以周。其待レ人也。輕以約。重以周。故不レ怠。輕以約。故人樂レ爲レ善。聞古之人有二舜者一。其爲レ人也。仁義人也。求下其所二以爲一レ舜者上責二於己一曰。彼人也。予人也。彼能レ是而我乃不レ能レ是。早夜

原毀(一)

韓文公

古の君子、其の己(二)を責むるや重にして以て周、其の人を待つや輕にして以て約なり。重にして以て周なり、故に怠らず。輕にして以て約なり、故に人は善を爲すを樂しむ。聞く、古の人に舜といふ者有り、其の人と爲りや仁義の人なりと。其の舜(三)たる所以の者を求めて、己に責めて曰く、(四)彼も人なり、予も人なり、彼是を能くするに、而も我は乃ち是のごとくなる能はずと。(五)早夜に以て、其の舜の如くならざる者を去つて、其の舜の如くなる者に就かんとを思ふ。聞く、古の人に周公といふ者有り、其人と爲りや材(六)と藝と多き人なり。其の周公爲る所以の者を求めて、己に責めて曰く、彼も人なり、予も人なり、彼是を能くするに、而るに我は乃ち是のごとくなる能はずと。早夜に以て思ひ、其の周公の如くならざる者

萬國。惟回鶻於唐最親。奉職尤謹。丞相其選宗室四品一人持節往賜君長。告之朕意。又選學有經法。通知時事者一人與之爲貳。由是殷侑自太常博士。遷尚書虞部員外郎。兼侍御史。朱衣象笏。承命以行。朝之大夫。莫不出錢。酒半右庶子韓愈。執盞言曰。殷大夫今人適數百里。出門惘惘有離別可憐之色。持被入直三省。丁寧顧婢子。語刺刺不能休。今子使萬里外國。獨無幾微出於言面。豈不眞知輕重大

莫し。酒半にして、右庶子(一〇)韓愈、盞を執つて言つて曰く、殷大夫、今人の數百里に適くや、門を出づれば、惘惘(一一)として離別憐むべきの色有り。被(一二)を持して入つて三省(一三)に直するすら、丁寧に婢子を顧み、語刺刺(一四)として休むこと能はず。今は子、萬里の外國に使するに、獨り幾微(一五)の言面に出づる無し。豈眞に輕重を知る(一六)の大丈夫ならざらんや。丞相の子を以て詔に應ずる、眞に誠に人を知れり。士經に通ぜずんば、果して用ふるに足らずと。是に於て相屬(一七)して詩を爲り、以て其行を道くと云ふ。

(一) 名は侑 (二) 北狄の一種族、貞觀二十一年唐に内附す (三) 土產の物品 (四) 大なる國はわざ〳〵來り小なる國は大國に附して來る (五) 憲宗の年號 (六) 宇内に同じ (七) 天子の一族 (八) 副使 (九) 五品の正裝なり (一〇) 官名 (一一) 茫然自失の貌 (一二) 夜衣の類 (一三) 中書尚書門下の三省に宿直す (一四) くど〳〵と (一五) 細微些少の義 (一六) 公私輕重の區別を知る (一七) 連續の意

遭一。頽墮委靡。潰敗不レ可二收拾一。則其於レ書。得レ無二之象然一乎。然吾聞浮屠人。善レ幻多二技能一。閑如通二其術一。則吾不レ能レ知矣。

唐受二天命一爲二天子一。凡四方萬國。不レ問二海內外一。無二小大一。咸臣二順於朝一。時節貢二水土百物一。大者特來。小者附集。元和睿聖文武皇帝既嗣レ位。悉治二方內一。就二法度一。十二年詔曰。四方

殷員外(一)の回鶻(二)に使するを送る序

韓　文　公

唐天命を受けて天子と爲る。凡そ四方萬國、海の內外を問はず、小大と無く、咸く朝に臣順し、時節に(三)水土百物を貢す。(四)大なる者は特に來り、小なる者は附集す。(五)元和睿聖文武皇帝既に位を嗣ぐや、悉く(六)方內を治め、法度に就かしむ。十二年に詔して曰く、四方萬國、惟回鶻のみ唐に於て最も親しく、職を奉ずる尤も謹しめり。丞相其れ(七)宗室四品一人を選び、節を持して往いて君長に賜し、之に朕が意を告げよ。又學に經法有り、時事に通知する者一人を選んで之が與に貳と(八)爲せと。是に由つて殷侯侑は、太常博士より、尚書虞部員外郎、兼侍御史に遷り、(九)朱衣象笏、命を承けて以て行く。朝の大夫、出でて餞せざるは

今閑之於草書。有旭之心哉。不得其心。而逐其跡。未見其能旭也。爲旭有道。利害必明。無遺錙銖。情炎於中。利欲鬪進。有得有喪。勃然不釋。然後一決於書。而後旭可幾也。今閑師浮屠氏。一死生。解外膠。是其爲心。必泊然無所起。其於世。必淡然無所嗜。泊與淡相

今は閑の草書に於けるは、旭の心有りや。其心を得ずして而して其跡を逐ふとも、未だ其の能く旭たるを見ざるなり。旭爲るに道有り、利害必ず明に、錙銖を遺す無く、情は中に炎え、利欲鬪進し、得有るにも喪有るにも、勃然として釋けず。然して後に書に一決す。而して後に旭は幾ふべきなり。今閑は浮屠氏を師として死生を一にして外膠を解く、是れ其の心爲るや、必ず泊然として起す所無く、其の世に於けるや、必ず淡然として嗜む所無からん。泊と淡と相遭へば、頽墮委靡、潰敗して收拾すべからざらん。則ち其の書に於けるや、之を象ること然る無きを得んや。然も吾聞く、浮屠の人は幻を善くして技能多しと。閑如し其術に通ぜば、則ち吾は知ること能はざるなり。

㈠ 精神を會得せず ㈡ 輕微毛髮の如きをも殘す所なくす ㈢ 旭たることを庶幾すべし ㈣ 俗界の因緣を解脫す ㈤ 無欲にして妄念を起さず ㈥ 心志萎靡し氣挫折心のしまりを失うて毫も生氣無し ㈦ 志氣に類して書も亦奇拔ならざらん ㈧ 幻術ありて多技なる人多し

羿一。扁鵲治レ病。僚之於レ丸。秋之於レ奕。伯倫之於レ酒。樂レ之終身不レ厭。奚暇二外慕一。夫外慕徙レ業者。皆不レ造二其堂一。不レ嚌二其胾一者也。往時張旭善二草書一。不レ治二他伎一。喜怒窘窮。憂悲愉佚。怨恨思慕。酣醉無聊不平。有レ動二於心一。必於二草書一焉發レ之。觀二於物一見二山水崖谷。鳥獸蟲魚。草木之花實。日月列星。風雨水火。雷霆霹靂。歌舞戰鬭。天地事物之變。可レ喜可レ愕。一寓二於書一。故旭之書變動。猶二鬼神一不レ可二端倪一。以レ此終二其身一。而名二後世一。

他の伎を治めず、喜怒窘窮、憂悲愉佚、怨恨思慕、酣醉無聊不平、心に動く有れば、必ず草書に於て之を發し、物を觀るに、山水崖谷、鳥獸蟲魚、草木の花實、日月列星、風雨水火、雷霆霹靂、歌舞戰鬭、天地事物の變、喜ぶべく愕くべきを見ては、一に書に寓せり。故に旭の書は變動猶ほ鬼神の端倪すべからざる(一五)がごとく、此を以て其身を終へて、而して後世に名あり。

(一) 烏程の人なり、草聖と稱せられ宣宗より紫衣を受けたる僧 (二) 工夫を一事一藝に寄せ其工夫が機に投じ心にかなひて血氣のために挫折せざるときは云々 (三) 精神完全操守確固 (四) 粘着膠固せず (五) 養由基よく射る (六) 莊子に見ゆ、牛を割くに巧なりき (七) 晉の平公の樂師 (八) 晉昭公の時の名醫 (九) 楚の宜僚、よく丸を弄ぶ (一〇) 孟子に奕秋は通國の善奕云々とあり (一一) 晉の劉伯倫極めて酒を好み酒德頌を作る (一二) 其以外の事物を羨慕す (一三) 眞味を知らざる義、胾は肉の大なる割片なり (一四) 蘇州の人なり、字は伯高 (一五) 高遠にして料り知り難し

所二於歸一。楊侯始冠。擧二於其鄕一。歌二鹿鳴一而來也。今之歸。指二其樹一曰。某樹。吾先人之所レ種也。某水某丘。吾童子時所二釣遊一也。鄕人莫レ不レ加レ敬。誡二子孫一。以二楊侯不レ去二其鄕一爲レ法。古之所レ謂鄕先生。沒而可レ祭二於社一者。其在二斯人一歟。其在二斯人一歟。

(一)鄕貢の者は必ず詩經鹿鳴の章を歌つて鄕老に辭したるなり　(二)亡父君　(三)禮記鄕飮酒篇參照

苟可下以寓二其巧智一。使中機應二於心一。不上レ挫二於氣一。則神完而守固。雖二外物至一。不レ膠二於其心一。堯舜禹湯治二天下一。養叔治レ射。庖丁治レ牛。師曠治二音

高閑上人を送る序(一)

韓文公

苟も以て其巧智(二)を寓し、機をして心に應じ、氣に挫けざらしむべくんば、則ち(三)神完うして守固く、外物至ると雖も、其心に(四)膠せざらん。堯舜禹湯の天下を治むる、(五)養叔の射を治むる、(六)庖丁の牛を治むる、(七)師曠の音聲を治むる、(八)扁鵲の病を治むる、(九)僚の丸に於ける、(一〇)秋の奕に於ける、(一一)伯倫の酒に於ける、之を樂しんで終身厭はず。奚ぞ(一二)外慕するに暇あらんや。夫れ外慕して業を徙す者は、皆其堂に造らず、其胾(一三)を嚌はざる者なり。往時は(一四)張旭草書を善くして、

疏一其意豈異也。予忝在二公卿後一。遇レ病不レ能レ出。不レ知下楊侯去時。城門外送者幾人。車幾兩。馬幾匹。道路觀者。亦有三歎息知二其爲ヒ賢與否。而太史氏又能張二大其事一。爲レ傳繼二二疏蹤跡一否。不二落莫一否上。見今世無二工レ畫者一。而畫與二不畫一固不レ論也。

然吾聞楊侯之去。丞相有二愛而惜レ之者。白以爲二其都少尹一。不レ絶二其祿。又爲二歌詩一以勸レ之。京師之長二於詩一者。亦屬而和レ之。又不レ知下當時二疏之去。有二是事一否上。古今人同不レ同未レ可レ知也。中世士大夫。以レ官爲レ家。罷則無レ

然も吾聞く楊侯の去るや、丞相の愛して之を惜む者有り、白して以て其都の少尹と爲し、其祿を絶たず。又歌詩を爲つて以て之を勸め、京師の詩に長ずる者、亦屬して之に和しぬと。又當時二疏の去るや、是の事有りしや否やを知らず。古今の人の同じきか同じからざるか、未だ知るべからざるなり。中世士大夫、官を以て家と爲す、罷むれば則ち歸るに所無し。楊侯の始めて冠するや、其鄕に擧げられ、鹿鳴を歌うて來れり。今の歸るや、其樹を指して曰く、某の樹は、吾が先人の種ゑし(一)所なり。某の水某の丘は、吾が童子の時釣遊せし所なりと。鄕人敬(二)を加へざるは莫く、子孫を誡め、楊侯の其鄕を去らざるを以て法と爲す。古の所謂鄕先生(三)、沒して社に祭るべき者、其れ斯の人に在らんか。其れ斯の人に在らんか。

于時公卿設供張。祖道都門外。車數百兩。道路觀者。多歎息泣下。共言其賢。漢史既傳其事。而後世工畫者。又圖其迹。至今照人耳目。赫赫若前日事。國子司業。楊君巨源。方以能詩訓後進。一旦以年滿七十。亦白丞相去歸其鄉。世常說。古今人不相及。今楊與二

泣下り、共に其賢を言ふと。漢史既に其事を傳へて、而して後世の畫(五)に工なる者、又其迹を圖し、今に至るまで人の耳目を照し、赫赫として前日(六)の事の若し。(七)國子司業楊君巨源、方に詩を能くするを以て後進を訓ふ。一旦年七十に滿つるを以て、亦丞相に白して、去つて其鄕に歸る。世常に說く、(八)古今人相及ばずと。今楊と二疏と、其意豈異ならんや。予忝く公卿の後に在り、病に遇うて出づる能はず。楊侯が去りし時、城門の外に送りし者幾人、車幾兩、馬幾匹、道路觀る者、亦歎息して其の賢爲るを知るもの有りしや否や。而して(九)太史氏又能く其事を張大し、傳を爲つて二疏の蹤跡を繼ぎしや否や、(一〇)落莫たらざりしや否やを知らず。(一一)見今の世に畫に工なる者無し、而も畫くと畫かざるとは、固より論ぜざるなり。

(一) 名は巨源字は景山、少尹は官名 (二) 漢の名臣なり、受は廣の兄の子なり (三) 大宴會 (四) 送別 (五) 晉の顧愷之、梁の張僧繇並に二疏を畫するの圖あり (六) 昨日の事の如し (七) 大學教授の類 (八) 今代の人物は古代に及ばず (九) 歷史編纂官 (一〇) 寂寞に同じ (一一) 現今に同じ

其廬。若レ是而稱曰。大夫烏公。一鎭二河陽一。而東都處士之廬無レ人焉。豈不可也。夫南面而聽二天下一。其所二託レ重而恃一レ力者。惟相與レ將耳。相爲二天子一得二人於朝廷一。將爲二天子一得二文武士於幕下一。求二內外無一レ治。不レ可レ得也。愈縻二於茲一。不レ能二自引去一。資二二生一以待レ老。今皆爲二有力者一奪レ之。其何能無レ介二然於懷一耶。生既至。拜二公於軍門一。其爲レ吾。以二前所一レ稱。爲二天下一賀。以二後所一レ稱。爲レ吾致二私怨於盡取一也。留守相公首爲二四韻詩一。歌二其事一。愈因推二其意一而序レ之。

て、天下の爲に賀し、後に稱せし所を以て、吾爲に私怨を盡く取るに致せ。(一〇)留守相公首として四韻の詩を爲つて、其事を歌ふ。愈因りて其意を推して之に序す。

(一) 勝れたる人物　(二) 留守の義なり　(三) 二縣は河南と洛陽となり、文公時に河南の令たりき　(四) 措置す　(五) 隱棲して此の町中に住する者　(六) 天子の位　(七) 重任を委託して盡力を依賴す　(八) 此地に留めたる　(九) 不快の義、小瑕を介とす　(一〇) 東都の名士を悉く取り去りし事　(一一) 鄭餘慶は留守河南の尹にして宰相たり

昔疏廣受二子以二年老一。一朝辭レ位而去。

楊少尹を送る序(一)

韓　文　公

昔は疏廣受の二子、年老いたるを以て、一朝位を辭して去る。時に公卿の(二)供張を設け、都門の外に(三)祖道するもの、車數百兩。道路觀る者、多く歎息して

東都雖信多才士。朝取一人焉。拔其尤。暮取一人焉。拔其尤。自居守河南尹。以及百司之執事。與吾輩二縣之大夫。政有所不通。事有所可疑。奚所諮而處焉。士大夫之去位。而巷處者。誰與嬉遊。小子後生。於何考德。而問業焉。搢紳之東西行過是都者。無所禮於

東都は信に才士多しと雖も、朝に一人を取つて其尤(一)を拔き、暮に一人を取つて其尤を拔く。居守河南(二)の尹より、以て百司の執事と、吾輩二縣(三)の大夫とに及ぶまで、政の通ぜざる所有り、事の疑ふべき所有らば、奚れにか諮うて處(四)する所あるべき。士大夫の位を去つて巷處(五)する者、誰と與にか嬉遊せん。小子後生は、何に於てか德を考へて業を問はん。搢紳の東西に行いて是の都を過ぐる者、其廬に禮する所無からん。是の若くにして、稱して曰く、大夫烏公、一たび河陽を鎭して、而して東都處士の廬に人無しと。豈不可ならんや。夫れ南面(六)して天下に聽くに、其の重(七)を託して力を恃む所の者は、惟相と將とのみ。相は天子の爲に人を朝廷に得、將は天子の爲に文武の士を幕下に得ば、內外治無きを求むとも得べからざるなり。愈や玆(八)に縻がれ、自ら引き去ること能はず、二生に資つて以て老を待つ。今皆有力者の爲に之を奪はる。其れ何ぞ能く懷に介然(九)たる無からんや。生既に至りて、公を軍門に拜せば、其れ吾が爲に、前に稱せし所を以

北馬多於天下。伯樂雖善知馬。安能空其羣耶。解之有曰。吾所謂空。非無馬也。無良馬也。伯樂知馬。遇其良輒取之。羣無留良焉。苟無良雖謂無馬不爲虛語矣。東都固士大夫之冀北也。恃才能深藏而不市者。洛之北涯曰石生。其南涯曰溫生。大夫烏公。以鈇鉞鎭河陽之三月。以石生爲才。以禮爲羅。羅而致之幕下。未數月也。以溫生爲才。於是以石生爲媒。以禮爲羅。又羅而致之幕下。

謂空しとは、馬無きに非ざるなり。良馬無きなり。伯樂は馬を知る。其良に遇へば輒ち之を取り、羣(五)に良を留むること無し。苟も良無くんば、馬無しと謂ふと雖も、虛語爲らじと。東都は固より士大夫の冀北なり。才能を恃んで深く藏して市らざる者、洛の北涯なるを石生と曰ひ、其南涯なるを溫生と曰ふ。大夫烏公(六)(七)鈇鉞を以て河陽を鎭するの三月、石生を以て才と爲し、禮を以て羅(八)と爲し、羅して之を幕下に致す。未だ數月ならずして、溫生を以て才と爲す。是に於て石生を以て媒と爲し、禮を以て羅と爲し、又羅して之を幕下に致す。

(一) 名は造字は簡輿　(二) 古のよく馬を相せし人　(三) 天下の中にても特に良民の多き地とす　(四) 解釋する者
(五) 群中に良馬を殘さず　(六) 賓貢なり、仕官の義　(七) 諸侯將軍等の賜はる表章の武器　(八) 網に同じ

以道自任。決去就。爲先生別。又酌而祝曰。凡去就出處何常。惟義之歸。遂以爲先生壽。又酌而祝曰。使大夫恆無變其初。無務富其家而飢其師。無甘受佞人而外敬正士。無味於諂言。惟先生是聽。以能有成功。保天子之寵命。又祝曰。使先生無圖利於大夫而私便其身圖。先生起拜祝辭曰。敢不蚤夜以求從祝規。於是東都之士。咸知大夫與先生果能相與以有成也。遂各爲歌詩六韻退。愈爲之序云。

て蚤夜に以て祝規に從ふを求めざらんやと。是に於て東都の士、咸大夫と先生と果して能く相與に以て成すこと有らんを知る。遂に各〻歌詩六韻を爲りて退く。愈之が序を爲ると云ふ。

(一)贈物とする馬や幣帛 (二)衣冠束帶 (三)旅行の支度 (四)河陽軍に至る道筋 (五)出發の事を不斷往來する親戚朋友に告ぐ (六)見送の人盡く至る (七)送別の宴を張る (八)杯なり (九)今日の心掛 (一〇)敬遠主義を取る (一一)進退 (一二)一身上の私慾を圖る方便とす (一三)早朝より夜半まで (一四)以上の規戒祝辭

溫處士が河陽軍に赴くを送る序

韓文公

伯樂一過冀北之野。而馬羣遂空。夫冀

伯樂一たび冀北の野を過ぎて、馬羣遂に空し。夫れ冀北の馬は天下に多しとす。伯樂善く馬を知ると雖も、安んぞ能く其羣を空しうせんや。之を解く者曰く、吾所

於是撰書詞。具馬幣。卜日以授使者。求先生之廬而請焉。先生不告於妻子。不謀於朋友。冠帶出見客。拜受書禮於門内。宵則沐浴。戒行李。載書册。問道所由。告行於常所來往。晨則畢至。張上東門外。酒三行。且起。有執爵而言者。曰。大夫眞能以義取人。先生眞能

是に於て書詞を撰び、馬幣を具へ、日を卜して以て使者に授け、先生の廬を求めて請ふ。先生妻子に告げず、朋友に謀らず、冠帶して出でて客を見、書禮を門内に拜受し、宵には則ち沐浴して行李を戒しめ、書册を載せ、道の由る所を問ひ、行を常に來往する所に告ぐ。晨に則ち畢く至り、上東門外に張す。酒三行、且に起たんとす。爵を執つて言ふ者有り。曰く、大夫眞に能く義を以て人を取り、先生眞に能く道を以て自ら任じて、去就を決す。先生の別を爲すと。又酌んで祝して曰く、凡そ去就出處は何の常かあらん。惟義に之れ歸せんのみ。遂に以て先生の壽を爲すと。又酌んで祝して曰く、大夫をして恆に其初を變ずる無く、務めて其家を富まして其師を飢ゑしむる無く、佞人を甘受して正士を外敬するなく、諂言に味ふこと無く、惟先生に是れ聽いて、以て能く成功有り、天子の寵命を保たしめんと。又祝して曰く、先生をして利を大夫に圖つて、而して私に其身圖を便にすること無からしめんと。先生起つて祝辭を拜して曰く、敢

錢一則辭。請二與出遊一。未二嘗以一レ事免。勸之仕。則不レ應。坐二一室一。左二右圖書一。與レ之語二道理一。辨二古今事當否一。論二人高下一。事後當二成敗一。若下河決二下流一而東注上。若下駟馬駕二輕車一。就二熟路一。而王良造父爲中之先後上也。若二燭照數計而龜卜一也。大夫曰。先生有二以自老一。無レ求二於人一。其肯爲レ某來耶。從事曰。大夫文武忠孝。求レ士爲レ國。不レ私二於家一。方今寇聚二於恆一。師環二其疆一。農不二耕牧一。財粟殫亡。吾所レ處地。歸輸之塗。治法征謀。宜レ有レ所レ出。先生仁且勇。若以レ義請。而強委レ重焉。其何說之辭。

ること有り、人に求むる無し。其れ肯て某が爲に來らんやと。從事曰く、大夫は文武忠孝、士を求むること國の爲にして、家に私せず。方今寇は恆に聚まり、(一三)師は其疆を環り、農は耕牧せず、財粟殫亡し、(一四)吾が處る所の地、歸輸の塗、(一五)治法征謀、(一六)宜しく出づる所有るべし。先生仁且つ勇なり。若し義を以て請うて、強ひて重を委ねば、(一七)其れ何の說か之れ辭せんと。

(一) 名は洪字は濬川 (二) 烏重胤字は保君 (三) 部下 (四) 嵩邙は二山、瀍穀は二水の名、共に洛陽の境に在り (五) 事故に託して謝絕すること無し (六) 黃河の下流をおし開いて流れ下るが如し (七) 四頭立の速力早き馬車 (八) 馬の熟知せる道路 (九) 共に古代の善御者 (一〇) 算器數器にて量定するが如し (一一) 龜甲もて筮するが如し (一二) 隱棲して仕官を望まず (一三) 王承宗が恆州に據れるを指す (一四) 錢財粟米悉く缺乏す (一五) 兵食運輸輸送の地 (一六) 政治の方法や徵發の手段 (一七) 重大なる任務

利ニ於求一。求不レ得。則怒且怨。不レ知君子必爾爲不也。故區區之心。每レ有ニ來訪者一。皆有レ意ニ於不背一者也。略不ニ辭讓一。遂盡レ言。惟吾子諒察。

河陽軍節度御史大夫烏公。爲ニ節度一之三月。求ニ士於從事之賢者一。有下薦ニ石先生一者上。公曰。先生何如。曰。先生居ニ嵩邙瀍穀之間一。冬一裘夏一葛。食朝夕飯一盂。蔬一盤。人與ニ之

石處士を送る序（一）

韓文公

河陽軍の節度、御史大夫烏公（二）、節度と爲るの三月、士を從事（三）の賢者に求む。石先生を薦むる者有り。公曰く、先生何如と。曰く、先生は嵩邙瀍穀（四）の間に居り、冬は一裘夏は一葛、食は朝夕に飯一盂、蔬一盤、人之に錢を與ふれば則ち辭するも、與に出で遊ばんと請へば、未だ嘗て事（五）あるを以て免せず。之に仕を勸むるに則ち應ぜず。一室に坐し、圖書を左右にし、之と道理を語り、古今の事の當否を辨じ、人の高下と、事の後に當に成敗すべきとを論ずるに、河（六）の下流を決して東に注ぐが若く、駟（七）馬の輕車に駕し、熟（八）路に就いて、而して王良・造父（九）之が先後を爲すが若く、燭照し數計（一〇）つて龜卜（一一）するが若しと。大夫曰く、先生以て自ら老す（一二）

識其不足補吾子之所須也。齊王好竽。有求仕於齊者。操瑟而往。立王之門三年。不得入。叱曰。吾瑟鼓之。能使鬼神上下。吾鼓瑟。合軒轅氏之律呂。客罵之曰。王好竽。而子鼓瑟。瑟雖工。如王之不好何。是所謂工於瑟而不工於求齊也。今擧進士於此世求利祿。行道於此世。而爲文。必使一世人不好。得無與操瑟立齊門者比歟。文誠工。不

氏の律呂に合すと。客あり之を罵つて曰く、王は竽を好む、而るに子は瑟を鼓す。瑟工なりと雖も、王の好まざるを如何せんと。是れ所謂瑟に工にして、齊に求むるに工ならざるなり。今進士に此世に擧げられ、利祿を求めて、道を此世に行ふ、而るに文を爲る、必ず一世の人をして好まざらしむ。(一一)瑟を操つて齊門に立つ者と比する無きを得んや。文は誠に工なるも、求に利ならず。求めて得ざれば、則ち怒り且つ怨む。知らず君子は必ず爾爲るか不ざるか。故に區區(一二)の心、來訪する者有る毎に、皆不肖に意有る者なり。略ゝ辭讓せず、遂に言を盡せり。惟吾子諒察せよ。

(一) 字は述聖、元和九年の進士 (二) 御手紙 (三) 愧ぢ恥づ (四) 予の淺薄にして人に勝るの智識無きをも厭はず (五) 君の守らるゝ所に就いて下問を索る (六) 期待に副ふことを得ざらん (七) 韓非子内儲說に出でたり、竽は一種の笛 (八) 琴に似たる樂器 (九) 憤激するなり (一〇) 音樂律呂の祖たる古帝王 (一一) 厭ひ嫌はる (一二) 區々たる心にて考ふるに我を來訪する人は皆この不肖なる私から何者かを得んと考へらるゝなり貴下亦然らん故に云々

寧樂ㇾ之。若俛ㇾ首帖ㇾ耳。搖ㇾ尾而乞ㇾ憐者。非二我之志一也。是以有ㇾ力者遇ㇾ之。熟二視之一。若ㇾ無ㇾ覩也。其死其生。固不ㇾ可ㇾ知也。今又有三有ㇾ力者當二其前一矣。聊試仰ㇾ首一鳴號焉。庸詎知下有ㇾ力者不丙哀二其窮一。而忘二一擧手一投足之勞一。而轉乙之淸波甲乎。其哀ㇾ之。命也。其不ㇾ哀ㇾ之命也。知二其在乙命而且鳴二號之一者。亦命也。愈今者實類二於是一。是以忘二其疏愚之罪一。而有二是說一焉。閣下其亦憐二察之一。

れて憐を乞ふ（二）見ぬふりして助けず（三）水に移らしめて呉れまいものでもなしとの意（四）天命天運

愈白。辱二惠書一。語高而旨深。三四讀。尙不ㇾ能二通曉一。茫然增二愧赧一。又不ㇾ以三其淺弊一無二過ㇾ人智識一。且諭以ㇾ所ㇾ守。幸甚。愈敢不ㇾ吐二露情實一。然自

（一）陳商に答ふる書

韓文公

愈白す、（二）惠書を辱なうす。語高うして旨深く、三四讀するも、尙ほ通曉する能はず。茫然として（三）愧赧を增す。又其（四）淺弊人に過ぐるの智識無きを以てせずして、且つ（五）諭すに守る所を以てす。幸甚し、愈敢て情實を吐露せざらんや。然も自ら其の吾子の（六）須つ所を補ふに足らざるを識る。（七）齊王竽を好む。仕を齊に求むる者有り、（八）瑟を操つて往き、王の門に立つこと三年、入ることを得ず。（九）叱して曰く、吾が瑟は、之を鼓すれば、能く鬼神をして上下せしむ。吾が瑟を鼓するや、（一〇）軒轅

其得レ水。變二化風雨一。上二下於天一不レ難也。其不レ及レ水。蓋尋常尺寸之間耳。無三高山大陵。曠塗絶險。爲二之間隔一也。然其窮涸不レ能二自致一乎水。爲二獱獺之笑一者。蓋十八九矣。如有レ力者。哀二其窮一而運二轉之一。蓋一擧手一投足之勞也。然是物也。負三其異二於衆一也。且曰。爛二死於沙泥一。吾

る者、蓋し十に八九なり。如し力有る者、其窮を哀しんで之を運轉(九)せば、蓋し一擧手一投足の勞ならん。然も是の物や、其の衆に異なるを負み、且曰く、沙泥に(一〇)爛死すとも、吾寧ろ之を樂しまん。若し首(一一)を俛し、耳を帖れ、尾を搖かして憐を乞はんは、我の志に非ざるなりと。是を以て力有る者之に遇ふも、之を熟視して(一二)視ること無きが若くす。其死其の生、固に知るべからざるなり。今又力有る者の其の前に當る有り、聊か試に首を仰いで一鳴號せんに、庸詎(一三)ぞ力有る者、其の窮を哀んで、而して一擧手一投足の勞を忘れて、之を淸波に轉ぜざるを知らんや。其の之を哀しむも命(一四)なり。其の之を哀しまざるも命なり。其の命に在ることを知つて且つ之に鳴號する者も、亦命なり。愈今は實に是に類す。是を以て其疎愚の罪を忘れて、而して是說有り。閣下其れ亦之を憐察せよ。

(一) 博學宏詞科に應試する時試驗官に贈りし書なり、時に公の年二十六才 (二) 水涯なり (三) 尋常平凡の魚貝 (四) 品類 (五) 八尺を尋とし其倍を常とす (六) 廣き路險しき土地 (七) 水に移り行く能はず (八) 川うその類 (九) 水に移らしむるなり (一〇) 水を得ずばたとひ沙泥の中に腐爛して死すとも厭はずとす (一一) 首を垂れ耳を垂

不知言者。誠其材能不足以當吾賢相之擧爾。若所謂時者。固在上位者之爲爾。非天之所爲也。前五六年時。宰相薦聞。尚有自布衣蒙抽擢者。與今豈異時哉。且今節度觀察使及防禦營田諸小使等。尚得自擧判官。無間於已仕未仕者。況在宰相。吾君所尊敬者。而曰不可乎。古之進人者。或取於盜。或擧于管庫。今布衣雖賤。猶足以方於此。情隘辭蹙。不知所裁。亦惟少垂憐焉。愈再拜。

指言す　(六)推薦奏聞す　(七)卑賤より拔擢す　(八)部下の屬官　(九)區別間隔　(一〇)天子すら尊敬する程の大臣　(一一)禮記に管仲が盜を擧用せし事を擧ぐ　(一二)趙文子が倉庫預りの小吏を拔擢せし事亦禮記に見ゆ　(一三)章句を整頓する事能はず

(一)科目に應ずるとき人に與ふる書　韓文公

月日愈再拜。天池之濱。大江之濆。曰。有怪物焉。蓋非常鱗凡介之品彙匹儔也。

月日愈再拜、天池の濱、大江の濆(二)、曰く、怪物有り。蓋し(三)常鱗凡介の(四)品彙匹儔に非ざるなり。其の水を得るや、風雨を變化し、天に上下するも難からざるなり。其の水に及ばざるや、蓋し(五)尋常尺寸の間のみ。高山大陵、(六)曠塗絶險の、之が間隔を爲すもの無きなり。然も其(七)窮涸して自ら水に致す能はずして、(八)獱獺の笑と爲

矣。閣下其亦聞而見レ之矣。其將往而全レ之歟。抑將安而不レ救歟。有下來言二於閣下一者上。曰。有下觀二溺レ於レ水而爇中於レ火者上。有二可レ救之道一。而終莫二之救一也。閣下且以爲二仁人一乎哉。不レ然。若レ愈者。亦君子之所レ宜レ動レ心者也。或謂レ愈。子言則然矣。宰相則知レ子矣。如二時不可何一。愈竊謂二之

と爲さんや。然らずんば、愈の若き者も、亦君子の宜しく心を動かすべき所の者なり。或ひと愈に謂ふらく、子が言は則ち然り、宰相は則ち子を知れるも、時の不可なるを如何せんと。愈、竊に之を言を知らざる者と謂はんとす。誠に其材能は以て吾が賢相の擧(四)に當るに足らざるのみ。若し所謂時とは、固より上位に在る者の爲(五)のみ、天の爲す所に非ざればなり。前五六年の時、宰相薦聞(六)、尚ほ布衣(七)より抽擢を蒙りし者有り。今と豈時を異にせんや。且つ今の節度觀察使及び防禦營田の諸小使等すら、尚ほ自ら判官(八)を擧ぐるを得、已に仕ふると未だ仕へざるとに間無し(九)。況んや宰相に在りて、吾君の尊敬する所の者(一〇)にして、而して不可なりと曰はんや。古の人を進むる者、或は盜に取り(一一)、或は管庫に擧げたり(一二)。今布衣は賤しと雖も、猶ほ以て此れ方ぶるに足らん。情隘り辭蹙んで、裁せん所(一三)を知らず。亦惟少しく憐を垂れよ。愈再拜。

(一) 險阻と平坦と (二) 水火に陷るが如き窮之寒餓 (三) 平然たるなり (四) 推薦擧用 (五) 宰相の方寸にあるを

兄子弟之慈愛。然後呼而望之也。將有介於其側者。雖其所憎怨。苟不至乎欲其死者。則將大其聲疾呼而望其仁之也。彼介於其側者。聞其聲而見其事。不惟其父兄子弟之慈愛。然後往而全之也。雖有所憎怨。苟不至乎欲其死者。則將狂奔盡氣。濡手足。焦毛髮。救之而不辭也。若是者何哉。其勢誠急。而其情誠可悲也。

を盡し、手足を濡し、毛髮を焦すも、之を救うて辭せざらんとす。是の若き者は何ぞや。其勢誠に急にして、其情誠に悲しむべければなり。

㊀本卷第二の文を參照せよ　㊁深く大いなる罪に陷ることを覺悟す　㊂自說を十分に開陳す　㊃逃れ出でんことを求む　㊄立てるなり　㊅救助を求む　㊆狂人の如く走り往く

愈之彊學立行。有年矣。愚不惟道之險夷。行且不息。以蹈於窮餓之水火。其既危且亟矣。大其聲而疾呼

愈の學を彊め行を立つるや、年有り。愚にして道の險夷を惟はず、行いて且つ息まず。以て窮餓の水火を蹈めり。其れ既に危ふく且つ亟なり。其聲を大にして疾呼す、閤下其れ亦聞いて之を見ん。其れ將に往いて之を全うせんか、抑〻將安んじて救はざらんか。來つて閤下に白す者有り、曰く、水に溺れ火に熱かるゝを觀る者有り、救ふべきの道有れども、而も終に之を救ふ莫しと。閤下且に以て仁人

二月十六日。前鄕貢進士韓愈。謹再拜言二相公閤下一。向上二書及所レ著文一。待レ命凡十有九日。不レ得レ命。恐懼不二敢逃遁一。不レ知レ所レ爲。乃復敢自納二於不測之誅一。以求レ畢二其說一。而請三命於二左右一。愈聞レ之蹈二水火一者之求二免於一レ人也。不二惟其父

後(一)十九日復宰相に上つる書

韓文公

二月十六日、前の鄕貢進士韓愈、謹んで再拜して相公閤下に言す。向に書及び著す所の文を上つり、命を待つこと凡そ十有九日なるも、命を得ず。恐懼して敢て逃遁せず、爲さん所を知らず。乃ち復敢て自ら不測(二)の誅に納れて、以て其說を畢へんことを求め、而して命を左右に請ふ。愈之を聞く、水火を蹈む者の免(三)を人に求むるや、惟に其父兄子弟の慈愛ありて、然して後に呼んで之を望む(四)のみならず、將に其側(五)に介する者有れば、其憎怨する所なりと雖も、苟も其死を欲するに至らざる者には、則ち將に其聲を大にし、疾呼して、其の之を仁(六)せんことを望まんとす。彼の其側に介する者、其聲を聞いて其事を見ては、惟に其父兄子弟の慈愛ありて、然して後に往いて之を全うするのみならず、憎怨する所有りと雖も、苟も其死を欲するに至らざる者ならば、則ち將に狂(七)奔して氣

若レ閔二其窮一也。退而喜也。以告二于人一。其後如二東京一。取二妻子一。又不レ得二朝夕繼見一。及二其還一也。亦嘗一進二謁於左右一矣。邈乎其容。若レ不レ察二其愚一也。悄乎其言。若レ不レ接二其情一也。退而懼也。不二敢復進一。今則釋然悟。翻然悔曰。其邈也。乃所三以怒二其來之不一レ繼也。其悄也。乃所三以示二其意一也。不敏之誅。無レ所二逃避一。不二敢遂進一。輒自疏二其所以一。幷獻二近所レ爲復志賦已下十首一。爲二卷。卷有二標軸一。送二孟郊一序一首。生紙寫。不レ加二裝飾一。皆有二揩レ字注レ字處一。急レ於二自解而謝一。不レ能レ竢二更寫一。閤下取二其意一。而略二其禮一可也。愈恐懼再拜。

左右に進謁せしに、邈乎(二)たる其容、其愚を察せざるが若く、悄乎(三)たる其言、其情に接せざるが若し。退いて懼れ、敢て復進まず。今は則ち釋然として悟り、翻然として悔いて曰く、其邈たるは、乃ち其來の繼がざるを怒る所以なり、其悄たるは、乃ち其意を示す所以なりと。不敏(四)の誅、逃避する所無く、敢て遂に進まず。輒ち自ら其所以を疏(五)し、幷に近く爲くる所の復志賦已下の十首を獻じて一卷を爲す。卷に標軸(六)有り。孟郊を送るの序一首は、生紙(七)に寫して、裝飾を加へず。皆字を揩(八)し字を注する處有り。自ら解いて謝するに急にして、更め寫すことを竢つ能はず。閤下其意を取り、其禮(九)を略して可なり。愈恐懼再拜。

(一) 溫和の容貌以前に倍して親しく專一の言語予の窮乏を憐むに似たり　(二) 冷淡の貌　(三) 急遽の貌　(四) 不肯に同じ　(五) 分疏辯解　(六) 裝飾表裝　(七) 喪事などに使ふきがみ　(八) 添削に同じ　(九) 疎遠なりし理由の辯解

衣食於奔走。不レ得二朝夕繼見一。其後閤下位益尊。伺二候於門墻一者。日益進。夫位益尊。則賤者日隔。伺二候於門墻一者。日益進。則愛博而情不レ專。愈也道不レ加レ修。而文日益有レ名。夫道不レ加レ修。則賢者不レ與。文日益有レ名。則同進者忌。始レ之以二日隔之疏一。加レ之以二不レ專之望一。以二不レ與者之心一。而聽二忌者之說一。由レ是閤下之庭無二愈之跡一矣。

り、門墻に伺候する者、日に益〻進むときは、則ち愛博うして情專ならず。愈や道は修を加へざるに、而も文は日に益〻名有り。夫れ道に修を加へざれば、則ち(五)賢者は與せず、文日に益〻名有れば、則ち同進の者は忌む。之を始むるに日に隔たるの疎を以てし、之に加ふるに專ならざるの望を以てし、與せざる者の心を以て、忌む者の說を聽く。是に由りて閤下の庭に愈の跡無し。(六)

㊀ 名は京字は慶復、時に給事中の官たり　㊁ 謁見　㊂ 疎遠に打過ぎたり　㊃ 君の門前に伺候する者　㊄ 道德上の修養　㊅ 伺候せざるなり

去年春。亦嘗一進二謁於左右一矣。溫乎其容。若レ加二其新一也。屬乎其言。

去年春、亦嘗て一たび左右に進謁す。溫乎たる(一)其容、其新を加ふるが若く、屬乎たる其言、其窮を閔むが若し。退いて喜び、以て人に告げき。其後東京に如いて、妻子を取り、又朝夕に繼ぎ見ゆるを得ず。其還るに及んで、亦嘗て一たび

其主待之以禮。如此則死於執事之門。無悔也。若使隨行而入。逐隊而趨。言不致盡其誠。道有所屈於己。天下之人。聞執事之於愈如此。皆曰。執事之用韓愈。哀其窮收之而已耳。韓愈之事執事。不以道利之而已耳。苟如是。雖日受千金之賜。一歳九遷其官。感恩則有之矣。將以稱於天下曰知己則未也。伏惟哀其所不足。矜其愚。不錄其罪。察其辭。而垂仁採納焉。愈恐懼再拜。

て惟ふに、其の足らざる所を哀しみ、其愚を矜れんで、其罪を錄せず、其辭を察して、仁に垂れて(九)採納せよ。愈恐懼再拜。

(一) 故人舊友を厚遇す　(二) 一身を依頼し歸依す　(三) 諂諛屈伏　(四) 俗吏の晝入夜歸に從ふなり　(五) 自己を束縛せらるゝなり　(六) 困窮を氣の毒とす　(七) 利己主義もて閣下を利用するのみ　(八) 昇級す　(九) 智識の不足する處

愈再拜。愈之獲見於閣下。有年矣。始者亦嘗辱一言之譽。貧賤也。

(一)陳給事に與ふる書

韓文公

愈再拜、愈の見を(二)閣下に獲るや年有り。始は亦嘗て一言の譽を辱うせり。貧賤なるや衣食に奔走し、(三)朝夕繼ぎ見ゆるを得ず、其後閣下は位益〻尊く、(四)門墻に伺候する者、日に益〻進めり。夫れ位益〻尊きときは、則ち賤者日に隔た

天下之人。聞ニ執事之於レ愈如ニ是也。必皆曰。執事之好レ士也知レ此。執事之待レ士以レ禮如レ此。執事之使レ人不レ枉ニ其性。而能有レ容如レ此。執事之欲レ成ニ人之名一如レ此。執事之厚ニ於故舊一如レ此。又將曰。韓愈之識ニ其所ニ依歸一也如レ此。韓愈之不レ諂ニ屈於富貴之人一如レ此。韓愈之賢能使ニ

天下の人、執事の愈に於ける是の如きを聞かば、必ず皆曰はん、執事の士を好むや此の如し。執事の士を待つに禮を以てするや此の如し。執事の人を使ふに其性を枉げずして、而して能く容るゝ有ること此の如し。執事の人の名を成さんと欲するや此の如し。執事の故舊(二)に厚きこと此の如しと。又將曰はん、韓愈の其の依(一)歸する所を識るや此の如し。韓愈の富貴の人に諂屈(三)せざること此の如し。韓愈の賢、能く其主をして之を待つに禮を以てせしむること此の如しと。則ち執事の門に死せんも、悔無きなり。若し行(四)に隨つて入り、隊を逐うて趨らしめ、言は敢て其誠を盡さず、道は己(五)に屈する所有らば、天下の人、執事の愈に於ける此の如きを聞いて、皆曰はん。執事の韓愈を用ふるは其窮(六)を哀れんで之を收めしのみ、韓愈の執事に事ふるや、道を以てせずして、之を利する(七)のみと。苟も是の如くんば、日に千金の賜を受け、一歳に九たび其官(八)を遷さると雖も、恩に感ずることは則ち之有らん、將以て天下に稱して知己と曰はんは則ち未だし。伏し

其所受教。今之時。與孟子之時。又如遠矣。皆好其聞命而奔走者。不好其直己而行道者。聞命而奔走者。好利者也。直己而行道者。好義者也。未有好利而愛其君者。未有好義而忘其君者。今之王公大人。惟執事可以聞此言。惟愈於執事也。可以此言進。愈蒙幸於執事。其所從舊矣。若寬假之。使不失其性。加待之。使足以爲名。寅而入。盡辰而退。申而入。終酉而退。率以爲常。亦不廢事。

て道を行ふ者を好まず。命を聞いて奔走する者は利を好む者なり、己を直くして道を行ふ者は義を好む者なり。(三)未だ利を好んで其君を愛する者は有らず。未だ義を好んで其の君を忘るゝ者は有らず。今の王公大人、惟執事のみ、以て此言を聞すべく、惟愈の執事に於けるのみ、此言を以て進むべし。愈は(四)幸を執事に蒙ること、其の從る所舊し。若し之を(五)寬假して、其性を失はざらしめ、之を(六)加待して、以て名を爲すに足らしめば、(七)寅にして入り、辰を盡して退き、(八)申にして入り、酉を終へて退き、率ね以て常と爲すとも、亦事を廢せざらん。

(一)公孫丑下篇に出づ　(二)正直正道の士　(三)大學孟子などに類語あり　(四)僥幸　(五)寬大假借す　(六)待遇を加ふ　(七)午前四時に入り午前十時に退出す　(八)午後四時に入り午後八時に退出す

能有二不能一○若レ此者○非二愈之所一レ能也○抑而行レ之○必發二狂疾一○上無三以承二事于公一○志下其將二所三以報一レ德者上○下無二以自立一○喪三失其所二以爲一レ心○夫如レ是○則安得而不レ言○凡執事之擇二於愈一者○非レ謂二其能晨入夜歸一也○必將レ有二以取一レ之○苟有二以取一レ之○雖レ不二晨入夜歸一○其所レ取者猶在也○下之事レ上○不レ一二其事一○上之使レ下○不レ一二其事一○量レ力而任レ之○度レ才而處レ之○其所レ不レ能○不二強使一レ爲○是故爲レ下者○不レ獲二罪於上一○爲レ上者○不レ得二怨於下一矣○

夜に歸らずと雖も、其の取る所の者は猶ほ在るべし。下の上に事ふるや、(八)其事を一にせず、上の下を使ふや、其事を一にせず。力を量つて之に任じ、才を度つて之に處く(九)。其の能はざる所は、強ひて爲さしめず。是の故に下爲る者は罪を上に獲ず、上爲る者は怨を下に得ざるなり。

(一) 張建封字は本立、時に尚書右僕射たり (二) 召喚の書札 (三) 節度使の役所 (四) 格例章程 (五) 出仕早々の命令 (六) 公務に從事す (七) 伎倆智識に取る所あるなるべし (八) 一概にはあらず (九) 處置す

孟子有レ云○今之諸侯○無二大相過者一○以下其皆好レ臣二其所一レ教○而不レ好レ臣二

孟子云へる有り、今(二)の諸侯、大いに相過ぐる者無きは、其の皆其の教ふる所を臣とするを好んで、其の教を受くる所を臣とするを好まざるを以てなりと。今の時は孟子の時と又遠きを加ふ。皆其の命を聞いて奔走する者を好んで、其の(三)己を直くし

九月一日愈再拜。受レ牒之明日。在二使院中一。有二小吏一。持二院中故事節目十餘事一。來示レ愈。其中不可者有。自二九月一至二明年二月之終一。皆晨入夜歸。非レ有二疾病事故一。輒不レ許レ出。當時以二初受一レ命不二敢言一。古人有レ言。曰。人各有レ

張僕射に上つる書（一）

韓文公

九月一日愈再拜、牒（二）を受くるの明日、使院中に在るに、小吏有り、院中（三）の故事節目十餘事を持し、來りて愈に示すに、其中に不可なる者有り。九月より明年二月の終に至るまでは、皆晨に入り夜に歸る、疾病事故有るに非ずんば、輒ち出づることを許さずと。當時は初めて命（五）を受くるを以て敢て言はず。古人言へることと有り、曰く、人各ゝ能有り不能有りと。此の若き者は、愈の能くする所に非ざるなり。抑へて之を行はば、必ず狂疾を發せん。上は以て公（六）に承事する無くして、其の將に以て德に報いんとする所の者を忘れ、下は以て自立する無くして、其の以て心と爲す所を喪失せんとす。夫れ是の如くんば、則ち安んぞ得て言はざらんや。凡そ執事の愈に擇ぶ者は、其の能く晨に入つて夜に歸るを謂ふに非ず、必ず將に以て之（七）を取る有らんとするならん。苟も以て之を取る有らば、晨に入り

其口固能言也。幸未死。實欲一吐出心中所知見。閤下能信而致之於門耶。籍又善於古詩。使其心不以憂衣食亂。閤下無事時。一致之座側。使跪進其所有。閤下憑几而聽之、未必不如聽吹竹彈絲敲金擊石也。夫盲者業專。於藝必精。故樂工皆盲。籍儻可與此輩比並乎。使籍誠不以蓄妻子憂飢寒亂心。有錢以濟醫藥。其盲未甚。庶幾復見天地日月。因得不廢。則自今至死之年。皆閤下之賜。閤下濟之以已絕之年。賜之以既盲之視。其恩輕重大小。籍宜如何報也。閤下裁之度之。籍慚靦再拜。

ひ飢寒を憂ふるを以て心を亂さず、錢有りて以て醫藥を濟さしめば、其盲未だ甚しからず、庶幾くは復天地日月を見んとす。(一一)因りて廢せざるを得ば、則ち今より死に至るの年は、皆閤下の賜ならん。閤下之を濟ふに已絕(一二)の年を以てし、之に賜ふに既盲(一三)の視を以てせば、其恩の輕重大小、籍宜しく如何かして報ずべきぞ。閤下之を裁し(一四)之を度れ。籍慚靦(一五)再拜。

(一) 考へ直して覆設す (二) 材能無き人物 (三) 越睦衢台處溫明の七州皆其の領地なり (四) 盲目者も深山にあらん (五) 天下の人皆心に盲せり (六) 一本心中の下に平生の二字有り (七) 唐書に張籍は樂府に長ずとあり (八) 生活上の心配無からしむ (九) 絲竹管絃の音樂 (一〇) 樂工等と比肩するを得べし (一一) 御蔭によりて世の廢物とならず (一二) 已に死物の如くなれるを謂ふ (一三) 既に盲せる者に明を賜ふ (一四) 裁斷制識し性質を商量す (一五) 慚愧に同じ

奮曰。無レ所レ能人。乃宜三以レ盲廢一。有レ所レ能人。雖レ盲當レ廢二於俗瞽一。不レ當レ廢下於行二古人之道一者上。浙水東七州。戸不レ下二數十萬一。不レ盲者何限。李中丞取レ人。固當レ問二其賢不賢一。不レ當レ計三其盲與二不盲一也。當今盲二於心一者皆是。若レ籍自謂獨盲二於目一爾。其心則能別二是非一。若賜二之坐一而問レ之。

を以て廢すべきも、能くする所有るの人は、盲すと雖も、當に俗瞽には廢せらるべきも、當に古人の道を行ふ者には廢せらるべからずと。（三）浙水の東七州、戸は數十萬に下らず、（四）盲せざる者何ぞ限らん。李中丞は人を取るに、固より當に其賢と不賢とを問ふべし。其盲と不盲とを計らざるべきなり。當今心に盲する者は皆（五）是なり。籍が若きは自ら謂へらく、獨り目に盲するのみ、其心は則ち能く是非を別つと。若し之に坐を賜うて之を問はば、其口は固に能く言はん。幸に未だ死せず、實に一たび心中に（六）知見する所を吐出せんと欲す。閣下能く信じて、之を門に致さんか、籍は又古詩に（七）善し、其心をして、（八）衣食を憂ふるを以て亂れざらしめ、閣下が無事の時、一たび之を座側に致し、跪づいて其の有する所を進めしめ、閣下は几に憑りて之を聽かんに、未だ必ずしも（九）竹を吹き絲を彈し、金を敲き石を擊つを聽くが如くならずんばあらじ。夫れ盲者は業專なり、藝に於て必ず精し。故に樂工は皆盲なり。（一〇）籍倘ほ此輩と比並すべきか。籍をして誠に妻子を蓄

以藏之胸中矣。近者閤下從事。李協律翺到京師。籍於李君友也。不見六七年。聞其至。馳往省之。問無恙外。不暇出一言。且先賀其得賢主人。李君曰。子豈盡知之乎。吾將盡言之。數日籍益聞所不聞。籍私獨喜。常以爲。自今以後不復有如古人者。於今忽有之。退自悲。不幸兩目不見物。無用於天下。胸中雖有知識。家無錢財。寸步不能自致。今去李中丞五千里。何由致其身於其人之側。開口一吐出胸中之奇乎。因飲泣不能語。

今より以後、復古人の如き者は有らずと、今に於て忽ち之有りと。(一一)退いて自ら悲しむらく、不幸にして兩目は物を見ず、天下に用無し。(一二)胸中に知識有りと雖も、家に錢財無く、寸步も自ら致す能はず。(一三)今は李中丞を去ること五千里なり。何に由つてか其身を其人の側に致し、口を開いて一たび胸中の奇を吐出せんやと。因つて飲泣して語ること能はず。

(一)字は文昌、盲目の文人なり　(二)名は遜字は友道、元和五年浙東觀察使となる　(三)上書の草案なれば略するなり　(四)寄に同じ　(五)周代千里の外に方伯を設け十國を連とし連に帥を置く觀察使之と似たり　(六)一地方の高位を占む　(七)心術事業の公明正大なる稱　(八)部下の官吏　(九)字は習之、協律郎の官に在り　(一〇)未だ聞かざる美談　(一一)當代皆俗吏のみ古人の如く人材を登庸する者なしと　(一二)李遜を指す　(一三)自由に歩行する能はず

既數日。復自

既にして數日、復自ら舊つて(一)曰く、(二)能くする所無きの人は、乃ち宜しく盲

如レ此而已。惴惴焉惟不レ得レ出二大賢之門下一是懼。亦惟少垂レ察焉。瀆二冒威嚴一。惶懼無レ已。愈再拜。

張籍に代つて李浙東に與ふる書(一)(二)

韓文公

月日前某官某。謹東向再拜。寓二書浙東觀察使中丞李公閤下一。籍聞議論者皆云。方今居二方伯連帥之職一。坐二一方一得レ專二制於其境內一者。惟閤下心事犖犖。與二俗輩一不レ同。籍固

(三)月日前某官某、謹んで東向再拜して、書を浙東觀察使中丞李公閤下に寓す。(四)籍聞く、議論する者は皆云ふ、方今方伯連帥の職(五)に居て、一方に坐して制を其(六)境內に專にすることを得る者、惟閤下は心事犖犖、(七)俗輩と同じからずと。籍固より以て之を胸中に藏せり。近者閤下の從事、(八)李協律翶京師に到る。(九)籍は李君に於て友たり。見ざること六七年なり。其の至るを聞き、馳せ往いて之を省し、恙無きやを問ふの外、一言を出すに暇あらず、且つ先づ其の賢主人を得たるを賀するに、李君曰く、子豈盡く之を知らんや、吾將に盡く之を言はんとすと。數日にして籍は益〻聞かざる所を聞きぬ。(一〇)籍私に獨り喜ぶらく、常に以爲らく、

說一焉。閤下其亦察レ之。古之士。三月不レ仕則弔。故出レ疆必載レ質。然所三以重二於自進一者、以下其於レ周不可。則去レ之魯。於レ魯不可。則去レ之齊。於レ齊不可。則去之レ宋。之レ鄭。之レ秦。之レ楚也。今天下一君。四海一國。舍二乎此一則夷狄矣。去二父母之邦一矣。故士之行レ道者。不レ得二於朝一則山林而已矣。山林者士之所二獨善自養一而不レ憂二天下一者之所二能安一也。如有下憂二天下一之心上則不レ能矣。故愈每自進。而不レ知レ愧焉。書亟上。足數及レ門。而不レ知レ止焉。寧獨

れば、則ち去つて宋に之き、鄭に之き、秦に之き、楚に之くを以てなるのみ。今天下一君、四海一國、(五)此を舍つれば、則ち夷狄なり。父母の邦を去るなり。故に士の道を行ふ者、(六)朝に得ざれば則ち山林のみ。山林は士の獨り善くし自ら養ふ所にして、天下を憂へざる者の能く安んずる所なり。如し天下を憂ふるの心有らば、則ち(七)能はざらん。故に愈は每に(八)自ら進みて愧づることを知らず。書亟々上つり、足數々門に及ぶも、而も止まることを知らず。寧ぞ獨り此の如きのみならんや。(九)惴惴焉として、惟大賢の門下に出づるを得ざらんことを是れ懼る。亦惟少しく察を垂れよ。威嚴を瀆冒(一〇)して、惶懼已む無し。愈再拜。

(一)門の番人 (二)孟子滕文公下篇參照 (三)贄に同じ、臣の執つて以て君に見ゆる物なり (四)道合はざるなり (五)唐を指し言ふ (六)朝廷に志を得ざるときは山林に隱居する外なし (七)山林に隱棲する能はじ (八)自ら進みて仕官を求め (九)恐懼の貌なり、貴殿の如き大賢人に選拔せられざらんことを恐るとの意 (一〇)汚し犯す

天下之所レ謂禮樂刑政敎化之具。豈盡脩理。風俗豈盡敦厚。動植之物。風雨霜露之所ニ沾被一者。豈盡得レ宜。休徴嘉瑞麟鳳龜龍之屬。豈盡備至。其所レ求ニ進見一之士。雖レ不レ足三以希ニ望盛德一。至レ比ニ於百執事一。豈盡出ニ其下一哉。其所ニ稱說一。豈盡無レ所レ補哉。今雖レ不レ能レ如ニ周公之吐哺握髮一。亦宜下引而進レ之。察ニ其所一レ以。而進中退之上。不レ宜ニ默默而已一也。

る能はずと雖も、亦宜しく引いて之を進め、其の以てする所を察し、而して之を進退(五)すべし。宜しく默默として已むべからざるなり。

㊀ つひ近似の事の義、趙憬等は貞元九年に宰相となりき。或は曰く、事情の周公と近きを曰ふと ㊁ 閣下等の德に追及せんことを望むべからず ㊂ 議論し上言す ㊃ 今日の時代 ㊄ 用ひるべきを用ひ去るべきを去る

愈之待レ命四十餘日矣。書再上而志不レ得レ通。足三及レ門。而閽人辭焉。惟其昏愚。不レ知ニ逃遁一。故復有ニ周公之

愈の命を待つや四十餘日なり。書再び上りしも、而も志は通ずるを得ず。足は三たび門に及びしも、而も閽人(一)辭しぬ。惟其れ昏愚、逃遁を知らず。故に復周公の說有り。閣下其れ亦之を察せよ。古の士、三月(二)仕へざれば則ち弔す。故に疆を出づるに必ず質(三)を載す。然も自進に重んずる所以の者は、其周に於て不可(四)なれば、則ち去つて魯に之き、魯に於て不可なれば、則ち去つて齊に之き、齊に於て不可な

之功。又盡章章如是。其所求進見之士。豈復有賢於周公者哉。不惟不賢於周公而已。豈復有賢於時百執事者哉。豈復有所計議能補於周公之化者哉。然而周公求之如此其急。惟恐耳目有所不聞見。思慮有所未及。以負成王託周公之意。不得於天下之心。如周公之心。設使其時輔理承化之功。未盡章章如是。而非聖人之才。而無叔父之親。則將不暇食與沐矣。豈特吐哺握髮之勤而止哉。惟其如是。故于今頌成王之德。而稱周公之功。不衰。

今閣下爲輔相。亦近耳。天下之賢才。豈盡擧用。姦邪讒佞欺負之徒。豈盡除去。四海豈盡無虞。九夷八蠻之在荒服之外者。豈盡賓貢。天災時變昆蟲草木之妖。豈盡銷息。

今閣下が輔相爲る。亦近きのみ。天下の賢才、豈盡く擧用せんや。姦邪讒佞欺負の徒、豈盡く除去せんや。四海豈盡く虞無からんや。九夷八蠻の荒服の外に在る者、豈盡く賓貢せんや。天下の所謂禮樂刑政教化の具、豈盡く脩理せんや。風俗豈盡く敦厚ならんや。動植の物、風雨霜露の沾被する所の者、豈盡く宜しきを得んや。休徵嘉瑞麟鳳龜龍の屬、豈盡く備り至らんや。其の進見を求むる所の士、以て盛德を希望するに足らずと雖も、百執事に比するに至つては、豈盡く其下に出でんや。其の稱說する所、豈盡く補ふ所無からんや。今は周公の吐哺握髮の如くな

八蠻之在二荒服之外一者。皆已賓貢。天災時變昆蟲草木之妖。皆已銷息。天下之所レ謂。禮樂刑政教化之具。皆已備理。風俗皆已敦厚。動植之物。風雨霜露之所二沾被一者。皆已得レ宜。休徵嘉瑞麟鳳龜龍之屬。皆已備至。而周公以二聖人之才。憑二叔父之親一。其所二輔レ理承レ化

らんや。豈復計議する所、能く周公の化を補ふ者有らんや。然り而して周公は之を求むること此の如く其れ急に、惟耳目の聞見せざる所有り、思慮の未だ及ばざる所有り、以て成王が周公に託するの意に負き、天下の心、周公の心の如くなるを得ざらんことを恐れき。設し其時に理を輔け化を承くるの功をして(一六)、未だ盡く章章たること是の如くならず。而して聖人の才に非ずして、叔父の親無からしめば、則ち將に食と沐とに(一七)暇あらざらんとす。豈特に吐哺握髮の勤にして止まんや。惟其れ是の如し、故に今に于るまで成王の德を頌して、周公の功を稱すること衰へず。

(一) 貞元十一年正月廿七日に上書し、次に二月十六日に上書し、第三回に本書を上りしなり、二十は一に念に作る (二) 州縣より來れる進士 (三) 宰相趙憬・賈耽・盧邁の徒を指す (四) 名は旦、周武王の弟文王の子 (五) 吐哺握髮の事は史記魯の世家に出づ (六) 姦智邪曲險詖佞辯君を欺き德に背く者 (七) 多くの蠻狄の數千里外に居住する者 (八) 貢を獻じて朝す (九) 妖怪變化なり、蝗天を蔽ひ冬月花開くの類 (一〇) 被ひろおほふ (一一) めでたる兆祥 (一二) 成王の叔父なるを謂ふ (一三) 治に同じ (一四) 明昭顯著の貌 (一五) 凡百の官司者 (一六) 天下皆周公の心を以て心とすれば憂無きを以てなり (一七) 食事澡髮のひまだに無からん

三月十六日。前鄕貢進士韓愈。謹再拜言二相公閤下一。愈聞周公之爲二輔相一。其急レ於レ見レ賢也。方二一食一三吐二其哺一。方二一沐一三握二其髮一。當二是時一。天下之賢材。皆已擧用。姦邪讒佞欺負之徒。皆已除去。四海皆已無レ虞。九夷

後二十九日(一)復宰相に上つる書

韓文公

三月十六日、前の(二)鄕貢進士韓愈、謹んで再拜して(三)相公閤下に言す。愈聞く、(四)周公の輔相爲るや、其の賢を見るに急なるや、一食に方つて三たび其哺を(五)吐き、一沐に方つて三たび其髮を握ると。是の時に當つて、天下の賢材は皆已に擧用し、(六)姦邪讒佞欺負の徒皆已に除去し、四海皆已に虞無く、(七)九夷八蠻の荒服の外に在る者皆已に(八)賓貢し、天災時變昆蟲草木の(九)妖皆已に銷息し、天下の所謂禮樂刑政敎化の具は皆已に脩理し、風俗皆已に敦厚に、動植の物、風雨霜露の(一〇)沾被する所の者、皆已に宜しきを得、(一一)休徵嘉瑞麟鳳龜龍の屬、皆已に備はり至れり。而して周公は、聖人の才を以て(一二)叔父の親に憑り、其の理を輔け化を承くる(一三)所の功、又盡く(一四)章章たること是の如し。其の進見を求むる所の士は、豈復周公より賢れる者有らんや。惟に周公より賢らざる而已ならず、豈復時の(一五)百執事より賢れる者有

之士。有中遇二知於左右一。獲レ禮二於門下一者豈求レ之而未レ得邪。將志存二乎立レ功。而事專二乎報レ主。雖レ遇二其人一。未レ暇レ禮邪。何其宜レ聞。而久不レ聞也。愈雖二不才一。其自處。不三敢後二於常人一。閣下將求レ之而未レ得歟。古人有レ言。請自レ隗始。愈今者惟朝夕芻米僕賃之資是急。不レ過レ費二閣下一朝之享一而足也。如曰下吾志存二乎立レ功。而事專二乎報レ主。雖レ遇二其人一未レ暇レ禮焉。則非三愈之所二敢知一也。世之齪齪者。既不レ足二以語レ之。磊落奇偉之人。又不レ能レ聽焉。則信乎命之窮也。謹獻二舊所レ爲文一十八首一。如賜二覽觀一。亦足三以知二其志之所レ存。愈恐懼再拜。

如し吾が志は功を立つるに存して、事は主に報ずるに專に、其人に遇ふと雖も、未だ禮するに暇あらずと曰はば、則ち愈の敢て知る所に非ざるなり。世の齪齪(一六)たる者は、既に以て之を語るに足らず、磊落(一七)奇偉の人は、又聽くこと能はずんば、則ち信なるかな命の窮せること。謹んで舊爲る所の文一十八首を獻ず。如し覽觀(一八)を賜はば、亦以て其志の存する所を知るに足らん。愈恐懼再拜。

(一) 擢用を上長に求む (二) 俊才ゝ後進に選擇す (三) 他人に話したる事無し (四) 內々傳聞する所によればの義 (五) 容易に世に現はれざる絕世の大才士 (六) 人に賴らず獨行す (七) 屈伸進退すべて世俗の毀譽に拘泥せず (八) 共によく通曉す (九) 知遇を辱うせられ (一〇) 閣下の事業はたゞ主君に報ずるにのみ存するか (一一) 自己を處置するなり (一二) 燕の郭隗が語なり、拙者より始めよの意 (一三) 家畜の飼料や家族の飯米ゝ奴僕の給金 (一四) 一食の食費 (一五) 是非もなき次第なり (一六) 凡庸鄙陋の小人 (一七) 度量濶大才能拔群の稱なり (一八) 覽賞

焉。豈上之人無可援。下之人無可推歟。何其相須之殷。而相遇之疏也。其故在下之人負其能。不肯詔其上。上之人負其位。不肯顧其下。故高材多戚戚之窮。盛位無赫赫之光。是二人者之所爲。皆過也。

未嘗干之。不可謂上無其人。未嘗求之。不可謂下無其人。愈之誦此言久矣。未嘗敢以聞於人。側聞閣下抱不世出之才。特立而獨行。道方而事實。卷舒不隨乎時。文武惟其所用。豈愈所謂其人哉。抑未聞後進

未だ嘗て之を干めずして、上に其人無しと謂ふべからず。未だ嘗て之を求めずして、下に其人無しと謂ふべからず。愈の此言を誦するや久し、未だ嘗て敢て以て人に聞せず。側に聞く、閣下は不世出の才を抱き、特立して獨行し、道方にして事實に、卷舒時に隨はず、文武惟其の用ふる所と。豈愈が所謂其人なるか。抑〻未だ後進の士の、左右に遇知せられ、門下に禮を獲る者有るを聞かず。豈之を求めて未だ得ざるか。將志は功を立つるに存して、事は主に報ずるに專に、其人に遇ふと雖も、未だ禮するに暇あらざるか。何ぞ其の宜しく聞くべくして久しく聞かざるや。愈は不才なりと雖も、其の自ら處るや敢て常人に後れず。閣下將之を求めて而も未だ得ざらんか。古人言へること有り、請ふ隗より始めよと。愈今は惟朝夕芻米僕賃の資是れ急なり。閣下一朝の享を廢するに過ぎずして足れり。

愈。謹奉二書尙書閤下一。士之能享二大名一顯二當世一者。莫レ不丙有下先達之士負二天下之望一者上。爲乙之前甲焉。士之能垂二休光一照二後世一者。亦莫レ不丙有下後進之士負二天下之望一者上。爲乙之後甲焉。莫レ爲二之前一。雖レ美而不レ彰。莫レ爲二之後一。雖レ盛而不レ傳。是二人者。未三始不二相須一也。然而千百載。乃一相遇

之が前を爲さざるは莫く、士の能く(九)休光を垂れて後世を照す者も、亦後進の士の(八)天下の望を負ふ者有りて、之が後を爲さざるは莫し。之が前を爲すこと莫けれ(一〇)ば、美なりと雖も而も彰はれず、之が後を爲すこと莫ければ、盛なりと雖も而も傳はらず。是の二人の者は、未だ始より相須たずんばあらざるなり。然り而して千百載に乃ち一たび相遇ふ。豈上の人の援く(一一)べき無く、下の人に推す(一二)べき無きか。何ぞ其の相須つの殷(一三)にして、而して相遇ふの疎なるや。其故に、下に在るの人は其能を負んで、其上に諂ふことを肯んぜず。上の人は其位を負んで、其下を顧みることを肯んぜず。故に高材に戚戚(一四)の窮多く、盛位に赫赫(一五)の光無し。是の二人の者の爲す所は、皆過てり。

(一) 名は頔字は允元、德宗の貞元中襄州の刺史並尚書となる (二) 貞元十八年 (三) 官名なり、守は位卑くして役高き兼官の稱なり (四) 大學博士 (五) 閤下に同じ (六) 高大なる名譽 (七) 天下の人望を占有する人 (八) 先導となり拔擢し登庸推輓す (九) 美大なる名譽の光輝 (一〇) 後援 (一一) 凡庸にして後援するに足らず (一二) 推薦すべき俊傑無し (一三) 殷勤親切 (一四) 憂懼の貌 (一五) 顯盛の貌

七月三日。將
仕郎守國子
四門博士韓

文章軌範 巻之一

(一)侯字集

放膽文

凡そ文を學ぶもの、初は膽の大なるを要し、終は心の小なるを要す。麁より細に入り、俗より雅に入り、繁より簡に入り、豪蕩より純粋に入る。此集は皆麁枝大葉の文、禮義に本づき、世事に老け、人情に合す。初學之に熟せば、其胸襟を開廣し、其志氣を發紓し、但文の易きを見て、文の難きを見ず、必ず能く放言高論して、筆端窘束せざらん。

(一) 侯王將相有種乎の七字を各集に冠するなり　(二) 唐の孫興邁が語

(一)于襄陽に與ふる書

韓文公

(二)七月三日、(三)將仕郎守國子(四)四門博士韓愈、謹んで書を尚書閣下に(五)奉つる。士の能く(六)大名を享けて當世に顯はるゝ者は、先達の士の天下の望を負ふ者有りて、

家の間にも重視せられしを。

岡田正之識

第四章　流傳

宋元明清　博議は宋代に在りて盛んに傳鈔せられ、且開版せるものあり。元明には重刊せるもの極めて多く、句解の書も出でしは科擧の爲めなりしなるべし。清に入りては乾隆年間に張文炳の評點本が上梓せられ、道光に至り錢唐の瞿世瑛は宋槧本に照して校刻したり。卽ち百六十八篇の全文を存したるものなり。

本邦　我邦には孰れの時に傳はれるを詳にせず。伊藤長胤が元祿十三年春に作りし博議の跋に據れば、當時欹劂に付せられたるものなり。其の後寬政十一年にも出版せり。明治十二年に阪谷朗廬は瞿世瑛の本を本とし、評註を下して刊行したり。往時坂井虎山は生徒に授くるに先づ東萊博議を以てし、三島中洲翁も文を作る每に先づ博議を諳誦し然る後筆を下し、久しくして得る所ありしを以て、人の作文法を問ふものあれば必ず之を擧げて答へしといふ。觀るべし我邦の文章

ることとなれり。南宋時代の時文は八股文に比すれば猶作法の自由自在にして法則の爲に束縛せらるゝことなかりき。

篇數　博議の全部もと一百六十八篇あり。隱公元年の「鄭莊公共叔段」の論に始まり、宣公十四年の「公孫歸父言魯樂」の論に終れり。左氏傳に於ては、其の論ずる所三分の一に過ぎず。自序に「旬儲月積、浸就編帙」とあれば、論じて宣公に至りて偶〻業を止めしものならん。深意あるにあらざるべし。通行本には八十六篇となししは、原本を節略して繙閲に便にしたるものなり。

軌範と博議　謝疊山の文章軌範も東萊の博議も、其の目的の受驗者に資せんとしたりしは同一なり。然れども前者は古人の文を選び、後者は自家の文を取り、前者は古文を以て時文の規矩となさんとし、後者は時文を以て時文の模範となさんとしたるは、大に異なれる點なり。

世を論じたるものなり。東萊が博議に於て左氏傳の材料を自由に驅使し、其の言はんとする所を言ひ、前人の未だ發せざる所を發するものは、文章に熟せると左氏を究むるの深きとに因らざるはあらざるなり。

文體　博議の文體は時文と稱せらるるものなり。時文とは古文に區別して起れる名稱なるが、文官試驗の文なるを以て或は科擧文とも云ひ、其の問題は專ら經義に關するを以て、或は經義文とも云ふ。蓋し隋唐以來、士人を試むるに詩賦を以てせしが、宋の神宗の時、王安石の議を用ひ、進士の試驗に詩賦を罷めて、經書中の句を拔き出して、其の義を講ぜしむることとなれり。是れ科擧文經義文卽ち時文の始なり。南宋に至りては、其の文體漸く古文と分れ、對偶を用ひ、調子を善くし、過巧過縟、務めて技工を弄せんとし、古文が單行の語句を以て縱橫自在に揮灑するものとは其の形式を異にせり。博議の文は卽ち其の形式を代表せるものなり。然るに此の文體が明の成化の頃より所謂八股文に一變し、外形內容共に一定の型に入

第三章　內容

動機と目的　東萊は乾道年間母の喪に因りて東陽の武川に屛居したりしが、居ること半歲にして遠近の學士は來りて教を乞ふものあり。　東萊講學の餘に、受驗文の形式を知らしめんため、左氏傳中の治亂得失の事を取りて論議の文を作り、以て指示教授する所あり。　且つ一面には借りて自己胸中の蘊蓄を吐露せんとしたり。　時月を逐うて之を作り、積みて一編の書となししは卽ち此の書なり。　此の書は此の如き動機と目的とに因りて成れるものにして、東萊が三十二三歲頃の著なることは、乾道五年九月の自序に明なり。

左傳の研究　文題を左氏傳の一書に取りしものは理由なきにあらず。　東萊平生左氏傳に於て研究尤も深く、故に左氏類編・左氏傳說等の著あり。　類編は久しく傳本なかりしも、傳說は世に傳はる。　其の書は博議と同じく左氏傳中の人を議し

太學博士を歷て、後國史院編修官、實錄院檢討官に除せられ、徽宗實錄を修む。屢〻孝宗に謁して治體の激厲振起すべきことを以てす。時に聖宋文海を著すものあり、周必大は其の去取の差謬あるを以て、館職に委ねて銓擇せしめんことを上言せしに、孝宗は東萊に命ず。東萊は中興以前卽ち北宋を主とし、雅を崇び浮を黜け百五十卷となして上りしに孝宗之を嘉みし名を皇朝文鑑と賜ふ。淳熙八年（一一八一年卽平淸盛薨去の年）に至り卒す。年四十五、諡して成と曰ふ。著す所に讀詩記大事記等あり。

性格　東萊の學は張載二程の學を宗とし、廣く群籍に涉りて涯涘を見ず。人と爲り溫厚篤實にして心平に氣和ぎ嘗て崖異を立てず。一時の美偉卓犖の士皆心を歸せり。少かりし時性急なる所ありしが一日孔子の「躬自厚而薄責於人」の語を誦し翻然として悟る所あり、是より全く氣質を變化せしといふ。

東萊博議解題

第一章　總略

東萊博議は宋の大儒呂東萊が諸生の課試卽ち受験の爲に、論文の標準を示したるものにして、其の文は左傳の事蹟を執へて、論議したるものなり。宋元以來受驗學士の參考書となり、我邦に於ては享保の頃より作文の用書として世に行はれたり。

第二章　著者の小傳

經歷　呂東萊は名を祖謙と云ひ、字を伯恭と云ふ。東萊は其の別號なり。南宋の高宗の紹興七年(一七九七年卽崇德天皇の保延三年)に生る。學は家庭に承け、林之奇等に從ひ、朱熹等と交り、研鑽益〻精し。進士に擧げられ、博學宏詞の科に中り、

み、遂に之に倣ひて謝選拾遺を編するに至る。文政・安政・嘉永の諸年には頻に出版せられ、明治年代に及びて愈々盛んに、或は木版に刻し、或は活字に付し、校訂するものあり、評釋するものあり。其種類の多きことは數十種を下らざるべし。

岡田正之識

第四章　流傳

元・明・清　本書の世に出でしは、疊山の門人王淵濟の校刊を始とす。所謂元槧本とは是なるべし。明に至り頗る行はれ、王汝楫は諸本を以て校正し、龍場に於て梓に上し、王陽明は之が序を作れり。所謂龍場の刊本とは是なり。陽明の序に「世の傳習既に久し」とあれば、其の流行想ふべし。嘉靖の時に會稽の鄗琥と云へる學者は續文章軌範を批選して正編の後に附刻せり。（今傳ふる所の鄒東廓の批選と稱せる續文章軌範は妄人の名を東廓に托して編次を淆亂したるものなり。此は我學友瀧川君山の説にして「書二眞本續文章軌範序目後一」の文に詳なり）萬曆の頃にも二回重刊せられ、清に入りても亦頗る世に行れたり。

本邦　元槧本も朝鮮刊本も我邦に流傳し、享保年代には上木せられ、寬政二年に伊東龜年の補訂本出で、六年に松井暉辰の校本見れたり。賴山陽は喜びて之を讀

先儒阪谷朗廬は最も詳に其の事を説明して曰く『謝公の軌範は獨り文を敎ふのみならず。並に出處進退の道を示すも亦深切となす。何どなれば則ち首に出進して知を求むるの文を掲げしは、初仕の義を示せしなり。中間に議論を列ねしは、言を立て道を行ふ方を示せしなり。末集の諸篇は時に遇はざれば則ち曠達悶えざるの義を示して其の憤惋暴作を戒め、而して結ぶに「送李愿序」「歸去來辭」を以てして勇退自ら樂むの道を示す是れなり。其の首に掲げし所の「與于襄陽書」中に「信乎命之窮也」の命の字は全部の眼目たり。以下諸篇の無數の天の字命の字は、盡く此より生出し、末集に至り篇篇天を説き、命を説き、之を結ぶに「樂夫天命復奚疑」の一語を以てす。編法の妙は全部六十有九篇を取り、打して自家一篇の文字となせるにあり。絶奇と謂ふべし。蓋し謝公一生の本領此に在り、末年の大節宋室に靖獻するも亦唯是のみ』と。文章軌範の價値あり生命ある所以のものは此に存せることは、知らざるべからざるなり。

崇古文訣あり。虞邵庵には文選心訣あり。皆批評標點を附けたるものなり。就中批選の繁簡要を得たりと評せらるるものは文章軌範なり。

選者は毎卷の首に必ず小引を置き、其の卷中に於ける文章の種類作文上の心得を說き、次に毎篇の首には時に一篇に對する文の總評又は大意を揭げ、更に篇内の字法・句法・章法・篇法、其の他文勢の圓活・正大・頓挫・抑揚等の事を註し、要處には標抹を加へ、妙處には圈點を施し、讀者をし一讀其の文の眉目を明にせしむるものあり。獨り出師表と歸去來辭とのみは、圈點をも附けざりしは、武侯と靖節とに對して敬意を拂ひ、特に批判を遠慮したるものなるべし。選者の門人王淵濟に其の說あり誠に然らん。

編法の妙　批選の主旨は模範文を示すに在るを以て、形式の美に取るもの多きも、亦内容の善に重きを置き、務めて道義に關係するものを求め、而かも編次の次第にも其の意を寓し、學者をして身を處し世に立つの一指針となさしめんとしたり。

記等の叙事叙景文を取りしは、選次の目的が廣く文章を學ぶものの資に供せんとしたるに出づればなり。

放膽文・小心文　選者は全編の文を大別して放膽文と小心文との二種となせり。唐書の孫思邈の傳に邈盧照鄰に告げて曰く、「膽は大ならんことを欲し、心は小ならんことを欲す」と、放膽とは卽ち大膽なり。選者は邈の語に取りて名けしものならん。　放膽文とは文章の構造法などに拘泥せず、豪放的に膽を大きくし、縱横自在に書き立て、何等筆先を鈍らしめざるものをいふ。　小心文とは細心なる注意を拂つて、語句の規則正しく、立論の組織も精緻にして簡重純粹なるものをいふ。　文章を學ぶ順序としては、先づ放膽文より入りて小心文に及ばざるべからず。　是れ第一巻第二巻は放膽文を收め、第三卷より第七卷までは、小心文を取りし所以なり。

批評標點　文章の批評をなすことは舊きことなるが、標抹を施し圏點を加ふることは宋人に始まり、而かも盛んに行はれ、呂東萊には古文關鍵あり。　樓迂齋には

類	文體	數	文體	數
〔序記類〕	送序	一〇	贈序	一
	頌序	一	記	三
〔奏議類〕	表	一	封事	一
〔書牘類〕	書	一五		
〔碑誌類〕	碑	一	墓誌銘	一
〔題跋類〕	跋	一	書後	一
	讀	二		
〔韻文類〕	祭文	一	賦	三
	辭	一	銘	一

文體は此の如く二十餘種に分てるも、議論文多くして叙事叙景に渉るものは絕無に近し。選者が受驗者の爲に選びたるものなれば勢然らざるを得ざるなり。

夫の山陽の謝選拾遺は議論文に偏せずして、韓柳歐蘇の力を逞くせる後序游記傳

り。曰く、「宋儒往々程氏に佞すれば、東坡に滿たず、朱子を喜べば、南豐を過尊す。是れ坡公に於ては採入寡からず。南豐に於ては一字を登せず。蓋し其の胸中別に自ら卓として磨すべからざる見あるは亦此に於て之を見る」と。亦卓見となすべし。

漢に於て獨り諸葛武侯を取り、晉に於て唯陶靖節を選ぶ。二家は文章を以て家に名くるものにあらざるも、武侯の出師表は讀みて泣かざるものは忠臣にあらずと稱せられ、靖節の歸去來辭は晉に文章なく、惟歸去來辭の一篇あるのみと揚げらるるものなれば、疊山が其の人格と文想との高きに慕ふ所あるに因らざるはあらざるなり。

文體　本書收むる所の文體の種類を檢するに左の如し、併せて其の篇數を錄す。

〔論說類〕

論	一三	辯	二
原	二	說	三
議	一	解	一

〔晉〕陶靖節	淵明	一			
〔唐〕元次山	結	一	韓文公	愈	三二
柳柳州	宗元	五	杜牧之	牧	一
〔宋〕范文正公	仲淹	二	歐陽公	修	五
李太伯	覯	一	蘇老泉	洵	四
蘇東坡	軾	一二	王荊公	安石	一
辛稼軒	棄疾	一	李文叔	格非	一

全編の作家は十五人にして、文章の數は六拾九篇なり。其の中最も多く取りしは韓文公の作にして、蘇東坡は之に亞ぎ、柳柳州と歐陽公とは又東坡の次に在り。

文章の構造法の備はれるは、唐宋の二代にして其の萃を拔き類を出でたるものは、韓文公に如くものなし。是れ模範文として最も重きを韓文公の文に置きし所以なり。其の東坡を取りて曾南豐に及ばざりしことに就きては、海保漁村の說あ

し疊山嘗て試驗官たりしことあれば、切に模範文を示す必要を感じ、爲に此の批選をなししものならん。其の注意を與ふることの至れる所以も、亦此に由れるなるべし。

分卷の名稱　本書は分ちて七卷とし「侯王將相有種乎」の七字を以て卷の名稱とす。例へば第一卷を侯字集と云ひ、第二卷を王字集と云ふ如し。此の語を取りしは、此の模範文に學びて文章を作らば、試驗に及第し、終には王侯將相ともなるべしとの意を寓したるものならん。我賴山陽の選びし謝選拾遺は、文章軌範の續編とも謂ふべきものなるが、是も七卷に分ち、「小技於道未爲尊」の七字を以て各卷の別名をなししは、全く疊山の例に從ひたるものなり。

作家の作數　本書の選に入りたる諸家は、漢晉に於ては各〻一人に止まり、其の餘は皆唐宋の人に係かれり。試に諸家の名と其の作數とを擧ぐれば左の如し。

〔漢〕　諸葛武侯　亮　一

るものあり。

第三章　選次と内容

批選の主旨　本書の選は進士の試驗を受くるものの爲に、文章の標準を知らしむるを主旨となせり。故に毎卷首の小引に其の事を明かにし、第二卷の首に「初學此に熟せば、必ず文に雄ならん。千萬場屋中（多數居る試驗場の中）有司も亦當に刮目すべし」と云ひ、第三卷の首に「場屋の程文は論は此の樣の文法を用ふべし」と云ひ第四卷の首には「學者此に熟せば經義（經書の義に關する）を作り、策（論文時務叢關する論文）を作る、必ず大名を天下に擅にせん」と云ひ、第五卷の首には「此の集は皆謹嚴簡潔の文なり。場屋中、日晷（時間）限りあり。巧遲は拙速に如かず。論策の結尾ほゞ此の法度を用ふれば、主司も亦必ず異人を以て之を待たん」と云ふ。其の受驗者の爲に圖ることの親切此の如きを見ば、選著の主旨の在る處も窺はるべし。蓋

義高便覺生堪捨。　　　　　　　　　　禮重方知死甚輕。
南八男兒終不屈。　　　　　　　　　　皇天上帝眼分明。

と。慷慨激烈、眞に懦夫をして立たしむるものあり。京師に至り疾を獲て憫忠寺に遷さる。壁間に曹娥の碑あるを見て泣きて曰く、小女子すら猶ほ然り。吾豈に汝に如かざらんやと。終に食はずして死せり。實に元の至元二十六年(一一九四九)四月なり。年六十四。

性格　疊山天性嚴厲豪爽にして、奇氣を負ひ、世と俯仰せず。書を觀る五行倶に下る。人と古今の成敗得失國家の事を言ふときは、必ず髯を掀げ几を抵て跳躍奮厲せり。常に世教を植て民彝を立つることを以て己の任となし、貴富貧賤は一も心を動かさず。其の言に曰く、淸明正大の氣は利を以て回へすべからず、英華果銳の氣は威を以て奪ふべからずと。其の自ら信ずること率ね此に類せり。疊山の經歷性格は此の如し、故に其の文章の批選も尋常文士の著と其の類を同じくせざ

寶祐年中、進士に擧げられ、景定の末、建寧府の教授として試驗官となり、權相賈似道の惡政を摘發して問題となせしに因り、遂に竄せられたり。德祐の初に、江西招諭使知信州となる、會〻元兵江を壓して來り寇し、疊山安仁に迎へ戰ひ、矢盡きて敗れ妻子皆執へらる。疊山は是より服を易へて迹を晦まし、隱忍して時を待ちしも、宋は終に亡びぬ。元主は程文海を遣はして江南の人才を求めしめしに、文海宋の遺臣三十餘人を薦め、疊山を以て首となししが、疊山辭して起たず。宋の降將留夢炎も亦力めて之を勸めしも、疊山書を夢炎に遺りて辯論すること數千言。是れ世に謂ふ卻聘書にして、伯夷叔齊の採薇の歌と共に不朽の文字と稱せらるるものなり。元の參知政事の魏天祐も說く所ありしが、疊山傲岸にして屈せず。天祐怒りて之に逼り執へて北行す。疊山死を以て自ら誓ひ詩を作りて曰く、

雪中松柏愈青青。　扶植綱常在此行。
天下久無龔勝潔。　人間何獨伯夷清。

文章軌範解題

第一章　總略

文章軌範は、宋末の一大忠臣として文天祥と竝び稱せられたる謝疊山の選びたるものなり。主として唐宋諸大家の文を取り、批評を下して作文の模範となしたるものなり。支那に於ては元明時代に刊行し、我邦に於ては徳川幕府の中世頃より漸く著はれ、明治以後は最も盛んに行はれ、漢文を學ぶものの必讀書の一となれり。

第二章　選者の小傳

經歷　謝疊山は名を枋得といひ、字を君直といふ。疊山は其の號なり。宋の理宗の寶慶二年（皇紀一八八六年即北條泰時が執權となりし翌年）に信州の弋陽に生る。

—（目次終）—

卷之三

卷之四

卷之二

卷七　小心文

東萊博議

卷之一

目次

文章軌範

例言

一　文章軌範、東萊博議各全部の本文を收めて本書一卷とす。

一　文章軌範は海保漁邨の文章軌範校本を以て底本とし、東萊博議は東涯校訂の通行四卷本を底本とせり。

一　東萊博議四卷本中、特に文意の通達に於て甚だしく害ありと認むる個處、若しくは明かに庸書の誤りと認むべき個處は、特に阪谷素の評註六冊本と、五十川左武郎の講義四冊本とを參看して、改訂註說せり。

一　文章軌範の小引と、東萊博議の出典及び評註とは、其本文に屬せざるを以て、特に小活字として譯文のみを掲げ、讀者の參考に資することとせり。

一　文章軌範に於て、原選者の批評標點を略して載せざりしは、本叢書の如き體裁の書として洵に止むを得ざりし所、切に讀書の寬恕を仰ぐ所以なり。

文章軌範　全

東萊博議　全

